明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十五年三月四日

○第百五十六回国会 衆議院会議録 第十二号(一)

平成十五年三月四日（火曜日）

議事日程　第八号
平成十五年三月四日
午後一時開議
第一　平成十五年度一般会計予算
第二　平成十五年度特別会計予算
第三　平成十五年度政府関係機関予算
第四　平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出）
第五　所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第六　地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件
日程第一　平成十五年度一般会計予算
日程第二　平成十五年度特別会計予算
日程第三　平成十五年度政府関係機関予算
日程第四　平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出）
日程第五　所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第六　地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

午後一時三分開議

○議長（綿貫民輔君）　これより会議を開きます。

日程第一　平成十五年度一般会計予算
日程第二　平成十五年度特別会計予算
日程第三　平成十五年度政府関係機関予算

○議長（綿貫民輔君）　日程第一、平成十五年度一般会計予算、日程第二、平成十五年度特別会計予算、日程第三、平成十五年度政府関係機関予算、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長藤井孝男君。

平成十五年度一般会計予算及び同報告書
平成十五年度特別会計予算及び同報告書
平成十五年度政府関係機関予算及び同報告書
〔本号(二)に掲載〕

○藤井孝男君　〔藤井孝男君登壇〕　ただいま議題となりました平成十五年度一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この予算三案は、去る一月二十四日本委員会に付託され、二月五日塩川財務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。その後、基本的質疑等、公聴会、分科会を行い、昨三月三日、締めくくり質疑をもって、討論、採決をいたしたものであります。

まず、予算三案の概要について申し上げます。

平成十五年度一般会計予算は、歳出の徹底した見直しを行うため、まず、概算要求段階において要望可能額を大幅に緩和するとともに、重点的、効率的配分を行うこととして編成されており、歳入歳出とも、その規模は八十一兆七千八百九十一億円でありまして、前年度当初予算に対して〇・七％の増加となっております。

歳入のうち、公債の発行額は、建設公債、特例公債合わせて三十六兆四千四百五十億円で、公債依存度は四四・六％となっております。

特別会計及び政府関係機関予算につきましては、資金の重点的、効率的な配分に努め、事業の適切な運営を図ることとされております。その数は、特別会計に関しては、郵政事業特別会計等が平成十四年度限りで廃止され、三十二となっております。政府関係機関は、前年度と変わりなく九であります。

なお、財政投融資計画でありますが、その規模は二十三兆四千百十五億円で、前年度当初計画に対して一二・六％の減少となっております。

次に、予算委員会における主な質疑について申し上げます。

質疑は、デフレ克服の見通し、財政再建、イラク問題への我が国の対応、貸し渋り問題と不良債権処理、政治資金問題、公務員制度改革、医療保険制度改革、インフレ目標導入の是非、道路関係四公団民営化問題、北朝鮮問題、名古屋刑務所における特別公務員暴行陵虐致死事件など、国政の各般にわたって熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくして、昨三日、質疑を終局いたしましたところ、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の共同提案により、平成十五年度予算三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、原口一博君から趣旨の説明がありました。

次いで、予算三案及び動議を一括して討論に付しましたところ、自由民主党、公明党及び保守新党を代表して石井啓一君から政府原案に賛成、動議に反対の意見が、民主党・無所属クラブを代表して中村哲治君から動議に賛成、政府原案に反対の意見が、自由党を代表して中塚一宏君から動議に賛成、政府原案に反対の意見が、日本共産党を代表して矢島恒夫君から動議に賛成、政府原案に反対の意見が、社会民主党・市民連合を代表して横光克彦君から動議に賛成、政府原案に反対の意見が、それぞれ述べられました。

引き続き採決を行いました結果、動議は否決され、平成十五年度予算三案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　平成十五年度一般会計予算外二案に対しては、細川律夫君外六名から、三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出されております。

この際、その趣旨弁明を許します。細野豪志君。

平成十五年度一般会計予算、平成十五年度特別会計予算及び平成十五年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議
〔本号(二)に掲載〕

○細野豪志君　〔細野豪志君登壇〕　平成十五年度一般会計予算、平成十五年度特別会計予算及び平成十五年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議について、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合の野党四会派を代表し、その趣旨の弁明を行います。（拍手）

予算の編成替えを求める第一の理由は、政府の提出した平成十五年度予算に、国民生活を破滅させかねない新たな国民負担増が数多く含まれていることであります。

小泉政権発足以来、一年十カ月を経過いたしましたが、この間、我が国の経済状況は、株価など

に代表されるように、悪化の一途をたどっております。中でも、国民生活は極めて厳しい状況に追い込まれ、小泉政権発足時に比べて、失業率は四・八％から五・五％へと悪化し、就業者は二百万人以上も減少しております。また、職を失わずとも収入の低下はとまらず、勤労者世帯の実収入は二十七万円も減少するというありさまでございます。

このように極めて厳しい生活を背景に、自殺者の数は高水準で推移し、中でも、小泉失政の究極のしわ寄せとも言える、経済・生活苦を動機とする自殺者は、過去最悪の水準となっております。国民生活はまさに危機に直面しており、これ以上のしわ寄せに耐えられる状態にはないのであります。

しかし、政府は、このような国民生活の苦しみを顧みず、新たな国民負担増を次々と実施しようとしております。

四月からは、サラリーマンの医療費窓口負担を二割から三割へと五〇％も引き上げようとしており、これによって、国民は四千億円もの負担増を押しつけられることとなっています。さらに、雇用状況が厳しい中で、最大のセーフティーネットである雇用保険についても、昨年十月に保険料率を引き上げたにもかかわらず、さらに四千億円もの給付カットを実施しようとしております。

また、現在、政府が提案している平成十五年度税制改革案は、さまざまな大衆増税が含まれております。平成十五年度には酒・たばこ税の引き上げによって約三千億円もの負担増を押しつけた上に、平成十六年度の所得税増税等を宣言しており、これでは、国民の生活の不安は高まるばかりであります。

まさに、政府提案の平成十五年度予算及び関連法案は、国民負担増のオンパレードであり、何ら将来の理念もないままに、取りやすいところから取るといった政府の姿勢を天下にさらすものであります。（拍手）

これら政府提案をそのまま実施すれば、国民生活がさらに困窮に追い込まれることは明らかであります。政府が安易に国民に痛みを押しつける前に、まず政府として行うべきことは数限りなくあり、これを放置したまま数兆円もの新たな国民負担増を押しつけることは、決して許されるものではありません。

よって、最低限、医療費患者負担増の引き上げ、雇用保険給付のカット、たばこ、酒の増税は、凍結・中止することは当然であります。医療費負担増についても、既に野党四会派で凍結法案を国会に提出済みであり、速やかに同法案の審議、成立を図れば、凍結は十分に可能であると考えます。（拍手）

第二の理由は、政府予算が、現下の深刻な状況にある雇用及び中小企業に対する施策が全く不十分なことであります。

雇用環境が極めて厳しいことは申し上げたとおりでございますが、同時に、中小企業も深刻な状況に追い込まれており、このままでは、我が国経済の基盤であり、雇用の七割を担う中小企業が崩壊しかねない状況にあります。

しかし、小泉内閣、自民党政権のもとでは、政治家も、そして霞が関も、従来の既得権益を守ることにきゅうきゅうとし、新年度予算に求められる、失業に対する不安の解消、新たな産業育成や中小企業の活性化を通じた雇用の創出への取り組みが全く不十分なままであります。

そこで、国民の安心を確保し、危機的な経済状況からの脱却を実現するために、求職者の能力開発を推進し、実際の雇用に結びつくような失業給付制度の改善を行った上での給付延長、雇用保険の財源安定化、就職支援体制の強化、失業者の生活を守るための子弟の教育費対策等、緊急地域雇用創出特別交付金事業の積極的活用、労使協力による雇用維持・創出に対する支援などの雇用対策の抜本的拡充が必要であります。

また、中小企業対策として、特別信用保証の時限的復活、連鎖倒産回避のための支援措置拡充、起業に対する強力な支援、不当な下請圧迫の防止措置等が必要であります。

さらに、国民が現在必要とするサービスを十分に提供することができること、この状況を整えることによって、将来への展望を生み出すことも重要であります。多様な子育て支援策の拡充、小児医療体制の整備、介護サービスの基盤拡充、障害者対策の推進、三十人学級の早期実現に向けた条件整備、老朽化の進む教育施設の耐震化を含む速やかな改修などが必要であります。

第三の理由は、予算を編成し、執行する内閣そのものに大きな問題があることでございます。

衆議院の予算審議において、小泉総理を筆頭とする現内閣の構成員の資質に大きな疑問があることが明らかになりました。

証取法違反まがいの発言を平然と行う竹中経済財政・金融大臣、二枚舌外交の川口外務大臣、部下が殺人の疑いを受けながら、みずからの責任をとろうとしない森山法務大臣、秘書疑惑、答弁問題で大臣の資質さえ感じさせない大島農水大臣、そして最後に、きわめつけは、公約破りを大したことないと公言し、国民を破滅に追い込もうとする小泉総理、あなたであります。（拍手）

このような閣僚から成る現内閣のもとで編成された政府予算では、国民の信頼も期待も得られることはなく、国民の不安は高まり、景気は一層悪化せざるを得ません。内閣を構成するすべての閣僚がみずからを真摯に反省した上で、新たな国民負担増の凍結・中止など、真に国民の立場に立った予算へと組み替えることが最低限の責任であります。（拍手）

このほか、我が国社会の新たな方向性を本予算で示すために、環境重視等の観点から、環境循環型農業、有機農業などの推進、新エネルギーの研究開発・普及のための支援策拡充、公共交通機関等への低公害車導入促進、森林整備拡充など、総合的な施策が必要であります。

また、高齢化社会への対応の一環としての公共交通機関等のバリアフリー化や、食の安全の確保に向けた、信頼できる食品表示を担保するための検査・監視体制の強化等が必要であります。

同時に、従来の需要追加型景気対策の効果が乏しくなっていること、危機的な財政状況を踏まえ、予算を伴わない、あるいは予算の執行上の工夫によって、景気・雇用対策を推進することも不可欠であります。

一方、前記、新たな国民負担増の凍結・中止、雇用対策、中小企業対策等、国民の生活を守り、経済の活性化を図るための施策を行うに当たって、その財源は、政府提出の予算に内包されているむだを排除し、効率性を高めることによって見出すべきであります。

公共事業関係費は、いまだコスト削減が不十分であり、入札制度の改革、単価の見直しなどによって節減できる余地は十分にあります。また、自民党の長崎県連事件で明らかになっているように、不法な政治の介入が公共事業のコストを大きく引き上げております。野党四会派で国会に提出している政治資金規正法改正案の速やかな審議、成立を図ることによって、一層の公共事業の経費節減が可能であると考えます。

また、外務省報償費及び官房報償費についても、国民の求める真実の解明、制度の抜本改革は全く進んでおりません。財政法、会計法を逸脱した状態が続いている以上、大幅削減は当然のことであり、同時に、一層の行政経費の効率化、真の特殊法人改革に向けた関係予算の見直しが必要であります。

以上のように、来年度予算については、国民の生活を守るため、新たな負担増の凍結・中止、危機に面した雇用環境、中小企業等に対する支援策の拡充・追加、小泉総理を筆頭とするすべての閣僚の真摯な反省と、真に国民の立場に立った予算への組み替え等が必要であります。

野党四会派は、以上のような観点から、二〇〇三年度政府予算を、別途お配りしております重点事項に沿って組み替えるよう要求するものであります。

政府・与党は、一昨年、昨年と続けて、野党四会派の組み替え要求を受け入れず、その結果、景気を悪化させ、国民生活を危機に追いやりました。こともまた同様の愚を犯してはなりません。

国民を真に代表し、賢明なる本議場の議員各位におかれましては、何とぞ、私どもの真意をお酌み取りいただき、御賛同いただきますようお願い申し上げまして、趣旨の弁明といたします。
（拍手）

○**議長（綿貫民輔君）**　これより、予算三案に対する討論と、動議に対する討論とを一括して行います。順次これを許します。自見庄三郎君。

（自見庄三郎君登壇）

○**自見庄三郎君**　私は、自由民主党、公明党、保守新党を代表して、ただいま議題となっております平成十五年度一般会計予算、平成十五年度特別会計予算、平成十五年度政府関係機関予算、以上三案に対し、賛成の討論を行うものであります。
（拍手）

一昨年に発足した小泉内閣のもと、政府は、我が国経済と社会の再生を図るべく、改革なくして成長なしとの基本的考え方に立ち、諸般の構造改革を進めております。本予算は、動き出した小泉内閣の改革路線をさらに確固たる軌道に乗せるために編成されたものであります。

現在、我が国は、厳しい経済情勢に直面しており、国民生活も大きな影響を受けております。しかし、そうした厳しい環境の中でも、前向きに挑戦を続ける多くの人々や企業や、そして、地域があります。

今、政府がなすべきことは、こうした前向きに挑戦する力を一日でも早く顕在化させ、我が国の国益の確固たる基盤を築くことであります。

特に、財政においては、その一翼を担うべく、歳出歳入両面にわたり「聖域なき見直し」を行い、持続可能性を確保するとともに、民間の活力を最大限に引き出せるような、効率的な資源配分を行うことが期待されております。困難にあってもひるむことなく、この改革路線を加速させることこそが、今、求められています。

こうした確固たる理念に基づき、平成十五年度予算の編成に当たっては、活力ある経済社会の実現に向けて、経済活性化や、将来の活力と安定の基盤構築などにつながる分野に大胆な予算配分を進めるとともに、徹底したむだの排除による効率化を図っています。

以下、賛成する理由を具体的に申し上げます。

本予算が、従来の枠組みにとらわれず、歳出構造をより抜本的に見直し、めり張りのあるものとされた点であります。

例えば、公共投資について、大都市圏拠点空港や三大都市圏環状道路等への重点配分を図るなど、時代のニーズに応じた施策への重点配分を進めることとされました。

また、科学技術振興費については、総合科学技術会議による優先順位づけなども積極的に取り入れられ、大胆な再配分が実現されました。

さらに、本予算は、重点配分のみならず、むだの徹底した排除にも努めたものとなっております。徹底した単価の見直し、国庫補助負担金の削減、雇用保険制度の抜本的改革などにより、スリムな予算を実現していると考えております。

こうした重点的かつ効率的な予算配分は、将来における我が国の発展と国民生活の安定をより確実にするものとして、大いに評価すべきものと考えております。
（拍手）

以上、本予算に賛成する理由を申し述べました。私は、この平成十五年度予算が我が国の今後の発展に向けて必要不可欠なものであるとして、賛成の意を表するものであります。ぜひとも、その速やかな成立を期待いたします。

ここで、先日発表された民主党の予算案について、一言申し上げます。

まず、民主党予算案は、予算規模、公債金、地方交付税など、予算の骨格はすべて政府案と同じであります。民主党は、昨年五月に、平成十三年度から平成十五年度までの公債発行限度額を三十兆円とする法案を提出いたしましたが、その主張は捨てたのでしょうか。

また、民主党予算案においては、補助金の一括交付金化が目玉として掲げられていますが、手続の効率化という美名のもとに、教員の給与や社会保障の負担金を含め、具体策も示さず、単純に二割カットするという、極めて無責任な予算案であります。

次に、民主党予算案においては、公共事業を二割以上カットするとの主張がなされておりますが、これは経済や雇用全体に深刻な影響を与え、雇用減にすらなりかねません。経済及び雇用の全体像を示さず、予算をふやす部分にのみ着目し、百万人の雇用増をうたう、まやかしの予算案であると言わざるを得ません。

さらに、医療費三割負担の凍結、雇用保険給付カットの凍結、介護保険の国庫負担増などが主張されていますが、現世代の目先の受益を優先して、効率化すべき給付を見直さず、負担すべきを負担しない内容であり、後世への負担のツケ回しとなっております。次の世代への責任を果たすとの民主党予算案のキャッチフレーズとは裏腹の、次世代へのツケ回し予算案と言えます。

なお、野党の皆様方の御協力も得ながら、昨年を上回る八十時間以上の予算審議を行いました。それにもかかわらず、民主党、自由党、日本共産党、社会民主党から平成十五年度政府予算に対する共同組み替え要求が提出されたことは、まことに遺憾であります。現在の経済情勢などに照らして、この要求は、到底、現実的な提案とは言いがたく、私は、断固反対いたします。

以上、申し述べまして、私の賛成討論といたします。御清聴ありがとうございました。
（拍手）

○**議長（綿貫民輔君）**　田中慶秋君。

（田中慶秋君登壇）

○**田中慶秋君**　私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました平成十五年度政府予算三案に反対し、野党四党共同提案の組み替え動議に賛成する立場で討論をいたします。
（拍手）

まず、小泉内閣の失政によって不況が拡大し、国民生活を破壊している責任は重大であります。予算の内容もさることながら、たび重なる大臣の不祥事が露呈し、政権末期の様相を呈してきた政権が存続していること自体、国民にとって不幸なことであります。

まず第一に、小泉内閣は、経済や安全保障で深刻な問題を抱えているにもかかわらず、何一つ、的確に対応できておりません。

内閣発足以来、次から次へと新たな経済政策を発表するものの、すべてが先送りで終わり、実行が伴わないために、我が国経済はますます悪化の一途をたどっております。

バブル崩壊後の八つの内閣の中で、小泉内閣は、最もGDPを減らし、最も失業者をふやし、最も株価を下げました。

日本経済を必死で支えてきた中小企業の経営者は、小泉不況の中で、なすすべもなく、二万件の倒産、三万二千余の自殺者、二十万の夜逃げ、三百五十万の失業者などを数え、憲政史上最悪の状態に追い込まれているのであります。すぐれた物づくりを継承してきた町の工場や、庶民の生活の命綱となっていた商店街が廃墟と化しております。失業の憂き目に遭い、家族と別れてホームレス生活を余儀なくされている人たちもふえております。

また、総理は、国債発行額三十兆円の公約を守れなかったことは大したことでないと開き直りました。実は、国債発行額も、小渕内閣に迫る歴代第二位の多額な発行であります。

このような厳しい経済の情勢にありながら、来月にはサラリーマンの医療費を五割も引き上げるなど、小泉内閣の経済政策はいよいよ支離滅裂なものとなっております。

安全保障面では、国民に対しては全く説明責任も果たしていない一方で、国際社会に対し、早々と、イラク攻撃に前のめりの米国を支持する二枚舌外交を行っているのであります。また、北朝鮮のミサイル発射という重大な情報が、官邸はおろか、防衛庁長官にも知らされていないという、お粗末な危機管理体制にとどまっている。

このような状態で、政府原案のまま有事関連法案を成立させたとしても、国民の生命と財産が守られるとは考えられません。

まさしく、総理初め関係大臣の責任を国民の前に明らかにしてもらいたいものであります。

第二は、多くの閣僚の資質の欠如が露呈されております。

受刑者の情願書を一度も見ることなく却下する人権感覚の森山法務大臣、答弁をころころ変え、人権だけではなく国会も軽視するその姿は、法務大臣として明らかに失格であります。

次に、仮定の質問には答えられないとの答弁を連発し、国会を不毛な論議の場におとしめている川口外務大臣、その存在の耐えられない軽さには、与党からも、やめろコールが噴き出しているのであります。

次に、ＥＴＦは絶対もうかると、ネズミ講かマルチ商法もどきの営業トークで閣僚にＥＴＦ購入を勧めた竹中金融・経済財政担当大臣、竹中大臣は、さまざまな経済指標を真っ先に知る立場にあるだけではなく、以前より日銀にＥＴＦの買い入れを要求していることから、本当にもうかれば、完全なインサイダー取引の状態であります。

第三に、自民党を変えると大見えを切りながら、自民党の金権体質には全く手をつけられない小泉自民党の姿が明らかになりました。

自民党の国対委員長だった昨年、議員にはすべて秘書の監督責任があると述べた大島農水大臣が、みずからに金銭疑惑が降りかかるや、すべて秘書の責任とばかりに逃げようとしているのであります。しかも、予算委員会集中審議に臨むに当たって衆議院法制局に答弁書を書かせ、立法府の信頼を揺るがせるという前代未聞の不祥事まで引き起こしたのであります。しかし、総理は、次から次へと疑問が噴き出す大島大臣を、ひたすらかばい続けているのであります。

自民党長崎県連の幹部が違法献金で逮捕されたことについて、自民党総裁として問いただされたにもかかわらず、私に聞いてもわかるわけがないでしょうと、まるで他人事のような開き直りの姿勢に終始しておりました。総理みずからのファミリー企業に関する疑惑が問われても、そういう事実はありませんの一点張りで、全く説明責任を果たそうとしていないのであります。

総理自身がこうした姿勢だから、自民党内では、ＫＳＤで批判を浴びて廃止したはずの、党員集めのノルマを復活させようという動きが出てくるのであります。自民党の自浄能力のなさに、ただただあきれるばかりであります。

平成十五年度予算三案は、こうした政権末期の内閣が編成したにふさわしい、末期的な欠陥予算と言わざるを得ません。

以下、平成十五年度政府予算三案に反対する理由を申し述べます。

第一に、この予算が不況・デフレを加速する内容となっていることであります。

相変わらず、既得権でがんじがらめの歳出構造を続けております。森内閣のときと比較しても、省庁別シェアも公共事業シェアも、ほとんどかわりばえがありません。いまだにむだな公共事業が続けられ、その口きりで政治家が税金をピンはねしており、まさに税金のむだ遣い、使い方が間違っているのであります。政官業癒着構造が温存され、税金の使い方を間違い続ける限り、どんなに財政出動を繰り返したとしても、景気浮揚効果は期待できません。

民主党が主張しているように、中小企業の貸し渋り・貸しはがし対策、雇用のセーフティーネット、福祉、環境、ＮＰＯなど新しい分野への投資や減税を重点的に行うことがなくては、日本の再生は望めません。

大幅な税収の落ち込みは、小泉経済政策を象徴しているのであります。総理は、税収の落ち込みはあたかも自然現象であるかのような無責任な姿勢を見せておりますが、そのような責任転嫁は認められるわけもありません。

第二に、この予算は、経済悪化だけではなく、財政悪化を招くものであります。

国債発行額三十兆円の公約が放棄されたことに対し、その原因がみずからの経済失政によるものであるにもかかわらず、総理が、この程度の約束を守れなかったのは大したことではないと言いっ放しでは、言語道断であります。

第三に、サラリーマンの医療費自己負担の五割アップ、雇用保険の失業等給付の削減、介護保険の介護報酬の引き下げ、配偶者特別控除の廃止、発泡酒とたばこの税率アップなど、新たな国民負担増により、みずからの経済失政のツケを国民に負わせようとしていることであります。

五年前、小泉厚生大臣は、二〇〇〇年までに医療制度の抜本改革を行うと公約して、負担増を強行しました。しかし、現在に至るまで、抜本改革は先送りを続け、またしても負担増だけが強行されようとしているのであります。

総理、医療制度の抜本改革という重大問題も、この程度の約束だったのでしょうか。約束の期限が二年過ぎても問題が先送りされていることも、大したことではないのでしょうか。

第四に、総理の改革姿勢の後退であります。

集中調整期間は一年先延ばし、成長軌道への回帰とデフレ克服は二年先送り、塩川財務大臣の答弁によれば、プライマリーバランスの黒字化も二、三年先送りするようであります。

小泉内閣の目玉であります構造改革特区についても、総理が、すべて実現するつもりでやってほしいと述べたにもかかわらず、実現したのはほんのわずかであります。

次に、野党四党共同提案の組み替え動議に賛成する理由を申し上げます。

第一に、本動議は、サラリーマン医療費自己負担の五割アップなど、経済失政のツケを国民に押しつけようとする新たな国民負担増の凍結・中止を盛り込んでいることであります。

第二に、過去最悪の完全失業率を記録するなど極めて深刻な雇用情勢に対応し、雇用保険の失業等給付の給付期間の延長や若年層に対する就職支援体制の強化など、雇用対策に七千億を追加していることであります。

第三に、多くの中小企業者が理不尽な銀行の貸しはがしに苦しめられている中、時限的に信用保証協会の特別保証を復活させるほか、連鎖倒産の回避のためのセーフティーネット保証・貸付制度を拡充するなど、中小企業対策に二千億を追加していることであります。

中小企業に冷たい小泉政権との違いは、火を見るよりも明らかであります。

第四に、三十人学級の実現や日本育英事業の無利子貸付枠の拡充、学校施設の改修等を含め、教育関係に二千五百億を追加していることであります。

第五に、これらの真に必要な歳出に充てるため、巨額の財政赤字と政治腐敗、さらには、自然破壊の原因となっているむだな公共事業を一兆六千億削減していることであります。

今回、民主党は、初めて独自の予算案を編成いたしました。中長期的な改革ビジョンに基づいて、地方への個別補助金を全廃し、大くくりの一括補助金、すなわち交付金に改めるほか、百万人の雇用増に結びつく新しい需要策を講じ、ローン利子控除の創設など斬新な税制改革案を盛り込んでいるのであります。

我々は、いつでも政権を担う覚悟であります。このことを国民の皆さんに強く訴え、討論を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　東祥三君。

〔東祥三君登壇〕

○東祥三君　私は、自由党を代表して、野党四会派提出の平成十五年度一般会計予算、平成十五年度特別会計予算、平成十五年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議に賛成、政府提出の平成十五年度予算案三案に反対の討論を行います。（拍手）

冒頭申し上げます。

ことしは、日本の経済社会の未来を左右しかねない分水嶺、歴史的大転換の年になるかもしれません。内政、外交、どれをとってみても、憂慮すべき危機的状況が迫っているのであります。

そうした緊迫した状況にあるにもかかわらず、政府・自民党は、ことしも緩みっ放しの体質的・構造的不祥事を露出させることとなりました。そもそも、これは、長年、与党自民党が官僚と癒着し、国民不在の政治を続けてきた結果にほかならず、また、先送り、不問に付して事なきを得るという自民党の伝統的・構造的体質だからこそ、生み出されるものであります。しかも、どんな緊迫

した状況の中でも、自分自身の体質的・構造的問題について、何ら説明も改善も行わないのが自民党政治そのものなのであります。（拍手）

大島農林水産大臣は、自民党政治特有の、秘書を隠れみのにした不正献金疑惑を抱え続け、十分な説明をしておりません。そして、新たに、農林水産大臣としての答弁を衆議院法制局に依頼して作成させたという、前代未聞の重大な問題を提起しております。

問題となっている想定問答の作成は、本来、自分の顧問弁護士にでもつくってもらえばいいものであります。それを、なぜ、農林水産大臣大島理森として国会で答弁することを目前にし、想定文を立法府の機関である衆議院法制局につくらせたのか。これは、行政府の長による立法府の機関の私物的利用、三権分立を侵害する行為であることにほかなりません。（拍手）しかし、大島大臣は、これに対する説明責任を果たすことはありませんでした。

今国会での来年度予算案審議においては、小泉総理を筆頭として、閣僚の発言の軽さ、物の考え方の軽さが目立つものでありました。

森山法務大臣は、獄中の受刑者へ刑務官が行った暴行に対して、論理的な説明をすることもできませんでした。

竹中経済財政・金融担当大臣は、ＥＴＦを引き合いに出して絶対にもうかると発言したことの意味を問われ、これもまた、お茶を濁すような答弁に終始しました。

さらに、日本の外交・安全保障のリーダーである小泉総理並びに川口外務大臣は、緊迫していくイラク情勢に対して、基本原則も明確にしないまま、場当たり的な対応に終始するばかりであります。

また、イラク以上に日本にとって切迫する北朝鮮問題については、昨年九月の北朝鮮訪問、日朝平壌宣言は成功だ、成功だと、総理はマスコミも巻き込みながら宣伝しておりましたが、その後、拉致問題を含め、協議は進展していないばかりか、地対艦ミサイルの発射問題や核保有問題、原子炉再稼働など、次々と明るみになる問題に対しても、小泉総理や川口外務大臣は、平壌宣言の精神を原則としてと、何か夢でも見ているのか、現実を無視した空手形の宣言に固執して、全く的外れの答弁をしているのであります。（拍手）

また、小泉総理並びに石破防衛庁長官は、いざというとき、国民をどのように守るかの責任を第一義的に有しているのでありますが、朝鮮半島の危機が十年前から取りざたされてきたにもかかわらず、国家の安全保障に対して何を研究されてきたのでしょうか。国家の安全保障に何も責任をとらない体質を温存し続け、今ごろあたふたしているのが現状であります。

予算案審議を通じ、この国会は、大臣自身の説明責任と資質が問われていることが明白となりました。日本の外交、経済、社会を牽引していくべきリーダーたちの資質そのものが疑われているとは、情けない限りであります。

そして、そうした資質を問われる大臣らによって組み立てられた来年度予算、また、日本の経済財政運営に、我々は、憂慮の念を通り過ぎて、危機感を抱かざるを得ません。みずからの身の潔白、発言に対する釈明、編成した予算に対する責任、これら一つ一つの説明をすべきであるにもかかわらず、これが十分に行われてこなかったことは、まことに遺憾であります。

一方、なし崩し的、先送りの自民党体質による来年度予算案では、この国の将来の形を明確に描くことはできないばかりでなく、直近の実体経済に対してどのように効果的に寄与するのかも不明確であると言わざるを得ません。我々は、そうした日本の実体経済とは乖離した予算案には、断固反対であります。（拍手）

以下、平成十五年度政府予算案に反対する理由を申し上げます。

第一に、この予算案と、小泉総理大臣が就任当初から言っていたこととは大きく乖離するものであり、予算案が何を目指すものなのか、さっぱりわからないことであります。

小泉総理は、就任当初から、国債発行三十兆円枠というワンフレーズ・ポリティックスを踏襲してきました。どんなに総理が、そんなワンフレーズ・ポリティックスはマスコミのつくった言葉だと言ったとしても、それを利用して、国民の信用を得て政策実行を推進しようとしてきたのは、小泉総理御自身であります。

結果として、その公約は実行されず、そんな公約など大したことはないと叫んだ小泉総理は、みずからの政策実行能力を否定したことになります。しかし、そうした矛盾に対して、何ら説明しておりません。方針が変わったのであれば、その説明を果たさなければならないにもかかわらず、それを回避する、いや、する気もないのが小泉総理の実態であります。

これでは、小泉総理の編成する予算案というものが、中長期的な日本の将来を俯瞰して、どのように日本の現状を認識しているのか、直近の来年度の課題に対してどのように対応しようとしているのか、それが予算案としてどのように反映されているのか、これらを理解することなどできません。

このような支離滅裂な予算案に国民の安全、安心、未来を預けることなど、当然ながら、できないのであります。（拍手）

第二に、具体的にその予算案の中身を見れば、国民の安心、安全に対して何ら答えを与えることのできない代物であることが明白であります。

先行減税、多年度税収中立と称した予算案は、将来の加速度的増税を意味しております。たとえ今、政策減税として時限的な減税を実行したとしても、将来は、これまでの政府の、小出しにして増税してきたことを加速度的に実行することを宣言するだけのものであり、これで、日本経済が回復するということはあり得ません。むしろ、多年度税収中立というこの手法は、今後、政府の歳出構造を抜本的に変えることなく、膨張していく歳出を将来確保していくことを確約したようなものであります。

小泉総理がかねてから口にしていた歳出見直し、ゼロベースからの見直しということからは全く乖離する予算案であることにほかなりません。（拍手）

第三に、こうした予算案と国民の切実な叫びとの乖離は、政府と国民との信頼関係、ひいては、国民の将来設計に対して政府がどのようにサポートするのかという基本的な関係に影を落とすことであります。

そもそも、政府は、国民の切実な生活実態に対して、十分に把握しているのでしょうか。税制にしても、予算にしても、国民から広く意見を聞いていると言っておりますが、それは、会合を形式的にセットするだけで、半ば内々で決めた既定路線を固めるためのセレモニーでしかないではありませんか。国民不在の予算、税制は、国民の信頼を得ることはなく、また、国民一人一人が自主的にみずからの信念で活動することもできず、日本の経済社会は荒廃するばかりであります。

こうした政府・自民党の編成する堕落的な予算案に対して、野党四会派の平成十五年度予算案に対し編成替えを求めるの動議は、国民の切迫する問題に的確に対処するため、重点的な項目に編成替えを求めています。

単なる負担増でしかない医療制度改革に対し、国民が信頼を確保することができる本格的な制度改革を実行するまで安易に負担増を行わないよう、被保険者本人の医療負担三割の実行などを当面凍結する経費が充てられております。

また、中小企業の資金繰りの悪化に対応するための、中小企業信用保証の特別保証制度の時限的な復活や、雇用保険制度の見直しなど、小泉不況によって塗炭の苦しみにあえいでいる企業や国民への重点的、緊急的な対応に配慮しています。

以上のように、野党四会派が提出した平成十五年度予算案に対して編成替えを求めるの動議は、小泉政権の経済運営の失敗に対し、国民の切迫する問題に重点的かつ的確に対処するために予算編成し直すことを明確に主張しているものであり、賛成いたします。（拍手）

最後に、ことしはペリー来航百五十周年の年に当たります。当時、幕藩体制の末期、この新しい

事態に何をしてよいかわからず、あたふたとうごめく徳川幕府と今日の政府・与党、小泉政権が重なり合って見えるのは、私だけでありましょうか。明確な、来るべき改革の方向性を示すことができず、言葉と実態が乖離した政権は、いずれ倒れざるを得ないわけでありますが、時代の要請にこたえることができない政権である以上、一日も早く倒さざるを得ないということを申し上げ、私の討論を終わります。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　松本善明君。

（松本善明君登壇）

○松本善明君　私は、日本共産党を代表して、二〇〇三年度政府予算三案に反対、野党共同提出の予算組み替え動議に賛成の討論を行います。（拍手）

私は、まず、この予算にはまだまだ徹底審議すべき重大問題が多数あるにもかかわらず、与党が必要な審議を尽くさず衆院通過をごり押ししていることに、強く抗議をするものであります。（拍手）

イラク問題は、二十一世紀の世界のあり方にかかわる重大問題であります。今、査察の継続強化によってイラクの大量破壊兵器の武装解除を図り、問題を平和的に解決するという史上かつて見ない巨大な世界世論の前に、ブッシュ政権が日に日に孤立を深めているという情勢であります。

ところが、小泉内閣は、今までのどの内閣よりも、ブッシュ政権に忠実に対米従属外交を推進し、武力行使に道を開く新たな国連決議のために奔走しております。人類が二度にわたる世界大戦という惨禍を経て確立した国連憲章に基づいて、国連の枠の中で問題を平和的に解決し、平和の秩序を守ろうとする世界の反戦平和の声を、イラクに誤ったメッセージを送ることになるなどと、敵視する態度をとっております。これは、国連憲章と同じ精神でつくられた憲法を持つ国の政府としては、恥ずかしくて見ておられないような、惨めな姿であります。（拍手）

イラク問題を戦争によって、特に大量破壊兵器の問題を武力によって決着をつけようということは、中東に地獄の門を開くだけではなく、世界の平和ルールを壊し、世界を、政治の面でも、経済の面でも、はかり知れない大混乱に引き込む危険をはらんでおります。今は、断固として戦争をやめさせなければならないときであります。これは徹底審議すべき、最も重大なことであります。（拍手）

政治と金をめぐる問題も重大であります。

大島農水相にかかわる複数の疑惑は、衆議院法制局の私物化ということにまで及び、小泉内閣の信頼性に直接かかわる大きな問題になってまいりました。また、自民党長崎県連事件は、献金のあり方の問題として、自民党全体を揺さぶる重大事件となってきております。

我が党は、予算委員会で、小泉首相、森山法務大臣を含む関係閣僚や政権与党幹部ら十九人が公共事業受注企業から選挙期間中に献金を受けたことを明らかにいたしましたが、これは、長崎事件同様、事実上、選挙に関する寄附と疑われる献金であります。小泉内閣は、これらについて、いずれも何の自浄能力も示しませんでした。

昨年、鈴木宗男議員事件など、一連の自民党幹部の問題は、税金の還流だと、国民の厳しい批判を浴びました。野党四党は、昨年五月、共同して、公共事業受注企業からの政治献金禁止を盛り込んだ法案を提出いたしました。小泉首相は、法整備を含め、もう一段踏み込んだ仕組みを考える必要があると答弁いたしましたが、今に至るも、何の処置もないままであります。これでは、小泉内閣に、予算の公正な執行を期待することは到底できません。

小泉政治の行き詰まりと破綻は、経済財政のかじ取りにおいて、とりわけ深刻であります。小泉内閣の一年十カ月で、国民生活と日本経済はどうなったでありましょうか。

昨年、完全失業率は五・四％と過去最高になり、さらに上がりつつあります。企業倒産は一万九千四百五十八件と、戦後二番目の高水準となりました。勤労者世帯の実収入は二年前に比べ二十七万円、消費支出は十二万円も落ち込みました。この結果、国の税収が九兆円も落ち込み、国債発行は三十兆円枠をはるかに超え、史上最高の三十六兆円になる始末であります。

不良債権は不況の深刻化などで新たに発生し続け、処理しても処理しても残高はほとんど減らないという状況に陥っております。

小泉構造改革路線の破綻は、今や明白であります。日本経済を破局に導いた小泉内閣に予算編成の能力がないことは、明白であります。小泉内閣は、この破綻済みの路線に今だ固執しております。そのあらわれがこの政府予算案であります。

以下、具体的に反対理由を述べます。

政府予算案に反対する第一の理由は、社会保障分野の負担増・給付減と庶民増税で国民に莫大な負担増を押しつけ、国民生活と日本経済に破壊的な打撃をもたらすものだということであります。

政府の方針が強行されるなら、国民負担増は、平年度ベースで見れば、医療、年金、介護、雇用保険など社会保障の負担増と給付削減で二・七兆円、発泡酒の税率引き上げ、配偶者特別控除の廃止、消費税の免税点引き下げ、簡易課税制度の縮小などの庶民増税は地方税を含めて一・七兆円、合計年間四・四兆円の巨額に達するものであります。

これは、サラリーマン標準世帯の場合、年間十一万一千円もの負担増となり、リストラ、賃下げなどでの実収入十五万一千円減と合計いたしますと、二十六万二千円もの購買力が奪われることになります。この金額は、一九九七年の九兆円負担増のときの二万四千円の十倍をはるかに超えるものであります。これが日本経済に破壊的な影響を与えることは、言うまでもありません。

医療費の国民負担増は、とりわけ深刻であります。昨年十月に老人医療改悪が施行され、医療費負担が大きくなった結果、医療を中断する高齢者が続出するなど、国民の生命にかかわる深刻な事態が進行しております。この上、サラリーマンなどの患者負担を三割に引き上げれば、全国民の健康にとって、一層重大な事態をもたらすことは明らかであります。だからこそ、日本医師会など医療関係四団体が、「国民の健康に対する国の責任を放棄し、国民皆保険制度を根底から崩壊させるもの」との共同声明を発表し、異例ともいえる凍結運動を展開しているのであります。

野党四党は、共同で、この健康保険本人三割負担を凍結する法案を提出いたしましたが、これを審議することさえ拒否する与党の姿勢は、国会の機能を空洞化させるものであって、断じて許すことはできません。（拍手）

反対の理由の第二は、不良債権処理の加速化政策が、中小企業をますます苦境と倒産に追い込み、その結果、不良債権問題の解決そのものも遠ざける金融政策と一体となっているものだからであります。

小泉内閣は、不良債権処理の加速化の方針のもと、銀行の資産査定を厳格化し、不良債権でないものにまで引当金の積み増しを求めるなど、銀行への圧力を強めております。銀行は、自己資本比率を維持するために、貸しはがしを強めるとともに、金利引き上げに走っております。この結果、赤字企業がつぶされるだけでなく、この大不況の中で何とか踏みとどまっている多くの企業までが窮地に追い込まれ、成長の芽を摘まれるという事態が広範に起こっております。

二、三年と期限を区切って無理やり不良債権を処理するやり方をやめ、借り手企業の育成という、銀行本来の機能を復活させる金融政策に転換すべきであります。

中小企業対策費は、前年度当初比で七・一％も減らされ、四半世紀前の一九七七年度と同額水準まで落ち込んでおります。不況と銀行の貸しはがし、金利引き上げの被害を最も受けている中小企業に対するこうした仕打ちは、許されるものではありません。（拍手）

予算案に反対する第三の理由は、深刻な雇用情勢をさらに悪化させ、失業者の生活保障に背を向けた予算だということであります。

政府は、来年度の経済見通しで、完全失業率を五・六％と見込んでおります。史上最悪の失業率をさらに悪化させることを前提とした政治を進め

る政府が、世界のどこにあるでしょうか。

三百六十万人もの失業者が職を求めている一方で、雇用の現場では違法なサービス残業や異常な長時間労働がはびこって、過労死や過労自殺もふえております。雇用が過剰なのではなく、過剰なのは労働者の労働時間なのであります。

小泉首相の言う、しっかりした雇用対策の中心は、失業者への給付を大幅に削減して、職もないのに早く就職せよと催促することであって、セーフティーネットなどというものでは到底ありません。

予算案に反対する第四の理由は、むだな公共事業が放置され、歳出構造にメスが入っていないということであります。

むだな公共事業というのは、自民党議員でさえ、東京湾横断道路、関西空港、本四架橋を三大ばか事業と言うくらい、目に余るものとなっております。ところが、その関西空港二期工事も、諫早湾干拓や川辺川ダムなど問題工事とともに、そのまま続行であります。

小泉首相が昨年掲げた、国債発行三十兆円、公共事業一〇％削減、道路特定財源の見直しなどは、二〇〇二年度補正予算の編成、すなわち、四兆円もの国債発行と一・五兆円の公共事業積み増しによって、名実ともに破綻いたしました。

二〇〇三年度予算案は、浪費の温存、拡大を一層進める内容となっており、十五カ月予算としての見れば、道路予算を含め、公共事業予算は、削減どころか実質的大幅増で、浪費構造は明白であります。

イージス艦や空中給油機を初めとした正面装備費、ミサイル防衛日米共同技術研究、米軍との共同訓練経費、米軍への思いやり予算など、沖縄を主要基地として使用するアメリカの軍事行動に協力することを主眼とする軍事費が手厚く措置されていることも、今日の世界情勢から見ると、到底容認することはできません。

日本共産党は、こうした経済も財政も破綻させる小泉改革を中止し、国民の暮らし中心の予算へと組み替えることを内容とした組み替え要求を提案しております。その基本方向は、国民生活の再建なくして日本経済の再建なしというものであります。この方向への転換こそ、今、切実に求められているものであります。（拍手）

また、野党四党共同提出の予算の組み替え動議は、一致点に基づき、国民負担増の中止、雇用・中小企業対策の強化など緊急の要求を盛り込んだものであり、議員各位の御賛同を心から訴えるものであります。（拍手）

最後に、私は、小泉内閣の退陣こそが日本経済再建の第一歩であることを強調し、討論を終わります。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　重野安正君。

〔重野安正君登壇〕

○重野安正君　私は、社会民主党・市民連合を代表し、平成十五年度一般会計予算、平成十五年度特別会計予算、平成十五年度政府関係機関予算、三案に対し反対討論、野党四党提出の平成十五年度一般会計予算、平成十五年度特別会計予算及び平成十五年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議に賛成討論を行います。（拍手）

初めに、私は、大島農林水産大臣秘書の公選法違反・政治資金規正法違反疑惑、想定問答を法制局に依頼する大島大臣の非常識、さらには、森山法務大臣の予算委員会における人権感覚の欠落した対応等、このような閣僚のいる内閣、また、このような閣僚をやめさせようともせず、逆に、何か問題でもあるのかと言わんばかりに振る舞う総理の姿勢を、厳しく批判するものであります。（拍手）

加えて、名古屋刑務所問題に関連した我が党の議員の質問に、自分が人権教育のための国連十年推進本部の本部長であったことも忘れていたばかりか、一々覚えていられないという居直りとも言える態度すらとった総理の対応は、結局、今の内閣が人権問題について全くむとんちゃくであるばかりか、政治と金にまつわる問題にも極めて無神経であり、国民の常識から余りにも隔絶していることを如実にさらけ出したのであります。

そればかりではありません。イラクに対するアメリカの単独行動主義による軍事攻撃が目前に迫っているにもかかわらず、小泉内閣は、国内においては賛否を明らかにしないまま、国連ではアメリカ支持を明確にするなど、国民に対するアカウンタビリティーは全く果たしておりません。内外に国家行動のよって立つ理念を示し得ないで、果たして総理と言えるでありましょうか。

このような内閣が提案した予算案など、そもそも審議に値しないものであることを、冒頭まず強調しておきます。

次に、政府予算案に反対し、野党の動議に賛成する理由を申し上げます。

第一は、野党案が、サラリーマンの健康保険本人窓口負担の引き上げ凍結を初め、雇用保険給付カットの中止、酒・たばこ税の引き上げ中止など、新たな国民負担増の凍結・中止を求めているからであり、野党が動議を行った最大の理由は、国民に犠牲を強いる政府予算案の組み替えを通して、国民負担を軽減し、国民の元気さを取り戻し、デフレを克服していく予算案とするためであります。

政府は、昨年の十月から、老人医療の窓口負担をアップしました。四月からは、サラリーマン保険料率の引き上げとサラリーマン健保の三割負担増が実施されます。それだけではありません。介護保険料は引き上げられ、年金給付額は逆に引き下げられるのであります。雇用保険も、昨年の十月から、保険料が引き上げられ、五月からは、失業給付が削減されようとしています。

これらに加え、発泡酒、ワイン、たばこの増税、配偶者特別控除の廃止、消費税特例の縮小など、国民生活が困窮しているこの時期に、国民にさらに犠牲を強いる施策を実施しようという小泉内閣は、一体どういう性格の内閣なのでありましょうか。

しかも、一方では、一兆五千億円にも上る法人税減税、相続税、贈与税の減税といった大企業優遇、資産家優遇の減税が先行して実施されようとしています。これらの減税分は、多年度税収中立の原則から、近い将来、所得税、住民税のアップ、社会保障の切り捨て、消費税の引き上げ等々となって、国民にはね返ってくることは目に見えています。これでは、将来不安から、国民の消費は、さらに冷え込むことは必至であります。

このような政府予算案では、伸び悩んでいる消費を回復し、デフレを克服することなど、到底できません。

第二に、政府予算案では、国債発行額を三十兆円以下に抑えるという小泉総理の公約が完全にほごにされているにもかかわらず、政府は、国民に対して何ら説明責任を果たしておりません。

野党の説明責任を求める追及に対して、小泉総理の答弁は、あろうことか、公約は大したことではないというものでした。これほど国民を愚弄した発言はありません。

小泉内閣が成立して約二年近く、この間、日本の経済は、改善に向かうどころか、悪化の一途をたどってきました。構造改革と称する政策に小泉総理が固執する余り、景気が悪化したことは明らかであります。その結果、税収不足すら招いたことは紛れもない事実であり、構造改革路線が破綻していることも明らかであります。小泉総理は、みずからの経済失政を謝罪し、責任を明確にすべきであります。

第三は、政府予算案が雇用対策や中小企業対策に余りに消極的だということであります。

完全失業率は、依然五・五％と、過去最悪の水準で高どまりしたままであります。雇用不安は深刻であり、政府が雇用問題を国の最重要課題として取り組まない限り、このままでは、失業問題は解決しないどころか、悪化の一途をたどるでありましょう。

今、次代の日本を背負う若者は絶望のふちにたたずんでいると言えます。野党が提案しているように、実際の雇用に結びつくような失業給付制度の改善を行い、給付期間の延長はもちろん、その卒者など若年層に対する就職援助措置の充実や雇用対策の拡充を図るとともに、労使が協力して雇

用の維持や創出を図ろうとする場合の支援も、政府が積極的に行うべきです。今こそ、考えられる限りのあらゆる対策を総動員しなければ、現状を打開することはできません。

しかるに、政府は、財政の論理を優先し、雇用給付水準の引き下げにまで手を染めようとしています。このこと自体、小泉政権の国民生活軽視の性格を端的に示すものであり、断じて認めるわけにはまいりません。

中小企業対策も、全く不十分であります。小泉内閣が進めようとしている不良債権の処理が加速化されれば、金融機関による貸し渋り、貸しはがしはさらに厳しくなるのは、火を見るよりも明らかであります。時限的に特別信用保証を復活させるとともに、過去の債務についても、返済猶予措置、リスケジュール等を講じるべきであり、連鎖倒産を回避するためのセーフティーネット保証制度、セーフティーネット貸付制度を拡充し、あわせて、保有債券を担保とする融資制度の運用改善等を図るべきであります。

また、国民が必要とする諸施策を国、自治体が十分に提供することによって国民の安心感を高めるとともに、多様な子育て支援策の拡充、小児医療体制の整備、介護サービスの基盤拡充、障害者対策の推進、三十人学級早期実現に向けた条件整備、老朽化の進む教育施設の耐震化やエコスクール化等を進めるべきであります。

第四は、公共投資関係費のむだを省く姿勢が不十分だということであります。

公共投資の中身は、大都市圏拠点空港や三大都市圏環状道路などのビッグプロジェクトが中心であり、地方と大都市の格差是正等、地域や生活に密着した事業への目配りは薄いとしか言いようがありません。

また、道路予算の構造にもメスが入っていません。道路特定財源の見直しについても、総合交通体系の整備や生活交通維持、環境対策などのための財源とする努力が感じられない枠組みとなっています。

第五は、農業関連、森林・環境予算が時代の要請にこたえていない点であります。

また、食の安全を確保するために必要な自給率向上と安定供給、有機農業を振興していくという視点が不十分であり、到底認めるわけにはまいりません。政府の目指す方向は、消費者や生産者が望む食の安全の方向とは異なっており、生産者や消費者の理解が得られるはずはありません。

また、森林の二酸化炭素吸収源としての役割、地球温暖化対策に果たす役割が大いに期待されているにもかかわらず、政府の姿勢は及び腰であり、日本の世界への公約、マイナス六％のうち、三・九％を森林対策で達成していく方針でありますが、この方針を達成するための具体策はほとんど見えてまいりません。世界に向けた温暖化防止の公約を実現できるのか、甚だ疑問であります。

野党四党が主張しているように、間伐等の森林整備の拡充、森林整備を担う人々の山村定住対策、公有林の再生を大胆に促進すべきであります。

第六は、政府の言う国庫補助負担金、税源移譲、交付税の三位一体改革が、実は、地方財政の抑制と国の責任、負担を自治体へ転嫁するだけにほかならない点であります。

また、地方への税源移譲は自動車重量税の一部だけであり、義務教育国庫負担金等の一般財源化についても、本来、税源の移譲によって措置すべきであるにもかかわらず、地方特例交付金に置きかえられたにすぎません。結局、約五兆九千億円にも及ぶ赤字地方債である臨時財政対策債の発行は、地方財政計画と交付税の分離をもたらし、地方財政制度の根幹をゆがめるものとなっております。

以上、平成十五年度政府予算案に対する反対理由、野党四党提出の組み替え動議に対する賛成理由を述べ、私の討論を終わります。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（綿貫民輔君）　これより採決に入ります。

まず、細川律夫君外六名提出、平成十五年度一般会計予算外二案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議について採決いたします。

細川律夫君外六名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（綿貫民輔君）　起立少数。よって、細川律夫君外六名提出の動議は否決されました。

次に、平成十五年度一般会計予算外二案を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。――議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（綿貫民輔君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。――議場開鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長（綿貫民輔君）　投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数　四百六十

可とする者（白票）　二百八十三

否とする者（青票）　百七十七

〔拍手〕

○議長（綿貫民輔君）　右の結果、平成十五年度一般会計予算外二案は委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

平成十五年度一般会計予算外二案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

安倍　晋三君　相沢　英之君
逢沢　一郎君　青山　丘君
赤城　徳彦君　浅野　勝人君
麻生　太郎君　甘利　明君
荒井　広幸君　荒巻　隆三君
伊藤　公介君　伊藤　達也君
伊藤　信太郎君　伊吹　文明君
池田　行彦君　石川　要三君
石田　真敏君　石破　茂君
石原　伸晃君　稲葉　大和君
今村　雅弘君　岩倉　博文君
岩崎　忠夫君　岩永　峯一君
岩屋　毅君　植竹　繁雄君
臼井日出男君　江藤　隆美君
衛藤征士郎君　遠藤　武彦君
小此木八郎君　小里　貞利君
小野　晋也君　小渕　優子君
尾身　幸次君　大木　浩君
大島　理森君　大野　松茂君
大野　功統君　大原　一三君
大村　秀章君　太田　誠一君
岡下　信子君　奥谷　通君
奥野　誠亮君　奥山　茂彦君
嘉数　知賢君　梶山　弘志君
金子　一義君　金子　恭之君
金田　英行君　上川　陽子君
亀井　静香君　亀井　久興君
亀井　善之君　鴨下　一郎君
川崎　二郎君　河村　建夫君
瓦　力君　木村　太郎君
木村　隆秀君　木村　義雄君
岸田　文雄君　北村　誠吾君
北村　直人君　久間　章生君
熊谷　市雄君　熊代　昭彦君
倉田　雅年君　栗原　博久君
小池百合子君　小泉純一郎君
小泉　龍司君　小坂　憲次君
小島　敏男君　小西　理君
小林　興起君　古賀　誠君
後藤田正純君　河野　太郎君
河野　洋平君　近藤　基彦君
左藤　章君　佐田玄一郎君
佐藤　静雄君　佐藤　剛男君
斉藤斗志二君　坂井　隆憲君
坂本　剛二君　阪上　善秀君

桜田　義孝君　笹川　堯君
自見庄三郎君　塩川正十郎君
塩崎　恭久君　七条　明君
実川　幸夫君　下地　幹郎君
下村　博文君　新藤　義孝君
菅　義偉君　杉浦　正健君
杉山　憲夫君　鈴木　俊一君
鈴木　恒夫君　砂田　圭佑君
園田　博之君　田中　和徳君
田野瀬良太郎君　田村　憲久君
高市　早苗君　髙木　毅君
髙鳥　修君　高橋　一郎君
滝　実君　竹下　亘君
竹本　直一君　武部　勤君
橘　康太郎君　棚橋　泰文君
谷　洋一君　谷垣　禎一君
谷川　和穗君　谷田　武彦君
谷畑　孝君　谷本　龍哉君
近岡理一郎君　中馬　弘毅君
津島　雄二君　土屋　品子君
渡海紀三朗君　虎島　和夫君
中川　昭一君　中川　秀直君
中曽根康弘君　中谷　元君
中野　清君　中村正三郎君
中本　太衛君　中山　利生君
中山　成彬君　中山　正暉君
仲村　正治君　長勢　甚遠君
丹羽　雄哉君　西川　京子君
西川　公也君　西田　司君
額賀福志郎君　根本　匠君
西野あきら君　野田　聖子君
野田　毅君　野中　広務君
野呂田芳成君　葉梨　信行君
萩野　浩基君　萩山　教嚴君
橋本龍太郎君　蓮実　進君
馳　浩君　鳩山　邦夫君
浜田　靖一君　林　省之介君
林　幹雄君　林　義郎君
林田　彪君　原田昇左右君
原田　義昭君　菱田　嘉明君

平井　卓也君　平沢　勝栄君
平沼　赳夫君　平林　鴻三君
福井　照君　福田　康夫君
藤井　孝男君　二田　孝治君
古屋　圭司君　保利　耕輔君
星野　行男君　細田　博之君
堀内　光雄君　堀之内久男君
牧野　隆守君　増田　敏男君
増原　義剛君　町村　信孝君
松下　忠洋君　松島みどり君
松浪　健太君　松野　博一君
松宮　勲君　松本　和那君
三ッ林隆志君　三塚　博君
御法川英文君　水野　賢一君
宮腰　光寛君　宮澤　洋一君
宮澤　喜一君　宮路　和明君
宮下　創平君　宮本　一三君
武藤　嘉文君　村井　仁君
村岡　兼造君　村上誠一郎君
村田　吉隆君　持永　和見君
望月　義夫君　森　英介君
森　喜朗君　森岡　正宏君
森田　健作君　森田　一君
森山　眞弓君　八代　英太君
谷津　義男君　保岡　興治君
柳澤　伯夫君　柳本　卓治君
山口　俊一君　山口　泰明君
山崎　拓君　山本　明彦君
山本　公一君　山本　幸三君
山本　有二君　吉川　貴盛君
吉田　幸弘君　吉田六左エ門君
吉野　正芳君　米田　建三君
渡辺　具能君　渡辺　博道君
渡辺　喜美君　青山　二三君
赤羽　一嘉君　赤松　正雄君
井上　義久君　池坊　保子君
石井　啓一君　市川　雄一君
上田　勇君　漆原　良夫君
江田　康幸君　遠藤　和良君
太田　昭宏君　河合　正智君

否とする議員の氏名

安住　淳君　河上　覃雄君
赤松　広隆君　斉藤　鉄夫君
五十嵐文彦君　白保　台一君
伊藤　英成君　高木　陽介君
家西　悟君　西　博義君
石井　一君　福島　豊君
岩國　哲人君　桝屋　敬悟君
生方　幸夫君　山名　靖英君
小沢　鋭仁君　井上　喜一君
大石　正光君　松浪健四郎君
大島　敦君　粟屋　敏信君
大畠　章宏君　柿澤　弘治君
奥田　建君　徳田　虎雄君
海江田万里君　三村　申吾君
金田　誠一君　川内　博史君
河村たかし君　木下　厚君
釘宮　磐君　玄葉光一郎君
小平　忠正君　小林　守君
阿久津幸彦君　荒井　聰君
伊藤　忠治君　池田　元久君
石毛　鍈子君　上田　清司君
枝野　幸男君　大石　尚子君
大出　彰君　大谷　信盛君
岡田　克也君　加藤　公一君
鍵田　節哉君　鎌田さゆり君
川端　達夫君　菅　直人君
北橋　健治君　桑原　豊君
小泉　俊明君　小林　憲司君
五島　正規君

北側　一雄君　坂口　力君
田端　正広君　谷口　隆義君
東　順治君　冬柴　鐵三君
丸谷　佳織君　若松　謙維君
江崎洋一郎君　金子善次郎君
佐藤　敬夫君　西川太一郎君
山谷えり子君　宇田川芳雄君
後藤　茂之君　藤波　孝生君

後藤　斎君　今野　東君
佐々木秀典君　佐藤謙一郎君
島　聡君　首藤　信彦君
鈴木　康友君　田中　慶秋君
髙木　義明君　玉置　一弥君
津川　祥吾君　手塚　仁雄君
中津川博郷君　中村　哲治君
永井　英慈君　長妻　昭君
楢崎　欣弥君　羽田　孜君
鳩山由紀夫君　伴野　豊君
肥田美代子君　平野　博文君
古川　元久君　細野　豪志君
前田　雄吉君　牧　義夫君
松崎　公昭君　松野　頼久君
松本　剛明君　三井　辨雄君
水島　広子君　山内　功君
山田　敏雅君　山花　郁夫君
横路　孝弘君　米澤　隆君
東　祥三君　一川　保夫君
黄川田　徹君　佐藤　公治君
鈴木　淑夫君

今田　保典君　近藤　昭一君
佐藤　観樹君　齋藤　淳君
城島　正光君　末松　義規君
仙谷　由人君　田並　胤明君
武正　公一君　樽床　伸二君
筒井　信隆君　土肥　隆一君
中野　寛成君　中山　義活君
永田　寿康君　長浜　博行君
野田　佳彦君　某山　峻君
原口　一博君　日野　市朗君
平岡　秀夫君　藤村　修君
細川　律夫君　堀込　征雄君
前原　誠司君　牧野　聖修君
松沢　成文君　松原　仁君
松本　龍君　水島　広子君
山井　和則君　山元　勉君
吉田　公一君　渡辺　周君
石原健太郎君　小沢　一郎君
工藤堅太郎君　塩田　晋君
髙橋　嘉信君

武山百合子君　達増　拓也君
都築　譲君　土田　龍司君
中井　洽君　中塚　一宏君
樋高　剛君　藤井　裕久君
藤島　正之君　山岡　賢次君
山田　正彦君　赤嶺　政賢君
石井　郁子君　小沢　和秋君
大幡　基夫君　大森　猛君
木島日出夫君　児玉　健次君
穀田　恵二君　佐々木憲昭君
志位　和夫君　塩川　鉄也君
瀬古由起子君　中林よし子君
春名　真章君　藤木　洋子君
松本　善明君　矢島　恒夫君
山口　富男君　吉井　英勝君
阿部　知子君　今川　正美君
植田　至紀君　大島　令子君
金子　哲夫君　菅野　哲雄君
北川れん子君　重野　安正君
土井たか子君　東門美津子君
中川　智子君　中西　績介君
原　陽子君　日森　文尋君
保坂　展人君　山内　惠子君
山口わか子君　横光　克彦君
江田　憲司君　鹿野　道彦君
川田　悦子君　田中　甲君
山村　健君

日程第四　平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出）
日程第五　所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（綿貫民輔君）　日程第四、平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案、日程第五、所得税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長小坂憲次君。

平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案及び同報告書
所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号㈡に掲載〕

〔小坂憲次君登壇〕

○小坂憲次君　ただいま議題となりました両案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、平成十五年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書きの規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができること等とするものであります。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制を構築しようとするものであります。

その概要を申し上げますと、法人税制として試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の創設等を、相続税・贈与税について相続時精算課税制度の創設等を、金融・証券税制として上場株式等の配当及び譲渡所得等に対する税率を軽減する特例制度の創設等を、土地・住宅税制として不動産に係る登録免許税の負担の軽減等を、所得税について配偶者控除に上乗せして適用される部分の配偶者特別控除の廃止等を、消費税について事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用上限の引き下げ等を行うとともに、租税特別措置について所要の措置を講ずることとするものであります。

両案は、去る二月十四日当委員会に付託され、同月二十一日塩川財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、昨日質疑を終局いたしましたところ、所得税法等の一部を改正する法律案に対し、生方幸夫君外一名から、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出されました。

次いで、修正案について内閣の意見を聴取した後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、修正案は否決され、両案はいずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、所得税法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（綿貫民輔君）　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六　地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（綿貫民輔君）　日程第六、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長遠藤武彦君。

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号㈡に掲載〕

〔遠藤武彦君登壇〕

○遠藤武彦君　ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成十五年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、道府県の基準税率の引き下げ、単位費用の改正等地方交付税の算定方法を改めるほか、国庫補助負担金の見直しに伴い地方特例交付金の拡充を図る等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る二月十八日本委員会に付託され、同月二十五日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。昨日質疑を行い、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（綿貫民輔君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（綿貫民輔君）　本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十四分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣　小泉純一郎君
総務大臣　片山虎之助君
法務大臣　森山　眞弓君
外務大臣　川口　順子君
財務大臣　塩川正十郎君
文部科学大臣　遠山　敦子君
厚生労働大臣　坂口　力君
農林水産大臣　大島　理森君
経済産業大臣　平沼　赳夫君
国土交通大臣　扇　千景君
環境大臣　鈴木　俊一君
国務大臣　石破　茂君
国務大臣　石原　伸晃君
国務大臣　鴻池　祥肇君
国務大臣　竹中　平蔵君

国務大臣　谷垣　禎一君
国務大臣　福田　康夫君
国務大臣　細田　博之君

○議長の報告

（理事補欠選任）

一、昨三日、総務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　山本　公一君（理事佐藤勉君昨三日委員辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る二月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国土交通委員

辞任　小里　貞利君　高木　毅君　林　幹雄君　福井　照君　梶山　弘志君　金子　恭之君　中谷　元君　松島みどり君

補欠　中谷　元君　梶山　弘志君　金子　恭之君　林　幹雄君　松島みどり君　高木　毅君　小里　貞利君　福井　照君

環境委員

辞任　長浜　博行君　中井　洽君　奥田　建君　中川　正春君　佐藤　公治君

補欠　奥田　建君　佐藤　公治君　中川　正春君　長浜　博行君　中井　洽君

予算委員

辞任　河村たかし君　田中　慶秋君　細野　豪志君　達増　拓也君　樋高　剛君

補欠　城島　正光君　大畠　章宏君　肥田美代子君　佐藤　公治君　西村　眞悟君

佐々木憲昭君　井上　喜一君　葉梨　信行君　上田　清司君　海江田万里君　城島　正光君　中村　哲治君　春名　真章君　矢島　恒夫君　中西　績介君　谷本　龍哉君　大石　尚子君　長妻　昭君　肥田美代子君　米澤　隆君　横光　克彦君　金子善次郎君　鍵田　節哉君　武正　公一君　吉田　公一君　古川　元久君　松原　仁君

春名　真章君　金子善次郎君　谷本　龍哉君　石毛　鎮子君　山井　和則君　城島　正光君　小沢　和秋君　大石　尚子君　瀬古由起子君　吉井　英勝君　植田　至紀君　西川　京子君　平岡　秀夫君　武正　公一君　古川　元久君　鍵田　節哉君　大島　令子君　井上　喜一君　平野　博文君　今野　東君　小沢　鋭仁君　黄川田　徹君　大森　猛君　阿部　知子君　山谷えり子君　松島みどり君　森岡　正宏君　山内　功君　松原　仁君　大島　敦君　細野　豪志君　中村　哲治君

山内　功君　山井　和則君　黄川田　徹君　佐藤　公治君　西村　眞悟君　小沢　和秋君　矢島　恒夫君　大森　猛君　阿部　知子君　植田　至紀君　山谷えり子君　吉田　公一君　海江田万里君　中塚　一宏君　達増　拓也君　樋高　剛君　矢島　恒夫君　佐々木憲昭君　横光　克彦君　井上　喜一君

一、昨三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　佐藤　勉君　中沢　健次君　久保　哲司君　桑原　豊君　白保　台一君

補欠　山本　公一君　桑原　豊君　白保　台一君　中沢　健次君　久保　哲司君

財務金融委員

辞任　仙谷　由人君　大谷　信盛君

補欠　大谷　信盛君　仙谷　由人君

予算委員

辞任　松岡　利勝君　山口　泰明君　中村　哲治君　細野　豪志君　矢島　恒夫君　中西　績介君　森岡　正宏君　伊藤　英成君　首藤　信彦君　東門美津子君

補欠　森岡　正宏君　吉野　正芳君　首藤　信彦君　伊藤　英成君　木島日出夫君　東門美津子君　西川　京子君　前原　誠司君　筒井　信隆君　中西　績介君

西川　京子君　中西　績介君　吉野　正芳君　筒井　信隆君　前原　誠司君　矢島　恒夫君　松岡　利勝君　中西　績介君

議院運営委員

辞任　三ッ林隆志君　手塚　仁雄君　浅野　勝人君　三ッ林隆志君　筒井　信隆君　手塚　仁雄君

補欠　浅野　勝人君　筒井　信隆君　松宮　勲君　東門美津子君　山口　泰明君　細野　豪志君　矢島　恒夫君　松岡　利勝君　中西　績介君

松宮　勲君　東門美津子君　山口　泰明君　中村　哲治君　細野　豪志君　矢島　恒夫君　松岡　利勝君　中西　績介君

議院運営委員

辞任　三ッ林隆志君　手塚　仁雄君　浅野　勝人君　三ッ林隆志君　筒井　信隆君　手塚　仁雄君

（議案提出）

一、去る二月二十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

自動車安全運転センター法の一部を改正する法律案

国立大学法人法案

独立行政法人国立高等専門学校機構法案

独立行政法人大学評価・学位授与機構法案

独立行政法人国立大学財務・経営センター法案

独立行政法人メディア教育開発センター法案

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

特許法等の一部を改正する法律案

不正競争防止法の一部を改正する法律案

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、去る二月二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

社会資本整備重点計画法案（内閣提出第一三号）

社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第一四号）

港湾法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一五号）

空港整備法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

以上四件　国土交通委員会　付託

（質問書提出）

一、去る二月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

法務省の情願制度に関して、大臣等も知らずに大臣等の印が押されるケースもある専決に関する質問主意書(長妻昭君提出)

大臣等も知らずに大臣等の印が押されるケースもある専決に関する質問主意書(長妻昭君提出)

朝鮮人強制連行・強制労働に関する質問主意書(近藤昭一君提出)

一、昨三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

車椅子生活者に係る歯科診療に関する質問主意書(山田敏雅君提出)

（答弁書受領）

一、去る二月二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員長妻昭君提出公共事業受注企業への公務員の再就職に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出宿泊機能付き施設等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員赤嶺政賢君外一名提出福岡県芦屋町の航空自衛隊芦屋基地でのT―4練習機の飛行訓練による騒音、安全対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小沢和秋君外一名提出新福岡空港と交通政策審議会航空分科会答申に関する質問に対する答弁書

衆議院議員重野安正君提出公務員制度改革に関する質問に対する答弁書

平成十五年一月二十一日提出

質問第二号

公共事業受注企業への公務員の再就職に関する質問主意書

提出者　長妻　昭

公共事業受注企業への公務員の再就職に関する質問主意書

一　国発注の事業(以下、公共事業という。)を受注した企業を、その直近年度の受注総金額が多い順に一〇〇社の社名と受注金額を過去、五年間、年度ごとにお示し願いたい。

二　一でお尋ねした一〇〇社に対して、国家公務員及び特殊法人・独立法人の職員及び各種法令でみなし公務員とされている者が再就職している場合、一〇〇社ごとに、過去五年間の、再就職受け入れの総人数と内訳(出身官庁等、出身特殊法人・独立法人名、みなし公務員の者は出身母体名)ごとの人数をお示し願いたい。一でのお答えとあわせてお示し頂きたい。

三　一でお尋ねした一〇〇社に対して、国家公務員及び特殊法人・独立法人の職員及び各種法令でみなし公務員とされている者が再就職している場合、一〇〇社ごとに、過去五年間、年度ごとに、再就職受け入れの人数と内訳(出身官庁等、出身特殊法人・独立法人名、みなし公務員の者は出身母体名)ごとの人数をお示し願いたい。

四　公共事業受注企業に対しては、地方公務員も含め、公務員等の再就職は慎むべきと考えるが、見解をお示し願いたい。

五　回答できない部分がある場合には、その理由をお示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質一五六第二号

平成十五年二月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出公共事業受注企業への公務員の再就職に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出公共事業受注企業への公務員の再就職に関する質問に対する答弁書

一について

平成十三年度に各府省が発注した工事の府省ごとの契約金額が多い上位百位までの企業の名称及び当該企業の過去五年間の年度ごとの契約金額は、別表第一のとおりである。

二、三及び五について

お尋ねの国家公務員、特殊法人及び独立行政法人の職員並びに各種法令でみなし公務員とされている者の再就職後の状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が把握すべき立場にないことから、お尋ねの事項すべてについてお答えすることは困難である。

なお、各省庁の職員で平成十一年八月十六日から平成十三年八月十五日までの間に課長相当職以上で退職したものの再就職状況については「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成十一年四月二十七日中央省庁等改革推進本部決定)を受け、各府省の職員で平成十三年八月十六日から平成十四年八月十五日までの間に企画官相当職以上で退職したものの再就職状況については「公務員制度改革大綱」(平成十三年十二月二十五日閣議決定)に基づき、それぞれ既に公表しているところであり、このように公表されている者のうち別表第一に掲げる企業へ再就職した者の総人数及び出身別の内訳並びに公表に係る年度ごとの人数及び出身別の内訳は、それぞれ別表第二及び別表第三のとおりである。

また、特殊法人及び独立行政法人並びにみなし公務員規定のある認可法人及び特別の法律により設立される民間法人の退職者(以下「特殊法人等の退職者」という。)で平成十四年九月一日現在でその子会社及びその発注に係る額の売上高に占める割合が三分の二以上である法人(以下「子会社等」という。)の役員に就いているものの状況については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成十三年十二月十九日閣議決定)、「公務員制度改革大綱」及び「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成十四年四月二十六日閣議決定)に基づき、各法人において既に公表されているところであり、このように公表されている者のうち別表第一に掲げる企業へ再就職した者の人数及び出身別の内訳は、別表第四のとおりである。

四について

国家公務員の営利企業への再就職については、公務の公正な執行の確保の要請と退職した国家公務員の職業選択の自由等との調和を図るため、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百三条第二項及び第三項において、国家公務員は、人事院規則の定めるところにより人事院の承認を得た場合を除き、離職後二年間は、営利企業の地位で、その離職前五年間に在職していた人事院規則で定める国の機関又は特定独立行政法人と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならないこととされるとともに、同条第九項において、人事院は、毎年、その承認の処分に関し、承認に係る者の官職、承認に係る営利企業の地位、承認した理由等を国会及び内閣に対して報告することとされている。また、独立行政法人のうちその役員及び職員が国家公務員の身分を有する特定独立行政法人についても、その再就職に関し基本的に国家公務員と同様の取扱いとなっている。これらにより、営利企業への再就職の規制は適正に行われているものと考えている。

特殊法人等の退職者の子会社等への再就職については、二、三及び五についてで述べたとおり、各法人においてその状況を公表するよう努めることとしており、その透明化が図られるものと考えている。

地方公務員の営利企業への再就職については、地方公共団体において住民の不信を招かないよう十分留意して対処することが必要であると考えている。

別表第一

府省名：内閣府本府

順位	企業の名称(注1)	契約金額(注2)				
		平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度
1	清水建設株式会社	1,901	202	1,541	1,100	788
2	五洋建設株式会社	1,815	1,689	2,306	2,007	1,513
3	大成建設株式会社	1,778	3,935	507	506	
4	株式会社熊谷組	1,638	980	980	1,313	
5	みらい建設工業株式会社	1,308	1,125	1,426	1,833	1,047
6	佐伯建設工業株式会社	1,267	1,274	641	1,269	1,670
7	合資会社上原興業	1,251	515	544	693	132
8	株式会社大城組	1,188	1,022	910	992	275
9	日本鋼管株式会社	1,069			210	
10	株式会社大米建設	1,046	258	671	1,579	435
11	東亜建設工業株式会社	929	1,313	1,587	1,227	1,242
12	国土総合建設株式会社	898	1,606	779	1,004	473
13	株式会社竹中土木	872			39	
14	若築建設株式会社	829	781	816	1,888	1,366
15	住友建設株式会社	800	383	620	75	894
16	株式会社小波津組	780		528	429	542
17	りんかい建設株式会社	772	831	1,081	1,139	608
18	株式会社宮地鐵工所	740			699	
19	オリエンタル建設株式会社	733	641	940		86
20	石川島播磨重工業株式会社	682		555	252	99
21	株式会社錢高組	667		441		
22	株式会社本間組	603	252	435	398	315
23	東洋建設株式会社	586	1,895	1,350	1,927	1,690
24	川田工業株式会社	551		737		
25	株式会社國場組	533	2,302	2,212	1,679	1,404
26	新日本製鐵株式会社	494		1,323	548	
27	日本鉄塔工業株式会社	494		609		
28	株式会社大寛組	491	631	498	1,015	326
29	株式会社ピーエス三菱	478	971	693		
30	日本国土開発株式会社	473	386	291		262
31	株式会社ハルテック	436			659	
32	株式会社屋部土建	410	598	2,200	455	1,029
33	株式会社仲本工業	397	1,050	617	572	72
34	株式会社大林組	394		529	1,218	1,241
35	株式会社太名嘉組	383		403	213	349
36	株式会社テトラ	382	273	478	484	352
37	金秀建設株式会社	367	592	281	376	343
38	株式会社渡嘉敷組	360		488	608	261
39	オバス株式会社	357	193	259	440	185
40	瀧上工業株式会社	347		202		
41	北川ヒューテック株式会社	346		319	202	418
42	琉球開発株式会社	339	274	584	350	340
43	株式会社富士ピー・エス	337	336	336	449	
44	株式会社屋島組	324		247		167
45	株式会社基土木	313	113	281		162
46	戸田建設株式会社	308	1,575	150		
47	株式会社佐平建設	305	68	339	112	133
48	株式会社イソ土建	302		134	171	
49	極東工業株式会社	289	294	378		126
50	株式会社善太郎組	288		114	240	329
51	大鏡建設株式会社	278	251			3
52	鹿島建設株式会社	275	797	1,770		1,916
53	株式会社諸建設	274	121	95	203	72
54	世紀東急工業株式会社	269		425	489	82
55	鹿島道路株式会社	265	156	266	492	530
56	株式会社唐真組	249	139	504	370	82
57	株式会社古波蔵組	247	96	242	221	117
58	南洋土建株式会社	244	42	1,045	1,214	743
59	飛島建設株式会社	242		375	661	357
60	株式会社大栄組	240	403	785	320	599
61	大旺建設株式会社	235	248	217	481	233
62	株式会社阿波根組	234	135	601	135	758
63	株式会社丸孝組	231		144	320	261
64	株式会社サクラダ	231				
65	日本舗道株式会社	230		471	183	321
66	株式会社富士建設	227	86		199	196
67	共和産業株式会社	226	354	285	810	585

68	株式会社沖縄緑建	221	266	36	238	142
69	有限会社宮保建設	217		163	78	98
70	前田建設工業株式会社	211	148	377	573	375
71	株式会社野村建設	210		60		
72	株式会社小橋川技建	202	125	89	173	
73	鉄建建設株式会社	202				639
74	株式会社北部道路	196	75	197	148	274
75	座波建設株式会社	195	189	176	532	456
76	コーアツ工業株式会社	194	361	487	154	
77	有限会社宮城土建	189	99	114	201	167
78	地崎道路株式会社	189		158	155	
79	有限会社具志堅建設	184			98	
80	大林道路株式会社	184	87	134	521	
81	株式会社南成建設	182				
82	沖縄道路メンテナンス株式会社	180	268	259	548	311
83	國和建設株式会社	179	144	195	106	130
84	株式会社沖縄日立	178	146	151	110	12
85	株式会社銘原組	176			197	21
86	小牧建設株式会社	171				
87	三菱電機株式会社	169	297	576	521	5
88	株式会社當山組	167			70	
89	沖電水工事株式会社	163				137
90	崎原土建株式会社	163			165	
91	株式会社山仁組	162			263	
92	八重山興業株式会社	162	213	336	269	170
93	有限会社北勝建設	158		67		283
94	株式会社神元組	157	96	98	379	95
95	有限会社一円産業	157	137	82	102	121
96	日本無線株式会社	156	239	184	207	157
97	太田建設株式会社	154	153		201	
98	株式会社大松建設	152			259	
99	常盤工業株式会社	152				
100	株式会社酉島製作所	152	58	160	297	209

（注）

1. 対象企業は合名会社、合資会社、株式会社、有限会社及び相互会社とする。

2-1. 消費税込み。単位は百万円。

2-2.「契約金額」は「当初契約金額合計（消費税込）」。端数処理は50万円以上切り上げ、50万円未満切り捨て。

2-3. 合併した企業については、合併前の各社の契約実績を加算。

2-4. 共同企業体（特定・経常共に）については、その出資比率に応じ按分。

2-5. 契約実績がないものは空欄。

府省名：内閣府(宮内庁)

順位	企業の名称(注1)	契約金額(注2)				
		平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度
1	清水建設株式会社	509	11	344	297	596
2	株式会社大林組	477	1,315	585	539	254
3	前田建設工業株式会社	210	152			24
4	株式会社安井至工務店	172	69		0	145
5	日本舗道株式会社	142	32	33	31	
6	谷上社寺工業株式会社	127				
7	新日本空調株式会社	127	5	0	14	1
8	鉄建建設株式会社	103	105	108	43	42
9	株式会社熊倉工務店	76				
10	株式会社巴コーポレーション	63	73	102	74	8
11	前田道路株式会社	59				
12	加勢造園株式会社	58	52	36	52	23
13	日本電設工業株式会社	58		61	47	62
14	株式会社八廣園	58				
15	伸和建設株式会社	57	0	94		
16	株式会社フジタ	56	106			
17	花豊造園株式会社	55	9	2	5	6
18	真柄建設株式会社	55	28	30	15	
19	株式会社関電工	55	43	60	78	76
20	株式会社佐桑工務店	51	92	65	28	5
21	株式会社前田英工務店	51	0	40		
22	株式会社錢高組	50	125	57		
23	株式会社竹中工務店	47	86	47	6	9
24	東友緑化株式会社	42	3	1	1	1
25	株式会社曽根造園	36	2	2	4	7
26	株式会社小川植木	34	30	35	31	33
27	東邦電気工業株式会社	33			62	102
28	株式会社松村桑山堂	33	25	29	28	3
29	株式会社東芝	32	7	5	13	4
30	株式会社中央製作所	32		0	1	
31	株式会社本田工務店	30	31	47	64	13
32	三機工業株式会社	24	55	2	3	308
33	株式会社苑友造園	24	5			
34	アステック株式会社	24	40	3		0
35	安西工業株式会社	23				
36	株式会社田中建設	23	16	14	46	1
37	株式会社鈴木庭園	22	24	34	14	13
38	株式会社加藤造園	21	65	22	18	18
39	株式会社東京電機	20	14	18	2	
40	平安建設工業株式会社	20		24		3
41	第一工業株式会社	20	5	66	24	2
42	株式会社三原組	18				
43	株式会社事業開発社	17	8			
44	北部緑地建設株式会社	16				
45	株式会社千代田工務店	16	21	18	15	10
46	アゴラ造園株式会社	15	24	12	16	13
47	株式会社大氣社	14	1	4	0	25
48	株式会社富士植木	14	70	70	73	65
49	株式会社日比谷アメニス	13	32	19	18	16
50	株式会社田島工務店	12	7	10	2	11
51	箱根植木株式会社	12	26	50	27	17
52	日本機関商工株式会社	11	6	5	0	1
53	首都建設株式会社	11	13	16	15	13
54	株式会社大平造園	11	43	11	13	12
55	株式会社斉藤造園	11	15	10	9	11
56	株式会社三和電機工業所	11	6	25	10	1
57	株式会社ヒロタ旭翠園	11	6	9	20	4
58	アートフェンス工業株式会社	11				
59	株式会社豊田造園	11	5	11	54	13
60	株式会社松栄造園土木	11	8	1	6	
61	田中園緑化土木株式会社	10	8	10	8	7
62	株式会社黒澤工務店	10	16	29	26	10
63	大栄電気株式会社	10	4		15	
64	左野工業株式会社	10	5	4		21
65	株式会社北関東シーリング	10				
66	有限会社後藤造園	10	10	18	8	12
67	株式会社アキテム	9	30	3	1	33
68	永井造園株式会社	9	9	12	55	10

69	株式会社大場造園	8	1	1	1	2
70	小林電装株式会社	8	5	3		11
71	株式会社蛭田植物園	8	7	7	9	10
72	川島土木株式会社	7	14	16	10	17
73	株式会社ニチノー緑化	7	7	7	9	8
74	河津建設株式会社	7	2	14	7	23
75	誠和光建株式会社	7	1		12	0
76	株式会社西原衛生工業所	7	6	0	130	7
77	株式会社中本	7	7	1		
78	株式会社植清津田造園	7	6	16	16	61
79	有限会社大新工務店	7	15	11	12	1
80	柴田建設株式会社	7				
81	東光園緑化株式会社	7	70	51	11	23
82	日本道路株式会社	6	0			
83	吉田電装工業株式会社	6	8	4	1	
84	三栄装備株式会社	6	1	2	0	2
85	有限会社川口造園	6	6	6	7	8
86	株式会社高野	6	7	8	7	4
87	藤原電気工業株式会社	6	1		7	
88	株式会社山川建設	6				
89	株式会社岡野造園	6	9	10	3	4
90	東京ガス株式会社	6	5	5	90	3
91	株式会社菊水園	6	3	4	3	2
92	株式会社佐々木組	6				
93	株式会社北野組	6		16	3	
94	株式会社富沢造園	6	9	4	6	7
95	株式会社中里建設	5				
96	金杉建設株式会社	5				
97	有限会社石駒	5		5	11	
98	大石石材工業株式会社	5		5	7	6
99	宇田建設株式会社	5	5	11	14	13
100	株式会社アライ照明	5				

（注）

1. 対象企業は合名会社、合資会社、株式会社、有限会社及び相互会社とする。

2-1. 消費税込み。単位は百万円。

2-2.「契約金額」は「当初契約金額合計（消費税込）」。端数処理は50万円以上切り上げ、50万円未満切り捨て。

2-3. 合併した企業については、合併前の各社の契約実績を加算。

2-4. 共同企業体（特定・経常共に）については、その出資比率に応じ按分。

2-5. 契約実績がないものは空欄。

府省名：内閣府（警察庁）

順位	企業の名称（注1）	契約金額（注2）				
		平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度
1	株式会社湯川工務店	116	219	9	3	46
2	新菱冷熱工業株式会社	75	1		229	
3	江州建設株式会社	51	17	0	0	
4	ヤカタ工業株式会社	32	0		0	
5	春山建設株式会社	28	1			
6	堀松建設工業株式会社	27				
7	株式会社協和電気商会	25	26	8	3	25
8	三和管工株式会社	25	6	4	7	146
9	株式会社廣清商店	7				
10	互興建設株式会社	7	14			
11	山谷建装株式会社	7				
12	渡辺建設株式会社	4	1	53	15	31
13	ユニオン住宅機器株式会社	3	1	3	1	3
14	不二興産株式会社	2	3	1		0
15	株式会社アコテクノ	1	1	1	13	3
16	株式会社日立コーポレーション	1				

（注）

1. 対象企業は合名会社、合資会社、株式会社、有限会社及び相互会社とする。

2-1. 消費税込み。単位は百万円。

2-2.「契約金額」は「当初契約金額合計（消費税込）」。端数処理は50万円以上切り上げ、50万円未満切り捨て。

2-3. 合併した企業については、合併前の各社の契約実績を加算。

2-4. 共同企業体（特定・経常共に）については、その出資比率に応じ按分。

2-5. 契約実績がないものは空欄。

府省名：内閣府(防衛庁)

順位	企業の名称(注1)	契約金額(注2)				
		平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度
1	住友商事株式会社	7,708				
2	石川島播磨重工業株式会社	2,592	1,153	456	1,025	662
3	株式会社タクマ	2,394		2,468		690
4	五洋建設株式会社	2,297	1,160	2,258	2,685	5,843
5	大日本土木株式会社	2,111	2,012	2,132	2,434	5,665
6	株式会社熊谷組	2,108	1,457	1,288	1,221	1,033
7	東洋建設株式会社	2,097	2,179	2,448	1,813	2,134
8	大成建設株式会社	2,006	14	2,074	795	9,797
9	株式会社大林組	1,974		2,000	2,709	
10	住友建設株式会社	1,973	1,583	1,840	2,201	4,369
11	不動建設株式会社	1,934	2,064	1,385	1,593	2,135
12	株式会社大本組	1,810	974	1,319	1,093	1,187
13	株式会社鴻池組	1,763	1,380	1,646	1,758	5,599
14	株式会社松村組	1,750	924	1,385	1,424	2,702
15	三井建設株式会社	1,735	599	583		168
16	株式会社新井組	1,723	1,272	1,832	1,987	2,402
17	日本舗道株式会社	1,670	1,521	1,124	2,246	838
18	株式会社地崎工業	1,569	653	647	664	1,361
19	株式会社淺沼組	1,520	1,559	1,817	1,303	1,237
20	飛島建設株式会社	1,492	761	476		898
21	りんかい建設株式会社	1,478	2,116	1,855	2,325	1,924
22	太平工業株式会社	1,344	1,256	1,454	1,921	1,888
23	東急建設株式会社	1,321	972	1,027	1,294	3,291
24	株式会社フジタ	1,297	1,433	1,889	987	2,977
25	株式会社大氣社	1,272	720	585	1,234	1,022
26	三菱建設株式会社	1,244	820	1,058	1,390	2,365
27	前田建設工業株式会社	1,171	2,468	1,593	1,717	218
28	株式会社奥村組	1,140	548	1,103	1,576	1,942
29	株式会社さとうベネック	1,139	841	772	1,119	1,968
30	三井不動産建設株式会社	1,138	1,398	957	1,143	538
31	安藤建設株式会社	1,134	814	1,148	1,195	1,198
32	大成ロテック株式会社	1,128	1,741	1,846	2,018	2,356
33	小田急建設株式会社	1,101	612	452	1,013	1,841
34	日立造船株式会社	1,092		50		144
35	多田建設株式会社	1,087	1,109	1,047	1,058	1,491
36	鉄建建設株式会社	1,047	404		1,726	970
37	大木建設株式会社	1,040	1,381	1,528	2,133	2,507
38	日産建設株式会社	1,037	410			326
39	地崎道路株式会社	1,033	1,206	637	1,276	1,671
40	日本コムシス株式会社	1,031	1,046	1,197	1,734	2,665
41	東亜建設工業株式会社	1,019	711	1,368	1,159	2,004
42	西武建設株式会社	1,010			470	677
43	株式会社錢高組	1,003	835	1,388	1,565	1,565
44	日東大都工業株式会社	988	1,087	1,237	1,590	1,976
45	東芝プラント建設株式会社	965	1,269	1,089	1,384	925
46	南海辰村建設株式会社	960	583	602	964	1,365
47	佐伯建設工業株式会社	937	720	706	1,122	1,920
48	株式会社間組	921	819	816	1,181	3,011
49	西松建設株式会社	919	1,019	811	909	1,971
50	株木建設株式会社	903	767	1,033	1,301	1,474
51	小松建設工業株式会社	861	602	494		657
52	伊藤組土建株式会社	860	1,095	1,738	1,954	2,312
53	徳倉建設株式会社	846	1,074	957	1,055	622
54	鹿島建設株式会社	841	903	1,013	3,876	5,056
55	新日本製鐵株式会社	840				
56	三菱電機株式会社	832	278	1,669	620	2,143
57	新生テクノス株式会社	809	570	616	433	689
58	株式会社太平エンジニアリング	804	966	478	1,360	1,067
59	株式会社竹中土木	790		800	1,084	
60	株式会社テクノ菱和	783	402	261	339	441
61	日本電設工業株式会社	780	774	974	2,098	899
62	株式会社國場組	757	805	1,178	1,205	1,068
63	株式会社協和エクシオ	756	696	873	1,002	1,782
64	日本電気システム建設株式会社	739	702	730	906	1,746
65	株式会社サンプラント	731	783	665	947	1,345
66	東芝空調株式会社	713	548	442	453	763
67	浦安工業株式会社	712	532	422	826	707
68	大成温調株式会社	701	560	435	444	756

69	株式会社朝日工業社	694	943	490	579	649
70	株式会社日立製作所	673	149	1,429	241	1,532
71	若築建設株式会社	659	561	407	1,733	923
71	斎久工業株式会社	659	968	731	1,586	946
73	須賀工業株式会社	658	573	370	1,549	909
74	日本道路株式会社	657	1,801	801	790	705
75	大明株式会社	641	325	389	720	635
76	ダイダン株式会社	641	706	944	1,495	1,691
77	大林道路株式会社	636	882	320	347	588
78	株式会社東電通	633	262	442	507	1,042
79	新日本空調株式会社	628	531	668	803	3,700
80	大旺建設株式会社	628	987	433	1,001	1,211
81	新菱冷熱工業株式会社	628	569	236	1,049	391
82	戸田建設株式会社	601	546	509	1,192	1,323
83	末廣屋電機株式会社	601	545	382	655	624
84	住友電設株式会社	581	643	690	446	422
85	東洋熱工業株式会社	579	675	409	572	986
86	大成設備株式会社	553	783	629	755	647
87	富士電機株式会社	551	117	1,959		1,400
88	ドリコ株式会社	538				
89	池野通建株式会社	536	439	225	539	653
90	池田建設株式会社	525	365	192	417	418
91	株式会社福田組	524	676	709	741	606
92	振興電気株式会社	520	353	416	460	604
93	東亜道路工業株式会社	519	779	746	759	608
94	株式会社弘電社	518	476	646	390	338
95	経塚工業株式会社	517	693	583	663	755
96	佐藤工業株式会社	504	990	887	3,245	1,519
96	株式会社上滝	504	100	275		323
98	フジタ道路株式会社	501	244	197	204	
99	広成建設株式会社	494	393	160	389	381
100	株式会社サンテック	488	347	375	515	321

（注）

1. 対象企業は合名会社、合資会社、株式会社、有限会社及び相互会社とする。

2-1. 消費税込み。単位は百万円。

2-2.「契約金額」は「当初契約金額合計（消費税込）」。端数処理は50万円以上切り上げ、50万円未満切り捨て。

2-3. 合併した企業については、合併前の各社の契約実績を加算。

2-4. 共同企業体（特定・経常共に）については、その出資比率に応じ按分。

2-5. 契約実績がないものは空欄。

府省名：内閣府(金融庁)

順位	企業の名称(注1)	契約金額(注2)				
		平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度
1	鹿島建設株式会社	84	78	7	44	
2	三井不動産株式会社	23	58	22	51	
3	株式会社コミューチュア	15	16	7	4	
4	富士通株式会社	11	6	13	6	
5	扶桑電通株式会社	5	20	3	2	
6	株式会社富士通ビジネスシステム	2				
7	綜合警備保障株式会社	2				
8	株式会社進興工業社	2	4	2	4	
9	株式会社くいっく	1	2			
10	山武ビルシステム株式会社	1				
11	東陽電気工業株式会社	1				
12	ヤカタ工業株式会社	1		9	5	
13	株式会社ヒラカワガイダム	1				
14	三菱電機株式会社	1				
15	株式会社徳河	0	0	1	4	
16	セコム株式会社	0				
17	株式会社富士通アドバンストソリューションズ	0				
18	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー	0	3			
19	平野建設工業株式会社	0	2	2	0	
20	株式会社東京証券取引所	0				
21	村上電気工業株式会社	0				
22	株式会社日立国際電気サービス	0				

(注)

1. 対象企業は合名会社、合資会社、株式会社、有限会社及び相互会社とする。

2-1. 消費税込み。単位は百万円。

2-2.「契約金額」は「当初契約金額合計(消費税込)」。端数処理は50万円以上切り上げ、50万円未満切り捨て。

2-3. 合併した企業については、合併前の各社の契約実績を加算。

2-4. 共同企業体(特定・経常共に)については、その出資比率に応じ按分。

2-5. 契約実績がないものは空欄。

3. 金融監督庁の発足(平成10年6月22日)以降の実績。

府省名：総務省

順位	企業の名称(注1)	契約金額(注2)				
		平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度
1	株式会社日立製作所	2,153	102	991	190	2,806
2	株式会社淺沼組	1,759	974	540	941	3,752
3	株式会社フジタ	1,645	260	1,041	590	6,344
4	株式会社大林組	1,092	1,061	169	2,894	2,370
5	大成建設株式会社	939	1,841	158	123	13,098
6	日管工業株式会社	927	141	366	533	1,116
7	住友建設株式会社	841	34	179	1,995	3,045
8	川崎設備工業株式会社	835	561	360	732	1,922
9	株式会社大三洋行	800	784	267	124	1,260
10	株式会社日設	790	1,362	1,150	881	2,054
11	池田建設株式会社	753	2	6	642	935
12	株式会社きんでん	713	838	315	579	930
13	松尾建設株式会社	704	68		11	
14	三建設備工業株式会社	670	410	290	423	589
15	戸田建設株式会社	669	5	1,695	1,494	1,455
16	株式会社鴻池組	602	1,149	1,033	89	5,087
17	株式会社朝日工業社	588	917	1,396	2,368	150
18	東洋熱工業株式会社	581	1,206	869	498	2,268
19	高砂熱学工業株式会社	546	981	352		3,491
20	松井建設株式会社	544	971	474	644	1,038
21	三平建設株式会社	519	5	433	716	1,541
22	三井建設株式会社	491	116		908	
23	第一工業株式会社	489	1,285	787	607	2,552
24	株式会社塩浜工業	481				
25	三菱電機株式会社	456	492	1,099	106	1,625
26	大末建設株式会社	427	392	904	721	32
27	岸野電気株式会社	426	128	138	9	296
28	株式会社藤木工務店	425	509	292		
29	住友電設株式会社	425	215	54	51	525
30	第一建築株式会社	419	184	725		970
31	ダイダン株式会社	389	2,001	755	185	5,161
32	株式会社大米建設	383				
33	日立プラント建設株式会社	383		583	184	1,061
34	浦安工業株式会社	363	422	265	467	42
35	株式会社東芝	341	3,439	1,710	280	5,395
36	共立建設株式会社	335	7	1,216	6	2,570
37	株式会社錢高組	327	423	880	723	852
38	沖ウインテック株式会社	318	107	144	385	583
39	千歳電気工業株式会社	312	740	200	6	781
40	株式会社関電工	309	593		231	683
41	旭日電気工業株式会社	300	310	138		193
42	三菱建設株式会社	300	389		1,197	1,654
43	株式会社富士工	284	460		429	459
44	株式会社さとうベネック	281		386		
45	株式会社弘電社	278	181	339	102	661
46	株式会社竹中工務店	274	549	383	1,397	686
47	前田建設工業株式会社	273		15	7	467
48	株式会社雄電社	267	364	410	165	185
49	タカノ建設株式会社	257				
50	西日本菱重興産株式会社	257				
51	佐藤工業株式会社	244	18	511	272	449
52	大成設備株式会社	239	294	4		315
53	飛島建設株式会社	239	3	461		
54	トーヨーカネツ株式会社	214	582	257	634	1,967
55	新生テクノス株式会社	206	220	127	32	448
56	株式会社奥村組	200	1,958	35	120	2,091
57	株式会社松本組	200				
58	清水建設株式会社	200	168	10	2,319	431
59	株式会社ナカノコーポレーション	185		883	500	
60	松下インターテクノ株式会社	183				
61	成瀬電気工事株式会社	181	117	35	366	
62	株式会社高舘組	170				
63	株式会社九電工	168	658	258	5	2
64	新菱冷熱工業株式会社	168	304	362	564	735
65	中国建設工業株式会社	168				
66	株式会社大方工業所	166			27	190
67	磯部建設工業株式会社	156				
68	大成温調株式会社	152			617	1,134

69	恒星設備株式会社	151				
70	株式会社熊谷組	147	1,889	2,045	208	7,786
71	大日本土木株式会社	147	1,397	1,507	1,099	2,905
72	株式会社大藪組	143				
73	東光電気工事株式会社	137	1,074	145	1,059	1,553
74	樽本興業株式会社	133	55	53	24	608
75	栄興建設株式会社	125				
76	株式会社サンテック	122	77	414	54	55
77	株式会社アペックス和光	121		380	208	
78	三和電気土木工事株式会社	121	576	163		2
79	角田建設株式会社	119				
80	株式会社ザ・トーカイ	117				
81	株式会社小林組	116				
82	新日本空調株式会社	116	196	425	91	1,638
83	株式会社協電舎	110	24			
84	三成技研株式会社	110				
85	川北電気工業株式会社	108	8	467	494	1
86	株式会社小野組	105	74	230	58	652
87	河津建設株式会社	105				
88	京成建設株式会社	105				
89	水土工業株式会社	105				
90	株式会社クラスト	104				
91	株式会社岡田組	104		302		
92	株式会社中央設備	104				
93	株式会社レイメイ藤井	101				
94	昭和アステック株式会社	101				
95	栗原工業株式会社	100	167	612	656	1,148
96	互興建設株式会社	100	103	651	1,329	696
97	振興電気株式会社	100			109	210
98	東芝ライテック株式会社	100			252	8
99	近藤工業株式会社	99				
100	株式会社中電工	98	404	180	527	25

（注）

1. 対象企業は合名会社、合資会社、株式会社、有限会社及び相互会社とする。

2-1. 消費税込み。単位は百万円。

2-2.「契約金額」は「当初契約金額合計（消費税込）」。端数処理は50万円以上切り上げ、50万円未満切り捨て。

2-3. 合併した企業については、合併前の各社の契約実績を加算。

2-4. 共同企業体（特定・経常共に）については、その出資比率に応じ按分。

2-5. 契約実績がないものは空欄。

府省名：法務省

順位	企業の名称(注1)	契約金額(注2)				
		平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度
1	日本電設工業株式会社	1,781	345	1,261	94	10
2	大成建設株式会社	1,585	510	4,060	722	2,711
3	前田建設工業株式会社	1,577	3,659	1	3	
4	株式会社きんでん	1,374	1,007		3	
5	鹿島建設株式会社	1,331	2,544	727	3,892	1,454
6	日産建設株式会社	1,093	1,981	91	1,200	3
7	株式会社淺沼組	1,040	839	1,048	960	727
8	西松建設株式会社	946	2,194			1
9	鉄建建設株式会社	942	72	392	406	535
10	新菱冷熱工業株式会社	865	345	1		
11	北野建設株式会社	791				75
12	三建設備工業株式会社	713	253	471	94	247
13	安藤建設株式会社	641	729	1,266	4	969
14	株式会社東京エネシス	640	277			
15	木内建設株式会社	583				56
16	千歳電気工業株式会社	558	192	588	52	6
17	高砂熱学工業株式会社	542	551	881	403	
18	株式会社フジタ	525				
19	株式会社田中組	442		0	1	
20	松尾建設株式会社	431		3		1
21	洸海電気株式会社	427	185		39	12
22	日本国土開発株式会社	401	390	115	57	481
23	株式会社錢高組	371				
24	株式会社尾田組	357				
25	日比谷総合設備株式会社	347	194	99	84	19
26	ダイダン株式会社	345	693	162	396	62
27	和同建設株式会社	340				
28	藤田エンジニアリング株式会社	332	1	2	48	
29	東洋熱工業株式会社	322	50	255	66	96
30	トーヨコエンジニアリング株式会社	322	325	45		
31	六興電気株式会社	321	6	331	137	249
32	南海辰村建設株式会社	321	765			
33	蜂谷工業株式会社	317	692	8	1	10
34	株式会社松村組	316		382	96	0
35	村本建設株式会社	308	346	61		2
36	株式会社クリハラント	297		23	218	
37	大和工商リース株式会社	248	153	8	51	
38	佐藤工業株式会社	234	853	247	946	725
39	株式会社ユアテック	232	21	86	1	47
40	株式会社今西組	221	510		0	2
41	株式会社弘電社	221		61	133	34
42	第一工業株式会社	214	217	30	148	
43	松井工業株式会社	213	12	17	16	7
44	占部建設株式会社	210				
45	丸紅設備株式会社	192				
46	株式会社朝日工業社	190	379	49	162	6
47	宅島建設株式会社	189				68
48	株式会社関電工	178	230	252	62	7
49	大日本土木株式会社	177	263	22	983	417
50	古河総合設備株式会社	163				
51	長田建設株式会社	156				
52	斎久工業株式会社	154		36	190	17
53	株式会社トーエネック	148	82	128	280	76
54	市川土木株式会社	145				
55	富士電機総設株式会社	142	84	19	138	136
56	菱和設備株式会社	132				
57	株式会社森工務店	132				
58	大和ハウス工業株式会社	129	12	5	470	
59	五洋建設株式会社	128	898			
60	株式会社新潟日立	122		43		
61	末廣屋電機株式会社	118	47	17		92
62	丸山建設株式会社	117	29	1	4	1
63	株式会社橋爪工務店	110				
64	東芝プラント建設株式会社	109	386			
65	株式会社坂本工務店	105				
66	山田建設株式会社	99	9	4	41	0
67	株式会社小川建設	99				
68	阿部建設株式会社	95			8	

69	長崎電業株式会社	93		3	2	2
70	株式会社佐々木組	88				
71	株式会社石井組	87	0	11		
72	株式会社八重電業社	87				
73	不二熱学工業株式会社	85	322		43	
74	マツダ産業株式会社	77				
75	新日本空調株式会社	77	284	166		57
76	旭シンクロテック株式会社	74		2	15	1
77	七浦建設株式会社	73	78	7	2	8
78	太平工業株式会社	73	1	135	815	
79	経塚工業株式会社	71				
80	三菱電機株式会社	68			299	
81	小峯電業株式会社	68				
82	大成ロテック株式会社	68		64		
83	栄城設備工業株式会社	66			8	1
84	株式会社竹内工務店	64				
85	株式会社電興社	63				
86	日新設備株式会社	62		5		
87	国光電気工業株式会社	61				
88	大成温調株式会社	58	291			
89	芳賀建設株式会社	58	48			
90	堀田建設株式会社	58	9	23	19	178
91	日本設備工業株式会社	57	262	3	0	5
92	大橋エアシステム株式会社	56	3	298	205	
93	新生テクノス株式会社	55	212	18	165	75
94	五建工業株式会社	52	74	25		117
95	株式会社門馬工務店	51	21	1	1	3
96	松藤土建株式会社	51	27	63	3	6
97	北海ボイラセンター株式会社	50				
98	共立建設株式会社	49	2	126	650	
99	ＩＮＡＸトステム・ビルリモデリング株式会社	49	28	12	67	7
100	株式会社日設	49	74	524		183

（注）

1. 対象企業は合名会社、合資会社、株式会社、有限会社及び相互会社とする。

2-1. 消費税込み。単位は百万円。

2-2.「契約金額」は「当初契約金額合計（消費税込）」。端数処理は50万円以上切り上げ、50万円未満切り捨て。

2-3. 合併した企業については、合併前の各社の契約実績を加算。

2-4. 共同企業体（特定・経常共に）については、その出資比率に応じ按分。

2-5. 契約実績がないものは空欄。

府省名：外務省

順位	企業の名称（注1）	契約金額（注2）				
		平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度
1	大成建設株式会社	2,010	105			
2	株式会社鴻池組	1,728	1,307	30		
3	RCDolner LLC	610				
4	東芝プラント建設株式会社	560	283			
5	WBHO Construction	533	102			
6	SCMBA	178				
7	飛島建設株式会社	162	116	550		
8	Ghiora Mehlel Building Works Ltd.	93	393	77		
9	清水建設株式会社	39				460
10	山口建設株式会社	19				
11	日本電設工業株式会社	11	19	14	16	15
12	株式会社オクト	9				
13	Murinda	9				
14	株式会社伊勝	8				
15	株式会社新生舎	7				

（注）

1. 対象企業は合名会社、合資会社、株式会社、有限会社及び相互会社とする。

2-1. 消費税込み。単位は百万円。

2-2.「契約金額」は「当初契約金額合計（消費税込）」。端数処理は50万円以上切り上げ、50万円未満切り捨て。

2-3. 合併した企業については、合併前の各社の契約実績を加算。

2-4. 共同企業体（特定・経常共に）については、その出資比率に応じ按分。

3-1. 外国における少額契約については、契約内容等の調査に時間を要するため、契約金額500万円以上の企業を調査対象としている。

3-2. 調査対象の契約実績がないものは空欄。

府省名：財務省

順位	企業の名称(注1)	契約金額(注2)				
		平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度
1	株式会社奥村組	1,253				
2	株式会社熊谷組	1,066				
3	東洋建設株式会社	1,043				
4	株式会社大林組	956	35			
5	株式会社浅沼組	902		658		
6	小田急建設株式会社	816			1,166	
7	株式会社大本組	756				
8	日産建設株式会社	605			62	1,054
9	不動建設株式会社	601				
10	株式会社福田組	551			711	
11	伊藤組土建株式会社	544				
12	勝村建設株式会社	521				
13	株式会社ナカノコーポレーション	498				
14	株式会社地崎工業	471	108	1,251		
15	日本建設株式会社	457				
16	株式会社松本岡谷組	452				
17	ロッテ建設株式会社	418				
18	株式会社田中組	383	179	217	462	
19	瀬戸内クラフト株式会社	379		247	244	
20	株式会社加賀田組	365				
21	ハザマ株式会社	362				
22	埼玉建興株式会社	357				
23	相鉄建設株式会社	350				
24	鈴縫工業株式会社	342				
25	鳥瀬建設株式会社	324				
26	田中建設株式会社	309				
27	株式会社岡崎工務店	287		30		
28	株式会社合田工務店	246				
29	株式会社ハンシン建設	241				
30	株式会社島村興業	238				
31	株式会社森本組	238	288	20		
32	不二サッシ株式会社	231				
33	日比谷総合設備株式会社	216				
34	上北建設株式会社	206				
35	タツト・建設株式会社	205	122	150	11	
36	高木建設株式会社	203				
37	丸彦渡辺建設株式会社	191	120			
38	六国建設株式会社	188				
39	関東建設工業株式会社	183		240		
40	株式会社クラスト	180	142		264	155
41	多田建設株式会社	174	280			
42	小松建設株式会社	172				
43	サイバラ建設株式会社	172	105			
44	松江土建株式会社	167				157
45	豊建設工業株式会社	167				
46	株式会社島谷建設	158				158
47	大栄企業株式会社	158				
48	岩倉建設株式会社	155				
49	株式会社内藤ハウス	153				
50	国際建設株式会社	153				
51	三井建設工業株式会社	153				
52	株式会社増岡組	151				
53	株式会社渡辺組	148	99			
54	株式会社梅村組	144	118			
55	株式会社日立ビルシステム	142			6	
56	カナツ技建工業株式会社	136				
57	株式会社ヤナセ設備工業	136				
58	株式会社豊蔵組	135	89			222
59	酒井工業株式会社	125		42		
60	株式会社光建設	123				
61	川原建設株式会社	123				
62	坂出土建工業株式会社	123				
63	株式会社浅香工業	122				
64	成島建設株式会社	119	60			
65	株式会社濱田組	113				
66	株式会社九電工	112	6	3		
67	株式会社加地和組	111	76			
68	株式会社阿部工務店	106				

69	中部建設工業株式会社	104				
70	株式会社高舘組	101				
71	城東建設株式会社	94	80			
72	株式会社大勝	93				
73	阿部建設株式会社	90				
74	松坂産業株式会社	90				
75	株式会社日東建設	88				
76	株式会社岩堀工務店	85				
77	株式会社大島工務所	83	62	88	5	
78	株式会社日設	83				
79	株式会社親和電機	81				
80	東京ガス株式会社	81	152	62	167	222
81	志眞建設株式会社	80				
82	株式会社荒谷工務店	79		1	3	2
83	株式会社中電工	79		4	9	2
84	株式会社鶴留建設	79				
85	三洋電機空調株式会社	79				1
86	金剛株式会社	77	2			
87	株式会社大島組	76				
88	共同カイテック株式会社	76				
89	京葉住設株式会社	76				
90	株式会社菊地工務店	75				
91	堀江工業株式会社	74	50			
92	小柳建設株式会社	71				
93	三善建設株式会社	68				
94	株式会社多々良	66				
95	安藤工事株式会社	65	129		65	
96	大阪ガス株式会社	64				
97	河井建設工業株式会社	63				
98	九州松下システム株式会社	62				
99	日本ハウズイング株式会社	61				
100	関建設工業株式会社	60				1

（注）

1. 対象企業は合名会社、合資会社、株式会社、有限会社及び相互会社とする。

2-1. 消費税込み。単位は百万円。

2-2.「契約金額」は「当初契約金額合計（消費税込）」。端数処理は50万円以上切り上げ、50万円未満切り捨て。

2-3. 合併した企業については、合併前の各社の契約実績を加算。

2-4. 共同企業体（特定・経常共に）については、その出資比率に応じ按分。

2-5. 契約実績がないものは空欄。

府省名：文部科学省

順位	企業の名称(注1)	契約金額(注2)				
		平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度
1	大成建設株式会社	9,284	5,705	8,598	11,517	4,088
2	株式会社大林組	6,753	7,512	9,881	5,189	9,378
3	清水建設株式会社	6,294	6,787	11,907	17,577	6,458
4	戸田建設株式会社	6,173	6,346	6,877	8,125	2,446
5	鹿島建設株式会社	6,039	1,018	3,025	6,857	3,594
6	株式会社竹中工務店	5,313	3,404	5,545	6,884	3,008
7	株式会社淺沼組	4,716	5,555	5,301	2,848	5,473
8	株式会社鴻池組	3,547	4,532	5,733	5,819	10,939
9	株式会社錢高組	3,133	3,779	2,316	1,643	1,431
10	株式会社朝日工業社	3,124	1,477	2,203	2,760	4,825
11	西松建設株式会社	3,089	631	2,429	1,478	1,471
12	株式会社大氣社	2,877	1,351	1,890	4,714	524
13	住友建設株式会社	2,679	1,047	1,025	2,165	497
14	大日本土木株式会社	2,668	1,538	2,265	1,753	74
15	株式会社間組	2,567		906	2,169	2,077
16	三機工業株式会社	2,460	1,678	1,466	1,030	1,371
17	前田建設工業株式会社	2,437	2,840	1,533	3,108	172
18	住友電設株式会社	2,366	1,325	388	1,442	488
19	三建設備工業株式会社	2,311	868	3,477	4,278	1,738
20	三菱電機株式会社	2,178	1,332	3,660	2,671	238
21	株式会社フジタ	2,135	2,569	3,680	3,786	1,277
22	株式会社熊谷組	2,133	389	2,189	1,622	1,571
23	佐藤工業株式会社	2,044	1,395	2,168	3,502	1,575
24	川崎設備工業株式会社	1,992	1,405	3,717	3,717	611
25	ダイダン株式会社	1,962	2,570	3,013	5,992	1,051
26	松尾建設株式会社	1,947		446	565	578
27	大成設備株式会社	1,914	262	1,401	1,399	91
28	株式会社日立製作所	1,909	156	2,762	926	916
29	高砂熱学工業株式会社	1,892	1,026	4,410	2,413	1,158
30	株式会社テクノ菱和	1,818	1,057	1,885	1,959	1,527
31	株式会社青木建設	1,809	463	1,161	931	231
32	新菱冷熱工業株式会社	1,767	2,149	1,536	6,412	2,172
33	株式会社高松組	1,712	489			
34	松井建設株式会社	1,711	366	754	1,597	1,427
35	大成温調株式会社	1,669	699	384	1,637	24
36	東洋熱工業株式会社	1,491	1,434	416	840	260
37	株式会社三晃空調	1,479	1,036	1,038	1,914	1,208
38	斎久工業株式会社	1,328	1,704	1,315	1,434	271
39	三井建設株式会社	1,310	2,831	772	2,029	
40	東光電気工事株式会社	1,279	734	1,255	721	492
41	新日本空調株式会社	1,221	1,080	1,411	2,536	993
42	川口土木建築工業株式会社	1,209				
43	株式会社奥村組	1,200	607	1,078	2,907	630
44	株式会社菱熱	1,188	168		233	386
45	株式会社きんでん	1,163	546	1,363	1,439	1,270
46	浅海電気株式会社	1,159	373	822	268	
47	飛島建設株式会社	1,145	1,233	697	3,462	378
48	株式会社日本シューター	1,119	441	718	1,245	
49	中央電設株式会社	1,074	258			
50	須賀工業株式会社	979	1,409	2,694	2,824	2,005
51	不二熱学工業株式会社	971	405			68
52	鉄建建設株式会社	942	715	1,774	3,999	2,133
53	株式会社松村組	941	511	1,439	2,321	906
54	日本電設工業株式会社	936	857	1,692	1,513	1,015
55	経塚工業株式会社	925	315	370	714	237
56	川北電気工業株式会社	893	467	504	169	554
57	第一工業株式会社	891	1,356	2,417	2,082	1,659
58	五洋建設株式会社	857	68	509	2,241	1,376
59	株式会社関電工	853	824	1,433	1,067	
60	エルゴテック株式会社	825	763			431
61	安藤建設株式会社	819	4,648	4,991	4,789	1,413
62	大栄電気株式会社	818	162	208	322	79
63	協和建設工業株式会社	795	257	238	592	152
64	勝村建設株式会社	771	841	247	688	
65	浦安工業株式会社	753	827	210	657	184
66	株式会社アペックス和光	751		284	350	315
67	岩倉建設株式会社	748		635		
68	東芝空調株式会社	722	507	236	215	

69	株式会社森本組	720	373	154	508	515
70	竹村総合設備株式会社	678	915	362	370	385
71	シーメンス株式会社	672	229	188		35
72	株式会社四電工	666	210		365	251
73	株式会社地崎工業	656	404		566	357
74	日比谷総合設備株式会社	617	1,049	2,159	1,682	559
75	真柄建設株式会社	593	1,245	859	1,390	1,375
76	丸紅設備株式会社	590	409	369	373	399
77	富士通株式会社	583	2	82	563	14
78	山形空調株式会社	582	206			
79	奥田建設株式会社	581				
80	大和工商リース株式会社	577	77	166		
81	九鉄工業株式会社	576				
82	六興設備株式会社	565	602	1,045	1,134	205
83	株式会社佐藤工務	554				
84	株式会社益田工務店	549				
85	株式会社日設	548	353			
86	株式会社西原衛生工業所	537	148	211	307	214
87	山形建設株式会社	536			392	
88	小野里工業株式会社	533	444		633	
89	オルガノ株式会社	528				
90	株式会社ユアテック	525	345	512	601	514
91	北野建設株式会社	516				
92	株式会社増田組	513	735	183		
93	ロッテ建設株式会社	512	178	343	632	
94	株式会社トーエネック	509	74		715	140
95	菱機工業株式会社	507	383	873	666	180
96	株式会社サンプラント	502	631	333	449	250
97	池下工業株式会社	494				
98	株式会社巌建設	492				
99	株式会社中電工	489	1,373	208	918	326
100	朝日管工株式会社	488	298	618	214	

（注）

1. 対象企業は合名会社、合資会社、株式会社、有限会社及び相互会社とする。

2-1. 消費税込み。単位は百万円。

2-2.「契約金額」は「当初契約金額合計（消費税込）」。端数処理は50万円以上切り上げ、50万円未満切り捨て。

2-3. 合併した企業については、合併前の各社の契約実績を加算。

2-4. 共同企業体（特定・経常共に）については、その出資比率に応じ按分。

2-5. 契約実績がないものは空欄。

府省名：厚生労働省

順位	企業の名称(注1)	契約金額(注2)				
		平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度
1	清水建設株式会社	5,467	3,359	3,253	3,385	2,637
2	株式会社竹中工務店	4,807	3,973	4,637	3,597	4,485
3	大成建設株式会社	4,437	7,215	7,635	10,455	10,581
4	戸田建設株式会社	4,074	3,744	3,974	4,618	6,205
5	株式会社フジタ	3,648	2,005	3,165	2,996	4,154
6	株式会社間組	3,563	2,445	732	1,360	763
7	株式会社大林組	3,394	8,534	7,797	10,527	9,595
8	鹿島建設株式会社	3,056	3,386	5,181	5,484	4,561
9	佐藤工業株式会社	3,004	4,641	7,940	5,751	3,407
10	ダイダン株式会社	2,846	2,605	4,592	2,849	2,506
11	株式会社関電工	2,812	1,406	1,215	277	1,313
12	新菱冷熱工業株式会社	2,685	2,455	1,616	2,702	2,244
13	株式会社熊谷組	2,592	4,719	4,323	5,777	8,505
14	株式会社奥村組	2,524	4,268	3,666	6,205	2,250
15	株式会社大氣社	2,284	729	648	1,700	913
16	住友建設株式会社	2,122	763	1,586	2,664	2,594
17	高砂冷熱工業株式会社	2,067	1,722	1,655	1,677	731
18	株式会社きんでん	1,736	2,473	4,385	3,632	3,219
19	株式会社鴻池組	1,575	997	2,147	866	2,331
20	東光電気工事株式会社	1,574	1,970	866	27	1,224
21	株式会社九電工	1,531	1,489	3,664	1,877	1,824
22	株式会社淺沼組	1,437	2,026	1,608	664	2,133
23	三晃空調株式会社	1,418	850	942	604	460
24	川崎設備工業株式会社	1,354	460	887	1,345	2,615
25	須賀工業株式会社	1,334	981	288	1,042	2,652
26	株式会社朝日工業社	1,229	813	2,008	1,276	894
27	栗原工業株式会社	1,181	1,091	629	667	659
28	第一工業株式会社	1,169	132	852	1,349	364
29	住友電設株式会社	1,071	397	576	706	128
30	日東みらい建設株式会社	1,049	2,972	2,107	2,239	2,457
31	株式会社南建設	1,041			184	526
32	株式会社トーエネック	1,024	442	1,480	57	952
33	東洋熱工業株式会社	910	1,315	501		2,052
34	五洋建設株式会社	900	564	540	848	514
35	株木建設株式会社	895				
36	西松建設株式会社	894	473	502	1,637	1,017
37	株式会社上滝	883	217		222	237
38	株式会社松村組	868	1,065	2,840	2,126	
39	大栄電気株式会社	866	470	1,287	912	45
40	大末建設株式会社	828	991	324	810	596
41	三建設備工業株式会社	828	312	699	195	1,502
42	郡リース株式会社	795				
43	立建設株式会社	734	434	126	802	199
44	株式会社三冷社	718	723	446	864	570
45	日本電設工業株式会社	691	780	999	610	1,574
46	千歳電気工業株式会社	689	323	347	488	11
47	前田建設工業株式会社	681				
48	洸海電気株式会社	638	231	699	528	1,044
49	株式会社錢高組	633	877	8		455
50	東芝空調株式会社	609	514	764	681	531
51	株式会社高田工業所	590	82		51	
52	三機工業株式会社	555	1,296	591	379	749
53	株式会社大淵建設	548	316	578	828	216
54	萬屋建設株式会社	541				
55	株式会社大西熱学	532	283		794	
56	暁飯島工業株式会社	525				
57	富士電機総設株式会社	522	414	752	824	129
58	日比谷総合設備株式会社	510	499	657	677	68
59	内藤建設株式会社	499		152		2
60	株式会社淺川組	499			523	105
61	株式会社柄谷工務店	498	338	2	2	0
62	岩倉建設株式会社	494				
63	株式会社松原組	486	433		559	73
64	株式会社サンテック	471	630	578	1,208	175
65	株式会社荒木組	459	60	19	15	3
66	多田建設株式会社	447		234	688	447
67	大成設備株式会社	446	254	944	538	214
68	株式会社平野組	429	663	462	264	175

69	大之木建設株式会社	425				
70	株式会社谷口工務店	422				84
71	沖ウインテック株式会社	422	87		11	404
72	磯部建設株式会社	407	3	3	72	3
73	中国建設工業株式会社	399	483	491	372	149
74	山崎建設工業株式会社	397				
75	株式会社日鉄エレックス	393		2		
76	日建工業株式会社	392				
77	鉄建建設株式会社	389	230	347	561	
78	飛島建設株式会社	387	315	1,502	1,010	332
79	中央電設株式会社	383	128	229	47	
80	株式会社早野組	374	301	304	40	
81	東昭建設株式会社	368	79	44	85	
82	川田工業株式会社	368				
83	株式会社山形工務店	362		105	40	394
84	株式会社今西組	358	502	510	108	
85	三菱建設株式会社	345	340	346	385	
86	株式会社弘電社	340				
87	飛騨建設株式会社	336				
88	近畿菱重興産株式会社	333	147			
89	株式会社中電工	323	318	2,223	1,279	459
90	日本道路株式会社	323	269			
91	株式会社小倉組	319	339			
92	川鉄電設株式会社	317	224	1,191	756	209
93	開発電気株式会社	315	364	739	1,082	305
94	協和建設工業株式会社	313	226	606	883	102
95	丸彦渡辺建設株式会社	308				
96	斎久工業株式会社	304	231	182	208	591
97	三井建設株式会社	302	1,490	2,479	2,215	3,521
98	大日建設株式会社	300				
99	坂平産業株式会社	300	153			
100	山佐産業株式会社	299	409	414	414	

（注）

1. 対象企業は合名会社、合資会社、株式会社、有限会社及び相互会社とする。

2-1. 消費税込み。単位は百万円。

2-2.「契約金額」は「当初契約金額合計（消費税込）」。端数処理は50万円以上切り上げ、50万円未満切り捨て。

2-3. 合併した企業については、合併前の各社の契約実績を加算。

2-4. 共同企業体（特定・経常共に）については、その出資比率に応じ按分。

2-5. 契約実績がないものは空欄。

府省名：農林水産省

順位	企業の名称(注1)	契約金額(注2)				
		平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度
1	西松建設株式会社	9,617	1,499	5,600	1,953	5,445
2	佐藤工業株式会社	7,660	481	1,856	2,061	7,052
3	鹿島建設株式会社	7,249	2,045	11,453	3,418	3,518
4	大成建設株式会社	6,679	3,057	7,624	5,966	8,170
5	三井建設株式会社	5,370	1,251	3,157	3,104	4,550
6	三幸建設工業株式会社	5,120	1,755	5,772	2,059	3,173
7	清水建設株式会社	4,877	3,802	4,161	4,728	2,752
8	飛島建設株式会社	4,492	2,432	6,062	838	10,127
9	住友建設株式会社	3,988	2,996	4,563	2,937	4,521
10	株式会社奥村組	3,433	2,764	5,295	1,439	3,412
11	株式会社熊谷組	3,329	4,265	3,906	1,310	8,450
12	株式会社大林組	3,081	7,420	3,989	4,947	5,102
13	株式会社荏原製作所	2,966	3,072	516	3,983	916
14	東急建設株式会社	2,399	1,851	3,080	2,428	2,125
15	勝村建設株式会社	2,203	812	1,893	2,026	757
16	株式会社栗本鐵工所	2,134	948	463	975	1,893
17	梅林建設株式会社	2,054	736	3,054	1,213	1,208
18	株式会社フジタ	2,015	5,442	5,255	5,019	2,377
19	株式会社間組	1,963	1,436	1,060	5,312	8,212
20	株式会社竹中土木	1,912	1,117	3,378	3,827	2,372
21	鉄建建設株式会社	1,875	2,646	1,326	2,993	1,173
22	アイサワ工業株式会社	1,803	777	1,236	2,628	1,671
23	株木建設株式会社	1,779	1,989	2,533	1,058	1,290
24	川崎重工業株式会社	1,718	1,569	557		898
25	大豊建設株式会社	1,670	606	3,579	2,966	1,743
26	株式会社西島製作所	1,526	986	1,311	362	664
27	豊国工業株式会社	1,521	1,132	553	1,397	788
28	徳倉建設株式会社	1,492	717	1,139	853	776
29	株式会社大本組	1,411	4,830	710	5,629	1,509
30	株式会社クボタ建設	1,280	816	1,511	1,243	606
31	富士電機株式会社	1,263	17	74	306	4
32	株式会社森組	1,255	1,102	1,202	1,413	1,317
33	株式会社錢高組	1,215	1,175	1,126	1,212	3,433
34	りんかい建設株式会社	1,193	1,659	2,378	1,287	1,229
35	佐伯建設工業株式会社	1,119	963	1,532	1,810	1,106
36	株式会社東芝	1,080	21	90	283	353
37	西田鉄工株式会社	1,058	387	614	523	1,311
38	東亜建設工業株式会社	1,055	2,235	1,390	333	953
39	那須建設株式会社	1,009	815	286	455	56
40	佐藤鉄工株式会社	1,008	404	306	219	438
41	株式会社植木組	1,004	340	58	620	
42	株式会社さとうベネック	983	1,156	985	1,014	1,542
43	五洋建設株式会社	973	1,516	2,657	2,768	628
44	戸田建設株式会社	944	1,952	1,684	798	1,935
45	株式会社電業社機械製作所	927	25	139	439	511
46	付知土建株式会社	902	746	419	232	253
47	三井不動産建設株式会社	854	897	1,966	1,364	2,724
48	株式会社白石	820	1,294	1,364	1,443	585
49	株式会社青木建設	805	3,044	1,481	4,554	1,464
50	世紀東急工業株式会社	798	1,697	1,360	1,766	1,791
51	若築建設株式会社	789	294	1,404	1,927	1,145
52	株式会社丸島アクアシステム	761	867	654	609	1,307
53	大日本土木株式会社	739	1,326	1,538	1,326	4,475
54	安藤建設株式会社	730	44	525	631	210
55	前田建設工業株式会社	691	6,482	3,242	2,526	9,839
56	株式会社森本組	680	753	1,175	1,611	215
57	浅野工事株式会社	671	1,198	963	759	402
58	株式会社鴻池組	670	3,049	4,410	1,538	1,333
59	株式会社松村組	665	245	1,367	542	894
60	鹿久建設株式会社	662	855	2,094	1,228	1,244
61	小田急建設株式会社	661	669	694	610	235
62	三菱電機株式会社	628	1,115	257	600	64
63	大政建設株式会社	627	389	490	352	219
64	大末建設株式会社	610	774	922	775	318
65	株式会社笹原組	589	414	566	410	369
66	佐田建設株式会社	583	640	825	581	381
67	大旺建設株式会社	574	81	290	479	149
68	旭川興林産業株式会社	566	467	341	395	372

69	日産建設株式会社	554	936	506	1,339	431
70	吉川建設株式会社	543	702	738	624	67
71	株式会社福田組	543	1,781	525	1,325	1,045
72	東鉄工業株式会社	520	827	420	988	823
73	小松建設工業株式会社	518	684	615	433	660
74	伊藤工業株式会社	517	304	226	155	49
75	株式会社佐々木工務店	516	228	96	118	67
76	鈴中工業株式会社	496		254		257
77	石川島播磨重工業株式会社	476	446	2,630	1,526	710
78	日本国土開発株式会社	473	2,512	2,211	990	6,522
79	日東大都工業株式会社	463	417	133		
80	松尾建設株式会社	462	753	664	323	684
81	株式会社武江組	460	98	500	257	134
82	木原建設株式会社	425	78	76		
83	山形建設株式会社	422	88	33	166	
84	山科建設株式会社	418	278	153	195	246
85	株式会社木村組	417	604	478	287	151
86	西武建設株式会社	413	354	433	419	262
87	株式会社井木組	393	286	234	257	202
88	株式会社吉新組	386	206	188	166	67
89	木曽土建工業株式会社	359	700	666	442	189
90	丸か建設株式会社	353	208	417	444	198
91	扶桑建設工業株式会社	351	192	115	506	244
92	新谷建設株式会社	348	272	134	250	194
93	金森建設株式会社	336	194	88	144	363
94	株式会社山下組	336	269	274	653	245
95	エヌピー総合開発株式会社	325	176	169	224	96
96	丸誠重工業株式会社	321	189	1,479	1,274	541
97	羽陽建設株式会社	320	280	104	133	89
98	富士通株式会社	317	449	1,044	436	85
99	鹿島道路株式会社	316	418	383	522	
100	大木建設株式会社	313	305	237	463	384

（注）

1. 対象企業は合名会社、合資会社、株式会社、有限会社及び相互会社とする。

2-1. 消費税込み。単位は百万円。

2-2.「契約金額」は「当初契約金額合計（消費税込）」。端数処理は50万円以上切り上げ、50万円未満切り捨て。

2-3. 合併した企業については、合併前の各社の契約実績を加算。

2-4. 共同企業体（特定・経常共に）については、その出資比率に応じ按分。

2-5. 契約実績がないものは空欄。

府省名：経済産業省

順位	企業の名称(注1)	契約金額(注2)				
		平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度
1	同和工営株式会社	49				
2	三菱マテリアル資源開発株式会社	45				
3	鹿島建設株式会社	31				
4	三菱重工冷熱システム株式会社	28				
5	株式会社大協建設	26	14	2		1
6	株式会社竹中工務店	18	41		8	
7	株式会社岩堀工務店	17				
8	ダイキン工業株式会社	17				
9	株式会社エバジツ	15	5			0
10	日立造船株式会社	14				
11	株式会社東芝	13	62	24	43	19
12	扶桑電通株式会社	10	0	0	0	1
13	住友電設株式会社	8	6	1	2	1
14	株式会社三上工務店	6	6		1	1
15	後藤設備工業株式会社	6	7	1	0	2
16	株式会社ビルダーコタニ	5	3	5	8	3
17	沖ウィンテック株式会社	5	1	1		
18	株式会社アラゼン	5	1			
19	東光電気工事株式会社	5	2	0	0	0
20	大和電気通信工業株式会社	5	2	0	0	
21	南海電設株式会社	5	3	0		
22	東和施設工業株式会社	5				
23	洋伸建設株式会社	5				
24	太平工業株式会社	4				
25	大阪ガス株式会社	4	1	0		
26	株式会社ダイイチ	4				
27	佐々木建設工業株式会社	4	4		1	
28	株式会社日立製作所	4	3	4	3	
29	日本防水工業株式会社	3				
30	株式会社西原衛生工業所	3				
31	トーワシステムエンジニアリング株式会社	3	1	2	3	
32	株式会社伊勢屋	3				
33	ビル機気管理株式会社	3				
34	大谷建興株式会社	3	15			
35	株式会社梅の木建設	2	10		14	
36	錦建設株式会社	2	8	1	2	4
37	三鉱建設株式会社	2				
38	信東建設株式会社	2				
39	NSK株式会社	2				
40	株式会社ヤマネ	2	0			
41	有限会社コスモ建築設計	2				
42	株式会社サークル鉄工	2	16			
43	橋電株式会社	2			6	
44	東和ビル管理株式会社	2				
45	日本ピソー株式会社	2	1		1	0
46	株式会社北洋建設	2	2	3	2	1
47	三菱電機ビルテクノサービス株式会社	2	1			4
48	フィット電装株式会社	2	2	2		0
49	今井工業株式会社	2	2	8	2	0
50	都築電気株式会社	2	1		1	9
51	株式会社トーニチテクノ	2	6			
52	日本電気システム建設株式会社	2		2		1
53	東邦ガス株式会社	2				
54	富士装飾株式会社	1				
55	日本海建興株式会社	1	2	4	0	1
56	株式会社キクテック	1				
57	岩通アイコン株式会社	1	11	3	20	11
58	須賀工業株式会社	1		1		2
59	日宝装飾株式会社	1		0	1	0
60	富士通サポートアンドサービス株式会社	1				
61	光英電気通信株式会社	1				
62	磯部建設株式会社	1				
63	岩通エンジニアリング株式会社	1	1	1	3	2
64	三静電気工事株式会社	1				
65	株式会社インテリアヤマト	1	8			
66	千代田産業株式会社	1				
67	株式会社オリゲン	1	11	8	0	0
68	北海テック株式会社	1				

69	四国瓦斯株式会社	1				0
70	株式会社ビジュー建設	1	0	1		
71	株式会社日立コーポレーション	1				
72	金剛株式会社	1	4		20	11
73	宮崎建設株式会社	1				
74	株式会社小池塗装	1		28	2	1
75	株式会社三武サービス	1	8			
76	有限会社斉藤造園	1				
77	株式会社東園組	1				
78	株式会社神垣組	1				
79	株式会社福岡ライフ	1	1			
80	日本電気株式会社	1				1
81	株式会社光吉工務店	1	2	10		
82	高砂熱学工業株式会社	1	1	0	0	0
83	東京電設サービス株式会社	1				
84	株式会社びこう社	1	1			
85	株式会社鈴木工務店	1				
86	株式会社福井工務店	1				
87	不破工業株式会社	1				
88	株式会社サンタイ	1	0	0	1	1
89	有限会社新和電業社	1	0	0		0
90	株式会社アイホー	1		0	0	0
91	保全設備工研株式会社	1	2	0	2	0
92	株式会社日立東サービスエンジニアリング	1				
93	日新電機株式会社	1				2
94	東テク株式会社	1				
95	株式会社大林組	1	1			
96	ナブコシステム株式会社	0				
97	アイワ電設開発株式会社	0				
98	富士通株式会社	0		1		1
99	株式会社テラルテクノサービス	0				
100	有限会社中沢硝子	0				

（注）

1. 対象企業は合名会社、合資会社、株式会社、有限会社及び相互会社とする。

2-1. 消費税込み。単位は百万円。

2-2.「契約金額」は「当初契約金額合計（消費税込）」。端数処理は50万円以上切り上げ、50万円未満切り捨て。

2-3. 合併した企業については、合併前の各社の契約実績を加算。

2-4. 共同企業体（特定・経常共に）については、その出資比率に応じ按分。

2-5. 契約実績がないものは空欄。

府省名：国土交通省

順位	企業の名称(注1)	契約金額(注2)				
		平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度
1	五洋建設株式会社	35,382	42,916	45,752	51,508	37,550
2	東亜建設工業株式会社	26,650	38,809	37,688	43,247	37,750
3	株式会社大林組	25,676	26,009	20,513	46,002	10,579
4	東洋建設株式会社	25,279	30,419	29,430	32,801	28,476
5	株式会社間組	20,437	9,382	24,012	21,515	10,377
6	大成建設株式会社	20,226	20,862	18,450	60,159	17,108
7	鹿島建設株式会社	18,397	31,029	28,567	29,334	24,852
8	日本舗道株式会社	17,482	15,836	13,765	19,380	11,455
9	若築建設株式会社	17,237	11,278	22,283	26,024	21,670
10	清水建設株式会社	16,738	18,426	21,394	24,558	16,950
11	西松建設株式会社	16,320	9,459	22,948	8,322	5,727
12	株式会社熊谷組	15,916	15,264	25,613	14,382	13,412
13	三菱電機株式会社	14,982	16,213	11,215	14,775	5,692
14	株式会社奥村組	14,452	8,199	13,100	20,019	7,474
15	佐藤工業株式会社	13,942	7,439	17,188	12,294	17,177
16	日本道路株式会社	13,890	14,611	12,691	16,945	9,506
17	日本無線株式会社	13,820	12,811	8,896	15,050	6,622
18	株式会社東芝	13,298	15,971	11,374	15,096	8,029
19	株式会社荏原製作所	13,257	7,739	9,012	9,300	8,564
20	飛島建設株式会社	12,690	14,990	18,492	36,742	9,830
21	住友建設株式会社	12,230	11,430	15,849	17,218	6,018
22	前田建設工業株式会社	11,823	9,913	21,879	11,483	21,201
23	三菱重工業株式会社	11,801	11,454	8,884	15,990	12,768
24	三井建設株式会社	11,752	10,513	6,710	11,635	12,262
25	世紀東急工業株式会社	11,733	10,404	11,293	14,291	8,703
26	株式会社日立製作所	11,705	15,364	15,342	16,504	11,391
27	株式会社鴻池組	11,505	9,550	9,970	10,142	6,202
28	大林道路株式会社	11,073	11,883	11,704	12,878	8,310
29	株式会社大本組	10,565	10,016	8,216	13,542	8,215
30	佐伯建設工業株式会社	10,529	17,021	10,486	16,182	15,368
31	三井不動産建設株式会社	10,481	12,712	15,597	20,382	13,919
32	東亜道路工業株式会社	10,055	9,692	9,600	10,998	6,196
33	大成ロテック株式会社	9,511	11,459	11,269	16,384	9,262
34	株式会社ピー・エス	9,429	8,489	10,717	8,270	4,984
35	鹿島道路株式会社	9,147	10,914	12,970	16,594	10,128
36	株式会社フジタ	8,978	11,057	10,640	12,290	5,384
37	株式会社ガイアートクマガイ	8,804	8,872	8,905	11,470	6,940
38	株式会社本間組	8,744	8,056	12,518	12,016	8,673
39	りんかい建設株式会社	8,700	15,117	11,600	12,979	11,132
40	福田道路株式会社	8,645	6,327	7,720	10,743	5,141
41	株式会社テトラ	8,356	8,773	10,024	9,707	9,322
42	大日本土木株式会社	8,213	5,673	10,167	6,971	12,217
43	株式会社クボタ	8,190	4,854	6,598	4,136	2,430
44	株式会社錢高組	8,103	9,091	6,151	10,805	5,607
45	三井道路株式会社	8,096	7,932	7,733	9,603	4,731
46	鉄建建設株式会社	8,042	6,554	5,203	11,846	6,202
47	株式会社竹中工務店	8,019	3,402	4,353	12,280	485
48	川田工業株式会社	7,879	4,626	9,408	5,936	3,444
49	株式会社地崎工業	7,653	6,030	10,090	19,162	9,809
50	東急建設株式会社	7,568	6,881	6,633	7,820	4,620
51	川崎重工業株式会社	7,472	6,331	6,673	4,223	10,410
52	大旺建設株式会社	7,457	6,831	9,976	8,300	6,293
53	株式会社横河ブリッジ	7,450	7,999	6,781	6,262	2,800
54	日東大都工業株式会社	7,364	13,252	11,523	13,006	9,621
55	岩田建設株式会社	7,150	6,449	8,576	5,017	6,758
56	国土総合建設株式会社	7,055	9,217	9,750	10,637	7,614
57	佐藤道路株式会社	7,038	7,416	6,771	8,991	4,512
58	石川島播磨重工業株式会社	6,973	7,922	14,678	17,279	10,202
59	大豊建設株式会社	6,897	6,348	11,133	5,879	7,602
60	株式会社富士ピー・エス	6,654	4,395	6,764	4,652	4,485
61	前田道路株式会社	6,604	9,138	8,977	13,036	8,184
62	戸田建設株式会社	6,491	7,858	13,915	15,969	6,793
63	飛島道路株式会社	6,487	3,649	7,170	8,304	7,006
64	ドーピー建設工業株式会社	6,347	3,906	5,720	3,977	4,073
65	日本鋼管株式会社	6,257	6,445	3,676	8,069	5,553
66	オリエンタル建設株式会社	6,168	7,577	10,526	6,413	5,024
67	フジタ道路株式会社	5,906	5,397	4,767	6,982	3,330
68	駒井鉄工株式会社	5,764	3,951	7,124	4,917	2,032

69	北川ヒューテック株式会社	5,552	4,733	5,048	6,483	3,732
70	ピーシー橋梁株式会社	5,510	3,876	6,332	3,498	2,484
71	小糸工業株式会社	5,460	3,402	2,736	2,912	1,251
72	常盤工業株式会社	5,450	5,803	6,021	7,264	3,969
73	松下電器産業株式会社	5,413	4,124	3,002	4,236	2,647
74	日本国土開発株式会社	5,390	10,175	8,993	8,477	4,770
75	不動建設株式会社	5,352	8,199	8,738	7,331	5,554
76	株式会社安部工業所	5,282	3,441	3,879	2,081	1,555
77	株式会社日本ピーエス	5,067	4,025	4,517	3,170	1,716
78	株式会社明電舎	5,045	3,979	2,300	2,895	3,342
79	株式会社福田組	5,002	5,585	7,037	7,096	7,268
80	株式会社酉島製作所	4,972	1,880	8,409	2,478	744
81	株式会社田中組	4,882	3,192	4,536	4,241	3,916
82	日立造船株式会社	4,803	3,758	4,549	8,246	6,205
83	株式会社渡辺組	4,780	4,682	4,582	6,795	2,913
84	株木建設株式会社	4,722	5,074	5,239	6,788	3,407
85	松尾橋梁株式会社	4,638	1,643	5,850	5,350	2,418
86	株式会社東京鐵骨橋梁製作所	4,606	4,374	5,462	4,035	2,680
87	東光電気工事株式会社	4,574	1,382	3,602	5,403	2,659
88	日本車輌製造株式会社	4,488	2,673	3,853	4,096	2,291
89	岩倉建設株式会社	4,431	4,542	4,845	5,321	4,335
90	三井造船株式会社	4,335	4,067	5,475	5,078	3,889
91	日産建設株式会社	4,258	3,868	6,382	6,947	3,438
92	川田建設株式会社	4,255	4,260	5,006	3,415	2,367
93	トピー工業株式会社	4,238	3,202	3,867	2,914	2,829
94	伊藤組土建株式会社	4,183	3,658	7,700	3,712	6,342
95	アイサワ工業株式会社	4,067	3,176	5,227	6,004	4,830
96	大有建設株式会社	4,041	3,154	3,526	5,003	3,223
97	徳倉建設株式会社	4,034	3,201	3,593	3,795	2,095
98	昭和コンクリート工業株式会社	3,963	3,731	4,082	2,004	1,689
99	株式会社森本組	3,896	3,878	6,682	8,487	3,781
100	宮坂建設工業株式会社	3,883	2,347	3,917	1,936	2,412

（注）

1. 対象企業は合名会社、合資会社、株式会社、有限会社及び相互会社とする。

2-1. 消費税込み。単位は百万円。

2-2.「契約金額」は「当初契約金額合計（消費税込）」。端数処理は50万円以上切り上げ、50万円未満切り捨て。

2-3. 合併した企業については、合併前の各社の契約実績を加算。

2-4. 共同企業体（特定・経常共に）については、その出資比率に応じ按分。

府省名：環境省

順位	企業の名称(注1)	契約金額(注2)				
		平成13年度	平成12年度	平成11年度	平成10年度	平成9年度
1	株式会社乃村工藝社	803	69	399	844	163
2	松本土建株式会社	752		604		
3	株式会社鴻池組	536	572	742	585	
4	株式会社日展	390	270			
5	株式会社遠藤組	379			8	
6	株式会社菅組	293				
7	田中建設工業株式会社	284			44	101
8	五洋建設株式会社	272		272	145	
9	株式会社小板橋建設	268	133			
10	株式会社星組	231	25	132	41	185
11	日本信号株式会社	204				
12	川瀬建設株式会社	201				
13	株式会社丹青社	200	22			
14	星野建設株式会社	198				
15	田村建設株式会社	179				
16	岩倉建設株式会社	160				
17	菱中建設株式会社	159				
18	東洋建設株式会社	157			1	
19	株式会社安井杢工務店	152	124			
20	株式会社秋田土建	145				
21	株式会社島原工務店	132				
22	有限会社大弘工務店	128				
23	株式会社電工社	122				
24	株式会社学習研究社	121		2	211	37
25	株式会社アイネット	116				
26	株式会社小野寺組	114		2	64	
27	大昌エンジニアリング株式会社	110	69	123	116	
28	原田建設工業株式会社	100				
29	第五工業株式会社	100				
30	株式会社伊藤組	94				
31	株式会社平井組	91				
32	興和建設株式会社	84				
33	遠藤建設株式会社	83				
34	株式会社松浦組	80				
35	株式会社新興電気	79				
36	日立プラント建設株式会社	79		4	11	2
37	武蔵野造園土木株式会社	79	12	14	33	12
38	株式会社宮光園	75				
39	株式会社北谷組	75	80			
40	株式会社吉新組	74			55	68
41	株式会社中田組	69				
42	株式会社中央製作所	68				
43	合資会社齋藤建設工業所	65				
44	大和電設工業株式会社	65	10			
45	株式会社琴花園	63				
46	株式会社大野建設	63				
47	株式会社三青	61	89			
48	株式会社クマケー建設	56				
49	松下電工株式会社	56				
50	千歳土建株式会社	56				
51	株式会社小林組	55				
52	株式会社阿部土建	54		103		
53	奥山建設株式会社	53				
54	金多屋建設株式会社	53				
55	東邦工業株式会社	49	37	32		
56	大館柱工業株式会社	47				
57	有限会社山崎産業	47				
58	滝建設工業株式会社	46			41	
59	国策機工株式会社	45				
60	株式会社日沼工務店	44				
61	相良建設株式会社	43		36		
62	北電興業株式会社	43				
63	株式会社山室組	42				
64	株式会社福西建設	42				
65	株式会社浅賀建設	41		83		
66	水道機構株式会社	41				
67	千翔建設株式会社	41				
68	株式会社小川組	39		138		

69	株式会社八興建設	38				
70	渡辺建設株式会社	38				
71	有限会社渡辺スナオ商会	38		18		
72	東武建設株式会社	36				
73	大和工業株式会社	35				
74	扶桑建設株式会社	35	11			
75	松田工業株式会社	33				
76	永井造園株式会社	32				
77	株式会社奈良電機商会	32				
78	西岡建設株式会社	31		5	24	
79	株式会社光電設	30				
80	株式会社成友設備	30				
81	株式会社タナックス	29	39			
82	株式会社石井	28				
83	大森造園建設株式会社	28				55
84	株式会社三星建設	27				
85	株式会社山本組	27				
86	金城電気工事株式会社	27				
87	株式会社みちのく建設工業	26				
88	金内建設株式会社	23				
89	有限会社大下工業所	23				
90	有限会社島原管工社	23				
91	株式会社水田造園緑地	22				
92	株式会社滝沢工業	22				
93	有限会社佐藤工務店	22				
94	有限会社清大工業	22				
95	中央建設株式会社	21		10	43	
96	小池工業株式会社	20				
97	有限会社吉田電工	20				
98	株式会社環境建設	19	16			
99	株式会社金子工務店	19				
100	三興建設株式会社	19				

（注）

1. 対象企業は合名会社、合資会社、株式会社、有限会社及び相互会社とする。

2-1. 消費税込み。単位は百万円。

2-2.「契約金額」は「当初契約金額合計（消費税込）」。端数処理は50万円以上切り上げ、50万円未満切り捨て。

2-3. 合併した企業については、合併前の各社の契約実績を加算。

2-4. 共同企業体（特定・経常共に）については、その出資比率に応じ按分。

2-5. 契約実績がないものは空欄。

別表第二

企業の名称	再就職者総人数	府省ごとの平成１３年度契約金額の順位	出身別内訳	
アイサワ工業株式会社	1	農林水産省22位 国土交通省95位	財務省	1
大阪ガス株式会社	1	財務省96位 経済産業省25位	国土交通省	1
鹿島建設株式会社	2	内閣府本府52位 内閣府(防衛庁)54位 内閣府(金融庁)1位 法務省5位 文部科学省5位 厚生労働省8位 農林水産省3位 経済産業省3位 国土交通省7位	経済産業省 国土交通省	1 1
株式会社荏原製作所	1	農林水産省13位 国土交通省19位	国土交通省	1
株式会社奥村組	1	内閣府(防衛庁)28位 総務省56位 財務省1位 文部科学省43位 厚生労働省14位 農林水産省10位 国土交通省14位	厚生労働省	1
株式会社熊谷組	1	内閣府本府4位 内閣府(防衛庁)6位 総務省70位 財務省2位 文部科学省22位 厚生労働省13位 農林水産省11位 国土交通省12位	会計検査院	1
株式会社弘電社	1	内閣府(防衛庁)94位 総務省45位 法務省41位 厚生労働省86位	法務省	1
株式会社東芝	1	内閣府(宮内庁)29位 総務省35位 農林水産省36位 経済産業省11位 国土交通省18位	外務省	1
株式会社日立製作所	1	内閣府(防衛庁)70位 総務省1位 文部科学省28位 経済産業省28位 国土交通省26位	警察庁	1
株式会社松村組	1	内閣府(防衛庁)14位 法務省34位 文部科学省53位 厚生労働省38位 農林水産省59位	防衛庁	1
株式会社福田組	1	内閣府(防衛庁)91位 財務省10位 農林水産省71位 国土交通省79位	外務省	1
栗原工業株式会社	1	総務省95位 厚生労働省27位	国土交通省	1

五洋建設株式会社	2	内閣府本府2位 内閣府(防衛庁)4位 法務省59位 文部科学省58位 厚生労働省34位 農林水産省43位 国土交通省1位 環境省8位	外務省 国土交通省	1 1
佐藤道路株式会社	1	国土交通省57位	会計検査院	1
新日本製鐵株式会社	2	内閣府本府26位 内閣府(防衛庁)55位	内閣官房 国土交通省	1 1
住友建設株式会社	1	内閣府本府15位 内閣府(防衛庁)10位 総務省7位 文部科学省13位 厚生労働省16位 農林水産省9位 国土交通省21位	文部科学省	1
セコム株式会社	1	内閣府(金融庁)16位	警察庁	1
綜合警備保障株式会社	2	内閣府(金融庁)7位	警察庁	2
高砂熱学工業株式会社	1	総務省19位 法務省17位 文部科学省29位 経済産業省82位	文部科学省	1
鉄建建設株式会社	1	内閣府本府73位 内閣府(宮内庁)8位 内閣府(防衛庁)36位 法務省9位 文部科学省52位 厚生労働省77位 農林水産省21位 国土交通省46位	国土交通省	1
東洋建設株式会社	1	内閣府本府23位 内閣府(防衛庁)7位 財務省3位 国土交通省4位 環境省18位	国土交通省	1
東洋熱工業株式会社	1	内閣府(防衛庁)85位 総務省18位 法務省29位 文部科学省36位 厚生労働省33位	国土交通省	1
戸田建設株式会社	1	内閣府本府46位 内閣府(防衛庁)82位 総務省15位 文部科学省4位 厚生労働省4位 農林水産省44位 国土交通省62位	文部科学省	1
日本鋼管株式会社	1	内閣府本府9位 国土交通省65位	経済産業省	1
日本電気株式会社	3	経済産業省80位	宮内庁 外務省 財務省	1 1 1
日本電設工業株式会社	1	内閣府(宮内庁)13位 内閣府(防衛庁)61位 法務省1位 外務省11位 文部科学省54位 厚生労働省45位	国土交通省	1

富士通株式会社	1	内閣府(金融庁)4位 文部科学省77位 農林水産省98位 経済産業省98位	外務省	1
不動建設株式会社	1	内閣府(防衛庁)11位 財務省9位 国土交通省75位	国土交通省	1
前田建設工業株式会社	1	内閣府本府70位 内閣府(宮内庁)3位 内閣府(防衛庁)27位 総務省47位 法務省3位 文部科学省17位 厚生労働省47位 農林水産省55位 国土交通省22位	経済産業省	1
三菱重工業株式会社	2	国土交通省23位	外務省 国土交通省	1 1
りんかい建設株式会社	1	内閣府本府17位 内閣府(防衛庁)21位 農林水産省34位 国土交通省39位	国土交通省	1

（注）平成１３年１月６日の省庁再編前の旧省庁で退職した職員については、省庁再編後の新府省で退職した職員として計上している。

別表第三

1　平成１２年度公表分（各省庁の職員で平成１１年８月１６日から平成１２年８月１５日までの間に退職したもの）

企業の名称	再就職者数	出身別内訳	
大阪ガス株式会社	1	運輸省	1
鹿島建設株式会社	1	運輸省	1
株式会社熊谷組	1	会計検査院	1
株式会社福田組	1	外務省	1
佐藤道路株式会社	1	会計検査院	1
綜合警備保障株式会社	1	警察庁	1
日本電気株式会社	2	宮内庁 外務省	1 1
不動建設株式会社	1	運輸省	1
三菱重工業株式会社	1	外務省	1

2　平成１３年度公表分（各省庁の職員で平成１２年８月１６日から平成１３年８月１５日までの間に退職したもの）

企業の名称	再就職者数	出身別内訳	
株式会社弘電社	1	法務省	1
株式会社東芝	1	外務省	1
株式会社日立製作所	1	警察庁	1
新日本製鐵株式会社	1	内閣官房	1
セコム株式会社	1	警察庁	1
綜合警備保障株式会社	1	警察庁	1
前田建設工業株式会社	1	経済産業省	1

（注）平成１３年１月６日の省庁再編前の旧省庁で退職した職員については、省庁再編後の新府省で退職した職員として計上している。

3　平成１４年度公表分（各府省の職員で平成１３年８月１６日から平成１４年８月１５日までの間に退職したもの）

企業の名称	再就職者数	出身別内訳	
アイサワ工業株式会社	1	財務省	1
鹿島建設株式会社	1	経済産業省	1
株式会社荏原製作所	1	国土交通省	1
株式会社奥村組	1	厚生労働省	1
株式会社松村組	1	防衛庁	1
栗原工業株式会社	1	国土交通省	1
五洋建設株式会社	2	外務省 国土交通省	1 1
新日本製鐵株式会社	1	国土交通省	1
住友建設株式会社	1	文部科学省	1
高砂熱学工業株式会社	1	文部科学省	1
鉄建建設株式会社	1	国土交通省	1
東洋建設株式会社	1	国土交通省	1
東洋熱工業株式会社	1	国土交通省	1
戸田建設株式会社	1	文部科学省	1
日本鋼管株式会社	1	経済産業省	1
日本電気株式会社	1	財務省	1
日本電設工業株式会社	1	国土交通省	1
富士通株式会社	1	外務省	1
三菱重工業株式会社	1	国土交通省	1
りんかい建設株式会社	1	国土交通省	1

別表第四

企業の名称	府省ごとの平成１３年度契約金額の順位	受入れ役員数	内訳		
			出身特殊法人等	内数	種別
開発電気株式会社	厚生労働省93位	17	電源開発株式会社	17	特殊法人

平成十五年一月二十一日提出
質問第四号

宿泊機能付き施設等に関する質問主意書

提出者　長妻　昭

宿泊機能付き施設等に関する質問主意書

国または国が所管する法人が持つ宿泊機能がついた施設に関して、昭和五八年以降、新設された施設に関して以下、お尋ねする。

①　新設された施設等の名と設置住所

②　当該施設等の所有者と所管主体

③　当該施設等の総工費

④　当該施設等の長の出身母体は、どちらか。

⑤　当該施設は民業圧迫になるか否か、ご見解をお示し願いたい。

⑥　当該施設には、公務員ＯＢの方の再就職者は、何人おられるか。また、その出身母体はどちらか。

右質問する。

内閣衆質一五六第四号
平成十五年二月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出宿泊機能付き施設等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出宿泊機能付き施設等に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「国または国が所管する法人が持つ宿泊機能がついた施設」とは、国又は独立行政法人、特殊法人、認可法人若しくは共済組合類型の法人（以下「国等」という。）が設置する施設で宿泊料を受けて人を宿泊させる部分を有するものを指すと考えられるが、そのような施設（以下「施設」という。）に係るお尋ねの①から③まで及び⑤については、別表のとおりである。

お尋ねの④については、「出身母体」が何を指すのかが必ずしも明らかではないが、お尋ねの施設の長（施設を設置する国等が当該施設の運営を公益法人等に委託している場合には、当該公益法人等の役職員で施設の長に相当する者。以下同じ。）のうち、国家公務員（以下「職員」という。）を退職後引き続いて当該施設の長として再就職しているもの及び当該施設を受託している公益法人（以下「受託公益法人」という。）の役員で「公務員制度改革大綱に基づく措置について」（平成十四年三月二十九日公益法人等の指導監督等などに関する関係閣僚会議幹事会申合せ。以下「申合せ」という。）を受けて最終官職の公表が行われているものに係る退職時の府省は、同表のとおりである。

お尋ねの⑥については、職員の退職後における再就職の状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が把握すべき立場にはないことから、お答えすることは困難であるが、④の施設の長及び申合せを受けて最終官職の公表が行われている受託公益法人の役員でお尋ねの施設に係るものの人数及び退職時の府省は、同表のとおりである。

別表

① 名称及び住所		② 所有者及び所管府省		③ 総工費（百万円）	④ 施設の長の出身母体	⑤ 民業圧迫の存否		⑥ 公務員OBの再就職者数及び出身母体	
アジュール竹芝	東京都港区海岸1-11-2	東京都職員共済組合	総務省	10,660	—	否	当該施設は、組合員の利用を目的とした地方公務員等共済組合法第112条第１項第１号の２に基づく総合保健施設である。仮に利用状況に余裕がある場合には、一般の利用にも供しているが、この場合、料金について組合員と一般との間に差を設けている。	—	—
仙台簡易保険総合健診センター	宮城県仙台市青葉区上杉3-2-7	簡易保険福祉事業団	総務省	3,936	—	否	当該施設は、簡易保険の加入者に対する人間ドック等の診察、検査、体力測定、運動療法等を通じた健康増進を目的とし、既存の簡易保険診療所を統合して設けた簡易保険福祉事業団法施行令第１条第２号に基づく診療施設である。また、加入者の利用に支障がなく、かつ、その利益を増進すると認められる場合には、加入者以外の者に利用させることができる旨法定されているが、この場合、施設利用の申込受付期間及び利用料金に差を設けている。 なお、当該施設は、地元（地方公共団体、旅館組合等）の理解を得た上で設置している。	—	—
広島簡易保険総合健診センター	広島県広島市西区上天満町10-47	簡易保険福祉事業団	総務省	5,370	—	否		—	—
ラフレさいたま（簡易保険総合健康増進センター）	埼玉県さいたま市北袋町1-21-3	簡易保険福祉事業団	総務省	22,279	—	否	当該施設は、簡易保険の加入者に対する診察、検査、体力測定、運動療法等を通じた健康増進を目的として設けた簡易保険福祉事業団法施行令第１条第２号に基づく診療施設である。また、加入者の利用に支障がなく、かつ、その利益を増進すると認められる場合には、加入者以外の者に利用させることができる旨法定されているが、この場合、施設利用の申込受付期間及び利用料金に差を設けている。 なお、当該施設は、地元（地方公共団体、旅館組合等）の理解を得た上で設置している。	—	—

酒田簡易保険総合レクセンター	山形県酒田市飯盛山3-17-26	簡易保険福祉事業団	総務省	4,703	—	否	当該施設は、簡易保険加入者のスポーツ活動等を通じたレクリエーションを目的として設けた簡易保険福祉事業団法施行令第１条第４号に基づくレクリエーション施設である。また、加入者の利用に支障がなく、かつ、その利益を増進すると認められる場合には、加入者以外の者に利用させることができる旨法定されているが、この場合、施設利用の申込受付期間及び利用料金に差を設けている。 なお、当該施設は、地元（地方公共団体、旅館組合等）の理解を得た上で設置している。	—	—
白山尾口簡易保険総合レクセンター	石川県石川郡尾口村字瀬戸卯43-3	簡易保険福祉事業団	総務省	4,435	—	否		—	—
庄原簡易保険総合レクセンター	広島県庄原市新庄町281-1	簡易保険福祉事業団	総務省	4,961	—	否		—	—
宇佐簡易保険総合レクセンター	大分県宇佐市大字川部1571-1	簡易保険福祉事業団	総務省	4,659	—	否		—	—
日光霧降郵便貯金総合保養施設	栃木県日光市所野1535-1	総務省	—	19,333	郵政事業庁※	否	当該施設は、郵便貯金に関して広く国民に理解を得るために、郵便貯金法第４条に基づき設置するものであり、スポーツ施設及び健康増進施設を中心とした施設である。 なお、当該施設は、地元（地方公共団体、旅館組合等）の理解を得た上で設置している。	１人	郵政事業庁※
伊勢志摩郵便貯金総合保養施設	三重県志摩郡大王町船越3238-1	総務省	—	23,259	郵政事業庁※	否		１人	郵政事業庁※
軽井沢保養所	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字赤坂3607	日本私立学校振興・共済事業団	文部科学省	693	—	否	当該施設は、私学共済制度加入者である私立学校教職員の福利厚生のため設けた私立学校教職員共済法第26条第１項第２号に基づく施設であり、これらの宿泊施設の利用については、原則として加入者等を利用対象としており、加入者でない者の利用については、客室等に余裕のある場合に限っている。	—	—
皆生保養所	鳥取県米子市皆生温泉3-1-50	日本私立学校振興・共済事業団	文部科学省	662	—	否		—	—

京都会館	京都府京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605	日本私立学校振興・共済事業団	文部科学省	5,696	—	否	同　上	—	—
社会保険札幌健康づくりセンター	北海道札幌市中央区北一条西4	社会保険庁	—	5,452	社会保険庁※	否	当該施設は、健康保険法等に基づき被保険者、受給者等の健康の保持増進、福祉の向上を図り、また長期にわたり保険料を納める被保険者等への福祉の還元を行うことを目的として設置されたものである。 これらの施設の設置に当たっては、施設内容については、施設周辺の利害関係者との調整等を経て設置してきたところであり、これまで地域振興に貢献するとともに地域経済の発展にも寄与している面もあるものと考えている。	1人	社会保険庁※
北海道船員保険健康福祉センター	北海道小樽市朝里川温泉1-112-1	社会保険庁	—	1,085	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
国民年金健康保養センターグリーンパークしんとつかわ	北海道樺戸郡新十津川町字総進189-1	社会保険庁	—	1,015	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
青森厚生年金休暇センター	青森県八戸市沢里古宮26-1	社会保険庁	—	6,212	—	否		—	—
国民年金健康センターもりおか	岩手県盛岡市北松園4-36-3	社会保険庁	—	946	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
社会保険仙台健康づくりセンター	宮城県仙台市太白区長町南1-3-5	社会保険庁	—	3,054	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
厚生年金健康福祉センターサンピア仙台	宮城県仙台市若林区蒲町東10	社会保険庁	—	9,550	—	否		—	—

国民年金健康保養センターみちのく路	宮城県志田郡鹿島台町広長字石川原4番甲6-7	社会保険庁	—	460	社会保険庁※	否	同上	1人	社会保険庁※
福島保健福祉センターヘルシーパル二本松	福島県二本松市岳温泉1-274-3	社会保険庁	—	674	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
福島厚生年金健康福祉センターサンピア会津	福島県会津若松市神指町北四合東神指77-1	社会保険庁	—	3,960	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
国民年金健康センターいわき	福島県いわき市小名浜下神白字大作９	社会保険庁	—	2,142	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
茨城厚生年金健康福祉センターサンピア日立	茨城県日立市みなと町6-1	社会保険庁	—	2,644	旧厚生省※	否		1人	旧厚生省※
国民年金健康センターレイクサイドくきざき	茨城県つくば市下岩崎708-1	社会保険庁	—	3,017	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
国民年金健康保養センターきつれがわ	栃木県塩谷郡喜連川町大字喜連川5445-1	社会保険庁	—	514	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
群馬保健福祉センターヘルシーパル赤城	群馬県勢多郡赤城村敷島44	社会保険庁	—	1,103	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※

群馬厚生年金健康福祉センターサンピア高崎	群馬県高崎市島野町1358	社会保険庁	—	3,565	—	否	同　上	—	—
国民年金総合健康センター春日部エミナース	埼玉県春日部市内牧3701-1	社会保険庁	—	1,601	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
千葉厚生年金健康福祉センターサンピア君津	千葉県君津市法木字法木野384-119	社会保険庁	—	3,875	—	否		—	—
東京厚生年金健康づくりセンターサンピア多摩	東京都多摩市落合2-31-1	社会保険庁	—	4,258	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
国民年金健康保養センターさがみの	神奈川県相模原市弥栄3-1-5	社会保険庁	—	750	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
新潟厚生年金スポーツセンター	新潟県新潟市赤塚4627-1	社会保険庁	—	4,888	—	否		—	—
国民年金健康センター上越	新潟県上越市大字大日字木舟34-5	社会保険庁	—	2,815	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
富山保健福祉センターヘルシーパルおやべ	富山県小矢部市鷲島65-1	社会保険庁	—	979	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※

富山厚生年金休暇センター	富山県上新川郡大山町粟巣野	社会保険庁	—	5,997	社会保険庁※	否	同上	1人	社会保険庁※
石川厚生年金健康福祉センターサンピア小松	石川県小松市長崎町4-116-1	社会保険庁	—	3,587	—	否		—	—
福井厚生年金健康福祉センターサンピア敦賀	福井県敦賀市呉羽町1-2	社会保険庁	—	2,974	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
長野保健福祉センターヘルシーパル岡谷	長野県岡谷市南宮3-3-8	社会保険庁	—	819	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
長野厚生年金健康福祉センターサンピア松本	長野県松本市芳川村井町868	社会保険庁	—	2,324	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
長野厚生年金健康福祉センターサンピア佐久	長野県佐久市根岸榛名平3203-2	社会保険庁	—	3,535	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
国民年金健康保養センターひるがみ	長野県下伊那郡阿智村智里503-378	社会保険庁	—	1,310	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
岐阜保健福祉センターヘルシーパル下呂	岐阜県益田郡下呂町森字袖垣内2458	社会保険庁	—	1,059	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※

静岡厚生年金健康福祉センターサンピア浜松	静岡県浜松市東伊場2-14-1	社会保険庁	—	3,485	—	否	同　上	—	—
国民年金健康保養センター藤枝エミナース	静岡県藤枝市南駿河台6-1-1	社会保険庁	—	2,430	旧厚生省※	否		1人	旧厚生省※
愛知厚生年金健康福祉センターサンピア岡崎	愛知県岡崎市渡町大棚1	社会保険庁	—	3,989	—	否		—	—
三重保健福祉センターヘルシーパル湯の山	三重県三重郡菰野町菰野江田8474-177	社会保険庁	—	770	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
三重厚生年金健康福祉センターサンピア伊賀	三重県上野市西明寺2756-104	社会保険庁	—	3,476	—	否		—	—
社会保険京都健康づくりセンター	京都府京都市上京区新町通今出川下ル徳大寺殿町345	社会保険庁	—	1,770	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
京都厚生年金休暇センター	京都府京田辺市多々羅	社会保険庁	—	2,566	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
国民年金健康センター丹後おおみや	京都府中郡大宮町字三坂小字有明105-15	社会保険庁	—	945	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※

厚生年金健康福祉センターサンピア大阪	大阪府大阪市住之江区南港東8-4-47	社会保険庁	—	4,364	—	否	同　上	—	—
国民年金健康保養センターサンヒル柏原	大阪府柏原市安堂町115-1	社会保険庁	—	1,215	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
国民年金健康センターサンヒル阪南	大阪府阪南市桃の木台8-423-30	社会保険庁	—	2,217	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
社会保険神戸健康づくりセンター	兵庫県神戸市中央区中山手通7-3-18	社会保険庁	—	4,736	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
兵庫厚生年金健康福祉センターサンピア姫路ゆめさき	兵庫県飾磨郡夢前町置本432-56	社会保険庁	—	4,955	—	否		—	—
厚生年金健康福祉センターサンピア和歌山	和歌山県和歌山市西高松1-7-87	社会保険庁	—	3,554	—	否		—	—
岡山厚生年金健康福祉センターサンピア倉敷	岡山県倉敷市連島町西之浦4141	社会保険庁	—	4,619	—	否		—	—
広島厚生年金健康福祉センターサンピア福山	広島県福山市緑町9-7	社会保険庁	—	4,137	—	否		—	—

国民年金健康保養センターひがし広島	広島県東広島市西条町大字下見1900	社会保険庁	—	1,041	社会保険庁※	否	同　上	1人	社会保険庁※
山口保健福祉センターヘルシーパルとくやま	山口県徳山市孝田町2-2	社会保険庁	—	591	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
国民年金健康保養センターグリーンヒルあなぶき	徳島県美馬郡穴吹町穴吹字市ノ下100-6	社会保険庁	—	1,748	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
香川厚生年金健康福祉センターサンピアさぬき	香川県木田郡三木町下高岡972-30	社会保険庁	—	4,186	—	否		—	—
厚生年金健康福祉センターサンピア高知	高知県高知市高須155	社会保険庁	—	2,200	—	否		—	—
国民年金健康保養センターサンリバー四万十	高知県中村市右山明治383-15	社会保険庁	—	845	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
福岡保健福祉センターヘルシーパル船小屋	福岡県筑後市大字津島字高岸2108-1	社会保険庁	—	1,770	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
福岡船員保険健康福祉センター	福岡県久留米市山本町耳納1-1	社会保険庁	—	2,038	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※

国民年金健康センターグリーンヒル若宮	福岡県鞍手郡若宮町大字脇田778-1	社会保険庁	—	1,741	社会保険庁※	否	同上	1人	社会保険庁※
佐賀保健福祉センターヘルシーパルさが	佐賀県佐賀市兵庫南2-21-35	社会保険庁	—	1,114	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
長崎保健福祉センターヘルシーパルいさはや	長崎県諫早市永昌東町24-5	社会保険庁	—	547	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
長崎厚生年金健康福祉センターサンピア佐世保	長崎県佐世保市崎岡町853-12	社会保険庁	—	3,604	—	否		—	—
熊本保健福祉センターヘルシーパル八代	熊本県八代市高下西町1760	社会保険庁	—	995	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
国民年金総合健康センターくまもとエミナース	熊本県上益城郡益城町田原2071-1	社会保険庁	—	3,999	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
大分保健福祉センターヘルシーパル別府	大分県別府市大字鶴見町45-3	社会保険庁	—	1,085	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
大分厚生年金休暇センター	大分県速見郡日出町大神7505	社会保険庁	—	5,030	—	否		—	—

宮崎厚生年金健康福祉センターサンピア都城	宮崎県都城市早水町4503-10	社会保険庁	—	3,449	社会保険庁※	否	同　上	1人	社会保険庁※
沖縄厚生年金休暇センター	沖縄県島尻郡佐敷町新里1688	社会保険庁	—	5,963	社会保険庁※	否		1人	社会保険庁※
国民年金健康センターサンセット美浜	沖縄県中頭郡北谷町字美浜9-1	社会保険庁	—	1,781	—	否		—	—
京都年金基金センターらんざん	京都府京都市右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町33	厚生年金基金連合会	厚生労働省	1,536	社会保険庁	否	当該施設は、基金の加入員及び加入員であった者の福祉を増進するため、厚生年金保険法第159条第4項に基づき設置された施設であり、施設利用者は基金の加入者等が中心である。	1人	社会保険庁
かもい岳温泉	北海道歌志内市大字歌神95-10	石炭鉱業年金基金及び北海道歌志内市	厚生労働省	755	—	否	当該施設は、坑内員及び坑内員であった者並びに坑外員及び坑外員であった者の福祉を増進するため、石炭鉱業年金基金法第18条の２に基づき設置された施設であり、施設利用者は基金の加入者等が中心である。	—	—
三池福祉センター	福岡県大牟田市天領町1-100-5	石炭鉱業年金基金	厚生労働省	1,182	—	否		—	—
勤労者リフレッシュセンター（スパウザ小田原）	神奈川県小田原市根府川583-1	雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）及び労働福祉事業団	厚生労働省	45,500	旧労働省※	否	当該施設は、勤労者が心身の健康のチェック等を受けながら、教養・スポーツ活動等を通じて心身のリフレッシュを図るための本格的な健康管理センター、文化研修ホール、体育施設等を備えた施設であり、勤労者がこれらの施設を活用して十分にリフレッシュ活動を行うためには、現地に宿泊してこれを行うことが有効であることから、宿泊施設を付随的に併設しているものであって、このような施設は民間に類似例も見られない。	2人	旧労働省※

国営滝野すずらん丘陵公園（青少年山の家）	北海道札幌市南区滝野	国土交通省及び都市基盤整備公団	国土交通省	1,120	—	否	当該国営公園は都市公園法第２条第１項第２号に基づき、「一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置」されるものであり、都市公園法施行令第３条において、一般の「多様なレクリエーションの需要に応ずる」ため、優れた自然環境等を活用した多種多様な施設を有しているが、これらの施設を活用した余暇活動・体験学習活動を行うためには滞在型の利用が不可欠であることから、国の定めた公園計画に基づき、滞在型の利用に対応する宿泊機能を有した都市公園法第２条第２項に規定する公園施設を設けている。	—	—
国営滝野すずらん丘陵公園（キャンプ場）	北海道札幌市南区滝野	国土交通省及び都市基盤整備公団	国土交通省	84	—	否		—	—
国営備北丘陵公園（キャンプ場）	広島県庄原市上原町及び戸郷町	国土交通省及び都市基盤整備公団	国土交通省	436	—	否		—	—
国営讃岐まんのう公園（キャンプ場）	香川県仲多度郡満濃町大字神野、大字炭所西及び大字吉野・	国土交通省及び都市基盤整備公団	国土交通省	371	—	否		—	—
ホテル日航関西空港	大阪府泉佐野市泉州空港北1	関西国際空港株式会社	国土交通省	27,400	—	—	—	—	—

(注１)　「②所有者」のうち国にあっては府省及びその外局（以下「府省」という。）の名称を記載した。

(注２)　「④施設の長の出身母体」については、施設の長が国家公務員を退職後引き続いて当該施設の長に就いている場合における退職時の府省及び受託公益法人の役員で「公務員制度改革大綱に基づく措置について」を受けて最終官職の公表が行われている場合における退職時の府省を記載した。

国等が当該施設の運営を公益法人等に委託している場合には、当該公益法人等の役職員で施設の長に相当する者に係る前記の事項を記載し、「※」印を付した。

(注３)　「⑤民業圧迫の存否」においては、民業圧迫の存否及びその理由を記載した。

なお、国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設については、「民間と競合する公的施設の改革について」（平成12年5月26日閣議決定）において既存施設についても早期に合理化を行うこととされたところである。また、特殊法人等については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）において事業及び組織形態の見直しを行うこととされたところである。今後これらの閣議決定の趣旨を受けて適切に対処していくこととしている。

また、関西国際空港株式会社は商法上の株式会社形態をとっており、当該施設の運営については、他の営利法人と同等の条件の下にあることから、「—」と記載した。

(注４)　「⑥公務員OBの再就職者数及び出身母体」については、④の施設の長及び受託公益法人の役員で「公務員制度改革大綱に基づく措置について」を受けて最終官職を公表しているものを合わせた人数及び退職時の府省を記載した。

国等が当該施設の運営を公益法人等に委託している場合には、当該施設で勤務する公益法人の役職員に係る前記の事項を記載し、「※」印を付した。

平成十五年一月二十二日提出
質問第五号

福岡県芦屋町の航空自衛隊芦屋基地でのT―4練習機の飛行訓練による騒音、安全対策に関する質問主意書

提出者　赤嶺　政賢　小沢　和秋

福岡県芦屋町の航空自衛隊芦屋基地でのT―4練習機の飛行訓練による騒音、安全対策に関する質問主意書

航空自衛隊芦屋基地の所在する芦屋町をはじめ周辺の北九州市、遠賀町、水巻町、岡垣町は、現在では、約四十五万世帯、一一一万人が生活している市街化地域である。同基地では、二〇〇〇年までにT―1に代えて、T―4練習機三十九機を配備し、市街地上空で連日飛行訓練が行なわれている。関係住民は、都市化が進んだ基地周辺上空での離着陸訓練、周回飛行訓練等に伴う騒音に悩まされ、しかも墜落事故が発生した場合には大惨事につながる危険性があると強い不安を抱き、住民の生命と安全を守るための安全対策は言うまでもなく訓練の中止を求める声が広がっている。そこで次の事項について質問したい。

一　人口が密集する市街地上空での飛行訓練による墜落事故の危険性と対策について

1　都市化した市街地上空でのT―4練習機の訓練は、常に危険性を内包し墜落事故の発生は大惨事に直結する事態を招く可能性がきわめて高い。八八年に芦屋基地では、着陸態勢に入った練習機が北九州市の市街化地域の上空を周回飛行中に海側に墜落したためにかろうじて大惨事を免れた。

九九年には埼玉県の入間基地で、T―33が、技量維持のための操縦訓練を終えて基地に帰投直前に市街地からわずか五十メートルの地点に墜落し、東京都と埼玉県の八十万世帯が停電するという大きな被害をだしている。いずれも一歩間違えば大惨事につながりかねない事故である。芦屋基地など人口が密集する市街地域に所在する基地での離着陸訓練や周回飛行訓練による墜落事故の危険性についてどのような認識を持っているのか。

2　T―4練習機の配備に伴い事故防止のために新たにどのような措置を講じているのか、また、かかる措置で墜落事故による大惨事を防止し住民の生命と安全は守ることができると明言できるのか。

二

1　芦屋基地周辺の騒音対策について

芦屋基地が所在する芦屋町、基地周辺の北九州市、遠賀町、水巻町、岡垣町の住民は、T―4練習機が配備されてから、北九州市等の上空を高速、低高度で大回りに周回飛行するために飛行コースの真下に位置する八幡西区、若松区など、その騒音被害を受ける地域が拡大し市民生活に耐えがたい苦痛をあたえていると強く訴えている。市街地におけるT―4練習機による騒音被害状況についてどのように考えているのか。

2　防衛施設庁は、T―4練習機の訓練による騒音被害の住民の強い声に対して、二〇〇一年八月から飛行コース、飛行回数、騒音測定など現地調査を開始し、昨年七月にはすべての調査を終了していると聞いているが調査の内容について具体的に明らかにされたい。

3　騒音測定調査の対象地域（市、町名）、及び調査の方法（騒音測定の調査地点、測定の方法、測定の期間）、又飛行回数の計測期間等について明らかにされたい。現在は、調査を踏まえてどのような作業に入っているのか、また、住宅防音工事の対象となる「第一種区域」、つまり、「うるささ指数（WECPNL）」が基準値の七十五を超えた地域についての調査結果はいつ告示されるのか。

4　八三年三月の告示で、防音工事の対象に指定された区域である芦屋町、水巻町、北九州市それぞれの地域の一部についての住宅防音工事の進捗状況は現在どうなっているのか、市、町名毎の世帯数を明らかにされたい。

5　学校、病院、社会福祉施設などの公共施設についての調査は、住宅とは別の方法によって実施されていると考えるが、調査及び騒音測定方法について説明されたい。

6　T―4練習機の配備後、調査を実施し、または調査を予定しているところはあるか。あれば、学校等の公共施設名を明らかにされたい。

7　学校等の公共施設の騒音測定調査については、設置者の要望に基づいて実施されることとしているが、防衛施設庁自らが調査をするということはありえないのか。設置者の要望があれば、いつでも調査し、「防衛施設庁長官が定める限度を超える場合」には防音工事を実施するということなのか。「防衛施設庁長官が定める限度を超える場合」とは具体的にどういう基準をいうのか説明されたい。

8　芦屋基地に関連して、これまで学校の防音工事は三十八校について実施してきたと聞いているが、この際、学校等の公共施設について防音工事を実施した施設名と所在する市町名を明らかにされたい。

三

T―4練習機の離発着アプローチ、周回飛行コースの見直しについて

1　防衛施設庁は、当面の措置として住宅及び学校等の公共施設について、防音工事の区域対象を拡大し、騒音によって住民が受けている痛苦を少しでも軽減する措置を講ずることは当然のことである。言うまでもなく住民の生活は住宅内に限られず、防音工事の対象とされたとはいえ、市民生活に著しい影響をあたえている騒音問題が解決されたとは到底言えるものではない。関係団体のなかには、墜落事故の危険性という点も考えあわせて、少なくともT―4練習機の離発着アプローチ、周回飛行コースを海側に変更すべきだとの意見もあるが、この見解についてどう考えるのか。

2　芦屋町、北九州市などのように人口が密集する市街地に航空自衛隊の基地が存在すること自体問題であり、防衛庁がいかなる措置をとろうとも、T―4練習機による頻繁な離着陸、航法訓練、周回飛行は常に墜落事故という大惨事を招来する危険性があることは過去の市街地における墜落事故の例でも明瞭である。住民の生命と安全を守り、騒音から市民生活を取り戻すには、訓練の中止と基地の撤去以外に根本的解決はないと考えるが、見解を求めたい。

右質問する。

内閣衆質一五六第五号
平成十五年二月二十八日
内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員赤嶺政賢君外一名提出福岡県芦屋町の航空自衛隊芦屋基地でのT―4練習機の飛行訓練による騒音、安全対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員赤嶺政賢君外一名提出福岡県芦屋町の航空自衛隊芦屋基地でのT―4練習機の飛行訓練による騒音、安全対策に関する質問に対する答弁書

一について

自衛隊の使用する航空機（以下「自衛隊機」と

いう。）による事故については、これが一たび発生した場合は、国民の生命及び財産並びに隊員の生命にかかわる重大な問題となり、自衛隊に対する国民の信頼をも失墜させることになるものと認識している。

このため、防衛庁においては、平素から、自衛隊機の事故防止のため、操縦者等については、事故事例を踏まえた安全教育や飛行安全に関する資料の配付を行って、その安全意識の高揚と知識の向上を図るとともに、自衛隊機については、計画的な点検整備並びに不具合事例の報告等による故障傾向の早期把握及び早期改修の実施に努めているところである。

航空自衛隊芦屋基地（以下「芦屋基地」という。）に所在する第十三飛行教育団における飛行教育は、主として洋上の訓練空域で行うとともに、市街地上空における飛行は、離着陸訓練等の必要最小限のものに限っているところであり、さらに、T―4練習機（以下「T―4」という。）の芦屋基地への配備（以下「T―4の配備」という。）に伴い、T―4の飛行性能・特性及び各種搭載機器の機能を忠実に模擬するとともに実際の窓外視界と同様の映像を表示することが可能なフライト・シミュレーターを設置し、これによる離着陸操作並びにT―4で起こり得る各種故障及び緊急状態の対処要領等についての飛行準備教育を実施し、T―4による飛行教育が円滑かつ安全に実施できるように努めているところである。

今後とも、事故防止のための施策を通じ、自衛隊機の飛行の安全の確保に最大限の努力を傾注してまいりたい。

二の1から3までについて

芦屋飛行場の場周経路については、運航の安全を確保するため、滑走路の方向、周辺の航空交通の状況、地上の障害物の高さ、T―4の飛行性能・特性等を勘案するとともに、周辺地域に及ぼす騒音にも配慮して設定しているところである。

他方、防衛施設庁においては、T―4の配備等に伴い、芦屋飛行場周辺の航空機騒音による影響が及ぶ範囲に変化が生じることが考えられたことから、平成十三年度及び平成十四年度に、芦屋飛行場周辺の航空機騒音の状況を把握するための調査を行ったところである。

具体的には、T―4を含め芦屋飛行場において離着陸等を行う自衛隊機を対象として、平成十三年九月二十五日から同月二十七日までの間、北九州市内の十一か所、福岡県遠賀郡芦屋町内の十一か所、同郡水巻町内の七か所、同郡岡垣町内の四か所及び同郡遠賀町内の六か所において、マイクロホンを設置し、騒音の測定及び記録並びに目視による飛行経路の確認を行い、また、同年八月一日から平成十四年七月三十一日までの間における自衛隊機の離着陸等の回数について、機種及び時間帯ごとに記録の整理を行ったところである。その上で、WECPNL（航空機騒音の評価単位）が基準値の七十五を超えた地域について資料を作成したところである。

現在、当該資料の内容について精査しているところであり、今後、その作業を終えた後、第一種区域として指定する具体的な地域について検討を行うこととしているところ、検討に際しては、関係地方公共団体の意見の聴取等を行うこととしていることから、現時点では、第一種区域の指定について告示する時期を申し上げることは困難である。

二の4について

お尋ねの「市、町名毎の世帯数」は、別表一のとおりである。

二の5について

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号。以下「法」という。）第三条第二項の規定に基づく防音工事に関する助成の措置（以下「第三条第二項の措置」という。）の対象となる学校、病院等の施設に係る音響の強度及び頻度の測定（以下「騒音の測定」という。）については、当該施設の窓その他の開口部のすべてを開放した状態で音響が最も著しいと推定される室内において、マイクロホンを設置し、当該施設における授業時間等、一定の時間帯における音響の測定及び記録を一週間行っている。

また、法第八条の規定に基づく防音工事に関する助成の措置（以下「第八条の措置」という。）の対象となる民生安定施設に係る騒音の測定についても、同様の方法により行っている。

二の6について

T―4の配備が完了した平成十三年三月末から平成十四年末までの間、芦屋飛行場周辺において、二の5についてで述べた騒音の測定を行った施設は、北九州市立高須小学校、同市立赤坂小学校及び同市立医生丘小学校の三施設である。現在、新たに騒音の測定を予定している施設はない。

二の7について

騒音の測定は、基本的には、防音工事を行う地方公共団体等で第三条第二項の措置又は第八条の措置を受けようとする者から、要望を受け測定の必要を認めたときに行うこととしている。また、第三条第二項の措置は、音響の強度及び頻度が一定の限度を超える場合に、予算の範囲内において採るものであり、第八条の措置は、航空機騒音等による障害の緩和に資するための地方公共団体の措置について、予算の範囲内において採ることができるものである。

また、お尋ねの「防衛施設庁長官が定める限度を超える場合」については、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第五条の規定に基づき、昭和四十九年六月二十七日防衛施設庁告示第七号において、法第三条第二項各号に掲げる施設につき、それぞれ音響の強度及び頻度が示されている。

二の8について

お尋ねの「施設名と所在する市町名」は、別表二のとおりである。

三の1について

二の1から3までについてで述べたとおり、芦屋飛行場の場周経路は、滑走路の方向、周辺の航空交通の状況等を勘案して設定しているため、これを変更することは難しいものと考えている。

なお、現在、防衛庁においては、第十三飛行教育団における飛行教育の効率化を図るために、滑走路の延長を検討しているところであり、これにより新たに可能となる安全・騒音対策についても検討してまいりたい。

三の2について

第十三飛行教育団においては、初級の操縦者として必要な基礎的知識及び技能を修得させるためのT―4による飛行教育を行っており、これは将来の戦闘機操縦者を養成するためには必須のものであることから、今後とも地域住民の生活に及ぼす影響をできる限り少なくするよう配慮しつつ、引き続き芦屋基地において飛行教育を行ってまいりたい。

別表一

市・町	新規工事	追加工事
北九州市	四五一世帯	三八四世帯
福岡県遠賀郡芦屋町	六六六世帯	三五二世帯
福岡県遠賀郡水巻町	三、〇二四世帯	一、九二四世帯

（注）
一　世帯数は、平成十三年度末までに防音工事に関する助成の措置を採った数である。
二　「新規工事」とは、防音工事を行っていない住宅の所有者等が行う防音工事に関する助成の措置をいう。
三　「追加工事」とは、新規工事を行った住宅の所有者等が防音工事を行っていない居室について行う防音工事に関する助成の措置をいう。

別表二

一　防音工事を行った学校、病院等の施設

市町名	施設名
北九州市	北九州市立則松小学校
	北九州市立浅川小学校
	北九州市立折尾東小学校
	北九州市立本城中学校
	学校法人折尾女子学園折尾女子学園中学校（折尾愛真中学校）
	福岡県立東筑高等学校
	学校法人福原学園八幡西高等学校（自由ヶ丘高等学校）
	学校法人折尾女子学園折尾女子商業高等学校（折尾愛真高等学校）
	学校法人福原学園九州女子大学付属高等学校（自由ヶ丘高等学校）
	学校法人折尾女子学園折尾女子経済短期大学
	学校法人福原学園九州女子大学・短期大学
	北九州市立大学
	学校法人本城学園本城西幼稚園
	学校法人行学学園行学幼稚園
	学校法人福原学園九州女子大学附属折尾幼稚園
福岡県遠賀郡芦屋町	芦屋町立芦屋小学校
	芦屋町立山鹿小学校
	芦屋町立芦屋東小学校
	芦屋町立芦屋中学校
	学校法人芦屋学園芦屋中央幼稚園
	学校法人愛生学園愛生幼稚園
	町立芦屋中央病院
	社会福祉法人若葉保育所
	芦屋町山鹿保育所
	社会福祉法人清心会芦屋保育園
	芦屋町柏原保育所
	芦屋町緑ヶ丘保育所
福岡県遠賀郡水巻町	水巻町立伊左座小学校
	水巻町立杁小学校
	水巻町立頃末小学校
	水巻町立猪熊小学校
	水巻町立吉田小学校
	水巻町立水巻中学校
	水巻町立水巻南中学校
	福岡県遠賀保健所
	水巻町第二保育所
福岡県遠賀郡遠賀町	遠賀町立島門小学校
	遠賀町立遠賀中学校

二　防音工事を行った民生安定施設

市町名	施設名
福岡県遠賀郡芦屋町	山鹿地区学習等供用施設（山鹿公民館）
	高浜地区学習等供用施設（芦屋東公民館）
	芦屋町中央公民館
	芦屋町役場
福岡県遠賀郡水巻町	水巻地区学習等供用施設（水巻町学習等供用施設）
	古賀地区学習等供用施設
	頃末西杁地区学習等供用施設（水巻町学習等供用施設）

（注）
一　施設は、平成十三年度末までに防音工事に関する助成の措置を採った施設である。
二　施設の名称は、助成の措置を採った時点における名称であり、括弧書は、その後に名称変更のあった施設の現在の名称である。

平成十五年一月三十一日提出
質問第一三号

新福岡空港と交通政策審議会航空分科会答申に関する質問主意書

提出者　小沢　和秋　赤嶺　政賢

新福岡空港と交通政策審議会航空分科会答申に関する質問主意書

昨年八月二十三日、国土交通省の「交通政策審議会航空分科会中間とりまとめ」（以下「中間とりまとめ」）がなされ、同分科会は昨年十二月六日、「今後の空港及び航空保安施設の整備に関する方策について」という答申（以下「答申」）を出した。

この「答申」を受けて、新福岡空港問題が県民の関心を呼んでいる。

「答申」が出された日に、今里滋九州大学教授は「新空港構想が着々とすすむなか、悠長に是々非々を論議している場合ではない。新空港が国の調査空港に明記された今、自分が立つしかないと考えた」とのべ、「借金残すな、海残せ」「いらんばい！新福岡空港」を合言葉に、県政に挑む考えを表明した。

福岡県の試算でも概算建設費八千二百億円（交通アクセスなども加えると一兆円をこえる）といわれる新福岡空港建設に対して、「新福岡空港建設は不良債権になる」（福岡県男性／国土交通省「主要地域拠点空港に関するパブリックコメント」より）など国・県の財政破たんを懸念する声もある。

そこで次の事項について質問する。

（一）「答申」は、福岡空港について、「将来的に需給が逼迫する等の事態が予想される」とのべている。福岡空港の現況と需給状況をどのように分析し、「将来的に需給が逼迫する等の事態が予想される」と答申するに至ったのか、その根拠と理由を明らかにされたい。

「逼迫」の時期はいつ頃からと想定しているのか。そのときの年間旅客数、離着陸回数（ピーク時を含めて）はいくらと予測しているのか。

（二）「答申」は、福岡空港について「既存ストックの有効活用方策、近隣空港との連携方策とともに中長期的な観点からの新空港、滑走路増設等を含めた抜本的な空港能力向上方策等について、幅広い合意形成を図りつつ、国と地域が連携し、総合的な調査を進める必要がある」とのべている。

麻生渡福岡県知事は「答申」を受けた昨年十二月六日、「中長期的な観点から新空港建設も含めた形で抜本的な対策まで踏み込んで調査するようになっているのは大きな成果」と評価した。

本「答申」は、新空港を視野に入れた総合的な調査の必要性を指摘しているが、「中間とりまとめ」からどのような議論があり、どのように分析して、このような結論に至ったのか明確にされたい。

（三）今年一月六日、麻生渡福岡県知事は、福岡県が新宮町沖への早期建設を前提に本年度、計画していた交通アクセスなどの県独自調査事業（総額約四千六百万円）の実施見送りを表明した。

同月十四日には、日本共産党・瀬川康之県会議員の福岡県議会国際空港誘致等対策調査特別委員会での質問に、権現昭二福岡県空港対策局長は「新宮沖は基本構想の優位な条件を備えているというふうに整理しておりますけれど、住民の意見を交えながら調査するのであれば、そこ（新宮沖）は白紙で臨んだ方がいい」と答弁した。

こうした態度や発言を受けて、「福岡県が新空港構想を白紙に」「新福岡空港知事方針転換」などとマスコミで報じられ、新福岡空港建設が「取り下げ」であるかのような印象を福岡県民にあたえている。候補地を白紙で臨むから、交通アクセスなどの福岡県独自の調査事業予算が執行できないだけである。福岡県から「答申」後「新福岡空港建設は中止してほしい」という主旨の連絡が国にあったのか。

（四）今年一月十四日、麻生渡福岡県知事は「県が新空港建設という立場を取り続ければ、現空港の機能強化や近隣空港との連携を捨てるということになり、国の調査ができなくなる」と発言した。

国は、福岡県の新空港建設の立場とは関係なく、「答申」にあるように国と地域が連携して、新空港も視野に入れた総合的な調査を実施する方針だと考えるがどうか。総合的な調査をいつから行い、調査期間をどのくらいと考えているのか。

（五）「答申」は、空港整備及び航空保安システム整備に係る財源問題について「空港の配置的側面からの整備は概成」などとして、「国と地方の負担割合のあり方について検討」し、羽田空港の再拡張事業についても「地方負担を導入する方向で検討」とある。

この「答申」の方向でいくと、新福岡空港を建設した場合、地元への負担は従来の空港建設より増すと考えるがどうか。

今国会では、空港整備法の一部を改正する法律案が出される予定で、福岡など国が管理する二種Ａ空港では、これまで国が整備費を全額負担する"空港付帯施設"としていた照明施設と無線施設用地を、滑走路などと同様の"空港基本施設"とし、自治体に三分の一の費用負担を求めるとしている。

福岡空港の場合、空港整備費について、現在の国と地方の財政負担（額と比率）を示すとともに、来年度、福岡空港は空港南側にＩＬＳ（計器着陸装置）が完成する予定であり、この改正案が成立した場合、自治体の負担が増えると思われるがどうか。いくら増えるのか示されたい。

（六）「答申」では、新規事業採択における合意形成手続き明示について、「住民の合意形成等の手続きがルール化されておらず、透明性の向上の観点から問題があるとの指摘もあった」とあるが、どのような問題が生じていたのか。

今里滋九州大学教授は「事業者側が情報公開して、意思決定過程への市民の具体的参画を実現しなければならない。従来の公共事業の大半は、まず実施決定があり、後で合理化が図られた」と指摘している。

「答申」は、福岡空港について「幅広い合意形成を図り」とあるが、調査などの情報公開、意思決定過程への市民の具体的参画などは保証されるのか。具体的にどのような手順をふんで合意形成を図ろうと考えているのか示されたい。

（七）福岡空港の空港処理能力についてお尋ねする。福岡空港の場合、一時間あたりの発着回数の平均値および最高値はいくらなのか、時間帯ごとに示されたい。

現在の空港処理能力で着陸機と離陸機が交互に離着陸する場合、一時間あたり何回まで離発着が可能なのか。積算根拠も示されたい。

福岡空港では空港東側に新しい誘導路が完成し、今年一月二十三日から供用がはじまった。来年度、空港の南側にＩＬＳ（計器着陸装置）が完成する予定である。誘導路の完成、ＩＬＳが完成した場合、それぞれ、どの程度空港処理能力の向上が見こまれるのか示されたい。

（八）福岡空港は、目的地では福岡―羽田間が一番多く約三割をしめる。その羽田間でも一便あたりの座席利用率は六三・七％（二〇〇一年度）で、輸送能力にも余裕もある。昨年十月十日に、日本共産党福岡県議団が調査に赴いた際、国土交通省福岡空港事務所は「『あと

数年で容量がいっぱいになるか』というお尋ねでございますが、私どもはそのような認識はもっておりません」とこたえた。

あと数年で容量がいっぱいになるということはないと思うがどうか。需要予測を出している二〇一二年までは現空港の処理能力で対応できると考えるがどうか。

（九）扇千景国土交通大臣は昨年十月一日、日本経済新聞記者のインタビューで、「まず現行の福岡空港を最大限活用すべきだ」とのべ、「福岡県などが『現空港の発着能力は限界にきている』と主張していることに対し、『管制システムの見直しで五分ごとの発着を三分ごとにして発着回数を増やす』ことを提案。さらに大型ジャンボジェット機を導入すれば、一回の発着でより多くの旅客を運ぶことができると指摘した」と報じている。

福岡空港の航空機機材の構成比は四百席以上の構成比が一四％（平成十一年度実績）で、羽田の二五％、新千歳の二三％と比べても少ない。誘導路やＩＬＳ（計器着陸装置）の完成で、空港処理能力もあがる。

「需給が逼迫」したと仮定しても、大臣が指摘するように航空機機材の大型化や管制システムの見直しをすれば、現福岡空港で対応できると思うがどうか。

（十）総務省行政評価局が二〇〇一年五月に発表した「空港の整備等に関する行政評価・監視結果報告書」によると、「新設あるいは滑走路延長事業を実施し平成元年度以降十年度までに供用開始した空港で、需要予測値と利用実績値の対比が可能な一五空港のうち九空港で実績値が予測値を下回り、うち四空港では予測値の半分以下の実績」と過大な需要予測が指摘された。

事実、一九九八年度開港した佐賀空港では、年間旅客数を二〇一二年度八十一万人（一九八六年度予測・佐賀空港飛行場設置許可申請書）と需要予測したが、二〇〇一年度三十三万人の実績と大きく隔たりがある。二〇〇一年度で歳入は着陸料など約七千九百万円、歳出は施設維持費など約四億五百万円で、過大な需要予測が自治体の財政を圧迫している。

佐賀空港の場合、需要予測が大きく外れた要因は何か。国土交通省として、過大な需要予測に対して、具体的にどう改善しようとしているのか。

（十一）福岡空港の年間旅客数は、国内線が一九九九年度千七百九万人、二〇〇〇年度千七百四万人、二〇〇一年度千七百四十一万人と推移している。国際線も含めると、一九九九年度千九百五十万人、二〇〇〇年度千九百五十六万人、二〇〇一年度千九百五十万人と、ここ三年旅客数の伸びは頭打ちである。国内線では福岡空港と現北九州空港の年間旅客数をあわせると、二〇〇一年度で千七百六十万人となっている。

ところが、福岡空港と二〇〇五年度開港予定である新北九州空港の国内旅客数の需要見通しは、二〇〇七年度で福岡空港千八百十万人、新北九州空港二百八十三万人、合計二千九十三万人、二〇一二年度で福岡空港二千百六十万人、新北九州空港三百二十八万人、合計二千四百八十八万人となっている。全国人口のピークは二〇〇六年であり、新北九州空港の開港で、福岡空港の旅客数も移る。二〇〇一年度の福岡空港と北九州空港の実績からみても、過大な需要見通しといえないのか。調査をする中で需要見通しを見直しする考えはないのか。

（十二）北部九州には、福岡空港、佐賀空港、北九州空港の三空港があるが、福岡空港に乗客が集中している。その要因は、便数の多さ、交通アクセスもあるが、国が一九九五年に幅運賃制度を導入し、それに端を発して航空会社による割引運賃合戦が行われ、福岡発着便が価格設定された影響も大きいと考えるがどうか。

（十三）福岡県も参加する福岡空港調査会が作成した「福岡空港の国内線利用者の内訳」によると、北九州都市圏で福岡空港を利用するものは九・五％、筑豊地方圏も含めると二百万人をこえるとされる。新北九州空港が完成すると、山口県、大分県利用者とあわせ、これらの乗客が移る可能性を有している。羽田、大阪、名古屋路線につぐ多便数の福岡―鹿児島路線（一日往復十三便・二〇〇三年二月）は、二〇一三年予定の博多―西鹿児島間の九州新幹線が全面開通で、利便性から考えても、激減・廃止につながると思われる。すでに、今年四月からエアーニッポンが福岡―鹿児島路線の休止を表明し、往復四便減少する。

航空運賃にみられる福岡空港に集中するような政策誘導をせず、近隣空港や他の交通手段と機能分担をすれば、福岡空港が「将来的に需給が逼迫する等の事態」は回避できると考えるがどうか。

右質問する。

内閣衆質一五六第一三号
平成十五年二月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔殿

衆議院議員小沢和秋君外一名提出新福岡空港と交通政策審議会航空分科会答申に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小沢和秋君外一名提出新福岡空港と交通政策審議会航空分科会答申に関する質問に対する答弁書

（一）について

平成十四年十一月二十九日に開催された交通政策審議会航空分科会（以下「航空分科会」という。）の空港整備部会においては、福岡空港のピーク時間における離着陸回数は三十回を超え一時間当たりの滑走路処理容量の限界に近づいていること、平成十二年度の福岡空港の国内線旅客数は約千六百八十万人であるが平成二十四年度には約二千百六十万人に増加すると予測されていること等、福岡空港の状況等に関する資料が提出されており、これらの資料に基づき、平成十四年十二月六日の航空分科会の答申「今後の空港及び航空保安施設の整備に関する方策について」（以下「答申」という。）においては、御指摘のように福岡空港について「将来的に需給がひっ迫する等の事態が予想される」とされたものと認識している。

また、答申においては、お尋ねの需給がひっ迫すると予想される時期並びにその時の年間旅客数及び離着陸回数の予測は行われていない。

（二）について

平成十四年八月二十三日の航空分科会の「中間とりまとめ」においては、福岡空港、新千歳空港及び那覇空港のうち将来的に需給がひっ迫する等の事態が予想されるものについて、その対応策に関する調査の必要性等を引き続き検討する旨が示されている。これを踏まえ、その後航空分科会の空港整備部会において検討が行われた結果、福岡空港について、既存ストックの有効活用方策、近隣空港との連携方策とともに中長期的な観点からの新空港、滑走路増設等を含めた抜本的な空港能力の向上方策に関する調査が必要とされ、これらについては相互に関連性を持ちつつ総合的に進めることが適当であるとされたことから、答申の結論に至ったものと認識している。

（三）について

お尋ねの「新福岡空港」とは、福岡県等により設立された新福岡空港調査会が平成十四年四月に発表した「新福岡空港基本構想」においてその必要性が示された空港のことを指すものと思わ

れるが、当該構想は右に述べたようなものであり、政府として「新福岡空港」について具体的な計画を有するものではないため、政府はその建設の中止について要望を受ける立場になく、お尋ねのように、答申が出された後に福岡県から「新福岡空港建設は中止してほしい」という趣旨の連絡を受けたこともない。

(四)について

答申に示された総合的な調査の具体的な実施時期及び調査期間については、現時点では未定であるが、政府としては、答申を踏まえ、幅広い合意形成を図りつつ、福岡県等と連携してこれを進める必要があると考えている。

(五)について

空港整備事業費の国と地方公共団体の負担割合は空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に定める空港の種類等により異なるものであるところ、お尋ねの「新福岡空港」については、政府として具体的な計画を有しておらず、したがって、空港の種類等も特定できないことから、お尋ねの地元負担について従来との比較を行うことはできない。

福岡空港の空港整備事業費については、平成十四年度当初予算で五十二億七千九百万円であり、このうち、国の負担額及びその比率は四十四億九千八百万円及び約八十五パーセントであり、福岡県の負担額及びその比率は七億八千百万円及び約十五パーセントである。

今国会に提出している空港整備法の一部を改正する法律案の内容に従うと、御指摘のＩＬＳ(計器着陸装置)のうち照明施設及び無線施設用地に係る整備費については、国の全額負担から、福岡県が三分の一を負担することとなり、福岡県の負担は増えることとなると考えられる。もっとも、その具体的な額については、平成十五年度予算成立後に財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十四条の二の規定による支出負担行為の実施計画の承認を経て確定されるものであり、現時点では未定である。

(六)について

御指摘の「住民の合意形成等の手続きがルール化されておらず、透明性の向上の観点から問題があるとの指摘もあった」との答申の部分については、従来、空港の整備については、住民等に対する情報提供が必ずしも十分ではなく、また、航空機の航行を援助するための施設用地の確保など専門的な分野もあるため、その必要性や位置等について、住民等から十分な理解が得られないなどの問題があるとする趣旨のものと認識している。

答申に示された総合的な調査の具体的な実施方法は、現時点では未定であるが、政府としては、福岡県等と連携して進めることはもとより、幅広い合意形成を可能とするため、透明性の向上の観点から十分な情報提供を図っていく必要があると考えている。

(七)について

平成十三年の福岡空港における一時間当たりの離着陸回数の平均値及び最高値は、別表のとおりである。

平成十三年の福岡空港における着陸機と離陸機が交互に離着陸する場合のいわゆる処理時間(先行着陸機が安全に着陸し後続離陸機に離陸許可が発出されるまでに要する時間と、後続離陸機が安全に離陸し次の着陸機に着陸許可が発出されるまでに要する時間を合計した時間をいう。)は約二百七秒であるところ、この間に着陸と離陸が行われるため、福岡空港の一時間当たりの計算上の滑走路処理容量は、一時間すなわち三千六百秒を二百七秒で除して得た数値に二を乗じることにより求められ、その計算の結果、三十四回程度と試算される。なお、いわゆる空港能力の評価に当たっては、滑走路処理容量以外にも、誘導路の形状・配置、駐機場の配置・数等を考慮に入れる必要がある。

また、御指摘の誘導路及びＩＬＳは、北風時における遅延や欠航の減少に資するものであり、これらが完成すると北風時の空港能力を南風時とほぼ同等の水準にまで向上させる効果があると見込んでいるものの、滑走路の増設のように抜本的に空港能力を向上させるものではない。

(八)について

政府としては、答申を踏まえ、現在の福岡空港の有効活用方策や近隣空港との連携方策による福岡空港の空港能力の向上の可能性についての総合的な調査を行い、その調査結果を踏まえて現在の福岡空港の空港能力の限界を見極める必要があると考えており、現時点において、福岡空港の航空需要がその空港能力の限界に至る時期についてお答えするのは困難である。

(九)について

今後、福岡空港の航空需要の増大に伴い、就航機材の大型化による対応等が図られていくものと考えられるが、路線ごとの需要等を勘案すれば、これらにも限界があると考えられる。また、(八)についてで述べたとおり、政府としては、答申を踏まえ、現在の福岡空港の有効活用方策等による空港能力の向上の可能性についての総合的な調査を行い、その調査結果を踏まえて現在の福岡空港の空港能力の限界を見極める必要があると考えている。

(十)について

佐賀県が実施した佐賀空港についての需要予測と実績との差については、需要予測の実施以降における経済状況が大きく変化したこと、路線、運賃設定等に係る規制緩和の効果により福岡・羽田線へ新規企業が参入し同路線の運賃が低下したこと等の要因で生じたものと考えられる。

また、国土交通省においては、地方公共団体が行う需要予測の改善策として、平成十三年十二月「国内航空需要予測の一層の精度向上について」(国土交通省航空局飛行場部計画課長通知)を取りまとめ、需要予測の一層の精度向上のために留意すべき事項を示すとともに、必要な記録の整備及び保存を行い、求めがあれば適切に公開するよう努めることとし、関係地方公共団体等に周知を行ったところである。

(十一)について

福岡空港及び新北九州空港の需要予測については、将来人口の増減や競合する空港の影響等を考慮した精度の高い需要予測モデルにより適切に行っているものである。

なお、需要予測の前提条件とされた事項についてその後に大きな変更が生じたような場合には、必要に応じ適切に需要予測の見直しを行っていく考えである。

(十二)について

お尋ねの三空港における旅客数については、御指摘の割引運賃のほか、空港周辺地域の人口、空港への交通アクセス、乗り入れ便数等の利便性など、様々な要素によって大きな影響を受けるものであり、いずれの要素がどの程度旅客数に影響を与えるかについては、一概には言えない。

(十三)について

御指摘の「航空運賃にみられる福岡空港に集中するような政策誘導」が具体的に何を意味するのか必ずしも明らかではないが、福岡空港における国内航空路線に係る便数及び運賃設定については、航空会社の自主的な判断にゆだねられているものである。

なお、答申において、福岡空港は将来的に需給がひっ迫する等の事態が予想され、その対応策に関する総合的な調査を進める必要があるとされたところであり、政府としては、答申を踏まえ、近隣空港との連携方策も含めた総合的な調査を進める必要があると考えている。

別表
福岡空港における時間帯別離着陸回数（平成13年実績）

時間帯	平均値（回数）	最高値（回数）
6時～	0.0	2
7時～	11.5	15
8時～	23.4	27
9時～	30.5	37
10時～	29.8	37
11時～	28.0	36
12時～	20.2	24
13時～	21.4	28
14時～	26.6	33
15時～	25.6	35
16時～	23.7	34
17時～	29.4	32
18時～	23.9	29
19時～	26.7	29
20時～	18.7	25
21時～	12.7	15
22時～	1.2	2
23時～	0.0	1

＊計器飛行方式により滑走路に離着陸した航空機の実績によるもの。
＊平均値は、小数点第２位を四捨五入している。

平成十五年二月三日提出
質問第一四号

公務員制度改革に関する質問主意書

提出者　重野　安正

公務員制度改革に関する質問主意書

去る十二月二日に提出した公務員制度改革に関する質問主意書に対して、政府から十二月十七日付の答弁書を頂いたが、その内容は答弁として全く不十分である。内閣官房に行政改革推進事務局が設置され、行革担当大臣の下で二年以上にわたって検討されてきたはずなのに、改革の具体的な内容について全く答弁できないというのは到底理解できない。

したがって、政府の答弁を踏まえ、改めて公務員制度改革に関し、次の諸点について質問する。

一　政府が主張しているように、内閣が公務員の人事管理に主体性を発揮することは大切だと思うが、その場合においても、人事行政の中立性・公正性及び労働基本権制約の代償機能の確保という公務員制度上の基本原理が十分に確保されていることが前提になる必要があると考える。そのような観点から、政府は、「内閣が人事制度の設計・運営についても主体的に責任を持って行う仕組みに転換」することを検討するに際して、こうした公務員制度上の基本原理を前提として考えるべきだと思うが、どうか。仮にそれができないと考えるのであれば、具体的な理由を付して説明されたい。

二　去る十一月二十一日の衆議院総務委員会における私の質問に対し、根本匠内閣府副大臣は「（人事行政の中立公正性の確保に関する人事院規則が）内閣の行政運営に資する人事制度の実現を妨げている側面もあった。」と答弁している。これは当然何らかの具体的な人事院規則を想定したものと言わざるを得ないが、これに対して、今回の答弁では、「特定の人事院規則を想定したものではなく」としているのは、まさにすりかえである。そこで、再度質問するが、この答弁にある「妨げている側面」について、具体的な人事院規則の例を挙げて説明されたい。

三　「人事院規則に委任する場合が大半を占めていることが内閣の人事行政に対する責任をあいまいなものとする」との答弁は、何故法律が人事院規則に委任しているのかについての「本質的価値」を無視し、単なる「量」の問題としてとらえており、全く理解不足である。現行法が人事院規則に委任していることの「本質的価値」について、政府の見解を具体的な理由を付して説明されたい。

四　「内閣の行政運営に資する人事制度」とは具体的にはどのような人事制度なのか、個々具体の制度ごとに説明されたい。

五　「個々の人事院規則を具体的にどう見直すか今後検討」とあるのは、今通常国会に法案を提出するという状況にある中で、全く納得できない答弁である。現時点における見直しの考え方について、具体的な理由を付して説明されたい。

六　政府の答弁にある「人事院の具体的な関与の在り方」とは制度的にどのようなことを考えているのか、現時点において政府が考えている具体的な仕組みを個々の人事院規則ごとに説明されたい。

七　今回の答弁においては、政治的行為の制限についてどの下位規範に委任するか、今後検討することとしているが、他方で、根本副大臣は、政治的行為の制限に関しては「内閣が行政運営に責任を有する観点から主体的に設計、運営すべき性格のものではありません」と委員会で答弁しており、両者は矛盾している。そこで、再度質問するが、政治的行為の制限についてどの下位規範に委任するのか、具体的な理由を付して説明されたい。

これに関連して、行政改革推進事務局は人事行政の中立公正性に関する事項について、政令委任することも考えているとのことであるが、再就職承認基準を含め人事行政の中立公正性に関する下位規範について、人事院規則に委任するのか、政令に委任するのかの基準を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一五六第一四号
平成十五年二月二十八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　綿貫　民輔　殿

衆議院議員重野安正君提出公務員制度改革に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員重野安正君提出公務員制度改革に関する質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成十四年十二月十七日内閣衆質一五五第二六号。以下「答弁書」という。）一についてで述べたとおり、今回の公務員制度改革においては、内閣主導の理念の下、国民を代表する国会に対して行政運営の責任を有する内閣が人事制度の設計・運営についても主体的に責任を持って行う仕組みを構築することとしているが、その際には、公務員制度に求められる人事行政の中立性・公正性の確保及び職員の利益の保護が図られることが必要であると認識している。なお、公務員の労働基本権の制約については、公務の安定的・継続的な運営の確保の観点、国民生活へ与える影響の観点などを総合的に勘案し、現行の制約を維持することとしており、その代償措置については今後ともこれを確保していくこととしている。

二について

答弁書二についてで述べたとおり、平成十四年十一月二十一日の衆議院総務委員会における

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

御指摘の根本内閣府副大臣の答弁（以下「内閣府副大臣答弁」という。）は、特定の人事院規則を念頭に置いて述べたものではなく、現行の国家公務員制度において法律の下位規範として人事院規則に委任する場合が大半を占めていること自体が内閣の人事行政に関する責任をあいまいなものとし、内閣が適切な行政運営を行っていく上で見直すべき点があるのではないかという趣旨で述べたものである。

三について

お尋ねは、現行において法律が人事院規則に委任している理由は何かという趣旨と考えられるところ、これについては、当該法律の規定において委任される個別の事項ごとの内容を勘案した上で、人事行政の中立性・公正性の確保及び職員の利益の保護の観点から、人事院が制定する人事院規則に委任することが適切であるとされたことによるものと考えられる。

四について

「内閣の行政運営に資する人事制度」とは、総合的・戦略的な政策の企画立案や機動的・効率的な行政サービスの提供を実現するため、国民を代表する国会に対して行政運営の責任を有する内閣が行政を支える公務員の人事制度の設計・運営についても主体的に責任を持って行う仕組みであると考えているところ、このような仕組みを実現するために、個々の制度を具体的にどのようにしていくかについては、「公務員制度改革大綱」（平成十三年十二月二十五日閣議決定）に基づき、現在検討中である。

五及び六について

「公務員制度改革大綱」においては、人事管理権者としての各主任大臣等の主体的な責任と権限の明確化及び内閣の人事行政の企画立案機能や総合調整機能の強化を図るとともに、人事院については、職員の利益の保護及び人事行政の中立性・公正性の確保の観点から、法律の委任に基づき人事院規則を定めるとともに、適切な関与を行っていくこととされているところ、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）等の法律の見直しに伴い、個々の人事院規則を具体的にどのように見直すのか、また、その際の人事院の具体的な関与の在り方をどのような仕組みとするのかについては、同大綱に基づき、現在、法制化作業の中で検討中である。

七について

内閣府副大臣答弁では、政治的行為の制限に関しどの下位規範に委任するかについて、「内閣が行政運営に責任を有する観点から主体的に設計・運営すべき性格のものではありませんので、現行の仕組みをあえて見直す必要はないという考え方を議論のたたき台の中で示したものでございます。」と述べているところである。この答弁からも明らかなとおり、内閣府副大臣答弁の御指摘の部分は、関係者と議論する際の「たたき台」として述べたものであり、確定的なものとしてお示ししたものではないことから、内閣府副大臣答弁と答弁書三についてで述べたことが「矛盾している」との御指摘は当たらない。

また、御指摘の「人事行政の中立公正性に関する事項」は広範多岐にわたるものと考えられるが、政治的行為の制限に関する事項を含め、国家公務員法等の法律の委任事項についてどのような形式の下位規範に委任することが適切であるかということについては、「公務員制度改革大綱」に基づき、現在、法制化作業の中で個々具体的に検討中である。なお、営利企業への再就職の制限に関する規定について、再就職の承認基準を含めその規定の一部を下位規範に委任するに際しては、内閣の責任において政府全体の行政の公正な運営等を確保するため、政令で定める方向で検討しているところである。

（答弁通知書受領）

一、去る二月二十八日、内閣から、衆議院議員植田至紀君提出「男女共同参画社会実現」等と教育分野における規制緩和に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十五年三月十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二月二十八日、内閣から、衆議院議員山口壮君提出各種テロ攻撃に対してあらゆる備えが必要であると思う所に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十五年三月二十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二月二十八日、内閣から、衆議院議員原口一博君提出外務省の「食糧増産援助の見直しについて」に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十五年三月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

昨三日は、会議を開くに至らなかった。

第明治三十五種郵便物認可
官報（号外）
号外　平成十五年三月四日
第百五十六回国会　衆議院会議録　第十一号（二）

〔本号（二）参照〕

平成十五年度一般会計予算

右
国会に提出する。
平成十五年一月二十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

平成15年度一般会計予算
予算総則

（歳入歳出予算）
第1条　平成15年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ81,789,077,666千円とし、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。
（継続費）
第2条　「財政法」第14条の2の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定並びに新規の継続費は、「乙号継続費」に掲げるとおりとする。
（繰越明許費）
第3条　「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。
（国庫債務負担行為）
第4条　「財政法」第15条第1項の規定により平成15年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。
（歳入歳出予算等の内訳）
第5条　「財政法」第28条の規定による「歳入予算明細書」、各省各庁の「予定経費要求書」、「継続費要求書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添附する。
（公債発行の限度額）
第6条　「財政法」第4条第1項ただし書の規定により平成15年度において公債を発行することができる限度額は、6,420,000,000千円とする。
2　「平成15年度における公債の発行の特例に関する法律」（仮称）の規定により公債を発行することができる限度額は、30,025,000,000千円とする。
3　第1項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成14年5月1日から同年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について1円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を第1項の限度額に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。
4　第1項及び第2項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を当該各項の限度額（第1項の限度額について第3項後段の規定の適用がある場合においては、当該規定により減算又は加算された後の限度額）に加算した金額をそれぞれの限度額とする。
（公共事業費の範囲）
第7条　「財政法」第4条第3項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院施設費
	参議院	参議院施設費
	国立国会図書館	国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	裁判所施設費
会計検査院	会計検査院	会計検査院施設費
内閣	内閣官房	情報収集衛星施設費
内閣府	内閣本府	内閣本府（地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金及び沖縄振興特別事業費補助金に限る。）、内閣本府施設費、総理大臣官邸施設費、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生施設整備費、沖縄開発事業費、農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費、沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費、沖縄特定開発事業推進調査費
	沖縄総合事務局	沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄都市公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費
	警察庁	船舶建造費、警察庁施設費、都道府県警察費補助（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）

総務省	総務本省	総務本省(電気通信格差是正事業費補助金に限る。)、総務本省施設費、過疎地域振興対策費(地域間交流施設整備事業費補助金に限る。)、独立行政法人通信総合研究所施設整備費、電気通信監理施設費、情報通信格差是正事業費
	消防庁	消防防災施設等整備費(消防防災施設整備費補助金に限る。)
法務省	法務本省	法務本省(更生保護施設整備費補助金に限る。)、法務省施設費
外務省	外務本省	外務本省施設費
	在外公館	在外公館施設費
財務省	財務本省	財務本省施設費、公務員宿舎施設費、特定国有財産整備費
	財務局	財務局施設費
	税関	税関施設費、船舶建造費
	国税庁	税務官署施設費
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省施設費、独立行政法人国立女性教育会館施設整備費、学校教育振興費(放送大学学園施設整備費補助金に限る。)、独立行政法人国立特殊教育総合研究所施設整備費、独立行政法人教員研修センター施設整備費、公立文教施設整備費、公立文教施設災害復旧費、私立学校助成費(私立学校施設整備費補助金に限る。)、科学技術振興費(地域先導科学技術基盤施設整備費補助金、理化学研究所施設整備費補助金及び宇宙開発事業団施設整備費補助金に限る。)、原子力平和利用研究促進費(理化学研究所施設整備費補助金、日本原子力研究所施設整備費補助金及び核燃料サイクル開発機構施設整備費補助金に限る。)、独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費、独立行政法人理化学研究所施設整備費、独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費、独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費、海洋開発及地球科学技術調査研究促進費(海洋科学技術センター施設整備費補助金及び海洋科学技術センター船舶建造費補助金に限る。)、独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費、スポーツ振興費(社会体育施設整備費補助金及び日本体育・学校健康センター施設整備費補助金に限る。)、独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター施設整備費、独立行政法人国立青年の家施設整備費、独立行政法人国立少年自然の家施設整備費、国立学校施設費、国立学校船舶建造費
	文部科学本省所轄機関	文部科学本省所轄研究所施設費
	文化庁	文化庁施設費、独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費、文化財保存施設整備費、独立行政法人国立博物館施設整備費
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省施設費、保健衛生施設整備費、国立病院及療養所施設費、社会福祉施設整備費、水道施設整備費
	検疫所	検疫所施設費
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設費
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所施設費
	国立更生援護機関	国立更生援護所施設費
	都道府県労働局	都道府県労働局施設費
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省施設費、独立行政法人農林水産消費技術センター施設整備費、卸売市場施設整備費、農業生産振興費(生産振興総合対策事業費補助金及び生物系特定産業技術研究推進機構施設整備費補助金に限る。)、独立行政法人種苗管理センター施設整備費、独立行政法人肥飼料検査所施設整備費、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構施設整備費、独立行政法人家畜改良センター施設整備費、農業経営対策費(農業経営対策事業費補助金に限る。)、独立行政法人農業者大学校施設整備費、農村振興費(農村振興対策事業費補助金、中山間地域等振興対策事業費補助金及び山村振興等対策事業費補助金に限る。)、海岸事業費、農業生産基盤整備事業費、農村整備事業費、農地等保全管理事業費、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害関連事業費

	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所施設費
	農林水産技術会議	農林水産業技術振興施設費、独立行政法人農業技術研究機構施設整備費、独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費、独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費、独立行政法人農業工学研究所施設整備費、独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費
	地方農政局	地方農政局施設費、海岸事業工事諸費、地すべり対策事業工事諸費、農業施設災害復旧事業等工事諸費
	林野庁	林野庁施設費、林業振興費（林業生産流通総合対策施設整備費補助金に限る。）、独立行政法人林木育種センター施設整備費、独立行政法人森林総合研究所施設整備費、治山事業費、森林環境保全整備事業費、農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費、緑資源整備事業費（大規模林業圏開発林道事業費補助、水源林造成事業費補助及び特定中山間保全整備事業費補助に限る。）、森林居住環境整備事業費、山林施設災害復旧事業費、山林施設災害関連事業費
	水産庁	水産庁施設費、船舶建造費、水産業振興費（水産業振興総合対策施設整備費補助金に限る。）、独立行政法人水産大学校施設整備費、独立行政法人水産総合研究センター施設整備費、独立行政法人水産総合研究センター船舶建造費、独立行政法人さけ・ます資源管理センター施設整備費、海岸事業費、水産基盤整備費、農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費、漁港施設災害復旧事業費、漁港施設災害関連事業費
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省（民間能力活用特定施設緊急整備費補助金、資源循環型地域振興施設整備費補助金及び日本国際博覧会関連施設整備費補助金に限る。）、経済産業本省施設費、地域経済活性化対策費（産業再配置促進施設整備費補助金及び新事業支援施設整備費補助金に限る。）、中心市街地商業等活性化対策費（商業・サービス業集積関連施設整備費補助金に限る。）、独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費、独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費、工業用水道事業費
	経済産業局 中小企業庁	経済産業局施設費 中小企業対策費（中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金に限る。）
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省（観光基盤施設整備費補助金及び都市地方連携推進事業費補助金に限る。）、国土交通本省施設費、独立行政法人土木研究所施設整備費、独立行政法人建築研究所施設整備費、官庁営繕費、運輸施設整備事業団等助成費（整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金に限る。）、小笠原諸島振興開発事業費（小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。）、離島振興特別事業費、河川管理施設整備費、独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費、独立行政法人海技大学校施設整備費、独立行政法人航海訓練所船舶建造費、独立行政法人海員学校施設整備費、独立行政法人航空大学校施設整備費、独立行政法人北海道開発土木研究所施設整備費、水資源開発事業費、治水事業費、急傾斜地崩壊対策等事業費、海岸事業費、海岸事業工事諸費、道路整備事業費、港湾事業費、空港整備事業費、都市鉄道・幹線鉄道整備事業費、鉄道防災事業費、新幹線鉄道整備事業費、住宅建設等事業費、都市環境整備事業費（都市開発事業調査費、市街地再開発事業費補助、都市再開発関連公共施設整備促進事業費補助、田園居住区整備事業費補助、都市再生推進事業費補助、まちづくり総合支援事業費補助、都市水環境整備事業費補助、首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額、都市開発資金融通特別会計へ繰入、道路環境整備事業費道路整備特別会計へ繰入及び都市水環境整備事業費治水特別会計へ繰入に限る。）、都市計画事業費、河川等災害復旧事業費、河川等災害復旧事業等工事諸費、河川等災害関連事業費、離島振興事業費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、北海道治水事業費、北海道急傾斜地崩壊対策事業費、北海道治山事業費、北海道海岸事業費、北海道道路整備事業費、北海道港湾事業費、北海道空港整備事業費、北海道住宅建設等事業費、北海道都市環境整備事業費、北海道都市計画事業費、北海道水道施設整備

官　報（号　外）

		費、北海道廃棄物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道森林環境保全整備事業費、北海道森林居住環境整備事業費、北海道水産基盤整備費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、国土総合開発事業調整費、都市再生プロジェクト事業推進費、北海道特定特別総合開発事業推進費、北海道特定開発事業推進調査費
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所施設費
	国土地理院	国土地理院施設費
	地方整備局	地方整備局施設費、都市公園事業工事諸費、道路災害復旧事業工事諸費
	北海道開発局	北海道開発局施設費、北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道都市公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費、北海道水産基盤整備事業工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費
	気象庁	気象官署施設費
	海上保安庁	海上保安官署施設費、船舶建造費、航路標識整備事業費、航路標識整備事業工事諸費
環境省	環境省	環境省（廃棄物再生利用施設整備費補助金に限る。）、環境省施設費、独立行政法人国立環境研究所施設整備費、環境保全施設整備費、廃棄物処理施設整備費、自然公園等事業費、自然公園等事業工事諸費、環境調査研修所施設費

（一時借入金等の最高額）

第８条　「財政法」第７条第３項の規定による財務省証券及び一時借入金の最高額は、24,000,000,000千円とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第９条　「財政法」第15条第２項の規定により平成15年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、100,000,000千円とする。

（損失補償契約等の限度額）

第10条　次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、平成15年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区　分	限　度　額
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第８条の規定による金額の限度	千円 補償契約金額の合計額　2,082,000,000
「矯正医官修学資金貸与法」第４条の規定による金額の限度	貸与すべき修学資金の総額　7,992
「農業近代化資金助成法」第３条の２第３項の規定による金額の限度	平成15年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　108,242
「漁業近代化資金助成法」第４条第３項の規定による金額の限度	平成15年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　48,000
「農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法」第４条の規定による金額の限度	平成15年度以降12箇年度間を通ずる利子補給金の総額　3,556,223

（債務保証契約の限度額）

第11条　次の表の左欄に掲げる法人が平成15年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により政府が同年度において保証することができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、（１）「独立行政法人農業者年金基金法」の規定により農業者年金基金が解散し、その業務が独立行政法人農業者年金基金に承継された場合には、第18号左欄の「農業者年金基金」とあるのは「独立行政法人農業者年金基金」と、中欄の「「農業者年金基金法の一部を改正する法律」附則第21条第３項」とあるのは「「独立行政法人農業者年金基金法」附則第17条第３項」と、（２）「独立行政法人農林漁業信用基金法」の規定により農林漁業信用基金が解散し、その業務が独立行政法人農林漁業信用基金に承継された場合には、第19号左欄の「農林漁業信用基金」とあるのは「独立行政法人農林漁業信用基金」と、中欄の「「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」」とあるのは「「独立行政法人農林漁業信用基金法」第18条」と、（３）「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成14年法律第184号）の規定により空港周辺整備機構が解散し、その業務が独立行政法人空港周辺整備機構に承継された場合には、第22号左欄の「空港周辺整備機構」とあるのは「独立行政法人空港周辺整備機構」と、中欄の「「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」第53条」とあるのは「「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」第31条」とそれぞれ読み替えるものとする。

債　務	根　拠　規　定	金　額　の　限　度
１　国民生活金融公庫 国民生活債券に係る債務	「国民生活金融公庫法」第22条の４第１項	額面総額200,000,000千円及びその利息に相当する金額
２　住宅金融公庫 住宅金融公庫債券に係る債務	「住宅金融公庫法」	額面総額100,000,000千円及びその利息に相当する金額

3　農林漁業金融公庫 農林漁業金融公庫債券に係る債務	「農林漁業金融公庫法」第24条の３第１項	額面総額13,000,000千円及びその利息に相当する金額
4　中小企業金融公庫 イ　中小企業債券（ロに掲げるものを除く。）に係る債務	「中小企業金融公庫法」第25条の３第１項	額面総額350,000,000千円及びその利息に相当する金額
ロ　中小企業債券のうち外貨をもって支払われるものに係る債務	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額が51,000,000千円に相当する金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
5　公営企業金融公庫 イ　公営企業債券（ロに掲げるものを除く。）に係る債務	「公営企業金融公庫法」第26条第１項	額面総額1,391,000,000千円及びその利息に相当する金額
ロ　公営企業債券のうち次に掲げるものに係る債務		
(1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が140,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「公営企業金融公庫法」第26条第１項	
6　日本政策投資銀行 イ　日本政策投資銀行債券（ロに掲げるものを除く。）に係る債務	「日本政策投資銀行法」第45条第１項	額面総額100,000,000千円及びその利息に相当する金額
ロ　日本政策投資銀行債券のうち次に掲げるものに係る債務		
(1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が190,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「日本政策投資銀行法」第45条第１項	
7　国際協力銀行 国際協力銀行債券のうち次に掲げるものに係る債務		
(1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が268,400,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「国際協力銀行法」第47条第１項	

8　日本道路公団 イ　道路債券(ロに掲げるものを除く。)に係る債務 ロ　道路債券のうち外貨をもって支払われるものに係る債務	「日本道路公団法」第28条 「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	額面総額2,143,000,000千円及びその利息に相当する金額 外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額が70,000,000千円に相当する金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
9　首都高速道路公団 首都高速道路債券に係る債務	「首都高速道路公団法」第38条の２	額面総額469,000,000千円及びその利息に相当する金額
10　阪神高速道路公団 阪神高速道路債券及び借入金に係る債務	「阪神高速道路公団法」第38条	額面総額及び元本金額の合計額370,400,000千円並びにその利息に相当する金額
11　新東京国際空港公団 新東京国際空港債券及び借入金に係る債務	「新東京国際空港公団法」第30条	額面総額及び元本金額の合計額39,900,000千円並びにその利息に相当する金額
12　石油公団 石油債券及び借入金に係る債務	「石油公団法」第26条	額面総額及び元本金額の合計額460,500,000千円並びにその利息に相当する金額
13　本州四国連絡橋公団 本州四国連絡橋債券及び借入金に係る債務	「本州四国連絡橋公団法」第39条	額面総額及び元本金額の合計額150,400,000千円並びにその利息に相当する金額
14　金属鉱業事業団 金属鉱業債券及び借入金に係る債務	「金属鉱業事業団法」第25条の２	額面総額及び元本金額の合計額4,100,000千円並びにその利息に相当する金額
15　環境事業団 次に掲げる借入金に係る債務 (1)　一般業務に関するもの (2)　ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務に関するもの	「環境事業団法」 同　法	(1)に掲げる借入金にあっては元本金額500,000千円及び(2)に掲げる借入金にあっては元本金額8,773,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
16　運輸施設整備事業団 運輸施設整備債券及び借入金に係る債務	「運輸施設整備事業団法」第31条	額面総額及び元本金額の合計額4,000,000千円並びにその利息に相当する金額
17　社会保険診療報酬支払基金 次に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金に係る債務 (1)　老人保健関係業務に関するもの (2)　退職者医療関係業務に関するもの (3)　介護保険関係業務に関するもの	「老人保健法」第73条 「国民健康保険法」第81条の12 「介護保険法」第169条	(1)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額870,000,000千円、(2)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額138,000,000千円並びに(3)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額130,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
18　農業者年金基金 借入金に係る債務	「農業者年金基金法の一部を改正する法律」附則第21条第３項	元本金額251,564,000千円及びその利息に相当する金額
19　農林漁業信用基金 林業等資金貸付業務に関する借入金に係る債務	「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」	元本金額1,032,000千円及びその利息に相当する金額

20　核燃料サイクル開発機構 核燃料サイクル開発債券及び借入金に係る債務	「核燃料サイクル開発機構法」第35条	額面総額及び元本金額の合計額11,414,000千円並びにその利息に相当する金額
21　預金保険機構 次に掲げる預金保険機構債券及び借入金に係る債務 (1)　「預金保険法」に係る業務((2)に掲げるものを除く。)に関するもの (2)　危機対応業務に関するもの (3)　金融再生業務及び廃止前の「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」に係る業務に関するもの (4)　金融機能早期健全化業務に関するもの (5)　金融機関等経営基盤強化業務に関するもの (6)　「株式会社産業再生機構法」(仮称)に係る業務に関するもの	「預金保険法」第42条の2 「預金保険法」第126条第2項 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第66条 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」附則第5条第2項 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」第17条 「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」第33条 「株式会社産業再生機構法」(仮称)	(1)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額19,000,000,000千円、(2)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額15,000,000,000千円、(3)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額15,000,000,000千円、(4)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額6,900,000,000千円、(5)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額1,000,000,000千円並びに(6)に掲げる預金保険機構債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額150,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
22　空港周辺整備機構 空港周辺整備債券及び借入金に係る債務	「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」第53条	額面総額及び元本金額の合計額580,000千円並びにその利息に相当する金額
23　銀行等保有株式取得機構 銀行等保有株式取得機構債券及び借入金に係る債務	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」第51条	額面総額及び元本金額の合計額2,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
24　独立行政法人農林漁業信用基金 林業等資金寄託業務に関する借入金に係る債務	「独立行政法人農林漁業信用基金法」第18条	元本金額2,317,000千円及びその利息に相当する金額
25　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法」第20条	額面総額及び元本金額の合計額33,000,000千円並びにその利息に相当する金額
26　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油天然ガス・金属鉱物資源債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」第15条	額面総額及び元本金額の合計額5,000,000千円並びにその利息に相当する金額
27　「保険業法」の規定により設立の認可を受けた保険契約者保護機構のうち同法に掲げる生命保険業免許、外国生命保険業免許又は特定生命保険業免許を受けた保険会社をその会員とする法人 借入金に係る債務	「保険業法」	元本金額960,000,000千円及びその利息に相当する金額
28　関西国際空港株式会社 社債に係る債務	「関西国際空港株式会社法」第9条第1項	額面総額229,300,000千円及びその利息に相当する金額
29　株式会社産業再生機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社産業再生機構法」(仮称)	額面総額及び元本金額の合計額10,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額

30 「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第3条第1項の規定により指定された民間都市開発推進機構 民間都市開発推進債券及び借入金に係る債務	「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第9条及び附則第16条第3項	額面総額及び元本金額の合計額631,739,000千円並びにその利息に相当する金額
31 「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第4条第1項の規定により指定された法人 社債に係る債務	「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第8条第1項	額面総額17,300,000千円及びその利息に相当する金額

2　政府は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により、前項第1号から第11号までの各号、第13号、第15号、第18号、第22号、第28号、第30号若しくは第31号に掲げる法人の事業資金又は借入金及び債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合において、当該各号に掲げる法人が法令の規定に従い当該各号に規定する債券、社債又は借入金を増額して発行し又は借り入れるものにつき、その債務を保証する必要があるときは、当該各号の右欄に定める額面総額及び元本金額の合計額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該額面総額及び元本金額の合計額を増額することができる。

3　第1項第1号から第14号までの各号、第16号、第17号、第20号から第23号までの各号、第25号、第26号及び第28号から第31号までの各号に規定する債券又は社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため法令の規定に従い発行する債券又は社債の額面金額及びその利息に相当する金額(期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額及び減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額があるときは、これらの金額を含む。)をこれらの各号に定める限度額(前項の規定により額面総額及び元本金額の合計額が増額された場合には、当該増額された後の金額)に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

(予算の移替え等)

第12条　行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出予算」、「乙号継続費」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における主管、所管及び組織の区分によることができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は主管、所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2　行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の主管又は所管、組織若しくは項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その主管又は所管、組織若しくは項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第13条　次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	民間資金活用等経済政策推進費、災害対策総合推進調整費、沖縄特別振興対策調整費、沖縄振興計画推進調査費、大規模駐留軍用地跡地等利用推進費、沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費、沖縄北部特別振興対策事業費、国民生活安定対策等生活政策推進費、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生諸費、沖縄保健衛生施設整備費、沖縄農業振興費、沖縄特別振興対策事業費、沖縄開発事業費、牛肉等関税財源沖縄農業生産基盤整備事業費、農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費、沖縄住宅対策諸費、沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費、沖縄特定開発事業推進調査費
	防衛施設庁	施設運営等関連諸費
財務省	財務本省	公務員宿舎施設費(国会、裁判所又は会計検査院の省庁別宿舎の設置に係るものに限る。)
文部科学省	文部科学本省	科学技術振興調整費、放射能調査研究費、南極地域観測事業費、海洋開発及地球科学技術調査研究促進費、原子力試験研究費
国土交通省	国土交通本省	地域活性化施策推進費、新全国総合開発計画推進調査費、地域戦略プラン調整費、奄美群島園芸振興費、水資源開発事業費、離島振興事業費、牛肉等関税財源離島農業生産基盤整備事業費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、北海道海岸事業費、北海道水道施設整備費、北海道廃棄物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、牛肉等関税財源北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道森林環境保全整備事業費、北海道森林居住環境

		整備事業費、北海道水産基盤整備費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、国土総合開発事業調整費、都市再生プロジェクト事業推進費、北海道特定特別総合開発事業推進費、北海道特定開発事業推進調査費
環　境　省	環　境　省	地球環境保全等試験研究費、環境研究総合推進費

（予算の移用）

第14条　「財政法」第33条第１項ただし書の規定により移用することができる場合は、第１表の各号に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間において相互に移用する場合、第２表の各号に掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合及び第３表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

第１表　各組織の間の移用

所　管	移用することができる組織（括弧書は当該組織の経費を示す。）
１　内　閣　府	イ　内閣本府（揮発油税等財源沖縄道路整備事業費、揮発油税等財源沖縄道路環境整備事業費、沖縄開発事業費、航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費、牛肉等関税財源沖縄農業生産基盤整備事業費、農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費）と沖縄総合事務局（沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄都市公園事業工事諸費、沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費） ロ　防衛本庁（施設整備費）と防衛施設庁（施設運営等関連諸費）
２　農林水産省	農林水産本省（海岸事業費、農地等保全管理事業費）と地方農政局（海岸事業工事諸費、地すべり対策事業工事諸費）
３　国土交通省	イ　国土交通本省（都市計画事業費）と地方整備局（都市公園事業工事諸費） ロ　国土交通本省（北海道治水事業費、北海道急傾斜地崩壊対策事業費、北海道治山事業費、北海道海岸事業費、揮発油税等財源北海道道路整備事業費、北海道道路整備事業費、北海道港湾事業費、北海道空港整備事業費、航空機燃料税財源北海道空港整備事業費、北海道住宅建設等事業費、揮発油税等財源北海道道路環境整備事業費、北海道都市環境整備事業費、北海道都市計画事業費、北海道水道施設整備費、北海道廃棄物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、牛肉等関税財源北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道森林環境保全整備事業費、北海道森林居住環境整備事業費、北海道水産基盤整備費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費）と北海道開発局（北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道都市公園事業工事諸費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費、北海道水産基盤整備事業工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費）

第２表　各項の間の移用

所　管	組　織	移用することができる項
１　内　閣　府	内　閣　本　府	沖縄開発事業費、牛肉等関税財源沖縄農業生産基盤整備事業費及び農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費の各項の間
	沖縄総合事務局	沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄都市公園事業工事諸費及び沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費の各項の間
２　厚生労働省	厚生労働本省	職業転換対策事業費と特定地域開発就労事業費
３　農林水産省	農林水産本省	農業施設災害復旧事業費と農業施設災害関連事業費
	地方農政局	海岸事業工事諸費と地すべり対策事業工事諸費
	林野庁	山林施設災害復旧事業費と山林施設災害関連事業費
	水産庁	漁港施設災害復旧事業費と漁港施設災害関連事業費
４　国土交通省	国土交通本省	イ　海岸事業費と海岸事業工事諸費 ロ　河川等災害復旧事業費と河川等災害関連事業費 ハ　離島振興事業費、牛肉等関税財源離島農業生産基盤整備事業費及び農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費の各項の間 ニ　北海道急傾斜地崩壊対策事業費、北海道海岸事業費、北海道住宅建設等事業費、北海道都市計画事業費、北海道水道施設整備費、北海道廃棄物処理施設整備費、北海道農業生産基盤整備事業費、牛肉等関税財源北海道農業生産基盤整備事業費、北海道農村整備事業費、北海道農地等保全管理事業費、北海道森林環境保全整備事業費、北海道森林居住環境整備事業費、北海道水産基盤整備費及び農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費の各項の間
	北海道開発局	北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道都市公園事業工事

	海上保安庁	諸費、北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費、北海道水産基盤整備事業工事諸費及び北海道災害復旧事業等工事諸費の各項の間 航路標識整備事業費と航路標識整備事業工事諸費
5 環境省	環境省	自然公園等事業費と自然公園等事業工事諸費

第3表　各組織の間又は各項の間の移用

1　予定経費要求書に予定した職員基本給、政府開発援助職員基本給、職員諸手当、政府開発援助職員諸手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項の間
2　予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項の間

（俸給予算等の制限）

第15条　俸給予算の執行に当たっては、予定経費要求書に掲げる各省各庁の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

（消費税の収入が充てられる経費の範囲）

第16条　消費税の収入が充てられる経費（地方交付税交付金を除く。）の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	参議院	参議院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	国立国会図書館	国立国会図書館（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
裁判所	裁判所	最高裁判所（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
会計検査院	会計検査院	会計検査院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣	内閣官房	内閣官房（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	人事院	人事院（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣府	内閣本府	内閣本府（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	宮内庁	宮内庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	公正取引委員会	公正取引委員会（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	防衛本庁	防衛本庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	防衛施設庁	防衛施設庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	金融庁	金融庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
総務省	総務本省	総務本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
法務省	法務本省	法務本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
外務省	外務本省	外務本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
財務省	財務本省	財務本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、国家公務員共済組合連合会等助成費（基礎年金国家公務員共済組合連合会職員共済組合負担金に限る。）
	国税庁	税務官署（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、私立学校助成費（基礎年金日本私立学校振興・共済事業団補助金に限る。）
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、老人医療・介護保険給付諸費（臨時老人薬剤費特別給付金、介護給付費等負担金、老人医療給付費負担金及び介護給付費財政調整交付金に限る。）、国民健康保険助成費（老人保健医療費拠出金補助金、介護納付金補助金、老人保健医療費拠出金負担金、介護納付金負担金、老人保健医療費拠出金財政調整交付金及び介護納付金財政調整交付金に限る。）、社会保険国庫負担金（老人保健医療費拠出金厚生保険特別会計へ繰入及び介護納付金厚生保険特別会計へ繰入に限る。）、厚生年金保険国庫負担金（基礎年金厚生保険特別会計へ繰入に限る。）、国民年金国庫負担金（基礎年金国民年金特別会計へ繰入に限る。）
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）、農業経営対策費（基礎年金農林漁業団体職員共済組合費補助金に限る。）
	林野庁	林野庁（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）
環境省	環境省	環境省（基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。）

甲号　歳入歳出予算

歳　　入

主管	部	款	項	金額(千円)	
国会	雑収入			1,868,920	
		国有財産利用収入		934,218	
			国有財産貸付収入	886,889	
			国有財産使用収入	47,329	
		諸収入		934,702	
			国会議員互助年金法納金	921,664	
			弁償及返納金	2,022	
			物品売払収入	734	
			雑入	10,282	
裁判所	雑収入			10,161,550	
		国有財産利用収入		739,346	
			国有財産貸付収入	734,750	
			国有財産使用収入	4,596	
		諸収入		9,422,204	
			許可及手数料	1,505	
			懲罰及没収金	60,713	
			弁償及返納金	54,440	
			物品売払収入	2,422	
			雑入	9,303,124	
会計検査院	雑収入			26,080	
		国有財産利用収入		25,016	
			国有財産貸付収入	24,938	
			国有財産使用収入	78	
		諸収入		1,064	

官　報（号外）

				弁償及返納金	930
				物品売払収入	10
内閣	雑収入			雑入	124
					23,849
		国有財産利用収入			19,313
				国有財産貸付収入	15,607
				国有財産使用収入	3,706
		諸収入			4,536
				許可及手数料	1,020
				弁償及返納金	982
内閣府	官業益金及官業収入			雑入	2,534
					14,738,454
		官業収入			14,738,454
				病院収入	14,738,454
	政府資産整理収入				964,030
		国有財産処分収入			288,801
				国有財産売払収入	288,801
		回収金等収入			675,229
				貸付金等回収金収入	498,755
				事故補償費返還金	176,474
	雑収入				30,811,142
		国有財産利用収入			10,396,811
				国有財産貸付収入	10,386,685
				国有財産使用収入	4,648
				利子収入	5,478
		納付金			5,697,319
				雑納付金	5,697,319
		諸収入			14,717,012

				特別会計受入金	187,217
				授業料及入学検定料	4,893
				許可及手数料	730
				受託調査試験及役務収入	51,879
				弁償及返納金	11,718,099
				物品売払収入	240,620
				雑入	2,513,574
				計	46,513,626
総務省	政府資産整理収入				338,263
		回収金等収入			338,263
				貸付金等回収金収入	338,263
	雑収入				56,455,835
		国有財産利用収入			62,933
				国有財産貸付収入	55,004
				国有財産使用収入	7,865
				利子収入	64
		諸収入			56,392,902
				許可及手数料	1,439
				弁償及返納金	2,804,977
				電波利用料収入	53,577,531
				雑入	8,955
				計	56,794,098
法務省	政府資産整理収入				6,726
		国有財産処分収入			6,726
				国有財産売払収入	6,726
	雑収入				118,681,150
		国有財産利用収入			708,126
				国有財産貸付収入	705,485

官報（号外）

		諸収入	利子収入	2,641
				117,973,024
			懲罰及没収金	105,325,591
			弁償及返納金	1,197,516
			矯正官署作業収入	8,226,277
			物品売払収入	49,110
			雑入	3,174,530
			計	118,687,876
外務省	雑収入			9,528,211
		国有財産利用収入		1,199,176
			国有財産貸付収入	1,155,610
			国有財産使用収入	637
			利子収入	42,929
		諸収入		8,329,035
			許可及手数料	5,289,537
			弁償及返納金	2,992,980
			物品売払収入	38,295
			雑入	8,223
財務省	租税及印紙収入			41,786,000,000
		租税		40,657,000,000
			所得税	13,810,000,000
			法人税	9,114,000,000
			相続税	1,351,000,000
			地価税	1,000,000
			消費税	9,489,000,000
			酒税	1,733,000,000
			たばこ税	917,000,000
			揮発油税	2,133,000,000

			石油ガス税	14,000,000
			航空機燃料税	88,000,000
			石油石炭税	450,000,000
			自動車重量税	741,000,000
			関税	808,000,000
			とん税	8,000,000
		印紙収入		1,129,000,000
			印紙収入	1,129,000,000
	政府資産整理収入			314,707,523
		国有財産処分収入		312,267,980
			国有財産売払収入	312,267,980
		回収金等収入		2,439,543
			特別会計整理収入	360
			貸付金等回収金収入	500,000
			政府出資回収金収入	1,939,183
	雑収入			2,470,066,573
		国有財産利用収入		54,787,310
			国有財産貸付収入	44,393,102
			国有財産使用収入	1,418
			配当金収入	2,750
			利子収入	10,390,040
		納付金		511,602,168
			日本銀行納付金	508,400,000
			独立行政法人造幣局納付金	3,202,168
		諸収入		1,903,677,095
			文官恩給費特別会計等負担金	7,454,798
			特別会計受入金	1,790,284,926
			許可及手数料	3,157,417
			受託調査試験及役務収入	9,232,656

官　報（号外）

			懲罰及没収金	245,034
			弁償及返納金	1,559,642
			物品売払収入	3,324
			貨幣回収準備資金受入	53,329,204
			雑入	38,410,094
	公債金			36,445,000,000
		公債金		36,445,000,000
			公債金	6,420,000,000
			特例公債金	30,025,000,000
			計	81,015,774,096
文部科学省	雑収入			12,987,202
		国有財産利用収入		183,333
			国有財産貸付収入	139,185
			国有財産使用収入	44,148
		納付金		2,709,020
			日本体育・学校健康センター納付金	2,709,020
		諸収入		10,094,849
			授業料及入学検定料	775
			許可及手数料	19,807
			弁償及返納金	9,126,548
			物品売払収入	3,326
			雑入	944,393
厚生労働省	官業益金及官業収入			1,862,155
		官業収入		1,862,155
			病院収入	1,835,756
			診療所収入	26,399
	政府資産整理収入			6,271,547
		回収金等収入		6,271,547

			貸付金等回収金収入	6,271,547
	雑　収　入			52,084,365
		国有財産利用収入		244,069
			国有財産貸付収入	240,200
			国有財産使用収入	1,649
			利　子　収　入	2,220
		諸　収　入		51,840,296
			授業料及入学検定料	90,071
			許可及手数料	47,016
			受託調査試験及役務収入	244,094
			弁償及返納金	46,681,320
			物品売払収入	2,949,615
			雑　入	1,828,180
			計	60,218,067
農林水産省	雑　収　入			409,354,539
		国有財産利用収入		403,611
			国有財産貸付収入	403,364
			国有財産使用収入	247
		納　付　金		329,800,000
			日本中央競馬会納付金	329,800,000
		諸　収　入		79,150,928
			特別会計受入金	68,313,224
			公共事業費負担金	6,761,933
			許可及手数料	8,257
			受託調査試験及役務収入	2,528
			懲罰及没収金	17,094
			弁償及返納金	1,971,897

官　報（号外）

			物品売払収入	16,440
			雑入	2,059,555
経済産業省	政府資産整理収入			1,128
		回収金等収入		1,128
			特別会計整理収入	1,128
	雑収入			18,537,703
		国有財産利用収入		112,919
			国有財産貸付収入	95,426
			国有財産使用収入	17,493
		納付金		13,682,808
			新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金	13,682,808
		諸収入		4,741,976
			許可及手数料	518
			弁償及返納金	3,360,348
			物品売払収入	33,595
			雑入	1,347,515
			計	18,538,831
国土交通省	政府資産整理収入			223,469
		国有財産処分収入		4,943
			国有財産売払収入	4,943
		回収金等収入		218,526
			貸付金等回収金収入	218,526
	雑収入			27,361,551
		国有財産利用収入		2,835,499
			国有財産貸付収入	880,774
			国有財産使用収入	1,954,689
			利子収入	36
		諸収入		24,526,052

環境省	雑収入		公共事業費負担金	20,015,850	
			受託調査試験及役務収入	255,123	
			懲罰及没収金	50,395	
			弁償及返納金	2,069,486	
			物品売払収入	58,737	
			雑入	2,076,461	
			計	27,585,020	
		国有財産利用収入		1,015,701	
				700,086	
			国有財産貸付収入	525,085	
			国有財産使用収入	175,001	
		諸収入		315,615	
			許可及手数料	61	
			弁償及返納金	305,227	
			物品売払収入	775	
			雑入	9,552	
歳入総計				81,789,077,666	

歳出

所管	組織	項	金額(千円)	
皇室費		内廷費	324,000	
		宮廷費	6,361,933	
		皇族費	297,680	
		計	6,983,613	
国会	衆議院	衆議院	65,522,766	
		衆議院施設費	2,798,491	
		衆議院予備経費	55,000	

官　報（号外）

		計	68,376,257
	参議院	参議院	39,645,727
		参議院施設費	2,399,585
		参議院予備経費	5,000
		計	42,050,312
	国立国会図書館	国立国会図書館	21,551,282
		国立国会図書館施設費	2,324,585
		計	23,875,867
	裁判官訴追委員会	裁判官訴追委員会	134,658
	裁判官弾劾裁判所	裁判官弾劾裁判所	119,763
	国会所管合計		134,556,857
裁判所	裁判所	最高裁判所	81,150,380
		下級裁判所	198,344,015
		裁判費	21,937,520
		裁判所施設費	10,297,000
		裁判所予備経費	8,000
		計	311,736,915
	検察審査会	検察審査会	6,094,248
	裁判所所管合計		317,831,163
会計検査院	会計検査院	会計検査院	19,528,505
		会計検査院施設費	96,841
		計	19,625,346
内閣	内閣官房	内閣官房	16,610,789
		情報収集衛星業務費	64,026,411
		情報収集衛星施設費	413,922
		安全保障会議	304,743
		計	81,355,865

	内閣法制局	内閣法制局	1,045,641
	人事院	人事院	10,711,332
	内閣所管合計		93,112,838
内閣府	内閣本府	内閣本府	59,943,365
		内閣本府施設費	7,679,034
		総理大臣官邸施設費	8,677,019
		独立行政法人国立公文書館運営費	1,705,357
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費	30,700,672
		民間資金活用等経済政策推進費	410,000
		災害対策総合推進調整費	274,860
		沖縄特別振興対策調整費	2,700,000
		沖縄振興計画推進調査費	100,000
		大規模駐留軍用地跡地等利用推進費	220,000
		沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費	8,317,140
		沖縄北部特別振興対策事業費	5,000,000
		国民生活安定対策等生活政策推進費	400,000
		独立行政法人国民生活センター運営費	1,258,427
		沖縄教育振興事業費	17,692,000
		沖縄保健衛生諸費	279,762
		沖縄保健衛生施設整備費	1,048,300
		沖縄農業振興費	3,051,428
		沖縄特別振興対策事業費	2,300,000
		沖縄開発事業指導監督費	55,700
		揮発油税等財源沖縄道路整備事業費	78,035,000
		揮発油税等財源沖縄道路環境整備事業費	6,854,000
		沖縄開発事業費	150,201,907
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費	2,142,000

		牛肉等関税財源沖縄農業生産基盤整備事業費	839,500
		農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費	313,000
		沖縄住宅対策諸費	3,274,000
		沖縄北部特別振興対策特定開発事業推進費	5,000,000
		沖縄特定開発事業推進調査費	55,000
		経済社会総合研究所	4,163,337
		計	402,690,808
	北方対策本部	北方対策本部	871,505
		独立行政法人北方領土問題対策協会運営費	205,480
		計	1,076,985
	国際平和協力本部	国際平和協力本部	686,420
	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	6,014,934
		沖縄治水事業工事諸費	1,502,265
		沖縄道路事業工事諸費	1,072,000
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費	765,323
		沖縄道路環境整備事業工事諸費	104,000
		沖縄都市公園事業工事諸費	138,753
		沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費	786,252
		計	10,383,527
	宮内庁	宮内庁	11,461,292
	公正取引委員会	公正取引委員会	7,853,266
	警察庁	警察庁	175,318,430
		千葉県警察新東京国際空港警備隊費	10,867,920
		船舶建造費	639,450
		科学警察研究所	2,229,569
		皇宮警察本部	8,836,149
		警察庁施設費	8,086,023

		都道府県警察費補助	53,014,821
		計	258,992,362
	防衛本庁	防衛本庁	2,481,347,366
		武器車両等購入費	485,514,331
		航空機購入費	191,325,117
		艦船建造費	91,899,230
		平成11年度甲型警備艦建造費	20,824,900
		平成11年度潜水艦建造費	18,874,141
		平成12年度甲型警備艦建造費	32,778,092
		平成12年度潜水艦建造費	11,510,258
		平成13年度甲型警備艦建造費	14,956,243
		平成13年度潜水艦建造費	20,981,283
		平成14年度甲Ⅳ型警備艦建造費	11,823,206
		平成14年度潜水艦建造費	512,150
		平成15年度甲Ⅳ型警備艦建造費	1,794,390
		平成15年度潜水艦建造費	48,053
		施設整備費	152,819,107
		装備品等整備諸費	683,625,213
		施設整備等附帯事務費	4,322,069
		研究開発費	146,960,854
		計	4,371,916,003
	防衛施設庁	防衛施設庁	34,883,233
		調達労務管理費	142,835,580
		独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費	4,709,780
		施設運営等関連諸費	381,788,648
		提供施設移設整備費	16,402,070
		相互防衛援助協定交付金	127,221
		計	580,746,532

官　報（号外）

	金融庁	金融庁	15,473,962
		経済協力費	125,472
		計	15,599,434
	内閣府所管合計		5,661,406,629
総務省	総務本省	総務本省	117,793,709
		総務本省施設費	211,273
		独立行政法人平和祈念事業特別基金運営費	548,430
		恩給費	1,130,429,916
		恩給支給事務費	3,918,574
		過疎地域振興対策費	915,368
		政党助成費	31,892,389
		地方交付税交付金	16,392,632,109
		地方特例交付金	1,006,168,000
		地方公営企業助成費	1,068,417
		国有提供施設等所在市町村助成交付金	23,950,000
		施設等所在市町村調整交付金	6,200,000
		独立行政法人通信総合研究所運営費	19,601,825
		独立行政法人通信総合研究所施設整備費	77,500
		電気通信監理費	2,419,753
		電気通信監理施設費	41,623
		電波利用料財源電波監視等実施費	52,276,155
		独立行政法人統計センター運営費	10,486,909
		国連アジア統計研修協力費	417,385
		統計調査費	13,788,750
		国勢調査費	295,264
		情報通信格差是正事業費	5,912,000
		計	18,821,045,349

	日本学術会議	日本学術会議	1,462,353
	管区行政評価局	管区行政評価局	8,514,888
	総合通信局	総合通信局	10,148,483
		電波利用料財源電波監視等実施費	5,532,825
		計	15,681,308
	公害等調整委員会	公害等調整委員会	642,168
	消防庁	消防庁	4,600,133
		消防防災施設等整備費	17,542,129
		独立行政法人消防研究所運営費	1,027,695
		計	23,169,957
	総務省所管合計		18,870,516,023
法務省	法務本省	法務本省	110,629,963
		登記事務費	74,346,157
		訟務費	1,724,177
		外国人登録事務費	4,763,758
		法務省施設費	19,034,850
		計	210,498,905
	法務総合研究所	法務総合研究所	2,177,721
		国連犯罪防止アジア地域研修協力費	314,086
		計	2,491,807
	検察庁	検察官署	99,054,984
		検察費	5,468,740
		計	104,523,724
	矯正官署	矯正官署	163,223,663
		矯正収容費	42,433,901
		刑務所作業費	3,886,161
		計	209,543,725
	更生保護官署	更生保護官署	11,300,676

官　報（号外）

		補導援護費	7,435,984
		計	18,736,660
	法務局	法務局	16,013,401
	地方入国管理官署	地方入国管理官署	27,387,158
		護送収容費	1,690,029
		計	29,077,187
	公安審査委員会	公安審査委員会	72,903
	人権委員会	人権委員会	4,333,190
	公安調査庁	公安調査庁	15,851,938
	法務省所管合計		611,143,440
外務省	外務本省	外務本省	86,108,006
		外務本省施設費	785,078
		独立行政法人国際交流基金運営費	7,663,120
		経済協力費	195,093,207
		国際分担金其他諸費	129,919,255
		国際協力事業団事業費	69,714,977
		独立行政法人国際協力機構運営費	94,291,489
		国際協力銀行交付金	30,000,000
		計	613,575,132
	在外公館	在外公館	114,235,286
		在外公館施設費	8,037,469
		計	122,272,755
	外務省所管合計		735,847,887
財務省	財務本省	財務本省	77,535,462
		財務本省施設費	108,068
		第三者保証人特例措置等補給金	1,028,000
		国家公務員共済組合連合会等助成費	16,904,464

		日本鉄道共済組合等助成費	715,567
		産業投資特別会計へ繰入	163,603,771
		国債費	16,798,068,710
		公務員宿舎施設費	14,636,385
		政府出資	238,300,000
		特定国有財産整備費	3,077,188
		特定国有財産整備諸費	5,505,392
		貨幣製造費	23,490,222
		経済協力費	35,612,233
		米州投資公社出資	269,468
		欧州復興開発銀行出資	1,267,891
		予備費	350,000,000
		計	17,730,122,821
	財務局	財務局	67,785,332
		財務局施設費	177,648
		計	67,962,980
	税関	税関	90,743,588
		税関施設費	181,258
		船舶建造費	551,250
		計	91,476,096
	国税庁	税務官署	712,722,722
		国税不服審判所	5,442,950
		税務官署施設費	3,745,391
		独立行政法人酒類総合研究所運営費	1,309,480
		計	723,220,543
	財務省所管合計		18,612,782,440
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省	92,463,704

官　報（号外）

文部科学本省施設費	62,482
文化功労者年金	693,000
教育統計調査費	210,156
生涯学習振興費	7,649,946
独立行政法人国立科学博物館運営費	3,086,475
独立行政法人国立女性教育会館運営費	706,066
独立行政法人国立女性教育会館施設整備費	58,707
義務教育費国庫負担金	2,787,864,397
学校教育振興費	99,041,141
独立行政法人国立特殊教育総合研究所運営費	1,185,425
独立行政法人国立特殊教育総合研究所施設整備費	243,920
義務教育教科書費	40,638,545
独立行政法人教員研修センター運営費	2,280,909
独立行政法人教員研修センター施設整備費	173,756
公立文教施設整備費	145,245,000
公立文教施設災害復旧費	799,600
育英事業費	115,431,086
独立行政法人大学入試センター運営費	308,962
私立学校助成費	496,968,660
科学技術振興費	454,703,647
科学技術振興調整費	37,700,000
独立行政法人科学技術振興機構運営費	55,573,937
放射能調査研究費	1,171,324
原子力平和利用研究促進費	105,129,846
独立行政法人日本学術振興会運営費	15,153,170
独立行政法人物質・材料研究機構運営費	16,500,381

独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費	291,400
独立行政法人理化学研究所運営費	36,968,423
独立行政法人理化学研究所施設整備費	3,736,268
独立行政法人放射線医学総合研究所運営費	13,699,971
独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費	323,000
独立行政法人防災科学技術研究所運営費	7,753,895
独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費	4,700,000
南極地域観測事業費	3,479,713
海洋開発及地球科学技術調査研究促進費	34,746,583
独立行政法人航空宇宙技術研究所運営費	9,709,652
独立行政法人宇宙航空研究開発機構運営費	73,033,810
独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	3,119,079
原子力試験研究費	1,940,116
スポーツ振興費	7,121,481
独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費	3,097,789
独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費	719,481
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター運営費	4,300,463
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター施設整備費	248,973
独立行政法人国立青年の家運営費	4,422,755
独立行政法人国立青年の家施設整備費	668,343
独立行政法人国立少年自然の家運営費	4,115,086
独立行政法人国立少年自然の家施設整備費	626,372

官　報（号外）

		国立学校運営費	1,451,868,738
		国立学校施設費	66,341,516
		国立学校船舶建造費	661,234
		計	6,218,738,383
	文部科学本省所轄機関	文部科学本省所轄研究所	4,830,090
		文部科学本省所轄研究所施設費	26,275
		日本学士院	617,304
		計	5,473,669
	文化庁	文化庁	8,536,648
		文化庁施設費	6,588,172
		文化振興費	23,145,665
		独立行政法人日本芸術文化振興会運営費	7,029,928
		独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費	252,000
		独立行政法人国立国語研究所運営費	1,199,848
		文化財保存事業費	20,454,069
		文化財保存施設整備費	17,251,974
		独立行政法人文化財研究所運営費	3,086,272
		独立行政法人国立美術館運営費	4,621,920
		独立行政法人国立博物館運営費	5,127,857
		独立行政法人国立博物館施設整備費	39,200
		日本芸術院	466,054
		計	97,799,607
	文部科学省所管合計		6,322,011,659
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省	148,271,266
		厚生労働本省施設費	157,643
		厚生労働統計調査費	6,878,988

		科学研究費	85,692,612
		独立行政法人国立健康・栄養研究所運営費	912,804
		保健衛生諸費	85,382,511
		保健衛生施設整備費	30,420,000
		原爆障害対策費	153,907,339
		結核医療費	7,866,526
		国立病院及療養所経営費	104,221,748
		国立病院及療養所施設費	8,210,323
		独立行政法人産業安全研究所運営費	453,964
		独立行政法人産業医学総合研究所運営費	420,779
		労働者災害補償保険費	1,307,000
		独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費	2,440,708
		職業転換対策事業費	34,606,188
		政府職員等失業者退職手当	1,317,302
		雇用保険国庫負担金	534,773,000
		特定地域開発就労事業費	6,225,287
		独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費	397,881
		社会福祉諸費	163,005,130
		社会福祉施設整備費	126,138,000
		児童保護費	839,619,529
		児童扶養手当給付諸費	259,369,319
		母子福祉費	6,030,000
		婦人保護費	2,544,564
		児童手当国庫負担金	188,151,145
		生活保護費	1,521,683,717
		災害救助等諸費	720,000
		独立行政法人福祉医療機構運営費	2,604,175

官　報（号外）

		遺族及留守家族等援護費	67,311,769
		身体障害者保護費	117,038,355
		特別児童扶養手当等給付諸費	119,342,813
		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	1,564,984
		精神保健費	73,408,567
		老人福祉費	78,219,945
		介護保険推進費	49,142,295
		老人医療・介護保険給付諸費	3,471,417,273
		健康保険組合助成費	19,940,599
		国民健康保険助成費	4,086,984,510
		農業者年金実施費	366,310
		厚生年金基金連合会等助成費	520,911
		国民年金基金等助成費	1,555,832
		独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	262,664
		社会保険国庫負担金	972,335,112
		厚生年金保険国庫負担金	4,104,518,651
		国民年金国庫負担金	1,596,801,355
		水道施設整備費	106,299,000
		計	19,190,760,393
	検疫所	検疫所	8,375,937
		検疫所施設費	47,351
		計	8,423,288
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所運営費	36,715,732
		国立ハンセン病療養所施設費	4,426,380
		計	41,142,112
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所	14,431,028
		血清等製造及検定費	1,312,674

		厚生労働本省試験研究所施設費	3,192,329
		計	18,936,031
	国立更生援護機関	国立更生援護所運営費	9,977,882
		国立更生援護所施設費	1,620,192
		計	11,598,074
	地方厚生局	地方厚生局	6,774,240
	都道府県労働局	都道府県労働局	98,358,787
		都道府県労働局施設費	639,482
		厚生労働統計調査費	220,410
		計	99,218,679
	中央労働委員会	中央労働委員会	1,827,557
	厚生労働省所管合計		19,378,680,374
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省	94,264,918
		農林水産本省施設費	689,660
		農林漁業統計情報費	8,526,905
		総合食料対策費	18,892,237
		独立行政法人農林水産消費技術センター運営費	5,480,110
		独立行政法人農林水産消費技術センター施設整備費	249,638
		卸売市場施設整備費	5,721,150
		農業生産振興費	55,903,538
		独立行政法人農畜産業振興機構運営費	1,292,419
		水田農業経営確立対策費	103,230,058
		国産大豆生産安定対策費	24,983,238
		糖価調整等対策費	13,223,792
		独立行政法人種苗管理センター運営費	2,986,894
		独立行政法人種苗管理センター施設整備費	350,352

官　報（号外）

独立行政法人肥飼料検査所運営費	1,773,389
独立行政法人肥飼料検査所施設整備費	27,626
独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構運営費	1,037,713
独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構施設整備費	122,225
独立行政法人農薬検査所運営費	754,877
牛肉等関税財源畜産振興費	120,758,543
独立行政法人家畜改良センター運営費	8,680,123
独立行政法人家畜改良センター施設整備費	579,044
飼料需給安定費	900,000
家畜伝染病予防費	1,346,119
農業経営対策費	75,579,791
農業者年金等実施費	155,888,071
独立行政法人農業者年金基金運営費	1,883,729
独立行政法人農業者大学校運営費	579,821
独立行政法人農業者大学校施設整備費	52,988
農林漁業金融費	65,673,817
農業保険費	122,606,844
農村振興費	88,739,114
農業生産基盤整備事業等指導監督費	259,342
海岸事業費	7,718,118
農業生産基盤整備事業費	310,220,607
牛肉等関税財源農業生産基盤整備事業費	3,618,500
農村整備事業費	232,112,528
農地等保全管理事業費	99,802,570

		農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費	26,677,250
		農業施設災害復旧事業費	9,370,588
		農業施設災害関連事業費	915,125
		農林水産政策研究所	938,074
		計	1,674,411,445
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所	13,141,384
		農林水産本省検査指導所施設費	1,385,299
		計	14,526,683
	農林水産技術会議	農林水産技術会議	2,333,769
		農林水産業技術振興費	21,418,119
		農林水産業技術振興施設費	405,452
		独立行政法人農業技術研究機構運営費	19,729,168
		独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構運営費	21,358,103
		独立行政法人農業技術研究機構施設整備費	1,072,969
		独立行政法人農業生物資源研究所運営費	7,871,683
		独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費	104,186
		独立行政法人農業環境技術研究所運営費	3,467,249
		独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費	61,885
		独立行政法人農業工学研究所運営費	2,142,153
		独立行政法人農業工学研究所施設整備費	65,310
		独立行政法人食品総合研究所運営費	2,278,258
		独立行政法人国際農林水産業研究センター運営費	3,368,934
		独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費	151,325
		計	85,828,563

官　報（号外）

	地方農政局	地方農政局	87,881,665
		地方農政局施設費	356,339
		海岸事業工事諸費	333,882
		地すべり対策事業工事諸費	634,545
		農業施設災害復旧事業等工事諸費	3,377
		計	89,209,808
	北海道農政事務所	北海道農政事務所	2,005,265
	北海道統計情報事務所	北海道統計情報事務所	2,802,900
	食糧庁	食糧庁	3,805,266
		主要食糧需給安定費	275,892,123
		計	279,697,389
	林野庁	林野庁	60,648,649
		林野庁施設費	44,550
		林業振興費	40,110,739
		独立行政法人農林漁業信用基金運営費	156,376
		独立行政法人林木育種センター運営費	2,014,309
		独立行政法人林木育種センター施設整備費	132,008
		独立行政法人森林総合研究所運営費	8,797,246
		独立行政法人森林総合研究所施設整備費	167,597
		山林事業指導監督費	44,446
		治山事業費	127,607,000
		森林環境保全整備事業費	81,967,000
		農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費	2,718,000
		緑資源整備事業費	32,764,000
		緑資源公団事業助成費	11,101,000
		森林居住環境整備事業費	37,557,000

		山林施設災害復旧事業費	4,338,000
		山林施設災害関連事業費	3,968,000
		計	414,135,920
	水産庁	水産庁	7,947,119
		水産庁施設費	78,501
		船舶建造費	114,113
		漁業調査取締費	17,536,754
		水産業振興費	47,067,478
		独立行政法人水産大学校運営費	2,245,253
		独立行政法人水産大学校施設整備費	559,392
		独立行政法人水産総合研究センター運営費	13,627,457
		独立行政法人水産総合研究センター施設整備費	839,911
		独立行政法人水産総合研究センター船舶建造費	1,963,367
		独立行政法人さけ・ます資源管理センター運営費	1,807,605
		独立行政法人さけ・ます資源管理センター施設整備費	244,546
		水産基盤整備事業等指導監督費	20,157
		海岸事業費	9,936,000
		水産基盤整備費	93,903,000
		農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費	927,000
		漁港施設災害復旧事業費	532,498
		漁港施設災害関連事業費	87,000
		計	199,437,151
	農林水産省所管合計		2,762,055,124
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省	88,784,186
		経済産業本省施設費	924,998

		独立行政法人経済産業研究所運営費	1,722,947
		地域経済活性化対策費	5,548,083
		中心市街地商業等活性化対策費	6,413,459
		商工鉱業統計調査費	898,480
		中小商工業等統計調査費	3,050,980
		独立行政法人日本貿易振興機構運営費	14,769,383
		経済協力費	22,837,657
		産業技術振興費	38,974,002
		中小企業新技術等振興費	5,169,715
		独立行政法人産業技術総合研究所運営費	68,411,330
		独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費	4,385,000
		独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	17,143,263
		独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構出資	10,000
		エネルギー技術振興費	29,239
		独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費	7,832,119
		独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費	35,055
		製造産業対策費	6,565,211
		情報処理振興対策費	11,736,052
		独立行政法人情報処理推進機構運営費	1,655,247
		工業用水道事業費	5,135,000
		計	312,031,406
	経済産業局	経済産業局	17,837,394
		経済産業局施設費	217,127
		商工鉱業統計調査費	176,210
		エネルギー対策費	129,079
		原子力安全等対策費	96,183

		計	18,455,993
	資源エネルギー庁	資源エネルギー庁	2,525,786
		エネルギー対策費	275,805
		石油石炭税財源石油及エネルギー需給構造高度化対策費	435,000,000
		地下資源対策費	4,149,909
		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	218,011
		計	442,169,511
	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院	5,926,410
		原子力安全等対策費	454,448
		鉱山保安監督官署	1,900,819
		計	8,281,677
	中小企業庁	中小企業庁	1,763,216
		中小企業対策費	106,475,930
		計	108,239,146
	経済産業省所管合計		889,177,733
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省	175,388,134
		国土交通本省施設費	58,498
		地域活性化施策推進費	1,000,000
		独立行政法人土木研究所運営費	2,107,538
		独立行政法人土木研究所施設整備費	125,413
		独立行政法人建築研究所運営費	2,102,790
		独立行政法人建築研究所施設整備費	106,925
		官庁営繕費	24,433,153
		民間資金等活用官庁営繕費	125,627

官　報（号外）

運輸施設整備事業団等助成費	9,101,307
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費	207,470
鉄道建設及運輸施設整備等助成費	426,448
観光事業費	1,263,499
独立行政法人国際観光振興機構運営費	1,198,576
新全国総合開発計画推進調査費	220,000
地域戦略プラン調整費	400,000
国土調査費	15,141,616
豪雪地帯対策特別事業費	142,032
小笠原諸島振興開発事業費	1,780,909
離島振興特別事業費	509,781
奄美群島園芸振興費	102,353
河川管理費	1,378,529
河川管理施設整備費	148,347
日本鉄道建設公団等助成費	65,000,000
独立行政法人交通安全環境研究所運営費	896,080
独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	103,000
海運助成費	3,920,384
船員雇用促進対策事業費	831,706
独立行政法人海上技術安全研究所運営費	3,367,645
独立行政法人海技大学校運営費	1,234,498
独立行政法人海技大学校施設整備費	22,596
独立行政法人航海訓練所運営費	7,421,865
独立行政法人航海訓練所船舶建造費	1,175,825
独立行政法人海員学校運営費	1,973,792
独立行政法人海員学校施設整備費	200,519

独立行政法人港湾空港技術研究所運営費	1,616,093
独立行政法人航空大学校運営費	2,876,734
独立行政法人航空大学校施設整備費	136,538
独立行政法人電子航法研究所運営費	620,088
北海道開発計画費	546,602
独立行政法人北海道開発土木研究所運営費	1,978,082
独立行政法人北海道開発土木研究所施設整備費	1,301,000
国土交通事業指導監督費	1,102,341
水資源開発事業費	54,782,000
治水事業費	773,049,000
急傾斜地崩壊対策等事業費	39,053,000
海岸事業費	50,068,133
海岸事業工事諸費	1,911,867
揮発油税等財源道路整備事業費	1,449,310,468
道路整備事業費	216,142,532
港湾事業費	190,805,000
空港整備事業費	57,803,625
航空機燃料税財源空港整備事業費	74,256,375
都市鉄道・幹線鉄道整備事業費	51,779,000
鉄道防災事業費	610,000
新幹線鉄道整備事業費	68,600,000
住宅建設等事業費	305,580,000
住宅対策諸費	579,955,000
揮発油税等財源道路環境整備事業費	307,464,154
都市環境整備事業費	221,174,846
都市計画事業費	959,463,150

官　報（号外）

		都市計画事業諸費	2,079,000	
		河川等災害復旧事業費	42,461,728	
		河川等災害復旧事業等工事諸費	1,920,571	
		河川等災害関連事業費	8,995,546	
		揮発油税等財源離島道路整備事業費	31,409,000	
		揮発油税等財源離島道路環境整備事業費	149,000	
		離島振興事業費	129,215,250	
		航空機燃料税財源離島空港整備事業費	4,262,000	
		牛肉等関税財源離島農業生産基盤整備事業費	693,000	
		農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費	1,779,750	
		北海道治水事業費	111,551,000	
		北海道急傾斜地崩壊対策事業費	1,342,000	
		北海道治山事業費	14,951,000	
		北海道海岸事業費	6,066,000	
		揮発油税等財源北海道道路整備事業費	230,231,000	
		北海道道路整備事業費	34,336,000	
		北海道港湾事業費	41,042,000	
		北海道空港整備事業費	4,012,000	
		航空機燃料税財源北海道空港整備事業費	5,679,000	
		北海道住宅建設等事業費	27,984,000	
		北海道住宅対策諸費	8,241,000	
		揮発油税等財源北海道道路環境整備事業費	20,604,000	
		北海道都市環境整備事業費	4,391,000	
		北海道都市計画事業費	47,425,000	

		北海道水道施設整備費	4,989,000
		北海道廃棄物処理施設整備費	4,200,000
		北海道農業生産基盤整備事業費	97,455,547
		牛肉等関税財源北海道農業生産基盤整備事業費	4,302,000
		北海道農村整備事業費	17,679,000
		北海道農地等保全管理事業費	9,241,847
		北海道森林環境保全整備事業費	9,117,000
		北海道森林居住環境整備事業費	1,821,000
		北海道水産基盤整備費	39,780,000
		農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費	3,368,000
		国土総合開発事業調整費	18,400,000
		都市再生プロジェクト事業推進費	15,000,000
		北海道特定特別総合開発事業推進費	1,320,000
		北海道特定開発事業推進調査費	130,000
		計	6,743,225,722
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所	4,014,097
		国土技術政策総合研究所施設費	96,576
		計	4,110,673
	国土地理院	国土地理院	11,111,009
		国土地理院施設費	152,579
		計	11,263,588
	地方整備局	地方整備局	29,058,280
		地方整備局施設費	35,399
		都市公園事業工事諸費	1,686,850

官　報（号外）

		道路災害復旧事業工事諸費	13,848
		計	30,794,377
	北海道開発局	北海道開発局	10,341,600
		北海道開発局施設費	33,705
		北海道治水海岸事業工事諸費	9,923,000
		北海道道路事業工事諸費	22,419,000
		北海道港湾空港整備事業工事諸費	5,616,000
		北海道都市環境整備事業工事諸費	1,736,000
		北海道都市公園事業工事諸費	124,000
		北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費	10,157,606
		北海道水産基盤整備事業工事諸費	1,207,000
		北海道災害復旧事業等工事諸費	67,719
		計	61,625,630
	地方運輸局	地方運輸局	24,695,410
	地方航空局	地方航空局	1,818,258
	船員労働委員会	船員労働委員会	752,836
	気象庁	気象官署	53,085,269
		静止気象衛星業務費	5,321,138
		気象官署施設費	179,399
		気象研究所	2,812,739
		計	61,398,545
	海上保安庁	海上保安官署	151,579,558
		海上保安官署施設費	788,957
		船舶建造費	10,661,385

		航路標識整備事業費	5,188,938
		航路標識整備事業工事諸費	690,062
		計	168,908,900
	海難審判庁	海難審判庁	2,475,394
	国土交通省所管合計		7,111,069,333
環境省	環境省	環境省	69,254,778
		環境省施設費	80,641
		廃棄物処理等科学研究費	1,150,000
		廃棄物処理事業災害対策費	50,000
		地球環境保全等試験研究費	2,088,922
		環境研究総合推進費	3,730,000
		独立行政法人国立環境研究所運営費	9,401,135
		独立行政法人国立環境研究所施設整備費	410,000
		公害防止等調査研究費	4,117,513
		石油石炭税財源石油及エネルギー需給構造高度化対策費	6,000,000
		自然公園等管理費	2,288,693
		環境保全施設整備費	872,247
		廃棄物処理施設整備費	147,305,000
		自然公園等事業費	13,616,654
		自然公園等事業工事諸費	661,346
		国立水俣病総合研究センター	372,891
		環境調査研修所	556,775
		環境調査研修所施設費	320,612
		計	262,277,207
歳出総計			81,789,077,666

乙号　継　続　費

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成12年度（千円）	平成13年度（千円）	平成14年度（千円）	平成15年度（千円）	平成16年度（千円）	平成17年度（千円）	事由
内閣府	防衛本庁	平成12年度甲型警備艦建造費								
		既定	65,069,028	98,508	707,340	13,647,763	37,036,993	13,578,424	—	
		改定	65,149,521	98,508	707,340	13,647,763	32,778,092	17,917,818	—	平成12年度甲型警備艦建造費については、前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成12年度潜水艦建造費								
		既定	46,535,128	67,081	403,530	18,366,652	16,314,340	11,383,525	—	
		改定	46,625,925	67,081	403,530	18,366,652	11,510,258	16,278,404	—	平成12年度潜水艦建造費については、前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成13年度甲型警備艦建造費								
		既定	65,252,315	—	98,135	2,151,463	17,862,457	32,004,104	13,136,156	
		改定	65,301,389	—	98,135	2,151,463	14,956,243	34,957,103	13,138,445	平成13年度甲型警備艦建造費については、外国為替相場の変更及び前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成13年度（千円）	平成14年度（千円）	平成15年度（千円）	平成16年度（千円）	平成17年度（千円）	平成18年度（千円）	事由
		平成13年度潜水艦建造費								
		既定	47,125,135	55,336	392,288	24,681,045	10,346,213	11,650,253	—	
		改定	47,195,060	55,336	392,288	20,981,283	14,112,887	11,653,266	—	平成13年度潜水艦建造費については、前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成14年度甲Ⅳ型警備艦建造費								
		既定	147,470,798	—	2,139,119	14,565,590	41,476,994	70,534,828	18,754,267	

		改定	147,522,628	—	2,139,119	11,823,206	44,268,740	70,535,161	18,756,402	平成14年度甲Ⅳ型警備艦建造費については、前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		平成14年度潜水艦建造費								
		既定	45,839,567	—	54,814	2,764,828	21,492,850	9,950,995	11,576,080	
		改定	45,882,142	—	54,814	512,150	23,786,076	9,951,996	11,577,106	平成14年度潜水艦建造費については、前金の支払方法の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額					事由
				平成15年度（千円）	平成16年度（千円）	平成17年度（千円）	平成18年度（千円）	平成19年度（千円）	
		平成15年度甲Ⅳ型警備艦建造費	136,533,466	1,794,390	13,325,501	37,443,011	64,357,588	19,612,976	甲Ⅳ型警備艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため
		平成15年度潜水艦建造費	45,363,189	48,053	2,772,388	21,070,446	9,485,774	11,986,528	潜水艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため

丙号　繰越明許費

所管	組織	事項	所管	組織	事項
皇室	皇室費	（項）宮廷費のうち施設整備費	内閣府	内閣本府	情報収集衛星業務庁費（情報収集衛星搭載機器開発庁費に限る。）
国会	衆議院	（項）衆議院施設費			情報収集衛星システム開発等委託費
	参議院	（項）参議院施設費			情報収集衛星施設費
	国立国会図書館	（項）国立国会図書館施設費			（項）内閣本府のうち
裁判所	裁判所	（項）裁判所施設費			地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金
会計検査院	会計検査院	（項）会計検査院施設費			沖縄新産業創出対策事業推進費補助金
内閣	内閣官房	（項）情報収集衛星業務費のうち			

		内閣本府施設費	
		総理大臣官邸施設費	
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費　のうち	
		遺棄化学兵器廃棄処理業務庁費（実処理技術調査研究庁費及び資機材調達庁費に限る。）	
		遺棄化学兵器廃棄処理事業等委託費	
		沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費　のうち	
		沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業業務旅費（補助金附帯旅費に限る。）	
		沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業業務庁費（補助金附帯庁費に限る。）	
		沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業費補助金	
		沖縄北部特別振興対策事業費	
		沖縄教育振興事業費のうち	
		公立学校施設整備費補助金	
		公立学校施設整備費負担金	
		沖縄保健衛生施設整備費	
		揮発油税等財源沖縄道路整備事業費	
		揮発油税等財源沖縄道路環境整備事業費	
		沖縄開発事業費	
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費	
		牛肉等関税財源沖縄農業生産基盤整備事業費	
		農林漁業用揮発油税財源身替沖縄農道等整備事業費	
		沖縄住宅対策諸費のうち	
		公営住宅建設等指導監督交付金	
	沖縄総合事務局	（項）沖縄治水事業工事諸費のうち	
		超過勤務手当	
		日額旅費	
		工事雑費	
		沖縄道路事業工事諸費のうち	
		超過勤務手当	
		日額旅費	
		工事雑費	
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費　のうち	
		超過勤務手当	
		日額旅費	
		工事雑費	
		沖縄道路環境整備事業工事諸費　のうち	
		超過勤務手当	
		日額旅費	
		工事雑費	
		沖縄都市公園事業工事諸費　のうち	
		超過勤務手当	
		日額旅費	
		工事雑費	

			沖縄農業生産基盤整備事業工事諸費　のうち			電気通信格差是正事業費補助金
			超過勤務手当			情報通信システム整備促進費補助金
			日額旅費			地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金
			工事雑費			総務本省施設費
		警察庁	（項）警察庁施設費			恩給費
			都道府県警察費補助のうち			過疎地域振興対策費のうち
			都道府県警察施設整備費補助金			過疎地域集落等整備事業費補助金（過疎地域集落再編整備事業費に限る。）
		防衛本庁	（項）武器車両等購入費			地域間交流施設整備事業費補助金
			航空機購入費			電波利用料財源電波監視等実施費　のうち
			艦船建造費のうち			施設施工旅費
			艦艇建造費			施設施工庁費
			施設整備費			施設整備費
			施設整備等附帯事務費			電波遮へい対策事業費補助金
			研究開発費のうち			特定周波数変更対策交付金
			試作品費			情報通信格差是正事業費
			研究用機械器具費		消防庁	（項）消防防災施設等整備費のうち
		防衛施設庁	（項）調達労務管理費のうち			消防防災設備整備費補助金（救助消防ヘリコプター整備費及び救助消防ヘリコプター付属設備整備費に限る。）
			特別給付金			消防防災施設整備費補助金
			施設運営等関連諸費			
			提供施設移設整備費			
	総務省	総務本省	（項）総務本省のうち	法務省	法務本省	（項）法務本省のうち
			平和条約国籍離脱者戦没者遺族弔慰金等給付金			更生保護施設整備費補助金
			電気通信技術研究開発調査費（インターネット基盤技術高度化調査費に限る。）			法務省施設費のうち
			通信・放送機構補助金（高度通信・放送研究開発経費に限る。）			

官報（号外）

			施設施工旅費
			施設施工庁費
			施設整備費
外務省	外務本省	(項)	外務本省施設費
			経済協力費のうち
			政府開発援助経済開発等援助費
			政府開発援助食糧増産等援助費
	在外公館	(項)	在外公館施設費
財務省	財務本省	(項)	財務本省施設費
			公務員宿舎施設費
	税関	(項)	税関施設費
			船舶建造費
	国税庁	(項)	税務官署施設費のうち
			施設整備費
文部科学省	文部科学本省	(項)	文部科学本省施設費
			学校教育振興費のうち
			放送大学学園施設整備費補助金
			学校教育設備整備費等補助金(高等学校産業教育設備整備費に限る。)
			情報教育等設備整備費補助金
			独立行政法人国立特殊教育総合研究所施設整備費
			公立文教施設整備費
			公立文教施設災害復旧費
			私立学校助成費のうち
			私立学校施設整備費補助金
			科学技術振興費のうち
			科学技術試験研究委託費
			研究拠点形成費補助金(研究拠点形成費に限る。)
			地域先導科学技術基盤施設整備費補助金
			地域科学技術振興事業費補助金
			科学研究費補助金
			国際宇宙ステーション開発費補助金
			放射能調査研究費のうち
			放射能測定調査委託費
			原子力平和利用研究促進費のうち
			日本原子力研究所研究費補助金
			日本原子力研究所施設整備費補助金
			核燃料サイクル開発機構研究費補助金
			核燃料サイクル開発機構施設整備費補助金
			独立行政法人物質・材料研究機構施設整備費
			独立行政法人理化学研究所施設整備費
			独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費
			独立行政法人防災科学技術研究所施設整備費
			海洋開発及地球科学技術調査研究促進費のうち

		試験研究費			文化財保存施設整備費
		地球環境遠隔探査技術等調査研究委託費			独立行政法人国立博物館施設整備費
		海洋科学技術センター研究費補助金	厚生労働省	厚生労働本省	（項）科学研究費のうち
		海洋科学技術センター船舶建造費補助金			厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学研究費に限る。）
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費			医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構基礎研究費補助金
		原子力試験研究費のうち			保健衛生諸費のうち
		試験研究費			ワクチン購入費
		原子力試験研究委託費			保健衛生施設整備費
		スポーツ振興費のうち			社会福祉施設整備費
		社会体育施設整備費補助金			児童扶養手当給付諸費のうち
		独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費			児童扶養手当給付費
		独立行政法人国立青年の家施設整備費			遺族及留守家族等援護費のうち
		独立行政法人国立少年自然の家施設整備費			遺族等年金
	文部科学本省所轄機関	（項）文部科学本省所轄研究所施設費			特別児童扶養手当等給付諸費のうち
	文化庁	（項）文化庁施設費のうち			特別児童扶養手当給付費
		施設施工旅費			介護保険推進費のうち
		施設施工庁費			介護保険事業費補助金（介護保険広域化支援事業費のうちシステム開発経費に限る。）
		施設整備費			水道施設整備費
		独立行政法人日本芸術文化振興会施設整備費		国立ハンセン病療養所	（項）国立ハンセン病療養所施設費
		文化財保存事業費のうち		厚生労働本省試験研究機関	（項）厚生労働本省試験研究所施設費
		国有文化財保存整備費		国立更生援護機関	（項）国立更生援護所施設費
		国宝重要文化財等保存整備費補助金		都道府県労働局	（項）都道府県労働局施設費

農林水産省	農林水産本省	（項）農林水産本省施設費			
		総合食料対策費のうち			
		総合食料対策民間団体事業推進費補助金（食品産業技術対策推進事業費補助金のうち産業基盤強化技術開発費に限る。）			
		独立行政法人農林水産消費技術センター施設整備費			
		卸売市場施設整備費			
		農業生産振興費のうち			
		生産振興総合対策事業費補助金			
		独立行政法人種苗管理センター施設整備費			
		独立行政法人肥飼料検査所施設整備費			
		独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構施設整備費			
		牛肉等関税財源畜産振興費のうち			
		牛肉等関税財源生産振興総合対策費補助金（生産振興総合対策事業費補助金に限る。）			
		独立行政法人家畜改良センター施設整備費			
		農業経営対策費のうち			
		農業経営対策事業費補助金			
		独立行政法人農業者大学校施設整備費			
		農村振興費のうち			
		農村振興対策事業費補助金			
		中山間地域等振興対策事業費補助金			
		山村振興等対策事業費補助金			
		海岸事業費			
		農業生産基盤整備事業費			
		牛肉等関税財源農業生産基盤整備事業費			
		農村整備事業費			
		農地等保全管理事業費			
		農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費			
		農業施設災害復旧事業費			
		農業施設災害関連事業費			
		農林水産本省検査指導機関	（項）	農林水産本省検査指導所施設費	
		農林水産技術会議	（項）	農林水産業技術振興費のうち	
				農林水産試験研究費地方公共団体補助金（沖縄県農業関係試験研究機関施設備品整備費補助金に限る。）	
				農林水産業技術振興施設費	
				独立行政法人農業技術研究機構施設整備費	
				独立行政法人農業生物資源研究所施設整備費	
				独立行政法人農業環境技術研究所施設整備費	
				独立行政法人農業工学研究所施設整備費	
				独立行政法人国際農林水産業研究センター施設整備費	
		地方農政局	（項）	海岸事業工事諸費のうち	

					山林施設災害関連事業費
				水　産　庁	（項）船舶建造費
					水産業振興費のうち
					水産業振興総合対策施設整備費補助金
					独立行政法人水産大学校施設整備費
					独立行政法人水産総合研究センター施設整備費
					独立行政法人水産総合研究センター船舶建造費
					独立行政法人さけ・ます資源管理センター施設整備費
					海岸事業費
					水産基盤整備費
					農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業費
					漁港施設災害復旧事業費
					漁港施設災害関連事業費
			経済産業省	経済産業本省	（項）経済産業本省のうち
					日本国際博覧会出展事業委託費（設計監理費、展示等調整費及び展示等製作費に限る。）
					日本国際博覧会出展施設整備費
					資源循環型地域振興施設整備費補助金
					日本国際博覧会事業費補助金
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					地すべり対策事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					農業施設災害復旧事業等工事諸費
		林　野　庁			（項）林野庁施設費
					林業振興費のうち
					林業生産流通総合対策施設整備費補助金
					独立行政法人林木育種センター施設整備費
					独立行政法人森林総合研究所施設整備費
					治山事業費
					森林環境保全整備事業費
					農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費
					緑資源整備事業費のうち
					大規模林業圏開発林道事業費補助
					水源林造成事業費補助
					特定中山間保全整備事業費補助
					森林居住環境整備事業費
					山林施設災害復旧事業費

官　報（号　外）

		中小企業事業創出実用化研究開発等事業費補助金
		独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費
		独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費
		工業用水道事業費のうち
		工業用水道事業費補助
経済産業局	（項）経済産業局施設費	
資源エネルギー庁	（項）地下資源対策費のうち	
		広域地質構造調査委託費
		政府開発援助地下資源探鉱費等補助金
		地下資源探鉱費等補助金（精密地質構造調査費補助金のうち精密地質構造調査事業費に限る。）
原子力安全・保安院	（項）原子力安全・保安院のうち	
		休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金
中小企業庁	（項）中小企業対策費のうち	
		中小企業海外展開等支援事業費補助金（中小企業国際化対策事業費補助金のうち中小企業国際化推進事業費に限る。）
		中小企業活性化補助金（中小企業経営資源強化対策費補助金のうち地域活性化創造技術研究開発事業費及び中小商業活性化事業費補助金のうち施設整備事業費に限る。）
		中小企業経営支援対策費補助金（中小企業経営革新等対策費補助金のうち創造技術研究開発事業費に限る。）
		経済産業本省施設費
		地域経済活性化対策費のうち
		産業再配置促進環境整備費補助金
		産業再配置促進事業環境整備費補助金
		産業再配置促進施設整備費補助金
		新事業支援施設整備費補助金
		中心市街地商業等活性化対策費のうち
		中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金
		商業・サービス業集積関連施設整備費補助金
		経済協力費のうち
		政府開発援助海外開発計画調査委託費
		産業技術振興費のうち
		産業技術研究開発委託費
		重点分野研究開発委託費
		新規産業創造技術開発費補助金
		地域新規産業創造技術開発費補助金
		産業技術実用化開発事業費補助金
		基準認証研究開発事業費補助金
		中小企業新技術等振興費のうち
		中小企業産業技術研究開発委託費

		小規模事業経営支援事業費補助金（商工会・商工会議所のうち指導施設建設費に限る。）	
		中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金	
国土交通省	国土交通本省	（項）国土交通本省のうち	
		技術研究開発調査費（即時災害情報システム開発調査費、ロボット等によるＩＴ施工システム開発調査費及び準天頂衛星測位・通信システム開発調査費に限る。）	
		交通施設バリアフリー化設備整備費補助金	
		観光基盤施設整備費補助金	
		都市地方連携推進事業費補助金	
		防災集団移転促進事業費補助金	
		国土交通本省施設費	
		独立行政法人土木研究所施設整備費	
		独立行政法人建築研究所施設整備費	
		官庁営繕費	
		運輸施設整備事業団等助成費のうち	
		基礎的研究費補助金	
		新線調査費等補助金（新線等調査費に限る。）	
		鉄道軌道整備費等補助金（鉄道軌道近代化設備整備費等補助金のうち災害復旧事業費に限る。）	
		鉄道技術開発費補助金	
		整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金	
		豪雪地帯対策特別事業費	
		小笠原諸島振興開発事業費のうち	
		小笠原諸島振興開発事業費補助	
		離島振興特別事業費	
		独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	
		独立行政法人海技大学校施設整備費	
		独立行政法人航海訓練所船舶建造費	
		独立行政法人海員学校施設整備費	
		独立行政法人航空大学校施設整備費	
		独立行政法人北海道開発土木研究所施設整備費	
		水資源開発事業費	
		治水事業費	
		急傾斜地崩壊対策等事業費	
		海岸事業費	
		海岸事業工事諸費	
		揮発油税等財源道路整備事業費	

		道路整備事業費	都市開発資金融通特別会計へ繰入
		港湾事業費	道路環境整備事業費道路整備特別会計へ繰入
		空港整備事業費	都市水環境整備事業費治水特別会計へ繰入
		航空機燃料税財源空港整備事業費	都市計画事業費
		都市鉄道・幹線鉄道整備事業費	河川等災害復旧事業費
		鉄道防災事業費	河川等災害復旧事業等工事諸費
		新幹線鉄道整備事業費	河川等災害関連事業費
		住宅建設等事業費	揮発油税等財源離島道路整備事業費
		住宅対策諸費のうち	揮発油税等財源離島道路環境整備事業費
		公営住宅建設等指導監督交付金	離島振興事業費
		住宅地区改良指導監督交付金	航空機燃料税財源離島空港整備事業費
		揮発油税等財源道路環境整備事業費	牛肉等関税財源離島農業生産基盤整備事業費
		都市環境整備事業費のうち	農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費
		都市開発事業調査費	北海道治水事業費
		市街地再開発事業費補助	北海道急傾斜地崩壊対策事業費
		都市再開発関連公共施設整備促進事業費補助	北海道治山事業費
		田園居住区整備事業費補助	北海道海岸事業費
		都市再生推進事業費補助	揮発油税等財源北海道道路整備事業費
		まちづくり総合支援事業費補助	北海道道路整備事業費
		都市水環境整備事業費補助	
		首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額	

			農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費	
		国土技術政策総合研究所	（項）国土技術政策総合研究所施設費	
		国土地理院	（項）国土地理院施設費	
		地方整備局	（項）都市公園事業工事諸費のうち	
			超過勤務手当	
			日額旅費	
			工事雑費	
			道路災害復旧事業工事諸費	
		北海道開発局	（項）北海道開発局施設費	
			北海道治水海岸事業工事諸費のうち	
			超過勤務手当	
			日額旅費	
			工事雑費	
			北海道道路事業工事諸費のうち	
			超過勤務手当	
			日額旅費	
			工事雑費	
			北海道港湾空港整備事業工事諸費のうち	
			超過勤務手当	
			日額旅費	
			工事雑費	
		北海道港湾事業費		
		北海道空港整備事業費		
		航空機燃料税財源北海道空港整備事業費		
		北海道住宅建設等事業費		
		北海道住宅対策諸費のうち		
		公営住宅建設等指導監督交付金		
		住宅地区改良指導監督交付金		
		揮発油税等財源北海道道路環境整備事業費		
		北海道都市環境整備事業費		
		北海道都市計画事業費		
		北海道水道施設整備費		
		北海道廃棄物処理施設整備費		
		北海道農業生産基盤整備事業費		
		牛肉等関税財源北海道農業生産基盤整備事業費		
		北海道農村整備事業費		
		北海道農地等保全管理事業費		
		北海道森林環境保全整備事業費		
		北海道森林居住環境整備事業費		
		北海道水産基盤整備費		

官　報（号外）

		北海道都市環境整備事業工事諸費　のうち		船舶建造費	
		超過勤務手当		航路標識整備事業費	
		日額旅費		航路標識整備事業工事諸費　のうち	
		工事雑費		超過勤務手当	
		北海道都市公園事業工事諸費　のうち		工事施行旅費	
		超過勤務手当		工事雑費	
		日額旅費	環境省	（項）環境省のうち	
		工事雑費		廃棄物再生利用施設整備費補助金	
		北海道農業生産基盤整備事業等工事諸費　のうち		環境監視調査等補助金（土壌汚染対策事業費補助金に限る。）	
		超過勤務手当		環境省施設費のうち	
		日額旅費		施設施工旅費	
		工事雑費		施設施工庁費	
		北海道水産基盤整備事業工事諸費　のうち		施設整備費	
		超過勤務手当		独立行政法人国立環境研究所施設整備費	
		日額旅費		環境保全施設整備費	
		工事雑費		廃棄物処理施設整備費	
		北海道災害復旧事業等工事諸費　のうち		自然公園等事業費	
		超過勤務手当		自然公園等事業工事諸費　のうち	
		日額旅費		超過勤務手当	
		工事雑費		工事施行旅費	
	気象庁	（項）気象官署施設費		工事雑費	
	海上保安庁	（項）海上保安官署施設費		環境調査研修所施設費	

丁号　国庫債務負担行為

所管	組織	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
国会	衆議院	衆議院施設整備	792,565	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	衆議院第二別館昇降機ほか2件の整備には、多くの日数を要するため
裁判所	裁判所	裁判所施設整備	7,561,171	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	奈良地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎ほか4件の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
会計検査院	会計検査院	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	9,876,557	平成15年度	平成19年度以降15箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
内閣	内閣官房	情報収集衛星システム開発等	93,936,159	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	情報収集衛星のシステム開発等には、多くの日数を要するものがあるため
		情報収集衛星施設整備	1,191,354	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	情報収集衛星施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
内閣府	内閣本府	迎賓施設調度類整備	65,636	平成15年度	平成16年度	京都迎賓館（仮称）の調度類の整備には、多くの日数を要するため
		内閣本府施設整備	569,982	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	京都迎賓館（仮称）の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		内閣本府施設整備に係る契約の一部変更	—	平成15年度	平成16年度まで1箇年度延長	平成13年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「内閣本府施設整備」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成15年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成16年度まで1箇年度延長する必要があるため
		総理大臣官邸施設整備	988,286	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	総理大臣官邸敷地の取得に必要な建物の移転には、多くの日数を要するので、あらかじめこれに係る補償契約を結ぶ必要があるため
		公立学校施設整備費補助	1,315,442	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		公立学校施設整備費負担	3,901,076	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		公営住宅建設等事業費補助	5,540,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	公営住宅建設等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	警察庁	警察庁施設整備	5,118,037	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	埼玉県警察学校ほか3件の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため

官　報（号外）

		都道府県警察施設整備費補助	2,589,968	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	都道府県警察施設のうち大阪府警察本部庁舎の建設については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	防衛本庁	民間資金等活用公務員宿舎整備等事業	6,522,673	平成15年度	平成17年度以降8箇年度以内	民間資金等を活用した公務員宿舎の整備等には、多くの日数を要するため
		教育訓練用器材購入	32,822,650	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	教育訓練用器材のうち哨戒ヘリコプターSH—60K用統合訓練装置等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		武器購入	142,272,628	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	武器のうち戦車、装甲車、地対空誘導弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		前金の支払方法の変更に伴う武器購入(平成13年度)に係る限度額の増額	171,672	平成15年度	平成16年度	平成13年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「武器購入」に基づいて実行した戦車、装甲車、地対空誘導弾等の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		前金の支払方法の変更に伴う武器購入(平成14年度)に係る限度額の増額	19,712	平成15年度	平成16年度及び平成17年度	平成14年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「武器購入」に基づいて実行した戦車、装甲車、地対空誘導弾等の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		通信機器購入	88,823,196	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	通信機器のうち航空警戒管制用通信機器等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		車両購入	16,204,535	平成15年度	平成16年度	車両のうち大型トラック等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		弾薬購入	136,563,018	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	弾薬のうち対戦車誘導訓練弾等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		諸器材購入	64,320,544	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	諸器材のうち戦闘機F—2用整備器材等の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するものがあるため
		航空機購入	216,128,556	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	戦闘機F—2等43機の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		前金の支払方法の変更に伴う航空機購入(平成13年度)に係る限度額の増額	20,533	平成15年度	平成16年度	平成13年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「航空機購入」に基づいて実行した戦闘機F—2等43機の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		前金の支払方法の変更に伴う航空機購入(平成14年度)に係る限度額の増額	65,570	平成15年度	平成16年度及び平成17年度	平成14年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「航空機購入」に基づいて実行した戦闘機F—2等46機の購入に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため

		艦船建造	13,427,607	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	掃海艇等2隻の建造には、多くの日数を要するため
		前金の支払方法の変更に伴う艦船建造（平成13年度）に係る限度額の増額	133,384	平成15年度	平成16年度	平成13年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「艦船建造」に基づいて実行した掃海艇等12隻の建造に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		前金の支払方法の変更に伴う艦船建造（平成14年度）に係る限度額の増額	6,069	平成15年度	平成16年度及び平成17年度	平成14年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「艦船建造」に基づいて実行した掃海艇の建造に係る国庫の負担となる契約について、前金の支払方法の変更に伴いその限度額の増額を必要とするものがあるため
		施設整備	113,303,814	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	祝園弾薬庫ほか178箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		公務員宿舎建設及び改修	8,910,475	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	北町公務員宿舎ほか7箇所の公務員宿舎の建設及び萩山第1公務員宿舎ほか13箇所の公務員宿舎の改修には、多くの日数を要するものがあるため
		装備品等整備	509,510,850	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	装備品等の整備には、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するものがあるため
		研究開発	146,588,168	平成15年度	平成16年度以降3箇年度以内	研究開発のうち哨戒機及び輸送機等の試作に必要な資材等の生産又は研究には、多くの日数を要するものがあるため
	防衛施設庁	提供施設整備	66,563,224	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	横須賀海軍施設ほか27箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		障害防止対策施設整備	2,982,526	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	東富士演習場ほか11箇所の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		障害防止対策事業費補助	6,200,254	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	障害防止対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		教育施設等騒音防止対策事業費補助	6,218,018	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	教育施設等騒音防止対策事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		施設周辺整備助成補助	12,016,729	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	施設周辺整備助成事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		道路改修等事業費補助	7,307,774	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	道路改修等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の全部又は一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

官　報（号外）

		提供施設移設整備	14,158,346	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	瀬名波通信施設ほか7箇所の移設工事には、多くの日数を要するものがあるため
	金融庁	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	10,085,181	平成15年度	平成19年度以降15箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
総務省	総務本省	外国人恩給	年額 8,839	平成15年度	平成15年度以降	退職外国人教師5名に対し平成15年度以降年額8,839千円以内の年金を支給する契約を結ぶ必要があるため
	総合通信局	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	1,437,735	平成15年度	平成18年度以降15箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
法務省	法務本省	法務省施設整備	14,253,724	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	東京拘置所ほか5件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
外務省	外務本省	文化人等招へい	140,000	平成15年度	平成16年度	文化人等招へいについては、その事業を円滑に実施するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶ必要があるため
		経済協力文化人等招へい	30,000	平成15年度	平成16年度	経済協力文化人等招へいについては、その事業を円滑に実施するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶ必要があるため
		医療施設建設援助	4,988,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	ヴィエトナム及びアンゴラにおける医療施設建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		教育施設建設援助	491,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	タイにおける教育諸施設建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		電力供給施設整備援助	1,380,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	ネパールにおける電力供給施設整備資金に充てるための国の援助については、その整備に多くの日数を要するので、あらかじめその整備費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		環境改善施設建設援助	5,829,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	スリ・ランカ及びエジプトにおける環境改善施設建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		橋梁建設援助	1,046,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	インドネシアにおける橋梁建設資金に充てるための国の援助については、その建設に多くの日数を要するので、あらかじめその建設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		道路改築援助	2,776,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	ガーナにおける道路改築資金に充てるための国の援助については、その改築に多くの日数を要するので、あらかじめその改築費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため
		道路新設援助	3,127,000	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	マダガスカルにおける道路新設資金に充てるための国の援助については、その新設に多くの日数を要するので、あらかじめその新設費の援助に係る約定を結ぶ必要があるため

	在外公館	在外公館供用物品購入	340,000	平成15年度	平成16年度	在外公館において供用する物品の購入については、その事務を円滑に実施するため、あらかじめこれに係る契約を結ぶ必要があるため
		在外公館事務所及び館長公邸借入れ	年額 2,026,481	平成15年度	平成15年度以降所要の年限	在外公館における事務所及び館長公邸の用に供するための土地又は建物の借入れには、その契約期間を1箇年以上とすることを要するものがあるため
財務省	財務本省	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	1,818,655	平成15年度	平成18年度以降15箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		民間資金等活用公務員宿舎整備等事業	9,373,518	平成15年度	平成17年度以降8箇年度以内	民間資金等を活用した公務員宿舎の整備等には、多くの日数を要するため
		公務員宿舎建設	7,267,480	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	公務員宿舎の建設には、多くの日数を要するものがあるため
文部科学省	文部科学本省	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	13,660,233	平成15年度	平成19年度以降15箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		義務教育教科書購入	30,758,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	平成16年度の義務教育諸学校の児童生徒が使用する平成16年度前期用の教科書の購入には、その完了までに多くの日数を要するため
		公立学校施設整備費補助	16,343,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		公立学校施設整備費負担	61,059,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	公立学校施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を負担する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		国際宇宙ステーション開発費補助	11,577,205	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う国際宇宙ステーション開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		宇宙開発事業団施設整備費補助	2,369,565	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	宇宙開発事業団（宇宙開発事業団が解散し、その業務を独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行うこととなった場合には、独立行政法人宇宙航空研究開発機構）が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		宇宙開発事業団施設整備費補助に係る契約の一部変更	—	平成15年度	平成17年度まで2箇年度延長	平成14年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「宇宙開発事業団施設整備費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成15年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成17年度まで2箇年度延長する必要があるため
		日本原子力研究所研究費補助	1,469,070	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	日本原子力研究所が行う研究事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

官報（号外）

		日本原子力研究所施設整備費補助	26,696,867	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	日本原子力研究所が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		核燃料サイクル開発機構施設整備費補助	167,370	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	核燃料サイクル開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		原子力平和利用研究促進独立行政法人理化学研究所施設整備費補助	560,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	独立行政法人理化学研究所が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備費補助	2,113,244	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	独立行政法人宇宙航空研究開発機構が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		社会体育施設整備費補助	335,700	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	社会体育施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	文部科学本省所轄機関	民間資金等活用官庁施設維持管理運営等	1,769,985	平成15年度	平成19年度以降15箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理、運営等には、多くの日数を要するため
	文化庁	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	2,515,656	平成15年度	平成19年度以降15箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
		新国立美術展示施設施設整備	3,200,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	新国立美術展示施設(ナショナル・ギャラリー)(仮称)の施設の整備には、多くの日数を要するため
		独立行政法人国立博物館施設整備費補助	1,474,145	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	独立行政法人国立博物館が行う施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
厚生労働省	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所施設整備	1,011,900	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	国立保健医療科学院の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
	地方厚生局	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	590,055	平成15年度	平成18年度以降15箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
	都道府県労働局	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	1,891,350	平成15年度	平成18年度以降15箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
農林水産省	農林水産本省	指定野菜価格差補給交付金等交付資金補助	40,912,538	平成15年度	平成16年度	野菜供給安定基金(野菜供給安定基金が解散し、その業務を独立行政法人農畜産業振興機構が行うこととなった場合には、独立行政法人農畜産業振興機構)が平成15年度において実施する指定野菜価格安定対策事業等については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ価格差補給交付金等交付資金の不足に対し補助する旨の決定を行うことを要するため

		直轄海岸保全施設整備事業	780,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	玉名横島海岸の海岸保全施設の改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
経済産業省	経済産業本省	日本国際博覧会政府出展事業	301,293	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	平成17年に開催される2005年日本国際博覧会において政府が出展する展示物のうち可動展示装置の製作には、多くの日数を要するため
		日本国際博覧会事業費補助	23,554,088	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	日本国際博覧会事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	経済産業局	経済産業局施設費	514,024	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	中部経済産業局庁舎の耐震改修工事には、多くの日数を要するため
国土交通省	国土交通本省	官庁営繕	24,450,000	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	官庁施設の営繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		民間資金等活用官庁営繕	99,611,328	平成15年度	平成18年度以降16箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の整備には、多くの日数を要するため
		直轄海岸保全施設整備事業	1,910,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	有明海岸ほか3海岸の海岸保全施設の新設及び改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
		海岸保全施設整備事業費補助	1,525,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		公営住宅建設等事業費補助	161,324,000	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	公営住宅建設等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		住宅地区改良事業費補助	13,958,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	住宅地区改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		国営公園整備	4,505,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	国営吉野ヶ里歴史公園及び国営昭和記念公園の施設の整備並びに国営飛鳥歴史公園の整備に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		都市公園事業費補助	9,000,000	平成15年度	平成16年度以降4箇年度以内	都市公園事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		古都及び緑地保全事業費補助	158,000	平成15年度	平成16年度以降4箇年度以内	古都及び緑地保全事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		下水道事業費補助	78,920,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

官　報（号外）

		下水道緊急整備事業費補助	56,760,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	水質環境基準の達成等のため緊急に整備を要する公共下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部に対する補助金を5箇年度にわたって交付する旨の決定を行う必要があるため
		北海道海岸保全施設整備事業費補助	165,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	海岸保全施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道公営住宅建設等事業費補助	14,433,000	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	公営住宅建設等事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道住宅地区改良事業費補助	1,300,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	住宅地区改良事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道下水道事業費補助	1,011,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	下水道事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道下水道緊急整備事業費補助	1,240,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	水質環境基準の達成等のため緊急に整備を要する公共下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部に対する補助金を5箇年度にわたって交付する旨の決定を行う必要があるため
	地方整備局	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	38,775	平成15年度	平成18年度以降15箇年度以内	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営には、多くの日数を要するため
	気象庁	静止気象衛星打上げに係る契約の一部変更	—	平成15年度	平成17年度まで1箇年度延長	平成14年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「静止気象衛星打上げ」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成15年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成17年度まで1箇年度延長する必要があるため
	海上保安庁	弾薬購入	84,781	平成15年度	平成16年度	弾薬のうち40ミリ砲弾及び35ミリ砲弾の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		大型巡視船代船建造	26,725,240	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	2,000トン型巡視船等4隻の代船建造には、多くの日数を要するため
		仕様の変更に伴う大型巡視船代船建造に係る限度額の増額	523,639	平成15年度	平成16年度	平成14年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「大型巡視船代船建造」に基づいて実行した1,000トン型巡視船の建造に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
		小型巡視船代船建造	2,266,741	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	180トン型巡視船の代船建造には、多くの日数を要するため

平成十五年度一般会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、歳出の徹底した見直しを行うため、まず、概算要求段階において要望可能額を大幅に緩和するとともに、重点的・効率的配分を行うこととして編成されたものである。また、予算執行調査の結果等を活用した経費の節減やコストの見直しなどを図り、一般歳出及び一般会計歳出全体について実質的に平成十四年度を下回る水準としている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1　租税及印紙収入　四一、七八六、〇〇〇百万円

税制面においては、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、改正を行うこととしている。

2　官業益金及官業収入　一六、六〇一百万円

3　政府資金整理収入　三、二三二、五一三百万円

4　雑収入　三、二一八、九六四百万円

5　公債金　三六、四四五、〇〇〇百万円

(1)　公債金　六、四二〇、〇〇〇百万円

(2)　特例公債金　三〇、〇二五、〇〇〇百万円

計　八一、七八九、〇七八百万円

歳出

1　社会保障関係費　一八、九九〇、七三一百万円

平成十五年度においては、年金等の物価スライドの実施（平成十四年分）、雇用保険制度改革等、歳出の合理化・効率化を図ることとしており、この結果、平成十五年度の社会保障関係費は、平成十四年度当初予算額に対して七千百三十九億円増となっている。

(1)　生活保護費　一、五二一、六八四百万円

(2)　社会福祉費　一、七二七、〇七五百万円

(3)　社会保険費　一四、六五一、三七九百万円

(4)　保健衛生対策費　五一四、一五七百万円

(5)　失業対策費　五七六、四三六百万円

2　文教及び科学振興費　六、四七一、二三一百万円

文教及び科学振興費については、義務教育費国庫負担制度の見直しを進めるとともに、各種経費の見直しを行う一方、教育改革等の推進、科学技術予算の戦略的重点化を積極的に図ることとしている。

(1)　義務教育費国庫負担金　二、七八七、八六四百万円

(2)　国立学校特別会計へ繰入　一、五二五、六〇六百万円

(3)　科学技術振興費　一、二二九、七八二百万円

(4)　文教施設費　一五七、〇〇二百万円

(5)　教育振興助成費　六五五、五四六百万円

(6)　育英事業費　一一五、四三一百万円

3　国債費　一六、七九八、〇六九百万円

4　恩給関係費　一、二〇二、八五四百万円

(1)　文官等恩給費　四八、二三八百万円

(2)　旧軍人遺族等恩給費　一、〇八二、八八五百万円

(3)　恩給支給事務費　三、九一九百万円

(4)　遺族及び留守家族等援護費　六七、八一三百万円

5　地方交付税交付金　一六、三九二、六三二百万円

地方交付税交付金については、所得税及び酒税、法人税、消費税並びにたばこ税の各税の収入見込額の一定割合に相当する額十一兆二千六百五十億七千七百万円に、平成九年度、平成十年度及び平成十三年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和二十五年法律第二百十一号）に基づき平成十五年度分の交付税の総額から減額することとされている額六千五百九億四千五百万円を控除し、五兆七千七百八十五億円を加算した額を計上している。なお、国と地方の財源不足対策の責任を明確化し、地方の歳出を効率化する観点から、通常収支分について交付税及び譲与税配付金特別会計における新規借入を行わないこととした上で、国負担分については一般会計からの繰入（特例加算）等を行うこととしている。

6　地方特例交付金　一、〇〇六、一六八百万円

地方特例交付金は、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成十一年法律第十七号）に基づき、恒久的な減税の影響による地方税収入の減少の一部を補てんするこ

と、及び国庫補助負担金の見直しに対応することを目的として、当分の間の暫定措置として、交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体に交付するために必要な経費である。

7　防衛関係費　四、九五二、九六七百万円

防衛関係費については、「中期防衛力整備計画（平成十三年度から平成十七年度）」の第三年度目として、多様な事態（生物兵器攻撃等）への対処能力の強化、各種災害への対応、情報機能の強化等の重要施策を推進するとともに、自衛隊の任務遂行や維持運営のため、所要の経費を計上している。

8　公共事業関係費　八、〇九七、〇八六百万円

公共事業関係費については、その水準を抑制する一方、歳出の質的改善を図る観点から、魅力ある都市・地域社会等の四分野に重点化を図っている。また、社会資本整備の効率的推進の観点から、コスト縮減等、地方分権の観点から、国庫補助負担事業について採択基準の引上げ等を行うほか、統合補助金を拡充することとしている。

なお、公共事業関係費に不審船対応巡視船、公立学校施設、保育所、特別養護老人ホームなどの整備を重点的に推進するため計上した八千百四十六億円をその他施設費として加えた公共投資関係費全体は、八兆九千百十七億千六百万円である。

(1)　治山治水対策事業費　一、二一一、九二二百万円
(2)　道路整備事業費　二、〇七九、二七八百万円
(3)　港湾空港鉄道等整備事業費　五七四、八六二百万円
(4)　住宅都市環境整備事業費　一、四九四、六八二百万円
(5)　下水道水道廃棄物処理等施設整備費　一、三七四、三〇九百万円
(6)　農業農村整備事業費　八七八、八八〇百万円
(7)　森林水産基盤整備事業費　三七〇、五七四百万円
(8)　調整費等　三九、九〇五百万円
(9)　災害復旧等事業費　七二、六七四百万円

9　経済協力費　八一六、〇七一百万円

経済協力費については、全体の量的規模を縮減しつつ、国際協力の観点から、我が国の責任を十全かつ適切に果たしうるよう援助対象分野等の更なる戦略化・効率化等を図ることとしている。

10　中小企業対策費　一七二、八八一百万円

中小企業対策費については、創業・経営革新の推進や中小企業に対する円滑な資金供給を確保するための基盤強化等を図ることとしている。

11　エネルギー対策費　五五六、六九一百万円

エネルギー対策費については、地球温暖化問題への対応等総合的なエネルギー対策を着実に進めることとしている。

12　食料安定供給関係費　六八七、五〇九百万円
13　産業投資特別会計へ繰入　一六三、六〇四百万円
14　その他の事項経費　五、一三〇、五八三百万円
15　予備費　三五〇、〇〇〇百万円
計　八一、七八九、〇七八百万円

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合共同提案に係る細川律夫君外五名提出の「平成十五年度一般会計予算、平成十五年度特別会計予算及び平成十五年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、否決された。

右報告する。

平成十五年三月三日

予算委員長　藤井　孝男

衆議院議長　綿貫　民輔殿

平成十五年度特別会計予算

右

国会に提出する。

平成十五年一月二十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

平成15年度特別会計予算

予　算　総　則

（歳入歳出予算）

第１条　次に掲げる各特別会計の平成15年度歳入歳出予算は、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

内閣府、総務省及び財務省所管	交付税及び譲与税配付金
法務省所管	登記
財務省所管	財政融資資金
	国債整理基金
	外国為替資金
	産業投資
	地震再保険
財務省、文部科学省及び経済産業省所管	電源開発促進対策
財務省、経済産業省及び環境省所管	石油及びエネルギー需給構造高度化対策
財務省及び国土交通省所管	特定国有財産整備
文部科学省所管	国立学校
厚生労働省所管	厚生保険
	船員保険
	国立病院
	国民年金
	労働保険
農林水産省所管	食糧管理
	農業共済再保険
	森林保険
	漁船再保険及漁業共済保険
	農業経営基盤強化措置
	国有林野事業
	国営土地改良事業
経済産業省所管	貿易再保険
	特許
国土交通省所管	自動車損害賠償保障事業
	道路整備
	治水
	港湾整備
	自動車検査登録
	都市開発資金融通
	空港整備

（繰越明許費）

第２条　各特別会計において、「財政法」第14条の３の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第３条　各特別会計において、「財政法」第15条第１項の規定により平成15年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第４条　「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予定計算書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添附する。

（国債整理基金特別会計における日本銀行引受公債の限度額）

第５条　国債整理基金特別会計において、「財政法」第５条ただし書の規定により政府が平成15年度において発行する公債を日本銀行に引き受けさせることができる金額は、同行の保有する公債の借換えのために必要な金額とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第６条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「財政法」第15条第２項の規定により平成15年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度	額
国立学校		4,000,000千円
国立病院	病院勘定	1,000,000
	療養所勘定	1,000,000
国有林野事業	国有林野事業勘定	2,000,000
	治山勘定	3,000,000
国営土地改良事業		2,000,000
道路整備		40,000,000
治水	治水勘定	16,000,000
	特定多目的ダム建設工事勘定	3,000,000
港湾整備	港湾整備勘定	5,000,000
	特定港湾施設工事勘定	1,000,000
空港整備		2,000,000

（財政融資資金特別会計における公債発行の限度額）

第７条　財政融資資金特別会計において、「財政融資資金特別会計法」第11条第２項の規定により平成15年度において公債を発行することができる限度額は、30,010,000,000千円とする。ただし、第19条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額したときは、その増額した金額の範囲内において、公債発行の限度額を増額することができる。

２　前項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成14年５月１日から同年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を前項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合には、当該増額された後の限度額）に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

３　第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合及び前項後段の規定により減算又は加算された場合には、当該増額及び減算又は加算された後の限度額）に加算した金額を第１項の限度額とする。

（翌年度における国債の整理又は償還のための起債限度額）

第８条　国債整理基金特別会計において、「国債整理基金特別会計法」第５条ノ２の規定により平成15年度において翌年度における国債の整理又は償還のため借換国債を起債する場合のその限度額は、9,000,000,000千円とする。

２　前項に規定する借換国債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（日本たばこ産業株式会社の株式の処分限度数）

第９条　「日本たばこ産業株式会社法」第３条の規定により、国債整理基金特別会計において平成15年度に処分することができる日本たばこ産業株式会社の株式の限度数を平成14年度中に日本たばこ産業株式会社の株式を処分した数が平成14年度特別会計予算総則第９条に定める限度数に達しなかった場合のその残余の株式の数とする。ただし、株式の分割又は併合があった場合は、分割又は併合の比率（二以上の段階にわたる分割又は併合があった場合は、全段階の比率の積に相当する比率）を乗じて得た数をもって処分することができる株式の限度数とする。

（日本電信電話株式会社の株式の処分限度数）

第10条　「日本電信電話株式会社等に関する法律」第７条の規定により、国債整理基金特別会計において平成15年度に処分することができる日本電信電話株式会社の株式の限度数を1,000,000株とする。ただし、株式の分割又は併合があった場合は、分割又は併合の比率（二以上の段階にわたる分割又は併合があった場合は、全段階の比率の積に相当する比率）を乗じて得た数をもって処分することができる株式の限度数とする。

（借入金の限度額）

第11条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	限度額
交付税及び譲与税配付金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」	交付税及び譲与税配付金勘定　48,527,710,987千円
石油及びエネルギー需給構造高度化対策	「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法」	石油及びエネルギー需給構造高度化勘定　906,400,000
国立学校	「国立学校特別会計法」第７条第２項	55,300,000
国立病院	「国立病院特別会計法」第８条の２第２項	病院勘定　41,100,000 療養所勘定　19,800,000
国有林野事業	「国有林野事業特別会計法」第５条第２項並びに「国有林野事業の改革のための特別措置法」第18条第２項及び第19条第２項	国有林野事業勘定　162,600,000
国営土地改良事業	「国営土地改良事業特別会計法」第14条第２項	39,400,000
都市開発資金融通	「都市開発資金融通特別会計法」第12条第２項	13,000,000
空港整備	「空港整備特別会計法」第７条第２項	53,600,000

（一時借入金等の最高額）

第12条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金（「国庫余裕金の繰替使用に関する法律」第１条の規定によるものを含む。）の最高額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	最高額
交付税及び譲与税配付金	「交付税及び譲与税配付金特別会計法」	交付税及び譲与税配付金勘定　48,527,710,987千円

登記	「登記特別会計法」第11条第２項		13,500,000千円
財政融資資金	「財政融資資金法」第９条第２項		15,000,000,000
外国為替資金	「外国為替資金特別会計法」第４条第２項		79,000,000,000
電源開発促進対策	「電源開発促進対策特別会計法」	電源立地勘定 電源利用勘定	1,000,000 8,000,000
石油及びエネルギー需給構造高度化対策	「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法」	石炭勘定	9,000,000
特定国有財産整備	「特定国有財産整備特別会計法」第13条第２項		20,000,000
国立学校	「国立学校特別会計法」第９条第３項		2,000,000
国立病院	「国立病院特別会計法」第９条第３項	病院勘定 療養所勘定	4,500,000 4,000,000
国有林野事業	「国有林野事業特別会計法」第６条第４項	国有林野事業勘定	60,000,000
特許	「特許特別会計法」第12条第２項		16,100,000
都市開発資金融通	「都市開発資金融通特別会計法」第13条第３項		150,000
空港整備	「空港整備特別会計法」第９条第２項		10,000,000

2　食糧管理特別会計における「食糧管理特別会計法」の規定による証券、借入金及び一時借入金の最高額は、1,200,000,000千円とする。

3　石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計石油及びエネルギー需給構造高度化勘定における「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法」の規定による証券、一時借入金及び繰替金の最高額は、771,300,000千円とする。

（国有林野事業特別会計の給与総額）

第13条　国有林野事業特別会計において、給与準則の適用を受ける職員に対して平成15年度において支給する給与（職員俸給、扶養手当、調整手当、管理職手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、期末手当、奨励手当、寒冷地手当、住居手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、超過勤務手当、休職者給与その他農林水産大臣が財務大臣と協議して定める手当をいう。）の総額は、37,274,286千円とする。ただし、予算の基礎となった給与準則を実施するため必要を生じた場合、第14条第１項の規定により給与を支出する場合又は給与に関する中央労働委員会の裁定を企業経営に及ぼす影響等を考慮した上で実施することが適当であると認められる場合において、財務大臣の承認を受けて、経費の流用、予備費の使用又は第14条第１項の規定による経費の増額により、給与総額が変更されたときは、その変更された額とする。

2　前項に規定するもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減したときは、財務大臣の承認を受けて、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を平成15年度において給与準則の適用を受ける職員に対する特別の給与の支出に充てることができる。

3　前項の規定により特別の給与の支出をする場合においては、経費の流用によるもののほか、経費の増額については、「財政法」第35条第２項、第３項及び第４項並びに第36条の規定の例による。

（歳入歳出予算の弾力条項）

第14条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度としてそれぞれ右欄に掲げる経費を増額することができる。

特別会計	要件	経費
1　交付税及び譲与税配付金	交付税及び譲与税配付金勘定における地方道路税、石油ガス税、航空機燃料税、自動車重量税及び特別とん税の収入の増加	交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費
	交通安全対策特別交付金勘定における交通反則者納金の収入の増加	交通安全対策特別交付金勘定における交通安全対策特別交付金に必要な経費
2　登記	登記手数料収入の増加	当該収入に対応する事務量の増加のため直接必要な経費
3　財政融資資金	特別会計の積立金等の受入資金の増加等に伴う収入の増加	預託金利子に必要な経費
4　国債整理基金	国債、借入金、一時借入金又は政府短期証券の償還金、利子、割引料並びに発行及び償還に関する諸費の支出に充てるための他会計からの受入金の増加	債務償還費、利子、割引料等に必要な経費
	株式売払いによる収入の増加	株式売払いに必要な経費
5　地震再保険	再保険金支払に必要な借入金その他の収入の増加	再保険金に必要な経費
6　特定国有財産整備	国有財産処分収入の増加	国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費
7　国立学校	附属病院収入その他の収入の増加	当該収入に対応する事業量の増加のため直接必要な経費

8　厚生保険	業務勘定における児童手当拠出金収入の増加	業務勘定における児童手当勘定への繰入れに必要な経費
9　厚生保険、船員保険、国民年金	保険料収入のうち純保険料に相当する金額の増加	保険給付に必要な経費
10　国立病院	病院勘定における病院収入その他の収入又は療養所勘定における療養所収入その他の収入の増加	それぞれの勘定における当該収入に対応する事業量の増加のため直接必要な経費
11　労働保険	労災勘定又は雇用勘定における徴収勘定より受入の額のうち純保険料に相当する金額の増加	労災勘定における保険給付又は雇用勘定における失業等給付に必要な経費
	徴収勘定における保険料収入の増加	徴収勘定における他勘定への繰入れに必要な経費
12　農業共済再保険、漁船再保険及漁業共済保険	再保険料収入又は保険料収入の増加	再保険金又は保険金に必要な経費
13　農業経営基盤強化措置	農業改良資金貸付金償還金収入の増加	農業改良資金貸付金に必要な経費
14　国有林野事業（国有林野事業勘定に限る。）	業務収入の増加	立木の販売及び素材等の生産又は販売に係る作業量の増加並びにこれに伴い必要となる林道事業又は新植事業の事業量の増加並びに分収育林事業の事業量の増加のため直接必要な経費
	林野等の売払いによる収入の増加	林野等の売払いのため直接必要な経費又は国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費
15　特許	特許料等収入の増加	当該収入に対応する事務量の増加のため直接必要な経費
16　自動車損害賠償保障事業	再保険料収入、保険料収入又は賦課金収入の増加	再保険金、保険金又は保障金に必要な経費
17　自動車検査登録	検査登録印紙収入の増加	検査、登録又は指定の件数の増加に伴う事務量の増加のため直接必要な経費
18　都市開発資金融通	貸付金の繰上償還による運用金回収収入の増加	国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費

2　労働保険特別会計雇用勘定において、予見し難い経済事情の変動により雇用安定事業に直接必要な経費に不足を生ずるときは、その不足額を限度として当該経費を増額することができる。この場合において、当該増額に係る経費を支弁するために必要な金額は、雇用安定資金からこの勘定の歳入に組み入れることができる。

3　財政融資資金特別会計において、次の各号に該当する場合においては、当該各号に掲げる措置をとることができる。

（1）　第7条第1項ただし書の規定により公債の発行収入金が増加したとき。当該増加額に相当する金額の財政融資資金への繰入れに必要な経費の増額

（2）　第7条第1項ただし書、第2項後段及び第3項の規定により公債の発行が増加したため、公債の利子及び発行に関する諸費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

4　国債整理基金特別会計において、次の各号に該当する場合においては、当該各号に掲げる措置をとることができる。

（1）　前年度発行の償還期間1年以下の国債の償還が予定より増加したため、債務償還費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（2）　予見し難い国債の市場環境の変化への対応等に伴い国債の買入消却が予定より増加したため、債務償還費に不足を生ずるとき。20,000,000,000千円を限度とする当該経費の増額

5　食糧管理特別会計の各勘定において、次の各号に該当する場合においては、当該各号に掲げる措置をとることができる。

（1）　国内麦管理勘定において、国内麦の民間流通数量及び買入数量が予算において予定した数量に比して著しく減少することにより、輸入食糧管理勘定において、予算において予定した数量を著しく超えて輸入食糧を買い入れる必要が生じたため、輸入食糧買入費又は輸入食糧管理費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（2）　業務勘定において、やむを得ない事由による給与若しくは退職手当の支給又は災害復旧に必要な経費（これらの経費の支出に伴い必要となる経費を含む。次項において同じ。）に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（3）　国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定において、業務勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額。ただし、当該不足が前号に規定する事由以外の事由により生ずる場合においては、当該不足する勘定以外の勘定の業務勘定への繰入れに必要な経費について、当該不足する勘定の当該経費の増額分に相当する額を減額しなければならない。

（4）　調整勘定において、国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（5）　国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、輸入飼料又は業務の各勘定において、調整勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額

（６）　調整勘定において、国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定又は輸入飼料の各勘定における経費の財源の不足をうめるため、当該各勘定への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。当該各勘定のその不足額を限度とする当該各勘定への繰入れに必要な経費の増額

6　国立学校、国立病院、国民年金(福祉年金勘定に限る。)、国有林野事業、国営土地改良事業、道路整備、治水、港湾整備及び空港整備の各特別会計において、一般会計からの受入金(当該受入金に関連して増加する収入を含む。)又はその他の収入(借入金を除く。以下この項において同じ。)が予算額に比して増加する場合には、第１項の規定によるもののほか、当該増加額の範囲内で、事業のため直接必要な経費(その他の収入が増加する場合にあっては、やむを得ない事由による給与若しくは退職手当の支給又は災害復旧に必要な経費に限る。)の支出に充てるため、当該特別会計の経費を増額することができる。

7　道路整備、治水(治水勘定に限る。)、港湾整備(港湾整備勘定に限る。)及び都市開発資金融通の各特別会計において、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第２条第１項第１号に該当する事業に要する資金として貸し付けた無利子の貸付金及び「平成７年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」第３条第２項の規定による無利子の貸付金の償還による収入が予算額に比して増加する場合には、当該増加額の範囲内で、産業投資特別会計への繰入れに必要な経費の支出に充てるため、当該特別会計の経費を増額することができる。

8　前各項の規定により経費を増額する場合においては、「財政法」第35条第２項、第３項及び第４項並びに第36条の規定の例による。

（予算の移用）

第15条　「財政法」第33条第１項ただし書の規定により、各特別会計において移用することができる場合は、第１表から第３表までに掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合とする。

第１表　特別会計(勘定区分のある特別会計にあっては、各勘定)の各項の間の移用

特別会計	移用することができる項
登記、財政融資資金、外国為替資金、船員保険、国民年金	各項

第２表　特別会計の一部の勘定の項の間の移用

特別会計	勘定	移用することができる項
電源開発促進対策	電源立地	電源立地対策費、事務取扱費、諸支出金、周辺地域整備資金へ繰入、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	電源利用	電源利用対策費、事務取扱費、諸支出金、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
石油及びエネルギー需給構造高度化対策	石油及びエネルギー需給構造高度化	石油安定供給対策費、石油生産流通合理化対策費、エネルギー需給構造高度化対策費、事務処理費、諸支出金、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	石炭	各項
厚生保険	健康、年金、児童手当	各項
	業務	業務取扱費、施設整備費、保健事業費、福祉施設事業費、年金資金運用基金出資、児童手当拠出金児童手当勘定へ繰入、諸支出金の各項
国立病院	病院	病院経営費、看護師等養成費、施設整備費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	療養所	療養所経営費、看護師等養成費、施設整備費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
労働保険	労災	保険給付費、業務取扱費、施設整備費、労働福祉事業費、他勘定へ繰入の各項
	雇用	失業等給付費、業務取扱費、施設整備費、雇用安定等事業費、他勘定へ繰入の各項
	徴収	各項
食糧管理	国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、輸入飼料	返還金等他勘定へ繰入の項を除く各項
農業共済再保険	農業、家畜、果樹、園芸施設	各項
国有林野事業	治山	各項
自動車損害賠償保障事業	保障、保険料等充当交付金	各項
	自動車事故対策	自動車事故対策費と保障勘定へ繰入

治水		河川事業費、河川総合開発事業費、水資源開発事業交付金、砂防事業費、建設機械整備費、都市水環境整備事業費、治水事業工事諸費の各項
		北海道河川事業費、北海道河川総合開発事業費、北海道砂防事業費、北海道建設機械整備費、北海道都市水環境整備事業費の各項
	特定多目的ダム建設工事	多目的ダム建設事業費と工事諸費等治水勘定へ繰入
港湾整備	港湾整備	港湾事業費、埠頭整備等資金貸付金、港湾事業等工事諸費の各項
	特定港湾施設工事	各項

第3表　特別会計の一部の項の間の移用

特別会計	移用することができる項
国立学校	国立学校、大学附属病院、研究所、施設整備費、特別施設整備費、船舶建造費、特別施設整備資金へ繰入、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
国営土地改良事業	土地改良事業費及び離島土地改良事業費の各項と土地改良事業工事諸費
特許	事務取扱費、施設整備費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
道路整備	道路事業費、街路事業費、建設機械整備費、道路環境整備事業費、首都高速道路公団等事業助成費、有料道路整備等資金貸付金、道路事業工事諸費の各項
	北海道道路事業費、北海道街路事業費、北海道建設機械整備費、北海道道路環境整備事業費の各項
	離島道路事業費と離島道路環境整備事業費
	沖縄道路事業費と沖縄道路環境整備事業費
	道路事業資金貸付金と街路事業資金貸付金
自動車検査登録	業務取扱費と施設整備費
都市開発資金融通	都市開発資金貸付金、事務取扱費、国債整理基金特別会計へ繰入の各項
空港整備	空港整備事業費と航空機騒音対策事業資金貸付金
	空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費、沖縄空港整備事業費及び航空路整備事業費の各項と空港等整備事業工事諸費
	空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費及び沖縄空港整備事業費の各項と航空路整備事業費

（再保険契約の限度額）

第16条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による再保険契約の金額の限度は、平成15年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	根拠規定	限度額
地震再保険	「地震保険に関する法律」第3条第3項	1回の地震等により支払うべき再保険金の総額 3,752,670,000千円
貿易再保険	「貿易保険法」第58条	独立行政法人日本貿易保険を相手方とする次の各保険ごとの再保険金額の総額 普通輸出保険　15,440,000,000 輸出代金保険　16,340,000,000 為替変動保険　50,000,000 輸出手形保険　1,410,000,000 輸出保証保険　120,000,000 前払輸入保険　30,000,000 仲介貿易保険　560,000,000 海外投資保険　540,000,000 海外事業資金貸付保険 570,000,000 独立行政法人日本貿易保険が負う再保険責任についての再保険の再保険金額の総額 200,000,000

（電源開発促進対策特別会計の電源開発促進税収入の各勘定への帰属）

第17条　「電源開発促進対策特別会計法」の規定により平成15年度において電源立地勘定及び電源利用勘定の歳入に組み入れる電源開発促進税収入の金額は、電源立地勘定にあっては電源開発促進税収入の425分の190に相当する金額とし、電源利用勘定にあっては電源開発促進税収入の425分の235に相当する金額とする。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(仮称)による改正前の「電源開発促進法」の規定により納付される電源開発促進税収入に係る電源立地勘定及び電源利用勘定の

官報（号外）

歳入に組み入れる金額は、電源立地勘定にあっては電源開発促進税収入の445分の190に相当する金額とし、電源利用勘定にあっては電源開発促進税収入の445分の255に相当する金額とする。

（外国為替資金特別会計の決算上の剰余金の一般会計の歳入への繰入れ）

第18条　「外国為替資金特別会計法」第13条の規定により平成15年度において外国為替資金特別会計から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、1,500,000,000千円とする。

（財政融資資金等の長期運用予定額）

第19条　平成15年度における「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第２条第１項に規定する財政融資資金の長期運用予定額は、「国債整理基金特別会計法」第５条第１項の規定による起債に応ずるための運用400,000,000千円のほか、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、（１）「独立行政法人福祉医療機構法」の規定により社会福祉・医療事業団が解散し、その業務が独立行政法人福祉医療機構に承継されたときにおいて、右欄に定める社会福祉・医療事業団の長期運用予定額（第３項の規定により増額された場合には、当該増額された後の金額）のうち運用するに至っていない金額がある場合には、この金額を右欄に定める独立行政法人福祉医療機構の長期運用予定額に加えるものとし、（２）「独立行政法人緑資源機構法」の規定により緑資源公団が解散し、その業務が独立行政法人緑資源機構に承継されたときにおいて、右欄に定める緑資源公団の長期運用予定額（第３項の規定により増額された場合には、当該増額された後の金額）のうち運用するに至っていない金額がある場合には、この金額を右欄に定める独立行政法人緑資源機構の長期運用予定額に加えるものとし、（３）「独立行政法人水資源機構法」の規定により水資源開発公団が解散し、その業務が独立行政法人水資源機構に承継されたときにおいて、右欄に定める水資源開発公団の長期運用予定額（第３項の規定により増額された場合には、当該増額された後の金額）のうち運用するに至っていない金額がある場合には、この金額を右欄に定める独立行政法人水資源機構の長期運用予定額に加えるものとし、（４）「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法」の規定により日本鉄道建設公団及び運輸施設整備事業団が解散し、その業務が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に承継されたときにおいて、右欄に定める日本鉄道建設公団及び運輸施設整備事業団の長期運用予定額（第３項の規定により増額された場合には、当該増額された後の金額）のうち運用するに至っていない金額がある場合には、これらの金額を右欄に定める独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の長期運用予定額に加えるものとし、（５）「石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律」の規定により金属鉱業事業団が解散し、その業務が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に承継されたときにおいて、右欄に定める金属鉱業事業団の長期運用予定額（第３項の規定により増額された場合には、当該増額された後の金額）のうち運用するに至っていない金額がある場合には、この金額を右欄に定める独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の長期運用予定額に加えるものとする。

区分	長期運用予定額
（国）	
1 国立学校特別会計	55,300,000千円
2 国立病院特別会計	60,900,000
3 国営土地改良事業特別会計	39,400,000
4 都市開発資金融通特別会計	13,000,000
5 空港整備特別会計	53,600,000
（政府関係機関）	
6 国民生活金融公庫	2,850,000,000
7 住宅金融公庫	1,994,700,000
8 農林漁業金融公庫	185,000,000
9 中小企業金融公庫	897,500,000
10 沖縄振興開発金融公庫	159,700,000
11 日本政策投資銀行	603,000,000
12 国際協力銀行	922,400,000
（公団、事業団等）	
13 日本道路公団	1,543,000,000
14 緑資源公団	5,100,000
15 首都高速道路公団	319,000,000
16 水資源開発公団	13,200,000
17 阪神高速道路公団	250,400,000
18 日本鉄道建設公団	34,700,000
19 本州四国連絡橋公団	100,400,000
20 地域振興整備公団	26,600,000
21 都市基盤整備公団	900,100,000
22 金属鉱業事業団	500,000
23 環境事業団	1,000,000
24 社会福祉・医療事業団	177,900,000
25 運輸施設整備事業団	8,000,000
26 日本私立学校振興・共済事業団	22,000,000
27 日本育英会	227,600,000
28 独立行政法人福祉医療機構	205,400,000
29 独立行政法人緑資源機構	5,800,000
30 独立行政法人水資源機構	32,500,000

31　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	53,100,000千円
32　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	400,000
33　商　工　組　合　中　央　金　庫	10,000,000
（地　方　公　共　団　体）	
34　地　方　公　共　団　体	5,070,000,000

2　平成15年度における「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第５条において準用する同法第２条第１項に規定する長期運用予定額は、「日本郵政公社法」第24条第３項第４号に規定する郵便貯金資金の地方公共団体に対する運用1,000,000,000千円及び同項第５号に規定する簡易生命保険資金の地方公共団体に対する運用1,620,000,000千円とする。

3　予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第１項第６号から第34号までの各号に掲げる区分ごとの長期運用予定額及び前項の長期運用予定額の増額を必要とする特別の事由があるときは、

（１）　第１項第６号から第27号までの各号、第33号、第34号及び前項にあっては、当該各号及び前項に定める金額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、

（２）　独立行政法人福祉医療機構にあっては、「独立行政法人福祉医療機構法」の施行前に社会福祉・医療事業団の長期運用予定額がこの項の規定により増額されなかったときは、この長期運用予定額の100分の50に相当する金額を独立行政法人福祉医療機構の長期運用予定額の100分の50に相当する金額に加算した金額の範囲内において、「独立行政法人福祉医療機構法」の施行前に社会福祉・医療事業団の長期運用予定額がこの項の規定により増額されたときは、この長期運用予定額の100分の50に相当する金額から当該増額された金額を控除した金額を独立行政法人福祉医療機構の長期運用予定額の100分の50に相当する金額に加算した金額の範囲内において、

（３）　独立行政法人緑資源機構にあっては、「独立行政法人緑資源機構法」の施行前に緑資源公団の長期運用予定額がこの項の規定により増額されなかったときは、この長期運用予定額の100分の50に相当する金額を独立行政法人緑資源機構の長期運用予定額の100分の50に相当する金額に加算した金額の範囲内において、「独立行政法人緑資源機構法」の施行前に緑資源公団の長期運用予定額がこの項の規定により増額されたときは、この長期運用予定額の100分の50に相当する金額から当該増額された金額を控除した金額を独立行政法人緑資源機構の長期運用予定額の100分の50に相当する金額に加算した金額の範囲内において、

（４）　独立行政法人水資源機構にあっては、「独立行政法人水資源機構法」の施行前に水資源開発公団の長期運用予定額がこの項の規定により増額されなかったときは、この長期運用予定額の100分の50に相当する金額を独立行政法人水資源機構の長期運用予定額の100分の50に相当する金額に加算した金額の範囲内において、「独立行政法人水資源機構法」の施行前に水資源開発公団の長期運用予定額がこの項の規定により増額されたときは、この長期運用予定額の100分の50に相当する金額から当該増額された金額を控除した金額を独立行政法人水資源機構の長期運用予定額の100分の50に相当する金額に加算した金額の範囲内において、

（５）　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構にあっては、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法」の施行前に日本鉄道建設公団及び運輸施設整備事業団の長期運用予定額がこの項の規定により増額されなかったときは、これらの長期運用予定額の合算額の100分の50に相当する金額を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の長期運用予定額の100分の50に相当する金額に加算した金額の範囲内において、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法」の施行前に日本鉄道建設公団及び運輸施設整備事業団の長期運用予定額がこの項の規定により増額されたときは、これらの長期運用予定額の合算額の100分の50に相当する金額から当該増額された金額を控除した金額を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の長期運用予定額の100分の50に相当する金額に加算した金額の範囲内において、

（６）　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構にあっては、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」の施行前に金属鉱業事業団の長期運用予定額がこの項の規定により増額されなかったときは、この長期運用予定額の100分の50に相当する金額を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の長期運用予定額の100分の50に相当する金額に加算した金額の範囲内において、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」の施行前に金属鉱業事業団の長期運用予定額がこの項の規定により増額されたときは、この長期運用予定額の100分の50に相当する金額から当該増額された金額を控除した金額を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の長期運用予定額の100分の50に相当する金額に加算した金額の範囲内において、

それぞれの長期運用予定額を増額することができる。ただし、当該各号の増額の合計額が当該各号に定める金額の合計額の100分の25に相当する金額を超えてはならない。

（俸給予算等の制限）

第20条　俸給予算の執行に当たっては、歳入歳出予定計算書に掲げる政府職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

（所管及び勘定名の変更）

第21条　「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律」（仮称）の施行により、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の所管が財務省及び経済産業省から財務省、経済産業省及び環境省になるまでの間は、「財務省、経済産業省及び環境省所管」とあるのは、「財務省及び経済産業省所管」と読み替えるものとする。

2　「発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計法の一部を改正する法律」（仮称）の施行により、電源開発促進対策特別会計電源多様化勘定が電源利用勘定になるまでの間は、「電源利用勘定」とあるのは、「電源多様化勘定」と読み替えるものとする。

甲号　歳入歳出予算

所管	特別会計	歳入			歳出	
		款	項	金額(千円)	項	金額(千円)
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金					
	交付税及び譲与税配付金勘定	他会計より受入		17,398,800,109	地方交付税交付金	18,069,295,081
			一般会計より受入	17,398,800,109	地方特例交付金	1,006,168,000
		租税		714,500,000	地方譲与税譲与金	693,900,000
			地方道路税	303,500,000	事務費	391,781
			石油ガス税	14,000,000	諸支出金	500
			航空機燃料税	16,000,000	国債整理基金特別会計へ繰入	47,271,057,987
			自動車重量税	371,000,000	予備費	2,600,000
			特別とん税	10,000,000		
		借入金		48,527,710,987		
			借入金	48,527,710,987		
		前年度剰余金受入		576,900,453		
			前年度剰余金受入	576,900,453		
		雑収入		1,800		
			雑収入	1,800		
		合計		67,217,913,349	合計	67,043,413,349
	交通安全対策特別交付金勘定	交通反則者納金		82,691,936	交通安全対策特別交付金	82,169,875
			交通反則者納金	82,691,936	諸支出金	636,765
		前年度剰余金受入		6,960,158	予備費	200,000
			前年度剰余金受入	6,960,158		
		雑収入		1,817		
			雑収入	1,817		
		合計		89,653,911	合計	83,006,640

官報（号外）

法務省	登記	登記手数料収入		101,469,172	事務取扱費	172,514,536
			登記印紙収入	97,788,398	施設整備費	5,239,409
			登記情報提供等手数料収入	3,680,774	国債整理基金特別会計へ繰入	61,000
		他会計より受入		74,346,157	予備費	700,000
			一般会計より受入	74,346,157		
		雑収入		154,293		
			雑収入	154,293		
		前年度剰余金受入		11,060,726		
			前年度剰余金受入	11,060,726		
		合計		187,030,348	合計	178,514,945
財務省	財政融資資金	資金運用収入		12,156,511,446	事務費	6,066,938
			運用利殖金収入	12,156,511,446	諸支出金	7,731,602,123
		公債金		30,010,000,000	財政融資資金へ繰入	30,010,000,000
			公債金	30,010,000,000	国債整理基金特別会計へ繰入	13,548,802,692
		財政融資資金より受入		12,207,285,210	予備費	80,000
			財政融資資金より受入	12,207,285,210		
		雑収入		161,944,155		
			雑収入	161,944,155		
		合計		54,535,740,811	合計	51,296,551,753
	国債整理基金	他会計より受入		82,110,122,983	国債整理基金支出	157,978,290,844
			他会計より受入	82,110,122,983	一般会計へ繰入	163,603,771
		租税		246,300,000		
			たばこ特別税	246,300,000		
		公債金		74,968,985,387		
			公債金	74,968,985,387		
		資産処分収入		370,400,000		

			株式売払収入	370,400,000		
		配当金収入		2,400,000		
			配当金収入	2,400,000		
		運用収入		241,387,493		
			運用収入	241,387,493		
		前年度剰余金受入		9,163,603,771		
			前年度剰余金受入	9,163,603,771		
		雑収入		38,694,981		
			雑収入	38,694,981		
		合計		167,141,894,615	合計	158,141,894,615
	外国為替資金	外国為替等売買差益		150,000,000	事務取扱費	1,237,795
			外国為替等売買差益	150,000,000	諸支出金	30,158,740
		運用収入		1,471,805,430	国債整理基金特別会計へ繰入	306,836,827
			運用収入	1,471,805,430	予備費	450,000,000
		雑収入		950		
			雑収入	950		
		合計		1,621,806,380	合計	788,233,362
	産業投資					
	産業投資勘定	運用収入		43,776,693	産業投資支出	44,700,000
			運用金回収	4,628,400	事務費	123,468
			利子収入	805,579	国債整理基金特別会計へ繰入	2,567
			納付金	8,754,814	予備費	600,000
			配当金収入	29,587,900		
		前年度剰余金受入		1,649,332		
			前年度剰余金受入	1,649,332		
		雑収入		10		

官　報（号外）

			雑　収　入	10			
		合　計		45,426,035	合　計		45,426,035
	社会資本整備勘定	他会計より受入		225,437,940	治水事業資金貸付金		20,000
			他会計より受入	225,437,940	道路整備事業資金貸付金		89,472,000
		償還金収入		58,481,143	港湾事業資金貸付金		119,000
			償還金収入	58,481,143	住宅建設等事業資金貸付金		1,400,000
		前年度剰余金受入		6,295,167	都市計画事業資金貸付金		582,000
			前年度剰余金受入	6,295,167	水産基盤整備事業資金貸付金		943,000
		雑　収　入		28,813	改革推進公共投資公立文教施設整備資金貸付金		71,407
			雑　収　入	28,813	改革推進公共投資社会福祉施設整備資金貸付金		12,367
					改革推進公共投資卸売市場施設整備資金貸付金		261
					改革推進公共投資治水事業資金貸付金		3,488,694
					改革推進公共投資急傾斜地崩壊対策事業資金貸付金		12,655
					改革推進公共投資治山事業資金貸付金		1,594,334
					改革推進公共投資海岸事業資金貸付金		802,395
					改革推進公共投資道路整備事業資金貸付金		8,520,090
					改革推進公共投資港湾事業資金貸付金		587,290
					改革推進公共投資住宅建設等事業資金貸付金		21,154
					改革推進公共投資都市計画事業資金貸付金		367,629
					改革推進公共投資廃棄物処理施設整備事業資金貸付金		652,022
					改革推進公共投資農業生産基盤整備事業資金貸付金		2,316,878
					改革推進公共投資農村整備事業資金貸付金		2,463,122

					改革推進公共投資農地等保全事業資金貸付金	1,233,577
					改革推進公共投資森林保全整備事業資金貸付金	867,702
					改革推進公共投資森林環境整備事業資金貸付金	23,769
					改革推進公共投資水産基盤整備事業資金貸付金	332,425
					民間能力活用施設整備事業資金貸付金	47,700,000
					一般会計へ繰入	126,610,479
					事務費	28,313
					予備費	500
		合計		290,243,063	合計	290,243,063
	地震再保険	再保険料収入		35,487,780	再保険費	49,878,198
			再保険料収入	35,487,780	事務取扱費	130,000
		雑収入		14,520,918	予備費	500
			雑収入	14,520,918		
		合計		50,008,698	合計	50,008,698
財務省、文部科学省及び経済産業省	電源開発促進対策					
	電源立地勘定	租税		160,900,000	電源立地対策費	212,471,092
			電源開発促進税	160,900,000	独立行政法人原子力安全基盤機構運営費	7,662,442
		前年度剰余金受入		89,772,048	事務取扱費	3,583,934
			前年度剰余金受入	89,772,048	諸支出金	100
		雑収入		46,589	周辺地域整備資金へ繰入	26,000,000
			雑収入	46,589	国債整理基金特別会計へ繰入	1,069
					予備費	1,000,000
		合計		250,718,637	合計	250,718,637

官　報（号　外）

	電源利用勘定	租税		207,600,000	電源利用対策費	206,658,752
			電源開発促進税	207,600,000	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	17,584,598
		前年度剰余金受入		26,456,512		
			前年度剰余金受入	26,456,512	独立行政法人原子力安全基盤機構運営費	4,557,419
		雑収入		734,724	事務取扱費	3,481,819
			雑収入	734,724	諸支出金	100
					国債整理基金特別会計へ繰入	8,548
					予備費	2,500,000
		合計		234,791,236	合計	234,791,236
財務省、経済産業省及び環境省	石油及びエネルギー需給構造高度化対策					
	石油及びエネルギー需給構造高度化勘定	他会計より受入		441,000,000	石油安定供給対策費	370,511,260
			一般会計より受入	441,000,000	石油生産流通合理化対策費	49,962,464
		石油証券及借入金収入		906,368,000	エネルギー需給構造高度化対策費	187,188,207
			石油証券及借入金収入	906,368,000		
		備蓄石油売払代		17,494,340	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	47,271,650
			備蓄石油売払代	17,494,340	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構出資	80,000
		前年度剰余金受入		181,700,676		
			前年度剰余金受入	181,700,676	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	762,163
		雑収入		347,197	事務処理費	3,941,835
			雑収入	347,197	諸支出金	200
					国債整理基金特別会計へ繰入	884,132,434
					予備費	3,060,000
		合計		1,546,910,213	合計	1,546,910,213
	石炭勘定	租税		38,000,000	事務処理費	1,812
			関税	38,000,000	諸支出金	100

		前年度剰余金受入		4,040,034	国債整理基金特別会計へ繰入	23,863,606
			前年度剰余金受入	4,040,034		
		雑収入		362,842		
			雑収入	362,842		
		合計		42,402,876	合計	23,865,518
財務省及び国土交通省	特定国有財産整備	国有財産処分収入		73,277,719	特定国有財産整備費	19,924,656
			国有財産売払収入	73,277,719	事務取扱費	1,942,266
		他会計より受入		8,582,580	国債整理基金特別会計へ繰入	82,694,806
			一般会計より受入	8,582,580	予備費	40,000
		前年度剰余金受入		21,327,015		
			前年度剰余金受入	21,327,015		
		雑収入		1,414,414		
			雑収入	1,414,414		
		合計		104,601,728	合計	104,601,728
文部科学省	国立学校	他会計より受入		1,525,606,469	国立学校	1,602,238,236
			一般会計より受入	1,525,606,469	大学附属病院	623,200,322
		借入金		55,300,000	研究所	178,058,663
			借入金	55,300,000	産学連携等研究費	113,916,205
		附属病院収入		595,712,708	施設整備費	152,515,548
			附属病院収入	595,712,708	沖縄国立高等専門学校施設整備費	6,734,981
		授業料及入学検定料		359,455,776	特別施設整備費	17,351,014
			授業料及入学検定料	359,455,776	船舶建造費	661,234
		学校財産処分収入		12,180,683	特別施設整備資金へ繰入	915,554
			学校財産処分収入	12,180,683	国債整理基金特別会計へ繰入	108,437,236
		特定学校財産処分収入		22,086,000	予備費	500,000
			特定学校財産処分収入	22,086,000		

官報（号外）

		積立金より受入		16,500,000			
			積立金より受入	16,500,000			
		雑収入		189,392,566			
			産学連携等研究収入	118,006,417			
			雑収入	71,386,149			
		前年度剰余金受入		28,294,791			
			前年度剰余金受入	28,294,791			
		合計		2,804,528,993	合計	2,804,528,993	
厚生労働省	厚生保険						
	健康勘定	保険収入		7,426,488,276	保険給付費	3,922,771,991	
			保険料収入	6,545,539,621	老人保健拠出金	2,158,124,013	
			一般会計より受入	880,648,449	退職者給付拠出金	697,058,149	
			日雇拠出金収入	300,206	介護納付金	440,630,572	
		運用収入		937	保健事業費等業務勘定へ繰入	121,359,430	
			運用収入	937	事業運営安定資金へ繰入	37,640,698	
		借入金		1,479,228,213	借入金償還金	1,479,228,213	
			借入金	1,479,228,213	諸支出金	24,504,126	
		雑収入		15,599,766	予備費	40,000,000	
			雑収入	15,599,766			
		合計		8,921,317,192	合計	8,921,317,192	
	年金勘定	保険収入		32,697,229,445	保険給付費	21,108,542,795	
			保険料収入	21,078,711,514	国民年金特別会計へ繰入	10,298,563,650	
			一般会計より受入	4,104,518,651	福祉施設費等業務勘定へ繰入	210,554,950	
			船員保険特別会計より受入	13,581,737	諸支出金	127,707,898	
			国民年金特別会計より受入	1,392,064,118	予備費	633,000,000	

			解散厚生年金基金等徴収金	3,204,276,444		
			拠出金収入	37,319,147		
			存続組合等納付金	485,240,355		
			運用収入	2,381,517,479		
		年金資金運用基金納付金		36,253,894		
			年金資金運用基金納付金	36,253,894		
		雑収入		11,572,636		
			雑収入	11,572,636		
		合計		32,745,055,975	合計	32,378,369,293
	児童手当勘定	拠出金収入		148,626,169	被用者児童手当交付金	232,708,004
			事業主拠出金収入	148,626,169	非被用者児童手当交付金	73,902,040
		他会計より受入		188,151,145	業務取扱費	11,005,125
			一般会計より受入	188,151,145	諸支出金	15,435
		積立金より受入		7,736,658	児童育成事業費	32,420,714
			積立金より受入	7,736,658	予備費	4,000,000
		雑収入		6,708		
			雑収入	6,708		
		前年度剰余金受入		9,530,638		
			前年度剰余金受入	9,530,638		
		合計		354,051,318	合計	354,051,318
	業務勘定	他会計より受入		86,140,932	業務取扱費	152,346,604
			一般会計より受入	86,140,932	施設整備費	3,721,044
		他勘定より受入		331,914,380	保健事業費	88,331,872
			他勘定より受入	331,914,380	福祉施設事業費	185,407,750

官報（号外）

		児童手当収入		146,226,843	特別保健福祉事業費	900,000
			児童手当収入	146,226,843	独立行政法人福祉医療機構運営費	116,870
		特別保健福祉事業資金より受入		9,000,000	特別保健福祉事業費補助	7,867,412
			特別保健福祉事業資金より受入	9,000,000	年金資金運用基金出資	6,014,173
		雑収入		16,265,806	児童手当拠出金児童手当勘定へ繰入	144,358,461
			雑収入	16,265,806	特別保健福祉事業費船員保険特別会計へ繰入	232,588
		前年度剰余金受入		363,921	諸支出金	15,108
			前年度剰余金受入	363,921	予備費	600,000
		合計		589,911,882	合計	589,911,882
	船員保険	保険収入		73,802,798	保険給付費	37,970,259
			保険料収入	66,307,613	老人保健拠出金	13,018,512
			一般会計より受入	5,545,731	退職者給付拠出金	3,350,239
			運用収入	1,949,454	介護納付金	2,963,912
		児童手当収入		97	業務取扱費	2,200,191
			児童手当収入	97	諸支出金	13,717,806
		他会計より受入		232,588	福祉事業費	4,438,324
			厚生保険特別会計より受入	232,588	児童手当拠出金厚生保険特別会計へ繰入	87
		積立金より受入		3,667,236	予備費	400,000
			積立金より受入	3,667,236		
		雑収入		356,611		
			雑収入	356,611		
		合計		78,059,330	合計	78,059,330
	国立病院					
	病院勘定	病院収入		447,369,023	病院経営費	447,006,127
			診療収入	447,369,023	医療技術開発等研究費	4,453,019
		他会計より受入		64,598,347	看護師等養成費	5,240,157

			一般会計より受入	64,598,347	施設整備費	47,326,075
		借入金		41,100,000	国債整理基金特別会計へ繰入	64,096,109
			借入金	41,100,000	予備費	100,000
		積立金より受入		4,162,000		
			積立金より受入	4,162,000		
		雑収入		10,992,117		
			医療技術開発等研究収入	5,572,926		
			雑収入	5,419,191		
		合計		568,221,487	合計	568,221,487
	療養所勘定	療養所収入		334,409,733	療養所経営費	350,679,189
			診療収入	334,409,733	医療技術開発等研究費	1,570,507
		他会計より受入		47,833,724	看護師等養成費	2,193,311
			一般会計より受入	47,833,724	施設整備費	26,284,248
		借入金		19,800,000	国債整理基金特別会計へ繰入	30,712,502
			借入金	19,800,000	予備費	100,000
		積立金より受入		2,991,000		
			積立金より受入	2,991,000		
		雑収入		6,505,300		
			医療技術開発等研究収入	1,897,658		
			雑収入	4,607,642		
		合計		411,539,757	合計	411,539,757
	国民年金					
	基礎年金勘定	拠出金等収入		15,373,923,218	基礎年金給付費	11,361,995,189
			拠出金等収入	15,365,189,873	基礎年金相当給付費繰入及交付金	4,143,792,618
			運用収入	8,733,345	諸支出金	208,478
		雑収入		6,336,239	予備費	462,200,000

官　報（号外）

			雑収入	6,336,239			
		前年度剰余金受入		587,936,828			
			前年度剰余金受入	587,936,828			
		合計		15,968,196,285	合計		15,968,196,285
	国民年金勘定	保険収入		6,000,792,064	国民年金給付費		2,306,874,199
			保険料収入	2,197,650,562	基礎年金勘定へ繰入		3,485,304,302
			一般会計より受入	1,496,285,267	諸支出金		36,112,155
			基礎年金勘定より受入	2,153,429,367	福祉施設費等業務勘定へ繰入		85,988,582
			運用収入	153,426,868	予備費		69,000,000
		年金資金運用基金納付金		8,758,292			
			年金資金運用基金納付金	8,758,292			
		雑収入		3,306,194			
			雑収入	3,306,194			
		合計		6,012,856,550	合計		5,983,279,238
	福祉年金勘定	他会計より受入		27,602,518	福祉年金給付費		27,702,689
			一般会計より受入	27,602,518	諸支出金		5,500
		雑収入		95,859	予備費		139,000
			雑収入	95,859			
		前年度剰余金受入		148,812			
			前年度剰余金受入	148,812			
		合計		27,847,189	合計		27,847,189
	業務勘定	他会計より受入		72,913,570	業務取扱費		142,316,347
			一般会計より受入	72,913,570	施設整備費		939,635
		他勘定より受入		85,988,582	福祉施設費		16,039,832
			国民年金勘定より受入	85,988,582	年金資金運用基金出資		60,749
		雑収入		65,768	予備費		500,000

			雑　収　入	65,768		
		前年度剰余金受入		888,643		
			前年度剰余金受入	888,643		
		合　計		159,856,563	合　計	159,856,563
	労働保険					
	労災勘定	保険収入		1,265,085,687	保険給付費	811,715,478
			他勘定より受入	1,043,912,712	業務取扱費	52,512,433
			一般会計より受入	1,307,000	施設整備費	5,323,635
			未経過保険料受入	28,955,885	労働福祉事業費	265,531,178
			支払備金受入	190,910,090	独立行政法人産業安全研究所運営費	655,679
		雑　収　入		150,845,167	独立行政法人産業安全研究所施設整備費	119,050
			雑　収　入	150,845,167	独立行政法人産業医学総合研究所運営費	975,949
					独立行政法人産業医学総合研究所施設整備費	586,270
					独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	83,472
					他勘定へ繰入	58,138,443
					予備費	15,000,000
		合　計		1,415,930,854	合　計	1,210,641,587
	雇用勘定	保険収入		3,084,143,042	失業等給付費	2,347,544,004
			他勘定より受入	2,549,370,042	業務取扱費	88,364,926
			一般会計より受入	534,773,000	施設整備費	8,009,473
		運用収入		1,943,681	雇用安定等事業費	535,239,263
			運用収入	1,943,681	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費	9,419,512
		積立金より受入		51,425,226	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	1,603,461
			積立金より受入	51,425,226	独立行政法人雇用・能力開発機構運営費	12,786,416
		雇用安定資金より受入		68,884,711	他勘定へ繰入	30,285,664

官報（号外）

			雇用安定資金より受入	68,884,711	予備費	189,000,000
		雑収入		15,856,059		
			雑収入	15,856,059		
		合計		3,222,252,719	合計	3,222,252,719
	徴収勘定	保険収入		3,592,234,975	保険料返還金	55,780,109
			保険料収入	3,591,334,681	業務取扱費	42,738,030
			印紙収入	900,294	他勘定へ繰入	3,593,282,754
		他勘定より受入		88,424,107	予備費	100,000
			他勘定より受入	88,424,107		
		雑収入		1,047,779		
			雑収入	1,047,779		
		前年度剰余金受入		10,194,032		
			前年度剰余金受入	10,194,032		
		合計		3,691,900,893	合計	3,691,900,893
農林水産省	食糧管理					
	国内米管理勘定	食糧管理収入		45,438,965	国内米買入費	34,697,259
			国内米売払代	45,438,965	国内米管理費	184,422,130
		他勘定より受入		958,389,086	返還金等他勘定へ繰入	752,664,032
			他勘定より受入	958,389,086	予備費	35,000,000
		雑収入		2,955,370		
			雑収入	2,955,370		
		合計		1,006,783,421	合計	1,006,783,421
	国内麦管理勘定	食糧管理収入		173,239	国内麦買入費	745,649
			国内麦売払代	173,239	国内麦管理費	108,639,213
		他勘定より受入		111,819,066	返還金等他勘定へ繰入	608,467
			調整勘定より受入	111,819,066	予備費	2,000,000

		雑　収　入		1,024		
			雑　収　入	1,024		
		合　計		111,993,329	合　計	111,993,329
	輸入食糧管理勘定	食糧管理収入		288,534,721	輸入食糧買入費	219,804,640
			輸入食糧売払代	288,534,721	輸入食糧管理費	31,431,091
		輸入食糧納付金収入		365,236	返還金等他勘定へ繰入	151,367,005
			輸入食糧納付金収入	365,236	予　備　費	70,000,000
		他勘定より受入		183,459,709		
			調整勘定より受入	183,459,709		
		雑　収　入		243,070		
			雑　収　入	243,070		
		合　計		472,602,736	合　計	472,602,736
	農産物等安定勘定	他勘定より受入		470,254	農産物等買入費	256,342
			調整勘定より受入	470,254	農産物等管理費	9,523
		雑　収　入		20	返還金等他勘定へ繰入	4,409
			雑　収　入	20	予　備　費	200,000
		合　計		470,274	合　計	470,274
	輸入飼料勘定	輸入飼料売払代		42,033,826	輸入飼料買入費	38,770,054
			輸入飼料売払代	42,033,826	輸入飼料管理費	2,084,271
		輸入麦等納付金収入		57	返還金等他勘定へ繰入	4,872,889
			輸入麦等納付金収入	57	予　備　費	10,000,000
		他会計より受入		900,000		
			一般会計より受入	900,000		
		他勘定より受入		12,793,030		
			調整勘定より受入	12,793,030		

官　報（号外）

		雑収入		301		
			雑収入	301		
		合計		55,727,214	合計	55,727,214
	業務勘定	他勘定より受入		139,881,866	事務費	53,117,610
			他勘定より受入	139,881,866	サイロ及倉庫運営費	494,171
		検査印紙収入		1,629,248	返還金調整勘定へ繰入	87,281,177
			検査印紙収入	1,629,248	予備費	2,000,000
		雑収入		1,381,844		
			雑収入	1,381,844		
		合計		142,892,958	合計	142,892,958
	調整勘定	他会計より受入		275,892,123	国債整理基金特別会計へ繰入	998,049,251
			一般会計より受入	275,892,123		
		他勘定より受入		938,649,158	食糧買入費等財源他勘定へ繰入	1,348,664,190
			他勘定より受入	938,649,158		
		食糧証券及借入金収入		1,132,160,000		
			食糧証券及借入金収入	1,132,160,000		
		雑収入		12,160		
			雑収入	12,160		
		合計		2,346,713,441	合計	2,346,713,441
	農業共済再保険					
	再保険金支払基金勘定	農業共済再保険金支払基金収入		17,837,094	再保険金支払財源他勘定へ繰入	17,837,986
			前年度繰越資金受入	17,837,094		
		雑収入		892		
			雑収入	892		
		合計		17,837,986	合計	17,837,986
	農業勘定	農業再保険収入		33,651,336	農業再保険費	25,370,600

			再保険料	5,099,962	農業共済組合連合会等補助及交付金	8,159,052
			一般会計より受入	28,425,755	予備費	11,000,000
			前年度繰越資金受入	125,619		
		支払基金受入		10,993,301		
			再保険金支払基金勘定より受入	10,993,301		
		雑収入		6,699		
			雑収入	6,699		
		合計		44,651,336	合計	44,529,652
	家畜勘定	家畜再保険収入		44,717,285	家畜再保険費	22,795,356
			再保険料	665,558	農業共済組合連合会等交付金	9,905,838
			一般会計より受入	32,001,838	予備費	4,200,000
			前年度繰越資金受入	12,049,889		
		雑収入		3,072		
			雑収入	3,072		
		合計		44,720,357	合計	36,901,194
	果樹勘定	果樹再保険収入		7,458,059	果樹再保険費	3,594,866
			再保険料	126,958	農業共済組合連合会等交付金	754,383
			一般会計より受入	3,930,516	予備費	6,000,000
			前年度繰越資金受入	3,400,585		
		支払基金受入		5,999,937		
			再保険金支払基金勘定より受入	5,999,937		
		雑収入		63		
			雑収入	63		
		合計		13,458,059	合計	10,349,249
	園芸施設勘定	園芸施設再保険収入		3,735,619	園芸施設再保険費	923,641
			一般会計より受入	3,011,567	農業共済組合連合会等交付金	2,052,542

官　報（号外）

			前年度繰越資金受入	724,052	予備費	1,600,000
		支払基金受入		844,748		
			再保険金支払基金勘定より受入	844,748		
		雑収入		1,489		
			雑収入	1,489		
		合計		4,581,856	合計	4,576,183
	業務勘定	他会計より受入		1,322,009	農業共済再保険業務費	1,321,063
			一般会計より受入	1,322,009	予備費	1,000
		雑収入		53		
			雑収入	53		
		前年度剰余金受入		1		
			前年度剰余金受入	1		
		合計		1,322,063	合計	1,322,063
	森林保険	森林保険収入		16,592,869	森林保険費	3,204,418
			保険料	4,197,900	森林保険業務費	1,626,731
			前年度繰越資金受入	12,394,969	予備費	1,400,000
		雑収入		66,735		
			雑収入	66,735		
		合計		16,659,604	合計	6,231,149
	漁船再保険及漁業共済保険					
	漁船普通保険勘定	漁船再保険収入		9,815,108	漁船再保険費	2,443,029
			再保険料	594,438	漁船保険振興費	185,494
			一般会計より受入	7,288,104	漁船保険中央会交付金	6,746,835
			前年度繰越資金受入	1,932,566	予備費	800,000
		雑収入		416,813		

			雑収入	416,813		
		合計		10,231,921	合計	10,175,358
	漁船特殊保険勘定	漁船特殊再保険収入		230,200	漁船特殊再保険費	169,223
			特殊再保険料	169,223	漁船保険振興費	19,623
			前年度繰越資金受入	60,977	予備費	10,000
		雑収入		59,377		
			雑収入	59,377		
		合計		289,577	合計	198,846
	漁船乗組員給与保険勘定	給与再保険収入		38,905	給与再保険費	22,520
			給与再保険料	22,520	予備費	7,000
			前年度繰越資金受入	16,385		
		雑収入		16,286		
			雑収入	16,286		
		合計		55,191	合計	29,520
	漁業共済保険勘定	漁業共済保険収入		14,443,121	漁業共済保険費	2,715,102
			保険料	10	漁業共済組合連合会交付金	4,863,170
			一般会計より受入	7,680,008	予備費	200,000
			前年度繰越資金受入	6,763,103		
		雑収入		1,726		
			雑収入	1,726		
		合計		14,444,847	合計	7,778,272
	業務勘定	他会計より受入		1,199,072	業務取扱費	1,198,103
			一般会計より受入	1,199,072	予備費	1,000
		雑収入		30		
			雑収入	30		

官報（号外）

		前年度剰余金受入		1			
			前年度剰余金受入	1			
		合計		1,199,103	合計		1,199,103
	農業経営基盤強化措置	自作農創設特別措置収入		3,361,183	事務取扱費		2,432,968
			農地等売払収入	2,686,546	農地等買入諸費		499,096
			農地等貸付収入	674,637	元他会計所属農地売払収入等他会計へ繰入		74,721
		償還金収入		7,569,376	農地保有合理化促進対策費		43,608,880
			償還金収入	7,569,376	農業改良資金貸付金		9,936,067
		積立金より受入		4,873,590	就農支援資金貸付金		6,907,305
			積立金より受入	4,873,590	予備費		100,000
		雑収入		734,726			
			雑収入	734,726			
		前年度剰余金受入		47,020,162			
			前年度剰余金受入	47,020,162			
		合計		63,559,037	合計		63,559,037
	国有林野事業						
	国有林野事業勘定	国有林野事業収入		68,880,355	国有林野事業費		338,705,216
			業務収入	31,531,087	予備費		1,000,000
			林野等売払代	29,000,000			
			雑収入	8,349,268			
		他会計より受入		94,357,861			
			一般会計より受入	94,357,861			
		他勘定より受入		13,867,000			
			治山勘定より受入	13,867,000			
		借入金		162,600,000			
			借入金	162,600,000			
		合計		339,705,216	合計		339,705,216

	治山勘定	他会計より受入		147,187,322	治山事業費	118,787,203
			一般会計より受入	145,592,988	北海道治山事業費	12,985,087
			産業投資特別会計より受入	1,594,334	離島治山事業費	2,231,990
		地方公共団体工事費負担金収入		3,338,474	沖縄治山事業費	764,850
			地方公共団体工事費負担金収入	3,338,474	改革推進公共投資治山事業資金貸付金	1,594,334
		雑収入		23,262	治山事業工事諸費	14,230,445
			雑収入	23,262	予備費	100,000
		前年度剰余金受入		144,851		
			前年度剰余金受入	144,851		
		合計		150,693,909	合計	150,693,909
	国営土地改良事業	他会計より受入		243,989,779	土地改良事業費	174,879,857
			一般会計より受入	243,989,779	北海道土地改良事業費	82,147,507
		借入金		39,400,000	離島土地改良事業費	6,448,525
			借入金	39,400,000	沖縄土地改良事業費	7,084,277
		受託工事費受入		16,425,139	農業用施設災害復旧事業費	172,903
			受託工事費受入	16,425,139	受託工事費	15,988,282
		土地改良事業費負担金等収入		220,958,744	土地改良事業工事諸費	26,633,173
			土地改良事業費負担金収入	220,958,744	土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	68,313,224
		雑収入		1,657,151	国債整理基金特別会計へ繰入	144,576,962
			雑収入	1,657,151	予備費	1,300,000
		前年度剰余金受入		5,113,897		
			前年度剰余金受入	5,113,897		
		合計		527,544,710	合計	527,544,710
経済産業省	貿易再保険	再保険収入		28,727,331	再保険費	135,395,011
			再保険料収入	27,736,989	事務取扱費	790,622

官報（号外）

			回収金	990,342	予備費	11,000,000
		雑収入		65,889,480		
			雑収入	65,889,480		
		他会計より受入		5,250,000		
			一般会計より受入	5,250,000		
		前年度剰余金受入		98,349,248		
			前年度剰余金受入	98,349,248		
		合計		198,216,059	合計	147,185,633
	特許	特許料等収入		111,954,490	事務取扱費	108,433,717
			特許印紙収入	111,263,492	施設整備費	1,051,217
			特許料等収入	690,998	独立行政法人工業所有権総合情報館運営費	5,507,839
		他会計より受入		17,110	国債整理基金特別会計へ繰入	26,301
			一般会計より受入	17,110	予備費	600,000
		雑収入		1,627,094		
			雑収入	1,627,094		
		前年度剰余金受入		85,708,064		
			前年度剰余金受入	85,708,064		
		合計		199,306,758	合計	115,619,074
国土交通省	自動車損害賠償保障事業					
	保障勘定	保障事業収入		3,058,199	保障費	5,093,039
			賦課金収入	3,058,199	業務取扱費	1,554,514
		他勘定より受入		625,830	保障業務委託費	918,264
			他勘定より受入	625,830	予備費	500,000
		雑収入		1,580,090		
			雑収入	1,580,090		
		前年度剰余金受入		67,197,282		

			前年度剰余金受入	67,197,282		
		合　計		72,461,401	合　計	8,065,817
	自動車事故対策勘定	償還金収入		95,000	独立行政法人自動車事故対策機構運営費	4,981,279
			償還金収入	95,000	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	659,670
		積立金より受入		13,852,405	自動車事故対策費	11,726,998
			積立金より受入	13,852,405	保障勘定へ繰入	378,219
		雑収入		3,798,761		
			雑収入	3,798,761		
		合　計		17,746,166	合　計	17,746,166
	保険料等充当交付金勘定	再保険料及保険料収入		12,020	保険料等充当交付金	243,900,000
			再保険料及保険料収入	12,020	再保険及保険費	463,144,068
		積立金より受入		745,364,957	保障勘定へ繰入	247,611
			積立金より受入	745,364,957	予備費	40,000,000
		雑収入		1,914,702		
			雑収入	1,914,702		
		合　計		747,291,679	合　計	747,291,679
	道路整備	租税		703,300,000	道路事業費	1,872,039,456
			揮発油税	703,300,000	北海道道路事業費	291,308,000
		他会計より受入		2,541,571,090	街路事業費	139,043,000
			一般会計より受入	2,443,579,000	北海道街路事業費	25,653,000
			産業投資特別会計より受入	97,992,090	建設機械整備費	10,203,000
		地方公共団体工事費負担金収入		645,006,000	北海道建設機械整備費	5,317,000
			地方公共団体工事費負担金収入	645,006,000	離島道路事業費	36,094,000
					沖縄道路事業費	91,369,000
		償還金収入		91,062,972	道路環境整備事業費	456,548,000
			償還金収入	91,062,972	北海道道路環境整備事業費	29,976,000

官報（号外）

			附帯工事費負担金収入	52,321,000	離島道路環境整備事業費	173,000
		受託工事納付金収入		52,562,000	沖縄道路環境整備事業費	8,217,000
			受託工事納付金収入	52,562,000	独立行政法人土木研究所運営費	1,291,304
		前年度剰余金受入		30,271,000	独立行政法人土木研究所施設整備費	186,240
			前年度剰余金受入	30,271,000	地方道路整備臨時交付金	703,300,000
		雑収入		15,114,000	首都高速道路公団等事業助成費	85,717,000
			雑収入	15,114,000	有料道路整備等資金貸付金	32,074,000
					道路事業資金貸付金	88,272,000
					街路事業資金貸付金	1,200,000
					改革推進公共投資道路事業資金貸付金	8,520,090
					附帯工事費	50,587,000
					受託工事費	51,346,000
					道路事業工事諸費	83,184,237
					事務費	559,763
					産業投資特別会計へ繰入	55,529,972
					予備費	3,500,000
		合計		4,131,208,062	合計	4,131,208,062
	治水					
	治水勘定	他会計より受入		831,348,536	河川事業費	504,506,700
			一般会計より受入	827,839,842	北海道河川事業費	92,666,000
			産業投資特別会計より受入	3,508,694	河川総合開発事業費	119,030,286
		他勘定より受入		13,484,465	北海道河川総合開発事業費	13,209,165
			特定多目的ダム建設工事勘定より受入	13,484,465	水資源開発事業交付金	43,663,608
		地方公共団体工事費負担金収入		217,258,638	砂防事業費	170,222,020
			地方公共団体工事費負担金収入	217,258,638	北海道砂防事業費	11,421,234
					建設機械整備費	1,216,729
		電気事業者等工事費負担金収入		17,190,744	北海道建設機械整備費	213,000

			電気事業者等工事費負担金収入	17,190,744	離島治水事業費	6,823,000
		償還金収入		1,118,520	沖縄治水事業費	8,251,350
			償還金収入	1,118,520	都市水環境整備事業費	24,950,000
		附帯工事費負担金収入		7,304,500	北海道都市水環境整備事業費	2,316,000
			附帯工事費負担金収入	7,304,500	独立行政法人土木研究所運営費	1,364,390
		受託工事納付金収入		23,861,623	独立行政法人土木研究所施設整備費	116,400
			受託工事納付金収入	23,861,623	河川事業資金貸付金	20,000
		前年度剰余金受入		1,888,000	改革推進公共投資河川事業資金貸付金	1,847,250
			前年度剰余金受入	1,888,000	改革推進公共投資河川総合開発事業資金貸付金	502,079
		雑収入		7,165,000	改革推進公共投資砂防事業資金貸付金	1,139,365
			雑収入	7,165,000	附帯工事費	6,905,500
					受託工事費	21,477,600
					治水事業工事諸費	87,014,286
					事務費	325,544
					産業投資特別会計へ繰入	1,118,520
					予備費	300,000
		合計		1,120,620,026	合計	1,120,620,026
	特定多目的ダム建設工事勘定	他会計より受入		123,779,235	多目的ダム建設事業費	145,480,093
			一般会計より受入	123,779,235	北海道多目的ダム建設事業費	19,315,841
		地方公共団体工事費負担金収入		33,370,821	沖縄多目的ダム建設事業費	10,252,670
			地方公共団体工事費負担金収入	33,370,821	受託工事費	11,997,005
		電気事業者等工事費負担金収入		32,403,548	工事諸費等治水勘定へ繰入	13,484,465
			電気事業者等工事費負担金収入	32,403,548	電気事業者等工事費負担金還付金	2,531,000
		受託工事納付金収入		12,582,470	予備費	50,000
			受託工事納付金収入	12,582,470		

官　報（号外）

		前年度剰余金受入		894,000		
			前年度剰余金受入	894,000		
		雑収入		81,000		
			雑収入	81,000		
		合計		203,111,074	合計	203,111,074
	港湾整備					
	港湾整備勘定	他会計より受入		286,341,954	港湾事業費	226,368,576
			他会計より受入	286,341,954	北海道港湾事業費	52,588,260
		他勘定より受入		1,111,988	離島港湾事業費	28,146,640
			特定港湾施設工事勘定より受入	1,111,988	沖縄港湾事業費	29,572,140
		港湾管理者工事費負担金収入		67,757,703	埠頭整備等資金貸付金	2,340,700
			港湾管理者工事費負担金収入	67,757,703	港湾事業資金貸付金	119,000
		償還金収入		6,574,742	改革推進公共投資港湾事業資金貸付金	587,290
			償還金収入	6,574,742	受託工事費	12,821,289
		受託工事納付金収入		13,735,000	港湾事業等工事諸費	23,313,159
			受託工事納付金収入	13,735,000	産業投資特別会計へ繰入	3,072,817
		前年度剰余金受入		3,793,567	予備費	1,000,000
			前年度剰余金受入	3,793,567		
		雑収入		614,917		
			雑収入	614,917		
		合計		379,929,871	合計	379,929,871
	特定港湾施設工事勘定	他会計より受入		4,333,289	エネルギー港湾施設工事費	13,170,941
			一般会計より受入	4,333,289	工事諸費港湾整備勘定へ繰入	1,111,988
		港湾管理者工事費負担金収入		2,592,216	予備費	100,000
			港湾管理者工事費負担金収入	2,592,216		

		受益者工事費負担金収入		7,273,000		
			受益者工事費負担金収入	7,273,000		
		前年度剰余金受入		167,830		
			前年度剰余金受入	167,830		
		雑収入		16,594		
			雑収入	16,594		
		合計		14,382,929	合計	14,382,929
	自動車検査登録	検査登録印紙収入		44,505,837	業務取扱費	34,147,552
			検査登録印紙収入	44,505,837	施設整備費	1,787,582
		他会計より受入		1,917,155	独立行政法人交通安全環境研究所運営費	1,089,315
			一般会計より受入	1,917,155	独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	160,939
		雑収入		56,016	自動車検査独立行政法人運営費	10,758,385
			雑収入	56,016	自動車検査独立行政法人施設整備費	2,605,124
		前年度剰余金受入		14,874,864	予備費	400,000
			前年度剰余金受入	14,874,864		
		合計		61,353,872	合計	50,948,897
	都市開発資金融通	他会計より受入		7,537,000	都市開発資金貸付金	28,855,000
			一般会計より受入	6,955,000	都市開発資金特別貸付金	582,000
			産業投資特別会計より受入	582,000	事務取扱費	8,402
		借入金		13,000,000	産業投資特別会計へ繰入	2,112,860
			借入金	13,000,000	国債整理基金特別会計へ繰入	66,123,622
		運用収入		64,637,376	予備費	10,000
			運用金回収	59,621,230		
			利子収入	5,016,146		
		償還金収入		2,112,860		

官　報（号外）

			償還金収入	2,112,860		
		前年度剰余金受入		10,404,638		
			前年度剰余金受入	10,404,638		
		雑収入		10		
			雑収入	10		
		合計		97,691,884	合計	97,691,884
	空港整備	他会計より受入		153,046,537	空港整備事業費	76,949,449
			一般会計より受入	153,046,537	北海道空港整備事業費	10,449,207
		空港使用料収入		219,006,658	離島空港整備事業費	7,563,696
			空港使用料収入	219,006,658	沖縄空港整備事業費	4,710,808
		地方公共団体工事費負担金収入		3,353,892	航空路整備事業費	20,097,253
			地方公共団体工事費負担金収入	3,353,892	独立行政法人電子航法研究所運営費	1,061,803
		借入金		53,600,000	関西国際空港株式会社等出資	26,608,000
			借入金	53,600,000	関西国際空港株式会社補給金	9,000,000
		空港等財産処分収入		3,547,328	航空機騒音対策事業資金貸付金	205,554
			空港等財産処分収入	3,547,328	関西国際空港等整備事業資金貸付金	31,132,000
		償還金収入		75,575	受託工事費	1,519,512
			償還金収入	75,575	空港等整備事業工事諸費	2,977,737
		受託工事納付金収入		1,609,000	空港等維持運営費	153,831,161
			受託工事納付金収入	1,609,000	独立行政法人航空大学校運営費	120,183
		雑収入		17,810,447	離島航空事業助成費	1,631,972
			雑収入	17,810,447	国債整理基金特別会計へ繰入	105,914,185
		前年度剰余金受入		3,723,083	予備費	2,000,000
			前年度剰余金受入	3,723,083		
		合計		455,772,520	合計	455,772,520

丙号　繰越明許費

所管	特別会計	事項
法務省	登記	（項）施設整備費
財務省及び国土交通省	特定国有財産整備	（項）特定国有財産整備費
文部科学省	国立学校	（項）産学連携等研究費のうち
		産学連携等研究費（受託研究経費及び共同研究経費に限る。）
		施設整備費
		沖縄国立高等専門学校施設整備費
		特別施設整備費
		船舶建造費
厚生労働省	厚生保険	
	児童手当勘定	（項）児童育成事業費のうち
		児童育成事業費補助金（児童厚生施設整備費に限る。）
	業務勘定	（項）施設整備費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		施設整備費
		不動産購入費
		福祉施設事業費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		健康保険医療施設等整備費
		厚生年金病院施設整備費
		厚生年金会館等施設整備費
		老人ホーム等施設整備費
		体育施設整備費
		不動産購入費
	船員保険	（項）福祉事業費のうち
		施設施工庁費
		福祉施設整備費
	国立病院	
	病院勘定	（項）医療技術開発等研究費のうち
		医療技術開発等研究費（受託研究経費のうち国立高度専門医療センターに係るものに限る。）
		施設整備費（国立高度専門医療センターに係るものに限る。）
	療養所勘定	（項）医療技術開発等研究費のうち
		医療技術開発等研究費（受託研究経費のうち国立高度専門医療センターに係るものに限る。）
		施設整備費（国立高度専門医療センターに係るものに限る。）
	国民年金	
	福祉年金勘定	（項）福祉年金給付費
	業務勘定	（項）施設整備費のうち
		施設施工庁費
		施設整備費
		福祉施設費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費

官報（号外）

		福祉施設整備費			沖縄治山事業費
	労働保険				治山事業工事諸費のうち
	労災勘定	(項) 施設整備費			日額旅費
		労働福祉事業費のうち			工事雑費
		施設施工旅費		国営土地改良事業	(項) 土地改良事業費のうち
		施設施工庁費			国営かんがい排水事業費
		施設費			国営総合農地防災事業費
		産業医学助成費補助金(産業医養成施設整備費に限る。)			土地改良調査計画費
					国営造成施設管理費
		労働福祉事業団施設整備費補助金(労災病院施設整備費に限る。)			国営農用地再編開発事業費
					北海道土地改良事業費のうち
	雇用勘定	(項) 施設整備費			国営かんがい排水事業費
農林水産省	食糧管理				畑地帯総合土地改良パイロット事業費
	輸入食糧管理勘定	(項) 輸入食糧買入費			国営総合農地防災事業費
	輸入飼料勘定	(項) 輸入飼料買入費			土地改良調査計画費
	業務勘定	(項) 事務費のうち			国営造成施設管理費
		施設施工旅費			国営農用地再編開発事業費
		施設施工庁費			離島土地改良事業費
		施設整備費			沖縄土地改良事業費
	国有林野事業				農業用施設災害復旧事業費
	国有林野事業勘定	(項) 国有林野事業費のうち			受託工事費のうち
		森林環境保全整備事業費			受託工事費
		森林居住環境整備事業費			土地改良事業工事諸費のうち
		林道施設等災害復旧事業費			超過勤務手当
		森林災害復旧造林事業費			日額旅費
	治山勘定	(項) 治山事業費			工事雑費
		北海道治山事業費			
		離島治山事業費	経済産業省	特許	(項) 施設整備費

				日額旅費
				工事雑費
			治水	
			治水勘定	（項）河川事業費
				北海道河川事業費
				河川総合開発事業費
				北海道河川総合開発事業費
				水資源開発事業交付金
				砂防事業費
				北海道砂防事業費
				離島治水事業費
				沖縄治水事業費
				都市水環境整備事業費
				北海道都市水環境整備事業費
				独立行政法人土木研究所施設整備費
				河川事業資金貸付金
				附帯工事費のうち
				附帯工事費
				受託工事費のうち
				受託工事費
				治水事業工事諸費のうち
				超過勤務手当
				日額旅費
				工事雑費
			特定多目的ダム建設工事勘定	（項）多目的ダム建設事業費
				附帯工事費のうち
				附帯工事費
				受託工事費のうち
				受託工事費
				道路事業工事諸費のうち
				超過勤務手当
				日額旅費
				工事雑費
				（項）道路事業費
				北海道道路事業費
				街路事業費
				北海道街路事業費
				離島道路事業費
				沖縄道路事業費
				道路環境整備事業費
				北海道道路環境整備事業費
				離島道路環境整備事業費
				沖縄道路環境整備事業費
				独立行政法人土木研究所施設整備費
				地方道路整備臨時交付金
				有料道路整備等資金貸付金
				道路事業資金貸付金
				街路事業資金貸付金
				附帯工事費のうち
				附帯工事費
				道路附属物等復旧費
				受託工事費のうち
				受託工事費
				道路事業工事諸費のうち
				超過勤務手当
国土交通省	自動車損害賠償保障事業			
	自動車事故対策勘定			（項）独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費
	道路整備			（項）道路事業費
				北海道道路事業費
				街路事業費
				北海道街路事業費
				離島道路事業費
				沖縄道路事業費
				道路環境整備事業費
				北海道道路環境整備事業費
				離島道路環境整備事業費
				沖縄道路環境整備事業費
				独立行政法人土木研究所施設整備費
				地方道路整備臨時交付金
				有料道路整備等資金貸付金
				道路事業資金貸付金
				街路事業資金貸付金
				附帯工事費のうち
				附帯工事費
				道路附属物等復旧費
				受託工事費のうち
				受託工事費
				道路事業工事諸費のうち
				超過勤務手当

官報（号外）

		北海道多目的ダム建設事業費				独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費
		沖縄多目的ダム建設事業費				自動車検査独立行政法人施設整備費
		受託工事費のうち		都市開発資金融通	（項）	都市開発資金貸付金
		受託工事費				都市開発資金特別貸付金
	港湾整備			空港整備	（項）	空港整備事業費
	港湾整備勘定	（項） 港湾事業費				北海道空港整備事業費
		北海道港湾事業費				離島空港整備事業費
		離島港湾事業費				沖縄空港整備事業費
		沖縄港湾事業費				航空路整備事業費
		埠頭整備等資金貸付金				航空機騒音対策事業資金貸付金
		港湾事業資金貸付金				関西国際空港等整備事業資金貸付金
		受託工事費				受託工事費
		港湾事業等工事諸費のうち				空港等整備事業工事諸費のうち
		超過勤務手当				超過勤務手当
		日額旅費				日額旅費
		工事雑費				工事雑費
	特定港湾施設工事勘定	（項） エネルギー港湾施設工事費				港湾整備特別会計へ繰入
	自動車検査登録	（項） 施設整備費				

丁号　国庫債務負担行為

所管	特別会計	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
法務省	登記	施設整備	2,569,472	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	大阪法務局北出張所庁舎及び山形地方法務局米沢支局庁舎の建設には、多くの日数を要するものがあるため

財務省、文部科学省及び経済産業省	電源開発促進対策					
	電源利用勘定	核燃料サイクル開発機構研究費補助	813,550	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	核燃料サイクル開発機構が行う研究事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		核燃料サイクル開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更	—	平成15年度	平成18年度まで1箇年度延長	平成14年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「核燃料サイクル開発機構施設整備費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成15年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成18年度まで1箇年度延長する必要があるため
財務省及び国土交通省	特定国有財産整備	民間資金等活用特定施設整備	11,723,194	平成15年度	平成17年度以降17箇年度以内	民間資金等を活用した特定国有財産整備計画による庁舎等その他の施設の整備には、多くの日数を要するため
文部科学省	国立学校	民間資金等活用国立学校施設整備等事業	98,175,459	平成15年度	平成16年度以降14箇年度以内	民間資金等を活用した国立学校等の施設の整備等には、多くの日数を要するため
		施設整備	77,991,900	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	国立学校等の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄国立高等専門学校施設整備	2,989,350	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	沖縄工業高等専門学校の施設の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		実習船建造	1,309,775	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	長崎大学における実習船の代船建造には、多くの日数を要するため
厚生労働省	国立病院					
	病院勘定	施設整備	1,963,430	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	国立成育医療センターほか2件の施設の整備には、多くの日数を要するため
		国立病院特別施設整備	31,434,204	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	国立病院の特別施設整備には、多くの日数を要するものがあるため
	療養所勘定	施設整備	486,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	国立精神・神経センターの施設の整備には、多くの日数を要するため
		国立療養所特別施設整備	13,241,775	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	国立療養所の特別施設整備には、多くの日数を要するものがあるため
	労働保険					
	労災勘定	庁舎施設整備	1,271,500	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	山梨労働局庁舎ほか3件の建設には、多くの日数を要するものがあるため

官　報（号外）

		障害者職業能力開発校施設整備	2,855,278	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	鹿児島障害者職業能力開発校の施設の整備には、多くの日数を要するため
		労働福祉事業団施設整備費補助	9,394,300	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	労働福祉事業団が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
	雇用勘定	庁舎施設整備	1,678,116	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	松山公共職業安定所庁舎ほか4件の建設には、多くの日数を要するものがあるため
		雇用・能力開発機構施設整備費補助	2,470,401	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	雇用・能力開発機構(雇用・能力開発機構が解散し、その業務を独立行政法人雇用・能力開発機構が行うこととなった場合には、独立行政法人雇用・能力開発機構)が行う施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
農林水産省	食糧管理					
	輸入食糧管理勘定	輸入食糧買入れ	55,900,000	平成15年度	平成16年度	外国からの食糧の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
	輸入飼料勘定	輸入飼料買入れ	10,100,000	平成15年度	平成16年度	外国からの飼料の買入れには、多くの日数を要するものがあるため
	国有林野事業					
	治山勘定	直轄治山事業	251,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	大井川地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するものがあるため
	国営土地改良事業	国営かんがい排水事業				
		相坂川左岸農業水利事業	4,480,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	相坂川左岸農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		大崎西部農業水利事業	1,100,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	大崎西部農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		鳴瀬川(一期)農業水利事業	1,360,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	鳴瀬川(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		迫川上流(二期)農業水利事業	837,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	迫川上流(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		鳴瀬川(二期)農業水利事業	1,700,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	鳴瀬川(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		岩木川左岸(一期)農業水利事業	1,380,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	岩木川左岸(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため

		寒河江川下流農業水利事業	420,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	寒河江川下流農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		那珂川沿岸（一期）農業水利事業	2,800,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	那珂川沿岸（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		両総農業水利事業	1,556,200	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	両総農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		大井川用水（一期）農業水利事業	927,400	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	大井川用水（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		阿賀野川右岸農業水利事業	770,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	阿賀野川右岸農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		日野川用水（二期）農業水利事業	241,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	日野川用水（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		柏崎周辺（一期）農業水利事業	400,000	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	柏崎周辺（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		柏崎周辺（二期）農業水利事業	321,500	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	柏崎周辺（二期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		亀田郷農業水利事業	1,100,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	亀田郷農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		新矢作川用水農業水利事業	5,099,600	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	新矢作川用水農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		新湖北（一期）農業水利事業	700,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	新湖北（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		東伯農業水利事業	2,750,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	東伯農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		道前道後平野（一期）農業水利事業	413,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	道前道後平野（一期）農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		吉野川北岸農業水利事業	480,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	吉野川北岸農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		筑後川下流農業水利事業	380,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	筑後川下流農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		大淀川左岸農業水利事業	230,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	大淀川左岸農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため

官　報（号　外）

			川辺川農業水利事業	2,050,000	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	川辺川農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
			都城盆地農業水利事業	7,000,000	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	都城盆地農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
			曽於南部(二期)農業水利事業	1,300,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	曽於南部(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
			肝属中部(一期)農業水利事業	4,150,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	肝属中部(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
			西諸(二期)農業水利事業	3,200,000	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	西諸(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
			国営総合農地防災事業				
			男鹿東部(二期)農地防災事業	2,100,000	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	男鹿東部(二期)農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
			大里農地防災事業	1,340,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	大里農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
			渡良瀬川中央(一期)農地防災事業	1,000,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	渡良瀬川中央(一期)農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
			邑知地溝帯農地防災事業	1,337,500	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	邑知地溝帯農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
			常願寺川沿岸農地防災事業	1,235,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	常願寺川沿岸農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
			新濃尾(一期)農地防災事業	2,500,000	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	新濃尾(一期)農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
			野洲川沿岸(一期)農地防災事業	300,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	野洲川沿岸(一期)農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
			香川農地防災事業	1,800,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	香川農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
			佐賀中部農地防災事業	142,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	佐賀中部農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
			国営農用地再編開発事業				

		諫早湾(開畑工事等)干拓事業	2,153,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	諫早湾(開畑工事等)干拓事業には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道国営かんがい排水事業				
		篠津中央二期農業水利事業	8,561,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	篠津中央二期農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		道央用水(二期)農業水利事業	659,500	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	道央用水(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		利別川(二期)農業水利事業	1,120,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	利別川(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道国営総合農地防災事業				
		石狩川愛別農地防災事業	630,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	石狩川愛別農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		離島国営かんがい排水事業				
		徳之島用水(一期)農業水利事業	1,470,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	徳之島用水(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		受託工事				
		迫川上流(二期)農業水利事業	263,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	迫川上流(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		大井川用水(一期)農業水利事業	245,600	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	大井川用水(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		阿賀野川右岸農業水利事業	330,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	阿賀野川右岸農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		日野川用水(二期)農業水利事業	2,171,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	日野川用水(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		柏崎周辺(二期)農業水利事業	56,700	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	柏崎周辺(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		新矢作川用水農業水利事業	1,000,400	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	新矢作川用水農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		道前道後平野(一期)農業水利事業	137,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	道前道後平野(一期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため

官報（号外）

		常願寺川沿岸農地防災事業	60,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	常願寺川沿岸農地防災事業には、多くの日数を要するものがあるため
		篠津中央二期農業水利事業	289,000	平成15年度	平成16年度及び平成17年度	篠津中央二期農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
		道央用水(二期)農業水利事業	89,300	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	道央用水(二期)農業水利事業には、多くの日数を要するものがあるため
国土交通省	道路整備	直轄道路新設及び改築事業	444,663,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	一般国道静岡1号南二日町高架橋ほか171箇所の新設及び改築工事並びに一般国道静岡1号ほか47箇所の新設及び改築事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄道路共同溝事業	32,814,000	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	一般国道東京1号共同溝ほか12箇所の共同溝工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄道路修繕事業	6,095,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	一般国道福井8号福井修繕ほか19箇所の修繕工事には、多くの日数を要するため
		民間資金等活用直轄道路営繕	4,025,426	平成15年度	平成18年度以降15箇年度以内	民間資金等を活用した九段第3合同庁舎の整備等には、多くの日数を要するため
		直轄道路交通連携推進道路事業	48,650,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	一般国道静岡1号昭府高架橋(その3)ほか24箇所の交通連携推進道路工事及び一般国道愛知1号ほか12箇所の交通連携推進道路事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		一般国道改修費補助	22,931,500	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		地方道改修費補助	3,126,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		交通連携推進道路事業費補助	6,032,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	交通連携推進道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道直轄道路新設及び改築事業	32,825,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	一般国道12号豊幌跨線橋ほか21箇所の新設及び改築工事並びに一般国道5号ほか5箇所の改築事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道直轄道路修繕事業	260,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	一般国道232号共成修繕及び275号六郷修繕の修繕工事には、多くの日数を要するため
		北海道直轄道路交通連携推進道路事業	570,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	一般国道336号楽古橋及び337号チプニー川橋の交通連携推進道路工事には、多くの日数を要するものがあるため

		北海道地方道改修費補助	4,543,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道交通連携推進道路事業費補助	1,760,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	交通連携推進道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		土地区画整理事業費補助	2,500,000	平成15年度	平成16年度以降4箇年度以内	土地区画整理事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		街路事業費補助	4,282,000	平成15年度	平成16年度以降4箇年度以内	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		交通連携推進街路事業費補助	4,370,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	交通連携推進街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		離島道路事業費補助	1,120,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄直轄道路新設及び改築事業	5,540,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	一般国道506号豊見城高架橋（その6）及び58号名護東道路1号トンネルの新設及び改築工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄直轄道路交通連携推進道路事業	2,870,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	一般国道58号那覇西道路（その2）の交通連携推進道路工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄地方道改修費補助	720,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄道路沿道環境改善事業	6,225,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	一般国道愛知1号安城沿道環境改善ほか12箇所の沿道環境改善工事及び一般国道愛知1号ほか2箇所の沿道環境改善事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		沿道環境改善事業費補助	434,500	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	沿道環境改善事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄道路交通安全施設等整備事業	2,366,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	一般国道三重1号町屋橋自転車歩行者道ほか3箇所の交通安全施設等整備工事及び一般国道三重1号ほか2箇所の交通安全施設等整備事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するため
		交通安全施設等整備事業費補助	390,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	交通安全施設等整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

		直轄道路電線共同溝整備事業	21,718,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	一般国道神奈川1号電線共同溝ほか23箇所の電線共同溝工事には、多くの日数を要するものがあるため
		道路改築附帯工事	35,826,500	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	公益事業者の負担に係る一般国道東京1号共同溝ほか33箇所の共同溝附帯工事等及び河川管理者等の負担に係る一般国道愛知1号大慶橋（その2）ほか11箇所の橋梁架設附帯工事等には、多くの日数を要するものがあるため
		道路改築受託工事	37,468,000	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	日本道路公団等からの委託に係る一般国道山梨52号下戸田高架橋（その4）ほか15箇所の道路改築工事には、多くの日数を要するものがあるため
	治水					
	治水勘定	直轄河川改修事業	45,952,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	北上川ほか19河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに阿武隈川ほか10河川の改修事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄床上浸水対策特別緊急事業	5,250,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	信濃川ほか3河川の床上浸水対策特別緊急工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄河川維持修繕	368,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	信濃川の維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修費補助	2,778,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		都市河川改修費補助	7,640,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	河川改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		床上浸水対策特別緊急事業費補助	962,000	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	床上浸水対策特別緊急事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		河川激甚災害対策特別緊急事業費補助	3,450,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	河川激甚災害対策特別緊急事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道直轄河川改修事業	3,100,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	十勝川の改修工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄堰堤維持	1,362,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	阿武隈川七ケ宿ダムほか3ダムのダム管理用制御装置の製作及び北上川鳴子ダムの維持修繕工事には、多くの日数を要するものがあるため

		直轄河川総合開発事業	4,420,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	鬼怒川上流ダム群連携事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄流況調整河川事業	13,170,000	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	筑後川佐賀導水路及び利根川那珂川霞ケ浦導水路の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄ダム施設改良事業	8,114,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	天竜川小渋ダム及び日野川菅沢ダムのダム施設改良工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川総合開発事業費補助	7,204,062	平成15年度	平成16年度以降4箇年度以内	河川総合開発事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		治水ダム建設事業費補助	1,155,000	平成15年度	平成16年度以降4箇年度以内	治水ダム建設事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道直轄河川総合開発事業	861,200	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	石狩川夕張シューパロダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄砂防事業	7,679,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	最上川水系ほか11水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		直轄地すべり対策事業	936,000	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	大和川亀の瀬地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するものがあるため
		砂防事業費補助	1,382,957	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	砂防事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道直轄砂防事業	520,000	平成15年度	平成16年度以降3箇年度以内	石狩川水系の砂防事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道砂防事業費補助	660,000	平成15年度	平成16年度以降3箇年度以内	砂防事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		北海道砂防激甚災害対策特別緊急事業費補助	2,640,000	平成15年度	平成16年度及び平成17年度	砂防激甚災害対策特別緊急事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		直轄河川環境整備事業	7,499,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	荒川ほか2河川の水環境整備事業には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修附帯工事	918,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	道路管理者等の負担に係る北上川ほか4河川の改修附帯工事には、多くの日数を要するものがあるため
		河川改修受託工事	8,624,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	札幌市等からの委託に係る石狩川東部処理場施設ほか24箇所の樋管等の建設工事には、多くの日数を要するものがあるため

官　報（号　外）

	特定多目的ダム建設工事勘定	多目的ダム建設事業				
		球磨川川辺川ダム建設工事	15,030,000	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	球磨川川辺川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		利根川八ッ場ダム建設工事	9,476,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	利根川八ッ場ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		吉井川苫田ダム建設工事	3,930,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	吉井川苫田ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		淀川猪名川総合開発建設工事	2,821,000	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	淀川猪名川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		最上川長井ダム建設工事	25,150,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	最上川長井ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		利根川湯西川ダム建設工事	3,819,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	利根川湯西川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		米代川森吉山ダム建設工事	2,400,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	米代川森吉山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		木曽川新丸山ダム建設工事	2,300,000	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	木曽川新丸山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		神戸川志津見ダム建設工事	12,200,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	神戸川志津見ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		紀の川紀の川大堰建設工事	880,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	紀の川紀の川大堰の建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		大分川大分川ダム建設工事	162,400	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	大分川大分川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		北上川胆沢ダム建設工事	2,790,000	平成15年度	平成15年度以降4箇年度以内	北上川胆沢ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		天竜川三峰川総合開発建設工事	1,450,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	天竜川三峰川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		江の川灰塚ダム建設工事	4,200,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	江の川灰塚ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため

		嘉瀬川嘉瀬川ダム建設工事	2,506,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	嘉瀬川嘉瀬川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		荒川横川ダム建設工事	300,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	荒川横川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		岩木川津軽ダム建設工事	500,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	岩木川津軽ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		千代川殿ダム建設工事	2,400,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	千代川殿ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		斐伊川尾原ダム建設工事	1,590,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	斐伊川尾原ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		庄川利賀ダム建設工事	2,274,000	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	庄川利賀ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設事業に必要な用地の取得には、多くの日数を要するものがあるため
		北海道多目的ダム建設事業				
		石狩川忠別ダム建設工事	900,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	石狩川忠別ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		留萌川留萌ダム建設工事	1,200,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	留萌川留萌ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		天塩川サンルダム建設工事	730,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	天塩川サンルダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するものがあるため
		ダム事業受託工事	3,483,737	平成15年度	平成15年度以降5箇年度以内	群馬県等からの委託に係る利根川八ッ場ダムほか5ダムの一般国道145号改良工事等には、多くの日数を要するものがあるため
	港湾整備					
	港湾整備勘定	直轄港湾改修事業	35,863,500	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	伏木富山港ほか6港及び中ノ瀬航路ほか2航路の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		作業船建造	3,950,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	大型自航ポンプ浚渫船の代船建造には、多くの日数を要するため
		港湾改修事業費補助	2,569,800	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため

官　報（号　外）

		港湾環境整備事業費補助	50,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	港湾環境整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		廃棄物処理施設整備事業費補助	1,473,900	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	廃棄物処理施設整備事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		沖縄直轄港湾改修事業	7,320,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	那覇港及び平良港の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄港湾改修事業費補助	846,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	港湾改修事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
		港湾整備関係受託工事	10,188,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	大阪市等からの委託に係る大阪港等の臨港交通施設等の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
	特定港湾施設工事勘定	エネルギー港湾施設工事				
		直江津港整備工事	2,100,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	直江津港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
		日高港整備工事	1,000,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	日高港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するものがあるため
	空港整備	空港整備	15,948,000	平成15年度	平成15年度以降3箇年度以内	東京国際空港ほか3空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		沖縄空港整備	100,000	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	下地島空港の整備には、多くの日数を要するものがあるため
		航空路整備	4,558,900	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	航空交通管理センターの航空衛星システムの整備には、多くの日数を要するものがあるため
		航空路整備に係る契約の一部変更	—	平成15年度	平成17年度まで1箇年度延長	平成13年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「航空路整備」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、平成15年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を平成17年度まで1箇年度延長する必要があるため
		大型化学消防車購入	676,200	平成15年度	平成15年度及び平成16年度	大型化学消防車の購入には、その生産又は輸入に多くの日数を要するため

平成十五年度特別会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等三十二特別会計に関するもので、一般会計に準じて、資金の重点的・効率的配分に努め、事業等の適切な運営を図ることとしている。

なお、平成十五年度においては、郵政事業特別会計等五特別会計を廃止することとしている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 交付税及び譲与税配付金勘定	六七、二一七、九一三	六七、〇四三、四一三
(2) 交通安全対策特別交付金勘定	八九、六五四	八三、〇〇七

交付税及び譲与税配付金勘定においては、主な歳入については、一般会計から十七兆三千九百八十八億円を受け入れるほか、財政融資資金及び民間から四十八兆五千二百七十七億千百万円を借り入れ、主な歳出については、地方交付税交付金として十八兆六百九十二億九千五百万円、国債整理基金特別会計への繰入として四十七兆二千七百十億五千八百万円を計上している。

2　財政融資資金特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
五四、五三五、七四一	五一、二九六、五五二

この会計は、「財政融資資金法」（昭和二十六年法律第百号）に基づいて設置された財政融資資金の運用に関する歳入歳出を経理するために設けられたものである。

平成十五年度においては、この会計の負担において発行する公債の限度額を三十兆百億円、一時借入金等の限度額を十五兆円としている。

3　国債整理基金特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
一六七、一四一、八九五	一五八、一四一、八九五

平成十五年度においては、一般会計から十六兆七千九百八十億六千九百万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から六十五兆三千百二十億五千四百万円をそれぞれ受け入れるほか、租税二千四百六十三億円、公債金七十四兆九千六百八十九億八千五百万円、前年度剰余金として「国債整理基金特別会計法」（明治三十九年法律第六号）第五条ノ二の規定により平成十四年度において発行予定の公債金収入九兆円及び「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」（昭和六十二年法律第八十六号）に基づき一般会計に繰り入れることとしている日本電信電話株式会社の株式の売払収入の一部千六百三十六億四百万円、日本電信電話株式会社の株式の売払収入三千七百四億円、日本電信電話株式会社の配当金収入二十四億円並びに運用収入等二千八百億八千二百万円をそれぞれ受け入れることとしている。

4　外国為替資金特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
一、六二一、八〇六	七八八、二三三

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をすることのできる限度額を七十九兆円としている。

また、平成十四年度において生ずる決算上の剰余のうち一兆五千億円を平成十五年度の一般会計の歳入に繰り入れることとし、残額を積立金として整理することとしている。

5　産業投資特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 産業投資勘定	四五、四二六	四五、四二六
(2) 社会資本整備勘定	二九〇、二四三	二九〇、二四三

社会資本整備勘定においては、歳入として、一般会計が国債整理基金特別会計から受け入れた日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部に相当する千六百三十六億四百万円の財源を一般会計から受け入れることとしているほか、各特別会計より受入及び償還金収入等千二百六十六億三千九百万円を見込んでおり、歳出として、収益回収型の公共事業資金貸付金九百二十五億三千六百万円、補助金型（補助率差額相当分）の追加貸付金二百三十三億六千八百万円、民間能力活用施設整備事業資金貸付金四百七十七億円、一般会計へ繰入千二百六十六億千万円、事務費等二千九百万円を計上している。

6　厚生保険特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 健康勘定	八、九二一、三一七	八、九二一、三一七
(2) 年金勘定	三二、七四五、〇五六	三二、三七八、三六九
(3) 児童手当勘定	三五四、〇五一	三五四、〇五一
(4) 業務勘定	五八九、九一二	五八九、九一二

健康勘定においては、歳出では、所要の医療給付費等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、国庫補助については、八千八百六億四千八百万円を計上している。

年金勘定においては、歳出では、年金受給者の増等による給付費の増加等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、国庫負担金については、四兆千四十五億千九百万円を一般会計から受け入れることとしている。

7　国民年金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 基礎年金勘定	一五、九六八、一九六	一五、九六八、一九六
(2) 国民年金勘定	六、〇一二、八五七	五、九八三、二七九
(3) 福祉年金勘定	二七、八四七	二七、八四七
(4) 業務勘定	一五九、八五七	一五九、八五七

基礎年金勘定においては、歳出では、基礎年金給付費としての所要額及び公的年金制度の各保険者の支出する基礎年金相当給付費の財源に充てるための繰入れ所要額等を見込み、歳入では、基礎年金給付等に要する費用の財源として各保険者からの所要の拠出金等による収入を見込んでいる。

国民年金勘定においては、歳出では、旧法国民年金の障害年金等の受給者数の減等による給付費の減少並びに基礎年金勘定への繰入れ額等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、国庫負担金については、一兆四千九百六十二億八千五百万円を一般会計から受け入れることとしている。また、基礎年金相当給付費の財源を基礎年金勘定から受け入れることとしている。

8　労働保険特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 労災勘定	一、四一五、九三一	一、二一〇、六四二
(2) 雇用勘定	三、二二二、二五三	三、二二二、二五三
(3) 徴収勘定	三、六九一、九〇一	三、六九一、九〇一

労災勘定においては、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部として、一般会計から十三億七百万円を受け入れることとしている。

雇用勘定においては、雇用保険の最近における受給実績等を勘案するとともに、保険給付の重点化・合理化を図るための雇用保険制度の改正を実施することとし、求職者給付及び雇用継続給付に要する費用並びに雇用保険事業の事務の執行に要する費用に係る国庫負担金として、一般会計から五千三百四十七億七千三百万円を受け入れることとしている。

9　食糧管理特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 国内米管理勘定	一、〇〇六、七八三	一、〇〇六、七八三
(2) 国内麦管理勘定	一一一、九九三	一一一、九九三
(3) 輸入食糧管理勘定	四七二、六〇三	四七二、六〇三
(4) 農産物等安定勘定	四七〇	四七〇
(5) 輸入飼料勘定	五五、七二七	五五、七二七
(6) 業務勘定	一四二、八九三	一四二、八九三
(7) 調整勘定	二、三四六、七一三	二、三四六、七一三

国内米管理勘定においては、自主流通米価格下落時にその影響を緩和する稲作経営安定対策、地域の水田農業の構造改革を推進する地域水田農業再編緊急対策等を講ずることとしている。

10　道路整備特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
	四、一三一、二〇八	四、一三一、二〇八

この会計は、道路整備事業の経理を明確にすることを目的として設けられたものであり、揮発油税等の特定財源、一般財源、産業投資特別会計社会資本整備勘定からの受入額及び直轄事業に係る地方公共団体の負担金等を受け入れることによって財源の調達を図ることとしている。平成十五年度における道路整備のための財源は、三兆九千八百七十二億二千万円である。

なお、高速自動車国道については、道路関係四公団民営化後の新会社による高速道路整備の補完措置として、必要な高速道路を国及び地方公共団体の負担により整備する新直轄方式を導入することとし、千三百二十三億四千八百万円を計上している。

また、有料道路事業については、首都高速道路公団に対し百九十四億円、阪神高速道路公団に対し百二十九億円、本州四国連絡橋公団に対し五百三十三億三千三百万円、合計八百五十六億三千三百万円の出資をすることとしている。さらに、地方道路公社に対し百三十八億七千四百万円の無利子貸付けを行うとともに、名古屋高速道路公社及び福岡北九州高速道路公社に対し八千四百万円の補給金を交付することとしている。このほか、都市再生実現のため、都市の再生に資する特定の優良な民間都市開発事業と一体的に一定の道路を整備する民間事業者に対する都市再生事業資金貸付金十億円を計上している。

以上のほか、登記、地震再保険、電源開発促進対策、石油及びエネルギー需給構造高度化対策、特定国有財産整備、国立学校、船員保険、国立病院、農業共済再保険、森林保険、漁船再保険及び漁業共済保険、農業経営基盤強化措置、国有林野事業、国営土地改良事業、貿易再保険、特許、自動車損害賠償保障事業、治水、港湾整備、自動車検査登録、都市開発資金融通及び空港整備の各特別会計についても所要の措置を講じている。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合共同提案に係る細川律夫君外五名提出の「平成十五年度一般会計予算、平成十五年度特別会計予算及び平成十五年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、否決された。

右報告する。

平成十五年三月三日

予算委員長　藤井　孝男

衆議院議長　綿貫　民輔殿

平成十五年度政府関係機関予算

右

国会に提出する。

平成十五年一月二十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

平成15年度政府関係機関予算
予　算　総　則

（収入支出予算）

第１条　次に掲げる各政府関係機関の平成15年度収入支出予算は、「甲号収入支出予算」に掲げるとおりとする。

国民生活金融公庫
住宅金融公庫
農林漁業金融公庫
中小企業金融公庫
公営企業金融公庫
沖縄振興開発金融公庫
中小企業総合事業団信用保険部門
日本政策投資銀行
国際協力銀行

２　前項に規定する中小企業総合事業団信用保険部門とは、中小企業総合事業団における「中小企業総合事業団法」第25条第１項に規定する特定保険等業務、「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律」附則第９条に規定する機械保険経過業務及び「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第７条に規定する破綻金融機関等関連特別保険等業務に関する部門をいう。

（借入金等の限度額）

第２条　次の表の左欄に掲げる各公庫の「公庫の予算及び決算に関する法律」の規定による借入金又は債券の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫	限度	額
国民生活金融公庫	借入金	2,850,000,000千円
	国民生活債券	440,000,000
住宅金融公庫	政府からの借入金	1,994,700,000
	政府以外の者からの借入金	281,255,000
	住宅金融公庫債券	950,000,000
	住宅金融公庫財形住宅債券	246,682,000
	住宅金融公庫住宅宅地債券	202,893,000
農林漁業金融公庫	借入金	205,401,000
	農林漁業金融公庫債券	35,000,000
中小企業金融公庫	借入金	897,500,000
	中小企業債券	601,000,000
公営企業金融公庫	公営企業債券	2,346,000,000
沖縄振興開発金融公庫	政府からの借入金	160,987,000
	政府以外の者からの借入金	3,800,000
	沖縄振興開発金融公庫債券	20,000,000
	沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券	1,718,000

２　財務大臣は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に掲げる各公庫において事業資金又は借入金及び債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、法令の規定に従い同項の借入金及び債券のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。

３　第１項に規定する国民生活債券、住宅金融公庫債券、住宅金融公庫財形住宅債券、住宅金融公庫住宅宅地債券、農林漁業金融公庫債券、中小企業債券、公営企業債券、沖縄振興開発金融公庫債券及び沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

（収入支出予算の弾力条項）

第３条　次の表の左欄に掲げる各公庫又は各銀行において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加（第１号にあっては同号に掲げる増額）するときは、財務大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として（第１号にあっては予算額を超えて）それぞれの右欄に掲げる経費を増額することができる。

公庫又は銀行	要件	経費
１　第１条に掲げる各公庫	第２条第２項及び第３項の規定による借入金の借入れ及び債券の発行の増額	借入金及び債券の利子その他の事業量の増加に伴い直接必要な経費
２　日本政策投資銀行又は国際協力銀行	貸付業務に係る事業量の増加	貸付業務の増加に直接必要な経費

２　次の表の左欄に掲げる公庫又は事業団において、中欄に掲げる保険金の支出が増加し、保険金の予算に不足を生ずるときは、それぞれの右欄に掲げる金額を限度として保険金の予算を増額することができる。

公庫又は事業団	保険金	限度額
１　住宅金融公庫	「住宅融資保険法」に基づく保険金	「住宅金融公庫法」の規定による住宅融資保険基金の金額と住宅融資保険積立金の金額の合計額に相当する金額

2　中小企業総合事業団信用保険部門	「中小企業信用保険法」及び「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」に基づく保険金	「中小企業総合事業団法」第36条第１項の規定による中小企業信用保険準備基金の金額と同条第２項の規定による融資基金の金額の合計額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額
	「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律」に基づく保険金	「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律」附則第10条第１項の規定による機械保険経過業務運営基金の金額と附則第13条第１項の規定による積立金の金額の合計額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額
	「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づく保険金	「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第９条第１項の規定による破綻金融機関等関連特別保険等準備基金の金額に相当する金額を限度として財務大臣の定める金額

（保険契約等の限度額）

第４条　次の表の左欄に掲げる公庫又は事業団の中欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、平成15年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫又は事業団	根拠規定	限度額
住宅金融公庫	「住宅融資保険法」	保険価額の総額　500,000,000千円
中小企業総合事業団信用保険部門	「中小企業総合事業団法」第21条第４項「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第６条	保険価額の総額　36,281,000,000 貸付金の総額　767,700,000 保険価額の総額　164,000,000

（流用の制限）

第５条　日本政策投資銀行又は国際協力銀行がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「日本政策投資銀行法」第36条第１項又は「国際協力銀行法」第38条第１項の規定により財務大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

（１）　役職員に対して支給する給与に要する経費

（２）　交際費に要する経費

（俸給予算等の制限）

第６条　第１条に掲げる政府関係機関は、それぞれ支出予算の範囲内であっても、役職員の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準を超えてみだりに増加し又は支給してはならない。

（補則）

第７条　第１条に掲げる政府関係機関が平成15年度において発行する債券で外貨をもって支払わなければならないものがあるときは、その額面総額は、外貨による額面総額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、平成14年５月１日から同年10月31日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額とする。

甲号　収入支出予算

政府関係機関	収入			支出	
	款	項	金額（千円）	項	金額（千円）
国民生活金融公庫	事業益金		221,925,915	事業損金	191,461,563
		事業益金	221,925,915	予備費	1,447,000
	雑収入		6,869,797		
		一般会計より受入	6,012,019		

		石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計より受入	4,500		
		運用収入	1,240		
		雑収入	852,038		
	合計		228,795,712	合計	192,908,563
住宅金融公庫	事業益金		2,162,816,822	事業損金	2,577,564,665
		事業益金	2,162,816,822	保険金	9,001,506
	住宅融資保険料収入		11,979,640	予備費	900,000
		住宅融資保険料収入	11,979,640		
	雑収入		384,118,678		
		一般会計より受入	364,400,000		
		貸付手数料等収入	14,151,924		
		運用収入	156,000		
		雑収入	5,410,754		
	合計		2,558,915,140	合計	2,587,466,171
農林漁業金融公庫	事業益金		80,748,129	事業損金	143,804,634
		事業益金	80,748,129	予備費	550,000
	基金収入		61,066		
		基金収入	61,066		
	雑収入		60,743,453		
		一般会計より受入	60,546,000		
		運用収入	6,000		
		雑収入	191,453		
	合計		141,552,648	合計	144,354,634
中小企業金融公庫	事業益金		136,054,140	事業損金	157,409,937
		事業益金	136,054,140	予備費	640,000
	雑収入		20,050,984		

官報（号外）

	合計	一般会計より受入	19,700,000		
		電源開発促進対策特別会計より受入	54,682		
		石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計より受入	39,782		
		運用収入	2,630		
		雑収入	253,890		
			156,105,124	合計	158,049,937
公営企業金融公庫	事業益金		889,785,933	事業損金	588,195,789
		事業益金	889,785,933	予備費	51,000
	雑収入		577,812		
		運用収入	42,011		
		雑収入	535,801		
	合計		890,363,745	合計	588,246,789
沖縄振興開発金融公庫	事業益金		40,811,683	事業損金	48,730,490
		事業益金	40,811,683	予備費	150,000
	雑収入		5,477,785		
		一般会計より受入	5,180,010		
		電源開発促進対策特別会計より受入	20,124		
		石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計より受入	1,425		
		住宅資金貸付手数料等収入	211,577		
		運用収入	42		
		雑収入	64,607		
	合計		46,289,468	合計	48,880,490
中小企業総合事業団信用保険部門	事業益金		173,257	事業損金	11,343,328
		事業益金	173,257	保険金	1,210,027,854

	保険料収入		213,773,950	予備費	260,000
		保険料収入	213,773,950		
	回収金		432,471,282		
		回収金	432,471,282		
	基金収入		35,190		
		基金収入	35,190		
	雑収入		35,081,194		
		一般会計より受入	31,882		
		他勘定より受入	35,000,000		
		運用収入	100		
		雑収入	49,212		
	合計		681,534,873	合計	1,221,631,182
日本政策投資銀行	事業益金		479,387,908	事業損金	468,298,271
		事業益金	479,387,908	予備費	459,000
	雑収入		9,560,372		
		運用収入	2,914,664		
		雑収入	6,645,708		
	合計		488,948,280	合計	468,757,271
国際協力銀行	事業益金		623,678,901	事業損金	714,981,250
		事業益金	623,678,901	予備費	370,000
	雑収入		249,160,301		
		一般会計より受入	30,000,000		
		運用収入	11,616,352		
		雑収入	207,543,949		
	合計		872,839,202	合計	715,351,250

平成十五年度政府関係機関予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、国民生活金融公庫等九政府関係機関に関するもので、一般会計に準じて、資金の重点的・効率的配分に努め、事業の適切な運営を図ることとしている。

主な政府関係機関予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　国民生活金融公庫

収　入（百万円）	支　出（百万円）
二二八、七九六	一九二、九〇九

国民大衆の事業資金等に対する融資の円滑化を図るため、小企業等経営改善資金貸付五千五百億円を含め総額三兆六千八百五億円の貸付けを行うこととし、この原資として、財政融資資金の借入れ二兆八千五百億円、国民生活債券の発行による収入四千四百億円等を予定している。

2　住宅金融公庫

収　入（百万円）	支　出（百万円）
二、五五八、九一五	二、五八七、四六六

住宅資金融通事業においては、三十五万戸の住宅を建設するための住宅等融資五兆四千一億円、二万戸の住宅を建設するための財形住宅融資三千四百億円、関連公共施設等融資二十五億円及び宅地造成融資五十七億円を行うこととし、合計五兆七千四百九十三億円の貸付けを予定している。また、証券化支援事業においては、一万戸で二千億円の買取りを予定しており、住宅資金融通事業と合わせて、総額五兆九千四百九十三億円の貸付け等を予定している。この住宅資金融通事業の貸付計画額のうち二兆三千四百七十三億円が平成十五年度中に貸し付けられる予定であり、これに平成十三年度及び平成十四年度の貸付計画額のうち、平成十五年度に資金交付が行われる予定となっている二兆七千九百二億円を加えると、平成十五年度の資金交付額は五兆千三百七十五億円となる。また、証券化支援事業の買取計画額のうち千五百億円が平成十五年度中に支払われる予定となっている。この原資について、財政融資資金からの借入金一兆九千九百四十七億円、住宅金融公庫債券の発行による収入九千五百億円、住宅金融公庫財形住宅債券等の発行による収入五千二百七十九億円、住宅金融公庫住宅宅地債券の発行による収入二千二十九億円、貸付回収金等一兆六千百二十億円を予定している。

3　中小企業金融公庫

収　入（百万円）	支　出（百万円）
一五六、一〇五	一五八、〇五〇

中小企業金融の円滑化を図るため、総額一兆九千億円の貸付けを行うこととし、この原資として、産業投資特別会計からの出資金二十五億円、回収金等三千九百九十億円のほか、財政融資資金の借入れ八千九百七十五億円、中小企業債券の発行による収入六千十億円を予定している。

4　日本政策投資銀行

収　入（百万円）	支　出（百万円）
四八八、九四八	四六八、七五七

一兆千七百八十億円の出融資を行うこととし、この原資として、産業投資特別会計からの出資金百二十億円、財政融資資金からの借入金六千五百三十億円、産業投資特別会計からの借入金四百六十七億円、日本政策投資銀行債券の発行による収入五千三百億円等を予定している。

5　国際協力銀行

収　入（百万円）	支　出（百万円）
八七二、八三九	七一五、三五一

「特殊法人等整理合理化計画」（平成十三年十二月十九日閣議決定）を踏まえ、国際金融等業務（輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定を図るもの）は一兆千四百億円、海外経済協力業務（政府開発援助の実施に係るもの）は七千四百億円の出融資を行うこととし、この原資として、一般会計からの出資金二千三億円、財政融資資金からの借入金九千二百二十四億円、国際協力銀行債券の発行による収入五千八十四億円、貸付回収金等二千四百八十九億円を予定している。

以上のほか、農林漁業金融公庫・公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、中小企業総合事業団信用保険部門についても、各金融機関の事業に応じて予算編成がなされている。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等にかんがみ、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、民主党・無所属クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合共同提案に係る細川律夫君外五名提出の「平成十五年度一般会計予算、平成十五年度特別会計予算及び平成十五年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」は、否決された。

右報告する。

平成十五年三月三日

予算委員長　藤井　孝男

衆議院議長　綿貫　民輔殿

平成十五年度一般会計予算、平成十五年度特別会計予算及び平成十五年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議

平成十五年度一般会計予算、平成十五年度特別会計予算及び平成十五年度政府関係機関予算について、政府はこれを撤回し、左記の要領により速やかに組替えを行い、再提出することを要求する。

右の動議を提出する。

平成十五年三月三日

提出者　細川　律夫　原口　一博
　　末松　義規　達増　拓也
　　佐々木憲昭　横光　克彦
　　細野　豪志

賛成者　安住　淳外百七十名

記

第一　編成替えを求める理由

予算の編成替えを求める第一の理由は、政府の提出した平成十五年度予算に、国民生活を破滅させかねない新たな国民負担増が数多く含まれていることである。小泉政権発足以来一年十ヶ月を経過したが、この間わが国の経済状況は株価などに代表されるように、悪化の一途をたどっている。中でも国民生活は極めて厳しい状況に追い込まれ、小泉政権発足時に比べて失業率は四．八％から五．五％へと〇．七ポイントも悪化し、就業者は二〇〇万人以上も減少している。また職を失わずとも収入の低下はとどまらず、勤労者世帯の実収入は二七万円も減少するという有様である。このように極めて苦しい生活を背景に自殺者数は高水準で推移し、中でも小泉失政の究極のしわ寄せとも言える「経済・生活」苦を動機とする自殺者は過去最悪の水準となっている。国民生活はまさに危機に直面しており、これ以上のしわ寄せに耐えられる状態にはない。

しかし政府はこのような国民生活の苦しみを顧みず、新たな国民負担増を次々と実施しようとしている。四月からはサラリーマンの医療費窓口負担を二割から三割へと五〇％も引き上げようとしており、これによって国民は四〇〇〇億円もの負担増を押しつけられることとなる。さらに雇用状況が極めて厳しい中で、最大のセーフティネットである雇用保険についても、昨年十月に保険料率を上げたにもかかわらず、さらに四〇〇〇億円もの給付カットを実施しようとしている。

また現在政府が提案している平成十五年度税制改正案は様々な大衆増税が含まれている。平成十五年度には酒・たばこ税の引き上げによって約三〇〇〇億円の負担増を押しつけた上に、平成十六年の所得税増税等を宣言しており、これでは国民の不安は高まるばかりである。

まさに政府提案の平成十五年度予算及び関連法案は、国民負担増のオンパレードであり、何ら将来の理念もないままに、取りやすいところから取るといった政府の姿勢を天下に晒したものである。これら政府提案をそのまま実施すれば、国民生活がさらに困窮に追い込まれることは明らかである。政府が安易に国民に痛みを押しつける前に、まず政府として行うべきことは数限りなくあり、これを放置したまま数兆円もの新たな国民負担増を押しつけることは決して許されない。

よって最低限、医療費患者負担増の引き上げ、雇用保険給付のカット、たばこ・酒の増税は凍結・中止することは当然である。医療費負担増についても、既に野党四会派で凍結法案を国会に提出済みであり、速やかに同法案の審議・成立を図れば、凍結は十分に可能である。

第二の理由は、政府予算が現下の深刻な状況にある雇用及び中小企業に対する施策が全く不十分なことである。雇用環境が極めて厳しいことは前記の通りであるが、同時に中小企業も深刻な状況に追い込まれており、このままでは我が国経済の基盤であり、雇用の七割を担う中小企業が崩壊しかねない。

しかし小泉内閣・自民党政権の下では政治家も霞が関も従来の既得権益を守ることに汲々とし、新年度予算に求められる失業に対する不安の解消、新たな産業育成や中小企業の活性化を通じた雇用の創出への取り組みが全く不十分なままである。

そこで国民の安心を確保し、危機的な経済状況からの脱却を実現するために求職者の能力開発を推進し、実際の雇用に結びつくような失業給付制度の改善を行った上での給付延長、雇用保険の財源安定化、就職支援体制の強化、失業者の生活を守るための子弟の教育費対策等、「緊急地域雇用創出特別交付金事業」の積極的活用、労使協力による雇用維持・創出に対する支援、「特別信用保証」の時限的復活、連鎖倒産回避のための支援措置拡充、起業に対する強力な支援、不当な下請け圧迫の防止措置等が必要である。

また国民が現在必要とするサービスを十分に提供することによって安心感を高め、さらに将来への展望を生み出していくために、多様な子育て支援策の拡充、小児医療体制の整備、介護サービスの基盤拡充、障害者対策の推進、三〇人学級の早期実現に向けた条件整備、老朽化の進む教育施設の耐震化を含む速やかな改修などが必要である。

第三の理由は、予算を編成し、執行する内閣そのものに大きな問題があることである。衆議院の予算審議において小泉総理を筆頭とする現内閣の構成員の資質に大きな問題があることが明らかになった。証取法違反まがいの発言を平然と行う竹中経済財政・金融大臣、二枚舌外交の川口外務大臣、部下が殺人の疑いを受けながら自らを含め一切責任をとろうとしない森山法務大臣、秘書疑惑・答弁問題で大臣の資質のかけらさえ感じさせない大島農水大臣、そして極めつけは公約破りを「大したことない」と公言し、国民を破滅に追い込もうとする小泉総理である。このような閣僚からなる現内閣の下で編成された政府予算では、国民の信頼も期待も得られることはなく、国民の不安は高まり、景気は一層悪化せざるを得ない。内閣を構成する全ての閣僚が自らを真摯に反省した上で、新たな国民負担増の凍結・中止など真に国民の立場に立った予算へと組み替えることが、最低限の責任である。

この他環境循環型農業、有機農業などの推進、信頼できる食品表示を担保するための検査・監視体制の強化等を通じた「食の安全」の確保、新エネルギーの研究開発・普及のための支援策拡充、公共交通機関への低公害車導入促進、森林整備拡充等を通じた「環境重視」、公共交通機関等のバリアフリー化等「高齢化社会への対応」等により我が国社会の新たな方向性を明確に本予算において示していくことが必要である。

同時に従来の需要追加型景気対策の効果が乏しくなっていること、危機的な財政状況を踏まえ、予算を伴わない或いは予算の執行上の工夫によって、景気・雇用対策を推進することも不可欠である。

一方、前記、新たな国民負担増の凍結・中止、雇用対策、中小企業対策等国民の生活を守り、経済の活性化を図るための諸施策を行うにあたって、その財源は政府提出の予算に内包されている無駄を排除し、効率性を高めることによって見いだすべきである。公共事業関係費は、未だコスト削減が不十分であり、入札制度の改革、単価の見直し等によって節減できる余地は十分にある。また自民党長崎県連事件で明らかとなっているように、不法な政治の介入が公共事業のコストを引き上げていることに鑑みれば、野党四会派で国会に提出している「政治資金規正法改正案」の速やかな審議・成立を図ることによって、一層の節減が可能である。また外務省報償費及び官房報償費についても国民の求める真実の解明、制度の抜本改革は全く進んでおらず、財政法・会計法を逸脱して状態が続いている以上、大幅削減は当然のことである。同時に一層の行政経費の効率化、真の特殊法人改革に向けた関係予算の見直しが必要である。

以上のように、来年度予算については、国民生活を守るための新たな負担増の凍結、危機に面した雇用環境・中小企業等に対する支援策の拡充・追加、小泉総理を筆頭とする全ての閣僚の真摯な反省と真に国民の立場に立った予算への組替等の実現のため、抜本的改革が必要である。野党四会派は、以上のような見地から、二〇〇三年度政府予算を以下の重点事項に沿って組み替えるよう要求する。

第二　編成替えの重点事項

一．新たな国民負担増の凍結・中止（追加額：一〇〇〇億円）

○サラリーマン本人の窓口負担引き上げ凍結

四月より実施が予定されている組合健保、政管健保の被保険者の窓口本人負担三割への引き上げは、当面の間、凍結すること。

○雇用保険給付カット中止

五月より実施が予定されている失業等給付のカットは中止し、現行の給付水準を維持すること。

○酒・たばこ税の引き上げ中止

何ら理念なく、かえって消費者心理の冷え込みを通じた消費の低迷を招きかねない酒・たばこ税の引き上げは中止する。

二．雇用対策の抜本拡充（追加額：七二七〇億円）

○雇用保険制度の失業等給付の拡充

官民の教育訓練機関を通じた能力開発実施体制の整備・強化等求職者の能力開発を推進し、実際の雇用に結びつくような失業等給付制度の改善を行い、給付期間の延長を図るとともに、そのための財源の安定確保を図ること。

○就職支援体制の改善・強化

学卒未就業者を含む若年層に対する就職援助措置の充実、求人開拓部門の強化、自営業者などに対する教育訓練の拡充、若年・中高年の雇用対策の強化などの拡充を図ること。また極めて厳しい雇用環境にある母子家庭の母親、障害者等の雇用対策の強化・拡充を図ること。

○失業者の生活を守る

非自発的失業者の生活基盤を守るため、健康保険料の軽減、子弟の教育費対策、住宅費対策、創業支援策などを講じること。

○労使協力による雇用維持・創出等

地域労使共同事業を拡充すると共に、地域の労使で策定している雇用創出プランの実施を支援すること。また労使協定にもとづいた所定労働時間の短縮等による雇用維持を支援すること。

○「緊急地域雇用創出特別交付金事業」等の改善・積極的活用

極めて厳しい雇用状況に早急に対応するとの観点から、「緊急地域雇用創出特別交付金事業」を、雇用期間の延長、更新制度の創設、ＮＰＯの活用など住民および自治体にとってより活用しやすい制度へ改善をした上で、積極的に活用すること。また食の安全確保や消費生活保護の強化を図り、国民生活の「安心」と「安全」を高めること。

○労働行政の充実

サービス残業の是正のための監督体制の強化等、年齢・性別差別解消の推進、急増する個別労使紛争等への対応強化を含む相談体制の整備等をすすめること。

三．中小企業対策の抜本拡充（追加額：二〇〇〇億円）

○「特別信用保証」の復活等

不良債権の処理加速化に伴い、今後中小企業の資金環境が一層厳しくなることが予想されるため、時限的に「特別信用保証」を復活させるとともに過去の債務についても返済猶予措置・リスケジュール等を講ずること。また政府系金融機関の積極的活用を図ること。

○連鎖倒産の回避等

売掛債権の回収不能などによる連鎖倒産を回避するため「セーフティネット保証制度」及び「セーフティネット貸付制度」を拡充すると共に、保有債権を担保とする融資制度の運用改善を図ること。また中小企業の債務負担を軽減するために、借り換え融資制度等の自治体による支援策や金融機関における中小・中堅企業の債務の株式化等の積極活用を円滑にすすめる環境の整備を行うこと。

○地域に貢献する民間地域金融機関への適切な対応

民間の中小企業金融を支える地域金融機関を強化するため、大銀行と一律の査定となっている地域金融機関の査定の仕組みを、融資実績等を勘案したものに改め、体力を強化して中小企業金融の充実を図ること。また地域の住民や産業に対する与信状況、地域経済に対する貢献度等に関する情報の公開を金融機関に義務づけるなど法体系の整備を図ること。

○公的金融機関等における個人信用保証の廃止等

信用保証協会の保証融資、政府系金融機関融資における中小企業経営者の個人保証を廃止すること。

民間融資においても個人保証を行う経営者へのセーフティネットの導入等をすすめること。

○起業に対する強力な支援

ベンチャー企業の実情により即した社債発行制度への改善、創業時の信用保証協会の与信要件の緩和等総合的な起業支援策を講じること。

ＮＰＯ支援税制法制を大胆に拡充し、非営利法人の育成を強化すること。

○留保金課税の廃止

中小企業の競争力強化と自己資本蓄積による体質強化を図るため、同族会社の留保金課税の中小企業に対する適用を廃止すること。

○不当な下請け圧迫の防止

下請代金支払遅延等防止法の改正に対応した検査・監視体制の強化を行うこと。

四．社会保障施策の大幅拡充（追加額：三四九億円）

○サラリーマン本人の窓口負担引き上げ凍結（再掲＝略）

○雇用保険給付カット中止（再掲＝略）

○多様な子育て支援対策の拡充

保育体制整備促進による「待機児童」の速やかな解消、学童保育の拡充、仕事と子育て両立支援のための看護休暇制度導入促進などを図ること。

○小児医療体制の整備

安心して子育てができる社会の形成に向けて、救急医療も含めて、小児医療体制の整備を促進する。

○医療の質向上・医療提供体制の充実

カルテの電子化等による情報開示の徹底、院内感染対策の拡充等による患者の権利擁護と医療体制の充実をすすめること。

○介護サービスの基盤拡充

待機者解消のための特別養護老人ホーム等整備促進、デイサービス・ショートステイなど介護サービスの確実な提供とマンパワーの確保などを推進すること。

○障害者対策の推進

本年四月より実施される「支援費制度」において、円滑に質の高いサービスが提供できるよう、障害者ホームヘルプ事業の拡充等を図ること。また無年金障害者の救済、障害者等への情報サービス提供推進のための字幕付テレビ放送の普及推進などを図ること。

五．教育関係施策の大幅拡充（追加額：二五四億円）

○三〇人学級の早期実現に向けた条件整備等

三〇人学級の早期実現に向けた教職員確保、スクールカウンセラーの配置校数の大幅拡充などをすすめること。

○日本育英事業の無利子貸付貸与枠の拡充等

無利子貸付貸与枠の増大を図るとともに、

保護者の失業等の経済的理由による就学困難高校生に対する支援策の拡充等を行うこと。

○学校施設の改修等

老朽化の進む教育施設の耐震化を含む速やかな改修、ＩＴ教育の充実に向けた情報関連施設整備、バリアフリー化、エコスクール化、心のケアを含む健康対策などの環境整備の促進を図ること。

六．新たな方向性を展望した食料・農業対策の実施（追加額：三〇〇億円）

○食の安全と循環型農業の振興等

環境循環型農業、有機農業などの支援策の推進、農業経営再建策の確立、信頼できる食品表示を担保するための検査・監視体制の拡充を図ること。

○雇用拡大と環境保全を両立させるため、間伐等の森林整備の拡充と山村安住対策の促進等を図ること。

七．環境対策の推進（追加額：六〇〇億円）

○温暖化対策・エネルギー・公害対策等

経済活動の環境配慮及び環境ビジネスの積極的推進、新エネルギーの研究開発・普及のための支援策拡充、公共交通機関への低公害車（ＬＲＴを含む）導入促進、温暖化防止国内対策関連予算の拡充等を図ること。

○産業廃棄物対策

産業廃棄物不法投棄対策、原状復帰対策の強化を図ること。

○住環境整備

住環境における有害物質対策の確立、健康配慮型住宅産業の育成、バリアフリー化促進などをすすめること。

八．交通対策の拡充（追加額：二〇〇億円）

○移動の自由、安全対策等

地方バス生活路線維持対策の拡充、公共交通機関・公共施設のバリアフリー化促進等をすすめること。

九．その他必要な施策の実施（追加額：二〇〇億円）

○沖縄に対する支援措置の拡充、自然災害の被災者に対する生活再建支援策拡充、消費生活センターへの支援等を促進すること。

十．公共事業関係経費の見直し（削減額：一兆六〇〇〇億円）

○政府予算の公共事業関係経費については、いまだコスト削減の取り組みが遅れており、単価の見直し、入札制度の改善を通じて、一層の事業費削減が可能であること。さらに野党四会派が提出している「政治資金規正法改正案（公共事業受注企業の政治献金禁止）」を速やかに成立させることによって、不要なコストの削減が可能となることから政府案をさらに一層削減すること。

○特に道路整備事業、ダム事業、海岸事業、港湾整備事業、空港整備事業、整備新幹線、農業関係公共事業については大胆に見直し削減すること。

十一．内閣官房報償費及び外務省報償費等の見直し

○内閣官房報償費及び外務省報償費については、より大幅な削減を行うと同時にその仕組みを抜本的に改革すること。また外務省報償費の上納問題の真相究明を行うこと。

十二．行政経費（庁費等）の削減（削減額：五〇〇億円）

○行政経費については、本省及び関係機関の庁費を中心に一層の節減を図ること。

十三．特殊法人等向け歳出の見直し（削減額：一〇〇〇億円）

○特殊法人等への一般会計負担の補助金等を、さらに一層削減すること。

十四．大衆増税を含む税制改正案の抜本的見直し

○政府が提案している平成十五年度税制改正案は、現下の経済情勢を無視し、将来に対するビジョンや理念を欠いている。酒・たばこなどの大衆増税を強行し、来年からの所得税等増税と抱き合わせで法人諸税等の減税を実施すれば、国民の将来に対する不安を高め、一層景気を悪化させるとは必至である。

○よって政府は、現在提案している税制改正案を速やかに撤回し、国民が真に安心できる社会の確立、経済の活性化に資する税制改正案を提案し直すこと。

平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十五年一月二十四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、平成十五年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

（特例公債の発行等）

第二条　政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成十五年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2　前項の規定による公債の発行は、平成十六年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成十五年度所属の歳入とする。

3　政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4　政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

附　則

この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

理　由

平成十五年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、平成十五年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書の規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができること等とするものである。

二　議案の可決理由

平成十五年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることは、必要にしてやむを得ない措置であると認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に伴う予算措置

平成十五年度一般会計予算において、特例公債の発行により総額三十兆二百五十億円が措置されている。

右報告する。

平成十五年三月三日

財務金融委員長　小坂　憲次

衆議院議長　綿貫　民輔殿

所得税法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十五年二月四日

内閣総理大臣　小泉純一郎

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十五号の三中「（当該受益証券の国外における募集にあつては、当該勧誘に相当するもの）」を削る。

第五条第三項中「、報酬若しくは料金」を削る。

第七条第一項中「掲げる所得」を「定める所得」に改め、同項第四号中「、報酬及び料金並びに」を「及び」に改める。

第十一条の見出しを「（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）」に改め、同条第一項中「、利益の分配並びに報酬及び料金」を「及び利益の分配」に、「若しくは貸付信託」を「又は貸付信託」に改め、「又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項（定義）に規定する投資口で政令で定めるもの」を削り、「若しくは収益の分配又は利益の配当」を「又は収益の分配」に改め、同条第三項中「規定する公益信託」の下に「又は社債等の振替に関する法律第二条第十一項（定義）に規定する加入者保護信託」を、「当該公益信託」の下に「又は当該加入者保護信託」を加え、同条第四項中「公益信託」の下に「若しくは加入者保護信託」を加える。

第三十一条第一号中「農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）」を「独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）」に改める。

第四十二条第二項中「次に掲げる」を「国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受ける」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「取得し若しくは」を「取得し、若しくは」に、「同項各号に掲げる」を「同項に規定する」に改める。

第七十四条第二項第六号中「農業者年金基金法」を「独立行政法人農業者年金基金法」に改める。

第八十三条の二第一項中「。）で」を「ものとし、」に改め、「あるもの」の下に「に限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」を加え、同項各号を次のように改める。

一　合計所得金額が四十万円未満である配偶者　三十八万円

二　合計所得金額が四十万円以上七十五万円未満である配偶者の合計所得金額のうち三十八万円を超える部分の金額（当該超える部分の金額が五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額でないときは、五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないもののうち最も多い金額とする。）を控除した金額

三　合計所得金額が七十五万円以上である配偶者　三万円

第百五十七条第一項第二号ハ中「出資金額」の下に「（その内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）」を加える。

第百七十四条中「第十一号」を「第十号」に改め、同条第十号を削り、同条第十一号を同条第十号とする。

第百七十五条第三号を削り、同条第四号中「前条第十一号」を「前条第十号」に改め、同号を同条第三号とする。

第百七十七条を次のように改める。

第百七十七条　削除

第二百十二条第三項中「、報酬若しくは料金」及び「又は第百七十七条第一項（内国法人の受ける報酬又は料金に係る課税の特例）」を削る。

第二百十三条第二項中「掲げる」を「定める」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第二百二十四条の三第二項第五号を次のように改める。

五　公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益証券

第二百四十二条第二号中「第百七十七条第一項（内国法人の受ける報酬又は料金に係る課税の特例）、」及び「第百七十七条第二項、」を削る。

別表第一第一号の表中宇宙開発事業団の項、運輸施設整備事業団の項、海上災害防止センターの項、海洋水産資源開発センターの項、生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）及び生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）の項、勤労者退職金共済機構の項、空港周辺整備機構の項、国際観光振興会の項、国際協力事業団の項、国際交流基金の項、国民生活センターの項、雇用・能力開発機構の項、産業基盤整備基金の項、自動車事故対策センターの項、社会福祉・医療事業団の項、新エネルギー・産業技術総合開発機構の項並びに心身障害者福祉協会の項を削り、水害予防組合及び水害予防組合連合の項の次に次のように加える。

生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	
生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）

別表第一第一号の表中中小企業総合事業団の項、通関情報処理センターの項及び通信・放送機構の項を削り、「又はこれに類するもの」を「、国若しくは地方公共団体以外の者に対し利益若しくは剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないもの又はこれらに類するもの」に改め、日本学術振興会の項、日本芸術文化振興会の項、日本障害者雇用促進協会の項、日本体育・学校健康センターの項、日本鉄道建設公団の項、日本万国博覧会記念協会の項、日本貿易振興会の項、日本労働研究機構の項、農業者年金基金の項、農畜産業振興事業団の項、農林漁業信用基金の項、平和祈念事業特別基金の項、放送大学学園の項、北方領土問題対策協会の項、水資源開発公団の項、緑資源公団の項、野菜供給安定基金の項及び労働福祉事業団の項を削る。

（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「分割前事業年度等」を「分割等前事業年度等」に、「外国子会社の外国税額（第八十一条の五）」を「外国税額（第八十一条の四の二・第八十一条の五）」に改める。

第二条第十号中「株主等」を「会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）」に改め、「有する株式の総数又は出資の金額の合計額が」を削り、「出資金額」の下に「（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）」を加え、「以上に相当する会社」を「を超える数の株式又は出資の金額を有する場合におけるその会社」に改め、同条第十二号の八ロ(1)中「見込まれていること」の下に「（当該合併後に当該合併法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該合併後に当該合併法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。）」を加え、同号ロ(2)を次のように改める。

(2)　当該合併に係る被合併法人の当該合併前に営む主要な事業が当該合併後に当該合併に係る合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること（当該合併後に当該合併法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該主要な事業が、当該合併後に当該合併法人において営まれ、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること。）。

第二条第十二号の十一ロ(1)中「移転していること」の下に「（当該分割後に当該分割承継法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該主要な資産及び負債が、当該分割により当該分割承継法人に移転し、当該適格合併により当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれていること。）」を加え、同号ロ(2)中「見込まれていること」の下に「（当該分割後に当該分割承継法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該分割後に当該分割承継法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。）」を加え、同号ロ(3)を次のように改める。

(3)　当該分割に係る分割事業が当該分割後に当該分割承継法人において引き続き営まれることが見込まれていること（当該分割後に当該分割承継法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該分割事業が、当該分割後に当該分割承継法人において営まれ、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること。）。

第二条第十二号の十四ロ(1)中「移転していること」の下に「（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該主要な資産及び負債が、当該現物出資により当該被現物出資法人に移転し、当該適格合併により当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれていること。）」を加え、同号ロ(2)中「見込まれていること」の下に「（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。）」を加え、同号ロ(3)を次のように改める。

(3)　当該現物出資に係る現物出資事業が当該現物出資後に当該被現物出資法人において引き続き営まれることが見込まれていること（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該現物出資事業が、当該現物出資後に当該被現物出資法人において営まれ、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること。）。

第二条第十七号ワ、第十七号の二及び第十八号ト中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該分割」を「当該分割型分割」に改め、同条第十八号の二中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該分割」を「当該分割型分割」に改め、同号ロ中「益金不算入」の下に「又は第八十一条の四の二（連結事業年度における外国税額の還付金の益金不算入）」を加え、同号ハ中「同条第二項に規定する減額された部分として政令で定める金額並びに」を削る。

第四条の三第三項中「その承認の処分」を「その承認」に改め、同条第九項中「承認の処分があった場合（前項の規定によりその承認があったものとみなされた場合を含む。）」を「前条の承認を受けた場合」に改め、同項第二号中「特例申請後五月経過日（第六項の規定の適用を受けて第一項の申請書を提出した日から五月を経過する日をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）」を「前条の承認を受ける日の前日」に、「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該特例申請後五月経過日」を「その承認を受ける日」に改め、同条第十一項中「第一項の」を「同条の」に、「同項」を「第一項」に、「同条の」を「その」に改め、同項第二号中「特例申請後五月経過日まで」を「当該内国法人が前条の承認を受ける日の前日まで」に、「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「前条」を「同条」に、「当該特例申請後五月経過日の属する事業年度」を「当該内国法人がその承認を受ける日の属する当該他の内国法人の事業年度」に改める。

第四条の五第一項中「取消しの処分のあった日の属する連結事業年度開始の日」を「取り消された日」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二　連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなったこと。

そのなくなった日

第四条の五第二項第四号及び第五号を次のように改める。

四　連結子法人の解散　その解散の日の翌日（合併による解散の場合には、その合併の日）

五　連結子法人（解散したものを除く。）が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなったこと（第一号又は第三号に掲げる事実に基因するものを除く。）。　その有しなくなった日

第四条の五第六項中「第四項の申請書を提出した」を削り、「連結事業年度」を「連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。）」に改め、同条第七項中「に規定する取消しの処分の手続」を「の取消しの手続」に改める。

第十二条第一項中「特定公益信託」の下に「、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第十一項（定義）に規定する加入者保護信託」を加え、同条第二項中「特定公益信託」の下に「、社債等の振替に関する法律第二条第十一項に規定する加入者保護信託」を加える。

第十四条中「連結法人とする」を「連結法人とし、第十六号にあつては同号に規定する連結親法人とする」に改め、同条第二号中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「分割の日」を「分割型分割の日」に改め、同条第四号中「及び第七号」を「、第七号及び第十八号」に改め、同条第九号中「及び第十三号から第十七号まで」を「、第十三号から第十五号まで、第十七号及び第十八号」に、「その終了の日まで」を「その有しなくなった日（以下この号において「離脱日」という。）の前日までの期間、当該離脱日からその連結事業年度終了の日まで」に改め、同条第十二号中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「分割の日」を「分割型分割の日」に改め、同条第二十一号を同条第二十二号とし、同条第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「第四条の五第四項の申請書を提出した」を削り、「同条第三項」を「第四条の五第三項」に、「連結事業年度」を「連結親法人事業年度」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十六号中「連結子法人」を「連結法人」に、「その取消しの処分のあった日の属する連結事業年度開始の日からその終了の日まで」を「その取り消された日（以下この号におい

て「取消日」という。）の属する連結事業年度開始の日から当該取消日の前日までの期間、当該取消日からその連結事業年度終了の日まで」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十五号の次に次の一号を加える。

十六　連結親法人の連結事業年度の中途において連結子法人がなくなったことにより連結法人が当該連結親法人のみとなった場合　その連結事業年度開始の日から連結子法人がなくなった日（以下この号において「離脱日」という。）の前日までの期間及び当該離脱日からその連結事業年度終了の日までの期間

第十五条の二第一項中「分割で分社型分割以外の分割を行った場合には、第十四条第十二号」を「分割型分割を行った場合には、第十四条第十二号」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、第一号から第四号までに掲げる法人にあってはこれらの号に定める期間（その末日が連結親法人事業年度終了の日である期間を除く。）は連結事業年度に含まないものとし、第五号及び第六号に掲げる法人にあっては最初連結事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結事業年度をいう。次項において同じ。）はこれらの号に定める期間とする。

第十五条の二第一項第二号中「において当該」を「において」に改め、「なった日（」の下に「同日の翌日から同項に規定する内国法人が第四条の二の承認を受けた日の前日までの間に」を加え、「同項に規定する」を「当該」に改め、「同日の翌日から特例申請後五月経過日までの間に」を削り、「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該特例申請後五月経過日」を「当該内国法人がその承認を受けた日」に改め、同号を同項第六号とし、同項第一号中「特例申請後五月経過日（同条第九項第二号に規定する特例申請後五月経過日をいう。以下この項において同じ。）」を「第四条の二の承認を受けた日の前日」に、「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「第四条の二（連結納税義務者）」を「同条」に、「当該特例申請後五月経過日」を「その承認を受けた日」に改め、同号を同項第五号とし、同項に第一号から第四号までとして次の四号を加える。

一　連結親法人事業年度の中途において自己を分割法人とする分割型分割を行った連結法人　その連結親法人事業年度開始の日から分割型分割の日の前日までの期間

二　連結親法人事業年度の中途において第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された連結子法人　その連結親法人事業年度開始の日からその取り消された日の前日までの期間

三　連結親法人事業年度の中途において解散した連結子法人　その連結親法人事業年度開始の日から解散の日（合併による解散の場合には、合併の日の前日）までの期間

四　連結親法人事業年度の中途において連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった連結子法人（前二号に掲げる法人を除く。）　その連結親法人事業年度開始の日からその有しなくなった日の前日までの期間

第二十三条第四項各号列記以外の部分を次のように改める。

第一項の場合において、同項の内国法人が当該事業年度において支払う負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含むものとし、当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に支払うものを除く。）があるときは、同項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入しない金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

第四十二条第二項中「次に掲げる」を「国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受ける」に改め、同項各号を削り、同条第六項中「第二項各号」を「第二項」に改める。

第五十二条第八項中「及び第二項」を「、第二項及び第五項」に改める。

第五十七条第二項中「第五項及び第九項」を「以下この条」に、「第七項」を「第六項」に、「第六項又は第十一項」を「第五項又は第九項」に、「第五項及び第十項」を「第四項及び第八項」に改め、「及び第四項」を削り、「第四項まで」を「以下この項及び次項」に改め、同条第三項中「第六項」を「第五項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第十一項」を「第九項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「この条」を「この項及び第九項」に、「当該分割」を「当該分割型分割」に、「第八十一条の九第六項」を「第八十一条の九第五項」に、「第九項まで」を「以下この項及び次項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「、連結親法人事業年度開始の日」を「、連結事業年度終了の日の翌日」に改め、「（連結親法人事業年度開始の日に行うものに限る。）」を削り、「分割法人が連結法人」の下に「（当該連結法人の連結事業年度終了の日の翌日に当該連結法人を分割法人とする合併類似適格分割型分割を行うものに限る。）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第十項中「又は同項に規定する」を「又は」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　次の各号に規定する場合には、第一項の内国法人の当該各号に掲げる事業年度における同項の規定の適用については、当該各号に定める欠損金額は、ないものとする。

一　連結法人である当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割型分割（次に掲げるものを除く。）を行った場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度　当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（当該各事業年度において第二項又は第六項の規定により当該各事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において同じ。）

イ　連結親法人事業年度開始の日に行う分割型分割

ロ　連結親法人又は第八十一条の九第二項第二号に規定する連結子法人である当該内国法人が最初の連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行う分割型分割

ハ　第四条の三第六項（連結納税の承認の申請）に規定する連結申請特例年度開始の日の翌日から同項の規定の適用を受けて行った同条第一項の申請につき第四条の二の承認を受ける日の前日までの間に行う分割型分割

二　連結子法人である当該内国法人が最初の連結親法人事業年度（当該内国法人が第四条の三第九項第一号又は第十一項第一号に掲げる法人である場合には最初の連結親法人事業年度の翌連結親法人事業年度とし、当該内国法人が連結親法人事業年度において連結親法人との間に第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなった同条に規定する他の内国法人（同号に掲げる法人を除く。）である場合には当該完全支配関係を有することとなった日から当該連結親法人事業年度終了の日までの期間とする。以下この号において「最初連結親法人事業年度」という。）において当該内国法人を被合併法人とする合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を

合併法人とするものに限るものとし、次に掲げるものを除く。）を行つた場合の当該合併の日の前日の属する事業年度　当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額

イ　最初連結親法人事業年度開始の日に行う合併

ロ　第八十一条の九第二項第二号に規定する連結子法人を被合併法人とする合併で最初連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うもの

三　連結法人である当該内国法人が第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度終了の日後に第四条の五第一項若しくは第二項の規定により第四条の二の承認を取り消された場合又は第四条の五第三項の承認を受けた場合の最終の連結事業年度後の各事業年度　当該連結事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額

第五十七条第十一項を削り、同条第十二項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「同項から第三項まで、第五項から第七項まで及び第九項から第十一項まで」を「同項から第九項まで」に改め、同項を同条第十一項とする。

第五十八条第二項中「第四項」を「第三項」に、「第七項」を「第六項」に、「第六項」を「第五項」に改め、「及び次項」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「掲げる各事業年度」を「掲げる事業年度」に改め、「（当該各事業年度において第二項の規定により当該内国法人の当該各事業年度前の事業年度において生じた災害損失欠損金額とみなされるものを除く。）」を削り、同項各号を次のように改める。

一　連結法人である当該内国法人が当該内国法人を分割法人とする分割型分割（前条第九項第一号イからハまでに掲げるものを除く。）を行つた場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度　当該事業年度前の各事業年度において生じた災害損失欠損金額

二　連結子法人である当該内国法人が前条第九項第二号に規定する最初連結親法人事業年度において当該内国法人を被合併法人とする合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とするものに限るものとし、同号イ及びロに掲げるものを除く。）を行つた場合の当該合併の日の前日の属する事業年度　当該事業年度前の各事業年度において生じた災害損失欠損金額

三　連結法人である当該内国法人が第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する最初連結事業年度終了の日後に第四条の五第一項若しくは第二項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合又は第四条の五第三項の承認を受けた場合の最終の連結事業年度後の各事業年度　当該連結事業年度前の各事業年度において生じた災害損失欠損金額

第五十八条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「同項、第二項、第四項及び第五項」を「同項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とする。

第五十九条第一項中「第八十一条の九第六項」を「第八十一条の九第五項」に改める。

第六十一条の二第九項中「第百五十六条の三第一項」を「第百五十六条の二十四第一項」に改める。

第六十一条の十二第一項に次の一号を加える。

五　その発行済株式等を直接又は間接に保有していた連結子法人の解散（合併による解散を除く。）に基因して第四条の五第二項第五号（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二の承認を取り消された法人（当該承認の取消しの直前に当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人であつたものに限る。）についてその解散をした連結子法人の残余財産が分配されたことにより当該連結親法人がその発行済株式等の全部を直接又は間接に有することとなつた場合（当該承認を取り消された日から当該残余財産が分配された日まで政令で定める関係が継続していた場合に限る。）　当該法人

第二編第一章第一節第五款第六目の目名を次のように改める。

第六目　分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益

第六十一条の十三の見出しを「（分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整）」に改め、同条第一項中「自己を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行つた連結法人」を「第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの期間内に自己を分割法人とする分割型分割を行つた連結法人又は当該期間内に自己を被合併法人とする適格合併（当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を合併法人とするものに限る。）を行つた連結子法人」に、「分割前事業年度（当該分割型分割又は適格合併」に、「分割前事業年度の」を「分割等前事業年度の」に改め、同条第二項及び第三項中「分割前事業年度」を「分割等前事業年度」に改める。

第六十二条第二項及び第六十二条の二第一項中「分割事業年度」を「分割前事業年度」に改める。

第六十二条の六第一項中「（第十四条第三号及び第十二号（みなし事業年度）の規定その他政令で定める規定を除く。）」を削る。

第六十三条第三項中「分割前事業年度等」を「分割等前事業年度等」に改め、「又は譲渡」の下に「（当該販売又は譲渡に伴つて同項又は第八十一条の十第一項（連結法人間取引の損益の調整）の規定の適用を受けたものに限る。）」を加える。

第六十七条第二項中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該分割」を「当該分割型分割」に改め、同項第一号中「分割事業年度」を「分割前事業年度」に改める。

第六十八条第一項中「、報酬若しくは料金」を削る。

第六十九条第五項第三号中「又は各連結事業年度」を「若しくは各連結事業年度又は適格分社型分割等の日の属する連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度」に改める。

第七十条第一項中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該分割」を「当該分割型分割」に改める。

第七十一条第一項中「第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された法人のその取消しの処分があつた日又は第四条の五第二項（第二号、第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定により当該承認を取り消された法人の同項第二号、第四号又は第五号に掲げる事実（同項第四号にあつては、合併による解散を除く。）が生じた日の属する事業年度（その開始の日から六月を経過した日以後にその処分があつた日又はその事実が生じた日の属する事業年度に限る。）及び第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開

始の日から六月を経過した日の翌日以後に連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行った場合のその分割の日の前日又は連結子法人が当該連結子法人を被合併法人とする合併を行った場合のその合併」を「連結子法人が第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）のその取り消された日の前日の属する事業年度及び連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割を行った場合（第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該分割型分割を行った場合を除く。）の当該分割型分割」に改める。

第七十二条第三項中「第九項及び第十二項」を「第七項及び第十項」に、「第六項」を「第五項」に改める。

第八十条第一項中「当該内国法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に行うものを除く。）を行った場合の当該分割の日の前日の属する事業年度」を「連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）において当該内国法人を分割法人とする分割型分割（第五十七条第九項第一号イ及びハ（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）に掲げるものを除く。）を行った場合の当該連結親法人事業年度開始の日の属する事業年度（当該内国法人が第四条の三第九項第二号又は第十一項第二号（連結納税の承認の申請）に掲げる法人である場合には、これらの号に規定する事業年度）」に、「及び当該内国法人が」を「及び連結子法人である当該内国法人が第五十七条第九項第二号に規定する最初連結親法人事業年度において」に、「合併で、当該内国法人の同項に規定する最初連結事業年度開始の日の翌日からその終了の日までの間に行うものに限る」を「ものに限るものとし、第五十七条第九項第二号イに掲げるものを除く」に、「当該合併の日の前日」を「当該最初連結親法人事業年度開始の日」に改め、同条第四項中「（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）」を削り、「第五十七条の」を「同条の」に改める。

第二編第一章の二第一節第三款第三目の目名を次のように改める。

第三目　外国税額

第二編第一章の二第一節第三款第三目中第八十一条の五の前に次の一条を加える。

（連結事業年度における外国税額の還付金の益金不算入）

第八十一条の四の二　連結法人が第八十一条の十五第一項から第三項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定の適用を受けた連結事業年度後の各連結事業年度においてこれらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつた外国法人税の額（第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する外国法人税の額をいう。以下この条において同じ。）が減額された場合（当該連結法人が第八十一条の十五第五項に規定する適格組織再編成により同項に規定する被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合にあつては、当該被合併法人等が納付することとなつた外国法人税の額のうち当該連結法人が移転を受けた事業に係る所得に基因して納付することとなつた外国法人税の額が減額された場合を含む。以下この条において同じ。）又は当該連結法人が第六十九条第一項から第三項までの規定の適用を受けた事業年度後の各連結事業年度においてこれらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつた外国法人税の額が減額された場合には、その減額された金額のうち第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額又は第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額が減額された部分として政令で定める金額（益金の額に算入する額として政令で定める金額を除く。）は、当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

第八十一条の九第一項中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に改め、同条第二項第一号中「及び次項」を削り、「第七項」を「第六項」に、「同条第六項又は第十一項」を「同条第五項又は第九項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「分割で分社型分割以外の分割（第十五条の二第一項第一号に規定する連結申請特例年度開始の日の翌日から第四条の三第九項第二号（連結納税の承認の効力）に規定する特例申請後五月経過日までの間に行われたもの」を「分割型分割（第四条の三第六項（連結納税の承認の申請）に規定する連結申請特例年度開始の日の翌日から同項の規定の適用を受けて行つた同条第一項の申請につき第四条の二の承認を受ける日の前日までの間に行うもの（前項第二号に規定する連結子法人が行うものを除く。）」に、「分割の日」を「分割型分割の日」に、「欠損金額が」を「欠損金額（第八十条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）が」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第一号を次のように改める。

一　連結子法人が当該連結子法人を被合併法人とする合併を行つた場合の当該合併の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度　当該合併の日の属する連結親法人事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結子法人の連結欠損金個別帰属額（当該合併が当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とする適格合併である場合には、当該連結欠損金個別帰属額のうち第五十七条第六項の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされて当該連結子法人の当該合併の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額）

第八十一条の九第五項第二号中「分割で分社型分割以外の分割を行つた場合（連結親法人事業年度開始の日に当該分割を行つた場合及び次号に規定する場合を除く。）」を「分割型分割（連結親法人事業年度開始の日に行うもの及び合併類似適格分割型分割を除く。）を行つた場合（連結親法人事業年度開始の日に当該分割を行つた場合及び次号に規定する場合を除く。）」に、「分割の日」を「分割型分割の日」に、「第五十七条第六項」を「第五十七条第七項」に、「に相当する金額」を削り、同項第三号を次のように改める。

三　連結法人が当該連結法人を分割法人とする合併類似適格分割型分割を行つた場合の当該合併類似適格分割型分割の日の属する連結事業年度以後の各連結事業年度　当該合併類似適格分割型分割の日の属する連結親法人事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度において生じた当該連結法人の連結欠損金個別帰属額（当該合併類似適格分割型分割が当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を分割承継法人とするものである場合には、当該連結欠損金個別帰属額のうち第五十七条第六項の規定により同条第一項に規定する欠損金額とみなされて当該連結法人の当該合併類似適格分割型分割の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額）

第八十一条の九第五項第四号中「連結法人が当該連結法人」を「連結親法人が当該連結親法人との間に連結完全支配関係がない法人との間で

当該連結親法人」に、「第五十七条第六項」を「第五十七条第五項」に改め、「当該連結法人が連結子法人である場合には、連結完全支配関係がある他の連結法人との間で行うものに限るものとし、」を削り、「同じ」を「適格合併等」という」に、「連結法人の」を「連結親法人の」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同項第五号中「解散の日」の下に「の翌日」を加え、同項を同条第四項とし、同条第六項中「、第三項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中「同項に規定する最初連結親法人事業年度」を「最初の連結事業年度」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「同項、第二項、第四項及び第五項」を「同項から第四項まで」に改め、同項を同条第七項とする。

第八十一条の十第一項中「分割前事業年度等」を「分割等前事業年度等」に改め、同条第四項中「第四条の五第二項」を「第四条の五第一項」に改める。

第八十一条の十三第二項第三号中「第二十六条第二項」を「第八十一条の四の二（連結事業年度における外国税額の還付金の益金不算入）」に改める。

第八十一条の十四第一項中「、報酬若しくは料金」を削る。

第八十一条の十五第五項第三号中「又は各事業年度」を「若しくは各事業年度又は適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度」に改める。

第八十一条の十六第二項中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該分割」を「当該分割型分割」に改める。

第八十一条の十九第一項第一号イ中「最初連結親法人事業年度開始の時に当該連結親法人による連結完全支配関係がないものを除く」を「連結親法人及び最初連結親法人事業年度開始の時から当該最初連結親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日まで継続して当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人に限る」に改め、同条第三項中「承認の取消しの処分があつた」を「承認が取り消された」に改め、同条第四項中「連結親法人事業年度の前連結親法人事業年度の月数のうちに占める当該前連結親法人事業年度」を「連結親法人事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は当該連結親法人事業年度の前連結親法人事業年度の月数のうちに占める当該前日の属する事業年度若しくは当該前連結親法人事業年度」に、「又は合併」を「若しくは合併」に改め、同条第六項中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該分割を」を「当該分割型分割を」に改め、同項第一号中「分割の日」を「分割型分割の日」に改め、同項第二号中「同日」を「当該開始の日」に改める。

第八十一条の二十第三項中「第八十一条の九第七項」を「第八十一条の九第六項」に改める。

第八十一条の二十五第一項中「の連結確定申告書」を「に係る第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書」に改める。

第八十一条の二十八第一項中「当該連結子法人の連結事業年度の期間」を「当該連結子法人と当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある期間内」に改める。

第八十一条の三十一第一項中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に、「当該分割」を「当該分割型分割」に改め、同条第三項中「第八十一条の九」を「第八十一条の九第一項」に、「及び同条第五項」を「、同条第四項」に改め、「とされたもの」の下に「その他政令で定めるもの」を加え、「各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される」を削り、「の連結確定申告書」を「に係る第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書」に改める。

第八十二条の五第一項中「以上に相当する」を「を超える」に改める。

第八十二条の六第一項及び第百条第一項中「、報酬若しくは料金」を削る。

第百二条第二項中「及び第八項」を削り、「同条第十二項」を「同条第十項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第百二十二条第二項第四号から第七号までを次のように改める。

四　連結法人である内国法人が自己を分割法人とする分割型分割を行つた場合（連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。次号及び第八号において同じ。）開始の日に当該分割型分割を行つた場合を除く。）における当該分割型分割の日の前日の属する事業年度　当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日

五　内国法人が第四条の五第二項第四号又は第五号（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）におけるその取り消された日の前日の属する事業年度　当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日

六　内国法人が第四条の五第二項各号の規定により第四条の二の承認を取り消された場合におけるその取り消された日（以下この号及び次号において「取消日」という。）の属する事業年度　当該取消日以後三月を経過した日と当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日とのうちいずれか早い日

七　前号の内国法人の同号に掲げる事業年度開始の日からその終了の日までの期間が三月に満たない場合における当該事業年度後の各事業年度（取消日以後三月を経過する日までに開始するものに限る。）　当該取消日以後三月を経過した日と当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日とのうちいずれか早い日

第百二十二条第二項第八号中「事業年度の」を「連結親法人事業年度の」に改める。

第百二十三条第四号中「取消しの処分があつた日」を「取り消された日」に、「青色申告の承認の」を「その」に改める。

第百二十五条第一項中「経過した日の前日とし、同条第二項第七号に規定する法人については同号に定める日」を「経過する日とし、同条第二項第四号又は第五号の内国法人についてはこれらの号に定める日とし、同項第六号又は第七号の内国法人のうちこれらの号に定める日がこれらの号に掲げる事業年度終了の日後となるものについては当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日」に改める。

第百二十七条第一項第五号中「取消しの処分があつた日の属する連結事業年度開始の日」を「取り消された日の前日（当該前日が連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。）終了の日である場合には、その取り消された日）」に改める。

第百三十二条第一項第二号ハ中「出資金額」の下に「（その内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）」を加える。

第百四十二条中「分割前事業年度等」を「分割等前事業年度等」に改める。

別表第一第一号の表中運輸施設整備事業団の項、空港周辺整備機構の項、国際観光振興会の項、国際協力事業団の項、国民生活センターの項、雇用・能力開発機構の項、社会福祉・医療事業団の項、心身障害者福祉協会の項、日本学術振興会の項、日本芸術文化振興会の項、日本体育・学校健康センターの項、日本鉄道建設公団の項、日本万国博覧会記念協会の項、日本貿易振興会の項、日本労働研究機構の項、平和祈念事業特別基金の項、放送大学学園の項、水資

源開発公団の項、緑資源公団の項及び労働福祉事業団の項を削る。	
別表第二第一号の表中宇宙開発事業団の項、海上災害防止センターの項、海洋水産資源開発センターの項、生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）及び生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）の項を削り、投資者保護基金の項の次に次のように加える。	
生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	
生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	
別表第二第一号の表中中小企業総合事業団の項、通関情報処理センターの項及び通信・放送機構の項を削り、投資者保護基金の項の次に次のように加える。	
独立行政法人（別表第一第一号の表に掲げる以外のもので、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）
	独立行政法人通則法及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法

別表第二第一号の表中日本障害者雇用促進協会の項、農業者年金基金の項、農畜産業振興事業団の項、農林漁業信用基金の項、北方領土問題対策協会の項及び野菜供給安定基金の項を削る。

（相続税法の一部改正）

第三条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条）」を「第二十条の二）」に、「第二節　贈与税（第二十一条の二―第二十一条の八）」を「第二節　贈与税（第二十一条―第二十一条の八）」に、「第三節　相続時精算課税（第二十一条の九―第二十一条の十八）」を「第三節　相続時精算課税（第二十一条の九―第二十一条の十八）」に、「及び納付」を「、納付及び還付」に、「第六十七条」を「第六十七条の二」に改める。

第一条及び第一条の二を次のように改める。

（趣旨）

第一条　この法律は、相続税及び贈与税について、納税義務者、課税財産の範囲、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第一条の二　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　扶養義務者　配偶者及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条（扶養義務者）に規定する親族をいう。

二　期限内申告書　第五十条第二項の場合を除き、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条の規定による申告書をいう。

三　期限後申告書　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項（期限後申告書）に規定する期限後申告書をいう。

四　修正申告書　国税通則法第十九条第三項（修正申告書）に規定する修正申告書をいう。

五　更正　国税通則法第二十四条（更正）又は第二十六条（再更正）の規定による更正をいう。

六　決定　国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。

第一条の二の次に次の二条を加える。

（相続税の納税義務者）

第一条の三　次の各号のいずれかに掲げる者は、この法律により、相続税を納める義務がある。

一　相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの

二　相続又は遺贈により財産を取得した日本国籍を有する個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの（当該個人又は当該相続若しくは遺贈に係る被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）が当該相続又は遺贈に係る相続の開始前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがある場合に限る。）

三　相続又は遺贈によりこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの（前号に掲げる者を除く。）

四　贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を取得した個人（前三号に掲げる者を除く。）

（贈与税の納税義務者）

第一条の四　次の各号のいずれかに掲げる者は、この法律により、贈与税を納める義務がある。

一　贈与により財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの

二　贈与により財産を取得した日本国籍を有する個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの（当該個人又は当該贈与をした者が当該贈与前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがある場合に限る。）

三　贈与によりこの法律の施行地にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの（前号に掲げる者を除く。）

第二条第一項中「第一条第一号」を「第一条の三第一号又は第二号」に、「因り」を「より」に改め、同条第二項中「第一条第二号」を「第一条の三第三号」に、「因り」を「より」に改める。

第二条の二第一項中「第一条の二第一号」を「第一条の四第一号又は第二号」に、「因り」を「より」に改め、同条第二項中「第一条の二第二号」を「第一条の四第三号」に、「因り」を「より」に改める。

第三条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「（遺贈者を含む。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に改める。

第三条の二の見出し中「因り」を「より」に改め、同条中「（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十八条の三第一項」を「第九百五十八条の三第一項（特別縁故者への相続財産の分与）」に、「因り」を「より」に改める。

第四条の前の見出し中「因り」を「より」に改め、同条第一項中「本条」を「この条」に、「因り」を「より」に改め、同条第二項第三号中「又は」を

「、又は」に改め、同条第三項中「因り」を「より」に改める。

第五条第一項中「因り」を「より」に改め、同条第三項中「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に改め、同条第四項中「因り」を「より」に改める。

第七条中「定が」を「定めが」に、「因り」を「より」に、「但し」を「ただし」に改め、「（配偶者及び民法第八百七十七条に規定する親族をいう。以下同じ。）」を削る。

第八条中「支払わないで」を「支払わないで、」に、「引受」を「引受け」に、「因る」を「よる」に、「因り」を「より」に、「但し」を「ただし」に、「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改める。

第九条中「外、」を「ほか、」に、「支払わないで」を「支払わないで、」に、「因り」を「より」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十条第一項第四号中「受入」を「受入れ」に改め、同項第十号を同項第十三号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　第七条の規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる金銭については、そのみなされる基因となつた財産の種類に応じ、この条に規定する場所

第十条第一項第八号を同項第十号とし、同項第七号中「第二条第二項」及び「第二条第十三項」の下に「（定義）」を加え、「引受」を「引受け」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五　保険金については、その保険の契約に係る保険会社の本店又は主たる事務所の所在

六　退職手当金、功労金その他これらに準ずる給与（政令で定める給付を含む。）については、当該給与を支払つた者の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在

第十条第三項中「贈与者」を「贈与をした者」に改め、同条第四項中「因り」を「より」に改める。

第十一条中「本節」を「この節及び第三節」に、「因り」を「より」に、「当該総額」を「当該相続税の総額」に改める。

第十一条の二第一項中「因り」を「より」に、「第一条第一号」を「第一条の三第一号又は第二号」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に、「第一条第二号」を「第一条の三第三号」に改める。

第十二条第一項第一号中「第七条」の下に「（皇位に伴う由緒ある物）」を加える。

第十三条第一項中「本条」を「この条」に、「因り」を「より」に、「第一条第一号」を「第一条の三第一号又は第二号」に、「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に、「第一条第二号」を「第一条の三第三号」に、「左に」を「次に」に改め、同項第三号及び第五号中「外、」を「ほか、」に改め、同条第三項中「但し」を「ただし」に、「同条第一項第三号」を「同号」に改める。

第十四条第二項中「石油税」を「石油石炭税」に、「印紙税の税額」を「印紙税その他の公租公課の額」に改める。

第十五条第一項中「以下次条」を「次条」に改め、同条第二項中「第五編第二章」の下に「（相続人）」を加え、同条第三項第一号中「第八百十七条の二第一項」の下に「（特別養子縁組の成立）」を加える。

第十六条中「第九百条」の下に「（法定相続分）」を、「第九百一条」の下に「（代襲相続分）」を加え、「率を」を「税率を」に改め、同条の表を次のように改める。

千万円以下の金額	百分の十
千万円を超え三千万円以下の金額	百分の十五
三千万円を超え五千万円以下の金額	百分の二十
五千万円を超え一億円以下の金額	百分の三十
一億円を超え三億円以下の金額	百分の四十
三億円を超える金額	百分の五十

第十七条中「因り」を「より」に改める。

第十八条中「その者又はその」を「当該被相続人の」に改め、「失つたため」の下に「、代襲して」を加え、「その者の」を「当該被相続人の」に改め、「（当該金額がその者に係る相続税の課税価格に相当する金額に百分の七十の割合を乗じて算出した金額を超える場合には、当該割合を乗じて算出した金額）」を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項の一親等の血族には、同項の被相続人の直系卑属が当該被相続人の養子となつている場合を含まないものとする。ただし、当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失つたため、代襲して相続人となつている場合は、この限りでない。

第十九条の二第一項第二号イ中「第九百条」の下に「（法定相続分）」を加え、同条第三項中「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書（以下「期限後申告書」という。）」を「期限後申告書」に、「同法第十九条第三項に規定する修正申告書（以下「修正申告書」という。）」を「修正申告書」に改め、同条第五項中「国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正（以下「更正」という。）又は同法第二十五条の規定による決定（以下「決定」という。）」を「更正又は決定」に改める。

第十九条の三第一項中「第一条第二号」を「第一条の三第三号」に改め、「。次条第一項において同じ」を削り、「第五編第二章」の下に「（相続人）」を加え、同条第二項中「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に改め、同条第三項中「因り」を「より」に、「際に第一項」を「際に同項」に改める。

第十九条の四第一項中「取得した者」の下に「（第一条の三第二号又は第三号の規定に該当する者を除く。）」を加える。

第二十条第一項各号列記以外の部分中「本条」を「この条」に、「因り」を「より」に、「を取得したこと」を「（当該第一次相続に係る被相続人からの贈与により取得した第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産を含む。）を取得したこと」に、「財産につき」を「財産（当該第一次相続に係る被相続人からの贈与により取得した第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産を含む。）につき」に、「以下第一号及び次項」を「第一号」に改め、同項第一号中「以下」を削り、「因り」を「より」に、「財産の価額（相続税の課税価格計算の基礎に算入された部分に限る。）から」を「財産（当該第一次相続に係る被相続人からの贈与により取得した第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産を含む。）の価額（相続税の課税価格計算の基礎に算入された部分に限る。）から」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「因り」を「より」に改め、同条第二項を削る。

第二十一条中「本条」を「この条」に、「因り」を「より」に、「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同条を第二十条の二とする。

第二章第二節中第二十一条の二の前に次の一条を加える。

（贈与税の課税）

第二十一条　贈与税は、この節及び次節に定めるところにより、贈与により財産を取得した者に係る贈与税額として計算した金額により、課する。

第二十一条の二第一項中「因り」を「より」に、「因る」を「よる」に、「第一条の二第一号」を「第一条の四第一号又は第二号」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に、「因る」を「よる」に、「第一条の二第二号」を「第一条の四第三号」に改め、同条第三項中「因り」を「より」に、「因る」を「よる」に、「第一条の二第一号及び第二号」を「第一条の四第一号の規定に該当し、かつ、同条第三号の規定に該当する者又は同条第二号の規定に該当し、かつ、同条第三号」に、「この法律の施行地にあるもの」を「政令で定めるもの」に改め、同条第四項中「因り」を「より」に改める。

第二十一条の三第一項第四号中「第七十八条第三項」の下に「（寄付金控除）」を加え、「表彰するものとして」を「表彰するものとして、」に改め、同項第六号中「第百八十九条」の下に「（選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出）」を加える。

第二十一条の四第一項中「第一条の二第二号」を「第一条の四第二号又は第三号」に改める。

第二十一条の六第二項中「贈与者」を「贈与をした者」に改め、同条第三項及び第四項中「添附」を「添付」に改める。

第二十一条の七の表を次のように改める。

二百万円以下の金額	百分の十
二百万円を超え三百万円以下の金額	百分の十五
三百万円を超え四百万円以下の金額	百分の二十
四百万円を超え六百万円以下の金額	百分の三十
六百万円を超え千万円以下の金額	百分の四十
千万円を超える金額	百分の五十

第二章第二節の次に次の一節を加える。

第三節　相続時精算課税

（相続時精算課税の選択）

第二十一条の九　贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の推定相続人（その贈与をした者の直系卑属である者のうちその年一月一日において二十歳以上であるものに限る。）であり、かつ、その贈与をした者が同日において六十五歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者は、その贈与に係る財産について、この節の規定の適用を受けることができる。

2　前項の規定の適用を受けようとする者は、政令で定めるところにより、第二十八条第一項の期間内に前項に規定する贈与をした者からのその年中における贈与により取得した財産について同項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3　前項の届出書に係る贈与をした者からの贈与により取得する財産については、当該届出書に係る年分以後、前節及びこの節の規定により、贈与税額を計算する。

4　その年一月一日において二十歳以上の者が同日において六十五歳以上の者からの贈与により財産を取得した場合にその年の中途においてその者の養子となったことその他の事由によりその者の推定相続人となったとき（配偶者となったときを除く。）には、推定相続人となった時前にその者からの贈与により取得した財産については、第一項の規定の適用はないものとする。

5　第二項の届出書を提出した者（以下「相続時精算課税適用者」という。）が、その届出書に係る第一項の贈与をした者（以下「特定贈与者」という。）の推定相続人でなくなった場合においても、当該特定贈与者からの贈与により取得した財産については、第三項の規定の適用があるものとする。

6　相続時精算課税適用者は、第二項の届出書を撤回することができない。

（相続時精算課税に係る贈与税の課税価格）

第二十一条の十　相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した財産については、特定贈与者ごとにその年中において贈与により取得した財産の価額を合計し、それぞれの合計額をもつて、贈与税の課税価格とする。

（適用除外）

第二十一条の十一　相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した財産については、第二十一条の五から第二十一条の七までの規定は、適用しない。

（相続時精算課税に係る贈与税の特別控除）

第二十一条の十二　相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格からそれぞれ次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を控除する。

一　二千五百万円（既にこの条の規定の適用を受けて控除した金額がある場合には、その金額の合計額を控除した残額）

二　特定贈与者ごとの贈与税の課税価格

2　前項の規定は、期限内申告書に同項の規定により控除を受ける金額、既に同項の規定の適用を受けて控除した金額がある場合の控除した金額その他財務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、第一項の財産について前項の記載がない期限内申告書の提出があった場合において、その記載がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載をした書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

（相続時精算課税に係る贈与税の税率）

第二十一条の十三　相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税の額は、特定贈与者ごとに、第二十一条の十の規定により計算された贈与税の課税価格（前条第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定による控除後の金額）にそれぞれ百分の二十の税率を乗じて計算した金額とする。

（相続時精算課税に係る相続税額）

第二十一条の十四　特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した者及び当該特定贈与

者に係る相続時精算課税適用者の相続税の計算についての第十五条の規定の適用については、同条第一項中「（第十九条」とあるのは「（第十九条、第二十一条の十五又は第二十一条の十六」と、「同条」とあるのは「これら」とする。

第二十一条の十五　特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した相続時精算課税適用者については、当該特定贈与者からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるもの（第二十一条の二第一項から第三項まで、第二十一条の三、第二十一条の四及び第二十一条の十の規定により当該取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるものに限る。）の価額を相続税の課税価格に加算した価額をもつて、相続税の課税価格とする。

2　特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した相続時精算課税適用者及び他の者に係る相続税の計算についての第十三条、第十八条、第十九条、第十九条の三及び第二十条の規定の適用については、第十三条第一項中「取得した財産」とあるのは「取得した財産及び被相続人が第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者である場合の当該被相続人からの贈与により取得した同条第三項の規定の適用を受ける財産」と、同条第二項中「あるもの」とあるのは「あるもの及び被相続人が第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者である場合の当該被相続人からの贈与により取得した同条第三項の規定の適用を受ける財産」と、第十八条第一項中「とする」とあるのは「とする。ただし、贈与により財産を取得した時において被相続人の一親等の血族であつた場合には、当該被相続人から取得した当該財産に対応する相続税額として政令で定めるものについては、この限りでない」と、第十九条第一項中「特定贈与財産」とあるのは「特定贈与財産及び第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産」と、第十九条の三第三項中「財産」とあるのは「財産（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）」と、第二十条第一号中「事由により取得した財産」とあるのは「事由により取得した財産（当該被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）」と、同条第二号中「財産の価額」とあるのは「財産（当該被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）の価額」とする。

3　第一項の場合において、第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産につき課せられた贈与税があるときは、相続税額から当該贈与税の税額（第二十一条の八の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。）に相当する金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

第二十一条の十六　特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかつた相続時精算課税適用者については、当該特定贈与者からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを当該特定贈与者から相続（当該相続時精算課税適用者が当該特定贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈）により取得したものとみなして第一節の規定を適用する。

2　前項の場合において、特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかつた相続時精算課税適用者及び当該特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した者に係る相続税の計算についての第十八条、第十九条、第十九条の三及び第十九条の四の規定の適用については、第十八条第一項中「とする」とあるのは「とする。ただし、贈与により財産を取得した時において被相続人の一親等の血族であつた場合には、当該被相続人から取得した当該財産に対応する相続税額として政令で定めるものについては、この限りでない」と、第十九条第一項中「特定贈与財産」とあるのは「特定贈与財産及び第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産」と、第十九条の三第三項中「財産」とあるのは「財産（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）」と、第十九条の四第一項中「該当する者」とあるのは「該当する者及び同条第四号の規定に該当する者（当該相続に係る被相続人の相続開始の時においてこの法律の施行地に住所を有しない者に限る。）」とする。

3　第一項の規定により特定贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税価格に算入される財産の価額は、同項の贈与の時における価額による。

4　第一項の場合において、第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産につき課せられた贈与税があるときは、相続税額から当該贈与税の税額（第二十一条の八の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。）に相当する金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

（相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等）

第二十一条の十七　特定贈与者の死亡以前に当該特定贈与者に係る相続時精算課税適用者が死亡した場合には、当該相続時精算課税適用者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該相続時精算課税適用者が有していたこの節の規定の適用を受けていたことに伴う納税に係る権利又は義務を承継する。ただし、当該相続人のうちに当該特定贈与者がある場合には、当該特定贈与者は、当該納税に係る権利又は義務については、これを承継しない。

2　前項本文の場合において、相続時精算課税適用者の相続人が限定承認をしたときは、当該相続人は、相続により取得した財産（当該相続時精算課税適用者からの遺贈又は贈与により取得した財産を含む。）の限度においてのみ同項の納税に係る権利又は義務を承継する。

3　国税通則法第五条第二項及び第三項（相続による国税の納付義務の承継）の規定は、この条の規定により相続時精算課税適用者の相続人が有することとなる第一項の納税に係る権利又は義務について、準用する。

4　前三項の規定は、第一項の権利又は義務を承継した者が死亡した場合について、準用する。

第二十一条の十八　贈与により財産を取得した者（以下この条において「被相続人」という。）が第二十一条の九第一項の規定の適用を受けることができる場合に、当該被相続人が同条第二項の規定による同項の届出書の提出期限

前に当該届出書を提出しないで死亡したときは、当該被相続人の相続人（当該贈与をした者を除く。以下この条において同じ。）は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から十月以内（相続人が国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで）に、政令で定めるところにより、当該届出書を当該被相続人の納税地の所轄税務署長に共同して提出することができる。

2　前項の規定により第二十一条の九第二項の届出書を提出した相続人は、被相続人が有することとなる同条第一項の規定の適用を受けることに伴う納税に係る権利又は義務を承継する。この場合において、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

3　第一項の規定により第二十一条の九第二項の届出書を提出することができる被相続人の相続人が当該届出書を提出しないで死亡した場合には、前二項の規定を準用する。

第二十二条中「定の」を「定めの」に、「外、」を「ほか、」に、「因り」を「より」に改める。

第二十三条中「第二百六十九条ノ二第一項」の下に「（地下又は空中の地上権）」を加え、「掲げる」を「定める」に改める。

第二十四条第一項第三号中「年令」を「年齢」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に、「受けた」を「受け、」に改め、同条第三項中「且つ」を「かつ」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第四項及び第五項中「基く」を「基づく」に改める。

第二十六条を削る。

第二十六条の二中「因り」を「より」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十六条の三を第二十六条の二とする。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　申告、納付及び還付

第二十七条第一項中「遺贈」の下に「（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この条において同じ。）」を、「取得した者」の下に「及び当該被相続人に係る相続時精算課税適用者」を加え、「その被相続人」を「当該被相続人」に、「第十九条の規定」を「第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定」に、「同条」を「これら」に、「及び第十九条の三から第二十一条まで」を「、第十九条の三から第二十条の二まで及び第二十一条の十四から第二十一条の十八まで」に改め、「その者が」の下に「国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで」を加え、「政令」を「財務省令」に改め、同条第二項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「当該各項」を「これらの項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「因り」を「より」に、「又は第二項」を「、第二項」に改め、「含む。）」の下に「又は第三項」を加え、「による」を「により」に改め、「すべきもの」の下に「又は提出することができるもの」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「による」を「により」に、「においては」を「には」に、「政令」を「財務省令」に、「を添附しなければ」を「その他財務省令で定める書類を添付しなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　相続時精算課税適用者は、第一項の規定により申告書を提出すべき場合のほか、第三十三条の二第一項の規定による還付を受けるため、第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る相続税の課税価格、還付を受ける税額その他財務省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出することができる。

第二十八条第一項中「あるとき」の下に「又は当該財産が第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものであるとき」を、「までに」の下に「国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで」を加え、「政令」を「財務省令」に改め、同条第二項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「による」を「により」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　相続時精算課税適用者が年の中途において死亡した場合に、その年一月一日から死亡の日までに第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を贈与により取得したとき。

第二十八条第三項中「前条第五項」を「前条第六項」に、「前条第二項」を「同条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　特定贈与者からの贈与により第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を相続時精算課税適用者が取得した場合において、当該特定贈与者が当該贈与をした年の中途において死亡したときは、当該贈与により取得した財産については、第一項の規定は適用しない。

第二十九条第一項中「その者が」の下に「国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで」を加え、「政令」を「財務省令」に改め、同条第二項中「第二十七条第二項から第五項まで」を「第二十七条第二項及び第四項から第六項まで」に改める。

第三十条中「第四号」を「第五号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第二十八条第一項の規定による申告書の提出期限後において第三十二条第一号から第五号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなつたため新たに第二十八条第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなつた者は、期限後申告書を提出することができる。

第三十一条第一項中「第四号」を「第五号」に改め、同条第二項中「その者が」の下に「国税通則法第百十七条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出をしないで」を加え、同条に次の一項を加える。

4　第二十八条の規定による申告書又は当該申告書に係る期限後申告書を提出した者（贈与税について決定を受けた者を含む。）は、次条第一号から第五号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしたことにより新たに確定した贈与税額に不足を生じた場合には、修正申告書を提出することができる。

第三十二条中「第二十三条第一項」の下に「（更正の請求）」を加え、同条第一号中「第九百四条の二」の下に「（寄与分）」を加え、同条第二号中「第七百八十七条」の下に「（認知の訴え）」を、「第八百九十四条まで」の下に「（推定相続人の廃除等）」を、「第八百八十四条」の下に「（相続回復請求権）」を、「第九百十九条第二項」の下に「（承

認又は放棄の取消し）」を加え、同条第三号を次のように改める。

三　遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。

第三十二条第七号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　前各号に規定する事由に準ずるものとして政令で定める事由が生じたこと。

第三十三条中「第二十七条から第二十九条までの規定による申告書（第五十条第二項を除き、以下「期限内申告書」という。）」を「期限内申告書」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（相続時精算課税に係る贈与税額の還付）

第三十三条の二　税務署長は、第二十一条の十五から第二十一条の十八までの規定により相続税額から控除される第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与税の税額（第二十一条の八の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。）に相当する金額がある場合において、当該金額を当該相続税額から控除してもなお控除しきれなかつた金額があるときは、第二十七条第三項の申告書に記載されたその控除しきれなかつた金額（第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与税について第二十一条の八の規定の適用を受けた場合にあつては、当該金額から同条の規定により控除した金額を控除した残額）に相当する税額を還付する。

2　前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

一　前項の申告書が基準日までに提出された場合　その基準日

二　前項の申告書が基準日後に提出された場合　その提出の日

3　第一項の規定は、第二十七条第三項の申告書が提出された場合に限り、適用する。

4　相続時精算課税適用者が贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る相続税につき決定があつた場合において、その決定に係る第一項に規定する控除しきれなかつた金額があるときは、税務署長は、当該相続時精算課税適用者に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

5　相続時精算課税適用者が贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る相続税につき更正があつた場合において、その更正により第一項に規定する控除しきれなかつた金額が増加したときは、税務署長は、当該相続時精算課税適用者に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

6　前二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をするのに適することとなつた日）までの期間とする。

一　第四項の規定による還付金　同項の決定があつた日

二　前項の規定による還付金　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日

イ　前項の更正に係る申告書が基準日までに提出された場合　その基準日

ロ　前項の更正に係る申告書が基準日後に提出された場合　その提出の日

ハ　前項の更正が決定に係る更正である場合　その決定があつた日

7　第二項及び前項の基準日とは、第一項の申告書に係る被相続人についての相続の開始があつた日の翌日から十月を経過する日とする。

8　前各項に定めるもののほか、第一項、第四項又は第五項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十四条第一項中「から相続又は遺贈」の下に「（第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「因り」を「より」に、「互に」を「互いに」に、「責に」を「責めに」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に、「互に」を「互いに」に、「責に」を「責めに」に改め、同条第三項中「因る」を「よる」に、「因り」を「より」に、「責に」を「責めに」に改め、同条第四項中「因り」を「より」に、「算出した金額」の下に「として政令で定める金額」を加え、「責に」を「責めに」に改める。

第三十五条第二項中「決定又は更正」を「更正又は決定」に改め、同項第二号中「規定する事由に該当する」を「掲げる」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「第二十八条第二項第二号に規定する事由に該当する」を「第二十八条第二項第三号に掲げる」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第二十八条第二項第二号に掲げる場合において、同号に規定する者が死亡した日の翌日から十月を経過したとき。

第三十五条第三項中「第四号」を「第五号」に、「基き」を「基づき」に、「因り」を「より」に改め、「取得した他の者」の下に「（当該被相続人から第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「を更正し、又は決定する」を「の更正又は決定をする」に改め、同項第一号中「基く」を「基づく」に改め、同条に次の一項を加える。

4　税務署長は、第二十一条の二第四項の規定の適用を受けていた者が、第三十二条第一号から第五号までに規定する事由が生じたことにより相続又は遺贈による財産の取得をしないこととなつたため新たに第二十八条第一項に規定する申告書を提出すべき要件に該当することとなつた場合又は既に確定した贈与税額に不足を生じた場合には、その者に係る贈与税の課税価格又は贈与税額の更正又は決定をする。ただし、これらの事由が生じた日から一年を経過した日と次条の規定により更正又は決定をすることができないこととなる日とのいずれか遅い日以後においては、この限りでない。

第三十六条及び第三十七条を次のように改める。

（贈与税についての更正、決定等の期間制限の特則）

第三十六条　税務署長は、贈与税について、国

税通則法第七十条(国税の更正、決定等の期間制限)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる更正若しくは決定(以下この項及び次項において「更正決定」という。)又は賦課決定(同法第二十二条第五項(賦課決定)に規定する賦課決定をいう。以下この項及び次項において同じ。)を当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができる。この場合において、同法第七十一条第一項(国税の更正、決定等の期間制限の特例)の規定の適用については、同項中「が前条」とあるのは「が前条並びに相続税法第三十六条第一項及び第二項(贈与税についての更正、決定等の期間制限の特則)」と、「、前条」とあるのは「、前条並びに同法第三十六条第一項及び第二項」とする。

一　贈与税についての更正決定　その更正決定に係る贈与税の第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限

二　前号に掲げる更正決定に伴い国税通則法第十九条第一項(修正申告)に規定する課税標準等又は税額等に異動を生ずべき贈与税に係る更正決定　その更正決定に係る贈与税の第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限

三　前二号に掲げる更正決定若しくは期限後申告書若しくは修正申告書の提出又はこれらの更正決定若しくは提出に伴い異動を生ずべき贈与税に係る更正決定若しくは期限後申告書若しくは修正申告書の提出に伴いこれらの贈与税に係る国税通則法第六十九条(加算税の税目)に規定する加算税についてする賦課決定　その納税義務の成立の日

2　偽りその他不正の行為によりその全部又は一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた贈与税(その贈与税に係る加算税を含む。)についての更正決定若しくは賦課決定又は偽りその他不正の行為により国税通則法第二条第九号(定義)に規定する課税期間において生じた同条第六号ハに規定する純損失等の金額が過大にあるものとする同号に規定する納税申告書を提出していた場合における当該申告書に記載された当該純損失等の金額(当該金額に関し更正があった場合には、当該更正後の金額)についての更正は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる更正決定又は賦課決定の区分に応じ、当該各号に定める期限又は日から七年を経過する日まで、することができる。

一　贈与税に係る更正決定　その更正決定に係る贈与税の第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限

二　贈与税に係る賦課決定　その納税義務の成立の日

3　第一項の場合において、贈与税に係る国税通則法第七十二条第一項(国税の徴収権の消滅時効)に規定する国税の徴収権の時効は、同法第七十三条第三項(時効の中断及び停止)の規定の適用がある場合を除き、当該贈与税の申告書の提出期限から一年間は、進行しない。

4　前項の場合においては、国税通則法第七十三条第三項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「二年」とあるのは、「一年」と読み替えるものとする。

第三十七条　削除

第三十八条第一項中「第三十五条第二項」の下に「(申告納税方式による国税等の納付)」を加える。

第四十条第二項中「第五十一条第一項」の下に「(担保の変更等)」を、「第二条第十二号」の下に「(定義)」を加え、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第四十一条第一項中「第三十五条第二項」の下に「(申告納税方式による国税等の納付)」を加え、同条第二項中「財産を含む」を「財産を含み、第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を除く」に改め、同項第三号中「第二条第四項」及び「第二条第一項」の下に「(定義)」を加え、同条第三項第一号中「第六十七条第一号」の下に「(権利の帰属)」を加え、同項第二号中「第三十三条ノ二」の下に「(短期商工債券の発行)」を加え、同項第三号中「第五十四条の三の二第一項」の下に「(全国連合会の短期債券の発行)」を加え、同項第四号中「第六十一条の二第一項」の下に「(短期社債に係る特例)」を加え、同項第五号中「第二条第八項」の下に「(定義)」を、「附則第二条第一項」の下に「(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)」を、「第一条」の下に「(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正)」を、「第二条第六項」の下に「(定義)」を加え、同項第六号中「第六十二条の二第一項」の下に「(短期農林債券の発行)」を加え、同条第四項中「外、」を「ほか、」に改める。

第四十二条第一項中「政令の」を「政令で」に改め、同条第二項中「基き」を「基づき」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同条第四項中「第二項但書」を「第二項ただし書」に改める。

第四十三条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第三項中「政令の」を「政令で」に、「但し」を「ただし」に、「供されており」を「供されており」に、「、又は」を「又は」に改め、同条第五項中「、又は公用」を「又は公用」に、「供されており」を「供されており、」に改め、同条第八項中「あわせて」を「併せて」に、「掲げる日」を「定める日」に改める。

第四十四条中「第四十三条第三項」の下に「(国税の徴収の所轄庁)」を加える。

第四十九条第一項第二号中「第二十七条第三項」を「第二十七条第四項」に改め、「財産」の下に「(当該被相続人が贈与をした財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等)

第四十九条の二　相続又は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。)により財産を取得した者は、当該相続又は遺贈により財産を取得した他の者(以下この項において「他の共同相続人等」という。)がある場合には、当該被相続人に係る相続税の期限内申告書、期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求に必要となるときに限り、他の共同相続人等が当該被相続人から当該相続の開始前三年以内に取得した財産又は他の共同相続人等が当該被相続人から取得した第二十一条の九第三項の規定の適用を受けた財産に係る贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格(当該贈与税について修正申告書の提出又は更正若しくは決定があった場合には、当該修正申告書に記載された課税価格又は当該更正若しくは決定後の贈与税の課税価格)の合計額について、政令で定めるところにより、当該相続に係る被相続人の死亡の時にお

ける住所地その他の政令で定める場所の所轄税務署長に開示の請求をすることができる。

2　前項の請求があった場合には、税務署長は、当該請求をした者に対し、当該請求後二月以内に同項の開示をしなければならない。

第五十条第一項中「第三十一条第一項」の下に「若しくは第四項」を、「第三十五条第三項」の下に「若しくは第四項」を加え、同条第二項第一号中「第二十条」の下に「（修正申告の効力）」を、「第十七条第二項」の下に「（期限内申告書）」を加え、同項第二号中「第七章まで」の下に「（国税の納付義務の確定等）」を、「第六十一条第一項第一号」の下に「（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）」を、「第三項」の下に「（過少申告加算税）」を加え、同項第三号中「第六十六条」の下に「（無申告加算税）」を加える。

第五十一条第一項中「うちに同法第三十五条第二項」の下に「（申告納税方式による国税等の納付）」を加え、「から同法第三十五条第二項」を「から同項」に改め、同条第二項中「第六十条第二項」の下に「（延滞税）」を加え、同項第一号イ中「遺贈」の下に「（当該被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。次号イにおいて同じ。）」を加え、「相続開始前三年以内に」を削り、同号ロ中「第四号」を「第五号」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　期限内申告書の提出期限後に支給が確定した第三条第一項第二号に掲げる給与の支給を受けたこと。

第五十一条第二項第二号中「第二十八条第一項」の下に「（更正又は決定の手続）」を加え、「ロに」を「ハに」に改め、同号イ中「相続開始前三年以内に」を削り、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　期限内申告書の提出期限後に支給が確定した第三条第一項第二号に掲げる給与の支給を受けたこと。

第五十一条第三項中「同法第三十五条第二項」を「同項」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第五十二条第一項中「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項第一号中「第三十五条第二項」の下に「（申告納税方式による国税等の納付）」を加え、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に改める。

第五十五条中「相続又は包括遺贈により取得した財産に」を「相続若しくは包括遺贈により取得した財産に」に改め、「第九百四条の二」の下に「（寄与分）」を加える。

第五十八条第一項中「管掌する」を「つかさどる」に、「失そう」を「失踪」に改める。

第五十九条第一項中「左の」を「次の」に、「本項において「営業所等」に、「（以下本項において「保険金」という。）若しくは支給した」を「、支給した」に、「本項において同じ」を「この項において同じ」に、「作製した」を「作成した」に、「掲げる調書」を「定める調書」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「作製して」を「作成して」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項各号に定める調書は、当該調書を提出すべき者が、政令で定めるところにより同項に規定する所轄税務署長の承認を受けた場合には、当該調書に記載すべきものとされる同項に規定する事項を記録した磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「磁気テープ等」という。）の提出をもって当該調書の提出に代えることができる。この場合における第一項並びに次条第一項及び第七十条の規定の適用については、当該磁気テープ等は、当該調書とみなす。

第六十条第一項中「同じ。）」の下に「その他の物件」を加え、同条第三項中「呈示」を「提示」に改める。

第六十一条中「遺贈」の下に「（当該被相続人からの贈与により取得した財産で第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。）」を加え、「因り」を「より」に改め、「取得した者」の下に「（当該被相続人に係る相続時精算課税適用者を含む。）」を加える。

第六十二条第一項中「第一条第一号又は第一条の二第一号」を「第一条の三第一号若しくは第四号又は第一条の四第一号」に改め、同条第二項中「第一条第二号又は第一条の二第二号」を「第一条の三第二号若しくは第三号又は第一条の四第二号若しくは第三号」に、「第一条第一号又は第一条の二第一号」を「第一条の三第一号若しくは第四号又は第一条の四第一号」に改め、同条第三項中「もつてその」を「もつて、その」に改める。

第六十三条中「第十九条の規定」を「第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定」に、「同条」を「これら」に改める。

第六十四条第二項中「第二条第十号」の下に「（定義）」を加える。

第六十五条第一項中「第二条第六号」の下に「（定義）」を加え、「外、」を「ほか、」に、「因り」を「より」に改め、同条第三項中「因り」を「より」に改める。

第六十六条第一項中「定の」を「定めの」に、「因り」を「より」に、「贈与者」を「贈与をした者」に改め、同条第三項中「第一条」を「第一条の三又は第一条の四」に改め、同条第四項中「第二条第六号」の下に「（定義）」を加え、「因り」を「より」に、「贈与者又は遺贈者」を「贈与又は遺贈をした者」に、「定の」を「定めの」に改める。

第六十七条（見出しを含む。）中「附加税」を「付加税」に改める。

第七章中第六十七条の次に次の一条を加える。

（政令への委任）

第六十七条の二　この法律に定めるもののほか、相続時精算課税に係る納税に係る権利又は義務の承継その他相続税及び贈与税の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条第二項中「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に、「こえその」を「超えその」に改める。

第六十九条中「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に改める。

第七十条第一号中「記載」の下に「若しくは記録」を加える。

第七十二条中「知り得た」を「知ることのできた」に、「窃用した」を「盗用した」に、「三万円」を「三十万円」に改める。

附則第三項中「因り」を「より」に、「取得した者の」を「取得した者（当該相続に係る被相続人から第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。以下この項において同じ。）の当該」に改め、「第二十七条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「但し」を「ただし」に、「訴を」を「訴えを」に改める。

（地価税法の一部改正）

第四条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条に次の一号を加える。

五　独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十一条第一項第七号イ（業務の範囲）の事業

第二十三条第二項中「第二十六条の三第一項」を「第二十六条の二第一項」に改める。

別表第一第二十五号を次のように改める。

二十五　日本原子力研究所が有する土地等（当該法人の地価税に係る場合に限る。）（登録免許税法の一部改正）	千分の一

第五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「土地改良事業」の下に「、独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十一条第一項第七号イ若しくはロ若しくは第八号（業務の範囲）に規定する事業」を加える。

第十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「別表第一号又は第二号に掲げる不動産又は」を「別表第一第二号に掲げる」に、「ときは」を「場合には」に、「当該不動産については同表第一第一号(二)の税率欄に掲げる割合から千分の六を控除した割合とし、当該船舶については同表第一第二号(二)」を「同号(二)」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

別表第一第一号(九)イからホまでに掲げる仮登記がされている同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき所有権の保存若しくは移転の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合には、これらの登記に係る登録免許税の税率は、当該不動産についての当該登記の同号の税率欄に掲げる割合から次の表の上欄に掲げる登記の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を控除した割合とする。

所有権の保存の登記	千分の二
所有権の相続（相続人に対する遺贈を含む。以下同じ。）又は法人の合併による移転の登記	千分の二
所有権の共有物（その共有物について有していた持分に応じた価額に対応する部分に限る。以下同じ。）の分割による移転の登記	千分の二
所有権のその他の原因による移転の登記	千分の十
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定又は転貸の登記	千分の五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の相続又は法人の合併による移転の登記	千分の一
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の共有に係る権利（その共有に係る権利について有していた持分に応じた価額に対応する部分に限る。以下同じ。）の分割による移転の登記	千分の一
地上権、永小作権、賃借権又は採石権のその他の原因による移転の登記	千分の五
所有権の信託の登記	千分の二
所有権以外の権利の信託の登記	千分の一
所有権である相続財産の分離の登記	千分の二
所有権以外の権利である相続財産の分離の登記	千分の一

第十七条の二の見出しを「（事業協同組合等が組織変更により受ける設立登記の税額）」に改め、同条中「農事組合法人」を「事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人」に改める。

第三十一条第三項中「にあっては財務省令で定める書類とし、」を「又は」に改める。

別表第一第一号(二)中「千分の六」を「千分の四」に改め、同号(二)イ中「千分の六」を「千分の四」に改め、同号(二)ロを削り、同号(二)ハ中「千分の六」を「千分の四」に改め、同号(二)ハを同号(二)ロとし、同号(二)ニ中「千分の五十」を「千分の二十」に改め、同号(二)ニを同号(二)ハとし、同号(三)イ中「千分の二十五」を「千分の十」に改め、同号(三)ロ及びハ中「千分の三」を「千分の二」に改め、同号(三)ニ中「千分の二十五」を「千分の十」に改め、同号(七)イ中「千分の六」を「千分の四」に改め、同号(八)ロ中「千分の三」を「千分の二」に改め、同号(八)イ中「千分の六」を「千分の四」に改め、同号(九)を次のように改める。

(九)　仮登記

イ　所有権の保存の仮登記又は保存の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額　千分の二
ロ　所有権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	
(1)　相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額　千分の二
(2)　共有物の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額　千分の二
(3)　その他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額　千分の十
ハ　地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の仮登記又は設定、転貸若しくは移転の請求権の保全のための仮登記	
(1)　設定若しくは転貸の仮登記又は設定若しくは転貸の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額　千分の五
(2)　相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額　千分の一
(3)　共有に係る権利の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額　千分の一
(4)　その他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額　千分の五
ニ　信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	
(1)　所有権の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額　千分の二
(2)　所有権以外の権利の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額　千分の一
ホ　相続財産の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	

(1)　所有権の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の二
(2)　所有権以外の権利の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	千分の一
へ　その他の仮登記	不動産の個数	一個につき千円

別表第一第二十二号(一)中「又は第七百五十七条」を削る。

別表第二中運輸施設整備事業団の項、空港周辺整備機構の項、国際観光振興会の項、国民生活センターの項、雇用・能力開発機構の項、社会福祉・医療事業団の項、心身障害者福祉協会の項及び帝都高速度交通営団の項を削り、「として」を「のうち」に改め、日本学術振興会の項、日本芸術文化振興会の項、日本体育・学校健康センターの項、日本鉄道建設公団の項、日本万国博覧会記念協会の項、日本貿易振興会の項、日本労働研究機構の項、平和祈念事業特別基金の項、放送大学学園の項、水資源開発公団の項、緑資源公団の項及び労働福祉事業団の項を削る。

別表第三中三の項を削り、三の二の項を三の項とし、八の項を削り、九の項を八の項とし、九の二の項を九の項とし、九の三の項を削り、十九の項を次のように改める。

十九　削除		

別表第三中十九の項の次に次のように加える。

十九の二　独立行政法人（別表第二に掲げるものを除き、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これらに類する金銭の分配を行わないもののうち財務大臣が指定したものに限る。）	独立行政法人通則法及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法	一　事務所用建物の所有権の取得又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二　独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法の規定による業務のための別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録で特に公益性が高いと業務のためのものとして財務大臣が指定したもの	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

別表第三中二十一の項を削り、二十二の項を二十一の項とし、二十二の二の項を二十二の項とし、二十三の項の次に次のように加える。

二十三の二　農業共済組合及び農業共済組合連合会	農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）	一　事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記 二　農業災害補償法第九十八条の二（損害認定の準則）（同法第百三十二条第一項（準用規定）において準用する場合を含む。）の規定による損害の額の認定の業務の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

別表第三中二十五の項を削り、二十六の項を二十五の項とする。

（消費税法の一部改正）

第六条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条」を「第六十三条の二」に改める。

第九条から第十一条までの規定中「三千万円」を「千万円」に改める。

第十二条第一項及び第二項中「三千万円」を「千万円」に改め、同条第三項中「出資金額の百分の五十以上」を「出資金額（その新設分割子法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の百分の五十を超える数の株式又は出資の金額」に、「三千万円」を「千万円」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「三千万円」を「千万円」に改める。

第十四条第一項中「又は同法」を「、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第十一項（定義）に規定する加入者保護信託又は法人税法」に改める。

第十九条第一項第一号中「第三号」の下に「又は第三号の二」を加え、同項第二号中「第四号」の下に「又は第四号の二」を加え、同項第三号中「短縮する」を「三月ごとの期間に短縮すること又は次号に定める各期間を三月ごとの期間に変更する」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二　第一号に定める期間を一月ごとの期間に短縮すること又は前号に定める各期間を一月ごとの期間に変更することについてその納税地を所轄する税務署長に届出書を提出した個人事業者　一月一日以後一月ごとに区分した各期間

第十九条第一項第四号中「短縮する」を「三月ごとの期間に短縮すること又は次号に定める各期間を三月ごとの期間に変更する」に改め、同項に次の一号を加える。

四の二　その事業年度が一月を超える法人で第二号に定める期間を一月ごとの期間に短縮すること又は前号に定める各期間を一月ごとの期間に変更することについてその納税地を所轄する税務署長に届出書を提出したもの　その事業年度をその開始の日以後一月ごとに区分した各期間（最後に一月未満の期間を生じたときは、その一月未満の期間）

第十九条第二項中「又は第四号」を「から第四号の二まで」に、「個人事業者にあつては提出日の属する年の一月一日から届出の効力の生じた日の前日までの期間を、法人にあつては提出日の属する事業年度開始の日から届出の効力の生じた日の前日までの」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前項第三号又は第三号の二の規定の適用を受けていない個人事業者が、これらの規定による届出書を提出した場合　提出日の属する年の一月一日から届出の効力の生じた日の前日までの期間

二　前項第四号又は第四号の二の規定の適用を受けていない法人が、これらの規定による届出書を提出した場合　提出日の属する事業年度開始の日から届出の効力の生じた日の前日までの期間

三　前項第三号の規定の適用を受けている個人事業者が、同項第三号の二の規定による届出書を提出した場合　提出日の属する同項第三号に定める期間開始の日から届出の効力の生じた日の前日までの期間

四　前項第四号の規定の適用を受けている法人が、同項第四号の二の規定による届出書を提出した場合　提出日の属する同項第四号に定める期間開始の日から届出の効力の生じた日の前日までの期間

第十九条第三項中「又は第四号」を「から第四号の二まで」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4　前項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日以後は、第一項第三号から第四号の二までの規定による届出は、その効力を失う。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

一　第一項第三号の規定による届出書の提出をしている個人事業者がその年の一月一日から九月三十日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合又は第一項第三号の二の規定による届出書の提出をしている個人事業者がその年の一月一日から十一月三十日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合　当該翌日から当該提出があつた日の属する年の十二月三十一日までの期間

二　第一項第四号の規定による届出書の提出をしている法人がその事業年度開始の日からその事業年度の三月ごとに区分された期間のうち最後の期間の直前の期間の末日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合又は第一項第四号の二の規定による届出書の提出をしている法人がその事業年度の一月ごとに区分された期間のうち最後の期間の直前の期間の末日までの間に前項の規定による届出書の提出をした場合　当該翌日から当該提出があつた日の属する事業年度終了の日までの期間

5　第一項第三号から第四号の二までの規定による届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合を除き、これらの規定による届出の効力が生ずる日から二年を経過する日の属するこれらの規定に定める期間の初日（同項第三号又は第四号の規定による届出書を提出した事業者が同項第三号の二又は第四号の二の規定の適用を受けようとする場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日）以後でなければ、同項第三号から第四号の二までの規定による届出書（変更に係るものに限る。）又は第三項の届出書を提出することができない。

第三十七条第一項中「二億円」を「五千万円」に改める。

第四十二条第一項中「又は第四号」を「から第四号の二まで」に改め、「課税期間を除く。」の下に「第四項において同じ。」を加え、「三月を経過した日から二月以内に、」を「一月ごとに区分した各期間（最後に一月未満の期間を生じたときはその一月未満の期間とし、当該一月ごとに区分された各期間のうち最後の期間を除く。以下この項及び次項において「一月中間申告対象期間」という。）につき、当該一月中間申告対象期間の末日の翌日（当該一月中間申告対象期間が当該課税期間開始の日以後一月の期間である場合には、当該課税期間開始の日から二月を経過した日）から二月以内に、それぞれ」に、「百万円以下である場合」を「四百万円以下である場合における当該一月中間申告対象期間について」に改め、同項第一号中「当該課税期間開始の日以後三月を経過した日の前日」を「次に掲げる一月中間申告対象期間の区分に応じそれぞれ次に定める日（次項第一号において「確定日」という。）」に、「除し、これに三を乗じて」を「除して」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該課税期間開始の日から同日以後二月を経過した日の前日までの間に終了した一月中間申告対象期間　当該課税期間開始の日から二月を経過した日の前日（当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書の提出期限につき国税通則法第十条第二項（期間の計算及び期限の特例）の規定の適用がある場合には、同項の規定により当該確定申告書の提出期限とみなされる日）

ロ　イ以外の一月中間申告対象期間　当該一月中間申告対象期間の末日

第四十二条第二項第一号中「課税期間開始の日以後三月を経過した日の前日」を「一月中間申告対象期間に係る確定日」に改め、「に三を乗じた数」を削り、同項第二号中「同日以後三月を経過した日の前日」を「当該一月中間申告対象期間の末日」に、「除し、これにその合併の日から当該三月を経過した日の前日までの期間の月数を乗じて」を「除して」に改め、同条第三項中「除し、これに三を乗じて」を「除して」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4　事業者は、その課税期間開始の日以後三月ごとに区分した各期間（最後に三月未満の期間を生じたときはその三月未満の期間とし、当該三月ごとに区分された各期間のうち最後の期間を除く。以下この項において「三月中間申告対象期間」という。）につき、当該三月中間申告対象期間の末日の翌日から二月以内に、それぞれ次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が百万円以下である場合又は当該三月中間申告対象期間が第一項の規定による申告書を提出すべき同項に規定する一月中間申告対象期間を含む期間である場合における当該三月中間申告対象期間については、この限りでない。

一　当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書に記載すべき第四十五条第一項第四号に掲げる消費税額で当該三月中間申告対象期間の末日までに確定したものを当該直前の課税期間の月数で除し、これに三を乗じて計算した金額

二　前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

5　第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の事業者」とあるのは「第四項の事業者」と、「前項の規定」とあるのは「第四項の規定」と、同項第一号中「一月中間申告対象期間に係る確定日」とあるのは「三月中間申告対象期間の末日」と、「割合」とあるのは「割合に三を乗じた数」と、同項第二号中「一月中間申告対象期間」とあるのは「三月中間申告対象期間」と、「除して」とあるのは「除し、これにその合併の日から当該三月中間申告対象期間の末日までの期間の月数（当該月数が三を超えるときは、三）を乗じて」と、第三項中「同項の事業者」とあるのは「第四項の事業者」と、「除して」とあるのは「除し、これに三を乗じて」と読み替えるものとする。

第四十二条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者、第十九条第一項第三号又は第四号の規定による届出書の提出をしている事業者及び第一項又は第四項の規定による申告書を提出すべき事業者を除く。）」を削り、「六月を経過した日から」を「六月の期間（以下この項において「六月中間申告対象期間」という。）につき、当該六月中間申告対象期間の末日の翌日から」に改め、「場合」の下に「又は当該六月中間申告対象期間が第一項若しくは第四項の規定による申告書を提出すべきこれらの規定に規定する一月中間申告対象期間若しくは三月中間申告対象期間を含む期間である場合における当該六月中間申告対象期間について」を加え、同項第一号中「課税期間開始の日以後六月を経過した日の前日」を「六月中間申告対象期間の末日」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合

において、第二項中「同項の事業者」とあるのは「第六項の事業者」と、「前項の規定」とあるのは「第六項の規定」と、同項第一号中「一月中間申告対象期間に係る確定日」とあるのは「六月中間申告対象期間の末日」と、「三月」とあるのは「六月」と、「割合」とあるのは「割合に六を乗じた数」と、同項第二号中「一月中間申告対象期間」とあるのは「六月中間申告対象期間」と、「除して」とあるのは「除し、これにその合併の日から当該六月中間申告対象期間の末日までの期間の月数を乗じて」と、第三項中「同項の事業者」とあるのは「第六項の事業者」と、「除して」とあるのは「除し、これに六を乗じて」と読み替えるものとする。

第四十二条第九項を削り、同条第十項を同条第八項とする。

第四十三条第一項中「、第六項又は第八項」を「又は第六項」に、「事業者がこれらの規定に規定する一月中間申告対象期間、三月中間申告対象期間又は六月中間申告対象期間（以下この項において「中間申告対象期間」という。）を」に、「、第六項各号又は第八項各号」を「又は第六項各号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項に規定する」を「前項に規定する」に、「、第六項又は第八項」を「又は第六項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十四条中「、第六項各号又は第八項各号」を「又は第六項各号」に改める。

第四十八条中「、第六項第一号又は第八項第一号」を「又は第六項第一号」に改める。

第五十七条第一項中「三千万円」を「千万円」に改める。

第五十九条第一号及び第六十条第八項中「、第六項若しくは第八項」を「若しくは第六項」に改める。

第五章中第六十三条の次に次の一条を加える。

（価格の表示）

第六十三条の二　事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。）を行う場合（専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う場合を除く。）において、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。

第六十五条中「、第六項又は第八項」を「又は第六項」に改める。

別表第三第一号の表中宇宙開発事業団の項、運輸施設整備事業団の項、海上災害防止センターの項、海洋水産資源開発センターの項、生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）及び生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）の項、勤労者退職金共済機構の項並びに空港周辺整備機構の項を削り、健康保険組合及び健康保険組合連合会の項の次に次のように加える。

原子力発電環境整備機構	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）

別表第三第一号の表中国際観光振興会の項、国際協力事業団の項、国際交流基金の項、国民生活センターの項、雇用・能力開発機構の項、産業基盤整備基金の項、自動車事故対策センターの項、社会福祉・医療事業団の項、新エネルギー・産業技術総合開発機構の項及び心身障害者福祉協会の項を削り、水害予防組合及び水害予防組合連合の項の次に次のように加える。

生活衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）
生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	

別表第三第一号の表中中小企業総合事業団の項、通関情報処理センターの項、通信・放送機構の項、日本学術振興会の項、日本芸術文化振興会の項、日本障害者雇用促進協会の項、日本体育・学校健康センターの項、日本鉄道建設公団の項、日本万国博覧会記念協会の項、日本貿易振興会の項、日本労働研究機構の項、農業者年金基金の項、農畜産業振興事業団の項、農林漁業信用基金の項、平和祈念事業特別基金の項、放送大学学園の項、北方領土問題対策協会の項、水資源開発公団の項、緑資源公団の項、野菜供給安定基金の項及び労働福祉事業団の項を削る。

（酒税法の一部改正）

第七条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「こえないもの」を「超えないもの」に改め、同条第六号中「左に」を「次に」に改め、同条第七号中「左に」を「次に」に、「米その他の政令で定める物品」を「麦その他の政令で定める物品」に、「但し」を「ただし」に、「こえないもの」を「超えないもの」に改め、同条第十号及び第十一号中「麦芽」を「麦芽又は麦」に、「発ぼう性」を「発泡性」に改める。

第四条第一項中「掲げるもの」を「定めるもの」に改め、同項の表雑酒の項中「麦芽」を「麦芽又は麦」に改める。

第二十二条第一項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第二号中「七万九千三百円」を「九万四千六百円」に、「五千二百九十円」を「六千三百七円」に、「四万二千二百七十円」を「五万四百五十一円」に改め、同項第六号イ中「五万六千五百円」を「七万四百七十二円」に改め、同号ロ中「九万八千六百円」を「十万三千七百二十二円」に、「八千二百二十円」を「八千二百四十円」に改め、同項第十号イ中「百分の六十七」を「百分の五十」に、「十五万二千七百円」を「十七万八千百二十五円」に、「八万三千三百円」を「十三万四千二百五十円」に改め、同号ハ中「九万八千六百円」を「十万三千七百二十二円」に、「八千二百二十円」を「八千六百四十四円」に改め、同条第二項の表基準税率の欄中「五万六千五百円」を「七万四百七十二円」に、「九万八千六百円」を「十万三千七百二十二円」に改める。

第三十条第三項中「移出したとき」の下に「又は当該酒類を第四十七条第一項の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用したとき」を、「当該移出の日」の下に「又は当該使用の日」を加える。

第四十条から第四十二条までを次のように改める。

第四十条から第四十二条まで　削除

第四十七条第一項中「及び休止、製造見込数量」を、「休止及び終了」に改め、同条第二項中「毎月分」を「その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間（以下この項において「その年度」という。）に、「毎月末」を「その年度の末日」に、「その月中」を「その年度中」に、「翌

月末日」を「その年度の末日の属する月の翌月末日」に改める。

第四十九条を次のように改める。

第四十九条　削除

第五十条の二中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の二項を加える。

2　酒類製造者又は酒母等の製造者は、次に掲げる場合には、政令で定めるところにより、直ちにその製造場の所在地の所轄税務署長に届け出なければならない。

一　製造場にある酒類、酒母又はもろみが亡失したとき。

二　製造場にある酒類が腐敗その他の事由により飲用に供し難くなったとき。

三　製造場にある酒母又はもろみが腐敗したとき。

3　前項第二号又は第三号に規定する場合において、酒税の取締り又は保全上必要があると認めるときは、税務署長は、相当の期間を定めて、前項第二号の酒類又は同項第三号の酒母若しくはもろみの処分を禁止することができる。

第五十三条第五項中「若しくは検定」を削り、同項第一号中「検定前の酒類及び」を削り、同項第二号中「じょうりゅう機」を「蒸留機」に改める。

第五十八条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「、第三十五条又は第四十二条」を「又は第三十五条」に改め、「又は酒類のかす」を削る。

第五十九条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

第六十条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「第五十条の二」を「第五十条の二第一項又は第二項」に改める。

（たばこ税法の一部改正）

第八条　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「三千百二十六円」を「三千五百三十六円」に改め、同条第二項中「六千二百五十二円」を「七千七十二円」に改める。

附則第二条中「千四百八十四円」を「千六百七十九円」に改める。

（石油税法の一部改正）

第九条　石油税法（昭和五十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石油石炭税法

第一条中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第二条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　石炭　関税定率法別表第二七・〇一項に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの（外国から本邦に到着したもの以外のものにあつては、採取されたものに限る。）をいう。

第三条中「並びにガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素並びに石炭」に、「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第四条中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第五条第一項及び第三項から第五項までの規定並びに第六条中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第七条第一項中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第八条第一項中「石油税」を「石油石炭税」に、「若しくはガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に改める。

第九条中「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二　ガス状炭化水素　一トンにつき千八十円

三　石炭　一トンにつき七百円

第十条第一項中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に改め、同条第五項中「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第十一条第一項中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第十二条の見出しを「（戻入れの場合の石油石炭税の控除等）」に改め、同条第一項、第二項、第四項及び第五項中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税額」を「石油石炭税額」に改め、同条第六項及び第七項中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第十三条の見出しを「（移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭についての課税標準及び税額の申告）」に改め、同条第一項中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税」を「石油石炭税」に、「石油税額」を「石油石炭税額」に改め、同条第二項中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第十四条第一項中「石油税」を「石油石炭税」に改め、同項第一号中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「石油税額」を「石油石炭税額」に改め、同条第二項中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第十五条第二項中「石油税」を「石油石炭税」に、「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税額」を「石油石炭税額」に改め、同条第三項第二号並びに同条第四項第三号及び第四号中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第十六条の見出しを「（移出に係る原油、ガス状炭化水素又は石炭についての石油石炭税の期限内申告による納付等）」に改め、同条第一項中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税額」を「石油石炭税額」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第十七条の見出しを「（引取りに係る原油等についての石油石炭税の納付等）」に改め、同条第一項中「石油税額」を「石油石炭税額」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第三項中「石油税額」を「石油石炭税額」に、「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第十八条第一項中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税額」を「石油石炭税額」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第十九条第一項中「石油税」を「石油石炭税」に、「若しくはガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に改める。

第二十条中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第二十一条中「、ガス状炭化水素」の下に「若しくは石炭」を加え、「若しくはガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に改める。

第二十三条第一項中「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「石油税」を「石油石炭税」に、「若しくはガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に改める。

第二十四条中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

（電源開発促進税法の一部改正）

第十条　電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、火力発電施設」を削り、「等の設置を促進する」を「、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る」に、「及び石油に代替するエネルギーの発電のための利用を促進するための財政上の」を「並びにこれらの発電施設の利用の促進及び安全の確保並びにこれらの発電施設による電気の供給の円滑化を図るための」に改める。

第六条中「四百四十五円」を「三百七十五円」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第十一条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中運輸施設整備事業団の項、空港周辺整備機構の項、国際観光振興会の項、国際協力事業団の項、国民生活センターの項、雇用・能力開発機構の項、社会福祉・医療事業団の項、心身障害者福祉協会の項、中小企業総合事業団の項及び帝都高速度交通営団の項を削り、「として」を「のうち」に改め、独立行政法人の項の次に次のように加える。

独立行政法人農林漁業信用基金	独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）

別表第二中日本学術振興会の項、日本芸術文化振興会の項、日本体育・学校健康センターの項、日本鉄道建設公団の項、日本万国博覧会記念協会の項、日本貿易振興会の項、日本労働研究機構の項、農林漁業信用基金の項及び平和祈念事業特別基金の項を削り、「放送大学学園法（昭和五十六年法律第八十号）」を「放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）」に改め、北方領土問題対策協会の項、水資源開発公団の項、緑資源公団の項及び労働福祉事業団の項を削る。

別表第三民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第四十条第一項第一号（業務）の業務、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）第九条第一号（産業基盤整備基金の行う特定商業集積整備促進業務）の業務、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号）第八条第一号及び第三号から第五号まで（産業基盤整備基金の行う輸入促進・対内投資円滑化業務）の業務、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第十条第一号（産業基盤整備基金の行う特定事業活動等促進業務）の業務並びに流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第四十七条の四第一号（産業基盤整備基金の行う流通業務効率化基盤整備事業実施円滑化業務）の業務に関する文書の項を次のように改める。

独立行政法人中小企業基盤整備機構	独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第七号、第九号（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二十二条第一項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等の業務に限る。）、第十号（新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）第三十二条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）、第十二号に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項（業務の範囲）に掲げる業務、同法附則第四条（特定産業集積活性化法に係る業務の特例）から第六条（公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例）までの業務、同法附則第七条第一項（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法等に係る業務の特例）に規定する債務の保証に係る業務及び同法附則第八条（旧繊維法に係る業務の特例）の業務並びに日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）附則第三十六条（地域振興整備公団法の一部改正）の規定による改正前の地域振興整備公団法第十九条第一項第二号及び第七号に規定する貸付けに係る業務に関する文書
独立行政法人情報通信研究機構	独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十三条第一項第一号から第七号まで（業務の範囲）の業務、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第一号（機構による特定通信・放送開発事業の推進）の業務及び電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第六条第一号（機構による施設整備事業の推進）の業務に関する文書
独立行政法人宇宙航空研究開発機構	独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十八条第一項第一号、第二号及び第八号（業務の範囲等）の業務に関する文書
独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十三条第一項第一号から第三号まで（業務の範囲）の業務に関する文書
独立行政法人情報処理推進機構	別表第三独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十三条第一項第一号から第三号まで（業務の範囲）の業務に関する文書の項の次に次のように加える。 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十条第一項第三号及び第四号（業務の範囲）の業務に関する文書

別表第三特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第一号（通信・放送機構の業務の特例）の業務及び電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第六条第一項第一号（通信・放送機構の業務の特例）の業務に関する文書の項を次のように改める。

別表第三中農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号）第二十八条第一項第二号（業務の範囲）の業務に関する文書の項を削り、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項第二号（業務）の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

別表第三中「自動車事故対策センター法（昭和四十八年法律第六十五号）第三十一条第一項第三号及び第四号（業務）」を「独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）第十三条第五号及び第六号（業務の範囲）」に、「自動車事故対策センター又は」を「独立行政法人自動車事故対策機構又は」に、「同法第六十九条第一項第四号（業務の委託）の退職金共済証紙の受払いに関する」を「同法第七十条（業務の範囲）に規定する業務のうち、同法第四十四条第四項（掛金）に規定する退職金共済証紙の受払いに関する業務に係る」に、「勤労者退職金共済機構」を「同法第七十二条第一項（業務の委託）の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構」に、「農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第十九条第一号」を「独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）第九条第一号」に、「農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第十七条（保険料に関する経過措置）に規定する保険料の受取書若しくは同法附則第二十条第一項（国庫負担）に規定する旧年金給付、旧脱退一時金及び旧死亡一時金」を「同法附則第六条第一項第一号（業務の特例）に規定する給付」に、「農業者年金基金又は農業者年金基金法第二十条第一項第二号」を「独立行政法人農業者年金基金又は同法第十条第一項第二号」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十二条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の四」を「第九条の五」に、「第二十条」を「第十九条」に、「第二款　準備金（第二十条―第二十一条）　第三款　鉱業所得の課税の特例（第二十二条―第二十四条）」を「第二款　準備金（第二十条―第二十一条）　第三款　技術等海外取引に係る課税の特例（第二十二条―第二十四条）　第三款の二　鉱業所得の課税の特例（第二十二条―第二十四条）」に、「第三節　技術等海外取引に係る課税の特例（第五十八条）　第三節の二　鉱業所得の課税の特例（第五十八条の二・第五十八条の三）　第三節の二　沖縄の認定法人の課税の特例（第五十八条・第五十九条）」を「第三節　技術等海外取引に係る課税の特例（第五十八条の二・第五十八条の三）　第三節の二　鉱業所得の課税の特例（第五十八条の二・第五十八条の三）　第三節の三　沖縄の認定法人の課税の特例（第五十九条・第六十条）」に、「第十二節　連結法人の技術等海外取引に係る課税の特例（第六十八条の六十）　第十二節　削除（第六十八条の六十）」を「第十二節　連結法人の技術等海外取引に係る課税の特例（第六十八条の六十）　第十三節　削除（第六十八条の六十一）」に、「第八十七条の六」を「第八十七条の七」に、「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

第一条中「石油税」を「石油石炭税」に、「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

第二条第三項第五号中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税法」を「石油石炭税法」に、「第三号」を「第四号」に改める。

第三条の三第六項中「同条第四項」を「同条第二項」に改める。

第五条の二第一項中「又は適格外国仲介業者から、」を「又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において」に改め、同項第一号中「その振替国債の保有につき、特定振替機関等又は適格外国仲介業者から、当該特定振替機関等の営業所等又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて最初に振替記載等を受ける際、当該振替記載等を受ける」を「当該」に改め、「利子につき」の下に「最初に」を、「受けようとする」の下に「際、その」を加え、同条第五項第一号中「もの」を「者」に改め、「次号において「振替機関」という。」を削り、同項第二号中「振替機関」を「特定振替機関」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　適格外国仲介業者　外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、所得税法第百六十二条に規定する条約（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国（次号において「条約相手国」という。）に本店又は主たる事務所を有する者として政令で定めるところにより第一項第一号に規定する税務署長の承認を受けた者をいう。

第五条の二第九項中「非課税適用申告書の提出をする」を「非課税適用申告書を提出する」に、「提出をする際」を「提出の際」に改め、「非課税適用申告書の提出を受ける」を削り、同条第十項中「当該非課税適用申告書を提出した後、」を「その提出後、当該非課税適用申告書に記載した」に、「の提出をした」を「を提出した」に、「した申告書を」を「した申告書を、」に、「当該特定振替機関等又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている」を「当該」に改め、同条第十一項中「第九項の」を「第八項及び第九項の」に改め、「において」の下に「、第八項中「第一項第一号又は第二号」とあるのは「第十項」と、「非課税適用申告書又は所有期間明細書が同項第一号」とあるのは「同項に規定する申告書が第一項第一号」と、「当該非課税適用申告書又は所有期間明細書」とあるのは「当該申告書」と」を加え、「の提出をする」を「を提出する」に改め、同条第十二項中「提出して振替記載等を受けた振替国債及び当該非課税適用申告書の提出後」を「提出した者が当該特定振替機関等又は当該適格外国仲介業者から」に、「各人別」を「当該非課税適用申告書を提出した者の各人別」に、「これらの振替国債の当該」を「当該振替国債につき」に改め、同条第十三項中「非居住者又は外国法人が適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて、非課税適用申告書を提出して振替国債の振替記載等を受ける場合及び当該非課税適用申告書の提出後振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該」を削り、「これらの振替国債につき、」を「非課税適用申告書を提出した者の」に、「により、これらの振替国債」を「により、当該非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けた振替国債」に改め、「定める事項を」の下に「当該適格外国仲介業者が当該振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等）に対し」を加え、「当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等に」を削り、「これらの振替国債につき帳簿を備え、」を「当該振替国債につき帳簿を備え、当該」に改め、同条第十四項中「当該適格外国仲介業者又は当該振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債につき、振替記載等を受ける」を「当該振替国債に係る当該適格外国仲介業者の前項に規定する」に、「振替国債のその」を「振替国債につきその」に、「）が当該振替国債の振替記載等」を「）が振替記載等」に改め、「（政令で定める期間を含む。）」を削り、同項第一号中「当該振替国債が、」を削り、「公益信託」の下に「若しくは加入者保護信託」を加え、「若しくは同条第二項」を「、同条第二項」に改め、「証券業者等（内国法人に限る。）」の下に「若しくは同条第三項に規定する内国法人」を加え、「されていた国債」を「されていた振替国債」に改め、「において」の下に「これらの者が」を加え、同項第二号中「当該振替国債」を「当該非居住者又は外国法人」に、「もの」を「振替国債」に改め、同項第三号中「非居住者」を「当該非居住者」に改める。

第八条第二項中「証券業者又は」を「証券業者、証券取引清算機関又は」に、「第四項」を「次項及び第五項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「証券業者等」の下に「又は前項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　内国法人（金融機関、証券業者等その他政令で定める法人を除くものとし、公社債の主たる取引者として政令で定めるものに限る。第五項において同じ。）が支払を受けるものとして政令で定める公社債の利子で第一項第一号に掲げるものについては、所得税法第百七十四条、第百七十五条及び第二百十二条第三項の規定は、適用しない。

第八条の二の見出しを「（私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）」に改め、同条第一項中「昭和六十三年四月一日」を「平成十六年一月一日」に、「公募投資信託等の収益の分配に係る配当等」を「私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項中「公募投資信託等の収益の分配に係る配当等」を「私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「昭和六十三年四月一日」を「平成十六年一月一日」に、「公募投資信託等の収益の分配に係る配当等」を「私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等」に改める。

第八条の三第一項から第三項までの規定中「昭和六十三年四月一日」を「平成十六年一月一日」に、「国外公募投資信託等の配当等」を「国外私募公社債等運用投資信託等の配当等」に改め、同条第四項第一号中「国外公募投資信託等の配当等」を「国外私募公社債等運用投資信託等の配当等」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　第二項第二号に掲げる国外投資信託等の配当等につき第三項の規定により所得税が徴収されるべき場合には、当該国外投資信託等の配当等を有する居住者については、当該国外投資信託等の配当等が内国法人から支払を受けるものであるときは第一号に定めるところにより、当該国外投資信託等の配当等が内国法人以外の者から支払を受けるものであるときは同号及び第二号に定めるところにより、第八条の五の規定を適用する。

一　当該国外投資信託等の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額については、当該金額を第八条の五第一項第一号に規定する支払を受けるべき金額とみなす。

二　当該国外投資信託等の配当等については、これを内国法人から支払を受けるものとみなす。

第八条の四を次のように改める。

第八条の四　削除

第八条の五を削る。

第八条の六第一項中「平成七年四月一日」を「平成十五年四月一日」に、「（以下」を「（第八条の二第一項各号に掲げる受益証券の収益の分配に係る配当等その他の政令で定めるものを除く。以下」に改め、同項各号を次のように改める。

一　内国法人から支払を受ける配当等（次号から第五号までに掲げるものを除く。）で、当該内国法人から一回に支払を受けるべき金額が五万円（当該配当等の計算の基礎となった期間が一年以上であるときは、十万円）以下であるもの

二　内国法人から支払を受ける上場株式等（第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等をいう。）の配当等（次号から第五号までに掲げるものを除く。）のうち、その配当等に係る事業年度終了の日（当該配当等が所得税法第二十五条第一項の規定により利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日）においてその内国法人の発行済株式（投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。同号及び第九条の三第一項第三号において同じ。）にあっては、発行済みの投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口をいう。以下この号、第五号及び第九条の三第一項第三号において同じ。）。第九条の三第一項第一号において同じ。）の総数又は出資金額の百分の五以上に相当する数又は金額の株式（投資口を含む。以下この章において同じ。）又は出資を有する者が当該内国法人から支払を受けるもの以外のもの

三　内国法人から平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集が公募（証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

四　内国法人から支払を受ける特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等

五　特定投資法人（その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主の請求により投資口の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口の証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われた投資法人をいう。）から平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき投資口の配当等

第八条の六第二項中「平成七年」を「平成十五年」に改め、同条第三項中「第一項に規定する配当等」を「第一項各号に掲げる配当等のうち政令で定めるもの」に改め、同条を第八条の五とする。

第九条第一項第一号を次のように改める。

一　第八条の二第一項の規定の適用を受ける同項第一号に掲げる受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十八項に規定する外国投資信託（次号において「外国投資信託」という。）の受益証券を除く。）の収益の分配に係る配当等

第九条第一項第二号中「国外公募投資信託等」を「国外私募公社債等運用投資信託等」に、「第八条の二第一項第二号に掲げる受益証券」を「第八条の二第一項第一号に掲げる受益証券（外国投資信託の受益証券に限る。）」に、「同項第三号」を「同項第二号」に改める。

第九条の二第五項中「第八条の六の」を「第八条の五の」に改め、同項第一号中「第八条の六第一項第一号」を「第八条の五第一項第一号」に改め、同項第二号中「第八条の六第一項第一号に規定する」を削り、「支払を受ける配当等」を「支払を受けるもの」に改める。

第九条の四第二項中「第九条の四第一項」を「第九条の五第一項」に改め、第二章第一節中同条を第九条の五とする。

第九条の三第二項中「第八条の二第一項第一号」を「第八条の五第一項第三号」に改め、同条を第九条の四とする。

第九条の二の次に次の一条を加える。

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例）

第九条の三　平成十五年四月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（以下この条において「配当等」と

いう。）で次に掲げるものに係る同法第百七十条、第百七十五条、第百七十九条、第百八十二条及び第二百十三条の規定並びに第八条の三第二項及び第三項並びに前条第一項及び第二項の規定の適用については、同法第百七十条、第百七十五条第二号、第百七十九条第一号、第百八十二条第二号並びに第二百十三条第一項第一号及び第二項第二号の規定並びに第八条の三第二項第二号並びに前条第一項及び第二項の規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

一　上場株式等（第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等をいう。）の配当等（次号及び第三号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）で、その配当等に係る内国法人の事業年度終了の日（当該配当等が所得税法第二十五条第一項の規定により利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日）においてその内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人以外の者が支払を受けるもの

二　平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集が公募（証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等

三　平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき特定投資法人（その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主の請求により投資口の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口の証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものに係る配当等を除く。）の投資口の配当等

2　前項の場合において、同項各号に掲げる配当等が平成二十年三月三十一日までに支払を受けるべきものであるときは、当該配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

第十条第一項中「平成十五年」を「平成十八年」に改め、「所得税の額から」の下に「、政令で定めるところにより、」を加え、「政令で定める金額の百分の十二」を「政令で定める金額（以下この項から第六項までにおいて「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の十二」に、「当該事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額」を「当該事業所得に係る所得税額」に改め、同条第七項中「第一項又は第二項」を「第一項から第七項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項中「前三項」を「第八項から前項まで」に、「その他同項」を「その他同項から第七項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項中「第一項又は第二項」を「第一項、第二項及び第三項又は第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　第四項又は第六項の規定は、第二項若しくは第三項又は第五項の規定の適用を受けた年分及びその翌年分の確定申告書に第四項又は第六項に規定する繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第四項又は第六項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書にこれらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

第十条第四項を同条第九項とし、同条第三項第四号中「エネルギーの使用の合理化、特定物質の使用の合理化又は再生資源の利用に資する工業製品の製造に係る技術に関する試験研究」を削り、「行う試験研究」の下に「、大学と共同して行う試験研究」を加え、同項に次の四号を加える。

五　試験研究費割合　その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の平均売上金額（その年分及びその年前三年以内の各年分の売上金額（棚卸資産の販売による収入金額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）に対する割合をいう。

六　特別共同試験研究費の額　試験研究費の額のうち国の試験研究機関又は大学と共同して行う試験研究、国の試験研究機関又は大学に委託する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

七　繰越税額控除限度超過額　第四項に規定する個人のその年の前年（当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における税額控除限度額又は共同研究税額控除限度額のうち、第二項又は第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額をいう。

八　繰越中小企業者税額控除限度超過額　第六項に規定する個人のその年の前年（当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における中小企業者税額控除限度額のうち、第五項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額をいう。

第十条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「昭和六十年から平成十五年までの各年分（事業を廃止した日の属する年分を除く。）において、当該各年分（前項の規定の適用を受ける年分を除く。）のうちにその年分」を「その年分（前各項の規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。）」に改め、「のある年分」を削り、「所得税の額から」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、「百分の六（平成十年から平成十五年までの各年分については、百分の十）に相当する金額」を「百分の十二に相当する金額（以下この項及び第八項第八号において「中小企業者税額控除限度額」という。）に、「控除する金額が」を「中小企業者税額控除限度額が」に、「事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十五」を「事業所得に係る所得税額の百分の二十」に、「当該控除する金額は、当該百分の十五」を「その控除を受ける金額は、当該百分の二十」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6　青色申告書を提出する個人のその年分（第一項から第四項までの規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。）の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち第十一条の三第一項に規定する開発研究用設備の償却費として必要経費に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）がその年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された試験研究費の額を超える場合において、当該個人が繰越中小企業者税額控除限度超過額を有するときは、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越中小企業者税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。ただし、当該個人のその年における繰越中小企業者税額控除限度超過額が、

当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年において前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

7　第二項若しくは第三項に規定する個人又は第五項に規定する個人の平成十五年から平成十八年までの各年分における第二項、第三項又は第五項の規定の適用については、第二項中「百分の十（」とあるのは「百分の十二（」と、「百分の八」とあるのは「百分の十」と、第三項及び第五項中「百分の十二」とあるのは「百分の十五」とする。

第十条第一項の次に次の三項を加える。

2　青色申告書を提出する個人のその年分（前項の規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。）の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別共同試験研究費の額があり、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該年分の当該試験研究費の額の百分の十（試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・二を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）。次項において「試験研究費の総額に係る税額控除割合」という。）に相当する金額（以下この項及び第八項第七号において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3　青色申告書を提出する個人のその年分（第一項の規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。）の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別共同試験研究費の額がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該年分の当該特別共同試験研究費の額に税額控除割合（百分の十二から当該年分の試験研究費の総額に係る税額控除割合を控除したものをいう。）を乗じて計算した金額（以下この項及び第八項第七号において「共同研究税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該共同研究税額控除限度額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額基準控除済金額（前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額をいう。）を控除した残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該残額を限度とする。

4　青色申告書を提出する個人のその年分（第一項の規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。）の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち第十一条の三第一項に規定する開発研究用設備の償却費として必要経費に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）がその年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された試験研究費の額を超える場合において、当該個人が繰越税額控除限度超過額を有するときは、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。ただし、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年において第二項又は前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

第十条の二第一項第四号及び第三項中「前条第二項」を「前条第五項」に改める。

第十条の四を削る。

第十条の三第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項第一号中「第十条第二項」を「第十条第五項」に改め、同項第二号中「若しくは小売業を営む個人（第十条第二項」を「、小売業又は飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む第十条第五項」に改め、「者に限る。）又は飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む」を削り、同項第三号中「第十条第二項」を「第十条第五項」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「第十条第二項」を「第十条第五項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同項に次の一号を加える。

六　次に掲げる個人　それぞれ次に定める機械及び装置

イ　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）第二条第一項に規定する中小企業者に該当する個人で同法第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画に従つて同法第二条第四項に規定する研究開発等事業を行うもの（ロ又はハに掲げる個人に該当する者を除く。）　当該認定研究開発等事業計画に定める機械及び装置

ロ　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する個人で同条第三項第一号に規定する業種に属する事業を営むもののうち事業を開始した日として政令で定める日以後五年を経過していないもの（ハに掲げる個人に該当する者を除く。）　当該事業の用に供される機械及び装置

ハ　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する個人でその年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の当該前年分の事業所得の総収入金額に対する割合として政令で定める割合が百分の三を超えるもの　機械及び装置

第十条の三第四項中「第十条の五第四項」を「次条第四項」に改め、同条第十項中「第十条の三第三項」を「第十条の四第三項」に改め、同条第十四項第二号中「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の三第十一項」を「租税特別措置法第十条の四第十一項」に改め、同条を第十条の四とする。

第十条の二の次に次の一条を加える。

（中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の三　第十条第五項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、平成十年六月一日から平成十六年三月三十一日までの期間（第三項及び第四項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（第一号に掲げる減価償却資産にあつては、政令で定める規模のものに限る。以下この項から第四項まで及び第七項において「特定機械装置等」という。）を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該個人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用（第三号に規定する事業を営む者で政令で定めるもの以外の者の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条におい

て「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額（第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一　機械及び装置並びに器具及び備品（器具及び備品については、事務処理の能率化等に資するものとして財務省令で定めるものに限る。）

二　車両及び運搬具（貨物の運送の用に供される自動車で輸送の効率化等に資するものとして財務省令で定めるものに限る。）

三　政令で定める海上運送業の用に供される船舶

2　前項の規定により当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定機械装置等を指定事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3　第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該個人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該特定機械装置等の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第六項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額（次項及び第五項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない同項第一号又は第二号に掲げる減価償却資産を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該個人の営む指定事業の用に供した場合（その指定事業の用に供した日の属する年の十二月三十一日まで引き続き当該指定事業の用に供している場合に限るものとし、次条第四項、第十条の五第四項又は第十条の六第四項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該減価償却資産（第一項第一号に掲げる減価償却資産にあつては、その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第六項において「リース税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年におけるリース税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5　青色申告書を提出する個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその指定事業の用に供した減価償却資産につき第三項又は前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

6　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年（当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額のうち、第三項又は第四項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（その年の前年において同項の規定の適用を受けた減価償却資産をその年において当該個人の営む指定事業の用に供しなくなつた場合（当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該合計額から当該減価償却資産を当該指定事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）をいう。

7　第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定機械装置等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8　第三項及び第四項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

9　第五項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

10　その年分の所得税について第三項から第五項までの規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計

算）及び租税特別措置法第十条の三第三項から第五項まで（中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除）」とする。

11　第四項に規定する減価償却資産につき同項又は第五項の規定による控除を受けた個人が、その控除を受けた年の翌年以後の各年において、当該減価償却資産の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該減価償却資産を当該個人の営む指定事業の用に供しなくなった場合（事業の廃止、当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなった場合を除く。）には、当該減価償却資産につき第四項又は第五項の規定による控除を受けた金額のうち当該指定事業の用に供しなくなった日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額についてはこれらの規定の適用がなかったものとし、当該個人は、当該指定事業の用に供しなくなった日から四月以内に、第四項又は第五項の規定による控除を受けた年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

12　前項の規定を適用する場合における同項の指定事業の用に供しなくなった減価償却資産に係る第四項又は第五項の規定による控除を受けた金額の計算の方法その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13　第十一項に規定する場合に該当することとなった場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであった所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

14　第十一項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該修正申告書で第十一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二　当該修正申告書で第十一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の三第十一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三　国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

第十条の六を次のように改める。

（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の六　青色申告書を提出する個人が、平成十五年一月一日から平成十八年三月三十一日までの期間（第三項及び第四項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等（情報通信に関する器具及び備品その他の減価償却資産並びにソフトウエアで、財務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）で政令で定める規模のもの（以下この項から第四項まで及び第七項において「特定情報通信機器等」という。）を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。第三項及び第四項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定情報通信機器等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定情報通信機器等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の五十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定情報通信機器等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　前項の規定により当該特定情報通信機器等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定情報通信機器等を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定情報通信機器等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定情報通信機器等について同項の規定により計算した償却費の額とその合計償却限度額との合計額を限度とする。

3　第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定情報通信機器等を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合において、当該特定情報通信機器等につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該特定情報通信機器等の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額（以下この項及び第六項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額（次項及び第五項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　第一項に規定する個人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、当該情報通信機器等（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。以下この条において「リース情報通信機器等」という。）を国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日の属する年の十二月三十一日まで引き続き当該事業の用に供している場合に限る。）には、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供したリース情報通信機器等の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十に相当する金額（以下この項及び第六項において「リース税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年におけるリース税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供した特定情報通信機器等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合に

は、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5　青色申告書を提出する個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその事業の用に供した情報通信機器等につき第三項又は前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

6　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年（当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額のうち、第三項又は第四項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（その年の前年において同項の規定の適用を受けたリース情報通信機器等をその年において当該個人の営む事業の用に供しなくなった場合（当該リース情報通信機器等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなった場合を除く。）には、当該合計額から当該リース情報通信機器等を当該事業の用に供しなくなった日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）をいう。

7　第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定情報通信機器等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8　第三項及び第四項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

9　第五項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

10　その年分の所得税について第三項から第五項までの規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の六第三項から第五項まで（情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除）」とする。

11　リース情報通信機器等につき第四項又は第五項の規定による控除を受けた個人が、その控除を受けた年の翌年以後の各年において、当該リース情報通信機器等の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該リース情報通信機器等を当該個人の営む事業の用に供しなくなった場合（事業の廃止、当該リース情報通信機器等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなった場合を除く。）には、当該リース情報通信機器等につき第四項又は第五項の規定による控除を受けた金額のうち当該事業の用に供しなくなった日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額についてはこれらの規定の適用がなかったものとし、当該個人は、当該事業の用に供しなくなった日から四月以内に、第四項又は第五項の規定による控除を受けた年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

12　前項の規定を適用する場合における同項の事業の用に供しなくなったリース情報通信機器等に係る第四項又は第五項の規定による控除を受けた金額の計算の方法その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13　第十一項に規定する場合に該当することとなった場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであった所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

14　第十一項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該修正申告書で第十一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二　当該修正申告書で第十一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第十条の六第十一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三　国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

第十一条第一項中「第十条第二項」を「第十条第五項」に改め、同項の表の第三号中「百分の十」を「百分の六」に改める。

第十一条の二第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「地震防災対策強化地域その他の」を「地震防災対策強化地域（以下この項において「地震防災対策強化地域」という。）その他」に改め、「百分の九」の下に「（当該地震防災対策用資産が地震防災対策強化地域のうち政令で定める区域内において事業の用に供されたものである場合には、百分の八）」を加える。

第十一条の三を次のように改める。

（開発研究用設備の特別償却）

第十一条の三　青色申告書を提出する個人で新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの（以下この項において「開発研究」という。）を行うものが、平成十五年一月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、当該開発研究の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品のうち政令で定めるもの（以下この条において「開発研究用設備」という。）でその製作の後事業

の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究用設備を製作して、これを国内にある当該個人の開発研究の用に供した場合には、その開発研究の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該開発研究用設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該開発研究用設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の五十に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該開発研究用設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける開発研究用設備の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の三第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3　前二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、開発研究用設備の償却費の額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

第十一条の八第二項中「第十一条の八第一項本文」を「第十一条の十第一項本文」に改め、同条を第十一条の十とする。

第十一条の七第一項中「第二号」を「第一号及び第二号」に改め、同項第一号中「又は特定家庭用機器再商品化法」を「若しくは特定家庭用機器再商品化法」に改め、「の再商品化」の下に「又は使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第五項に規定する自動車破砕残さの再資源化」を加え、同条第二項中「第十一条の七第一項本文」を「第十一条の九第一項本文」に改め、同条を第十一条の九とする。

第十一条の六第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第十一条の六第一項本文」を「第十一条の七第一項本文」に改め、同条を第十一条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

（製造過程管理高度化設備等の特別償却）

第十一条の八　青色申告書を提出する個人で食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第八条第一項に規定する高度化計画に係る同項の認定を受けたものが、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第九条第二項に規定する認定高度化計画に定められた建物及びその附属設備並びに機械及び装置（製造過程の管理の高度化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「製造過程管理高度化設備等」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製造過程管理高度化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の営む事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該製造過程管理高度化設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該製造過程管理高度化設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十二（建物及びその附属設備については、百分の六）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該製造過程管理高度化設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける製造過程管理高度化設備等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の八第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3　第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第十一条の五第一項中「第一欄」を「上欄」に、「当該各号の第二欄に掲げる期間内に」を「平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に」に、「第三欄」を「中欄」に、「第四欄」を「下欄」に改め、同項の表を次のように改める。

個人	資産	割合
一　有線テレビジョン放送法第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者に該当する個人	電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの	百分の六（有線テレビジョン放送における電気信号の伝送又は変換の効率化に資する効果が特に著しいものとして政令で定めるものについては、百分の十）
二　放送番組を制作する事業を営む個人のうち政令で定めるもの	放送番組の効率的な制作に著しく資する設備で政令で定めるもの	百分の十五

第十一条の五第二項中「第十一条の五第一項本文」を「第十一条の六第一項本文」に改め、同条を第十一条の六とする。

第十一条の四第一項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号を削り、同項第六号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「第十一条の四第一項本文」を「第十一条の五第一項本文」に改め、同条を第十一条の五とする。

第十一条の三の次に次の一条を加える。

（事業革新設備の特別償却）

第十一条の四　青色申告書を提出する個人で次の各号に掲げる計画について当該各号に定める認定を受けたものが、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二条第五項に規定する事業革新設備（当該各号に掲げる計画に記載された機械及び装置に限る。以下この条において「事業革新設備」という。）を取得し、又は事業革新設備を製作して、これを国内にある当該個人の営む事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該事業革新設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該事業革新設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の二十四（当該事業革新設備が、第一号又は第三号に掲げる計画に記載されたもの

である場合には百分の三十とし、第二号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の四十とする。）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業革新設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一　産業活力再生特別措置法第三条第一項に規定する事業再構築計画（同法第二条第二項第二号に規定する事業革新について記載があるものに限る。）同法第三条第一項に規定する認定（同法第四条第一項の認定を含む。）

二　産業活力再生特別措置法第五条第一項に規定する共同事業再編計画（同条第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。）同条第一項に規定する認定（同法第五条の二第一項の認定を含む。）

三　産業活力再生特別措置法第六条第一項に規定する経営資源再活用計画（同条第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。）同条第一項に規定する認定（同法第七条第一項の認定を含む。）

四　産業活力再生特別措置法第八条第一項に規定する事業革新設備導入計画　同項に規定する認定（同法第九条第一項の認定を含む。）

2　第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける事業革新設備の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の四第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3　第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第十二条第一項の表の第一号中「百分の九」を「百分の八」に、「百分の五」を「百分の四」に改め、同表の第三号中「以下この号において同じ。」を削り、「百分の七とし、第一欄に掲げる地区のうち水源地域内において事業の用に供される機械及び装置については百分の十二とする。」を「、百分の七」に改め、同表の第四号中「製造の事業」の下に「その他政令で定める事業」を加え、「工場用の建物及びその附属設備」を「建物及びその附属設備で、政令で定めるもの」に改める。

第十二条の二の見出しを「（医療用機器等の特別償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び次項」を「以下この条」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三　医療の安全の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの　百分の二十

第十二条の二第二項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項の規定の適用を受ける機械及び装置の償却費の額を計算する場合又は」及び「又は同条第二項本文」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十二条の三第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、「ない病院用」の下に「若しくは診療所用」を、「いた病院用」の下に「又は診療所用」を、「第二十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「病院の」を「病院又は診療所の」に、「建替え病院用建物」を「建替え病院用等建物」に改め、同条第六項中「建替え病院用建物」を「建替え病院用等建物」に改める。

第十三条第一項及び第十三条の二第一項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第十三条の三第一項中「、次の各号に規定する認定のあった日の属する年から当該年の一月一日以後五年を経過した日の前日の属する年までの各年（第一号に掲げる場合（同号ニに掲げる要件を満たす場合に限る。）については、第二十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける年を除く。）の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡した日。以下この項において同じ。）において当該各号」を「次の各号」に、「その年の十二月三十一日」を「適用年の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日）」に改め、同項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「場合には」を「場合の当該農業経営改善計画（以下この号において「新農業経営改善計画」という。）に係る適用年にあつては」に、「新たな農業経営改善計画に係る認定の日」を「当該新農業経営改善計画に係る次項第一号に規定する適用開始年の一月一日」に改め、同項第二号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「第一項の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する適用年とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める各年（第一号に定める各年にあつては、同項第一号ニに掲げる要件を満たす場合における第二十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける年を除く。）をいう。

一　前項第一号に掲げる場合　同号イからニまでに掲げる要件のいずれかを満たすこととなつた最初の日の属する年（以下この号において「適用開始年」という。）以後五年以内の各年（その適用開始年が同項第一号の他の農業経営改善計画に係る適用開始年以後五年以内の年である同号の新農業経営改善計画にあつては、当該他の農業経営改善計画に係る適用開始年以後五年を経過する年の翌年から当該新農業経営改善計画に係る適用開始年以後五年を経過する年までの各年）

二　前項第二号から第四号までに掲げる場合　同項第二号から第四号までに規定する認定のあつた日の属する年以後五年以内の各年

第十四条の見出しを「（優良賃貸住宅等の割増償却等）」に改め、同条第一項中「第三項」を「第五項」に改め、同条第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「次項」を「第五項」に、「百分の百四十」を「百分の百三十六」に、「百分の百五十五」を「百分の百五十」に改め、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「又は高齢者向け優良賃貸住宅」を「、高齢者向け優良賃貸住宅又は改良優良賃貸住宅」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　個人が、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、その有する建築物（政令で定めるものに限る。）の全部又は一部を次に掲げる賃貸住宅とするための改良（用途の変更を伴うものを含む。以下この項において同じ。）をし、これを賃貸の用に供した場合には、その賃貸の用に供した日の属する年における当該個人の不動産所得の金額の計算上、当該賃貸住宅（当該改良のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。以下この項から第五項までにおいて「改良優良賃貸住宅」とい

う。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該改良優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該改良優良賃貸住宅の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一　賃貸住宅のうち特にその建設の促進を図る必要がある優良な賃貸住宅として政令で定めるもの

二　高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの

4　第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける改良優良賃貸住宅の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十四条第三項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

第十四条の二第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「次項第五号」を「次項第三号」に、「百分の百九」を「百分の百五十」に改め、同条第二項中「第五号まで」を「第四号まで」に、「（第三号に掲げる建築物については、建物及びその附属設備と併せて設置される駐車の用に供する機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）並びに第六号」を「並びに第五号」に改め、同項第二号中「規定する再開発事業」の下に「（政令で定める要件を満たすものに限る。）」を加え、同項第三号を次のように改める。

三　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十五条に規定する認定計画に基づいて行われる同法第二十条第一項に規定する都市再生事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

第十四条の二第二項第四号中「第七条」を「第八条」に、「第二条に規定する特定建築物」を「第二条第三号に規定する特別特定建築物」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第十六条及び第十七条を次のように改める。

第十六条及び第十七条　削除

第十八条第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を削る。

第十九条第一号中「第十六条」を「第十五条」に改める。

第二十条及び第二十条の二を削る。

第二十条の三第一項中「金属鉱業事業団」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5　第一項の規定は、確定申告書に同項の規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該確定申告書に同項の積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6　第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人（包括受遺者を含む。以下この節において同じ。）が当該個人の金属鉱業等鉱害対策特別措置法第一条に規定する金属鉱業等を承継した場合において、当該相続人が、その死亡した日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができる者又は青色申告書の承認申請書を提出した者でないときは、その死亡した日における金属鉱業等鉱害防止準備金の金額は、その被相続人（包括遺贈者を含む。）の当該年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

第二十条の三に次の二項を加える。

7　前項に規定する場合において、同項に規定する相続人が同項に規定する死亡の日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができる者又は青色申告書の承認申請書を提出した者であるときは、その死亡した日における金属鉱業等鉱害防止準備金の金額は、当該相続人に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額とみなす。

8　前項の規定の適用を受けた者が同項に規定する個人の死亡した日の属する年分の所得税につき青色申告書の承認申請書を提出した者である場合において、その申請が却下されたときは、その却下の日における同項の金属鉱業等鉱害防止準備金の金額は、その者の当該却下の日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

第二章第二節第二款中第二十条の三を第二十条とする。

第二十条の四第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第二十条の二第五項」を「前条第五項」に改め、同条第八項中「第二十条の二第六項」を「前条第六項」に改め、同条を第二十条の二とする。

第二十条の五第五項中「第二十条の二第五項」を「第二十条第五項」に改め、同条第六項中「第二十条の二第六項」を「第二十条第六項」に改め、同条を第二十条の三とする。

第二十条の六第七項中「第二十条の二第五項」を「第二十条第五項」に改め、同条第八項中「第二十条の二第六項」を「第二十条第六項」に改め、同条を第二十条の四とする。

第二十条の七第六項中「第二十条の二第五項」を「第二十条第五項」に改め、同条第七項中「第二十条の二第六項」を「第二十条第六項」に、「第二十条の七第一項」を「第二十条の五第一項」に改め、同条を第二十条の五とする。

第二章第二節第三款の款名を削る。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

第二章第二節第三款の二を同節第三款とする。

第二十二条第六項中「第二十条の二第五項」を「第二十条第五項」に改め、同条第七項中「第二十条の二第六項」を「第二十条第六項」に改める。

第二十三条第二項を次のように改める。

2　前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により必要経費に算入される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

第二十五条第二項中「第四十一条の十五第四項」を「第四十一条の十六第四項」に改める。

第二十八条を削る。

第二十八条の二第一項第四号中「金属鉱業事業団」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例）

第二十八条の二　第十条第五項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するものが、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該個人の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（第十九条各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用

を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）については、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額を、当該個人のその業務の用に供した年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2　前項の規定は、確定申告書に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

3　第一項の規定の適用を受けた少額減価償却資産について所得税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定によりその年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入された金額は、当該少額減価償却資産の取得価額に算入しない。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条の四第三項第一号を次のように改める。

一　国、地方公共団体その他これらに準ずる法人に対する土地等の譲渡（賃借権の設定等を含む。以下この項において同じ。）で政令で定めるもの

第三十条の二第一項中「平成十五年」を「平成十七年」に改める。

第三十一条の二第二項第二号中「土地開発公社に対する土地等の譲渡である場合には、政令で定める土地等の譲渡」を「第五号に掲げる譲渡又は土地開発公社に対する政令で定める土地等の譲渡に該当するもの」に改め、同項第十三号中「第八号」を「第六号、第九号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第八号」を「第六号、第九号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第八号」を「第五号又は第九号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第八号」を「第五号又は第九号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「又は第二号」を「、第二号又は第五号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「前二号」を「前三号」に、「第十号から第十三号まで」を「第十一号から第十四号まで」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「前号、第八号又は第十号から第十三号まで」を「前二号、第九号又は第十一号から第十四号まで」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「の請求又は」を「若しくは第三項の請求若しくは」に改め、「基づく」の下に「マンション建替事業（」を加え、「の同条第五号」を「をいう。以下この号において同じ。）の施行者（同法第二条第五号」に改め、「施行者」の下に「をいう。以下この号において同じ。」を加え、「で、当該譲渡」を「又は同法第二条第六号に規定する施行マンションが政令で定める建築物に該当し、かつ、同条第七号に規定する施行再建マンションの延べ面積が当該施行マンションの延べ面積以上であるマンション建替事業の施行者に対する土地等（同法第四十五条第二項に規定する隣接施行敷地に係るものに限る。）の譲渡で、これらの譲渡」に、「当該事業」を「これらのマンション建替事業」に改め、「供されるもの」の下に「（前号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生事業（当該認定計画に定められた建築物（その建築面積が財務省令で定める面積以上であるものに限る。）の建築がされること、その事業の施行される土地の区域の面積が一ヘクタール以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）の同法第二十三条に規定する認定事業者（当該認定計画に定めるところにより当該認定事業者と当該区域内の土地等の取得に関する協定を締結した都市基盤整備公団及び地域振興整備公団を含む。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生事業の用に供されるもの（前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第三十一条の二第三項中「前項第八号から第十三号まで」を「前項第九号から第十四号まで」に改め、同条第五項中「第二項第八号から第十一号まで」を「第二項第九号から第十二号まで」に、「同項第十二号若しくは第十三号」を「同項第十三号若しくは第十四号」に、「第二項第八号から第十三号まで」を「第二項第九号から第十四号まで」に改め、同条第七項中「第二項第八号から第十三号まで」を「第二項第九号から第十四号まで」に改める。

第三十三条第一項第三号中「緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第十八条第一項第七号イ」を「独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十一条第一項第七号イ」に、「緑資源公団法第二十二条の四第二項」を「独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項」に改める。

第三十三条の二第一項第二号中「緑資源公団法第十八条第一項第八号」を「独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第八号」に改める。

第三十三条の三第一項中「緑資源公団法第十八条第一項第七号イ」を「独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号イ」に改める。

第三十四条の二第二項第十一号ニ中「食品流通構造改善促進法」の下に「（平成三年法律第五十九号）」を加え、同項第十九号中「に規定する石油の備蓄」を「の国家備蓄石油の管理」に改め、同項第二十三号中「第六十四条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第三十四条の三第二項第一号中「第二十三条第一項」を「第二十三条」に改め、同項第六号中「緑資源公団法第十八条第一項第七号イ」を「独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号イ」に、「同法第二十二条の四第二項」を「同法第十六条第二項」に、「緑資源公団法第二十二条の三第六項」を「独立行政法人緑資源機構法第十五条第六項」に、「緑資源公団法第二十二条の四第二項」を「独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項」に改める。

第三十七条第一項の表以外の部分中「第十九号の上欄のイからハまでに掲げる個人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該個人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の」を削り、「平成十年一月一日」を「、平成十年一月一日」に改め、「とする。」、「、第十九号」及び「（買換資産が同表の第十九号の下欄に掲げる資産（同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる個人により行われる土地及び建物若しくは構築物又は土地の上に存する権利及び建物若しくは構築物の譲渡であり、かつ、当該土地又は土地の上に存する権利の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものである場合における同号の下欄に掲げる資産に限る。）に該当する場合には、百分の九十。以下この項において同じ。）」を削り、同表の第一号中「及び第二十七条の三」を削り、「いう。以下この表」を「いう。第二十一号」に改め、同表の第十五号中「第二十三条第一項」を「第二十三条」に改め、同表の第十九号を次のように改める。

十九	削除

第三十七条第三項及び第四項中「第十九号の上欄のイからハまでに掲げる個人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該個人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の」を削り、「平成十年一月一日」を「、平成十年一

月一日」に、「とする。）の間」を「）の間」に改める。

第三十七条の三第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第三十七条の四中「第十九号の上欄のイからハまでに掲げる個人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該個人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の」を削り、「平成十年一月一日」を「、平成十年一月一日」に改め、「とする。」を削る。

第三十七条の五第二項中「第三十七条の三第三項」を「第三十七条の三第二項」に改め、「第十九号の上欄のイからハまでに掲げる個人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該個人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の」を削り、「平成十年一月一日」を「、平成十年一月一日」に改め、同条第四項中「第三十七条の三第三項」を「第三十七条の三第二項」に改める。

第三十七条の十第一項中「、第六項」を削り、「第十項第五号」を「第七項第五号」に改め、同条第二項中「、第六項」、「第六項において同じ。」及び「（第六項及び次条において「所有期間」という。）」を削り、同条第三項第五号を次のように改める。

五　公社債投資信託以外の証券投資信託（第五項において「株式等証券投資信託」という。）の受益証券及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないもの（同項において「非公社債等投資信託」という。）の受益証券

第三十七条の十第三項第六号中「第八条の二第一項第二号」に改め、同条第五項中「私募証券投資信託」を「株式等証券投資信託（第三条の二に規定する特定株式投資信託を除く。）」に、「私募証券投資信託」を「株式等証券投資信託等」に改め、同条第六項から第八項までを削り、同条第九項を同条第六項とし、同条第十項を同条第七項とする。

第三十七条の十一第一項中「及び第三十七条の十三」を「、第三十七条の十三の二及び第三十七条の十三の三」に改め、「（次項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「この項」を「この項から第三項まで」に、「第七項」を「第五項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成十五年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に同項各号に掲げる上場株式等の譲渡をしたときは、当該上場株式等の譲渡による上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

第三十七条の十一第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項の規定の」を「前項の規定により適用される第一項の規定の」に、「長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第一項又は第二項の」を「第一項の」に、「前条第十項」を「前条第七項」に、「第三十七条の十一第一項又は第二項」を「第三十七条の十一第一項」に改め、「又は同条第二項の規定の適用を受ける同項に規定する長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「及び当該長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額」を削り、「、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は当該長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を「又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十七条の十一の三第二項中「第百六十一条の二第一項の規定による信用取引」を「第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引又は発行日取引（有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて財務省令で定める取引をいう。）に、「「信用取引」」を「「信用取引等」」に、「上場株式等信用取引契約」を「上場株式等信用取引等契約」に、「信用取引を」を「信用取引等を」に、「信用取引による」を「信用取引等による」に、「信用取引の」を「信用取引等の」に、「信用取引に係る上場株式等の譲渡」を「信用取引等に係る上場株式等の譲渡」に改め、同条第三項第一号中「上場株式等及び」を「上場株式等の譲渡及び」に、「信用取引に係る上場株式等の譲渡」を「信用取引等に係る上場株式等の譲渡」に、「上場株式等信用取引契約」を「上場株式等信用取引等契約」に、「信用取引に係る口座」を「信用取引等に係る口座」に改め、同項第二号中「信用取引」を「信用取引等」に改め、同項第三号中「上場株式等信用取引契約」を「上場株式等信用取引等契約」に、「信用取引に」を「信用取引等に」に、「信用取引は」を「信用取引等は」に、「特定信用取引勘定」を「特定信用取引等勘定」に、「信用取引の」を「信用取引等の」に改め、同条第七項中「上場株式等信用取引契約」を「上場株式等信用取引等契約」に改める。

第三十七条の十一の四第一項中「及び次条において同じ」を「において同じ」に、「信用取引等」を「信用取引等」に改め、「開設する営業所に」の下に「特定口座源泉徴収選択届出書（を加え、「（第三項及び次条において「特定口座源泉徴収選択届出書」という。）を「をいう。）」に改め、「行われた当該特定口座」の下に「（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座」という。）を加え、「譲渡又は当該特定口座」を「譲渡又は当該源泉徴収選択口座」に、「特定口座内調整所得金額」を「源泉徴収選択口座内調整所得金額」に、「月の翌月十日」を「年の翌年一月十日（政令で定める場合にあつては、政令で定める日）」に改め、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「特定口座内調整所得金額」を「源泉徴収選択口座内調整所得金額」に、「特定口座に」を「源泉徴収選択口座に」に、「信用取引」を「信用取引等」に改め、「以下この項」の下に「から第五項まで」を加え、「第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額」を「第一号に掲げる金額（次項において「源泉徴収口座内通算所得金額」という。）が第二号に掲げる金額（次項において「源泉徴収口座内通算所得金額」という。）」に改め、「及び次項第二号」を削り、「次号イ及び同項第二号」を「同号イ」に、「次号ロ及び同項第二号」を「同号ロ」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の源泉徴収選択口座を開設している証券業者は、当該源泉徴収選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額が源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた場合には、その都度、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し、当該満たない部分の金額に百分の十五を乗じて計算した金額に相当する所得税を還付しなければならない。

5　前項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成十六年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に対象譲渡等を行つたときは、当該対象譲渡等により生じた同項に規定する満たない部分の金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

第三十七条の十一の四第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、同項の居住者又は国

内に恒久的施設を有する非居住者が平成十六年一月一日から平成十九年十二月三十一日までの間に特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済をしたときは、当該譲渡又は差金決済により生じた源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

第三十七条の十一の四に次の一項を加える。

8　証券業者は、その年において当該証券業者に開設されていた特定口座が源泉徴収選択口座である場合には、その年の当該源泉徴収選択口座に係る前条第七項の報告書（同項の規定により税務署長に提出することとされるものに限る。）については、同項の規定にかかわらず、その作成及び提出は、要しない。

第三十七条の十一の五第一項中「前条第一項の規定の適用につき特定口座源泉徴収選択届出書を提出した特定口座（以下この項において「選択口座」という。）」を「源泉徴収選択口座」に、「選択口座に」を「源泉徴収選択口座に」に改め、「又は第二項」を削り、「第三十七条の十三第七項」を「第三十七条の十三の二第七項」に、「選択口座（」を「源泉徴収選択口座（」に、「選択口座を」を「源泉徴収選択口座を」に、「選択口座。」を「源泉徴収選択口座。」に、「信用取引」を「信用取引等」に改める。

第三十七条の十二第一項中「第三十七条の十第十項第五号」を「第三十七条の十第七項第五号」に改め、同条第四項中「第十項（」を「第七項（」に、「同条第十項第三号」を「同条第七項第三号」に改める。

第三十七条の十二の二第一項中「次条第七項」を「第三十七条の十三の二第七項」に改め、同条第四項中「第十項」を「第七項」に、「第七項」を「第五項」に改め、「及び第二項」を削り、同条第六項を次のように改める。

6　第一項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「又は雑損失の金額」とあるのは「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「同法」とあるのは「これらの法律」とする。

第三十七条の十三を次のように改める。

（特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等）

第三十七条の十三　平成十五年四月一日以後に、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第七条の二に規定する特定中小企業者に該当する株式会社（以下この条から第三十七条の十三の三までにおいて「特定中小会社」という。）の設立の際に発行された株式又はその設立の日後に発行された当該特定中小会社の株式（以下この条から第三十七条の十三の三までにおいて「特定株式」という。）を払込み（これらの株式の発行に際してするものに限る。以下この条から第三十七条の十三の三までにおいて同じ。）により取得（第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条から第三十七条の十三の三までにおいて同じ。）をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。次条及び第三十七条の十三の三において同じ。）が、当該特定株式を払込みにより取得をした場合における第三十七条の十第一項の規定の適用については、政令で定めるところにより、その年分の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その年中に当該払込みにより取得をした特定株式（その年十二月三十一日において有するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「控除対象特定株式」という。）の取得に要した金額の合計額（適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額（この項の規定を適用しないで計算した場合における第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。次項において同じ。）が当該合計額に満たない場合には、当該適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額に相当する金額）を控除する。

2　前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、控除対象特定株式の取得に要した金額、適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額及び同項の控除の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3　第一項の規定の適用を受けた場合における控除対象特定株式と同一銘柄の株式の取得価額の計算の特例その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十三の次に次の二条を加える。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）

第三十七条の十三の二　特定中小会社の特定株式を払込みにより取得をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者について、当該特定中小会社の設立の日から当該特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。）が発行した株式に係る第三十七条の十第二項に規定する上場等の日の前日までの期間（第五項において「適用期間」という。）内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として次に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び第三十七条の十の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一　当該払込みにより取得をした特定株式を発行した株式会社が解散（合併による解散を除く。）をし、その清算が結了したこと。

二　前号に掲げる事実に類する事実として政令で定めるもの

2　前項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項に規定する損失の金額として政令で定める金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4　確定申告書（第七項において準用する第三十七条の十二の二第五項において準用する所得税法第百二十三条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年以前三年内の各年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額（この項の規定の適用を受けて前年以前において控除されたものを除く。）を有する

場合には、第三十七条の十第一項後段の規定にかかわらず、当該特定株式に係る譲渡損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該年分の当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

5　前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の親族その他の特別の関係がある者に対してする譲渡その他の政令で定めるものを除く。）をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、その者の当該譲渡をした日の属する年分の第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

6　第三十七条の十二の二第三項、第四項及び第六項の規定は、第四項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の規定」とあるのは「第三十七条の十三の二第四項の規定」と、「前項」とあるのは「同条第五項」と、「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「添付がある確定申告書」とあるのは「添付がある確定申告書（同条第四項に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。）」と、「第一項の確定申告書」とあるのは「同条第四項の確定申告書」と、同条第四項中「第一項の規定の適用がある場合における」とあるのは「第三十七条の十三の二第四項の規定の適用がある場合における」と、「第三十七条の十二の二第一項」とあるのは「第三十七条の十三の二第四項」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「第三十七条の十三の二第四項」と、「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額若しくは同法第三十七条の十三の二第五項（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と読み替えるものとする。

7　第三十七条の十二の二第五項の規定は、その年の翌年以後において第四項の規定の適用を受けようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項の」とあるのは「第三十七条の十三の二第四項の」と、「譲渡損失の繰越控除）の」とあるのは「譲渡損失の繰越控除）又は第三十七条の十三の二第四項（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）の」と、「同条第二項」とあるのは「同法第三十七条の十二の二第二項」と、「その他の」とあるのは「、同法第三十七条の十三の二第五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（以下この項において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。）、その年の前年以前三年内の各年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額その他の」と、「とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額又は特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「（租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項」とあるのは「及び特定株式に係る譲渡損失の金額（租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項又は第三十七条の十三の二第四項」と、「を除く」と、「これらの金額」とあるのは「当該上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「を除く」と読み替えるものとする。

8　払込みにより取得をした特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につき第一項に規定する事実が発生した場合における同項の規定の特例、当該特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につきこれらの株式の譲渡をしたことによる損失の金額が生じた場合における第五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の計算の特例その他第一項及び第四項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十三の三　特定中小会社の特定株式を平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であった株式会社を含む。）が発行した株式に係る第三十七条の十第二項に規定する上場等の日（以下この項において「上場等の日」という。）以後に当該払込みにより取得をした特定株式（その上場等の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限る。）の譲渡（その上場等の日以後三年以内に行われる譲渡（証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。）で第三十七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。以下この項において同じ。）をした場合における同条第一項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（第三項及び第五項において「特定株式に係る譲渡所得等の金額」という。）の二分の一に相当する金額とする。

2　前項の規定の適用がある場合における第三十七条の十第二項の規定の適用については、同項中「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額（第三十七条の十三の三第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

3　第一項の規定は、政令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、その適用を受ける特定株式に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4　税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかった場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

5　払込みにより取得をした特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者がこれらの株式を譲渡した場合における特定株式に係る譲渡所得等の金額の計算の特例その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十五第一項第一号中「私募証券投資信託（同項第五号に規定する私募証券投資信託をいう。次号において同じ。）以外の証券投資信託（特定株式投資信託を除く。同号におい

て同じ。）」を「公社債投資信託」に、「第八条の二第一項第三号」を「第八条の二第一項第二号」に改め、同項第二号中「私募証券投資信託以外の証券投資信託」を「公社債投資信託」に、「公募証券投資信託等」を「公社債投資信託等」に、「第八条の二第一項第三号」を「第八条の二第一項第二号」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項第二号中「公募証券投資信託等」を「公社債投資信託等」に改め、同項第三号及び第四号を削る。

第三十九条第一項中「第二十条第一項」を「第二十条、第二十一条の十五第三項又は第二十一条の十六第四項」に、「課税価格（同法第十九条」を「課税価格（同法第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八まで」に、「同条の」を「これらの」に改める。

第四十条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項に定めるもののほか、第一項後段の承認の手続その他同項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十条の四第三項第一号中「限る。）」の下に「、当該特定外国子会社等に係る第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人」を加える。

第四十一条第一項中「第七項まで」を「この項から第八項まで」に、「第三項まで」を「この項から第三項まで」に改め、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第八項から第十一項までを三項ずつ繰り下げ、同条第七項の次に次の三項を加える。

8　第一項の規定の適用を受けていた居住者が、その者に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与等の支払をする者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由に基因してその適用に係る第一項の居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）をその者の居住の用に供しなくなつたことにより同項の規定の適用を受けられなくなつた後、当該家屋を再びその者の居住の用に供した場合における同項の規定の適用については、同項に規定する居住年以後六年間（同項に規定する六年間をいう。）の各年のうち、その者が当該家屋を再び居住の用に供した日の属する年（その年において、当該家屋を賃貸の用に供していた場合には、その年の翌年）以後の各年（同日以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年又は当該家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日）まで引き続きその居住の用に供している年に限る。）は、同項に規定する適用年とみなす。

9　前項の規定は、同項の居住者が、同項の家屋をその居住の用に供しなくなる日までに同項に規定する事由その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（次条第五項の規定により同項の証明書（これに類するものとして財務省令で定める書類を含む。）の交付を受けている場合には、当該証明書のうち同日の属する年以後の各年分に係るものの添付があるものに限る。）を当該家屋の所在地の所轄税務署長に提出しており、かつ、前項の規定の適用を受ける最初の年分の確定申告書に当該家屋を再びその居住の用に供したことを証する書類その他の財務省令で定める書類（次項において「再居住に関する証明書類」という。）の添付がある場合に限り、適用する。

10　税務署長は、前項の届出書の提出がなかつた場合又は再居住に関する証明書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該届出書及び再居住に関する証明書類の提出があつた場合に限り、第八項の規定を適用する。

第四十一条の五第六項第四号を次のように改める。

四　国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「同法」とあるのは、「同法又は租税特別措置法」とする。

第四十一条の十二第二項中「国内において」を削り、同条第六項中「規定する公益信託」の下に「若しくは加入者保護信託」を、「（公益信託」の下に「又は加入者保護信託」を加え、同条第九項中第十二号を第十四号とし、第七号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）第十二条第二項又は第十三条第一項の規定により発行される国債

第四十一条の十二第九項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）第六条第一項又は第二項ただし書の規定により発行される国債

第四十一条の十二第十二項中「第六号」を「第八号」に改め、同条第十八項中「第六十八条の二第六項」を「第六十七条の十七第八項」に改める。

第四十一条の十四の見出しを「（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）」に改め、同条第一項中「平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの期間（第三項及び第四項において「適用期間」という。）内に、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項に規定する先物取引（同条第七項に規定する商品市場において行われる同条第八項第一号ホに掲げる取引を含む。以下この条において「商品先物取引」という。）をし、かつ、当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。以下この条」を「次の各号に掲げる取引をし、かつ、当該各号に掲げる取引（以下この条及び次条において「先物取引」という。）の区分に応じ当該各号に定める決済（以下この条及び次条」に、「商品先物取引による」を「先物取引による」に、「商品先物取引に係る雑所得等」を「先物取引に係る雑所得等」に、「商品先物取引に係る課税雑所得等」を「先物取引に係る課税雑所得等」に、「百分の二十」を「百分の十五」に改め、同項に次の各号を加える。

一　平成十三年四月一日以後に行う商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項に規定する先物取引（同条第七項に規定する商品市場において行われる同条第八項第一号ホに掲げる取引を含む。以下この号、第三項及び第四項において「商品先物取引」という。）当該商品先物取引の決済（当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

二　平成十六年一月一日以後に行う証券取引法第二条第十七項に規定する有価証券先物取引、同条第十八項に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第十九項に規定する有価証券オプション取引（以下この号、第三項及び第四項において「有価証券先物取引等」という。）当該有価証券先物取引等の決済（当該有価証券先物取引等に係る有価証券の受渡しが行われることとなるものを除く。）

第四十一条の十四第二項中「商品先物取引」を「先物取引」に改め、同条第三項中「適用期間内に商品先物取引」を「先物取引」に、「に係る商品先物取引」を「に係る先物取引」に改め、「商品取引員等」の下に「又は証券業者等」を加え、「、当該商品先物取引」を「、当該先物取引」に改め、同項第一号中「その商品先物取引の委託」を「委託により商品先物取引」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号と

し、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　委託により有価証券先物取引等をした場合　当該有価証券先物取引等の委託を受けた証券業者（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下この号において同じ。）の営業所の長（有価証券先物取引等の委託の取次ぎにより当該証券業者に当該有価証券先物取引等の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた証券業者の営業所又は証券取引法第六十五条第一項ただし書に規定する銀行の営業所の長）

第四十一条の十四第四項中「商品取引員等」の下に「又は証券業者等」を加え、「適用期間内に」を削り、「行つた商品先物取引」の下に「又は有価証券先物取引等」を加え、「当該居住者」を「当該商品先物取引又は有価証券先物取引等について、それぞれ当該居住者」に、「又は約定価格等」を「若しくは約定価格等」に改め、「をいう。」の下に「又は有価証券先物取引等の種類、数量及び対価の額若しくは約定指数（証券取引法第二条第十八項に規定する約定指数をいう。）若しくは約定数値（同項に規定する約定数値をいう。）を加え、「「商品先物取引」を「「先物取引」に改め、「その商品先物取引」の下に「又は有価証券先物取引等」を加え、同条第五項中「商品取引員等」の下に「又は証券業者等」を加え、「商品先物取引」を「先物取引」に改め、同条第七項中「商品先物取引」を「先物取引」に改める。

第四十一条の十九第二項中「第四十一条の十九第一項」を「第四十一条の二十第一項」に改め、同条を第四十一条の二十とする。

第四十一条の十八中「第六十六条の十一の二第二項」を「第六十六条の十一の二第三項」に改め、同条を第四十一条の十九とする。

第四十一条の十七第四項及び第五項中「第四十一条の十七第二項」を「第四十一条の十八第二項」に改め、同条を第四十一条の十八とする。

第四十一条の十六第二項の表中「第四十一条の十六第一項」を「第四十一条の十七第一項」に改め、同条を第四十一条の十七とする。

第四十一条の十五第三項の表の第八十五条第三項、第百八十七条、第百九十条第二号ハ、第百九十四条第一項第三号及び第百九十四条第一項第五号の項中「第四十一条の十五第一項」を「第四十一条の十六第一項」に改め、同表の別表第二の備考(一)(4)、別表第三の備考(一)(4)及び別表第四の備考(二)の項中「第四十一条の十五第一項」を「第四十一条の十六第一項」に改め、同条第四項中「第四十一条の十五第一項」を「第四十一条の十六第一項」に改め、同条を第四十一条の十六とする。

第四十一条の十四の次に次の一条を加える。

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第四十一条の十五　確定申告書（第五項において準用する所得税法第百二十三条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。以下この項及び第三項において同じ。）を提出する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年以前三年内の各年において生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額（この項の規定の適用を受けて前年以前において控除されたものを除く。）を有する場合には、前条第一項後段の規定にかかわらず、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、当該年分の当該先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

2　前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十五年一月一日以後に、先物取引の差金等決済をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、その者の当該差金等決済をした日の属する年分の前条第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3　第一項の規定は、同項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額が生じた年分の所得税につき当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であつて、第一項の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4　第一項の規定の適用がある場合における前条（第二項を除く。）の規定の適用については、同条第一項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（次条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

5　所得税法第百二十三条第一項（第二号を除く。）（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その年の翌年以後において第一項の規定の適用を受けようとする場合であつて、その年の年分の所得税につき同法第百二十条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出すべき場合及び同法第百二十二条第一項又は第百二十三条第一項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同法第百二十三条第一項中「第七十条第一項若しくは第二項（純損失の繰越控除）若しくは第七十一条第一項（雑損失の繰越控除）の規定の適用を受け、又は第百四十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付）の規定による還付を受けようとするときは、第三期において」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十五第一項（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）の規定の適用を受けようとするときは」と、「次項各号に掲げる」とあるのは「その年において生じた同条第二項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額（以下この項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。）、その年の前年以前三年内の各年において生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額その他の政令で定める」と、同項第一号中「純損失の金額」とあるのは「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、同項第三号中「純損失の金額及び雑損失の金額（第七十条第一項若しくは第二項又は第七十一条第一項」とあるのは「先物取引の差金等決済に係る損失の金額（租税特別措置法第四十一条の十五第一項」と、「及び第百四十二条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次項第二号において同じ」とあるのは「を除く」と、「これらの金額」とあるのは「当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をこえる」とあるのは「同法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を超える」と読み替えるものとする。

6　第一項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「又は雑損失の金額」とあるの

は「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第四十一条の十五第二項（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「同法」とあるのは「これらの法律」とする。

7　その年の翌年以後又はその年において第一項の規定の適用を受けようとする場合に提出すべき確定申告書の記載事項の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の三第一項第二号及び第三項中「商品先物取引」を「先物取引」に改める。

第四十二条の三の二第一項中「、第八条の五第一項後段」を削り、「第四十一条の十八」を「第四十一条の十九」に改める。

第四十二条の四第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「第五項」の下に「、第四十二条の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を加え、「、第四十二条の八第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を削り、「第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第四十二条の十一第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「以下この項及び次項」を「第四項まで、第七項及び第八項」に改め、同条第七項中「第一項又は第二項」を「第一項から第四項まで、第七項又は第八項」に、「又は租税特別措置法第四十二条の四」を「又は租税特別措置法第四十二条の四第一項から第四項まで、第七項若しくは第八項」に、「及び租税特別措置法第四十二条の四第一項から第四項まで、第七項及び第八項」に、「同条」を「同条第一項から第四項まで、第七項及び第八項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第六項中「前三項」を「第十二項から前項まで」に、「計算その他同項」を「計算、第十一項の規定の適用を受ける事業年度以後の第五項（第九項において準用する場合を含む。）の規定により繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額とみなされる金額の計算その他第一項から第十一項まで」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第五項中「第一項又は第二項」を「第一項、第二項及び第三項又は第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　第四項又は第八項の規定は、第二項若しくは第三項又は第七項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に第四項又は第八項に規定する繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第五項（第九項において準用する場合を含む。）の規定により繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額とみなされる金額がある場合には、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の九第二項若しくは第三項又は同条第七項の規定の適用を受けた連結事業年度以後の各連結事業年度（当該適用を受けた連結事業年度後の各事業年度に該当しない場合には、当該適用を受けた連結事業年度後の各事業年度）の同法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書（当該適用を受けた連結事業年度後の各事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書）に第六十八条の九第四項又は第八項に規定する連結繰越税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第四項又は第八項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

第四十二条の四第四項を同条第十三項とし、同条第三項第五号中「エネルギーの使用の合理化、特定物質の使用の合理化又は再生資源の利用に資する工業製品の製造に係る技術に関する試験研究」を削り、「行う試験研究」の下に「、大学と共同して行う試験研究」を加え、同項第六号を同項第九号とし、同項第五号の次に次の三号を加える。

六　試験研究費割合　当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の平均売上金額（当該事業年度及び当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の売上金額（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）に対する割合をいう。

七　特別共同試験研究費の額　試験研究費の額のうち国の試験研究機関又は大学と共同して行う試験研究、国の試験研究機関又は大学に委託する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

八　繰越税額控除限度超過額　第四項に規定する法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書の提出（当該事業年度までの間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度に限る。）における税額控除限度額又は共同研究税額控除限度額のうち、第二項又は第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第四項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

第四十二条の四第三項を同条第十二項とし、同条第二項中「昭和六十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する」を削り、「前項」を「第一項から第四項まで」に、「百分の六（平成十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度については、百分の十）に相当する金額」を「百分の十二に相当する金額（以下この項及び第十二項第十号において「中小企業者等税額控除限度額」という。）」に、「控除する金額が」を「中小企業者等税額控除限度額が」に、「百分の十五」を「百分の二十」に、「当該控除する金額は」を「その控除を受ける金額は」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の四項を加える。

8　青色申告書を提出する法人の各事業年度（第一項から第四項までの規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の所得の金額の計算上損金の額に算

入される試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち第四十四条の三第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）が当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された試験研究費の額（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合その他の政令で定める場合には、政令で定める金額）を超える場合において、当該法人が繰越中小企業者等税額控除限度超過額を有するときは、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越中小企業者等税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。ただし、当該法人の当該事業年度における繰越中小企業者等税額控除限度超過額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度において前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

9　第五項及び第六項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第六十八条の九第十二項第八号に規定する連結繰越税額控除限度超過個別帰属額」とあるのは「第六十八条の九第十二項第十二号に規定する繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」と、「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「繰越中小企業者等税額控除限度超過額」と、第六項中「第二項又は第三項に規定する税額控除限度超過額」と、第七項中「これら」とあるのは「第七項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち、同項」と、「繰越税額控除限度超過額」とあるのは「繰越中小企業者等税額控除限度超過額」と読み替えるものとする。

10　第二項若しくは第三項に規定する法人又は第七項に規定する中小企業者等の平成十五年一月一日から平成十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（平成十五年四月一日以後に終了する各事業年度に限る。）における第二項、第三項又は第七項の規定の適用については、第二項中「百分の十（」とあるのは「百分の十二（」と、「百分の八」とあるのは「百分の十二」と、第三項及び第七項中「百分の十二」とあるのは「百分の十五」とする。

11　連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあった日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の九第二項から第四項まで、第七項又は第八項の規定の適用があり、かつ、当該連結子法人の当該各連結事業年度（以下この項において「税額控除連結事業年度」という。）につき次に掲げる金額があるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに次条第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の九第二項から第四項まで、第七項又は第八項の規定により各税額控除連結事業年度の連結子法人に帰せられる金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

一　当該税額控除連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された第六十八条の九第二項又は第七項に規定する試験研究費の額

二　当該税額控除連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された第六十八条の九第三項に規定する特別共同試験研究費の額

三　当該連結子法人の当該税額控除連結事業年度における第六十八条の九第十二項第八号に規定する連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

四　当該連結子法人の当該税額控除連結事業年度における第六十八条の九第十二項第十二号に規定する繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額

第四十二条の四第一項の次に次の五項を加える。

2　青色申告書を提出する法人の各事業年度（前項の規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該事業年度の当該試験研究費の額の百分の十（試験研究費割合が百分の十未満であるときは、当該試験研究費割合に〇・二を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）。次項において「試験研究費の総額に係る税額控除割合」という。）に相当する金額（以下この項及び第十二項第八号において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3　青色申告書を提出する法人の各事業年度（第一項の規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される特別共同試験研究費の額がある場合には、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該事業年度の当該特別共同試験研究費の額に税額控除割合（百分の十二から当該事業年度の試験研究費の総額に係る税額控除割合を控除したものをいう。）を乗じて計算した金額（以下この項及び第十二項第八号において「共同研究税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額から法人税額基準控除済金額（前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額をいう。）を控除した残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該残額を限度とする。

4　青色申告書を提出する法人の各事業年度（第一項の規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち第四十四条の三第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）

研究費の額（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合その他の政令で定める場合には、政令で定める金額）を超える場合において、当該法人が繰越税額控除限度超過額を有するときは、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。ただし、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度において第二項又は前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5　前項に規定する法人の同項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下この項及び次項において「繰越税額控除事業年度」という。）開始の日前一年以内に開始した各事業年度が連結事業年度に該当する場合における前項の規定の適用については、当該繰越税額控除事業年度を連結事業年度とみなして計算した場合における当該繰越税額控除事業年度の当該法人に係る第六十八条の九第十二項第八号に規定する連結繰越税額控除限度超過個別帰属額（当該繰越税額控除事業年度開始の日前一年以内に開始した連結事業年度終了の日の翌日から繰越税額控除事業年度開始の日の前日までの間に開始した連結事業年度に該当しない事業年度がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額）に相当する金額（既に前項の規定により当該連結事業年度後に開始した各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）は、繰越税額控除限度超過額とみなす。ただし、当該法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消され、かつ、当該繰越税額控除事業年度が当該承認の取消しのあった日から起算して一年以内に開始した事業年度である場合には、この限りでない。

6　第四項の場合において、前項の繰越税額控除事業年度開始の日前一年以内に開始した連結事業年度前に開始した各事業年度（連結事業年度に該当するものを除き、繰越税額控除事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度に限る。）における第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又は共同研究税額控除限度額のうち、これらの規定による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（既に第四項の規定により当該連結事業年度後の各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）があるときは、当該合計額は、繰越税額控除限度超過額から控除する。

第四十二条の四に次の一項を加える。

18　第十一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の四第十一項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の四第十一項」とするほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の五第一項第四号中「前条第二項」を「前条第七項」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第七項」に改め、「、前条」の下に「、次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を加え、「、第四十二条の八第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を削り、「第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第四十二条の十一第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあった日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十第二項又は第三項の規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに前条第十一項、次条第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

第四十二条の六を次のように改める。

（中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の六　第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（第三項までにおいて「中小企業者等」という。）が、平成十年六月一日から平成十六年三月三十一日までの期間（次項及び第三項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産にあつては、政令で定める規模のものに限る。第三項までにおいて「特定機械装置等」という。）を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用（第三号に規定する事業を営む法人で政令で定めるもの以外の法人の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等の取得価額（第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一　機械及び装置並びに器具及び備品（器具及び備品については、事務処理の能率化等に資するものとして財務省令で定めるものに限る。）

二　車両及び運搬具（貨物の運送の用に供される自動車で輸送の効率化等に資するものとして財務省令で定めるものに限る。）

三　政令で定める海上運送業の用に供される船舶

2　特定中小企業者等（中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人をいう。以下この項において同じ。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の

適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の四、前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第四十二条の十一第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第四項までにおいて同じ。）からその指定事業の用に供した当該特定機械装置等の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特定中小企業者等の供用年度における税額控除限度額が、当該特定中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3　中小企業者等が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第一項第一号又は第二号に掲げる減価償却資産を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合（その指定事業の用に供した日を含む事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供している場合に限るものとし、次条第三項、第四十二条の十第三項又は第四十二条の十一第七項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年度の所得に対する法人税の額からその指定事業の用に供した当該減価償却資産（第一項第一号に掲げる減価償却資産にあつては、その事業年度の賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「リース税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小企業者等の供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度においてその指定事業の用に供した減価償却資産につき第二項又は前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし、当該事業年度まで連続して青色申告書の提出（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は一年以内連結事業年度に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額（当該法人の一年以内連結事業年度における第六十八条の十一第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額等」という。）を含む。）のうち、第二項又は第三項の規定（連結税額控除限度額等については、同条第二項又は第三項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額（既に同条第四項の規定により一年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

6　第三項に規定する減価償却資産（連結事業年度において事業の用に供した第六十八条の十一第三項に規定する減価償却資産を含む。）につき第三項の規定（連結事業年度において事業の用に供した同条第三項に規定する減価償却資産にあつては、同項の規定）の適用を受けた法人（同条第三項の規定の適用に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人）が、当該適用を受けた事業年度後の各事業年度（同条第三項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた連結事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度）において、当該減価償却資産の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該減価償却資産を当該法人の営む指定事業の用に供しなくなつた場合（当該法人の解散、当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該法人に対して課する当該指定事業の用に供しなくなつた日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで及び第百四十三条第一項から第三項まで並びに次項、第四十二条の四第十一項、前条第五項、次条第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該減価償却資産につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額（第六十八条の十一第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。）のうち当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

7　連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十一第二項から第四項までの規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに前項、第四十二条の四第十一項、前条第五項、次条第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第六項及び第七項、第四十二条の十一第十一項及び第十二項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十一第二項から第四項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額（同条第六項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結子法人に係るものを除く。）を加算した金額とする。

8　第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

9　第二項及び第三項の規定は、確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

10　第四項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第五項に規定する連結税額控除限度額等を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十一第二項又は第三項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書）に第六十八条の十一第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第四項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

11　第二項から第四項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第二項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の六第二項から第四項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の六第二項から第四項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項から第四項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の六第二項から第四項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」及び租税特別措置法第四十二条の六第二項から第四項まで（中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

12　第六項又は第七項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の六第六項又は第七項（機械等を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の六第六項又は第七項」とするほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13　第六項の規定の適用を受ける減価償却資産に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算、第七項の規定の適用を受けた場合における第六項の法人税の額に加算する金額の計算その他第一項から第十一項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の七第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「第四十二条の四第二項に規定する中小企業者に該当する法人以外の法人（第四号及び第三項において「大規模法人」という。）を「第三号に規定する大規模法人」に、「第三号又は第四号」を「同号」に改め、同項第一号中「第四十二条の四第二項」を「第四号」に改め、同項第二号中「又は小売業を営む第四十二条の四第二項」を「、小売業又は飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む第四十二条の四第七項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第七項」に改め、「大規模法人」の下に「（同項に規定する中小企業者に該当する法人以外の法人をいう。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同項第八号を削り、同項に次の一号を加える。

六　次に掲げる法人（大規模な法人の子会社として政令で定めるものを除く。）　それぞれ次に定める機械及び装置

イ　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第三条第一項に規定する中小企業者等に該当する法人で同法第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画に従つて同法第二条第四項に規定する研究開発等事業を行うもの（ロ又はハに掲げる法人に該当する者を除く。）　当該認定研究開発等事業計画に定める機械及び装置

ロ　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者（同項第六号に掲げる者を除く。）に該当する法人で同条第三項第一号に規定する業種に属する事業を営むもののうち設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないもの（当該法人が連結子法人である場合には、当該法人との間に連結完全支配関係を有する連結親法人が当該連結親法人の設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないものである当該法人に限るものとし、ハに掲げる法人に該当する者を除く。）　当該事業の用に供される機械及び装置

ハ　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する法人で当該事業年

度開始の日前一年以内に開始した各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の試験研究費の額の収入金額に対する割合として政令で定める割合が百分の三を超えるもの　機械及び装置

第四十二条の七第二項中「又は第五号から第八号まで」を、第四号又は第五号」に、「次条第六項及び第七項」を「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に、「第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第四十二条の十一第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に改め、同条第三項中「第四十二条の十一第三項」を「第四十二条の十一第七項」に、「大規模法人」を「第一項第三号に規定する大規模法人」に、「第一項第三号又は第四号」を「同号」に改め、同条第五項中「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十二第二項」に改め、同条第六項中「第六十八条の十一第三項」を「第六十八条の十二第三項」に、「につきこれらの規定」を「につき第三項の規定(連結事業年度において事業の用に供した同条第三項に規定する事業基盤強化設備にあつては、同項の規定)」に改め、「次項」の下に「、第四十二条の四第十一項」を加え、「次条第六項」を「前条第六項」に、「第四十二条の十一第六項及び第七項」を「第四十二条の十一第十一項及び第十二項」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合(当該承認の取消しのあつた日(以下この項において「取消日」という。)が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。)において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十二第二項から第四項までの規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第十一項、第四十二条の五第一項、前条第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第十一項及び第十二項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十二第二項から第四項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額(同条第六項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結子法人に係るものを除く。)を加算した金額とする。

第四十二条の七第十項中「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十二第二項」に、「同条第三十一号の」を「同条第三十一号に規定する」に、「第六十八条の十一第四項」を「第六十八条の十二第四項」に改める。

第四十二条の八を次のように改める。

第四十二条の八　削除

第四十二条の九第一項中「第五項」の下に「、第四十二条の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を加え、「、前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を削り、「第四十二条の十一第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合(当該承認の取消しのあつた日(以下この項において「取消日」という。)が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。)において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十三第一項又は第二項の規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに前項、第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十三第一項又は第二項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

第四十二条の十第二項中「第三項及び第五項」の下に「、第四十二条の六第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を加え、「、第四十二条の八第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を削り、「次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に改め、同条第三項中「次条第三項」を「次条第七項」に改め、同条第六項中「につきこれらの規定」を「につき第三項の規定(連結事業年度において事業の用に供した同条第三項に規定する経営革新設備にあつては、同項の規定)」に、「の規定並びに次項、第四十二条の五第五項」を「並びに次項、第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項」に改め、「、第四十二条の八第六項及び第七項」を削り、「次条第六項及び第七項」を「次条第十一項及び第十二項」に、「第六十八条第一項の規定」を「第六十八条第一項」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合(当該承認の取消しのあつた日(以下この項において「取消日」という。)が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。)において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十四第二項から第四項までの規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の七第六項及び第七項、前条第四項、次条第十一項及び第十二項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十四第二項から第四項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額(同条第六項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結子法人に係るものを除く。)を加算した金額とする。

第四十二条の十一を次のように改める。

(情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の十一　青色申告書を提出する法人が、平成十五年一月一日から平成十八年三月三十一日までの期間(以下この条において「指定期間」という。)内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等(情報通信に関する器具及び備品その他の減価償却資産並びにソフトウエアで、財務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)で政令で定める規模のもの(以下この項において「特定情報通信機器等」という。)を取得

し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。以下この条において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（平成十五年四月一日以後に終了する事業年度に限り、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の当該特定情報通信機器等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定情報通信機器等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定情報通信機器等の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　青色申告書を提出する法人が、指定期間内の日を含む各事業年度のうち平成十五年四月一日前に終了した事業年度（その終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該終了した連結事業年度。以下この条において「特例対象事業年度等」という。）の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等で政令で定める規模のもの（以下この項において「特定情報通信機器等」という。）を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合には、当該法人の平成十五年四月一日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除く。）の当該特定情報通信機器等（当該特例対象事業年度等において第五十三条第一項各号に掲げる規定その他の政令で定める減価償却資産に関する特例を定めている規定（次項及び第九項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定情報通信機器等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定情報通信機器等の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（平成十五年一月一日から平成十五年三月三十一日まで（適格合併又は適格分割型分割にあつては、平成十五年一月二日から平成十五年四月一日まで）の間に行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。）により情報通信機器等（当該特定適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特例対象事業年度等の指定期間内に、取得したもの（その製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。）又は製作したもの（以下この項において「特定情報通信機器等」という。）の移転を受け、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合において、当該移転を受けた日を含む事業年度（当該事業年度が平成十五年四月一日前に終了する事業年度（その終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該終了する連結事業年度）である場合には、同日を含む事業年度）の当該特定情報通信機器等（当該特定適格合併等に係る被合併法人等の特例対象事業年度等において他の特別償却等に関する規定（当該特定適格合併等が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立である場合には、政令で定める規定を含む。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定情報通信機器等の普通償却限度額として政令で定める金額と特別償却限度額（当該被合併法人等の当該特定情報通信機器等の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4　前二項の規定の適用を受けることができる法人が、その適用を受けようとする事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理（法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。第八節までにおいて同じ。）の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により前二項に規定する各特定情報通信機器等別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5　前項の規定の適用を受けた法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、第五十二条の三第一項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定（当該法人の前項の規定の適用を受けた事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の四十一第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定）を適用する。

6　青色申告書を提出する法人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定情報通信機器等（第一項に規定する特定情報通信機器等をいう。以下この項において同じ。）を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合においては、当該法人の平成十五年四月一日を含む事業年度（その終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該終了した連結事業年度。以下この条において「特例対象事業年度等」という。）の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等で政令で定める規模のもの（以下この項において「特定情報通信機器等」という。）を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合には、当該法人の平成十五年四月一日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除く。）の当該特定情報通信機器等（当該特例対象事業年度等において第五十三条第一項各号に掲げる規定その他の政令で定める減価償却資産に関する特例を定めている規定（次項及び第九項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定情報通信機器等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定情報通信機器等の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　青色申告書を提出する法人が、指定期間内の日を含む各事業年度のうち平成十五年四月一日前に終了した事業年度（その終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該終了した連結事業年度。以下この条において「特例対象事業年度等」という。）の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等で政令で定める規模のもの（以下この項において「特定情報通信機器等」という。）を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合には、当該法人の平成十五年四月一日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除く。）の当該特定情報通信機器等（当該特例対象事業年度等において第五十三条第一項各号に掲げる規定その他の政令で定める減価償却資産に関する特例を定めている規定（次項及び第九項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定情報通信機器等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定情報通信機器等の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（平成十五年一月一日から平成十五年三月三十一日まで（適格合併又は適格分割型分割にあつては、平成十五年一月二日から平成十五年四月一日まで）の間に行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。）により情報通信機器等（当該特定適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特例対象事業年度等の指定期間内に、取得したもの（その製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。）又は製作したもの（以下この項において「特定情報通信機器等」という。）の移転を受け、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合において、当該移転を受けた日を含む事業年度（当該事業年度が平成十五年四月一日前に終了する事業年度（その終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該終了する連結事業年度）である場合には、同日を含む事業年度）の当該特定情報通信機器等（当該特定適格合併等に係る被合併法人等の特例対象事業年度等において他の特別償却等に関する規定（当該特定適格合併等が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立である場合には、政令で定める規定を含む。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定情報通信機器等の普通償却限度額として政令で定める金額と特別償却限度額（当該被合併法人等の当該特定情報通信機器等の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4　前二項の規定の適用を受けることができる法人が、その適用を受けようとする事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理（法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。第八節までにおいて同じ。）の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により前二項に規定する各特定情報通信機器等別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5　前項の規定の適用を受けた法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、第五十二条の三第一項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定（当該法人の前項の規定の適用を受けた事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の四十一第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定）を適用する。

6　青色申告書を提出する法人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定情報通信機器等（第一項に規定する特定情報通信機器等をいう。以下この項において同じ。）を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合においては、当該法人の平成十五年四月一日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の当該特定情報通信機器等

度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した第一項に規定する特定情報通信機器等につき前項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

8　青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度においてその事業の用に供した情報通信機器等につき第六項又は前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

9　青色申告書を提出する法人が、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、平成十五年四月一日を含む事業年度（法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された日の前日を含む事業年度を除く。第二号において「適用年度」という。）における前項の規定の適用については、当該各号に定める金額は、同項に規定する繰越税額控除限度超過額とみなす。

一　当該法人が、特例対象事業年度等の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定情報通信機器等（第二項に規定する特定情報通信機器等をいう。以下この号において同じ。）を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合（当該特定情報通信機器等につき同項又は第四項の規定の適用を受けない場合に限る。）　その事業の用に供した特定情報通信機器等（当該特例対象事業年度等において他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額

二　当該法人が、特例対象事業年度等の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等を物品賃貸業を営む者から契約により第七項に規定する賃借をして、当該情報通信機器等（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。以下この号において「リース情報通信機器等」という。）を国内にある当該法人の営む事業の用に供した場合（当該適用年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供している場合に限るものとし、当該特例対象事業年度等において第四十二条の六第三項、第四十二条の七第三項又は前条第三項の規定（当該特例対象事業年度等が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の十一第三項、第六十八条の十二第三項又は第六十八条の十四第三項の規定）の適用を受けたものに係る場合を除く。）　その事業の用に供したリース情報通信機器等の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十に相当する金額

10　第八項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし、当該事業年度まで連続して青色申告書の提出（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は一年以内連結事業年度に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額（当該法人の一年以内連結事業年度における第六十八条の十五第六項又は第七項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額等」という。）を含む。）のうち、第六項又は第七項の規定（連結税額控除限度額等については、同条第六項又は第七項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第八項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額（既に同条第八項の規定により一年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

11　次の各号に掲げる法人が、当該各号に定める各事業年度において、第七項又は第九項第二号に規定するリース情報通信機器等（連結事業年度又は第六十八条の十五第二項に規定する特例対象連結事業年度等において事業の用に供した同条第七項又は第九項第二号に規定するリース情報通信機器等を含む。以下この項において「リース情報通信機器等」という。）の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該リース情報通信機器等を当該法人の営む事業の用に供しなくなつた場合（当該法人の解散、当該リース情報通信機器等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該法人に対して課する当該事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで及び第百四十三条第一項から第三項まで並びに次項、第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、前条第六項及び第七項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該リース情報通信機器等につき第七項又は第八項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額（第六十八条の十五第七項又は第八項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。）のうち当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

一　リース情報通信機器等につき第七項の規定（連結事業年度において事業の用に供したリース情報通信機器等にあつては、第六十八条の十五第七項の規定）の適用を受けた法人（同条第七項の規定の適用に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人）　当該適用を受け

た事業年度後の各事業年度（同条第七項の規定の適用を受けた場合には、同項の規定の適用を受けた連結事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度）

二　第九項に規定する適用年度（平成十五年四月一日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の十五第九項に規定する適用年度）において第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第八項の繰越税額控除限度超過額とみなされる金額（同条第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同条第八項の繰越税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。）につき第八項の規定（同条第八項の繰越税額控除限度超過額とみなされる金額にあつては、同項の規定）の適用を受けた法人（同条第八項の規定の適用に係る法人が連結子法人であつた場合には、当該連結子法人であつた法人）　当該適用年度後の各事業年度

12　連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六十八条の十五第六項から第八項までの規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに前項、第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項、第四十二条の七第六項及び第七項、第四十二条の九第四項、前条第六項及び第七項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十五第六項から第八項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額（同条第十一項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結子法人に係るものを除く。）を加算した金額とする。

13　第一項から第三項までの規定は、確定申告書等にこれらの規定に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

14　第四項の規定は、確定申告書等に、特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、その積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

15　第六項、第七項及び第八項（第九項の規定により繰越税額控除限度超過額とみなされる金額につき適用がある場合の当該金額に係る部分に限る。）の規定は、確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

16　第八項（第九項の規定により繰越税額控除限度超過額とみなされる金額につき適用がある場合の当該金額に係る部分を除く。）の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に第八項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第十項に規定する連結税額控除限度額等を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十五第六項又は第七項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書）に第六十八条の十五第八項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第八項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

17　第六項から第八項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第二項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の十一第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の十一第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第六項から第八項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十一第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の十一第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

18　第十一項又は第十二項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十一第十一項又は第十二項（情報通信機器等を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十一第十一項又は第十二項」とするほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

19　第十一項の規定の適用を受ける同項に規定するリース情報通信機器等に係る第八項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算、第十二項の規定の適用を受けた場合における第十一項の法人税の額に加算する金額の計算その他第一項から第十六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十三条の二第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「百分の二十五」を「百分の二十四」に改める。

第四十三条の三第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「上欄」を「第一欄」に、「中欄」を「第二欄」に、「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「下欄」を「第三欄」に、「の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する」を「に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した」に改め、同項の表を次のように改める。

法人	計画	資産	割合
一　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十二条第五項に規定する認定法人（地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものに限る。）	同条第一項の認定（同条第五項の認定を含む。）に係る同条第一項に規定する保全事業等の計画（以下この号において「保全事業等の計画」という。）	当該保全事業等の計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるもの	百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の六）
二　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第七条の認定を受けた法人（地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものに限る。）	同条の認定に係る同条に規定する事業計画（以下この号において「事業計画」という。）	当該事業計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるもの	百分の十（建物及びその附属設備については、百分の八）

第四十四条第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「地震防災対策強化地域その他の」を「地震防災対策強化地域（以下この項において「地震防災対策強化地域」という。）その他」に改め、「百分の九」の下に「（当該地震防災対策用資産が地震防災対策強化地域のうち政令で定める区域内において事業の用に供されたものである場合には、百分の八）」を加える。

第四十四条の二第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第七項」に改める。

第四十四条の三及び第四十四条の四を次のように改める。

（開発研究用設備の特別償却）

第四十四条の三　青色申告書を提出する法人で新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるもの（以下この条において「開発研究」という。）を行うものが、平成十五年一月一日から平成十八年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内に、当該開発研究の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品のうち政令で定めるもの（第三項までにおいて「開発研究用設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究用設備を製作して、これを国内にある当該法人の開発研究の用に供した場合には、その開発研究の用に供した日を含む事業年度（平成十五年四月一日以後に終了する事業年度に限る。）の当該開発研究用設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該開発研究用設備の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　青色申告書を提出する法人が、指定期間内の日を含む各事業年度のうち平成十五年四月一日前に終了した事業年度（その終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該終了した連結事業年度。以下この項及び次項において「特例対象事業年度等」という。）の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない開発研究用設備（第六十八条の二十の二第一項に規定する開発研究用設備を含む。以下この項及び次項において同じ。）を取得し、又は開発研究用設備を製作して、これを国内にある当該法人の開発研究の用に供した場合には、当該法人の平成十五年四月一日を含む事業年度の当該開発研究用設備（当該特例対象事業年度等において第五十三条第一項各号に掲げる規定その他の政令で定める減価償却資産に関する特例を定めている規定（次項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用設備の普通償却限度額として政令で定める金額と特別償却限度額（当該開発研究用設備の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（平成十五年一月一日から平成十五年三月三十一日まで（適格合併又は適格分割型分割にあつては、平成十五年一月二日から平成十五年四月一日まで）の間に行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。）により開発研究用設備（当該特定適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特例対象事業年度等の指定期間内に、取得したもの（その製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。）又は製作したものに限る。）の移転を受け、これを国内にある当該法人の開発研究の用に供した場合には、当該移転を受けた日を含む事業年度（当該事業年度が平成十五年四月一日前に終了する事業年度（その終了する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該終了する連結事業年度）である場合には、同日を含む事業年度）の当該開発研究用設備（当該特定適格合併等に係る被合併法人等の特例対象事業年度等において他の特別償却等に関する規定（当該適格合併等が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立である場合には、政令で定める規定を含む。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用設備の普通償却限度額として政令で定める金額と特別償却限度額（当該被合併法人等の当該開発研究用設備の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4　前二項の規定の適用を受けることができる法人が、その適用を受けようとする事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）によりこれらの規定に規定する各開発研究用設備別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5　前項の規定の適用を受けた法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、第五十二条の三第一項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定（当該法人の前項の規定の適用を受けた事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六

十八条の四十一第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定）を適用する。

6　第一項から第三項までの規定は、確定申告書等にこれらの規定に規定する償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

7　第四項の規定は、確定申告書等に、特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、その積み立てた金額の計算に関する明細書その他前項に規定する書類の添付がある場合に限り、適用する。

（事業革新設備の特別償却）

第四十四条の四　青色申告書を提出する法人で、次の各号に掲げる計画について当該各号に定める認定を受けた法人（当該法人に関連するものとして政令で定める法人を含む。）が、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない産業活力再生特別措置法第二条第五項に規定する事業革新設備（当該各号に掲げる計画に記載された機械及び装置に限る。以下この項において「事業革新設備」という。）を取得し、又は事業革新設備を製作して、これを国内にある当該法人の営む事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該事業革新設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事業革新設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該事業革新設備の取得価額の百分の二十四（当該事業革新設備が、第一号又は第三号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の三十とし、第二号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の四十とする。）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一　産業活力再生特別措置法第三条第一項に規定する事業再構築計画（同法第二条第二項第二号に規定する事業革新について記載があるものに限る。）同法第三条第一項に規定する認定（同法第四条第一項の認定を含む。）

二　産業活力再生特別措置法第五条第一項に規定する共同事業再編計画（同条第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。）同条第一項に規定する認定（同法第五条の二第一項の認定を含む。）

三　産業活力再生特別措置法第六条第一項に規定する経営資源再活用計画（同条第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。）同条第一項に規定する認定（同法第七条第一項の認定を含む。）

四　産業活力再生特別措置法第八条第一項に規定する事業革新設備導入計画　同項に規定する認定（同法第九条第一項の認定を含む。）

2　第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十四条の五第一項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号を削り、同項第六号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第四十四条の六第一項中「第一欄」を「上欄」に、「当該各号の第二欄に掲げる期間内に」を「平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に」に、「第三欄」を「中欄」に、「第四欄」を「下欄」に改め、同項の表を次のように改める。

法人	資産	割合
一　電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者（次号において「電気通信事業者」という。）又は有線テレビジョン放送法第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者に該当する法人	電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの	百分の六（有線テレビジョン放送における電気信号の伝送又は変換の効率化に資する効果が特に著しいものとして政令で定めるものについては、百分の十）
二　電気通信事業者又は有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）第五条に規定する有線放送電話業者に該当する法人	当該法人と利用者との間における電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの（前号に掲げる資産を除く。）	百分の十五
三　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者に該当する法人のうち政令で定めるもの	放送番組の効率的な制作又は電気信号の効率的な送信を行うための設備のうちテレビジョン放送の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの	百分の十五

第四十四条の七第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「第六号から第九号まで」を「第五号から第八号まで」に、「第六号の」を「第五号の」に改め、同項の表の第三号を削り、同表の第四号を同表の第三号とし、同表の第五号を同表の第四号とし、同表の第六号中「第十号」を「第九号」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第七号中「第十号」を「第九号」に改め、同号を同表の第六号とし、同表の第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十四条の八を次のように改める。

（飼料製造設備等の特別償却）

第四十四条の八　青色申告書を提出する法人で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第四項に規定する製造業者であるものが、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、同条第二項に規定する飼料を製造するための機械その他の減価償却資産のうち牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第二条に規定する牛海綿状脳症のまん延の防止に寄与するものとして政令で定めるもの（以下この項において「飼料製造設備等」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は飼料製造設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該飼料製造設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該飼料製造設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該飼料製造設備等の取得価額の百分の十八（建物及びその附属設備については、百分の九）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　青色申告書を提出する法人で食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第八条第一項に規定する高度化計画に係る同項の認定を受けたものが、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第九条第二項に規定する認定高度化計画に定められた建物及びその附属設備並びに機械及び装置（製造過程の管理の高度化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。以下この項において「製造過程管理高度化設備等」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製造過程管理高度化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該製造過程管理高度化設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該製造過程管理高度化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該製造過程管理高度化設備等の取得価額の百分の十二（建物及びその附属設備については、百分の六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　第四十三条第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第四十四条の九第一項中「第二号」を「第一号及び第二号」に改め、同項第一号中「又は特定家庭用機器再商品化法」を「若しくは特定家庭用機器再商品化法」に改め、「の再商品化」の下に「又は使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第五項に規定する自動車破砕残さの再資源化」を加える。

第四十五条第一項の表の第一号中「百分の九」を「百分の五」を「百分の四」に改め、同表の第三号中「以下この号において同じ。」を削り、「百分の七とし、第一欄に掲げる地区のうち水源地域内において事業の用に供される機械及び装置については百分の十二とする。」を「、百分の七」に改め、同表の第四号中「製造の事業」の下に「その他政令で定める事業」を加え、「工場用の建物及びその附属設備」を「建物及びその附属設備で、政令で定めるもの」に改める。

第四十五条の二を削る。

第四十五条の三第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号を次のように改める。

一　医療保健業を営む法人	イ　医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの（ロ又はハに掲げるものを除く。）	百分の十四
	ロ　救急医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	百分の二十
	ハ　医療の安全の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	百分の二十

第四十五条の三第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、「ない病院用」の下に「若しくは診療所用」を、「いた病院用」の下に「又は診療所用」を、「第二十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「病院の」を「病院又は診療所の」に、「建替え病院用建物」を「建替え病院用等建物」に改め、同条を第四十五条の二とする。

第四十六条第一項第一号及び第四十六条の二第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第四十六条の三第一項中「次の各号に規定する認定のあった日から当該認定のあった日を含む事業年度開始の日（当該認定のあった日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度及び第一号に掲げる場合（同号ニに掲げる要件を満たす場合に限る。）における第六十七条の三第一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）を「適用事業年度」に、「当該各号に掲げる」を「次の各号に掲げる」に、「当該事業年度」を「当該適用事業年度」に改め、同項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「場合には」を「場合の当該農業経営改善計画（以下この号において「新農業経営改善計画」という。）に係る適用事業年度にあっては」に、「新たな農業経営改善計画に係る認定の日」を「当該新農業経営改善計画に係る次項第一号に規定する適用期間開始日」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する適用事業年度とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事業年度をいう。

一　前項第一号に掲げる場合　同号イからニまでに掲げる要件のいずれかを満たすこととなった最初の日を含む事業年度開始の日（当該最初の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日。以下この号において「適用期間開始日」という。）以後五年を経過した日の前日までの期間（同項第一号に規定する新農業経営改善計画にあっては、同号に規定する他の農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度終了の日（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日）の翌日（その日が当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日前である場合には、当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日）から当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度及び同号ニに掲げる要件を満たす場合における第六十七条の三第一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）

二　前項第二号及び第三号に掲げる場合　同項第二号又は第三号に規定する認定のあった日から当該認定のあった日を含む事業年度開始の日（当該認定のあった日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度を除く。）

第四十七条の見出しを「（優良賃貸住宅等の割増償却等）」に改め、同条第三項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「百分の四十」を「百分の三十六」に、「百分の五十五」を「百分の五十」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「又は第三項」を「、第三項又は前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法人が、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、その有する建築物（政令で定めるものに限る。）の全部又は一部を次に掲げる賃貸住宅とするための改良

（用途の変更を伴うものを含む。以下この項において同じ。）をし、これを賃貸の用に供した場合には、その賃貸の用に供した日を含む事業年度の当該賃貸住宅（当該改良のための工事によって取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。以下この項において「改良優良賃貸住宅」という。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該改良優良賃貸住宅の普通償却限度額と特別償却限度額（当該改良優良賃貸住宅の取得価額の百分の十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一　賃貸住宅のうち特にその建設の促進を図る必要がある優良な賃貸住宅として政令で定めるもの

二　高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの

第四十七条の二第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「第三項第五号」を「第三項第三号」に、「百分の九」を「百分の五十」に改め、同条第三項中「第五号まで」を「第四号まで」に、「（第三号に掲げる建築物については、建物及びその附属設備と併せて設置される駐車の用に供する機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）並びに第六号」を「並びに第五号」に改め、同項第二号中「規定する再開発事業」の下に「（政令で定める要件を満たすものに限る。）」を加え、同項第三号を次のように改める。

三　都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画に基づいて行われる同法第二十条第一項に規定する都市再生事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

第四十七条の二第三項第四号中「第七条」を「第八条」に、「第二条に規定する特定建築物」を「第二条第三号に規定する特別特定建築物」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第四十九条を次のように改める。

第四十九条　削除

第五十条第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する支出した金額の損金算入に関する申告の記載がない場合には、適用しない。

第五十二条第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を削り、同条第二項中「第四十九条第二項」を「第五十条第二項」に改める。

第五十二条の二第一項中「第四十二条の五第一項」の下に「、第四十二条の六第一項」を加え、「、第四十二条の八第一項」を削り、「、第四十四条の四から第四十四条の七まで又は第四十四条の九から第四十八条まで」を「、第四十四条の三第一項又は第四十四条の四から第四十八条まで」に改め、同条第二項及び第五項中「第四十五条の二第二項」を「第四十五条の二第二項」に改める。

第五十二条の三第一項中「で特別償却に関する規定」を「で前条第一項に規定する特別償却に関する規定（以下この項及び第十一項において「特別償却に関する規定」という。）」に改め、「前条第一項に規定する」及び「（以下この項及び第十一項において「特別償却に関する規定」という。）」を削り、同条第四項及び第十三項中「第四十五条の三第二項」を「第四十五条の二第二項」に改める。

第五十三条第一項第二号を次のように改める。

二　第四十二条の五から第四十二条の七まで又は第四十二条の十から第四十八条までの規定

第五十五条第一項中「分割で分社型分割以外の分割」を「分割型分割」に改め、同条第二項第一号中「、水産動植物」及び「養殖」を削り、「これらに類する」を「これに類する」に改める。

第五十五条の五第一項及び第七項中「金属鉱業事業団」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改める。

第五十五条の六第一項及び第九項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第五十七条を削る。

第五十六条の四第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第十項及び第十一項中「第五十六条の四第三項」を「第五十七条第三項」に、「第五十六条の四第五項」を「第五十七条第五項」に改め、同条を第五十七条とする。

第五十七条の六第十三項中「分割承継法人の当該分割」を「被現物出資法人の当該現物出資」に改める。

第五十七条の九第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第三章第三節を削る。

第五十八条の二第十一項から第十四項までの規定中「第五十八条の二第四項」を「第五十八条第四項」に改め、第三章第三節の二中同条を第五十八条とする。

第三章第三節の三中第六十条を削り、第五十九条を第六十条とする。

第五十八条の三第三項を次のように改める。

3　前二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等にこれらの規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

第三章第三節の二中第五十八条の三を第五十九条とし、同節を同章第三節の二とする。

第三章第三節の三を同章第三節の二とする。

第六十一条の見出しを「（漁業協同組合等の留保所得の特別控除）」に改め、同条第一項中「農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第三号に掲げる事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会を除く。）、森林組合、森林組合連合会」を削り、「水産加工業協同組合連合会」の下に「、森林組合、森林組合連合会」を加え、「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第六十一条の二第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「百分の十」を「百分の九」に改める。

第六十一条の四第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「五千万円」を「一億円」に改め、同項第一号中「百分の二十」を「百分の十」に改める。

第六十二条第一項中「並びに第四十二条の五第五項」を「並びに第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項」に改め、「、第四十二条の八第六項及び第七項」を削り、「第四十二条の十一第六項及び第七項」を「第四十二条の十一第十一項及び第十二項」に改め、同条第六項第二号中「第四十二条の七」を「第四十二条の四から第四十二条の七まで及び第四十二条の九」に改め、「第四十二条の五第二項」の下に「、第四十二条の八第二項」を削り、「第四十二条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「第四十二条の十一第六項から第八

項まで、第十一項及び第十二項」に、「次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「第四十二条の十一第二項中」を「第四十二条の十一第六項中」に改める。

第六十二条の三第一項中「並びに第四十二条の五第五項」を「並びに第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項」に改め、「、第四十二条の八第六項及び第七項」を削り、「第四十二条の十一第六項及び第七項」を「第四十二条の十一第十一項及び第十二項」に改め、同条第四項第二号中「土地開発公社に対する土地等の譲渡である場合には、政令で定める土地等の譲渡」を「第五号に掲げる譲渡又は土地開発公社に対する政令で定める土地等の譲渡に該当するもの」に改め、同項第十三号中「第八号」を「第六号、第九号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第八号」を「第六号、第九号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第八号」を「第五号又は第九号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第八号」を「第五号又は第九号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「又は第二号」を「、第二号又は第五号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「前二号」を「前三号」に、「第十号から第十三号まで」を「第十一号から第十四号まで」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「前号、第八号又は第十号から第十三号まで」を「前二号、第九号又は第十一号から第十四号まで」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「の請求又は」を「若しくは第三項の請求若しくは」に改め、「基づく」の下に「マンション建替事業（）を加え、「の同条第五号」を「をいう。以下この号において同じ。）の施行者（同法第二条第五号」に改め、「施行者」の下に「をいう。以下この号において同じ。）」を加え、「で、当該譲渡」を「又は同法第二条第六号に規定する施行マンションが政令で定める建築物に該当し、かつ、同条第七号に規定する施行再建マンションの延べ面積が当該施行マンションの延べ面積以上であるマンション建替事業の施行者に対する土地等（同法第四十五条第二項に規定する隣接施行敷地に係るものに限る。）の譲渡で、これらの譲渡」に、「当該事業」を「これらのマンション建替事業」に改め、「供されるもの」の下に「（前号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生事業（当該認定計画に定められた建築物（その建築面積が財務省令で定める面積以上であるものに限る。）の建築がされること、その事業の施行される土地の区域の面積が一ヘクタール以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）の同法第二十三条に規定する認定事業者（当該認定計画に定めるところにより当該認定事業者と当該区域内の土地等の取得に関する協定を締結した都市基盤整備公団及び地域振興整備公団を含む。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生事業の用に供されるもの（前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第六十二条の三第五項中「前項第八号から第十三号まで」を「前項第九号から第十四号まで」に改め、同条第七項中「第四項第八号から第十一号まで」を「第四項第九号から第十二号まで」に、「同項第十二号若しくは第十三号」を「同項第十三号若しくは第十四号」に、「同項第八号から第十三号まで」を「同項第九号から第十四号まで」に改め、同条第八項中「第四項第八号から第十三号まで」を「第四項第九号から第十四号まで」に、「並びに第四十二条の五第五項」を「並びに第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第六項及び第七項」に改め、「、第四十二条の八第六項及び第七項」を削り、「第四十二条の十一第六項及び第七項」を「第四十二条の十一第十一項及び第十二項」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一　国、地方公共団体その他これらに準ずる法人に対する土地等の譲渡で政令で定めるもの（第十号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第六十四条第一項第三号中「緑資源公団法第十八条第一項第七号イ」を「独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号イ」に、「緑資源公団法第二十二条の四第二項」を「独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項」に改める。

第六十五条第一項第二号中「緑資源公団法第十八条第一項第八号」を「独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第八号」に改め、同項第四号中「緑資源公団法第十八条第一項第七号イ」を「独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号イ」に改める。

第六十五条の四第一項第十九号中「に規定する石油の備蓄」を「の国家備蓄石油の管理」に改め、同項第二十三号中「第六十四条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第六十五条の五第一項第一号中「第二十三条第一項」を「第二十三条」に改める。

第六十五条の七第一項の表以外の部分中「第二十号の上欄のイからハまでに掲げる法人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該法人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の」を削り、「平成十年一月一日」を、「、平成十年一月一日に改め、「とする。」及び「（同表の第二十号の場合（同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる法人により行われる土地等及び建物又は構築物の譲渡であり、かつ、当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものである場合に限る。）の同号の下欄に掲げる資産については、百分の九十）」を削り、同表の第一号中「とする。以下この表」を「とする。第二十二号」に改め、同表の第十六号中「第二十三条第一項」を「第二十二条」に改め、同表の第二十号を次のように改める。

二十	削除

第六十五条の七第一項の表の第二十三号中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第七項」に改め、同条第十五項第二号中「、第二十号」を削る。

第六十五条の八第一項中「第二十号の上欄のイからハまでに掲げる法人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該法人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の」を削り、「平成十年一月一日」を、「平成十年一月一

日」に改め、「とする。」及び「（同表の第二十号の場合（同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる法人により行われる土地等及び建物又は構築物の譲渡であり、かつ、当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものである場合に限る。）の同号の下欄に掲げる資産については、百分の九十。次項において同じ。）」を削る。

第六十五条の九中「第二十号の上欄のイからハまでに掲げる法人が有する同欄に掲げる資産にあつては当該法人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の」を削り、「平成十年一月一日」を「、平成十年一月一日」に改め、「とする。」を削る。

第六十六条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人で産業活力再生特別措置法第五条第一項に規定する共同事業再編計画（同条第二項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この項において同じ。）に係る同条第一項の認定（同法第五条の二第一項の認定を含む。以下この項において同じ。）を受けたもの（同法第十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項において「共同事業再編法人」という。）が、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、当該認定に係る他の共同事業再編法人と共同して当該共同事業再編計画に従つて新たに法人（その発行済株式の総数又は出資金額の全部が当該共同事業再編計画に係る当該共同事業再編法人及び当該他の共同事業再編法人により保有される会社に限る。以下この項において「共同新設会社」という。）を設立するためその有する金銭以外の資産の出資（当該設立のための出資により当該共同事業再編法人が当該共同新設会社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十以上の株式の数又は出資の金額を保有するものであることその他政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「特定共同出資」という。）をした場合において、当該特定共同出資により取得した株式又は出資（第五十五条第一項又は第九項の規定の適用を受けるものを除く。）を取得した事業年度において、当該特定共同出資により生じた差益金の額として政令で定める金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第六十六条第五項中「株式」の下に「又は出資」を加える。

第六十六条の六第三項第一号中「限る。）」の下に「、当該特定外国子会社等に係る第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人」を加える。

第六十六条の八第三項第三号中「又は各連結事業年度又は適格分社型分割等の日を含む連結事業年度開始の日前五年以内に開始した各連結事業年度若しくは各事業年度」に改める。

第六十六条の十第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を削る。

第六十六条の十一第一項中「運用される基金」の下に「又は信託財産」を加え、同項第四号中「金属鉱業事業団」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　社債等の振替に関する法律第二条第十一項に規定する加入者保護信託の信託財産とするための同法第六十二条第一項に規定する負担金

第六十六条の十一の二の見出しを「（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）」に改め、同条第八項中「第三項」を「第四項」に、「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第六十六条の十一の二第二項」を「第六十六条の十一の二第三項」に、「損金算入」を「損金算入等」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

その事業年度終了の日において認定特定非営利活動法人である法人がその収益事業（法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。）に属する資産のうちから支出した寄附金の額がある場合における特定非営利活動促進法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する法人税法第三十七条の規定の適用については、同項中「第三十七条の規定を適用する場合」とあるのは、「第三十七条の規定を適用する場合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人について法人税法第三十七条の規定を適用する場合を除く。）」とする。

第六十六条の十二第一項中「同法第二条第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号」を「同法第二条第二項第二号」に、「計画が定められている」を「記載がある」に、「を受けたもの（同法第十七条第五項の確認を受けたものに限る。）が、同法」を「、同法第五条第一項に規定する共同事業再編計画に係る同項に規定する認定（同法第五条の二第一項の認定を含む。）又は同法第六条第一項に規定する経営資源再活用計画（同条第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に係る同条第一項に規定する認定（同法第七条第一項の認定を含む。）を受け、かつ、同法第十七条第二項又は第三項の確認（産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法（以下この項において「旧産業活力再生特別措置法」という。）第十七条第五項の確認（以下この項において「旧確認」という。）を含む。）を受けた法人（当該法人に関連するものとして政令で定める法人を含む。）が、産業活力再生特別措置法に、「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、「当該事業再構築計画」の下に「、当該共同事業再編計画又は当該経営資源再活用計画」を加え、「第十七条第五項に規定する特定施設の撤去又は特定設備の廃棄」を「第十七条第二項に規定する特定施設撤去等（旧確認を受けた法人にあつては、旧産業活力再生特別措置法第十七条第五項に規定する特定施設の撤去又は特定設備の廃棄）」に改め、「行つた場合」の下に「（産業活力再生特別措置法第十七条第三項の確認を受けた法人にあつては、同項の関係事業者が設備の廃棄等を行つた場合）」を加え、「同条第十一項」を「同条第九項」に改め、同条第四項中「第七項」を「第六項」に、「第六項」を「第五項」に、「同条第五項中」を「同条第四項中」に、「第五項まで及び第十一項」を「第四項まで及び第十項」に改め、同条第五項中「第五十七条第六項」を「第五十七条第五項」に改める。

第六十六条の十三第一項中「同条第十一項」を

「同条第九項」に改め、同条第二項中「で次の各号に掲げるものの当該各号に規定する認定」を「が指定期間内に中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第四条第一項の認定を受けた同項に規定する研究開発等事業計画に係る同法第二条第四項に規定する研究開発等事業を実施する法人のうち同条第一項に規定する中小企業者（同項第六号に掲げる者及び大規模な法人の子会社として政令で定めるものを除く。）に該当する場合において、当該認定」に、「当該各号に定める計画」を「同法第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画」に、「同条第十一項」を「同条第九項」に改め、同項各号を削り、同条第三項を次のように改める。

3　前項に規定する指定期間とは、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の施行の日から平成十七年三月三十一日までの期間とする。

第六十六条の十三第六項中「又は第七項」を「又は第六項」に、「「第六項」を「「第五項」に、「同条第五項中」を「同条第四項中」に、「第五項まで及び第十二項」を「第四項まで及び第十項」に改め、同条第七項中「第五十七条第六項」を「第五十七条第五項」に、「同条第六項中」を「同条第五項中」に、「第二項各号」を「第二項」に改める。

第六十六条の十四第一項第一号中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第七項」に改める。

第六十七条の二第一項中「財務大臣」を「国税庁長官」に改め、同条第二項中「財務大臣」を「国税庁長官」に、「みたさない」を「満たさない」に改め、同条第三項中「財務大臣」を「国税庁長官」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第二項及び第三項に定めるもののほか、第一項の承認を受けた法人が、当該承認を受けた後に終了した各事業年度の所得について、同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合の手続その他同項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の八を次のように改める。

（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）

第六十七条の八　第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等で、青色申告書を提出する法人が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該法人の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（第五十三条第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該法人の事業の用に供した日を含む事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、確定申告書等に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

3　第一項の規定の適用を受けた少額減価償却資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該少額減価償却資産の取得価額に算入しない。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の十五第三項の表第二条第十号の項を次のように改める。

第二条第十号	会社の株主等	投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十九項（定義）に規定する投資法人をいう。以下同じ。）の株主等
	その会社	その投資法人

第六十七条の十六第三項中「第六号」を「第八号」に改め、「（その発行の日から償還の日までの期間を通じて同項に規定する特定振替記載等がされていたものとして政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）」を削る。

第六十七条の十七第一項中「適格外国仲介業者から」の下に「開設を受けている口座において」を、「受けている分離振替国債」の下に「（当該外国法人がその所有期間を通じて振替記載等を受けているものに限る。）」を加え、「（当該外国法人が当該分離振替国債につき振替記載等を受けていた期間（第二号において「所有期間」という。）に対応する部分に限る。）」を「を有する場合の当該分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得」に改め、同項第一号中「、その分離振替国債の保有につき」を削り、「最初に」の下に「分離振替国債の保有につき」を加え、同項第二号中「第五項及び第十二項」を「第七項及び第十四項」に改め、同条第二項中「前項の規定を適用する場合において、」を「外国法人が前項第一号の規定に基づき非課税適用申告書を提出している場合において、同項に規定する」に、「から」を「により」に改め、同条第四項第一号中「特定振替機関等又は適格外国仲介業者から当該特定振替機関等の営業所等又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている」を削り、同項第二号中「もの」を「者」に改め、「第四号において「振替機関」という。」を削り、同項第四号中「振替機関」を「特定振替機関」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　適格外国仲介業者　外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、法人税法第百三十九条に規定する条約（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国（次号において「条約相手国」という。）に本店又は主たる事務所を有する者として政令で定めるところにより第五条の二第一項第一号に規定する税務署長（次項及び第六項において「税務署長」という。）の承認を受けた者をいう。

第六十七条の十七第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「外国法人が適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて非課税適用申告書を提出して分離振替国債の振替記載等を受ける場合及び当該非課税適用申告書の提出後分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該」を削り、「これらの分離振替国債につき、」を「非課税適用申告書を提出した者の」に、「により、これらの分離振替国債」を「により、当該非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けた分離振替国債」に改め、「定める事項を」の下に「当該適格外国仲介業者が当該分離振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該分離振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該分離振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等）に対し」を加え、「当該分離振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等に」を削り、「これらの分離振替国債につき帳簿を備え、」を「当該分離振替国債につき帳簿を備え、当該」に改

め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「提出して振替記載等を受けた分離振替国債及び当該非課税適用申告書の提出後」を「提出した者が当該特定振替機関等又は当該適格外国仲介業者から」に、「各人別」を「当該非課税適用申告書を提出した者の各人別」に、「これらの分離振替国債の」を「当該分離振替国債につき」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第六項の」を「第七項及び第八項の」に、「第六項中」を「第七項中「第一項第一号又は第二号」とあるのは「第九項」と、「非課税適用申告書又は所有期間明細書が同項第一号」とあるのは「同項に規定する申告書が第一項第一号」と、「当該非課税適用申告書又は所有期間明細書」とあるのは「当該申告書」と、第八項中」に、「の提出をする」を「を提出する」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「当該非課税適用申告書を提出した後、」を「その提出後、当該非課税適用申告書に記載した」に、「を、当該」を「を、当該非課税適用申告書を提出した」に、「他の特定間接口座管理機関から当該」を「他の特定間接口座管理機関から当該非課税適用申告書に係る」に、「、又は当該」を「、又は当該非課税適用申告書を提出した」に、「当該特定振替機関等又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている」を「当該」に、「、第一項」を「、同項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「非課税適用申告書の提出をする」を「非課税適用申告書を提出する」に、「提出をする際」を「提出の際」に改め、「非課税適用申告書の提出を受ける」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　税務署長は、前項第六号の承認の申請があつた場合において、その申請を行つた者につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一　その申請を行う場合に必要となる書類に不備又は不実の記載があると認められることその他当該申請が前項第六号に規定する政令で定めるところに従つて行われていないと認められること。

二　その者につき現に国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること。

三　その者が第十一項に規定する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は第十二項に規定する通知を行うことが困難と認められる相当の理由があること。

6　税務署長は、第四項第六号の承認を受けた者について前項各号のいずれかに該当する事実が生じたと認めるときは、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。

第六十八条の二の見出しを「(中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用)」に改め、同条第一項中「及び次項」を削り、同項に次の一号を加える。

四　同族会社のうち各事業年度終了の時における資本又は出資の金額が一億円以下のもので前事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該同族会社の連結事業年度)終了の時における総資産の額として政令で定める金額に対する当該前事業年度終了の時における自己資本の額として政令で定める金額の割合が百分の五十以下であるもの　当該事業年度(平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に限る。)

第六十八条の二第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

第六十八条の三の三第一項第二号イ中「以上に相当する」を「を超える」に改め、同条第四項中「五千万円」を「一億円」に改める。

第六十八条の三の四第四項中「五千万円」を「一億円」に改める。

第六十八条の三の七第三項第一号中「限る。」の下に「、当該特定外国子会社等に係る第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人」を加える。

第六十八条の四中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九第一項中「次項及び第三項」を「以下この条」に、「平成十五年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「除く。以下この条」を「除く。以下この項及び第十二項」に、「次条第二項及び第三項、第六十八条の十一第二項から第四項まで及び第六項、第六十八条の十二第二項から第四項まで及び第六項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項から第四項まで及び第六項並びに第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項」を「次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「この項及び次項」を「この条」に改め、同条第七項中「第一項又は第二項」を「第一項から第四項まで、第七項又は第八項」に、「又は租税特別措置法第六十八条の九」を「又は租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第七項若しくは第八項」に、「この款及び租税特別措置法第六十八条の九」を「この款並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第七項及び第八項」に、「まず同条第一項から第四項まで、第七項及び第八項」に、「及び租税特別措置法第六十八条の九第一項」を「並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第七項及び第八項」に、「同項に規定する調整前連結税額から控除される金額又は同条第二項の規定により同項」を「これらの規定」に、「及び租税特別措置法第六十八条の九」を「並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第七項及び第八項」に、「(税額の計算)及び租税特別措置法第六十八条の九」を「(税額の計算)並びに租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第七項及び第八項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第六項中「前三項」を「第十二項から前項まで」に、「計算その他同項及び第二項」を「計算、第十一項の規定の適用を受ける連結事業年度以後の連結繰越税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十一項まで」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第五項中「第一項又は第二項」を「第一項、第二項及び第三項又は第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　第四項又は第八項の規定は、第二項若しくは第三項又は第七項の規定の適用を受けた連結事業年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書に第四項又は第八項に規定する連結繰越税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合(第五項(第九項において準用する場合を含む。)の規定により連結繰越税額控除限度超過額又は繰越中小連結法人税額控除限度超過額とみなされる金額(第五項第一号に定める金額に係るものに限る。)がある場合には、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の四第二項若しくは第三項又は同条第七項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度(当該適用を受けた事業年度後の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書(当該適用を受けた事業年度後

の各連結事業年度にあつては、同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書）に第四十二条の四第四項又は第八項に規定する繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（で、かつ、第四項又は第八項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

第六十八条の九第四項を同条第十三項とし、同条第三項第四号中「エネルギーの使用の合理化、特定物質の使用の合理化又は再生資源の利用に資する工業製品の製造に係る技術に関する試験研究」を削り、「行う試験研究」の下に「、大学と共同して行う試験研究」を加え、同項第六号中「第四十二条の四第三項第六号」を「第四十二条の四第十二項第九号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号を同項第九号とし、同項第四号の次に次の四号を加える。

五　試験研究費割合　第二項に規定する連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額の平均売上金額（連結親法人又は当該連結事業年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該連結事業年度及びその連結親法人事業年度開始の日の三年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度（当該期間内に開始した当該連結親法人又はその連結子法人の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）の売上金額（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）の合計額に対する割合をいう。

六　特別共同試験研究費の額　試験研究費の額のうち国の試験研究機関又は大学と共同して行う試験研究、国の試験研究機関又は大学に委託する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

七　連結繰越税額控除限度超過額　第四項に規定する連結親法人の各連結事業年度開始の日（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日）前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出をしている場合の各連結事業年度に限る。）における中小連結法人税額控除限度額のうち、第七項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第八項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

八　連結繰越税額控除限度超過個別帰属額　前号に規定する連結親法人の各連結事業年度における連結繰越税額控除限度超過額のうち各連結法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

第六十八条の九第三項に次の二号を加える。

十一　繰越中小連結法人税額控除限度超過額　第八項に規定する連結親法人の各連結事業年度開始の日（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日）前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出をしている場合の各連結事業年度に限る。）における中小連結法人税額控除限度額のうち、第七項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第八項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

十二　繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額　前号に規定する連結親法人の各連結事業年度における繰越中小連結法人税額控除限度超過額のうち各連結法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

第六十八条の九第三項を同条第十二項とし、同条第二項中「連結親法人事業年度が平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始するものに限り、前項」を「第一項から第四項まで」に、「百分の十に相当する金額」を「百分の十二に相当する金額（以下この項及び第十二項第十一号において「中小連結法人税額控除限度額」という。）に、「控除する金額が」を「中小連結法人税額控除限度額が」に、「百分の十五」を「百分の二十」に、「当該控除する金額は」を「その控除を受ける金額は」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の四項を加える。

8　連結親法人及び当該連結親法人の連結事業年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の連結事業年度（第一項から第四項までの規定の適用を受ける連結事業年度及び当該連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち第六十八条の二十の二第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）の合計額が当該連結親法人及び当該連結親法人の当該連結事業年度開始の日（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日）の前日を含む連結事業年度（以下この項において「前連結事業年度」という。）の終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該前連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額（当該連結事業年度がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定めるところにより計算した金額）を超える場合において、当該連結事業年度における繰越中小連結法人税額控除限度超過額があるときは、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該繰越中小連結法人税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。ただし、当該連結事業年度における繰越中小連結法人税額控除限度超過額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度において前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

9　第五項及び第六項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「連結繰越税額控除限度超過額」とあるのは「繰越中小連結法人税額控除限度超過額」と、「第四十二条の四第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又は共同研

究税額控除限度額のうち、同条第二項又は第三項」とあるのは「第四十二条の四第七項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち、同項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第八項」と、「連結繰越税額控除限度超過個別帰属額」とあるのは「繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」と、「繰越中小連結法人税額控除限度超過額」と、「第四十二条の四第四項」とあるのは「第四十二条の四第八項」と、「連結繰越税額控除限度超過個別帰属額」とあるのは「繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」と読み替えるものとする。

10　第二項、第三項又は第七項に規定する連結法人の連結親法人事業年度が平成十五年一月一日から平成十八年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度（平成十五年四月一日以後に終了する各連結事業年度に限る。）における第二項、第三項又は第七項の規定の適用については、第二項中「百分の十（」とあるのは「百分の十二（」と、「百分の八」とあるのは「百分の十」と、第三項及び第七項中「百分の十二」とあるのは「百分の十五」とする。

11　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項から第四項まで、第七項又は第八項の規定の適用があり、かつ、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の当該各連結事業年度（以下この項において「税額控除連結事業年度」という。）につき次に掲げる金額があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに前条第一項、次条第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項から第四項まで、第七項又は第八項の規定により各税額控除連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に帰せられる金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

一　当該税額控除連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された試験研究費の額

二　当該税額控除連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された特別共同試験研究費の額

三　当該連結親法人又は当該連結子法人の当該税額控除連結事業年度における連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

四　当該連結親法人又は当該連結子法人の当該税額控除連結事業年度における繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額

第六十八条の九第一項の次に次の五項を加える。

2　連結法人の各連結事業年度（前項の規定の適用を受ける連結事業年度及びその連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該連結親法人又は当該連結子法人の当該税額控除連結事業年度における連結繰越税額控除限度超過個別帰属額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3　連結法人の各連結事業年度（第一項の規定の適用を受ける連結事業年度及びその連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該連結親法人又は当該連結子法人に連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される特別共同試験研究費の額がある場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人及びその連結子法人の当該特別共同試験研究費の額の合計額に税額控除割合（百分の十二から当該連結事業年度の試験研究費の総額に係る連結税額控除割合を控除したものをいう。）を乗じて計算した金額（以下この項及び第十二項第七号において「共同研究税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該共同研究税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち第六十八条の二十の二第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）の合計額が当該連結親法人及び当該連結親法人の当該連結事業年度開始の日（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日。次項及び第六項において「連結親法人事業年度開始日」という。）の前日を含む連結事業年度（以下この項において「前連結事業年度」という。）の終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該前連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額（当該連結親法人の前連結事業年度がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定めるところにより計算した金額）を超える場合において、当該連結事業年度における連結繰越税額控除限度超過額があるときは、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額から法人税額基準控除済金額（前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額をいう。）を控除した残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該残額を限度とする。

4　連結親法人及び当該連結親法人の連結事業年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の連結事業年度（第一項の規定の適用を受ける連結事業年度及び当該連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち第六十八条の二十の二第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）の合計額が当該連結親法人及び当該連結親法人の当該連結事業年度開始の日（当該連結親法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合には、連結親法人事業年度開始の日。次項及び第六項において「連結親法人事業年度開始日」という。）の前日を含む連結事業年度（以下この項において「前連結事業年度」という。）の終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該前連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額（当該連結親法人の前連結事業年度がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定めるところにより計算した金額）を超える場合において、当該連結事業年度における連結繰越税額控除限度超過額があるときは、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結繰越税

額控除限度超過額に相当する金額を控除する。ただし、当該連結事業年度における連結繰越税額控除限度超過額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度において第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5　前項の連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合に該当する場合における同項の規定の適用については、当該各号に定める金額（既に同項の規定により各連結事業年度（第二号に規定する他の連結事業年度を除く。）において調整前連結税額から控除された金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に係るものを除く。）は、連結繰越税額控除限度超過額とみなす。

一　当該連結親法人事業年度開始日の一年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日までの間に開始した当該連結親法人又はその連結子法人の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合　当該各事業年度における第四十二条の四第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又は共同研究税額控除限度額のうち、同条第二項又は第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に同条第四項の規定により各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額

二　当該連結親法人事業年度開始日の一年前の日から当該連結事業年度開始の日の前日までの間に開始した当該連結親法人又はその連結子法人の各事業年度が連結事業年度に該当する場合　当該各事業年度における第四十二条の四第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又は共同研究税額控除限度額のうち、同条第二項又は第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に同条第四項の規定により各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額

三　連結子法人が合併により解散した場合　当該合併の日の前日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該合併の日が連結親法人事業年度開始日である場合には、当該合併の日の前日を含む連結事業年度）における当該合併により解散した連結子法人に係る連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

三　連結子法人が解散（合併による解散を除く。）をした場合　当該解散の日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該解散の日が連結親法人事業年度終了の日である場合には、当該解散の日を含む連結事業年度）における当該解散をした連結子法人に係る連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

四　連結子法人が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなった場合（前二号に掲げる場合を除く。）　その有しなくなった日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（その連結完全支配関係を有しなくなった基因となる事実が連結親法人事業年度終了の日における当該連結子法人の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の連結子法人の解散（合併による解散を除く。）である場合には、その解散の日を含む連結事業年度）における当該連結完全支配関係を有しなくなった連結子法人に係る連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

6　次の各号に規定する連結法人が連結親法人事業年度開始日の一年前の日から第四項の規定の適用を受けようとする連結親法人の連結事業年度終了の日までの間において当該各号に掲げる場合に該当する場合における第四項の規定の適用については、当該連結親法人の連結事業年度における連結繰越税額控除限度超過額（前項の規定により連結繰越税額控除限度超過額とみなされるものを含む。）のうち当該各号に定める金額は、当該連結繰越税額控除限度超過額から控除する。

一　連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割（その分割型分割の日が連結親法人事業年度開始日であるもの及び法人税法第四条の三第六項に規定する連結申請特例年度開始の日の翌日から同項の規定の適用を受けて行った同条第一項の申請につき同法第四条の二の承認を受ける日の前日までの間に行うものを除く。）を行った場合　当該分割型分割の日の前日を含む事業年度において第四十二条の四第四項の規定により法人税の額から控除された金額

二　連結子法人が合併により解散した場合　当該合併の日の前日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該合併の日が連結親法人事業年度開始日である場合には、当該合併の日の前日を含む連結事業年度）における当該合併により解散した連結子法人に係る連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

三　連結子法人が解散（合併による解散を除く。）をした場合　当該解散の日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該解散の日が連結親法人事業年度終了の日である場合には、当該解散の日を含む連結事業年度）における当該解散をした連結子法人に係る連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

四　連結子法人が連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなった場合（前二号に掲げる場合を除く。）　その有しなくなった日を含む事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（その連結完全支配関係を有しなくなった基因となる事実が連結親法人事業年度終了の日における当該連結子法人の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の連結子法人の解散（合併による解散を除く。）である場合には、その解散の日を含む連結事業年度）における当該連結完全支配関係を有しなくなった連結子法人に係る連結繰越税額控除限度超過個別帰属額

18　第十一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の九第十一項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の九第十一項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の九第十一項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十第一項中「第八項」を「第九項」に改め、同項第四号中「前条第二項」を「前条第七項」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第七項」に、「及び次項」を「、次項及び第五項」に、「及び第六項、第六十八条の十二第二項から第四項まで及び第六項」を「、第六項及び第七項、第六十八条の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に、「及び第六項並びに第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項」を「、第六項及び第七項並びに第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に改め、同条第十項中「第五項から第八項まで」を「第六項から第九項まで」に、「第四項」を「第五項」に、「前項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　第五項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十第五項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）に規定する加算し

た金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十第八項を同条第九項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項又は第三項の規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、前条第十一項、次条第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

第六十八条の十二を削る。

第六十八条の十一第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「（政令で定める大規模な連結法人」を「（第三号に規定する大規模連結法人」に、「第三号又は第四号」を「同号」に改め、同項第一号中「第六十八条の九第二項」を「第六十八条の九第七項」に、「第六号」を「第四号」に改め、同項第二号中「又は小売業を営む第六十八条の九第二項」を「、小売業又は飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む第六十八条の九第七項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第六十八条の九第二項」を「第六十八条の九第七項」に、「政令で定める大規模な連結法人」を「大規模連結法人（同項に規定する中小連結法人に該当しない連結法人をいう。）」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同項第八号を削り、同項に次の一号を加える。

六　次に掲げる連結法人（大規模な法人の子会社として政令で定めるものを除く。）それぞれ次に定める機械及び装置

イ　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第三条第一項に規定する中小企業者等に該当する連結法人で同法第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画に従つて同法第二条第四項に規定する研究開発等事業を行うもの（ロ又はハに掲げる連結法人に該当する者を除く。）　当該認定研究開発等事業計画に定める機械及び装置

ロ　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者（同項第六号に掲げる者を除く。）に該当する連結法人で同条第三項第一号に規定する業種に属する事業を営むもののうち設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないもの（連結子法人にあつてはその連結完全支配関係を有する連結親法人が当該連結親法人の当該設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないものである連結法人に限るものとし、ハに掲げる連結法人に該当する者を除く。）　当該事業の用に供される機械及び装置

ハ　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する連結法人で当該連結法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した当該連結法人の各連結事業年度（当該連結法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）の試験研究費の額の収入金額に対する割合として政令で定める割合が百分の三を超えるもの　機械及び装置

第六十八条の十一第二項中「又は第五号から第八号まで」を「、第四号又は第五号」に、「この項から第四項まで及び第六項」を「この項から第四項まで、第六項及び第七項」に、「前条第二項及び第三項、次条第六項、第六十八条の十三」を「第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、次条」に、「及び第六項並びに第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項」を「、第六項及び第七項並びに第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に改め、同条第三項中「第六十八条の十五第三項」を「第六十八条の十五第七項」に、「第一項に規定する政令で定める大規模な連結法人」を「第一項第三号に規定する大規模連結法人」に、「同項第三号又は第四号」を「同号」に改め、同条第六項中「につきこれらの規定」を「につき第三項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した同条第三項に規定する事業基盤強化設備にあつては、同項の規定）」に、「当該連結親法人による連結完全支配関係にある当該適用に係る」を「当該適用に係るその」に、「第六十八条の八第一項、次条第六項、第六十八条の十四第六項、第六十八条の十五第六項」を「次項、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第一項、第六十八条の十第五項、前条第六項及び第七項、次条第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項」に、「及び第六十八条の百八第一項」を「並びに第六十八条の百八第一項」に改め、同条第十三項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第六項の」を「第六項又は第七項の」に、「「租税特別措置法第六十八条の十一第六項」を「「租税特別措置法第六十八条の十二第六項又は第七項」に、「場合の」を「場合等の」に、「及び租税特別措置法第六十八条の十一第六項」を「並びに租税特別措置法第六十八条の十二第六項及び第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第六十八条の十一第二項」を「第六十八条の十二第二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項から第四項までの規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連

結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに前項、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、前条第六項及び第七項、次条第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項から第四項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額（前項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に係るものを除く。）を加算した金額とする。

第六十八条の十一を第六十八条の十二とし、第六十八条の十の次に次の一条を加える。

（中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十一　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第六十八条の九第七項に規定する中小連結法人（連結親法人である同項に規定する農業協同組合等を含む。）に該当するもの（以下この条においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの期間（次項及び第三項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第四十二条の六第一項各号に掲げる減価償却資産（同項第一号に掲げる減価償却資産にあつては、政令で定める規模のものに限る。第三項までにおいて「特定機械装置等」という。）を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む同条第一項に規定する指定事業の用（以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む連結事業年度（以下この条において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等の取得価額（第四十二条の六第一項第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　特定中小連結親法人（中小連結親法人のうち政令で定める法人以外の法人をいう。以下この項において同じ。）又は当該特定中小連結親法人による連結完全支配関係にある中小連結子法人（以下この項において「特定中小連結子法人」という。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の九、前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項から第四項まで、第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第五項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該特定中小連結親法人の税額控除限度額（その指定事業の用に供した当該特定機械装置等の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特定中小連結親法人又はその各特定中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額の当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3　中小連結親法人又はその中小連結子法人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第四十二条の六第一項第一号又は第二号に掲げる減価償却資産を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合（その指定事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供している場合に限るものとし、次条第三項、第六十八条の十四第三項又は第六十八条の十五第七項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人のリース税額控除限度額（その指定事業の用に供した減価償却資産（第四十二条の六第一項第一号に掲げる減価償却資産にあつては、その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各中小連結子法人のリース税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人ごとに、当該供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得

に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその指定事業の用に供した減価償却資産につき第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその指定事業の用に供した減価償却資産につき第二項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

5　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「一年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出（一年以内事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は一年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額（一年以内事業年度にあつては、第四十二条の六第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額等」という。）を含む。）のうち、第二項又は第三項の規定（単体税額控除限度額等については、同条第二項又は第三項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第四項の規定により一年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

6　第三項に規定する減価償却資産（連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した第四十二条の六第三項に規定する減価償却資産を含む。）につき第三項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した同条第三項に規定する減価償却資産にあつては、同項の規定）の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人が、当該適用を受けた連結事業年度後の各連結事業年度（同条第三項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度）において、当該減価償却資産の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該減価償却資産を当該連結親法人又はその連結子法人の営む指定事業の用に供しなくなつた場合（当該減価償却資産の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該指定事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該連結親法人に対して課する当該指定事業の用に供しなくなつた日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに前項、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、前条第五項、次条第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該減価償却資産につき第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額（第四十二条の六第三項又は第四項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額）のうち当該指定事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

7　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項から第四項までの規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに前項、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、前条第五項、次条第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項から第四項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額（前項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に係るものを除く。）を加算した金額とする。

8　第一項から第四項まで及び第六項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

9　第一項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

10　第二項及び第三項の規定は、連結確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

11　第四項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書に同項に規定する繰越

税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第五項に規定する単体税額控除限度額等を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の六第二項又は第三項に規定する供用年度以後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書）に第四十二条の六第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第四項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

12　第二項から第四項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十一第二項から第四項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の十一第二項から第四項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項から第四項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十一第二項から第四項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定により控除される金額」とする。

13　第六項又は第七項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十一第六項又は第七項（機械等を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十一第六項又は第七項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十一第六項及び第七項（機械等を事業の用に供しなくなつた場合等の法人税額）に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

14　第六項の規定の適用を受ける同項に規定する減価償却資産に係る第四項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十二項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9　第四項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十三第四項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十三第四項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十三第四項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第一項又は第二項の規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、前条第六項及び第七項、次条第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第一項又は第二項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

第六十八条の十四第二項中「この項から第四項まで、第六項及び第七項」に、「及び第三項、第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項」を「、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に、「及び第六項並びに第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項」を「、第六項及び第七項並びに第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に改め、同条第八項中「第四項」を「第五項」に、「第三項」を「第四項」に、「第五項から前項まで」を「第六項から第八項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「又は租税特別措置法第六十八条の十三」を「又は租税特別措置法第六十八条の十三第一項若しくは第二項」に、「及び租税特別措置法第六十八条の十三」を「並びに租税特別措置法第六十八条の十三第一項及び第二項」に、「同条」を「同条第一項及び第二項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

び第六項、前条並びに次条第二項から第四項まで及び第六項」を「、第六項及び第七項、前条並びに次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に改め、同条第三項中「次条第三項」を「次条第七項」に改め、同条第六項中「につきこれらの規定」を「につき第三項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供した同条第三項に規定する経営革新設備にあつては、同項の規定）」に、「当該連結親法人による連結完全支配関係にある当該適用に係るその」を「当該適用に係るその」に、「第六十八条の八第一項、第六十八条の十一第六項、第六十八条の十二第六項、次条第六項」を「次項、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、前条第四項、次条第十一項及び第十二項」に、「及び第六十八条の百八第一項」を「並びに第六十八条の百八第一項」に改め、同条第十三項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第六項の」を「第六項又は第七項の」に改め、「「租税特別措置法第六十八条の十四第六項」の下に「又は第七項」を加え、「場合の」を「場合等の」に、「及び租税特別措置法第六十八条の十四第六項」を「並びに租税特別措置法第六十八条の十四第六項及び第七項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項から第四項までの規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに前項、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十二第六項及び第七項、前条第四項、次条第十一項及び第十二項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項から第四項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額（前項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に係るものを除く。）を加算した金額とする。

第六十八条の十五を次のように改める。

（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十五　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十五年一月一日から平成十八年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第四十二条の十一第一項に規定する情報通信機器等（以下この条において「情報通信機器等」という。）で政令で定める規模のもの（以下この項において「特定情報通信機器等」という。）を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。以下この条において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（平成十五年四月一日以後に終了する連結事業年度に限る。以下この条において「供用年度」という。）の当該特定情報通信機器等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定情報通信機器等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定情報通信機器等の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、指定期間内の日を含む各連結事業年度のうち平成十五年四月一日前に終了した連結事業年度（その終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該終了した事業年度。以下この条において「特例対象連結事業年度等」という。）の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等で政令で定める規模のもの（以下この項において「特定情報通信機器等」という。）を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の平成十五年四月一日を含む連結事業年度の当該特定情報通信機器等（当該特例対象連結事業年度等において第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他の政令で定める減価償却資産に関する特例を定めている規定（次項及び第九項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合（貸付けの用に供した場合を除く。）において、当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した日を含む連結事業年度（その事業の用に供した日を含む連結事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該終了した事業年度。）の当該特定情報通信機器等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定情報通信機器等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定情報通信機器等の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（平成十五年一月一日から平成十五年三月三十一日まで（適格合併又は適格分割型分割にあつては、平成十五年一月二日から平成十五年四月一日まで）の間に行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。）により情報通信機器等（当該特定適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特例対象連結事業年度等の指定期間内に、取得したもの（その製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。）又は製作したものに限る。）で政令で定める規模のもの（以下この項において「特定情報通信機器等」という。）の移転を受け、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合において、当該移転を受けた日を含む連結事業年度（当該連結事業年度が平成十五年四月一日前に終了する連結事業年度（その終了する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該終了する事業年度）である場合には、同日を含む連結事業年度）の当該特定情報通信機器等（当該特定適格合併等に係る被合併法人等の特例対象連結事業年度等において他の特別償却等に関する規定（当該特定適格合併等が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立である場合には、政令で定める規定を含む。）の適用を受け

たものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定情報通信機器等の普通償却限度額として政令で定める金額と特別償却限度額（当該被合併法人等の当該特定情報通信機器等の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で前二項の規定の適用を受けることができるものが、その適用を受けようとする連結事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理（法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この章において同じ。）の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により前二項に規定する各特定情報通信機器等別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5　前項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、第六十八条の四十一第一項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定（当該連結親法人又はその連結子法人の前項の規定の適用を受けた連結事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第五十二条の三第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定）を適用する。

6　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定情報通信機器等（第一項に規定する特定情報通信機器等をいう。以下この項において同じ。）を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合において、当該特定情報通信機器等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項から第八項まで、第十一項及び第十二項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十三並びに前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第八項まで及び第十項において「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定情報通信機器等の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額をいう。以下この項及び第十項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額の百分の二十に相当する金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（政令で定める金額以上であるものに限る。以下この項において「リース情報通信機器等」という。）を国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供している場合に限る。）には、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人のリース税額控除限度額（その事業の用に供したリース情報通信機器等の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十に相当する金額をいう。以下この項及び第十項において同じ。）及び当該各連結子法人のリース税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した第一項に規定する特定情報通信機器等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した第一項に規定する特定情報通信機器等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した情報通信機器等につき第六項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した第一項に規定する特定情報通信機器等につき第六項又は前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した情報通信機器等につき第六項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を限度とする。

7　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（政令で定める連結法人を除く。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、当該情報通信機器等（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。以下この項において「リース情報通信機器等」という。）を国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供している場合に限る。）には、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人のリース税額控除限度額（その事業の用に供したリース情報通信機器等の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十に相当する金額をいう。以下この項及び第十項において同じ。）及び当該各連結子法人のリース税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した第一項に規定する特定情報通信機器等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した情報通信機器等につき第六項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を限度とする。

8　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した情報通信機器等につき第六項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した第一項に規定する特定情報通信機器等につき第六項又は前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を限度とする。

はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

9　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、平成十五年四月一日を含む連結事業年度（法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された日の前日を含む連結事業年度を除く。第二号において「適用年度」という。）における前項の規定の適用については、当該各号に定める金額は、当該各号に掲げる場合に該当する連結親法人又は当該各号に掲げる場合に該当する連結子法人の同項に規定する繰越税額控除限度超過額とみなす。

一　当該連結親法人又はその連結子法人が、特例対象連結事業年度等の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定情報通信機器等（第二項に規定する特定情報通信機器等をいう。以下この号において同じ。）を取得し、又は特定情報通信機器等を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合（当該特定情報通信機器等につき同項又は第四項の規定の適用を受けない場合に限る。）　その事業の用に供した特定情報通信機器等（当該特例対象連結事業年度等において他の特別償却等に関する規定の適用を受けたものを除く。）の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額

二　当該連結親法人又はその連結子法人が、特例対象連結事業年度等の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等を物品賃貸業を営む者から契約により第七項に規定する賃借をして、情報通信機器等（その賃借に要する費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。以下この号において「リース情報通信機器等」という。）を国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合（当該適用年度終了の日まで引き続き当該事業の用に供している場合に限るものとし、当該特例対象連結事業年度等において第六十八条の十一第三項、第六十八条の十二第三項又は前条第三項の規定（当該特例対象連結事業年度等が連結事業年度に該当しない場合には、第四十二条の六第三項、第四十二条の七第三項又は第四十二条の十第三項の規定）の適用を受けたものに係る場合を除く。）　その事業の用に供したリース情報通信機器等の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十に相当する金額

10　第八項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「一年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書の提出（一年以内事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は一年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額又はリース税額控除限度額（一年以内事業年度にあつては、第四十二条の十一第六項又は第七項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額等」という。）を含む。）のうち、第六項又は第七項の規定（単体税額控除限度額等については、同条第六項又は第七項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に第八項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第八項の規定により一年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

11　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の各号に掲げる連結法人に該当するものが、当該各号に定める各連結事業年度において、第七項又は第九項第二号に規定するリース情報通信機器等（連結事業年度に該当しない事業年度又は第四十二条の十一第二項に規定する特例対象事業年度等において事業の用に供した同条第七項又は第九項第二号に規定するリース情報通信機器等を含む。以下この項において「リース情報通信機器等」という。）の賃借に係る契約において当該賃借をする期間として定められた期間内に当該リース情報通信機器等を当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供しなくなつた場合（当該リース情報通信機器等の災害による著しい損傷その他の政令で定める事実が生じたことにより当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。）には、当該連結親法人に対して課する当該事業の用に供しなくなつた日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに次項、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、前条第六項及び第七項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該リース情報通信機器等につき第七項又は第八項の規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額（第四十二条の十一第七項又は第八項の規定の適用を受けた場合には、これらの規定によりこれらの規定に規定する供用年度又は事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額）のうち当該事業の用に供しなくなつた日から当該賃借をする期間として定められた期間の末日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

一　リース情報通信機器等につき第七項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度において事業の用に供したリース情報通信機器等にあつては、第四十二条の十一第七項の規定）の適用を受けた連結親法人又は当該適用に係るその連結子法人　当該適用を受けた連結事業年度後の各連結事業年度（同条第七項の規定の適用を受けた場合には、同項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度）

二　第九項に規定する適用年度（平成十五年四月一日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第四十二条の十一第九項に規定する適用年度）において第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第八項の繰越税額控除限度超過額とみなされる金額（同条第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同条第八項の繰越税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。）につき第八項の規定（同条第八項の繰越税額控除限度超過額とみなされる金額にあつては、同項の規定）の適用を受けた連結親

法人又は当該適用に係るその連結子法人の当該適用年度後の各連結事業年度

12　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあっては、当該承認の取消しのあった日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第六項から第八項までの規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに前項、第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、前条第六項及び第七項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六項から第八項までの規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額（前項の規定により各連結事業年度の法人税の額に加算された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に係るものを除く。）を加算した金額とする。

13　第一項から第四項まで、第六項から第八項まで及び第十一項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人及びこれらの規定に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

14　第一項から第三項までの規定は、連結確定申告書等にこれらの規定に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

15　第四項の規定は、連結確定申告書等に、特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、その積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

16　第六項、第七項及び第八項（第九項の規定により繰越税額控除限度超過額とみなされる金額につき適用がある場合の当該金額に係る部分に限る。）の規定は、連結確定申告書等に、これらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

17　第八項（第九項の規定により繰越税額控除限度超過額とみなされる金額につき適用がある場合の当該金額に係る部分を除く。）の規定は、供用年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書に第八項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第十項に規定する単体税額控除限度額等を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の十一第六項又は第七項に規定する供用年度以後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（当該供用年度以後の各連結事業年度にあっては、同条第三十一号の三に規定する連結確定申告書）に第四十二条の十一第八項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第八項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

18　第六項から第八項までの規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十五第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の十五第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第六項から第八項までの規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の十五第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十五第六項から第八項まで（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除）」とする。

19　第十一項又は第十二項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五第十一項又は第十二項（情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合等の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五第十一項又は第十二項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五第十一項又は第十二項（情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合等の法人税額）に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

20　第十一項の規定の適用を受ける同項に規定するリース情報通信機器等に係る第八項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十七項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十七第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「百第六十八条の十六第一項中「第六十八条の九第二項」を「第六十八条の九第七項」に改め、同項の表の第三号中「百分の十と」を「百分の六と」に改める。

分の二十五」を「百分の二十四」に改める。

第六十八条の十八第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「上欄」を「第一欄」に、「中欄」を「第二欄」に、「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「下欄」を「第三欄」に、「の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する」を「に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した」に改め、同項の表を次のように改める。

法人	計画	資産	割合
一　山村振興法第十二条第五項に規定する認定法人である連結親法人（地方公共団体の出資又は拠出に係る連結親法人で政令で定めるものに限る。）	同条第一項の認定（同条第五項の認定を含む。）に係る同条第一項に規定する保全事業等の計画（以下この号において「保全事業等の計画」という。）	当該保全事業等の計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるもの	百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の六）
二　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第七条の認定を受けた連結親法人（地方公共団体の出資又は拠出に係る連結親法人で政令で定めるものに限る。）	同条の認定に係る同条に規定する事業計画（以下この号において「事業計画」という。）	当該事業計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるもの	百分の十（建物及びその附属設備については、百分の八）

第六十八条の十九第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「地震防災対策強化地域その他の」を「地震防災対策強化地域（以下この項において「地震防災対策強化地域」という。）その他」に改め、「百分の九」の下に「（当該地震防災対策用資産が地震防災対策強化地域のうち政令で定める区域内において事業の用に供されたものである場合には、百分の八）」を加える。

第六十八条の二十第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「第六十八条の九第二項」を「第六十八条の九第七項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（開発研究用設備の特別償却）

第六十八条の二十の二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で開発研究（第四十四条の三第一項に規定する開発研究をいう。以下この条において同じ。）を行うものが、平成十五年一月一日から平成十八年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内に、当該開発研究の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品のうち政令で定めるもの（第三項までにおいて「開発研究用設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は開発研究用設備を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の開発研究の用に供した場合には、その開発研究の用に供した日を含む連結事業年度（平成十五年四月一日以後に終了する連結事業年度に限る。）の当該開発研究用設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該開発研究用設備の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、指定期間内の日を含む各連結事業年度のうち平成十五年四月一日前に終了した連結事業年度（その終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該終了した事業年度。以下この項及び次項において「特例対象連結事業年度等」という。）の指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない開発研究用設備（第四十四条の三第一項に規定する開発研究用設備を含む。以下この項及び次項において同じ。）を取得し、又は開発研究用設備を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の開発研究の用に供した場合には、当該連結親法人又はその連結子法人の平成十五年四月一日を含む連結事業年度の当該開発研究用設備（当該特例対象連結事業年度等において第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他の政令で定める減価償却資産に関する特例を定めている規定（次項において「他の特別償却等に関する規定」という。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用設備の普通償却限度額として政令で定める金額と特別償却限度額（当該開発研究用設備の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（平成十五年一月一日から平成十五年三月三十一日まで（適格合併又は適格分割型分割にあつては、平成十五年一月二日から平成十五年四月一日まで）の間に行われたものに限る。以下この項において「特定適格合併等」という。）により開発研究用設備（当該特定適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が当該被合併法人等の特例対象連結事業年度等の指定期間内に、取得したもの（その製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。）又は製作したものに限る。）の移転を受け、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の開発研究の用に供した場合には、当該移転を受けた日を含む連結事業年度（当該連結事業年度が平成十五年四月一日前に終了する連結事業年度（その終了する事業年度に該当しない場合には、当該終了する事業年度）である場合には、同日を含む連結事業年度）の当該開発研究用設備（当該特定適格合併等に係る被合併法人等の特例対象連結事業年度等において他の特別償却等に関する規定（当該特定適格合併等が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立である場合には、政令で定める規定を含む。）の適用を受けたものを除く。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該開発研究用設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該被合併法人等の当該開発研究用設備の取得価額の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結

完全支配関係にある連結子法人で前二項の規定の適用を受けることができるものが、その適用を受けようとする連結事業年度において、これらの規定の適用を受けることに代えて、これらの規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）によりこれらの規定に規定する各開発研究用設備別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5　前項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人の有する同項の特別償却準備金の金額は、第六十八条の四十一第一項の特別償却準備金の金額とみなして、同条第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定（当該連結親法人又はその連結子法人の前項の規定の適用を受けた連結事業年度後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第五十二条の三第五項から第七項まで及び第十五項から第二十五項までの規定）を適用する。

6　第一項から第三項までの規定は、連結確定申告書等にこれらの規定に規定する償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

7　第四項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書その他前項に規定する書類の添付がある場合に限り、適用する。

第六十八条の二十一を次のように改める。

（事業革新設備の特別償却）

第六十八条の二十一　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第四十四条の四第一項各号に掲げる計画について当該各号に定める認定を受けたもの（当該法人に関連するものとして政令で定める連結法人を含む。）が、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない産業活力再生特別措置法第二条第五項に規定する事業革新設備（当該各号に掲げる計画に記載された機械及び装置に限る。以下この項において「事業革新設備」という。）を取得し、又は事業革新設備を製作して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該事業革新設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事業革新設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該事業革新設備の取得価額の百分の二十四（当該事業革新設備が、第四十四条の四第一項第一号又は第三号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の三十とし、同項第二号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の四十とする。）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の二十三第一項中「第一欄」を「上欄」に、「当該各号の第二欄に掲げる期間内に」を「平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に」に、「第三欄」を「中欄」に、「第四欄」を「下欄」に改め、同項の表を次のように改める。

法人	資産	割合
一　電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者（次号において「電気通信事業者」という。）又は有線テレビジョン放送法第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者に該当する連結法人	電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの	百分の六（有線テレビジョン放送における電気信号の伝送又は変換の効率化に資する効果が特に著しいものとして政令で定めるものについては、百分の十）
二　電気通信事業者又は有線放送電話に関する法律第五条に規定する有線放送電話事業者に該当する連結法人	当該法人と利用者との間における電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの（前号に掲げる資産を除く。）	百分の十五
三　放送法第二条第三号の三に規定する一般放送事業者に該当する連結法人のうち政令で定める番組を制作する事業を営む連結法人のうち政令で定めるもの	放送番組の効率的な制作又は電気信号の効率的な送信を行うための設備のうちテレビジョン放送の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの	百分の十五

2　第六十八条の二十四第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「第六号から第九号まで」を「第五号から第八号まで」に、「第六号の」を「第五号の」に改め、同項の表の第三号を削り、同表の第四号を同表の第三号とし、同表の第五号を同表の第四号とし、同表の第六号中「第十号」を「第九号」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第七号中「第十号」を「第九号」に改め、同号を同表の第六号とし、同表の第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十八条の二十四の次に次の一条を加える。

（飼料製造設備等の特別償却）

第六十八条の二十四の二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第四項に規定する製造業者であるものが、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、第四十四条の八第一項に規定する飼料製造設備等（以下この項において「飼料製造設備等」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は飼料製造設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該飼料製造設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該飼料製造設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該飼料製造設備等の取得価額の百分の十八（建物及びその附属設備については、百分の九）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結

完全支配関係にある連結子法人で第四十四条の八第二項に規定する高度化計画に係る同項に規定する認定を受けたものが、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第　号)の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、同項に規定する認定高度化計画に定められた建物及びその附属設備並びに機械及び装置(製造過程の管理の高度化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。以下この項において「製造過程管理高度化設備等」という。)で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製造過程管理高度化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度の当該製造過程管理高度化設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該製造過程管理高度化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該製造過程管理高度化設備等の取得価額の百分の十二(建物及びその附属設備については、百分の六)に相当する金額をいう。)との合計額とする。

3　第六十八条の十六第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の二十五第一項中「第四十四条の九第一項第二号」を「第四十四条の九第一項第一号及び第二号」に改める。

第六十八条の二十八を次のように改める。

第六十八条の二十八　削除

第六十八条の二十九第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号を次のように改める。

一　医療保健業を営む連結法人	イ　医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの(ロ又はハに掲げるものを除く。)	百分の十四
	ロ　救急医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	百分の二十
	ハ　医療の安全の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	百分の二十

第六十八条の二十九第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「第四十五条の三第二項に」を「第四十五条の二第二項に」に、「第四十五条の三第二項各号」を「第四十五条の二第二項各号」に改め、同条第三項中「第四十五条の二第二項」を「第四十五条の三第二項」に改め、同条第四項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、「ない病院用」の下に「若しくは診療所用」を、「いた病院用」の下に「又は診療所用」を、「第二十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「病院の」を「病院又は診療所の」に、「建替え病院用建物」を「建替え病院用等建物」に、「第四十五条の三第四項」を「第四十五条の二第四項」に改め、同条第五項中「第四十五条の三第五項」を「第四十五条の二第五項」に改める。

第六十八条の三十第一項第一号及び第六十八条の三十一第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十二第一項中「その連結事業年度」及び「次の各号に規定する認定のあった日から当該認定のあった日を含む連結事業年度開始の日(当該認定のあった日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日)以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度

二　前項第二号及び第三号に掲げる場合　同項第二号又は第三号に規定する認定のあった日から当該認定のあった日を含む連結事業年度開始の日(当該認定のあった日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日)以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度

2　前項に規定する適用連結事業年度とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める連結事業年度をいう。

一　前項第一号に掲げる場合　同号イからニまでに掲げる要件のいずれかを満たすこととなった最初の日を含む連結事業年度開始の日(当該最初の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日。以下この号において「適用期間開始日」という。)以後五年を経過した日の前日までの期間(同項第一号に規定する新農業経営改善計画にあつては、同号に規定する他の農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日を含む連結事業年度終了の日(当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度終了の日)の翌日(その日が当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日前である場合には、当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日)から当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日までの期間)内の日を含む各連結事業年度

二　前項第二号及び第三号に掲げる場合　同項第二号又は第三号に規定する認定のあった日から当該認定のあった日を含む連結事業年度開始の日(当該認定のあった日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日)以後五年を経過した日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度

第六十八条の三十四の見出しを「(優良賃貸住宅等の割増償却等)」に改め、同条第三項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「百分の四十」を「百分の三十六」に、「百分の五十五」を「百分の五十」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「又は第三項」を「、第三項又は前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、その有する建築物(政令で定めるものに限る。)の全部又は一部を次に掲げる賃貸住宅とするための改良(用途の変更を伴うものを含む。以下この項において同じ。)をし、これを賃貸の用に供した場合には、その賃貸の用に供した日を含む連結事業年度の当該賃貸住宅(当該改良のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。以下この項において「改良優良賃貸住宅」という。)の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該改良優良賃貸住宅の普通償却限度額と特別償却限度額(当該改良優良賃貸住宅の取得価額の百分の十に相当する金額をい

う。）との合計額とする。

一　賃貸住宅のうち特にその建設の促進を図る必要がある優良な賃貸住宅として政令で定めるもの

二　高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの

第六十八条の三十五第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「第四十七条の二第三項第五号」を「第三項第三号」に、「百分の九」を「百分の五十」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　前二項に規定する特定再開発建築物等とは、次に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備、第四十七条の二第三項第四号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに同項第五号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）をいう。

一　都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物（政令で定める部分を除く。）

二　都市再開発法第百二十九条の六に規定する認定再開発事業計画に基づいて行われる同法第百二十九条の二第一項に規定する再開発事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

三　都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画に基づいて行われる同法第二十条第一項に規定する都市再生事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

第六十八条の三十七を次のように改める。

第六十八条の三十七　削除

第六十八条の三十八第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する支出した金額の損金算入に関する申告の記載がない場合には、適用しない。

第六十八条の三十九第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第六十八条の三十七第二項」を「前条第二項」に改める。

第六十八条の四十第一項中「又は第六十八条の十六から第六十八条の三十六まで」を「、第六十八条の十六から第六十八条の二十まで、第六十八条の二十の二第一項、第六十八条の二十一から第六十八条の二十七まで又は第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「又は第六十八条の十四から第六十八条の三十七まで」を「、第六十八条の十四から第六十八条の二十七又は第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで」に改める。

第六十八条の四十四第一項及び第六項中「金属鉱業事業団」を「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」に改める。

第六十八条の四十五第一項及び第八項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の五十第一項中「第五十六条の四第一項」を「第五十七条第一項」に、「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「第五十六条の四第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同条第九項中「第五十六条の四第一項」を「第五十七条第一項」に、「第五十六条の四第十項」を「第五十七条第十項」に改め、同条第十一項中「第五十六条の四第一項」を「第五十七条第一項」に、「第五十六条の四第十一項」を「第五十七条第十一項」に改め、同条第十二項中「第五十六条の四第十一項」を「第五十七条第十一項」に改める。

第六十八条の五十一を次のように改める。

第六十八条の五十一　削除

第六十八条の五十九第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第三章第十二節を次のように改める。

第十二節　削除

第六十八条の六十　削除

第六十八条の六十一第四項及び第五項中「第五十八条の二第一項」を「第五十八条第一項」に改め、同条第十項中「第五十八条の二第一項」を「第五十八条第一項」に、「第五十八条の二第十一項」を「第五十八条第十一項」に改め、同条第十一項中「第五十八条の二第一項」を「第五十八条第一項」に、「第五十八条の二第十二項」を「第五十八条の二第十三項」に改め、同条第十三項中「第五十八条の二第一項」を「第五十八条第一項」に改める。

第六十八条の六十二第一項中「第五十八条の二第一項」を「第五十八条第一項」に、「第五十八条の三第一項」を「第五十九条第一項」に、「第五十八条の二第四項」を「第五十八条第四項」に改め、同条第二項中「第五十八条の二第二項」を「第五十八条第二項」に、「第五十八条の二第四項」を「第五十八条第四項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　前二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等にこれらの規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により損金の額に算入される金額は当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

第六十八条の六十四第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「百分の十」を「百分の九」に改める。

第六十八条の六十六第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「五千万円」を「一億円」に改め、同項第一号中「百分の二十」を「百分の十」に改める。

第六十八条の六十七第一項中「第六十八条の八第一項、第六十八条の十一第六項、第六十八条の十二第六項、第六十八条の十四第六項、第六十八条の十五第六項」を「第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項」に改め、同条第五項第二号中「第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項」を「第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「次条第二項から第四項まで及び第六項」を「次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「第六十八条の十五第二項中」を「第六十八条の十五第六項中」に、「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に改める。

第六十八条の六十七第一項中「第六十八条の八第一項、第六十八条の十一第六項、第六十八条の十二第六項、第六十八条の十四第六項、第六十八条の十五第六項」を「第六十八条の八第一項、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第七項中「同条第四項第八号から第十一号まで」を「同条第四項第九号から第十二号まで」に、「同項第

十二号若しくは第十三号」を「同項第十三号若しくは第十四号」に、「同条第四項第八号から第十三号まで」を「同条第四項第九号から第十四号まで」に改め、同条第八項中「同条第四項第八号から第十三号まで」を「同条第四項第九号から第十四号まで」に、「第六十八条の八第一項、第六十八条の十一第六項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第一項及び第十二項」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第九項中「第六十八条の七十一第十項若しくは第十一項」を「第六十八条の七十一第十項から第十二項まで」に、「第六十八条の七十九第十三項」を「第六十八条の七十九第十四項」に、「第六十八条の七十九第十五項」に、「第六十八条の七十九第十項若しくは第十一項、第六十八条の八十三第十一項若しくは第十二項又は第六十八条の八十五第十一項若しくは第十二項」を「第六十八条の七十九第十項から第十二項まで、第六十八条の八十三第十一項から第十三項まで又は第六十八条の八十五第十一項から第十三項まで」に改め、同条第十一項第二号中「第六十八条の十五第二項から第四項まで及び第六項」を「第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「次条第二項から第四項まで及び第六項」を「次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」に、「第六十八条の十五第二項中」を「第六十八条の十五第六項中」に、「前条第二項から第四項まで及び第六項」を「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に改める。

第六十八条の六十九第一項中「第六十八条の八第一項、第六十八条の十一第六項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第一項及び第十二項」を「第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第一項及び第十二項

又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当する場合に限る。）において、当該完全支配関係を有することとなった日の前日を含む連結事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の八十中「第十八号の上欄のイからハまでに掲げる連結法人が有する同欄に掲げる資産にあっては当該連結法人がそれぞれ最初に同欄のイからハまでの認定を受けた日から同日以後三年を経過する日までとし、同表の」を削り、「あつては平成十四年四月一日」を「あつては、平成十四年四月一日」に改め、「とする。」を削る。

第六十八条の八十三第六項中「この項及び第十二項」を「この条」に改め、同条第十六項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十二項第一号中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の十二第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、他の連結親法人との間に当該他の連結親法人による法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなった場合（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当する場合に限る。）において、当該完全支配関係を有することとなった日の前日を含む連結事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の八十五第六項中「この項及び第十二項」を「この条」に改め、同条第十六項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十二項第一号中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第六十五条の十四第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、他の連結親法人との間に当該他の連結親法人による法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなった場合（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当する場合に限る。）において、当該完全支配関係を有することとなった日の前日を含む連結事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の八十六第一項を次のように改める。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で産業活力再生特別措置法第五条第一項に規定する共同事業再編計画（同条第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この項において同じ。）に係る同条第一項の認定（同法第五条の二第一項の認定を含む。以下この項において同じ。）を受けたもの（同法第十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項において「共同事業再編法人」という。）が、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、当該認定に係る他の共同事業再編法人と共同して当該共同事業再編計画に従って新たに法人（その発行済株式の総数又は出資金額の全部が当該共同事業再編計画に係る当該共同事業再編法人及び当該他の共同事業再編法人により保有される会社に限る。以下この項において「共同新設会社」という。）を設立するためその有する金銭以外の資産の出資（当該設立のための出資により当該共同事業再編法人が当該共同新設会社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十以上の株式の数又は出資の金額を保有するものであることその他政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「特定共同出資」という。）をした場合において、当該特定共同出資により取得した株式又は出資（第六十八条の四十三第一項又は第八項の規定の適用を受けるものを除く。）を取得した連結事業年度において、当該特定共同出資により生じた差益金の額として政令で定める金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第六十八条の八十六第五項中「株式」の下に「又は出資」を加える。

第六十八条の九十第三項第一号中「第一項各号に掲げる連結法人」を「第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人」に改め、「限る。）」の下に「、当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる連結法人」を加える。

第六十八条の九十二第三項第三号中「又は各事業年度」を「若しくは各事業年度又は適格分社型分割等の日を含む事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度」に改める。

第六十八条の九十四第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九十五第一項中「基金」の下に「又は信託財産」を加える。

第六十八条の九十六第一項中「第六十六条の十一の二第一項」を「第六十六条の十一の二第二項」に改める。

第六十八条の百第一項中「財務大臣」を「国税庁長官」に改め、「第六十七条の二第二項」の下に「及び第五項」を加え、「同項」を「同条第二項及び第五項」に改める。

第六十八条の百三の次に次の一条を加える。

（中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）

第六十八条の百三の二　第六十八条の九第七項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等（以下この項において「中小連結法人等」という。）が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小連結法人等の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小連結法人等の事業の用に供した日を含む連結事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、連結確定申告書等に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

3　第一項の規定の適用を受けた少額減価償却資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該少額減価償却資産の取得価額に算入しない。

4　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百八第一項中「第三項」と」の下に「、同法第八十一条の十八第二項中「第八十一条の十二第二項（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率）」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の百八第一項（特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例）」と、「同条」とあるのは「同項の規定により読み替えられた経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第十六条第二項の表の第二号（法人税率の特例）の規定により読み替えられた第八十一条の十二（各連結事業年度の連結所得に対する法人税率）」と」を加える。

第六十八条の百九の見出しを「（連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用）」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　連結法人の各連結事業年度（連結親法人事業年度が平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に開始するものに限る。）終了の日においてその連結親法人の資本又は出資の金額が一億円以下である場合において、当該連結親法人の前年度総資産額（その連結事業年度開始の日の前日を含む連結事業年度（その前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）終了の時における総資産の額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。）及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の前年度総資産額の合計額に対する当該連結親法人の前年度自己資本額（その前連結事業年度等の終了の時における自己資本の額として政令で定める金額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各連結子法人の前年度自己資本額の合計額の割合が百分の五十以下であるときは、当該連結事業年度については、法人税法第八十一条の十三第一項の規定は、適用しない。

第六十八条の百九第四項中「第一項」を「第一項から前項まで」に改め、同条第五項中「第一項」を「第一項から第三項まで」に改める。

第六十九条を次のように改める。

第六十九条　削除

第六十九条の二第一項中「遺贈により」を「遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下第七十条の八までにおいて同じ。）により」に改める。

第六十九条の四第一項中「において同じ。）で」を「並びに次条第七項において同じ。）で」に改め、同条第三項第四号中「被相続人等」を「被相続人及び当該被相続人の親族その他当該被相続人と政令で定める特別の関係がある者」に、「十分の五以上である」を「十分の五を超える」に改める。

第六十九条の五第一項中「、相続又は遺贈」の下に「（当該相続に係る被相続人からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第七十条の六までにおいて同じ。）により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この項において同じ。）」を、「課税価格」の下に「（同法第二十一条の十五第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定による相続税の課税価格）」を加え、同項第一号中「特定同族会社株式等」の下に「又は特定受贈同族会社株式等」を加え、同項第二号中「特定森林施業計画対象山林」の下に「又は特定受贈森林施業計画対象山林」を加え、同条第二項各号を次のように改める。

一　特定株式　被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた株式に係る法人の株式で次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

イ　当該相続開始の時において、当該株式が証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されていないことその他これに準ずる要件として財務省令で定める要件を満たしていること。

ロ　当該相続開始の時において、当該株式が証券取引法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されていないことその他これに準ずる要件として財務省令で定める要件を満たしていること。

二　特定出資　被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた有限会社の出資その他の出資で政令で定めるものに係る法人の出資をいう。

三　特定受贈株式　特定贈与者（相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者をいう。以下この条において同じ。）であつた被相続人が贈与（同法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下この条において同じ。）の直前に有していた株式に係る法人の株式で次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

イ　当該贈与の日の属する年において、当該株式が証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されていないことその他これに準ずる要件として財務省令で定める要件を満たしていること。

ロ　当該贈与の日の属する年において、当該株式が証券取引法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されていないことその他これに準ずる要件として財務省令で定める要件を満たしていること。

四　特定受贈出資　特定贈与者であつた被相続人が贈与の直前に有していた有限会社の出資その他の出資で政令で定めるものに係る法人の出資をいう。

五　特定同族会社株式等　被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた次に掲げるすべての要件を満たす特定株式又は特定出資（政令で定めるものに限る。ロにおいて同じ。）のうち当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものをいう。

イ　当該相続開始の直前に、被相続人及び当該被相続人の親族その他当該被相続人と政令で定める特別の関係がある者が有していた特定株式の総数又は特定出資の金額の合計額が当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一を超えること。

ロ　次に掲げる金額の合計額が二十億円未満であること。

(1)　当該相続開始の直前に、被相続人が有していた特定株式又は特定贈与者であつた当該被相続人が既に贈与をした特定受贈株式で第十項の規定の適用を受けたものに係る法人の発行済株式の総数に当該相続開始の時における当該被相続人が有していた特定株式の一株当たりの時価を乗じて得た金額の合計額

(2)　当該相続開始の直前に、被相続人が有していた特定出資又は特定贈与者であつた当該被相続人が既に贈与をした特定受贈出資で第十項の規定の適用を

受けたものに係る法人の出資の総口数に当該相続開始の時における当該被相続人が有していた特定出資の一口当たりの時価を乗じて得た金額の合計額

六　特定受贈同族会社株式等　特定贈与者であった被相続人が贈与の直前に有していた次に掲げるすべての要件を満たす特定受贈株式又は特定受贈出資（政令で定めるものに限る。ロにおいて同じ。）のうち当該特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものをいう。

イ　当該贈与の直前に、特定贈与者であった被相続人及び当該特定贈与者の親族その他当該特定贈与者と政令で定める特別の関係がある者が有していた特定受贈株式の総数又は特定受贈出資の金額の合計額が当該特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一を超えること。

ロ　次に掲げる金額の合計額が二十億円未満であること。

(1)　当該贈与の直前に、特定贈与者であった被相続人が有していた特定受贈株式又は当該特定贈与者が既に贈与をした特定受贈株式で第十項の規定の適用を受けたものに係る法人の発行済株式の総数に当該贈与の時における当該特定贈与者が有していた特定受贈株式の一株当たりの時価を乗じて得た金額の合計額

(2)　当該贈与の直前に、特定贈与者であった被相続人が有していた特定受贈出資又は当該特定贈与者が既に贈与をした特定受贈出資で第十項の規定の適用を受けたものに係る法人の出資の総口数に当該贈与の時における当該特定贈与者が有していた特定受贈出資の一口当たりの時価を乗じて得た金額の合計額

七　特定森林施業計画対象山林　被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた立木又は土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）のうち当該相続開始の前に森林法第十一条第四項（同法第十二条第三項において準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第二項の規定により読み替えて適用される森林法第十二条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者）の認定（以下この項において「市町村長等の認定」という。）を受けた同法第十一条第一項に規定する森林施業計画（同条第四項第二号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するためのものとして財務省令で定めるもの及び同法第十六条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第三項の規定による認定の取消しがあったものを除く。以下この項において「森林施業計画」という。）が定められていた区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。次号において同じ。）をいう。

八　特定受贈森林施業計画対象山林　特定贈与者であった被相続人が贈与の直前に有していた立木又は土地等のうち当該贈与の前に森林法第十一条第四項の規定による市町村長等の認定を受けた森林施業計画が定められていた区域内に存するものをいう。

九　特定事業用資産相続人等　イ又はロに掲げる者をいう。

イ　相続又は遺贈により特定同族会社株式等又は特定森林施業計画対象山林を取得した個人で(1)及び(2)に掲げる要件又は(3)及び(4)に掲げる要件を満たすものをいう。

(1)　当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定同族会社株式等を当該相続又は遺贈により取得した者で当該被相続人の親族であること。

(2)　申告期限を経過する時において特定同族会社株式等に係る法人の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。

(3)　当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定森林施業計画対象山林を当該相続又は遺贈により取得した者で当該被相続人の親族であること。

(4)　当該相続開始の時から申告期限まで引き続き特定森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行っていること。

ロ　相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林を贈与により取得した個人で(1)及び(2)に掲げる要件又は(3)及び(4)に掲げる要件を満たすものをいう。

(1)　当該特定受贈同族会社株式等に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者であること。

(2)　当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から特定贈与者であった被相続人の死亡により開始した相続に係る申告期限まで引き続き特定受贈同族会社株式等に係る法人の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。

(3)　当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者であること。

(4)　当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る贈与の時から特定贈与者であった被相続人の死亡により開始した相続に係る申告期限まで引き続き特定受贈森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行っていること。

十　特定事業用資産　次のイ又はロに掲げるものをいう。

イ　特定同族会社株式等及び特定受贈同族会社株式等（当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から当該相続の開始の時まで引き続き特定事業用資産相続人等が有しているものに限る。）のうちその価額が三億円以下の部分として政令で定めるもの

ロ　次に掲げる立木又は土地等をいう。

(1)　被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に受けていた市町村長等の認定（特定森林施業計画対象山林のうち申告期限を経過する時において森林法第十七条第一項の規定により効力を有するものとされるものに限る。(2)において同じ。）に係る森林施業計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定森林施業計画対象山林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）

(2)　特定贈与者であった被相続人が贈与の前に受けていた市町村長等の認定に係る森林施業計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）

第六十九条の五第四項中「特定同族会社株式等」の下に「又は特定受贈同族会社株式等」を、「特定森林施業計画対象山林」の下に「又は特定受贈森林施業計画対象山林」を加え、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項中「第七項」を「第九項」に、「及び前二項」を「並びに第九項及び前項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「前項」を「第九項」に改め、「特定森林施業計画対象山林」の下に「又は特定受贈森林施業計画対象山林」を加え、「第二項第五号ニ」を「第二項第九号イ(4)又は同号ロ(4)」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「次項及び第九項」を「第十一項及び第十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　特定贈与者からの贈与により取得をした特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林について第一項の規定の適用を受けようとする特定事業用資産相続人等は、政令で定めるところにより、相続税法第二十八条第一項の期間内に第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した書類その他財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第六十九条の五第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　前条の規定により同条第一項に規定する小規模宅地等として選択された宅地等の面積で同条第二項第四号イからハまでに掲げるものの合計が四百平方メートル未満である場合には、前項の規定にかかわらず、第一項の選択特定事業用資産の価額に四百平方メートルから当該面積の合計を控除したものの四百平方メートルに占める割合を乗じて得た価額を当該選択特定事業用資産の価額とみなして、同項の規定を適用する。

第六十九条の五第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の規定により同項に規定する選択特定事業用資産として選択された特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等である特定事業用資産に係る株式の総数又は出資金額の合計額が第二項第五号若しくは第六号に規定する三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものに相当する金額又は三億円のいずれか低い金額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該選択特定事業用資産（第二項第十号ロに係るものに限る。）の価額に当該いずれか低い金額から当該株式の総数又は出資金額の合計額を控除したものの当該いずれか低い金額に占める割合を乗じて得た価額を当該選択特定事業用資産の価額とみなして、第一項の規定を適用する。

第七十条第十項中「第六十六条の十一の二第二項」を「第六十六条の十一の二第三項」に改める。

第七十条の二第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第二十一条の十一の規定の適用については、同条中「第二十一条の七まで」とあるのは、「第二十一条の七まで及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の二（贈与税の基礎控除の特例）」とする。

第七十条の三を次のように改める。

（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）

第七十条の三　平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの間にその年一月一日において六十五歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定受贈者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。

一　特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を住宅用家屋の新築若しくは建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得又はこれらの住宅用家屋の新築若しくは取得とともにするその敷地の用に供されている土地若しくは土地の上に存する権利の取得のための対価に充てて当該住宅用家屋の新築（新築に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。）をした場合又は当該建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をした場合において、同日までに新築若しくは取得をしたこれらの住宅用家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき又は新築若しくは取得をしたこれらの住宅用家屋を同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき。

二　特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を既存住宅用家屋の取得又は当該既存住宅用家屋の取得とともにするその敷地の用に供されている土地若しくは土地の上に存する権利の取得のための対価に充てて当該既存住宅用家屋の取得をした場合において、同日までに当該既存住宅用家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき又は当該既存住宅用家屋を同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき。

三　特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を当該特定受贈者が居住の用に供している住宅用の家屋について行う増改築等又は当該家屋についての当該増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地若しくは土地の上に存する権利の取得の対価に充てて当該住宅用の家屋について当該増改築等（増改築等の完了に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。）をした場合において、同日までに増改築等をした当該住宅用の家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき又は増改築等をした当該住宅用の家屋を同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき。

2　前項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者については同条第三項の規定の適用を受ける財産を取得した同条第五項に規定する相続時精算課税適用者と、住宅取得等資金の贈与をした者については同条第三項の規定の適用を受ける財産の贈与をした同条第五項に規定する特定贈与者とそれぞれみなして、相続税法の規定を適用する。

3　この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定受贈者　次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ　相続税法第一条の四第一号又は第二号の規定に該当する個人であること。

ロ　住宅取得等資金の贈与をした者の直系卑属である推定相続人であること。

ハ　住宅取得等資金の贈与を受けた日の属

する年の一月一日において二十歳以上の者であること。

二　住宅用家屋　住宅用の家屋で政令で定めるものをいう。

三　既存住宅用家屋　建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものをいう。

四　増改築等　特定受贈者が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事（当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）で次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ　当該工事に要した費用の額が百万円以上であること。

ロ　当該工事をした家屋が特定受贈者が主としてその居住の用に供すると認められるものであること。

ハ　その他政令で定める要件

五　住宅取得等資金　次のいずれかに掲げる新築、取得又は増改築等（特定受贈者の配偶者その他特定受贈者と特別の関係がある者として政令で定める者から当該取得又は当該増改築等をする場合を除く。）の対価に充てるための金銭をいう。

イ　特定受贈者による住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得（これらの住宅用家屋の新築又は取得とともにするその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利の取得を含む。）

ロ　特定受贈者による既存住宅用家屋の取得（当該既存住宅用家屋の取得とともにするその敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利の取得を含む。）

ハ　特定受贈者が所有している家屋につき行う増改築等（当該家屋についての当該増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地又は土地の上に存する権利の取得を含む。）

4　住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、当該住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年三月十五日後において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出していた場合であつても当該届出書を提出していなかつたものとみなす。この場合において、当該特定受贈者は、当該各号に該当することとなつた日から二月以内に、同条第一項の規定の適用を受けたものに係る年分の贈与税についての修正申告書（国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。次項において同じ。）を提出し、かつ、当該期間内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

一　当該特定受贈者が第一項第一号に定めるところにより同号の新築をした住宅用家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出していた場合において、これらの住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供していなかつたとき。

二　当該特定受贈者が第一項第二号に定めるところにより同号の既存住宅用家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出していた場合において、これらの住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供していなかつたとき。

三　当該特定受贈者が第一項第三号に定めるところにより同号の増改築等をした住宅用の家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出していた場合において、当該住宅用の家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供していなかつたとき。

5　前項の規定に該当することとなつた場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであつた贈与税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

6　第四項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該修正申告書で第四項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二　当該修正申告書で第四項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第七十条の三第四項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書」とする。

三　国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

7　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の相続税法第二十八条の規定による申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

8　第四項又は前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の三の次に次の一条を加える。

（住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例）

第七十条の三の二　平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの間に贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が次に掲げる者のいずれかに該当する場合において、前条第一項各号の規定に該当するときは、当該住宅取得等資金の贈与をした者（以下この条において「住宅資金贈与者」という。）からの贈与により当該住宅取得等資金の取得をした年における当該特定受贈者の当該住宅資金贈与者からの贈与により取得をした財産に対する贈与税については、当該財産に係る贈与税の課税価格から住宅資金特別控除額を控除する。この場合において、相続税法第二十一条の十二第一項の規定の適用については、同項中「課税価格から」とあるのは、「課税価格（租税特別措置法第七十条の三の二第一項（住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例）に規定する住宅資金贈与者に係る贈与税の課税価格にあつては、当該課税価格から同項に規定する住宅資金特別控除額を控除した残額。以下この項及び次条において同じ。）から」とする。

一　住宅資金贈与者に係る相続税法第二十一条の九第五項（前条第一項において準用する場合を含む。）に規定する相続時精算課税適用者

二　住宅資金贈与者からの贈与により取得をした住宅取得等資金について、相続税法第二十一条の九第二項（前条第一項において準用する場合を含む。）の届出書を提出する者

2　前項に規定する住宅資金特別控除額とは、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額をいう。

一　千万円（既にこの条の規定の適用を受けて控除した金額がある場合には、当該控除した金額の合計額を控除した残額）

二　当該住宅資金贈与者に係る贈与税の課税価格（住宅取得等資金に係る部分に相当するものに限る。）

3　住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、当該住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年三月十五日後において、前条第四項各号に掲げる場合に該当するときは、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該各号に該当することとなった日から二月以内に同項の規定の適用を受けた年分の贈与税について、修正申告書（国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出し、かつ、当該期間内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

4　前項の規定に該当することとなった場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであった贈与税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

5　第三項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該修正申告書で第三項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二　当該修正申告書で第三項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第七十条の三の二第三項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書」とする。

三　国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

四　国税通則法第二条第六号ハの規定の適用については、同号ハ(3)中「控除した残額」とあるのは、「控除した残額又は租税特別措置法第七十条の三の二の規定により同条第二項の住宅資金特別控除額を計算する場合において、同条の規定の適用を受けて控除した金額があるときにおける当該金額の合計額を千万円から控除した残額」とする。

6　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の相続税法第二十八条の規定による申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

7　税務署長は、前項の記載又は添付がない相続税法第二十八条の規定による申告書の提出があった場合において、その記載又は添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載をした書類及び前項の財務省令で定める書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

8　第三項又は第六項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の四第一項第四号中「第二十八項第一号」を「第二十九項第一号」に改め、同条第三十二項中「第五項」を「第六項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十項を同条第三十一項とし、同条第二十九項を同条第三十項とし、同条第二十八項第二号中「第三項」を「第四項」に改め、同項第三号中「第四項」を「第五項」に改め、同項第四号中「第二十三項」を「第二十四項」に改め、同項第五号中「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「第二十三項」を「第二十四項」に、「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「第三項、第四項」を「第四項、第五項」に、「第二十三項又は第二十四項」を「第二十四項又は第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項第一号中「第三項、第四項、第二十三項」を「第四項、第五項、第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第三項又は第四項」を「第四項又は第五項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第二十一項」を「第二十二項」に、「第三項又は第四項」を「第四項又は第五項」に、「第二十七項及び第二十八項第一号」を「第二十八項及び第二十九項第一号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第四項」を「第五項」に、「第四項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第十五項」を「第十六項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第八項」を「第九項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）」を「独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）」に改め、「特例付加年金」の下に「同法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる」を加え、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　次に掲げる者がその者に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者からの贈与により取得した農地等について第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受ける農地等については、同法第二章第三節の規定は、適用しない。

一　相続税法第二十一条の九第五項（第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する相続時精算課税適用者

二　第一項の規定の適用を受ける農地等を贈与により取得した日の属する年中において、当該農地等の贈与をした者から贈与を受けた当該農地等以外の財産について、相続税法第二十一条の九第二項（第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の届出書を提出する者

第七十条の五第一項中「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第三項又は第四項」を「同条第四項又は第五項」に改め、同条第二項中「前条第十四項又は第十九項」を「前条第十五項又は第二十項」に改める。

第七十条の六第二項中「第二十一条」を「第二十条の二」に改め、同項第一号中「第十九条」の下に「又は第二十一条の十四から第二十一条の十八まで」を加え、「、同条」を「、これら」に改め、同条第三項中「第二十一条」を「第二十条の二」に改め、同条第九項中「第七十条の四第五項」を「第七十条の四第六項」に改め、同条第十八項中「第七十条の四第七項」を「第七十条の四第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第十九項中「第七十条の四第十四項」を「第七十条の四第十五項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第二十項中「第七十条の四第十五項」を「第七十条の四第十六項」に改め、同条第二十五項中「第七十条の四第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改め、同条第二十六項中「第七十条の四第十九項」を「第七十条の四第二十項」に、「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第三十三項中「第七十条の四第二十五項」を「第七十条の四第二十六項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に、「第三項、第四項、第二十三項」を「第四項、第五項、第二十四項」に改め、同条第三十八項中「第七十条の四第三十一項」に、「同条第三十一項」を「同条第三十二項」に改め、同条第三十九項中「第七十条の四第三十一項」を「第七十条の四第三十二項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同条第四十項中「第二十条第一項」を「第二十条」に改める。

第七十条の七第一項中「第七十条の四第二十八項第一号」を「第七十条の四第二十九項第一号」に改め、同条第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

第七十条の八第一項中「第六十九条の五第二項第四号」を「第六十九条の五第二項第七号」に改める。

第七十一条の二（見出しを含む。）中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

第七十一条の四第一項第一号中「（中小企業総合事業団法」を「中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号。以下この号において「廃止法」という。）第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号。以下この号において「旧中小企業総合事業団法」という。）に、「又は同法」を「又は旧中小企業総合事業団法」に、「中小企業総合事業団法」を「廃止法附則第二条第一項の規定による解散前の中小企業総合事業団（以下この号において「旧中小企業総合事業団」という。）若しくは旧中小企業総合事業団法」に、「の同法」を「の旧中小企業総合事業団法」に、「高度化分譲（中小企業総合事業団」を「高度化分譲（旧中小企業総合事業団」に、「の中小企業総合事業団法」を「の旧中小企業総合事業団法」に改める。

第七十二条中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条を第七十二条の二とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

（不動産の登記に係る登録免許税の税率の特例）

第七十二条　個人又は法人が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、登録免許税法別表第一第一号に掲げる不動産について次の表の上欄に掲げる登記を受ける場合には、当該登記に係る登録免許税の税率は、同法第九条の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる割合とする。

所有権の保存の登記	千分の二
所有権の相続（相続人に対する遺贈を含む。以下この条において同じ。）又は法人の合併による移転の登記	千分の二
所有権の共有物（その共有物について有していた持分に応じた価額に対応する部分に限る。以下この条において同じ。）の分割による移転の登記	千分の二
所有権のその他の原因による移転の登記	千分の十
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定又は転貸の登記	千分の五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の相続又は法人の合併による移転の登記	千分の一
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の共有に係る権利（その共有に係る権利について有していた持分に応じた価額に対応する部分に限る。以下この条において同じ。）の分割による移転の登記	千分の一
地上権、永小作権、賃借権又は採石権のその他の原因による移転の登記	千分の五
所有権の信託の登記	千分の二
所有権以外の権利の信託の登記	千分の一
所有権である相続財産の分離の登記	千分の二
所有権以外の権利である相続財産の分離の登記	千分の一
所有権の保存の仮登記又は保存の請求権の保全のための仮登記	千分の一
所有権の相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	千分の一
所有権の共有物の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	千分の一
所有権のその他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	千分の五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定若しくは転貸の仮登記又は設定若しくは転貸の請求権の保全のための仮登記	千分の二・五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の相続又は法人の合併による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	千分の〇・五

地上権、永小作権、賃借権又は採石権の共有に係る権利の分割による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	千分の〇・五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権のその他の原因による移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	千分の二・五
所有権の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	千分の一
所有権以外の権利の信託の仮登記又は信託の設定の請求権の保全のための仮登記	千分の〇・五
所有権である相続財産の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	千分の一
所有権以外の権利である相続財産の分離の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記	千分の〇・五

2　前項の場合において、登録免許税法第十七条第一項の規定により控除する割合は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる登記の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

所有権の保存の登記	千分の一
所有権の相続又は法人の合併による移転の登記	千分の一
所有権の共有物の分割による移転の登記	千分の一
所有権のその他の原因による移転の登記	千分の五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定又は転貸の登記	千分の二・五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の相続又は法人の合併による移転の登記	千分の〇・五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の共有に係る権利の分割による移転の登記	千分の〇・五
地上権、永小作権、賃借権又は採石権のその他の原因による移転の登記	千分の二・五
所有権の信託の登記	千分の一
所有権以外の権利の信託の登記	千分の〇・五
所有権である相続財産の分離の登記	千分の一
所有権以外の権利である相続財産の分離の登記	千分の〇・五

第七十三条中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「を取得し」を「の取得（売買その他の政令で定める原因によるものに限る。）をし」に改める。

第七十四条中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第七十五条第二号中「第六十四条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第七十六条第一項中「千分の二十五」を「千分の八」に改め、同条第二項中「千分の一」を「千分の〇・五」に、「千分の三」を「千分の一」に改める。

第七十七条を削る。

第七十七条の二中「千分の二十五」を「千分の八」に改め、同条を第七十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（農業振興地域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減）

第七十七条の二　農業を営む者が、昭和五十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号に規定する利用権設定等促進事業により、農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項に規定する農業振興地域内にある土地で政令で定めるものの取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該利用権設定等促進事業に係る農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による農用地利用集積計画の公告の日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

第七十七条の三を削る。

第七十八条中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第七十八条の二第一項中「登記の」を「場合の」に改め、同項各号を次のように改める。

一　再編強化法第二十五条第一項に規定する全部事業譲渡を受けた場合又は農業協同組合法第五十条の二第二項の規定により信用事業の全部を譲り受けた場合　次に掲げる登記の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ　所有権の移転の登記　千分の二

ロ　地上権又は賃借権の移転の登記　千分の一

ハ　質権又は抵当権の移転の登記　千分の一

二　再編強化法第二十六条第一項に規定する事業譲渡のうち同項に規定する信用事業の一部の譲渡を受けたことにより質権又は抵当権の移転の登記を受ける場合　千分の一・五

第七十八条の二第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項第一号中「千分の六」を「千分の二」に改め、同項第二号中「千分の三」を「千分の一」に改め、同条第三項第一号中「千分の六」を「千分の二」に改め、同項第二号中「千分の三」を「千分の一」に改め、同条第四項第一号中「千分の六」を「千分の二」に改め、同項第二号中「千分の三」を「千分の一」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5　漁業協同組合が、平成十五年四月一日又は漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）の施行の日の翌日のいずれか遅い日から平成十八年三月三十一日までの間に、漁業協同組合合併促進法第四条第二項の都道府県知事の認定を受けて合併をした場合（当該合併後存続する漁業協同組合又は当該合併により設立した漁業協同組合が市町村のすべての区域以上の区域を地区とする漁業協同組合となる場合その他政令で定める場合に限る。）には、当該合併後存続する漁業協同組合又は当該合併により設立した漁業協同組合が、当該合併により取得した不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に定める割合とする。

一　不動産の所有権の移転の登記　千分の一

二　不動産の地上権又は賃借権の移転の登記　千分の二

三　船舶の所有権の移転の登記　千分の〇・五

6　森林組合が、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、森林組合法第百八条の三第一項の規定により当該森林組合を会員とする森林組合連合会から権利義務の承継をした場合には、当該承継に係る不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　所有権の移転の登記　千分の二

二　地上権又は賃借権の移転の登記　千分の一

三　質権又は抵当権の移転の登記　千分の一

第七十八条の三を削る。

第七十八条の四第一項及び第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項第二号を次のように改め、同条を第七十八条の三とする。

二　独立行政法人農林漁業信用基金　独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）第十二条第一項第五号に掲げる業務（同法附則第二条の規定により当分の間行うこととされている林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第六条第一項第三号に掲げる業務を含む。）

第八十条第一項中「の各号」を削り、「当該各号に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第四号中「不動産又は」を削り、「イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合」を「千分の二十三」に改め、同号イ及びロを削り、同条第五号中「千分の三」を「イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合」に改め、同号に次のように加える。

イ　不動産の所有権の取得　千分の一

ロ　船舶の所有権の取得　千分の三

第八十条第二項を削る。

第八十一条を削る。

第八十条の二第一項の表の第一号中「千分の六」を「千分の二」に、「千分の三」を「千分の一」に改め、同条第三項中「前条第一項」を「第八十条」に、「又は同条第二項（第一号から第四号までを除く。）」を「、第八十条の二第一項（第一号から第四号までを除く。）又は前条第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除く。）」に、「同条第一項第五号及び同条第二項第五号」を「第八十条第一項第五号、第八十条の二第一項第五号並びに前条第一項第四号及び第六号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第八十条の二第一項」を「第七十二条第一項及び第八十一条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加え、同条を第八十一条とする。

2　株式会社又は有限会社が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合において、次の各号に掲げる仮登記を受けるときは、当該仮登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新設分割又は吸収分割を行つた日から三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる仮登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　当該新設分割又は吸収分割による不動産の所有権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記　千分の一

二　当該新設分割又は吸収分割による不動産の地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記　千分の〇・五

3　株式会社又は有限会社が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の第七十二条第二項の規定の適用については、同項中「合併」とあるのは、「合併若しくは分割」とする。

第八十条の次に次の二条を加える。

（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減）

第八十条の二　次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、産業活力再生特別措置法第四条第二項に規定する認定事業再構築計画（同法第二条第二項第一号に規定する事業の構造の変更及び同項第二号に規定する事業革新について記載があるものに限る。）に係る同法第三条第一項若しくは第四条第一項の認定、同法第五条の二第二項に規定する認定共同事業再編計画に係る同法第五条第一項若しくは第五条の二第一項の認定又は同法第七条第二項に規定する認定経営資源再活用計画に係る同法第六条第一項若しくは第七条第一項の認定に係るものであつて産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に受けたものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日（当該認定共同事業再編計画に係る次に掲げる事項にあつては、産業活力再生特別措置法第五条第二項第三号に規定する実施時期）から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加（次号及び第三号に掲げるものを除く。）　千分の二・五

二　合併による株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加　千分の一（それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額（当該消滅した会社が合名会社又は合資会社である場合には、九百万円）を超える資本の金額に対応する部分については、千分の二・五）

三　分割による株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加　千分の一（それぞれ資本の金額又は分割により増加した資本の金額のうち、分割をした会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の二・五）

四　法人の設立、資本若しくは出資の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における船舶の所有権の取得（次号に掲げるものを除く。）　千分の二十三

五　合併による法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における不動産又は船舶の所有権の取得　イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　不動産の所有権の取得　千分の一・五

ロ　船舶の所有権の取得　千分の三

2　前項の場合において、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間にされた同項の認定に係る同項各号に掲げる事項に関する登記については、同項第一号から第三号までの規定中「千分の二・五」とあるのは「千分の一・五」と、同項第五号中「千分の一・五」とあるのは「千分の一」とする。

3　金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第百九十号）第二条第一項に規定する金融機関等（同法第五条第四号に規定する健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当するものに限る。）が同法第二条第二項第一号に規定する組織再編成に関して第一項の認定を受けた場合には、当該認定に係る同項各号に掲げる事項に関する登記については、前二項の規定は、適用しない。

（認定経営基盤強化計画に基づき行う登記の税率の軽減）

第八十条の三　次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第八条に規定する認定経営基盤強化計画に係る同法第三条又は第七条第一項の認定（平成二十年三月三十一日までにこれらの規定に規定する金融機関等（同法第二条第一項第一号から第八号まで、第十三号及び第十四号に掲げるものに限る。）が受けたものに限る。）に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に定める割合とする。

一　株式会社の設立又は資本の増加（次号及び第三号に掲げるものを除く。）　千分の二・五

二　合併による株式会社の設立又は資本の増加　千分の一（それぞれ資本の金額又は合併により増加した資本の金額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本の金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の二・五）

三　分割による株式会社の設立又は資本の増加　千分の一（それぞれ資本の金額又は分割により増加した資本の金額のうち、分割をした会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の二・五）

四　合併による法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における不動産の所有権の取得　千分の一・五

五　法人の設立、資本若しくは出資の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における抵当権の取得　千分の一・五

六　合併による法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における抵当権の取得　千分の〇・五

2　前項の場合において、平成十八年三月三十一日までにされた同項の認定に係る同項各号に掲げる事項に関する登記については、同項第一号から第五号までの規定中「千分の二・五」とあるのは「千分の一・五」と、「千分の一・五」とあるのは「千分の一」とする。

第八十三条中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「千分の四」を「千分の一・五」に改める。

第八十三条の二中「千分の六」を「千分の二」に改める。

第八十三条の三を次のように改める。

（認定民間都市再生事業計画に基づき土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十三条の三　都市再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者が、認定民間都市再生事業計画（平成十八年三月三十一日までに同法第二十一条第一項又は第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けた同法第二十五条に規定する認定計画をいう。以下この条において同じ。）に基づき特定民間都市再生事業（同法第二十五条に規定する都市再生事業のうち政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の用に供するため、当該認定の日から二年以内に当該特定民間都市再生事業の同法第二十条第二項第一号に規定する事業区域内の土地の所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の七とする。

2　前項の場合において、平成十七年三月三十一日までに同項に規定する認定を受けた認定民間都市再生事業計画に基づき取得する土地の所有権の移転の登記については、同項中「千分の七」とあるのは、「千分の五」とする。

3　都市再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者が、認定民間都市再生事業計画に基づき特定民間都市再生事業の用に供する建築物の建築をした場合には、当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

4　認定民間都市再生事業計画に係る特定民間都市再生事業の都市再生特別措置法第二十条第二項第一号に規定する事業区域内の土地に関する権利を有していた者が、当該認定民間都市再生事業計画に基づき、当該認定民間都市再生事業計画の認定の日から二年以内に当該特定民間都市再生事業を実施する同法第二十三条に規定する認定事業者又は都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団（以下この項において「認定事業者等」という。）に当該土地に関する権利の譲渡をした場合において、当該譲渡をした権利に代わるものとして当該認定事業者等から当該認定民間都市再生事業計画に従って建築された建築物の敷地の用に供されている土地の所有権を取得した場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

第八十三条の四から第八十三条の六までを削る。

第八十三条の七中「千分の十六」を「千分の六」に改め、同条を第八十三条の四とする。

第八十四条（見出しを含む。）中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

第八十四条の三を次のように改める。

（独立行政法人等の権利又は資産の承継に伴う登記等の免税）

第八十四条の三　次の表の上欄に掲げる法人が、同表の下欄に掲げる規定により権利を承継する場合又は資産を承継する場合におけるこれらの承継に伴う権利又は資産に係る登記又は登録については、登録免許税を課さない。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構	独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十二号）附則第九条第一項及び第十条第一項
独立行政法人海上災害防止センター	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十五号）附則第二条第一項
独立行政法人科学技術振興機構	独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）附則第二条第一項
独立行政法人勤労者退職金共済機構	中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百六十四号）附則第二条第一項
独立行政法人自動車事故対策機構	独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）附則第二条第一項

独立行政法人情報処理推進機構	情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百四十四号）附則第二条第一項
独立行政法人情報通信研究機構	独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）附則第二条第一項
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第四条第一項及び第五条第一項
独立行政法人中小企業基盤整備機構	中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項、第四条第一項及び第五条第一項
独立行政法人通関情報処理センター	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十四号）附則第二条第一項
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二条第一項及び第三条第一項
独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一項
独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構	独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十九号）附則第四条第一項
独立行政法人農林漁業信用基金	独立行政法人農林漁業信用基金法附則第三条第一項
独立行政法人北方領土問題対策協会	独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第百三十二号）附則第二条第一項
独立行政法人理化学研究所	独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）附則第二条第一項
放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園	放送大学学園法附則第三条第一項

2　東京地下鉄株式会社法（平成十四年法律第百八十八号）附則第十条の規定により東京地下鉄株式会社が受ける設立の登記及び同法附則第七条の規定により帝都高速度交通営団が行う出資に係る財産の給付に伴い東京地下鉄株式会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

3　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（次項において「機構」という。）が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（以下この項及び次項において「機構法」という。）附則第二条第一項の規定により承継する登記に係る登記権利者としての地位に基づき日本国有鉄道、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団又は機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団を登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税を課さない。

4　新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号）第五条第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構（以下この条において「保有機構」という。）が同法附則第十九条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二十二条の規定により日本国有鉄道から承継をした権利に係る当該承継に伴う登記であつて、機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号。以下この条において「事業団法」という。）附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法（平成三年法律第四十六号）附則第四条第一項の規定により事業団法附則第七条第一項の規定による解散前の鉄道整備基金（以下この条において「基金」という。）が保有機構から承継をし、同項の規定により機構法附則第三条第一項の規定による解散前の運輸施設整備事業団（以下この条において「事業団」という。）が基金から承継をし、さらに、同項の規定により機構が事業団から承継をした当該登記に係る登記権利者としての地位に基づき機構が保有機構を登記名義人とするために受けるものについては、登録免許税を課さない。

第八十四条の四を次のように改める。

第八十四条の四　削除

第八十四条の五を次のように改める。

（産業再生委員会の委員の登記に係る課税の特例）

第八十四条の五　株式会社産業再生機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第十九号(一)カ中「重要財産委員若しくは」とあるのは、「重要財産委員、株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第　号）第十八条第一項（登記）の委員若しくは」とする。

第八十五条第一項中「第八十七条の六」を「第八十七条の七」に改める。

第八十七条中「規定する清酒」の下に「若しくは同条第四号に規定する合成清酒（第八十七条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「合成清酒」という。）を加え、「若しくは果実酒」を「、果実酒若しくは発泡酒（同法第二十二条第一項第十号イ(1)に該当するものを除く。以下この条において「発泡酒」という。）」に改め、「平成元年四月一日」の下に「（合成清酒及び発泡酒にあつては、平成十五年四月一日）」を加え、「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に、「限るものとし、同法」を「限るものとし、当該移出につき同法」に改め、「規定にかかわらず」の下に「、次の表の上欄に掲げる酒類の移出の日が同表の中欄に掲げる期間のいずれに属するかに応じ」を加え、「百分の七十」を「同表の下欄に定める割合」に改め、同条に次の表を加える。

酒類	期間	割合
清酒又はしょうちゅう甲類	平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	百分の七十
	平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	百分の七十五

合成清酒、果実酒又は発泡酒	平成十五年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	百分の七十
しょうちゅう乙類	平成十五年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	百分の七十
	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	百分の七十五

第八十七条の四を次のように改める。

第八十七条の四　削除

第八十七条の五第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「並びに第八十七条の二及び前条」を「及び第八十七条の二」に改める。

第六章第二節中第八十七条の六を第八十七条の七とし、第八十七条の五の次に次の一条を加える。

（ビールに係る酒税の税率の特例）

第八十七条の六　平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に初めて酒税法第七条第一項の規定によりビール（同法第三条第七号に規定するビールをいう。以下この条において同じ。）の製造免許を受けた者が、当該製造免許を受けた日から三年を経過する日の属する月の末日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合において、その年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）の開始前一年間におけるビール（同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の製造場から移出した数量が千三百キロリットル以下であるときは、当該ビールの製造者がその年度に酒類の製造場から移出するビール（当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の二百キロリットル（政令で定める場合にあつては、政令で定める方法により計算した数量）までのものに係る酒税の税額は、同法第二十二条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の八十を乗じて計算した金額とする。

2　平成十五年三月三十一日以前に酒税法第七条第一項の規定によりビールの製造免許を受けた者が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合において、その年度の開始前一年間におけるビール（同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の製造場から移出した数量が千三百キロリットル以下であるときは、当該ビールの製造者がその年度に酒類の製造場から移出するビール（当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の二百キロリットルまでのものに係る酒税の税額は、同法第二十二条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の八十を乗じて計算した金額とする。

3　前二項に規定するビールの製造者が、相続（包括遺贈を含む。）により酒類の製造場におけるビールの製造業を承継した相続人（包括受遺者を含む。）又は合併により酒類の製造場におけるビールの製造業を承継した法人である場合における前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十八条第一項中「平成十一年五月一日以後に」を「平成十一年五月一日から平成十五年六月三十日までの間に」に改め、「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、「、当分の間」を削り、同条第二項中「平成十一年五月一日以後に」を「平成十一年五月一日から平成十五年六月三十日までの間に」に、「前項」を「第一項」に改め、「、当分の間」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　平成十五年七月一日以後に、製造たばこの製造場から移出される製造たばこ又は保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、たばこ税法第十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき三千百二十六円とする。

第八十八条に次の一項を加える。

4　平成十五年七月一日以後に、製造たばこの製造場から移出される製造たばこのうちたばこ税法附則第二条に規定する第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、同条及び第二項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき千四百八十四円とする。

第八十八条の二第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「五千円」を「六千円」に改める。

第八十九条第二項、第八十九条の三第一項及び第八十九条の四第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第六章第三節の二の節名中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

第九十条の四第一項中「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「石油税」を「石油石炭税」に、「ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者」を「ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者」に、「若しくはガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に改め、同条第三項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「石油税」を「石油石炭税」に、「若しくはガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に改め、同条第五項中「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（引取りに係る特定石炭の免税）

第九十条の四の二　石炭のうち次に掲げるもの（以下この条において「特定石炭」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成十七年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該特定石炭を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

一　鉄鋼の製造に使用する石炭

二　コークスの製造に使用する石炭

三　セメントの製造に使用する石炭

2　石油石炭税法第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）、第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭をその免除に係る用途に供する者及び同項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭（以下この条並びに第二十三条第一項及び第二項において「特定石炭」という。）をその免除に係る用途に供する者及び特定石炭の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石炭」と、「、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定石炭」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石炭」と、同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とある

のは「租税特別措置法第九十条の四の二第三項及び第四項」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定の適用を受けた特定石炭を引き取つた日から二年以内に、当該免除に係る用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

4　前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同項の特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税関長は、これらの場合に該当することとなつた者から、当該特定石炭について第一項の規定により免除を受けた額の石油石炭税を直ちに徴収する。

（引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税）

第九十条の四の三　電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者又は同項第四号に規定する卸電気事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する石炭（以下この条において「沖縄発電用特定石炭」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成十九年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該沖縄発電用特定石炭を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

2　石油石炭税法第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）、第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭をその免除に係る用途に供する者及び同項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭（以下この条並びに第二十三条第一項及び第二項において「沖縄発電用特定石炭」という。）をその免除に係る用途に供する者及び沖縄発電用特定石炭の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、「、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第三項及び第四項」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定の適用を受けた沖縄発電用特定石炭は、同項の承認を受けて当該沖縄発電用特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税関長は、これらの場合に該当することとなつた者から、当該沖縄発電用特定石炭について第一項の規定により免除を受けた額の石油石炭税を直ちに徴収する。

第九十条の五の見出しを「（石油化学製品の原料用特定揮発油に係る石油石炭税の還付）」に改め、同条第一項中「石油税」を「石油石炭税」に、「石油税法」を「石油石炭税法」に、「石油税額」を「石油石炭税額」に改め、同条第五項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「ガス状炭化水素の採取者」を「ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者」に、「若しくはガス状炭化水素若しくは石炭」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に改める。

第九十条の六の見出しを「（特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付）」に改め、同条第一項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「石油税額」を「石油石炭税額」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「若しくはガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に改め、同条第三項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「ガス状炭化水素の採取者」を「ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者」に、「若しくはガス状炭化水素若しくは石炭」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に改め、同条第五項中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第九十条の六の二の見出しを「（石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付）」に改め、同条第一項中「石油税」を「石油石炭税」に、「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「石油税額」を「石油石炭税額」に改め、同条第五項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「ガス状炭化水素の採取者」を「ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者」に、「若しくはガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に改める。

第九十条の七第三項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　第九十条の四の二第三項の規定に違反して同項の特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

三　第九十条の四の三第三項の規定に違反して同項の沖縄発電用特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

第九十条の八の二中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第九十条の九第一項から第六項までの規定中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第九十条の十一第一項中「平成十五年四月三十日」を「平成二十年四月三十日」に改める。

第九十条の十二第一項中「（平成十四年法律第八十七号）」を削る。

第九十一条中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

第九十一条の四の見出し中「株券」を「株券等」に改め、同条第一項中「証券取引所」の下に「（次項において「証券取引所」という。）」を加え、「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、「事業年度をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に、「株券に」を「株券又は前項に規定する優先出資証券に」に、「当該株券」を「当該株券又は当該優先出資証券」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　証券取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三条第一項に規定する優先出資の発行者である同法第二条第一項に規定する協同組織金融機関が、平成十五年一月一日以後に行われた同法第十六条

第一項の規定による優先出資の分割に係る普通出資者総会の議決に基づき平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に作成する優先出資証券のうち、発行済優先出資の総口数の二分の一に相当する口数以上の新優先出資を発行する優先出資の分割により、その優先出資者の有する優先出資の口数に応じて新たに発行する優先出資証券（当該優先出資の分割の日の属する事業年度において作成するものに限る。）については、印紙税を課さない。

第九十三条第四項中「第七十条の四第二十八項」を「第七十条の四第二十九項」に改める。

第九十七条の表の都道府県の項中「第三十一条の二第二項第十一号ハ及び第十二号ニ」を「第三十一条の二第二項第十二号ハ及び第十三号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十一号ハ及び第十二号ニ」を「第六十二条の三第四項第十二号ハ及び第十三号ニ」に、「第七十条の四第三十一項」を「第七十条の四第三十二項」に改める。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十三条　阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第十六条」を「第十五条」に改める。

第十条第一項中「第十条第二項」を「第十条第五項」に改め、同条第二項中「第十六条」を「第十五条」に改める。

第十四条第五項及び第七項中「第三十七条の三第三項」を「第三十七条の三第二項」に改める。

第十六条第五項中「第三項まで」を「この項から第三項まで」に改め、同条第六項中「同条第八項」を「同条第十一項」に改める。

第十七条第三項中「第四十四条の九」を「第四十四条の四」に改め、同条第六項中「第四十四条の九から第四十九条まで」を「第四十二条の十から第四十八条まで」に改める。

第十八条第一項中「第四十二条の四第二項」を「第四十二条の四第七項」に改め、同条第二項中「第四十四条の九」を「第四十四条の四」に改め、同条第五項中「第四十四条の九から第四十九条まで」を「第四十二条の十から第四十八条まで」に改める。

第二十六条の二第三項中「第六十八条の十八」を「第六十八条の二十九」に改め、同条第六項中「第六十八条の十四から第六十八条の三十七まで」を「第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで」に改める。

第二十六条の三第一項中「第六十八条の九第二項」を「第六十八条の九第七項」に改め、同条第二項中「第六十八条の十八」を「第六十八条の二十九」に改め、同条第五項中「第六十八条の十四から第六十八条の三十七まで」を「第六十八条の三十六まで」に改める。

第二十六条の五第一項中「次条第十三項及び第十四項」を「次条第十四項及び第十五項」に改める。

第二十六条の六第五項中「この項及び第十一項」を「この条」に改め、同条第十七項中「第十一項まで、第十三項及び第十四項」を「第十二項まで、第十四項及び第十五項」に、「第十四項まで」を「第十五項まで」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十六項とし、同条第十四項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項第一号中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定（連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第二十一条第一項の特別勘定を含む。）を設けている連結親法人又はその連結子法人が、他の連結親法人との間に当該他の連結親法人による法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなった場合（同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当する場合に限る。）において、当該完全支配関係を有することとなった日の前日を含む連結事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十四条　租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「第八条の四第一項、第三項若しくは第四項」を「第九条の三」に改める。

第七条第二項中「内国法人」の下に「の同項の規定により減額される所得の金額若しくは連結所得の金額」を加える。

第十条を第十二条とし、第九条を第十一条とし、第八条の次に次の二条を加える。

（相手国から情報の提供要請があった場合の当該職員の質問検査権）

第九条　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約の規定に基づき当該租税条約の我が国以外の締約国から当該締約国の租税に関する調査（当該締約国の刑事事件の捜査を除く。）に必要な情報（以下この項において「必要情報」という。）の提供の要請があった場合には、当該租税条約の規定に基づき当該必要情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十三条第一項第二号において同じ。）その他の物件を検査することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　当該租税条約の規定に基づいて我が国が行う情報の提供の要請に応ずるために、当該締約国が当該情報を収集する措置をとることができないと認められるとき。

二　当該必要情報の提供の要請に応ずることが我が国の租税に関する法令の執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を害するおそれがあると認められるとき。

三　当該締約国において当該必要情報を入手することが困難であると認められないとき。

2　前項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（身分証明書の携帯等）

第十条　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前条の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関

係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

本則に次の一条を加える。

（罰則）

第十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　前号の検査に関し偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示した者

2　租税条約の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

3　法人（人格のない社団等（所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この条において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

4　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定　平成十五年三月三十一日

イ　第二条中法人税法第二条第十二号の八ロの改正規定、同条第十二号の十一ロの改正規定、同法第五十七条から第五十九条までの改正規定、同法第七十二条第三項の改正規定、同法第八十条の改正規定、同法第八十一条の九の改正規定、同法第八十一条の二十第三項の改正規定、同法第八十一条の三十一第三項の改正規定及び同法第百二条第二項の改正規定並びに附則第九条（第二条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）第二条第十二号の八ロ及び第十二号の十一ロに係る部分に限る。）、第十一条から第十三条まで、第百四十一条、第百四十七条、第百四十八条及び第百五十二条の規定

ロ　第十二条中租税特別措置法第六十六条の十二第一項の改正規定（「同条第十一項」を「同条第九項」に改める部分に限る。）、同条第四項及び第五項の改正規定、同法第六十六条の十三第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「同条第十一項」を「同条第九項」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定並びに同条第七項の改正規定（「第二項各号」を「第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第百四十九条（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）附則第二十七条の改正規定に限る。）及び第百五十条の規定

二　次に掲げる規定　平成十五年五月一日

イ　第七条中酒税法第二十二条の改正規定及び附則第三十七条から第三十九条までの規定

ロ　第十二条中租税特別措置法第八十七条の四の改正規定及び同法第八十七条の五第一項の改正規定（「並びに第八十七条の二及び前条」を「及び第八十七条の二」に改める部分に限る。）

三　次に掲げる規定　平成十五年七月一日

イ　第八条の規定並びに附則第四十一条及び第四十二条の規定

ロ　第十二条中租税特別措置法第八十八条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定（「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第百二十八条から第百三十二条まで並びに第百四十四条の規定

四　次に掲げる規定　平成十五年十月一日

イ　第一条中所得税法第三十一条第一号の改正規定、同法第七十四条第二項第六号の改正規定及び同法別表第一第一号の改正規定（雇用・能力開発機構の項を削る部分、産業基盤整備基金の項を削る部分、中小企業総合事業団の項を削る部分、通信・放送機構の項を削る部分及び労働福祉事業団の項を削る部分を除く。）

ロ　第二条中法人税法第四十二条の改正規定、同法別表第一第一号の改正規定（雇用・能力開発機構の項を削る部分及び労働福祉事業団の項を削る部分を除く。）

ハ　第三条中相続税法第十四条第二項の改正規定（「石油税」を「石油石炭税」に改める部分に限る。）

ニ　第四条の規定（地価税法第二十三条第二項の改正規定を除く。）

ホ　第五条中登録免許税法第五条第六号の改正規定、同法別表第二の改正規定（雇用・能力開発機構の項を削る部分、帝都高速度交通営団の項を削る部分、「として」を「のうち」に改める部分及び労働福祉事業団の項を削る部分を除く。）及び同法別表第三の改正規定（十九の項を改める部分及び二十三の項の次に一項を加える部分を除く。）並びに附則第二十四条第二項の規定

ヘ　第六条中消費税法第九条の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定及び同法別表第三第一号の改正規定（雇用・能力開発機構の項を削る部分、産業基盤整備基金の項を削る部分、中小企業総合事業団の項を削る部分、通信・放送機構の項を削る部分及び労働福祉事業団の項を削る部分を除く。）並びに附則第二十五条及び第三十条の規定

ト　第九条中石油税法の題名の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第三条の改正規定（「石油税」を「石油石炭税」に改める部分に限る。）、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第六条第二項の改正規定、同法第七条の改正規定（「石油税」を「石油石炭税」に改める部分に限る。）、同法第八条から第十九条までの改正規定、同法第二十一条の改正規定、同法第二十三条の改正規定及び同法第二十四条の改正規定並びに附則第四十四条から第四十八条まで、第五十条、第百三十七条、第百三十八条、第百三十九条（国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条第三号の改正規定に限る。）、第百四十条、第百四十二条（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第三号、第十五条第二項第七号、第四十六条第一項第一号イ及び第六十条第二項の改正規定に限る。）、第百四十三条、第百五十三条から第百六十八条まで、第百七十一条、第百七十二条、第百七十六条、第百八十条、第百八十一条、第百八十七条（会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第百二十九条の改正規定に限る。）及び第百八

十八条第一項の規定

チ　第十条の規定及び附則第五十三条から第五十五条までの規定

リ　第十一条中印紙税法別表第二の改正規定（雇用・能力開発機構の項を削る部分、中小企業総合事業団の項を削る部分、帝都高速度交通営団の項を削る部分、「として」を「のうち」に改める部分及び労働福祉事業団の項を削る部分を除く。）及び同法別表第三の改正規定（農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号）第二十八条第一項第二号（業務の範囲）の業務に関する文書の項を削る部分、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項第二号（業務）の業務に関する文書の項の次に独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十八条第一項第一号、第二号及び第八号（業務の範囲等）の業務に関する文書の項及び独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十三条第一項第一号から第三号まで（業務の範囲）の業務に関する文書の項を加える部分並びに「自動車事故対策センター法（昭和四十八年法律第六十五号）第三十一条第一項第三号及び第四号（業務）」を「独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）第十二条第五号及び第六号（業務の範囲）」に、「自動車事故対策センター又は」を「独立行政法人自動車事故対策機構又は」に、「同法第六十九条第一項第四号（業務の委託）の退職金共済証紙の受払いに関する」を「同法第七十条（業務の範囲）に規定する業務のうち、同法第四十四条第四項（掛金）に規定する退職金共済証紙の受払いに関する業務に係る」に、「勤労者退職金共済機構」を「同法第七十二条第一項（業務の委託）の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構」に、「農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第十九条第一号」を「独立行政法人農業者年金基金法第一号」に、「農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第十七条（保険料に関する経過措置）に規定する保険料の受取書若しくは同法附則第二十条第一項（国庫負担）に規定する旧年金給付、旧脱退一時金及び旧死亡一時金」を「同法附則第六条第一項第一号（業務の特例）に規定する給付」に、「農業者年金基金又は農業者年金基金法第二十条第一項第二号」を「独立行政法人農業者年金基金又は同法第十条第一項第二号」に改める部分に限る。）並びに附則第五十六条及び第五十七条の規定

ヌ　第十二条中租税特別措置法の目次の改正規定（「石油税法」を「石油石炭税法」に改める部分に限る。）、同法第一条の改正規定、同法第二条第三項第五号の改正規定、同法第三十三条第一項第三号の改正規定、同法第三十三条の二第一項第二号の改正規定、同法第三十三条の三第一項の改正規定、同法第三十四条の三第二項第六号の改正規定、同法第三十四条第一項第三号の改正規定、同法第六十五条第一項の改正規定、同法第七十条の四第五項の改正規定（「第三項」を「第四項」に改める部分及び同条第五項を同条第六項とする部分を除く。）、同法第七十一条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第七十八条の四第三項第二号の改正規定、同法第八十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六章第三節の二の節名の改正規定、同法第九十条の四の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第九十条の五の改正規定、同法第九十条の六の二の改正規定（「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び同法第九十条の七第三項の改正規定並びに附則第七十六条第二項及び第三項、第九十九条第一項及び第二項、第百十八条第一項及び第二項、第百三十三条並びに第百四十九条（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）附則第三十三条第八項の改正規定に限る。）の規定

五　次に掲げる規定　平成十六年一月一日

イ　第一条中所得税法第八十三条の二第一項の改正規定及び同法第二百二十四条の三第二項第五号の改正規定並びに附則第三条及び第六条の規定

ロ　第六条中消費税法第十九条の改正規定及び附則第二十七条の規定

ハ　第十二条中租税特別措置法第八条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第八条の三第一項から第四項までの改正規定、同法第八条の四の改正規定、同法第九条第一項の改正規定、同法第三十七条の十第三項及び第五項の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定、同法第三十七条の十一の四の改正規定、同法第三十七条の十一の五第一項の改正規定、同法第三十七条の十四の二第一項の改正規定並びに同法第三十七条の十五の改正規定並びに附則第六十一条、第六十二条第一項、第六十三条、第六十六条、第七十七条第一項及び第二項、第七十八条、第七十九条第一項及び第六項、第八十条並びに第八十二条の規定

六　第十一条中印紙税法別表第三の改正規定（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十三条第一項第一号から第三号まで（業務の範囲）の業務に関する文書の項の次に情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十条第一項第三号及び第四号（業務の範囲）の業務に関する文書の項を加える部分に限る。）　平成十六年一月五日

七　次に掲げる規定　平成十六年三月一日

イ　第一条中所得税法別表第一第一号の改正規定（雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。）

ロ　第二条中法人税法別表第一第一号の改正規定（雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。）

ハ　第五条中登録免許税法別表第二の改正規定（雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。）

ニ　第六条中消費税法別表第三第一号の改正規定（雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。）

ホ　第十一条中印紙税法別表第二の改正規定（雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。）

八　次に掲げる規定　平成十六年四月一日

イ　第一条中所得税法別表第一第一号の改正規定（通信・放送機構の項を削る部分及び労働福祉事業団の項を削る部分に限る。）

ロ　第二条中法人税法別表第一第一号の改正規定（労働福祉事業団の項を削る部分に限る。）及び同法別表第二第一号の改正規定（通信・放送機構の項を削る部分に限る。）

ハ　第五条中登録免許税法別表第二の改正規定（帝都高速度交通営団の項を削る部分及び労働福祉事業団の項を削る部分に限る。）

ニ　第六条中消費税法の目次の改正規定、同法第十条及び第十一条の改正規定（「三千万円」を「千万円」に改める部分に限る。）、同法第三十七条第一項の改正規定、同法第四十二条から第四十四条までの改正規定、同法第四十八条の改正規定、同法第五十九条第一号の改正規定、同法第六十条第八項の改正規定、同

第五章中第六十三条の次に一条を加える改正規定、同法第六十五条の改正規定並びに同法別表第三第一号の改正規定（通信・放送機構の項を削る部分及び労働福祉事業団の項を削る部分に限る。）並びに附則第二十六条、第二十八条、第二十九条、第三十一条及び第百四十二条（国税通則法第三十八条第三項の改正規定に限る。）の規定

ホ　第十一条中印紙税法別表第二の改正規定（帝都高速度交通営団の項を削る部分及び労働福祉事業団の項を削る部分に限る。）及び同法別表第三の改正規定（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第一号（通信・放送機構の業務の特例）の業務に関する文書の項を改める部分に限る。）

九　次に掲げる規定　中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号）の施行の日

イ　第一条中所得税法別表第一第一号の改正規定（産業基盤整備基金の項を削る部分及び中小企業総合事業団の項を削る部分に限る。）

ロ　第二条中法人税法別表第二第一号の改正規定（産業基盤整備基金の項を削る部分及び中小企業総合事業団の項を削る部分に限る。）

ハ　第五条中登録免許税法別表第三の改正規定（十九の項を改める部分に限る。）

ニ　第六条中消費税法別表第三第一号の改正規定（産業基盤整備基金の項を削る部分及び中小企業総合事業団の項を削る部分に限る。）

ホ　第十一条中印紙税法別表第二の改正規定（中小企業総合事業団の項を削る部分に限る。）及び同法別表第三の改正規定（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第四十条第一項第一号（業務）の業務、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）第九条第一号（産業基盤整備基金の行う特定商業集積整備促進業務）の業務、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号）第八条第一号及び第三号から第五号まで（産業基盤整備基金の行う輸入促進・対内投資円滑化業務）の業務、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第十条第一号（産業基盤整備基金の行う特定事業活動等促進業務）の業務並びに流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第四十七条の四第一号（産業基盤整備基金の行う流通業務効率化基盤整備事業実施円滑化業務）の業務に関する文書の項を改める部分に限る。）

ヘ　第十二条中租税特別措置法第七十一条の四第一項第一号の改正規定

十　第十二条中租税特別措置法第十一条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十四条の四の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第六十六条の十二第一項の改正規定（「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める部分及び「同条第十一項」を「同条第九項」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の二十一の改正規定、同法第六十八条の八十六の改正規定、同法第八十条第二項を削る改正規定及び同法第八十条の次に二条を加える改正規定（第八十条の二を加える部分に限る。）並びに附則第百三条第一項の規定　産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）の施行の日

十一　第十二条中租税特別措置法第十一条の七の次に一条を加える改正規定、同法第四十四条の八の改正規定（同条第二項に係る部分に限る。）及び同法第六十八条の二十四の次に一条を加える改正規定（第六十八条の二十四の二第二項に係る部分に限る。）　食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）の施行の日

十二　第十二条中租税特別措置法第二十条の三第一項の改正規定、同法第二十八条の二第一項第四号の改正規定、同法第五十五条の五の改正規定、同法第六十六条の十一第一項第四号の改正規定及び同法第六十八条の四十四の改正規定並びに附則第七十三条第一項、第七十五条、第九十七条第一項、第百一条第一項、第百十六条第一項及び第百二十条第一項の規定　石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第一条第四号に定める日

十三　第十二条中租税特別措置法第三十四条の二第二項第十九号の改正規定、同法第四十一条の十二第九項第七号の次に一号を加える改正規定及び同法第六十五条の四第一項第十九号の改正規定並びに附則第七十六条第四項、第八十四条第四項、第九十九条第三項及び第百十八条第三項の規定　石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律附則第一条第二号に定める日

十四　第十二条中租税特別措置法第七十八条の二第五項及び第六項の改正規定（同条第五項に係る部分に限る。）及び附則第百二十四条第八項の規定　平成十五年四月一日又は漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）の施行の日の翌日のいずれか遅い日

十五　第十二条中租税特別措置法第八十四条の五の改正規定　平成十五年四月一日又は株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第　　号）の施行の日のいずれか遅い日

十六　第十二条中租税特別措置法第九十条の十二第一項の改正規定　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）附則第一条第二号に定める日

（公共法人等及び公益信託等に係る非課税に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の所得税法（以下「新所得税法」という。）第十一条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第一項若しくは第二項又は第三項に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託が支払を受けるべき同条第一項に規定する公社債等の利子等について適用し、当該内国法人若しくは外国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託が施行日前に支払を受けるべき第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第十一条第一項に規定する公社債等の利子等については、なお従前の例による。

2　施行日から平成十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき旧所得税法第十一条第一項に規定する公社債等の利子等については、新所得税法第十一条第一項中「又は貸付信託」とあるのは「若しくは貸付信託」と、「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項（定義）に規定する投資口で政令で定めるもの」と、「又は収益の分配」とあるのは「若しくは収益の分配又は利益の配当」として、同条の規定を適用する。

（配偶者特別控除に関する経過措置）

第三条　新所得税法第八十三条の二第一項の規定は、平成十六年分以後の所得税について適用し、平成十五年分以前の所得税については、な

お従前の例による。

（同族会社等の行為又は計算の否認等に関する経過措置）

第四条　新所得税法第百五十七条第一項第二号ハの規定は、法人が施行日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が施行日前に行った行為又は計算については、なお従前の例による。

（内国法人が支払を受ける報酬又は料金に係る所得税の課税標準に関する経過措置）

第五条　施行日前に内国法人が支払を受けるべき旧所得税法第百七十四条第十号に掲げる報酬又は料金については、なお従前の例による。

（株式等の譲渡の対価の受領者の告知に関する経過措置）

第六条　新所得税法第二百二十四条の三の規定は、平成十六年一月一日以後に行われる同条第二項に規定する株式等の譲渡について適用し、同日前に行われた旧所得税法第二百二十四条の三第二項に規定する株式等の譲渡については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七条　第一条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる所得税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第八条　この附則に別段の定めがあるものを除き、新法人税法の規定は、法人（新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第十四条までにおいて同じ。）の施行日以後に開始する事業年度（法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十九号。以下この条において「平成十四年改正法」という。）附則第三条第一項の規定の適用を受けて第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第四条の二の承認を受ける同項に規定する内国法人（以下この条において「経過措置適用親法人」という。）、同項の規定の適用を受けて旧法人税法第四条の二の承認を受ける平成十四年改正法附則第三条第三項に規定する他の内国法人（以下「経過措置適用子法人」という。）及び当該経過措置適用親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。）において当該経過措置適用親法人との間に旧法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなった同条に規定する他の内国法人（以下「経過措置期間加入法人」という。）の平成十四年改正法附則第三条第一項に規定する経過措置対象年度（同項に規定する最初の連結事業年度としようとする期間に限る。以下「経過措置対象年度」という。）の期間内の各事業年度を除く。）の所得に対する法人税、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度（経過措置適用親法人、経過措置適用子法人及び経過措置期間加入法人の経過措置対象年度の期間内の連結事業年度を除く。）の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の施行日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税及び法人の施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この条において同じ。）による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度並びに経過措置適用親法人、経過措置適用子法人及び経過措置期間加入法人の経過措置対象年度の期間内の各事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度並びに経過措置適用親法人、経過措置適用子法人及び経過措置期間加入法人の経過措置対象年度の期間内の連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の施行日前に開始した計算期間の所得に対する法人税並びに法人の施行日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（適格合併等の定義に関する経過措置）

第九条　新法人税法第二条第十二号の八ロ、第十二号の十一ロ及び第十二号の十四ロの規定は、法人が施行日以後に行う合併、分割又は現物出資について適用し、法人が施行日前に行った合併、分割又は現物出資については、なお従前の例による。

（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する経過措置）

第十条　法人が附則第一条第四号に定める日前に取得した旧法人税法第四十二条第二項第二号に掲げる固定資産については、なお従前の例による。

（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置）

第十一条　新法人税法第五十七条第九項及び第五十八条第四項の規定は、法人が施行日以後に当該法人を分割法人又は被合併法人とする分割型分割又は合併を行う場合の当該分割型分割又は合併の日の前日の属する事業年度における欠損金額について適用し、法人が施行日前に当該法人を分割法人又は被合併法人とする分割型分割又は合併を行った場合の当該分割型分割又は合併の日の前日の属する事業年度における欠損金額については、なお従前の例による。

2　経過措置適用子法人又は経過措置期間加入法人（以下この項及び附則第十三条第二項において「経過措置適用子法人等」という。）が経過措置対象年度（施行日の属する経過措置対象年度にあっては、施行日からその経過措置対象年度終了の日までの期間）において当該経過措置適用子法人等を分割法人とする分割型分割を行った場合には、当該経過措置適用子法人等の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度開始の日に行うもの及び当該連結法人」とする。

（同族会社等の行為又は計算の否認に関する経過措置）

第十二条　新法人税法第八十条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、法人が施行日以後に当該法人を分割法人又は被合併法人とする分割型分割又は合併を行う場合の当該分割型分割又は合併の日の前日の属する事業年度において生ずる欠損金額について適用し、法人が施行日前に当該法人を分割法人又は被合併法人とする分割型分割又は合併を行った場合の当該分割型分割又は合併の日の前日の属する事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

（連結欠損金の繰越しに関する経過措置）

第十三条　新法人税法第八十一条の九の規定は、連結法人の平成十五年三月三十一日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

2　経過措置適用子法人等が経過措置対象年度において当該経過措置適用子法人等を分割法人とする分割型分割を行った場合には、当該経過措置適用子法人等の当該分割型分割の日の属する連結事業年度における新法人税法第八十一条の九第三項の規定の適用については、「及び当該連結法人」とあるのは、「、当該連結法人の最初の連結事業年度開始の日に行うもの及び当該連結法人」とする。

（同族会社等の行為又は計算の否認に関する経過措置）

第十四条　新法人税法第百三十二条第一項第二号ハの規定は、法人が施行日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が施行日前に行った行為又は計算については、なお従前の例による。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第十五条　第三条の規定による改正後の相続税法

（以下「新相続税法」という。）の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十五年一月一日以後に相続若しくは遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）又は贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得した財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

（相続税及び贈与税の財産の所在に関する経過措置）

第十六条　新相続税法第十条第一項の規定は、施行日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

（相続税額の加算及び相次相続控除に関する経過措置）

第十七条　新相続税法第十八条及び第二十条の規定は、施行日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

（生命保険契約に関する権利の評価に関する経過措置）

第十八条　施行日前に相続又は遺贈により取得した財産であって第三条の規定による改正前の相続税法（以下「旧相続税法」という。）第二十六条に規定する権利の価額に係るものに係る相続税については、なお従前の例による。

2　相続又は遺贈により旧相続税法第二十六条に規定する生命保険契約に関する権利で取得した時において保険事故が発生していないものを施行日から三年を経過する日までの間に取得した場合には、当該権利の価額は、同条に規定する金額によることができる。

（納税義務者が住所及び居所を有しないこととなる場合に関する経過措置）

第十九条　相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した者が施行日以後に新相続税法第二十一条の十八第一項、第二十七条第一項及び第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項並びに第三十一条第二項に規定する住所及び居所を有しないこととなった場合については、なお従前の例による。

（贈与税の更正、決定等の期間制限の特則に関する経過措置）

第二十条　新相続税法第三十六条の規定は、平成十六年一月一日以後に贈与により取得した財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

（贈与税の申告内容の開示等に関する経過措置）

第二十一条　新相続税法第四十九条の二の規定は、平成十五年一月一日以後に贈与により取得した財産に係る贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格の合計額で同条第一項に規定するものの開示について適用する。

（相続税の延滞税の特則に関する経過措置）

第二十二条　新相続税法第五十一条第二項の規定は、施行日以後に相続又は遺贈により取得した財産（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で新相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。）に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　第五条の規定による改正後の登録免許税法（以下この条において「新登録免許税法」という。）第五条第六号の規定は、平成十五年十月一日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用する。

2　独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）附則第八条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号又は第二号に規定する事業の施行のため必要な土地又は建物に関する登記についての新登録免許税法第五条第六号の規定の適用については、同号中「事業又は」とあるのは、「事業、同法附則第八条第一項（業務の特例）に規定する業務のうち旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号、第二号又は第四号（業務の範囲）に規定する事業又は」とする。

3　新登録免許税法第十七条の規定は、施行日以後に新登録免許税法別表第一第一号(九)イからホまでに掲げる仮登記を受けた者が、同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に受ける所有権の保存若しくは移転の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に第五条の規定による改正前の登録免許税法（以下この条において「旧登録免許税法」という。）別表第一第一号(九)イに掲げる仮登記を受けた者が、同号に規定する不動産について、当該仮登記に基づき施行日前に受けた所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4　施行日前に旧登録免許税法別表第一第一号(九)イに掲げる仮登記を受けた者が、同号に規定する不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に所有権の移転の登記を受ける場合における新登録免許税法第十七条の規定の適用については、同条中「千分の二」とあり、及び「千分の十」とあるのは、「千分の四」とする。

5　施行日前に旧登録免許税法別表第一第一号(九)ロに掲げる仮登記を受けた者が、同号に掲げる不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に所有権の保存の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合における登録免許税については、新登録免許税法第十七条の規定は、適用しない。

6　新登録免許税法第十七条の二の規定は、施行日以後に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受ける組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に事業協同組合、企業組合若しくは協同組合又は農事組合法人が受けた組織変更による株式会社又は有限会社の設立の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7　新登録免許税法別表第一第一号の規定は、施行日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（小規模事業者に係る納税義務の免除に関する経過措置）

第二十五条　第六条の規定による改正後の消費税法（以下「新消費税法」という。）第九条第一項及び第四項の規定は、平成十六年四月一日（以下附則第三十条までにおいて「適用日」という。）以後に開始する新消費税法第十九条に規定する課税期間（以下この条及び附則第二十八条において「課税期間」という。）について適用し、適用日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

2　適用日以後最初に開始する課税期間の直前の課税期間において第六条の規定による改正前の消費税法（以下「旧消費税法」という。）第九条第一項本文の規定の適用を受けた事業者が、適用日以後に開始する課税期間につき新消費税法第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高（以下この項において「基準期間における課税売上高」という。）を計算する場合において、当該基準期間の初日が施行日前であり、かつ、当該基準期間における課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、同条第二項の規定にかかわらず、平成十五年十月一日から同年十二月三十一日までの期間における課税売上高（当該期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額（消費税法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）の合計額から当該期間中に行った新消費税法第九条第二項に規定する売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。）に四を乗じて計算した金額を基準期間における課税売上高とすることができる。

3　平成十五年十月一日前に提出された旧消費税法第九条第四項の規定による届出書は、新消費税法第九条第四項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。

（相続があった場合の納税義務の免除の特例等の経過措置）

第二十六条　新消費税法第十条から第十二条（同条第三項に規定する特定要件に係る部分を除く。）までの規定は、これらの規定に規定する相続人、合併法人、新設分割子法人、新設分割親法人又は分割承継法人の適用日以後に開始する年又は事業年度においてこれらの規定に規定する相続、合併、分割等又は吸収分割（以下この条において「相続等」という。）があった場合について適用し、適用日前に開始した年又は事業年度において相続等があった場合については、なお従前の例による。

（課税期間に関する経過措置）

第二十七条　新消費税法第十九条（第一項第三号の二又は第四号の二の規定による届出書に係る部分に限る。）の規定は、適用日以後に開始する年又は事業年度（同項第三号又は第四号の規定による届出書を提出している事業者にあっては、これらの規定に定める期間）について適用する。

2　平成十六年一月一日前に提出された旧消費税法第十九条第一項第三号又は第四号の規定による届出書は、新消費税法第十九条第一項第三号又は第四号の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。

（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置）

第二十八条　新消費税法第三十七条第一項の規定は、適用日以後に開始する課税期間について適用し、適用日前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

2　適用日前に提出された旧消費税法第三十七条第一項の規定による届出書は、新消費税法第三十七条第一項の規定による届出書とみなして、同条の規定を適用する。

（課税資産の譲渡等についての中間申告に関する経過措置）

第二十九条　新消費税法第四十二条及び第四十三条の規定は、新消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項に規定する課税期間が適用日以後に開始する場合について適用し、旧消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間が適用日前に開始した場合については、なお従前の例による。

（小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出に関する経過措置）

第三十条　新消費税法第五十七条第一項第一号及び第二号の規定は、これらの規定に規定する課税期間が適用日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が適用日前に開始した場合については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三十一条　第六条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（酒税法の一部改正に伴う一般的経過措置）

第三十二条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第七条の規定（酒税法第二十二条の改正規定に限る。）の施行前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

（ビール等に係る製造免許等の経過措置）

第三十三条　第七条の規定による改正前の酒税法（以下「旧酒税法」という。）の規定により発泡酒とされていたもののうち、同条の規定の施行によりビールとして分類されることになる酒類につき旧酒税法の規定により製造免許又は販売業免許を受けていた者は、平成十五年六月二日までに、政令で定めるところにより、この項の規定の適用を受けない旨を当該酒類の製造場の所在地の所轄税務署長に届け出た場合を除き、平成十五年四月一日に、同条の規定による改正後の酒税法（以下「新酒税法」という。）の規定によりビール（麦を原料の一部としたものに限る。）の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。この場合において、旧酒税法の規定による製造免許又は販売業免許に期限又は条件が付されていたときは、当該期限又は条件は、新酒税法の規定による製造免許又は販売業免許に付されたものとみなす。

2　前項の規定の適用がある場合（同項の規定により同項の規定の適用を受けない旨を届け出た場合を含む。）を除き、第七条の規定の施行により旧酒税法の規定により分類されていた種類又は品目と異なる種類又は品目に分類されることになる酒類につき旧酒税法の規定により製造免許又は販売業免許を受けていた者は、平成十五年四月一日に、新酒税法の規定により、それぞれ、当該酒類が新酒税法の規定により分類されることになる種類又は品目の製造免許又は販業免許を受けたものとみなす。この場合において、旧酒税法の規定による製造免許又は販売業免許に期限又は条件が付されていたときは、当該期限又は条件は、新酒税法の規定による製造免許又は販売業免許に付されたものとみなす。

（再移出控除に係る経過措置）

第三十四条　新酒税法第三十条第三項の規定は、酒類製造者が酒類の製造場に移入した酒類（酒税法第三十条第一項の規定により控除を受けるべきものを除く。）で、平成十五年四月一日以後に当該製造場から更に移出され、又は新酒税法第四十七条第一項の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用されたものについて適用する。

（酒類の製成数量申告等に係る経過措置）

第三十五条　新酒税法第四十七条第二項の規定は、平成十五年四月一日から適用し、平成十五年三月三十一日までの酒類の製成及び移出数量、同日における所持数量並びに平成十五年三月中に酒類をその製造場から移出しなかった旨の申告については、なお従前の例による。

（届出に係る経過措置）

第三十六条　新酒税法第五十条の二第二項及び第三項の規定は、平成十五年四月一日以後に同条

第二項各号のいずれかに該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

（未納税移出等に係る経過措置）

第三十七条　平成十五年五月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（新酒税法第二十二条又は租税特別措置法第八十七条の三に規定する税率（以下「新酒税法等の税率」という。）により算出した場合の酒税額が旧酒税法第二十二条又は租税特別措置法第八十七条の三若しくは第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第八十七条の四に規定する税率（以下「旧酒税法等の税率」という。）により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。）で、酒税法第二十八条第三項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が同日以後に到来するものに限る。）について、同法第二十八条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法等の税率とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）

第三十八条　次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十五年五月一日前に保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取られた酒類（新酒税法等の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法等の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。）について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法等の税率とする。

免除の規定	追徴の規定
酒税法第二十八条の三第一項	同法第二十八条の三第六項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同法第十三条第五項において準用する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）

（手持品課税）

第三十九条　平成十五年五月一日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において新酒税法等の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法等の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなる酒類を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所で所持する場合には、その合計数量）が八百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を同日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

2　前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、同項に規定する酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

3　第一項の場合においては、新酒税法等の税率により算出した場合の酒税額と旧酒税法等の税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を同項の酒税額とする。

4　第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成十五年六月二日までに、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　所持する酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量

二　前号の数量により算定した第一項の規定による酒税額及び当該酒税額の合計額

三　その他政令で定める事項

5　前項の規定による申告書を提出した者は、平成十五年十月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる酒税額の合計額に相当する酒税を、国に納付しなければならない。

6　前項の規定は、同項に規定する第四項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る酒税につき国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

7　次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額に相当する金額は、新酒税法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額（第二号に該当する場合にあっては、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一　酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該酒類製造者の他の酒類の製造場に移入された場合を含む。）

二　前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場から更に移出し、又は新酒税法第四十七条第一項の規定により申告した製

造方法に従い酒類の原料として使用した場合は、第四項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

8　酒税法第四十八条（第二号を除く。）の規定

9　第四項の規定による申告書の提出を怠った者は、二十万円以下の罰金に処する。

10　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（酒税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置）

第四十条　第七条の規定の施行前にした行為並びに附則第三十二条、第三十五条及び第三十六条の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る第七条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（たばこ税法の一部改正に伴う一般的経過措置）

第四十一条　第八条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった同条の規定による改正前のたばこ税法第十一条第二項に規定する製造たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

（たばこ税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置）

第四十二条　第八条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされるたばこ税に係る第八条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（石油税法の一部改正に伴う一般的経過措置）

第四十三条　この附則に別段の定めがあるものを除き、平成十五年十月一日前に課した、又は課すべきであった石油税については、なお従前の例による。

（ガス状炭化水素に係る税率の特例）

第四十四条　平成十五年十月一日から平成十七年三月三十一日までの間に、ガス状炭化水素（第九条の規定による改正後の石油石炭税法（以下「石油石炭税法」という。）第二条第三号に規定するガス状炭化水素をいう。以下同じ。）の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られるガス状炭化水素に課されるべき石油石炭税の税率は、石油石炭税法第九条第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる税率とする。

一　ガス状炭化水素のうち関税定率法別表第二七一一・一一号及び第二七一一・二一号に掲げる天然ガス（以下この条において「天然ガス」という。）　一トンにつき八百四十円

二　ガス状炭化水素のうち天然ガス以外のもの（次項において「石油ガス等」という。）　一トンにつき八百円

2　平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、ガス状炭化水素の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られるガス状炭化水素に課されるべき石油石炭税の税率は、石油石炭税法第九条第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる税率とする。

一　天然ガス　一トンにつき九百六十円

二　石油ガス等　一トンにつき九百四十円

（石炭に係る税率の特例）

第四十五条　次の各号に掲げる期間内に、石炭（石油石炭税法第二条第四号に規定する石炭をいう。以下同じ。）の採取場から移出され、又は保税地域から引き取られる石炭に課されるべき石油石炭税の税率は、石油石炭税法第九条第三号の規定にかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一　平成十五年十月一日から平成十七年三月三十一日まで　石炭一トンにつき二百三十円

二　平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで　石炭一トンにつき四百六十円

（未納税移出等に係る経過措置）

第四十六条　平成十五年十月一日前にその採取場から移出されたガス状炭化水素で、第九条の規定による改正前の石油税法（以下「旧石油税法」という。）第十条第三項（旧石油税法第十一条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る旧石油税法第十条第三項各号に掲げる日が平成十五年十月一日以後に到来するものに限る。）について、旧石油税法第十条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該ガス状炭化水素に係る石油石炭税の税率は、附則第四十四条第一項に規定する税率（以下「附則第四十四条第一項の税率」という。）とする。

2　平成十七年四月一日前にその採取場から移出されたガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が平成十七年四月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税率は、ガス状炭化水素にあっては附則第四十四条第二項に規定する税率（以下「附則第四十四条第二項の税率」という。）とし、石炭にあっては附則第四十五条第二号に規定する税率（以下「附則第四十五条第二号の税率」という。）とする。

3　平成十九年四月一日前にその採取場から移出されたガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が平成十九年四月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税率は、附則第四十四条第一項の税率とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）

第四十七条　次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油税の免除を受けて平成十五年十月一日前にその採取場から移出され、又は保税地域から引き取られたガス状炭化水素について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該ガス状炭化水素に係る石油石炭税の税率は、附則第四十四条第一項の税率とする。

免除の規定	追徴の規定
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項及び第二項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同法第十三条第五項において準用する関税定率法第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
租税特別措置法第九十条の四第一項	同法第九十条の四第五項
租税特別措置法第九十条の四の二第一項	同法第九十条の四の二第四項
租税特別措置法第九十条の四の三第一項	同法第九十条の四の三第四項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第十条の三第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第一項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十条の三第二項又は第十一条第二項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十条の三第二項又は第十一条第二項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第十条第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第三条第一項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第十条の三第二項又は第十一条第二項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第十条の三第二項又は第十一条第二項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第十条の三第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第一項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十条の三第二項又は第十一条第二項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十条の三第二項又は第十一条第二項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第二条第一項	

2　前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成十七年四月一日前にその採取場から移出され、又は保税地域から引き取られたガス状炭化水素又は石炭について、同日以後に同項の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税率は、ガス状炭化水素にあっては附則第四十四条第二項の税率とし、石炭にあっては附則第四十五条第二号の税率とする。

3　第一項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成十九年四月一日前にその採取場から移出され、又は保税地域から引き取られたガス状炭化水素又は石炭について、同日以後に同項の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税率は、石油石炭税法第九条第二号又は第三号に規定する税率とする。

（戻入れ等に係る経過措置）

第四十八条　平成十五年十月一日前に原油（石油税法第二条第一号に規定する原油をいう。以下同じ。）若しくはガス状炭化水素の採取者がその採取場から移出し、又は他の原油若しくはガス状炭化水素の採取場から移出され、若しくは保税地域から引き取られた原油若しくはガス状炭化水素を、原油若しくはガス状炭化水素の採取場に戻し入れ、又は移入した場合において、同日以後にこれらの原油若しくはガス状炭化水素につき石油石炭税法第十二条第一項又は第二項の規定による控除を受けるときは、これらの規定中「石油石炭税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油石炭税額」とあるのは、「石油税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油税額」として、これらの規定を適用する。

2　平成十五年十月一日前に原油又はガス状炭化水素の採取者がその採取場から移出した原油又はガス状炭化水素を、その採取を廃止した後当該採取場であった場所に戻し入れた場合において、同日以後に石油石炭税法第十二条第四項に規定する当該税務署長の承認を受けて当該原油又はガス状炭化水素を廃棄したときは、同項中「石油石炭税額」とあるのは、「石油税額」として、同項の規定を適用する。

（引取りに係る石炭についての課税標準及び税額の申告の特例）

第四十九条　関税法第六条の二第一項第一号に規定する申告納税方式が適用される石炭を保税地域から継続的に引き取る者として政令で定める者に該当する者は、施行日から平成十五年九月三十日までに、政令で定めるところにより、石油税法第十五条第一項に規定する国税庁長官の承認を受けることができる。

（担保に係る経過措置）

第五十条　旧石油税法第十九条の規定により提供された担保は、石油石炭税法第十九条の規定により提供された担保とみなす。

（採取の開廃等の申告に係る経過措置）

第五十一条　この法律の施行の際現に石炭の採取をしている者は、平成十五年九月三十日までに、石炭の採取場ごとに、石炭の採取場の位置その他政令で定める事項を書面で当該石炭の採取場（第九条の規定による改正後の石油税法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあっては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

2　施行日前から引き続いて石炭の採取の委託をしている者で、第九条の規定による改正後の石油税法第六条第一項の規定により石炭を採取したものとみなされる者は、平成十五年九月三十日までに、石炭を採取したものとみなされる委託の内容その他政令で定める事項を書面で当該石炭の採取場（当該委託をする者が第九条の規定による改正後の石油税法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあっては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

3　前二項の申告をした者は、それぞれ、施行日において第九条の規定による改正後の石油税法第二十条第一項前段又は第三項の規定による申告をした者とみなす。

4　第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する者で平成十五年九月三十日までに第一項の採取を廃止し、又は第二項の委託をしないこととなるものについては、適用しない。

5　施行日から平成十五年九月三十日までの間において新たに石炭の採取をしようとする者は、第九条の規定による改正後の石油税法第二十条第一項前段の規定による申告については、同項前段の規定にかかわらず、平成十五年九月三十日までに、石炭の採取場ごとに、石炭の採取場の位置その他政令で定める事項を書面で当該石炭の採取場（第九条の規定による改正後の石油税法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあっては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

6　施行日から平成十五年九月三十日までの間において新たに石炭の採取の委託をしようとする者は、第九条の規定による改正後の石油税法第二十条第三項の規定による申告については、同項の規定にかかわらず、平成十五年九月三十日までに、石炭を採取したものとみなされる委託の内容その他政令で定める事項を書面で当該石炭の採取場（当該委託をする者が第九条の規定による改正後の石油税法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあっては、その承認を受けた場所）の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

7　第一項、第二項、第五項又は前項に規定する者について、施行日から平成十五年八月三十一日までの間に相続があった場合において、当該相続により石炭の採取業を承継した相続人があ

るときは、当該相続人は、第九条の規定による改正後の石油税法第二十条第四項の規定による申告については、その石炭の採取場ごとに、当該相続のあった日から平成十五年九月三十日までの間に、その旨を書面で当該石炭の採取場（当該相続に係る被相続人が第九条の規定による改正後の石油税法第七条第一項ただし書の承認を受けていた場合において、当該相続に係る相続人が同項ただし書の承認を受けるときにあっては、その承認を受ける場所）の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

8　前項の規定は、法人が合併により石炭の採取業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と、「当該相続に係る被相続人」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と、「当該相続に係る相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と読み替えるものとする。

9　第九条の規定による改正後の石油税法第二十条第一項前段、第三項又は第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び石油税法第二十六条第二号の規定は、第五項、第六項及び第七項（前項において準用する場合を含む。）に規定する者で平成十五年九月三十日までに石炭の採取を廃止し、又は石炭の採取の委託をしないこととなるものについては、それぞれ適用しない。

10　第一項又は第二項の規定による申告を怠り、又は偽った者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

11　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（石油税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置）

第五十二条　第九条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる石油税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（電源開発促進税法の一部改正に伴う一般的経過措置）

第五十三条　第十条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった電源開発促進税については、なお従前の例による。

（電源開発促進税の税率の特例）

第五十四条　次の各号に掲げる期間内に、料金の支払を受ける権利が確定される電源開発促進税法第七条第一項第一号に規定する販売電気及び同条第二項の計量がされる同条第一項第二号に規定する電気に対する電源開発促進税の税率は、第十条の規定による改正後の電源開発促進税法第六条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一　平成十五年十月一日から平成十七年三月三十一日まで　販売電気千キロワット時につき四百二十五円

二　平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで　販売電気千キロワット時につき四百円

（電源開発促進税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置）

第五十五条　第十条の規定の施行前にした行為及び附則第五十三条の規定によりなお従前の例によることとされる電源開発促進税に係る第十条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置）

第五十六条　第十一条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった印紙税については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置）

第五十七条　第十一条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる印紙税に係る第十一条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第五十八条　第十二条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十五年分以後の所得税について適用し、平成十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（振替国債の利子の課税の特例に関する経過措置）

第五十九条　新租税特別措置法第五条の二第一項の規定は、同項に規定する非居住者又は外国法人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する振替国債の利子について適用し、第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第五条の二第一項に規定する非居住者又は外国法人が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する振替国債の利子については、なお従前の例による。

（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置）

第六十条　新租税特別措置法第八条第二項、第三項及び第五項の規定は、これらの規定に規定する証券業者等又は内国法人が施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する利子について適用し、旧租税特別措置法第八条第二項に規定する証券業者等が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する利子については、なお従前の例による。

（公募投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等に関する経過措置）

第六十一条　旧租税特別措置法第八条の二第一項に規定する居住者若しくは国内に恒久的施設を有する非居住者又は同条第三項に規定する非居住者、内国法人若しくは外国法人が平成十六年一月一日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する公募投資信託等の収益の分配に係る配当等については、なお従前の例による。

（国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等に関する経過措置）

第六十二条　旧租税特別措置法第八条の三第一項に規定する居住者又は同条第二項に規定する内国法人が平成十六年一月一日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する国外公募投資信託等の配当等及び同条第二項に規定する国外投資信託等の配当等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第八条の三第六項の規定は、同項に規定する居住者が施行日以後に同項第一号に規定する支払の取扱者から交付を受けるべき同項に規定する国外投資信託等の配当等について適用し、旧租税特別措置法第八条の三第六項に規定する居住者が施行日前に同項第一号に規定する支払の取扱者から交付を受けるべき同項に規定する国外投資信託等の配当等については、なお従前の例による。

（特定投資法人の投資口の配当等に係る配当所得の分離課税等に関する経過措置）

第六十三条　旧租税特別措置法第八条の四第一項に規定する居住者若しくは国内に恒久的施設を有する非居住者又は同条第三項に規定する非居住者、内国法人若しくは外国法人が平成十六年一月一日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する特定投資法人の投資口の配当等については、なお従前の例による。

（株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税に関する経過措置）

第六十四条　旧租税特別措置法第八条の五第一項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する配当等については、なお従前の例による。

（確定申告を要しない配当所得に関する経過措置）

第六十五条　旧租税特別措置法第八条の六第一項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する配当等については、なお従前の例による。

2　平成十五年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（以下この項において「配当等」という。）で新租税特別措置法第八条の五第一項第一号又は第二号に掲げるものに係る同条の規定の適用については、当該配当等には、次に掲げる配当等（国外において支払を受けるもののうち政令で定めるものを除く。）を含まないものとする。

一　新租税特別措置法第八条の五第一項第三号に規定する内国法人から支払を受けるべき同号に規定する公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当等

二　新租税特別措置法第八条の五第一項第五号に規定する特定投資法人から支払を受けるべき同号に規定する投資口の配当等

（配当控除の特例に関する経過措置）

第六十六条　新租税特別措置法第九条の規定は、個人が平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する配当等について適用し、個人が同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第九条第一項に規定する配当等については、なお従前の例による。

（国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収等の特例に関する経過措置）

第六十七条　新租税特別措置法第九条の二第五項の規定は、同項に規定する居住者が施行日以後に同項第一号に規定する支払の取扱者から交付を受けるべき同項に規定する国外株式の配当等について適用し、旧租税特別措置法第九条の二第五項に規定する居住者が施行日前に同項第一号に規定する支払の取扱者から交付を受けるべき同項に規定する国外株式の配当等については、なお従前の例による。

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例に関する経過措置）

第六十八条　平成十五年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（以下この項において「配当等」という。）で新租税特別措置法第九条の三第一項第一号に掲げるものに係る同条の規定の適用については、当該配当等には、同項第三号に規定する特定投資法人の同号に規定する投資口の配当等を含まないものとする。

2　平成十五年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新租税特別措置法第九条の三第二項の配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、「百分の七」とする。

（中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六十九条　新租税特別措置法第十条の三の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項各号に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第十条の六第一項各号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第七十条　新租税特別措置法第十条の四の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第十条の三第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

（事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第七十一条　個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第十条の四第一項に規定する事業化設備等については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第七十二条　新租税特別措置法第十一条第一項（同項の表の第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項の表の第三号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第十一条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の二第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

3　個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十一条の三第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

4　個人が平成十五年六月三十日までに取得等をする旧租税特別措置法第十一条の三第二項に規定する製造過程管理高度化設備等については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

5　新租税特別措置法第十一条の五第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定余暇利用施設について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十一条の四第一項に規定する特定余暇利用施設については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第十一条の六第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の五第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第十一条の九第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の七第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

9　個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十二条の二第一項に規定する機械及び装置については、なお従前の例による。

10　新租税特別措置法第十二条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十二条の二第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

11　新租税特別措置法第十二条の三第三項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する建替え病院用等建物について適用

し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十二条の三第三項に規定する建替え病院用建物については、なお従前の例による。

12　新租税特別措置法第十三条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同号に規定する認定を受ける同号の個人の有する同号に定める減価償却資産について適用する。この場合において、施行日前に同号に規定する認定を受けたことのある同号の個人が施行日以後最初に同号に規定する認定を受けたときにおける同条の規定の適用については、同条第二項第一号中「各年(その適用開始年が同項第一号の他の農業経営改善計画に係る適用開始年以後五年以内の年である同号の新農業経営改善計画にあつては、当該他の農業経営改善計画に係る適用開始年以後五年を経過する年の翌年から当該新農業経営改善計画に係る適用開始年以後五年を経過する年までの各年)」とあるのは、「各年」とする。

13　施行日前に旧租税特別措置法第十三条の三第一項第一号に規定する認定を受けた同号の個人の有する同号に定める減価償却資産については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

14　新租税特別措置法第十四条第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用する。

15　個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第二項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

16　新租税特別措置法第十四条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

17　個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条の二第一項に規定する特定再開発建築物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

18　個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十六条第一項各号に掲げる資産については、なお従前の例による。

19　個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八条第一項第三号、第四号又は第六号に定める負担金については、なお従前の例による。

(個人の準備金に関する経過措置)

第七十三条　新租税特別措置法第二十条の規定は、個人の附則第一条第十二号に定める日以後に積み立てた新租税特別措置法第二十条第一項の鉱害防止積立金について適用し、個人の同日前に積み立てた旧租税特別措置法第二十条の三第一項の鉱害防止積立金については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第二十条の二第一項の表の各号の上欄に掲げる個人が平成十五年以前の各年において積み立てた同項のプログラム等準備金については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第七十四条　個人の平成十五年以前の各年分の事業所得に係る総収入金額のうちに旧租税特別措置法第二十一条第一項に規定する収入金額がある場合については、なお従前の例による。

(特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例に関する経過措置)

第七十五条　新租税特別措置法第二十八条第一項第四号の規定は、個人が附則第一条第十二号に定める日以後に支出する同項第四号に掲げる負担金について適用し、個人が同日前に支出した旧租税特別措置法第二十八条の二第一項第四号に掲げる負担金については、なお従前の例による。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第七十六条　新租税特別措置法第三十一条の二の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第三十三条第一項第三号、第三十三条の二第一項第二号、第三十三条の三第一項及び第三十四条の三第二項第六号の規定は、個人が附則第一条第四号に定める日以後に行うこれらの規定に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十三条第一項第三号、第三十三条の二第一項第二号、第三十三条の三第一項又は第三十四条の三第二項第六号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

3　附則第一条第四号に定める日以後に独立行政法人緑資源機構法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イ又は同項第二号の事業が施行された場合における新租税特別措置法第三十三条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第三十四条の三第二項の規定の適用については、新租税特別措置法第三十三条第一項第三号中「第十一条第一項第七号イの事業」とあるのは「第十一条第一項第七号イの事業若しくは同法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十二号)第十九条第一項第一号イの事業」と、「第十六条第二項」とあるのは「第十六条第二項及び同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項」と、新租税特別措置法第三十三条の二第一項第二号中「第十一条第一項第八号の事業」とあるのは「第十一条第一項第八号の事業若しくは同法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第二号の事業」と、新租税特別措置法第三十三条の三第一項中「第十一条第一項第七号イの事業」とあるのは「第十一条第一項第七号イの事業、同法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」と、新租税特別措置法第三十四条の三第二項中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合及び土地等(旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イに規定する農用地及び当該農用地の上に存する権利に限る。)につき独立行政法人緑資源機構法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により独立行政法人緑資源機構法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十四条の二第四項に規定する清算金(当該土地等について、独立行政法人緑資源機構法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十一条第六項において準用する土地改良法第八条第五項第二号に規定する施設の用若しくは同項第三号に規定する農用地以外の用途に供する土地又は独立行政法人緑資源機構法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十三条の三の二第一項第一号に規定する農用地に供することを予定する土地に充てるため独立行政法人緑資源機構法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十三条の二の二第一項の規定により、地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべ

き土地若しくはその部分が定められなかつたことにより支払われるものに限る。）を取得する場合」とする。

4　新租税特別措置法第三十四条の二第二項第十九号の規定は、個人が附則第一条第十三号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第三十四条の二第二項第二十三号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

6　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第七十七条　新租税特別措置法第三十七条の十第三項の規定は、個人が平成十六年一月一日以後に行う同項に規定する株式等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十第三項に規定する株式等の譲渡については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第三十七条の十第五項の規定は、平成十六年一月一日以後の同項に規定する株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約について適用し、同日前の旧租税特別措置法第三十七条の十第五項に規定する私募証券投資信託等の終了又は一部の解約については、なお従前の例による。

3　施行日前に死亡した者、施行日前に平成十五年分の所得税につき所得税法第百二十七条（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者に係る旧租税特別措置法第三十七条の十第六項の規定による控除については、なお従前の例による。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例に関する経過措置）

第七十八条　新租税特別措置法第三十七条の十一の三の規定は、同条第二項に規定する特定口座において平成十六年一月一日以後に処理される同項に規定する信用取引等について適用し、旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する特定口座において同日前に処理された同項に規定する信用取引については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する特定口座においては、平成十六年一月一日前に当該特定口座以外の口座において処理された上場株式等（新租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等をいう。）の新租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する発行日取引であって同日以後に当該発行日取引に係る決済が行われるものを当該口座から政令で定めるところにより移管できるものとする。この場合において、当該移管がされた取引は、当該特定口座において処理された取引とみなして、同条の規定を適用する。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例に関する経過措置）

第七十九条　新租税特別措置法第三十七条の十一の四（第八項を除く。）の規定は、平成十六年一月一日以後に支払うべき同条第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価及び同項に規定する差金決済に係る差益に相当する金額並びに同日以後に行われる同項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該特定口座において処理された同項に規定する上場株式等の信用取引に係る差金決済により同項に規定する特定口座内調整所得金額が生じた場合における同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3　特例期間内の各月の末日において旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項の規定の適用を受ける同項の特定口座に係る同項第一号に掲げる金額が同項第二号に掲げる金額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

4　平成十五年十二月三十一日において旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項の特定口座を開設している同項の証券業者は、同日において当該特定口座に係る第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合には、当該特定口座を開設する同項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し、当該超える部分の金額（次項において「超過額」という。）に相当する所得税を還付しなければならない。

一　平成十五年中に行われた当該特定口座に係る旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該特定口座において処理された同項に規定する上場株式等の信用取引に係る差金決済につき同項の規定による徴収をした、又は徴収をすべき所得税の額の合計額から同年中の各月につき同条第三項の規定による還付をした、又は還付をすべき所得税の額の合計額を控除した残額

二　当該特定口座について平成十五年において最後に行われた旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等に係る同項第一号に掲げる金額の百分の七に相当する金額

5　前項の規定による超過額の還付の手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6　新租税特別措置法第三十七条の十一の四第八項の規定は、平成十六年一月一日以後に同項の源泉徴収選択口座において処理される新租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項の報告書について適用する。

7　旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書の提出がされた同項に規定する特定口座において平成十五年十二月三十一日までに処理された旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項の報告書（同項の規定により税務署長に提出することとされるものに限る。）については、同項の規定にかかわらず、その作成及び提出は、要しない。

（確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得に関する経過措置）

第八十条　新租税特別措置法第三十七条の十一の五の規定は、平成十六年分以後の所得税について適用し、平成十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第八十一条　新租税特別措置法第三十七条の十三

の三の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する特定中小会社の特定株式の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十三第八項に規定する特定中小会社の特定株式の譲渡については、なお従前の例による。

（公社債等の譲渡等による所得の課税の特例に関する経過措置）

第八十二条　新租税特別措置法第三十七条の十五第一項第一号及び第二項第一号の規定は、平成十六年一月一日以後に行われるこれらの規定に規定する公社債等の譲渡について適用し、同日前に行われた旧租税特別措置法第三十七条の十五第一項第一号及び第二項第一号に規定する公社債等の譲渡については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第三十七条の十五第一項第二号及び第二項第二号の規定は、平成十六年一月一日以後のこれらの規定に規定する公社債投資信託等の終了又は一部の解約について適用し、同日前の旧租税特別措置法第三十七条の十五第一項第二号及び第二項第二号に規定する公募証券投資信託等の終了又は一部の解約については、なお従前の例による。

3　平成十六年一月一日前に行われた旧租税特別措置法第三十七条の十五第一項第三号及び第二項第三号に規定する特定の投資法人の投資口の譲渡については、なお従前の例による。

4　平成十六年一月一日前に生じた旧租税特別措置法第三十七条の十第四項各号に規定する事由により旧租税特別措置法第三十七条の十五第一項第四号及び第二項第四号に規定する特定の投資法人の投資口を有する者に対して交付される金額については、なお従前の例による。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第八十三条　新租税特別措置法第四十一条第八項の規定は、同項の居住者が施行日以後に同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋をその者の居住の用に供しないこととなった場合について適用する。

（償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置）

第八十四条　新租税特別措置法第四十一条の十二第二項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する割引債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第二項に規定する割引債については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十一条の十二第六項の規定は、施行日以後に支払をすべき同項に規定する償還差益について適用し、施行日前に支払をすべき旧租税特別措置法第四十一条の十二第六項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第四十一条の十二第九項第四号の規定は、施行日以後に発行される同号に規定する国債について適用する。

4　新租税特別措置法第四十一条の十二第九項第八号の規定は、附則第一条第十三号に定める日以後に発行される同項第八号に規定する国債について適用する。

（先物取引に係る雑所得等の課税の特例に関する経過措置）

第八十五条　新租税特別措置法第四十一条の十四（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が平成十五年一月一日以後に行う同項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済について適用する。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置等と定率による税額控除の特例との調整）

第八十六条　附則第六十二条第一項、第六十四条、第六十六条、第六十九条から第七十一条まで、第七十六条から第八十一条まで、第八十三条又は前条の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）附則第六十二条第一項、第六十四条、第六十六条、第六十九条から第七十一条まで、第七十六条から第八十一条まで、第八十三条及び第八十五条の規定並びに」とする。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第八十七条　新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第百二十二条までにおいて同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十八条　新租税特別措置法第四十二条の四の規定は、法人の平成十五年一月一日以後に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の平成十五年一月一日前に開始した事業年度及び施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十九条　新租税特別措置法第四十二条の五第五項の規定は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。

（中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十条　新租税特別措置法第四十二条の六の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項各号に掲げる減価償却資産について適用する。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十一条　新租税特別措置法第四十二条の七（第七項を除く。）の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十二条の七第七項の規定は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。

（事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十二条　法人が施行日前に取得若しくは製作

又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の八第一項に規定する事業化設備等については、なお従前の例による。

（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十三条　新租税特別措置法第四十二条の九第四項の規定は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。

（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十四条　新租税特別措置法第四十二条の十第七項の規定は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。

（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十五条　新租税特別措置法第四十二条の十一の規定は、平成十五年一月一日以後に同条第一項に規定する情報通信機器等の取得若しくは製作又は賃借をする法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

2　法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の十一第一項各号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第九十六条　新租税特別措置法第四十三条第一項（同項の表の第三号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項の表の第三号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十三条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条の二第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第四十三条の三第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条の三第二項に規定する保全事業等資産については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第四十四条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

5　法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十四条の四第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

6　法人が平成十五年六月三十日までに取得等をする旧租税特別措置法第四十四条の四第二項に規定する製造過程管理高度化設備等については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

7　新租税特別措置法第四十四条の五第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定余暇利用施設について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十四条の五第一項に規定する特定余暇利用施設については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第四十四条の六第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の六第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

9　法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の七第一項の表の第三号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

10　新租税特別措置法第四十四条の九第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の九第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

11　新租税特別措置法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

12　法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十五条の二第一項に規定する機械及び装置については、なお従前の例による。

13　新租税特別措置法第四十五条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十五条の三第一項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

14　新租税特別措置法第四十五条の二第四項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する建替え病院用等建物について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十五条の三第四項に規定する建替え病院用建物については、なお従前の例による。

15　新租税特別措置法第四十六条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する認定を受ける同号の法人の有する同号に定める減価償却資産について適用する。この場合において、施行日前に同号に規定する認定を受けたことのある同号の法人が施行日以後最初に同号に規定する認定を受けたときにおける同条の規定の適用については、同条第二項第一号中「期間（同項第一号に規定する新農業経営改善計画にあつては、同号に規定する他の農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度終了の日（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日）の翌日（その日が当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日前である場合には、当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日）から当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日までの期間）」とあるのは、「期間」とする。

16　施行日前に旧租税特別措置法第四十六条の三第一項第一号に規定する認定を受けた同号の法人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

17　新租税特別措置法第四十七条第三項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用する。

18　法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「第六十八条の三十四第三項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）附則第百十五条第十八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第

六十八条の三十四第三項」とする。

19　新租税特別措置法第四十七条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

20　法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第一項に規定する特定再開発建築物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十五第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）附則第百十五条第二十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。

21　法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十九条第一項各号に掲げる資産については、なお従前の例による。

22　法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第五十二条第一項第三号、第四号又は第六号に定める負担金については、なお従前の例による。

23　第六項、第十六項、第十八項及び第二十項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第五十二条の二及び第五十二条の三の規定の適用については、新租税特別措置法第五十二条の二第一項中「又は第四十四条の四から第四十八条まで」とあるのは、「若しくは第四十四条の四から第四十八条まで又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）附則第九十六条第六項、第十六項、第十八項若しくは第二十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十四条の四（第二項に係る部分に限る。）、第四十六条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）、第四十七条（第三項に係る部分に限る。）若しくは第四十七条の二」とする。

（法人の準備金に関する経過措置）

第九十七条　新租税特別措置法第五十五条の五の規定は、法人の附則第一条第十二号に定める日以後に積み立てた鉱害防止積立金について適用し、法人の同日前に積み立てた鉱害防止積立金については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第五十七条第一項の表の各号の上欄に掲げる法人の施行日前に開始した各事業年度において同項の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入されたプログラム等準備金の金額については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の五十一第一項の規定の」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号。以下この条において「平成十五年改正法」という。）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧法」という。）第六十八条の五十一第一項の規定の」と、「第六十八条の五十一第一項の規定に」とあるのは「旧法第六十八条の五十一第一項の規定に」と、同条第三項から第五項までの規定中「第六十八条の五十一第一項」とあるのは「旧法第六十八条の五十一第一項」と、同条第八項中「第六十八条の五十一第一項」とあるのは「旧法第六十八条の五十一第一項」と、「第六十八条の五十一第七項前段」とあるのは「平成十五年改正法附則第百十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八条の五十一第七項前段」と、「第六十八条の五十一第七項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）附則第百十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の五十一第七項」と、「第五十七条第二項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　　号）附則第九十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七条第二項」とする。

（法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

第九十八条　法人の施行日の前日を含む事業年度以前の各事業年度に旧租税特別措置法第五十八条第一項に規定する収入金額がある場合については、なお従前の例による。

（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第九十九条　新租税特別措置法第六十四条第一項第三号並びに第六十五条第一項第二号及び第四号の規定は、法人が附則第一条第四号に定める日以後に行うこれらの規定に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十四条第一項第三号並びに第六十五条第一項第二号及び第四号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2　附則第一条第四号に定める日以後に独立行政法人緑資源機構法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イ又は同項第二号の事業が施行された場合における新租税特別措置法第六十四条第一項及び第六十五条第一項の規定の適用については、新租税特別措置法第六十四条第一項第三号中「第十一条第一項第七号イの事業」とあるのは「第十一条第一項第七号イの事業若しくは同法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号イの事業」と、「第十六条第二項」とあるのは「第十八条第二項及び同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」と、新租税特別措置法第六十五条第一項第二号中「第十一条第一項第八号の事業」とあるのは「第十一条第一項第八号の事業若しくは同法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第二号の事業」と、同項第四号中「第十一条第一項第七号イの事業」とあるのは「第十一条第一項第七号イの事業、同法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」とする。

3　新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十九号の規定は、法人が附則第一条第十三号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十三号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5　法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二十号の上欄に掲

げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）

第百条　旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第三号、第四号又は第六号に掲げる法人が施行日前に取得又は製作をしたこれらの号に定める固定資産については、なお従前の例による。

（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例に関する経過措置）

第百一条　新租税特別措置法第六十六条の十一第一項第四号の規定は、法人が附則第一条第十二号に定める日以後に支出する同項第四号に掲げる負担金について適用し、法人が同日前に支出した旧租税特別措置法第六十六条の十一第一項第四号に掲げる負担金については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十六条の十一第一項第五号の規定は、法人が施行日以後に支出する同号に掲げる負担金について適用する。

（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例に関する経過措置）

第百二条　新租税特別措置法第六十六条の十一の二第一項の規定は、同項に規定する認定特定非営利活動法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

（欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置）

第百三条　新租税特別措置法第六十六条の十二第一項の規定は、法人の附則第一条第十号に定める日以後に終了する事業年度において生じた同項に規定する設備廃棄等による欠損金額について適用し、法人の同日前に終了した事業年度において生じた旧租税特別措置法第六十六条の十二第一項に規定する設備廃棄等による欠損金額については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第六十六条の十三第三項第二号に定める期間内に同条第二項第二号に規定する認定を受けた同号に掲げる法人の同項に規定する特例欠損金額については、なお従前の例による。

（特定の医療法人の法人税率の特例に関する経過措置）

第百四条　新租税特別措置法第六十七条の二第一項の規定は、医療法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、医療法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　医療法人が、施行日前に旧租税特別措置法第六十七条の二第一項の規定により受けた財務大臣の承認は、新租税特別措置法第六十七条の二第一項の規定により受けた国税庁長官の承認とみなす。

（振替国債の利子等の非課税に関する経過措置）

第百五条　新租税特別措置法第六十七条の十六第三項の規定は、外国法人が施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債につき支払を受ける同項に規定する償還差益について適用し、外国法人が施行日前に発行された旧租税特別措置法第六十七条の十六第三項に規定する特定短期公社債につき支払を受ける同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

（特定目的信託に係る課税の特例等に関する経過措置）

第百六条　新租税特別措置法第六十八条の三の三第一項第二号イ及び第六十八条の三の四第一項第二号イの規定は、特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者である法人の施行日以後に開始する計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）分の法人税について適用し、特定信託の受託者である法人の施行日前に開始した計算期間分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百七条　新租税特別措置法第六十八条の九の規定は、連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）が平成十五年一月一日以後に開始し、かつ、施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が平成十五年一月一日前に開始した連結事業年度及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百八条　新租税特別措置法第六十八条の十第五項の規定は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。

（中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百九条　新租税特別措置法第六十八条の十一の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する特定機械装置等及び同条第三項に規定する減価償却資産について適用する。

（特定中小連結法人が事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十条　新租税特別措置法第六十八条の十二（第七項を除く。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八条の十一第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の十二第七項の規定は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。

（特別中小連結法人が事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十一条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八条の十二第一項に規定する事業化設備等については、なお従前の例による。

（連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八条の十一第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八条の十二第一項に規定する事業化設備等については、なお従前の例による。

（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十二条　新租税特別措置法第六十八条の十三第四項の規定は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。

（連結法人が沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十三条　新租税特別措置法第六十八条の十四第七項の規定は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。

（連結法人が情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第百十四条　新租税特別措置法第六十八条の十五の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で平成十五年一月一日以後に同条第一項に規定する情報通信機器等の取得若しくは製作又は賃借をしたものの施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八条の十五第一項に規定する特定機械装置等及び同条第三項に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

（連結法人の減価償却に関する経過措置）

第百十五条　新租税特別措置法第六十八条の十六第一項（同項の表の第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項の表の第三号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の十七第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十七第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十八条の十八第二項の規定は、連結親法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資産について適用し、連結親法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十八第二項に規定する保全事業等資産については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第六十八条の十九第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十九第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

5　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の二十一第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

6　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十五年六月三十日までに取得等をする旧租税特別措置法第六十八条の二十一第二項に規定する製造過程管理高度化設備等については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

7　新租税特別措置法第六十八条の二十二第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定余暇利用施設について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八条の二十二第一項に規定する特定余暇利用施設については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第六十八条の二十三第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十三第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

9　連結親法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十四第一項の表の第三号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

10　新租税特別措置法第六十八条の二十五第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十七第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

11　新租税特別措置法第六十八条の二十七第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十七第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

12　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の二十八第一項に規定する機械及び装置については、なお従前の例による。

13　新租税特別措置法第六十八条の二十九第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の二十九第一項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

14　新租税特別措置法第六十八条の二十九第四項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する建替え病院用等建物について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八条の二十九第四項に規定する建替え病院用建物については、なお従前の例による。

15　新租税特別措置法第六十八条の三十二第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する認定を受ける同号の連結親法人又はその連結子法人の有する同号に定める減価償却資産について適用する。この場合において、施行日前に同号に規定する認定を受けたことのある同号の連結親法人又はその連結子法人が施行日以後最初に同号に規定する認定を受けたときにおける同条の規定の適用については、同条第二項第一号中「期間（同項第一号に規定する新農業経営改善計画にあつては、同号に規定する他の農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日を含む連結事業年度終了の日（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度終了の日）の翌日（その日が当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日前である場合には、当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日）から当該新農業経営改善計画に係る適用

期間開始日以後五年を経過した日の前日までの期間）」とあるのは、「期間」とする。

16　施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の三十二第一項第一号に規定する認定を受けた同号の連結親法人又はその連結子法人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

17　新租税特別措置法第六十八条の三十四第三項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用する。

18　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「第四十七条第三項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）附則第九十六条第十八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第三項」とする。

19　新租税特別措置法第六十八条の三十五第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

20　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十五第一項に規定する特定再開発建築物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七条の二第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）附則第九十六条第二十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。

21　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の三十七第一項に規定する資産については、なお従前の例による。

22　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第六十八条の三十九第一項に規定する負担金（旧租税特別措置法第五十二条第一項第三号、第四号又は第六号に定める負担金に限る。）については、なお従前の例による。

23　第六項、第十六項、第十八項及び第二十項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の四十及び第六十八条の四十一の規定の適用については、新租税特別措置法第六十八条の四十第一項中「又は第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで」とあるのは、「若しくは第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）附則第百十五条第六項、第十六項、第十八項若しくは第二十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十一第二項、第六十八条の三十二第一項、第一号に係る部分に限る。）、第六十八条の三十四（第三項に係る部分に限る。）若しくは第六十八条の三十五」とする。

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第百十六条　新租税特別措置法第六十八条の四十四の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の附則第一条第十二号に定める日以後に積み立てた鉱害防止積立金について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に積み立てた鉱害防止積立金については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第六十八条の五十一第一項の表の各号の上欄に掲げる連結法人の施行日前に開始した各連結事業年度において同項の規定により連結所得の金額の計算上損金の額に算入されたプログラム等準備金の金額については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第五十七条第一項の規定の」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧法」という。）第五十七条第一項の規定の」と、「第五十七条第一項の規定に」とあるのは「旧法第五十七条第一項の規定に」と、同条第三項中「第五十七条第一項」とあるのは「旧法第五十七条第一項」と、同条第七項中「第五十七条第一項」とあるのは「旧法第五十七条第一項」と、「第五十七条第八項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）附則第九十七条第二項の規定により同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七条第八項」と、「第六十八条の五十一第二項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）附則第百十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の五十一第二項」と、同条第八項中「第五十七条第一項」とあるのは「旧法第五十七条第一項」と、「第五十七条第九項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）附則第九十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七条第九項」と、「第六十八条の五十一第二項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）附則第百十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の五十一第二項」とする。

（連結法人の技術等海外取引に係る連結所得の特別控除に関する経過措置）

第百十七条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日の前日を含む連結事業年度以前の各連結事業年度に旧租税特別措置法第六十八条の六十第一項に規定する収入金額がある場合については、なお従前の例による。

（連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第百十八条　新租税特別措置法第六十八条の七十第一項（新租税特別措置法第六十四条第一項第三号に係る部分に限る。）及び新租税特別措置法第六十八条の七十二第一項（新租税特別措置法第六十五条第一項第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第四号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十四条第一項第三号並びに第六十五条第一項第二号及び第四号に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十四条第一項第三号並びに第六十五条第一項第二号及び第四号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2　附則第一条第四号に定める日以後に独立行政法人緑資源機構法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イ又は同項第二号の事業が施行された場合における新租税特別措置法第六十八条の七十第一項及

び第六十八条の七十二第一項の規定の適用については、新租税特別措置法第六十四条第一項第三号中「第十一条第一項第七号イの事業」とあるのは「第十一条第一項第七号イの事業若しくは同法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号イの事業」と、「第十六条第二項」とあるのは「第十六条第二項及び同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項」と、新租税特別措置法第六十五条第一項第二号中「第十一条第一項第八号の事業」とあるのは「第十一条第一項第八号の事業若しくは同法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第二号の事業」と、同項第四号中「第十一条第一項第七号イの事業」とあるのは「第十一条第一項第七号イの事業、同法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」とする。

3　新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十九号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十三号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第十八号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（連結親法人である鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）

第百十九条　連結親法人で旧租税特別措置法第六十八条の十第一項第三号、第四号又は第六号に掲げるものが施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の九十四第一項に規定する試験研究用資産（これらの号に定める固定資産に限る。）については、なお従前の例による。

（連結法人の特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例に関する経過措置）

第百二十条　新租税特別措置法第六十八条の九十五第一項（新租税特別措置法第六十六条の十一第一項第四号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十二号に定める日以後に支出する新租税特別措置法第六十六条の十一第一項第四号に掲げる負担金について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に支出した旧租税特別措置法第六十六条の十一第一項第四号に掲げる負担金については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の九十五第一項（新租税特別措置法第六十六条の十一第一項第五号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に支出する同号に掲げる負担金について適用する。

（特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例に関する経過措置）

第百二十一条　新租税特別措置法第六十八条の百第一項の規定は、医療法人である連結親法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、医療法人である連結親法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等に関する経過措置）

第百二十二条　新租税特別措置法第六十八条の百九第三項の規定は、連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第百二十三条　旧租税特別措置法第六十九条第一項又は第二項に規定する個人が平成十五年一月一日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十九条の四の規定（同条第三項第四号の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該株式又は出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額に占める割合に係る部分に限る。）は、施行日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十九条の四の規定（同条第三項第四号の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該株式又は出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額に占める割合に係る部分以外の部分に限る。）は、平成十五年一月一日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第六十九条の五の規定（同条第二項第五号イの特定株式の総数又は特定出資の金額の合計額が当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額に占める割合に係る部分以外の部分に限る。）は、平成十五年一月一日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第六十九条の五の規定（同条第二項第五号イの特定株式の総数又は特定出資の金額の合計額が当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額に占める割合に係る部分以外の部分に限る。）は、施行日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第七十条の二第一項の規定は、平成十五年一月一日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

7　次に掲げる者（以下この条において「特定受贈者等」という。）が平成十五年一月一日前に贈与により旧租税特別措置法第七十条の三第八項に規定する住宅取得資金等を取得した場合には、当該特定受贈者等に係る贈与税については、なお従前の例による。

一　旧租税特別措置法第七十条の三第一項に規定する特定受贈者

二　旧租税特別措置法第七十条の三第二項第一号から第三号までに掲げる要件を満たす者で

同条第三項に規定する譲渡をする見込みであり、かつ、同項に規定する合計所得金額が千二百万円以下となる見込みであるもの

三　旧相続税法第一条の二第一号の規定に該当する個人（旧租税特別措置法第六十九条第二項の規定に該当する者を含む。）で旧租税特別措置法第七十条の三第五項第一号及び第二号に掲げるすべての要件を満たすもの

8　特定受贈者等が平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの間に贈与により旧租税特別措置法第七十条の三第八項に規定する住宅取得資金等の取得をした場合において、当該特定受贈者等が次に掲げる者に該当しないときは、当該特定受贈者等が贈与により取得する財産については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「昭和五十九年一月一日から平成十五年十二月三十一日」とあるのは「平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日」と、同項第一号中「相続税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）第三条の規定による改正後の相続税法（以下「新相続税法」という。）第二十一条の七」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）第三条の規定による改正後の相続税法（以下「新相続税法」という。）第二十一条の七」と、同項第二号中「相続税法」とあるのは「新相続税法」と、同条第二項第一号中「相続税法第一条の二第一号」とあるのは「新相続税法第一条の四第一号又は第二号」と、同項第二号中「第三十五条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十五条第一項」と、同項第三号中「又は第五項」とあるのは「若しくは第五項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の三第八項から第十項までの規定中「相続税法」とあるのは「新相続税法」と、同条第十五項中「相続税法第七十条の三第一項、第三項若しくは第五項」と、同項第二号中「相続税法第一条の二第一号」とあるのは「新相続税法第一条の四第一号又は第二号」と、「平成十三年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで」とあるのは「平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日まで」と、同項第二号中「又はこの項」とあるのは「若しくはこの項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の三第一項、第三項若しくは第五項」と、同条第八項から第十項までの規定中「相続税法」とあるのは「新相続税法」と、同条第十五項中「相続税法」とあり、及び「同法」とあるのは「新相続税法」と、「及び租税特別措置法」とあるのは「及び所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）附則第百二十三条第八項（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）」と、「並びに租税特別措置法」とあるのは「並びに旧租税特別措置法」とする。

一　旧租税特別措置法第七十条の三第八項に規定する住宅取得資金等の贈与をした者に係る新相続税法第二十一条の九第五項（新租税特別措置法第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する相続時精算課税適用者

二　旧租税特別措置法第七十条の三第八項に規定する住宅取得資金等を贈与により取得した日の属する年中において、当該住宅取得資金等の贈与をした者からの贈与を受けた財産について新相続税法第二十一条の九第二項（新租税特別措置法第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の届出書を提出する者

9　前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第七十条の三の規定の適用を受けた者は、贈与により同項の住宅取得資金等の取得をした日の属する年の翌年以後四年内に当該住宅取得資金等の贈与をした者からの贈与により財産を取得した場合には、当該取得をした日の属する年中の贈与について、新相続税法第二十一条の九第二項（新租税特別措置法第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の届出書を提出することができない。

10　新租税特別措置法第七十条の四（第六項を除く。）の規定は、平成十五年一月一日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

11　新租税特別措置法第七十条の六の規定は、平成十五年一月一日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第百二十四条　新租税特別措置法第五章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、施行日以後に受ける登記又は登録に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記又は登録に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧登録免許税法別表第一第一号(九)イに掲げる仮登記を受けた者が、新租税特別措置法第七十二条第一項に規定する不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に所有権の移転の登記を受ける場合における同条第二項の規定の適用については、同条中「千分の一」とあり、及び「千分の五」とあるのは、「千分の二」とする。

3　施行日前に旧登録免許税法別表第一第一号(九)ロに掲げる仮登記を受けた者が、新租税特別措置法第七十二条第一項に規定する不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に所有権の保存の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転貸若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合における登録免許税については、同条第二項の規定は、適用しない。

4　個人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第七十三条に規定する住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5　旧租税特別措置法第七十七条に規定する者が、施行日前に同条に規定する贈与により取得した同条に規定する農地若しくは採草放牧地若しくは準農地の所有権又は当該農地若しくは採草放牧地の上に存する地上権、永小作権若しくは賃借権に関し、施行日以後に受ける当該所有権又は地上権、永小作権若しくは賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「平成十五年十二月三十一日」とあるのは「平成十五年三月三十一日」と、「千分の十八」とあるのは「千分の六」とする。

6　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が、施行日前に旧租税特別措置法第七十七条の三第二項の都道府県知事のあっせんにより取得した森林に係る土地の所有権に関し、施行日以後に受ける当該所有権の移転の登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「千分の二十五」とあるのは、「千分の八」とする。

7　農業共済組合が、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条の二第五項の権利義務の承継又は同条第六項の合併により取得した不動産の所有権に関し、施行日以後に受ける当該所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「千分の二」とあるのは「千分の〇・五」とする。

8　施行日前に漁業協同組合合併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）第四条第二項の都道府

県知事の認定を受けた漁業協同組合が合併をした場合には、当該合併後存続する漁業協同組合又は当該合併により設立した漁業協同組合が当該合併により取得した不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　不動産の所有権の移転の登記　千分の二

二　不動産の地上権又は賃借権の移転の登記　千分の〇・五

三　船舶の所有権の移転の登記　千分の二

9　旧租税特別措置法第八十条第二項に規定する認定事業者又は認定活用事業者が、施行日前に受けた同項に規定する認定により同項各号に掲げる事項に関し、施行日以後に受ける同項に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第四号イ中「千分の三十五」とあるのは「千分の十」と、同項第五号中「千分の三」とあるのは「千分の三（不動産の所有権の取得にあつては、千分の一）」とする。

10　旧租税特別措置法第八十一条に規定する場合に同条に規定する医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する者その他政令で定める者が、平成十八年三月三十一日までに旧租税特別措置法第八十一条に規定する国立病院等の用に供されている土地又は建物を取得する場合における当該土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「平成十五年三月三十一日までの」とあるのは「平成十八年三月三十一日までの」と、「千分の九」とあるのは「千分の四」とする。

（酒税の特例に関する経過措置）

第百二十五条　平成十五年四月一日前に課した、又は課すべきであった酒税法第三条第四号に規定する合成清酒又は旧酒税法第四条第一項に規定する発泡酒に係る酒税については、なお従前の例による。

2　この附則に別段の定めがあるものを除き、平成十五年五月一日前に課した、又は課すべきであった旧租税特別措置法第八十七条の四に規定する発泡酒に係る酒税については、なお従前の例による。

3　平成十五年四月一日前に課した、又は課すべきであった新酒税法第三条第七号に規定するビールに係る酒税については、なお従前の例による。

（清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置）

第百二十六条　平成十五年四月一日から同月三十日までの間に酒類の製造場から移出される新租税特別措置法第八十七条に規定する発泡酒に係る同条の規定の適用については、同条中「同法第二十二条第一項第十号イ(1)」とあるのは「第八十七条の四第一項第一号」と、「及び次条」とあるのは「並びに次条及び第八十七条の四」とする。

（酒税の特例の改正に伴う罰則に係る経過措置）

第百二十七条　第十二条の規定の施行前にした行為及び附則第百二十五条の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る第十二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（たばこ税の特例に関する一般的経過措置）

第百二十八条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第十二条の規定（租税特別措置法第八十八条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定（「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める部分を除く。）に限る。）の施行前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

（未納税移出等に係る経過措置）

第百二十九条　平成十五年七月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、たばこ税法第十二条第三項（同法第十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第十二条第三項各号に掲げる日が平成十五年七月一日以後に到来するものに限る。）について、同法第十二条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、新租税特別措置法第八十八条第二項又は第四項の税率とする。

免除の規定	追徴の規定
たばこ税法第十三条第一項	同法第十三条第七項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同法第十三条第五項において準用する関税定率法第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）

（手持品課税）

第百三十一条　平成十五年七月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数（たばこ税法第十条の規定により、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とし、二以上の場所で製造たばこを所持する場合には、その合計本数とする。）が三万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ税を課する。

一　製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。）　千本につき四百十円

二　たばこ税法附則第二条に規定する第一種の製造たばこ　千本につき百九十五円

2　前項に規定する者は、その所持する製造たば

こで同項の規定に該当するものの貯蔵場所（たばこ税法第二十七条第二項に規定する小売販売業者にあっては、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二十二条第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。）ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成十五年七月三十一日までに、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一　所持する製造たばこの区分（たばこ税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量

二　前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ税額及び当該たばこ税額の合計額

三　その他参考となるべき事項

3　第一項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）附則第七条第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は同法附則第十四条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書に併せて、これらに規定する道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4　第二項の規定による申告書を提出した者は、平成十六年一月五日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額の合計額に相当するたばこ税を、国に納付しなければならない。

5　前項の規定は、同項に規定する第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

6　第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者（たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者をいう。以下この項において同じ。）が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関の税関長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十五条第一項の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該特定販売業者が納付した、若しくは納付すべき又は徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額に相当する金額に係る還付に併せて、その者に還付する。

7　次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者（たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十六条の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該製造たばこ製造者が納付した、又は納付すべきたばこ税額（第二号に該当する場合にあっては、同号に規定する他の製造たばこの製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に還付する。

一　製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。）

二　前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合

8　たばこ税法第二十六条（第二号を除く。）の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

9　第二項の規定による申告書の提出を怠った者は、二十万円以下の罰金に処する。

10　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（たばこ税の特例の改正に伴う罰則に係る経過措置）

第百三十二条　第十二条の規定の施行前にした行為及び附則第百二十八条の規定によりなお従前の例によることとされるたばこ税に係る第十二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（石油税の特例に関する経過措置）

第百三十三条　第十二条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった石油税については、なお従前の例による。

2　第十二条の規定の施行前に旧租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油税の免除を受けた原油、石油製品又はガス状炭化水素は、第十二条の規定の施行後に新租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油石炭税の免除を受けたものとみなして、同条第五項の規定を適用する。

3　第十二条の規定の施行前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる石油税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十四条　第十三条の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の六第十一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十五条　第十四条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（次項において「新租税条約実施特例法」という。）第三条の二第一項の規定は、同項に規定する相手国の居住者が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する配当等について適用し、第十四条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人

税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第一項に規定する相手国の居住者が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する配当等については、なお従前の例による。

2　新租税条約実施特例法第三条の二第一項に規定する相手国の居住者が施行日から平成十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき同項に規定する配当等がある場合には、当該配当等については、同項中「第九条の三」とあるのは、「第八条の四第一項、第三項若しくは第四項、第九条の三」として、同項の規定を適用する。

（政令への委任）

第百三十六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正）

第百三十七条　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「若しくはガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に、「又はガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百三十八条　前条の規定の施行前に石油税を課せられた原油、石油製品又はガス状炭化水素が同条の規定の施行後に災害により亡失し、滅失し、又はその本来の用途に供することができない状態になった場合には、当該原油、石油製品又はガス状炭化水素については、石油石炭税を課せられたものとみなして、同条の規定による改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条の規定を適用する。

（国税徴収法の一部改正）

第百三十九条　国税徴収法の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第十五条第一項第四号中「決定又は更正」を「更正又は決定」に、「決定通知書又は更正通知書」を「更正通知書又は決定通知書」に改める。

（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第百四十条　前条の規定（第二条第三号の改正規定に限る。以下この条において同じ。）による改正後の国税徴収法の規定は、前条の規定の施行後に課されるべき、又は納付し、若しくは徴収されるべき国税について適用し、同条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであった石油税については、なお従前の例による。

（国税通則法の一部改正）

第百四十一条　国税通則法の一部を次のように改正する。

第二条第六号ハ中「第七項」を「第六項」に改め、「所得の金額」の下に「又は連結所得（同法第二条第十八号の四（定義）に規定する連結所得をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）の金額」を加え、「所得に係る還付金」を「所得又は連結所得に係る還付金」に改める。

第十五条第二項第三号中「法人税法第二条第十八号の四（定義）に規定する」を削り、「同条第二十九号の三」を「法人税法第二条第二十九号の三（定義）」に改める。

第百四十二条　国税通則法の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第六号ハを次のように改める。

ハ　次に掲げる金額（以下「純損失等の金額」という。）

(1)　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する純損失の金額又は雑損失の金額でその年以前において生じたもののうち、同法の規定により翌年以後の年分の所得の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前年分の所得に係る還付金の額の計算の基礎とすることができるもの

(2)　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）に規定する欠損金額又は連結欠損金額でその事業年度、その計算期間（同法第十五条の三第一項から第三項まで（特定信託の計算期間）に規定する計算期間をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）又は連結事業年度（同法第十五条の二（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）以前において生じたもの（同法第五十七条第二項若しくは第六項、第五十八条第二項又は第八十一条の九第二項（被合併法人等の未処理欠損金額の引継ぎ等）の規定により欠損金額又は連結欠損金額とみなされたものを含む。）のうち、同法の規定により翌事業年度以後の事業年度分、翌計算期間以後の計算期間分又は翌連結事業年度以後の連結事業年度分の所得の金額又は連結所得（同法第二条第十八号の四（定義）に規定する連結所得をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前事業年度以前の事業年度分、前計算期間以前の計算期間分若しくは前連結事業年度以前の連結事業年度分の所得又は連結所得に係る還付金の額の計算の基礎とすることができるもの

(3)　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の十二（相続時精算課税に係る贈与税の特別控除）の規定により同条の規定の適用を受けて控除した金額がある場合における当該金額の合計額を二千五百万円から控除した残額

第二条第八号中「（昭和二十五年法律第七十三号）」を削る。

第十五条第二項第七号中「石油税」を「石油石炭税」に、「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第三十八条第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「、第六項又は第八項」を「又は第六項」に改める。

第四十六条第一項第一号イ中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第六十条第二項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第六十五条第三項第二号中「、法人税」の下に「、相続税」を加え、同号ハを次のように改める。

ハ　相続税法第二十条の二（在外財産に対する相続税額の控除）、第二十一条の八（在外財産に対する贈与税額の控除）、第二十一条の十五第三項及び第二十一条の十六第四項（相続時精算課税に係る贈与税相当額の控除）の規定による控除をされるべき金額

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第百四十三条　前条の規定（第二条第三号、第十五条第二項第七号、第四十六条第一項第一号イ及び第六十条第二項の改正規定に限る。以下この条において同じ。）による改正後の国税通則法の規定は、前条の規定の施行後に課されるべき、又は納付し、若しくは徴収されるべき国税について適用し、同条の規定の施行前に課され

るべき、又は納付すべきであった石油税については、なお従前の例による。

（一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正）

第百四十四条　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項及び第十一条第二項中「千分の二百三十二」を「千分の二百八」に、「千分の七百六十八」を「千分の七百九十二」に改める。

第十二条第二項第一号中「千分の二百三十二」を「千分の二百八」に、「千分の七百六十八」を「千分の七百九十二」に改め、同項第二号中「千分の百六」を「千分の百四」に、「千分の八百八十四」を「千分の八百九十六」に改め、同項第三号中「千分の九十一」を「千分の七十七」に、「千分の九百九」を「千分の九百二十三」に改める。

第十四条第一項中「千分の二百三十二」を「千分の二百八」に、「千分の七百六十八」を「千分の七百九十二」に改め、同条第二項中「千分の二百三十二」を「千分の二百八」に、「千分の百十六」を「千分の百四」に、「千分の七百六十八」を「千分の七百九十二」に、「千分の八百八十四」を「千分の八百九十六」に改め、同条第三項中「千分の二百三十二」を「千分の二百八」に、「千分の九十一」を「千分の七十七」に、「千分の七百六十八」を「千分の七百九十二」に、「千分の九百九」を「千分の九百二十三」に改める。

第十六条第三項及び第十七条第一項中「千分の二百三十二」を「千分の二百八」に、「千分の七百六十八」を「千分の七百九十二」に改める。

（法人税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十五条　法人税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条第五項中「第三十七条の十三第七項」を「第三十七条の十三の二第七項」に、「含む。）において」を「含む。）又は同法第四十一条の十五第五項において」に改める。

（租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第百四十六条　租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条第六項中「第三項まで」を「この項から第三項まで」に改め、同条第七項中「同条第八項」を「同条第十一項」に改める。

附則第四十二条第一項中「第四十一条第八項」を「第四十一条第十一項」に改める。

（法人税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十七条　法人税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第五十七条第六項」を「第五十七条第五項」に改める。

（法人税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百四十八条　前条の規定による改正後の法人税法等の一部を改正する法律附則第五条の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十九条　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二十七条第三項から第六項までの規定中「第五十七条第六項」を「第五十七条第五項」に改める。

附則第二十三条第五項中「とする」を「と、「千分の三」とあるのは「千分の一」とする」に改め、同条第八項中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改め、「同項中」の下に「「日本鉄道建設公団」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と、」を加える。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百五十条　前条の規定による改正後の租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第二十七条第三項から第六項までの規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百五十一条　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第二十二項中「第四十四条の九」を「第四十四条の四」に改める。

附則第三十三条第十五項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、「千分の二十五」とあるのは「千分の八」とする」に改める。

（法人税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百五十二条　法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一項中「各事業年度において」の下に「生じた」を加え、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第百五十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

第十条の三の見出しを「（石油石炭税法の特例）」に改め、同条第一項中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税法」を「石油石炭税法」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第十一条第一項中「石油税」を「石油石炭税」に、「若しくはガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に改め、同条第二項中「若しくはガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に、「石油税額」を「石油石炭税額」に、「石油税」を「石油石炭税」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百五十四条　前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった石油税については、なお従前の例による。

第百五十五条　附則第百五十三条の規定の施行前に同条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十条の三第一項の規定により石油税の免除を受けた原油又はガス状炭化水素は、附則第百五十三条の規定の施行後に同条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施

に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十条の三第一項の規定により石油石炭税の免除を受けたものとみなして、同法第十条の三第二項又は第十一条第二項の規定を適用する。

第百五十六条　附則第百五十三条の規定の施行前にした行為及び附則第百五十四条の規定によりなお従前の例によることとされる石油税に係る附則第百五十三条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第百五十七条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

第七条中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百五十八条　前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった石油税については、なお従前の例による。

第百五十九条　附則第百五十七条の規定の施行前に同条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条の規定により石油石炭税の免除を受けたものとみなして、同法第八条の規定を適用する。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第百六十条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

第二条中「石油税」を「石油石炭税」に、「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第四条第二項中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

第五条第三項中「石油税」を「石油石炭税」に、「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税法」を「石油石炭税法」に改め、同条第四項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「石油税」を「石油石炭税」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百六十一条　前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった石油税については、なお従前の例による。

第百六十二条　附則第百六十条の規定の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条の規定により石油税の免除を受けた原油、石油製品又はガス状炭化水素は、附則第百五十七条の規定の施行後に同条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条の規定により石油石炭税の免除を受けたものとみなして、同法第八条の規定を適用する。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第百六十三条　附則第百六十条の規定の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条の規定により石油税の免除を受けた原油、石油製品又はガス状炭化水素は、附則第百六十条の規定の施行後に日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条の規定により石油石炭税の免除を受けたものとみなして、附則第百六十条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第二条第一項の規定を適用する。

第百六十四条　附則第百六十一条の規定の施行前にした行為及び附則第百六十一条の規定によりなお従前の例によることとされる石油税に係る附則第百六十条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第百六十四条　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

第三条第一項中「石油税法」を「石油石炭税法」に改め、同条第二項中「石油税」を「石油石炭税」に、「若しくはガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に改める。

第四条中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百六十五条　前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった石油税については、なお従前の例による。

第百六十六条　附則第百六十四条の規定の施行前に同条の規定による改正前の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条又は第四条の規定により石油石炭税の免除を受けた原油、石油製品又はガス状炭化水素は、附則第百六十七条の規定の施行後に同条の規定による改正後の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条又は第四条の規定により石油石炭税の免除を受けたものとみなして、同法第三条又は第四条の規定を適用する。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第百六十七条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

第二条第一号中「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二号中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「若しくはガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素若しくは石炭」に改める。

第六条第一項及び第二項中「石油税法」を「石油石炭税法」に改め、同条第五項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「又はガス状炭化水素」を「、ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第十二条第二項中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第十六条第二項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「又は関税定率法別表」を「、同表」に改め、「その他のガス状炭化水素」の下に「又は同

表第二七・〇一項に掲げる石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの」を、「到着したガス状炭化水素」の下に「若しくは石炭」を加え、同条第八項中「石油税法」を「石油石炭税法」に改め、同条第九項中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百六十八条　前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった石油税については、なお従前の例による。

2　前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項、第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条第三項の規定により石油税の免除を受けた原油、石油製品又はガス状炭化水素は、前条の規定の施行後に同条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項、第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条第三項の規定により石油石炭税の免除を受けたものとみなして、同法第十一条第三項、第十二条第四項又は第十三条第五項において準用する関税定率法第十五条第二項、第十六条第二項若しくは第十七条第四項の規定を適用する。

3　前条の規定の施行前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる石油税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第百六十九条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第三十一条の二第二項第十一号ハ及び第十二号ニ」を「第三十一条の二第二項第十二号ハ及び第十三号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十一号ハ及び第十二号ニ」を「第六十二条の三第四項第十二号ハ及び第十三号ニ」に、「第七十条の四第三十項」を「第七十条の四第三十一項」に改め、同表租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第二号中「第三十一条の二第二項第十二号ニ」を「第三十一条の二第二項第十三号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十三号ニ」に、「第七十条の四第三十項」を「第七十条の四第三十一項」に、「第七十条の四第三十二項」を「第七十条の四第三十三項」に改める。

（農業協同組合合併助成法の一部改正）

第百七十条　農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

第十四条中「、第九条及び第十一条」を「及び第九条」に改め、「、第十一条中「第七条第一号から第五号まで」とあるのは「第十三条第一号から第三号まで」と」を削る。

（石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正）

第百七十一条　石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「当該年度の石油税」を「当該年度の石油石炭税に、「各年度の石油税」を「各年度の石油石炭税（所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）第九条の規定による改正前の石油税法（昭和五十三年法律第二十五号）の規定による石油税を含む。）」に改める。

（石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第百七十二条　前条の規定による改正後の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の規定は、平成十五年度分の予算から適用する。

2　平成十五年度に限り、前条の規定による改正後の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法第四条中「当該年度の石油石炭税の収入額の予算額及び当該年度の前年度以前の各年度の石油石炭税（所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）第九条の規定による改正前の石油税法（昭和五十三年法律第二十五号）の規定による石油税を含む。）」とあるのは、「当該年度の所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）第九条の規定による改正前の石油税法（昭和五十三年法律第二十五号）の規定による石油税（以下この条において「石油税」という。）及び石油石炭税の収入額の予算額並びに当該年度の前年度以前の各年度の石油税」とする。

（漁業協同組合合併促進法の一部改正）

第百七十三条　漁業協同組合合併促進法の一部を次のように改正する。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とする。

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）

第百七十四条　農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項を削る。

（中小小売商業振興法の一部改正）

第百七十五条　中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号及び第四号を削る。

（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部改正）

第百七十六条　電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

（食品流通構造改善促進法の一部改正）

第百七十七条　食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

（エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第百七十八条　エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第百七十九条　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項から第四項までを削り、同条第

五項を同条第二項とし、同条第六項を同条第三項とする。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第百八十条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第七十六条及び第二百四十二条中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百八十一条　前条の規定の施行の際に納期限の到来していない石油税は、納期限の到来していない石油石炭税とみなして、同条の規定による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第七十六条又は第二百四十二条の規定を適用する。

（特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部改正）

第百八十二条　特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

第二十七条中「及び第十九条第二項から第四項まで」を削り、同条の表第十九条第二項の項並びに第十九条第三項及び第四項の項を削る。

（証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第百八十三条　証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）の施行の日以後は、同条第三項中「規定する公益信託」とあるのは「規定する公益信託又は社債等の振替に関する法律第二条第十一項（定義）に規定する加入者保護信託」と、「当該公益信託」とあるのは「当該公益信託又は当該加入者保護信託」と、同条第四項中「公益信託」とあるのは「公益信託若しくは加入者保護信託」とし、平成十六年一月一日以後は、同条第一項中「政令で定めるもの又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項（定義）に規定する投資口で政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの」と、「若しくは収益の分配又は利益の配当」とあるのは「又は収益の分配」とする。

（マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正）

第百八十四条　マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「同条第三項及び第四項」を「同条第四項及び第五項」に改める。

（石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律の一部改正）

第百八十五条　石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第二十九条を次のように改める。

第二十九条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第三中十五の項を次のように改める。

十五　削除			

（建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第百八十六条　建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中第三十一条の二第二項第五号の改正規定を次のように改める。

第三十一条の二第二項第六号中「第二条第四号」を「第二条第一項第四号」に、「第二条第五号」を「第二条第一項第五号」に、「第二条第六号」を「第二条第一項第六号」に、「同条第七号」を「同項第七号」に、「第四十五条第二項」を「第十一条第一項」に改める。

附則第六条中第六十二条の三第四項第五号の改正規定を次のように改める。

第六十二条の三第四項第六号中「第二条第四号」を「第二条第一項第四号」に、「第二条第五号」を「第二条第一項第五号」に、「第二条第六号」を「第二条第一項第六号」に、「同条第七号」を「同項第七号」に、「第四十五条第二項」を「第十一条第一項」に改める。

（会社更生法の一部改正）

第百八十七条　会社更生法の一部を次のように改正する。

第百二十九条中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第二百五十二条第八項中「第九条」の下に「及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十二条」を加え、「千分の四」を「不動産に関する権利に係る登記にあっては千分の一・五とし、船舶に関する権利に係る登記にあっては千分の四」に、「当該」及び「同条の」を「これらの」に改める。

（会社更生法の一部改正に伴う経過措置）

第百八十八条　前条の規定（第百二十九条の改正規定に限る。以下この項において同じ。）の施行の際に納期限の到来していない石油税は、納期限の到来していない石油石炭税とみなして、前条の規定による改正後の会社更生法第百二十九条の規定を適用する。

2　前条の規定による改正後の会社更生法第二百五十二条第八項の規定は、施行日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

理　由

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、国税に関する制度全般にわたり、政策税制の真に有効な分野への集中、課税の適正化・簡素化、安定的な歳入構造の構築等の共通の視点に基づき、試験研究費の総額に係る特別税額控除制度及び情報通信機器等に係る投資促進税制の創設等の研究開発・設備投資の促進のための改正、中小企業技術基盤強化税制の拡充、特定中小会社の特定株式の取得時における投資促進税制の創設等の中小企業等の支援のための改正、相続時精算課税制度の創設、税率構造の見直し等の相続税及び贈与税の改正、上場

株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例の創設、上場株式等の配当所得に係る申告不要の特例の適用上限額の撤廃等の金融・証券税制の改正並びに不動産に係る登録免許税の見直し等の土地・住宅税制の改正を行うとともに、配偶者控除に上乗せして適用される部分の配偶者特別控除の廃止、消費税の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用上限の引下げ並びに総額表示義務規定の創設、酒類間の税負担格差の縮小、たばこ税の税率の引上げ、租税条約に基づく情報提供要請に応じるための質問検査権の創設等の措置を講ずるほか、プログラム等準備金制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて交際費の損金不算入制度、住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例、揮発油税及び地方道路税の税率の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、国税に関する制度全般にわたり所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　法人税制

㈠　試験研究費の総額に係る特別税額控除制度及び情報通信機器等に係る投資促進税制を創設することとする。

㈡　中小企業技術基盤強化税制を拡充することとする。

2　相続税・贈与税

㈠　相続時精算課税制度を創設することとする。

㈡　税率構造を見直すこととする。

3　金融・証券税制

㈠　上場株式等の配当及び譲渡所得等に対する税率を軽減する特例制度を創設することとする。

㈡　上場株式等の配当所得に係る申告不要制度を拡充することとする。

4　土地・住宅税制

不動産に係る登録免許税の負担の軽減を図るほか、税率格差を是正するほど同税を全般的に見直すこととする。

5　所得税

配偶者控除に上乗せして適用される部分の配偶者特別控除を廃止することとする。

6　消費税

㈠　事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用上限を引き下げることとする。

㈡　消費税の額を含めた価格表示を義務付けることとする。

7　その他

酒類間の税負担格差の縮小、たばこ税の税率の引上げなどの措置を講ずるほか、既存の特別措置を整理合理化を行うとともに、揮発油税及び地方道路税の税率の特例等期限の到来する特別措置について、その適用期限を延長するなどの措置を講ずることとする。

8　施行期日

この法律は、別段の定めのあるものを除き、平成十五年四月一日から施行することとする。

二　議案の可決理由

本案は、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、国税に関する制度全般にわたり所要の措置を講じようとするもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

この修正案に対しては、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣を代表して塩川財務大臣から「本修正案については、政府としては反対である。」旨の意味が述べられた。

また、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に伴う減収見込額は、初年度において約一兆五千四百二十三億円、平年度において約七千百八十三億円である。

右報告する。

平成十五年三月三日

財務金融委員長　小坂　憲次

衆議院議長　綿貫　民輔殿

〔別紙〕

所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　財政の持続可能性に対する懸念に対して、中長期的な財政構造健全化の必要性が一層増大していることにかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化に努めるとともに、歳入の根幹をなす税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税のあり方についての抜本的見直しを行い、持続的経済社会の活性化を実現するための税制の構築に努めること。

一　租税特別措置については、政策目的、政策効果、利用状況等を勘案しつつ、今後とも一層の整理・合理化を推進すること。

一　納税者数・滞納状況等の納税環境の変動、業務の一層の複雑化・高度情報化・国際化、更には滞納整理等に伴う事務量の増大にかんがみ、複雑・困難であり、かつ、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員について、税負担の公平を確保する税務執行の重要性を踏まえ、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配意し、今後とも処遇の改善、定員の確保、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を行うこと。

一　高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の広域化・複雑化及び電子化等の拡大が進む状況下で、従来にも増した税務執行体制の整備と、事務の一層の機械化促進に特段の努力を行うこと。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十五年二月七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第四号中「七十歳以上人口」を「七十五歳以上人口」に改め、同表道府県の項第八号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同表道府県の項第九号中「昭和五十六年度から平成十三年度まで」を「昭和五十七年度から平成十四年度まで」に改め、同表道府県の項第十三号及び第十四号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同表道府県の項第十六号中「平成十三年度」の下に「及び平成十四年度」を加え、同表市町村の項第四号中「七十歳以上人口」を「七十五歳以上人口」に改め、同表市町村の項第九号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同表市町村の項第十号中「昭和五十六年度から平成十三年度まで」を「昭和五十七年度から平成十四年度まで」に改め、同表市町村の項第十一号及び第十二号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同表第五十一号中「平成十三年度」の下に「及び平成十四年度」を加える。

第十三条第五項の表道府県の項第四号中

5　労働費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正	

を

5　労働費	人口	段階補正及び態容補正	

に改め、同表道府県の項第五号中

4　商工行政費	人口	段階補正及び態容補正	

を

4　商工行政費	人口	段階補正及び態容補正	

に改め、同表道府県の項第九号中「昭和五十六年度から平成十三年度まで」を「昭和五十七年度から平成十四年度まで」に改め、同表道府県の項第十二号及び第十三号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同表道府県の項第十五号中「平成十三年度」の下に「及び平成十四年度」を加え、同表市町村の項第八号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同表市町村の項第九号中「昭和五十六年度から平成十四年度まで」を「昭和五十七年度から平成十四年度まで」に改め、同表市町村の項第十二号及び第十三号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同表市町村の項第十四号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改める。

附則第四条の見出し中「平成十四年度分」を「平成十五年度分」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「平成十四年度」を「平成十五年度」に、「第八号」を「第十一号」に、「四千八百億円」を「四千二百億円」に、「第九号から第十二号まで」を「第十二号から第十五号まで」に改め、同項第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十八号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）」に、「平成十四年度分」を「平成十五年度分」に、「千四百億円」を「三十七億円」に改め、同項第三号中「第十二号」を「第十五号」に、「次条第四項」を「次条第五項」に、「千五百七十八億円」を「千六百八十四億円」に改め、同項第四号中「第十二号」を「第十五号」に、「次条第五項」を「次条第六項」に、「三百二十八億円」を「四百二十億円」に改め、同項第十二号中「平成十四年度」を「平成十五年度」に、「五千六百八十九億円」を「六千百五十億円」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十一号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に、「二十八兆五千三百三億千七百九十万八千円」を「三十兆七千二百四十三億三千九百四十万八千円」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に、「二兆二千八百五億四千九百万円」を「二兆九千九百四十億三千七百万円」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第九号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に、「十一兆七千八百六十九億四千八百七万九千円」を「十二兆九千三百七十六億八千百五十七万九千円」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第八号中「平成十四年度」を「平成十五年度」に、「前二号」を「前三号」に、「三十兆七千二百四十三億三千九百四十万八千円」を「三十一兆八千三百五十六億五千百四十万八千円」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第七号中「平成十四年度」を「平成十五年度」に、「次条第五項」を「次条第六項」に、「二兆九千九百四十億三千七百万円」を「三兆六千六百六十四億七千八百万円」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　平成十五年度における借入金の額に相当する額のうち次条第七項の規定に基づき平成二十一年度から平成三十年度までの各年度分の交付税の総額に加算する額の合算額に相当する額　八百七十九億円

附則第四条第一項第六号中「平成十四年度」を「平成十五年度」に、「次条第四項」を「次条第五項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「三兆四千五百二十一億円」を「五兆五千四百十六億円」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五　第十五号に掲げる額に相当する額のうち次条第七項の規定に基づき平成二十一年度から平成三十年度までの各年度分の交付税の総額に加算する額の合算額に相当する額の借入金及び当該借入金に係る債務の弁済に起因する一時借入金に係るものとして一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる額　四億円

六　前各号に掲げる額以外の額として一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる額　二百二十四億円

附則第四条第二項中「平成十四年度分」を「平成十五年度分」に改める。

附則第四条の二の前の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「平成十五年度」を「平成十六年度」に、「五千三百八十億七千五百六十二万二千円」を「四千七百八億七千五百六十二万二千円」に、「千五百八十五億百八十九万七千円」を「千三百八十七億百八十九万七千円」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「平成十五年度から」を「平成十六年度から」に、「平成十五

年度にあつては第一項の額に第二項及び第三項の規定により」を「平成十六年度から平成二十年度までの各年度にあつては第一項の額に当該各年度において第二項から第六項までの規定により」に、「並びに」を「及び」に、「同年度」を「当該各年度」に、「平成十六年度から平成二十九年度までの各年度にあつては」を「平成二十一年度から平成三十年度までの各年度にあつては」に改め、「とし、平成三十年度にあつては第一項の額に第二項から前項までの規定により加算される額を加算した額」を削り、同項の表を次のように改め、同項を同条第八項とする。

年度	金額
平成十六年度	千二百四十六億円
平成十七年度	三千四百三十三億円
平成十八年度	四千二百八十九億円
平成十九年度	五千百三十九億円
平成二十年度	五千五百十七億千四百八十八万九千円
平成二十一年度	七千二十七億円
平成二十二年度	六千六百二十億円
平成二十三年度	五千九百億円
平成二十四年度	五千百三十三億円
平成二十五年度	四千三百七十七億円
平成二十六年度	三千五百九十五億円
平成二十七年度	二千八百六十九億円
平成二十八年度	二千八十七億円
平成二十九年度	千四百十億円
平成三十年度	六百八十九億円

附則第四条の二第五項中「三千三百二十七億円」を「三千七百四十九億円」に、「三千六百五十九億二千万円」を「四千百二十三億二千万円」に、「千五百三十一億円」を「二千四十二億円」に、「千六百八十五億円」を「二千二百四十七億円」に、「千八百五十四億円」を「二千四百七十二億円」に、「二千三十九億円」を「二千七百十九億円」に、「二千二百四十一億円」を「二千九百八十八億円」に、「二千四百六十六億二千九百万円」を「三千二百八十八億二千九百万円」に、「二千二百八十五億八千八百万円」を「三千百七十三億八千八百万円」に、「百七十三億円」を「千百六十七億四千百万円」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　平成二十一年度から平成三十年度までの各年度分の交付税の総額については、第一項の額に、次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額を加算する。

年度	金額
平成二十一年度	五十五億円
平成二十二年度	六十一億円
平成二十三年度	六十七億円
平成二十四年度	七十三億円
平成二十五年度	八十一億円
平成二十六年度	八十九億円
平成二十七年度	九十八億円
平成二十八年度	百七億円
平成二十九年度	百十八億円
平成三十年度	百三十億円

附則第四条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　平成十六年度から平成三十年度までの各年度分の交付税の総額については、第一項の額に、当該各年度において交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第六条の四の規定に基づき、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる額を加算する。

附則第四条の三を削る。

附則第四条の四第一項中「平成十五年度」を「平成十六年度」に、「附則第四条の二第五項」を「前条第六項」に改め、同条第二項中「附則第四条の二第八項」を「前条第十項」に改め、同条を附則第四条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

第四条の四　平成十六年度以降の各年度において、平成十五年度において行われた国の補助金（地方財政法第十六条に規定する補助金をいう。）及び負担金（同法第十七条に規定する国の負担金をいう。）の見直しに伴う地方公共団体の収入の減少を補うために必要となる交付税の総額を確保するため、交付税及び譲与税配付金特別会計法の定めるところにより交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定において借入金をした場合において、当該各年度における借入金の増加額があるときは、当分の間、当該借入金に相当する額の範囲内の額で借入金をした年度後の年度において一般会計から同勘定に繰り入れることが必要なものとして法律で定める額を、法律の定めるところにより、附則第四条の二第七項の表に定める金額に加算するものとする。

2　前項の各年度における借入金の増加額とは、当該年度における借入金の額に相当する額から当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額を控除した残額をいう。この場合において、これらの借入金の額については、附則第四条の二第十項の規定を準用する。

附則第六条の次に次の二条を加える。

（高齢者保健福祉費に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第六条の二　平成十五年度から平成十八年度までの各年度分の基準財政需要額を算定する場合における第十二条及び別表の規定の適用については、同条第一項の表道府県の項第四号及び同表市町村の項第四号、同条第二項の表第三十一号並びに別表道府県の項第四号及び同表市町村の項第四号中「七十五歳以上人口」とあるのは、次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成二十四年度	七十三億円
平成二十五年度	八十一億円
平成二十六年度	八十九億円
平成二十七年度	九十八億円
平成二十八年度	百七億円
平成二十九年度	百十八億円
平成三十年度	百三十億円

平成十五年度	七十一歳以上人口
平成十六年度	七十二歳以上人口
平成十七年度	七十三歳以上人口
平成十八年度	七十四歳以上人口

七十一歳以上の人口			
七十二歳以上の人口			
七十三歳以上の人口			
七十四歳以上の人口			

（平成十五年度における基準財政需要額の算定方法の特例）

第六条の三　平成十五年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、第十一条の規定によって算定した額から、次の表に掲げる地方公共団体の種類及び算定単位ごとの単価に次項の規定により算定した算定単位の数値を乗じて得た額を控除した額とする。

地方公共団体の種類	算定単位	単価
道府県	人口	一人につき　二四、八五八円
市町村	人口	一人につき　一七、三〇八円

2　前項の算定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該算定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

算定単位	算定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人

附則第八条中「百分の八十」を「百分の七十五」に改める。

附則第九条の二中「並びに第十三条」を「、第十三条」に改め、「補正」の下に「並びに附則第六条の三第二項の算定単位の数値の算定の基礎及び算定方法並びに算定単位の数値の補正」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第十二条関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県			
一　警察費		警察職員数	一人につき　一〇、六七九、〇〇〇円
二　土木費			
1　道路橋りょう費			
(1)　経常経費		道路の面積	千平方メートルにつき　二一三、〇〇〇
(2)　投資的経費		道路の延長	一キロメートルにつき　五、一一〇、〇〇〇
2　河川費			
(1)　経常経費		河川の延長	一キロメートルにつき　一四二、〇〇〇
(2)　投資的経費		河川の延長	一キロメートルにつき　八三一、〇〇〇
3　港湾費			
(1)　経常経費		港湾における係留施設の延長	一メートルにつき　三六、七〇〇
		漁港における係留施設の延長	一メートルにつき　一四、五〇〇
(2)　投資的経費		港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき　九、一五〇
		漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき　六、六七〇
4　その他の土木費			
(1)　経常経費		人口	一人につき　一、三四〇
(2)　投資的経費		人口	一人につき　一、二四〇
三　教育費			
1　小学校費		教職員数	一人につき　五、六三八、〇〇〇
2　中学校費		教職員数	一人につき　五、五四九、〇〇〇
3　高等学校費			
(1)　経常経費		教職員数	一人につき　八、一三六、〇〇〇
		生徒数	一人につき　七〇、一〇〇
(2)　投資的経費		生徒数	一人につき　五四、三〇〇
4　特殊教育諸学校費			
(1)　経常経費		教職員数	一人につき　五、六五五、〇〇〇
		児童及び生徒の数	一人につき　二八四、〇〇〇
(2)　投資的経費		学級数	一学級につき　一、四五二、〇〇〇
5　その他の教育費		学級数	一学級につき　一、七四八、〇〇〇
		人口	一人につき　二、二九〇
		高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき　三六九、〇〇〇
		私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき　二三三、二〇〇
四　厚生労働費			
1　生活保護費		町村部人口	一人につき　五、九一〇
2　社会福祉費		人口	一人につき　五、九八〇
(1)　経常経費		人口	一人につき　四三五
(2)　投資的経費		人口	一人につき　六、一五〇
3　衛生費		人口	一人につき

4 高齢者保健福祉費					
(1) 経常経費	六十五歳以上人口	一人につき	三八、八〇〇		
	七十五歳以上人口	一人につき	四一、五〇〇		
(2) 投資的経費	六十五歳以上人口	一人につき	二、九二〇		
5 労働費	人口	一人につき	七四一		
五 産業経済費					
1 農業行政費					
(1) 経常経費	農家数	一戸につき	一〇六、〇〇〇		
(2) 投資的経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	七五、八〇〇		
2 林野行政費					
(1) 経常経費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	四、七一〇		
(2) 投資的経費	公有林野の面積	一ヘクタールにつき	一一、七〇〇		
	林野の面積	一ヘクタールにつき	七、三六〇		
3 水産行政費					
(1) 経常経費	水産業者数	一人につき	二四八、〇〇〇		
(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき	五九、二〇〇		
4 商工行政費	人口	一人につき	二、六七〇		
六 その他の行政費					
1 企画振興費					
(1) 経常経費	人口	一人につき	一、九六〇		
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、〇七〇		
2 徴税費	世帯数	一世帯につき	七、九六〇		
3 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	一、三二九、〇〇〇		
4 その他の諸費					
(1) 経常経費	人口	一人につき	五、二八〇		
	人口	一人につき	二、六八〇		
(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	九八二、〇〇〇		
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行については同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇		
八 補正予算債償還費	昭和五十年度から平成十年度まで	千円につき	八〇〇		

九 地方税減収補てん債償還費	地方税の減収補てんのため昭和五十七年度から平成十四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二五	地方税の減収補てんのため昭和五十七年度から平成十四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二五
十 地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため昭和五十七年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二五	地域財政特例対策のため昭和五十七年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二五
十一 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十二年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	八七	臨時財政特例対策のため昭和六十二年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	八七
十二 公共事業等臨時特例債償還費	公共事業等臨時特例対策のため平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一四九	公共事業等臨時特例対策のため平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一四九
十三 財源対策債償還費	平成六年度から平成十四年度までの財源対策のため当該各年度において発行を許可	千円につき	九〇	平成六年度から平成十四年度までの財源対策のための各年度において発行を許可	千円につき	九〇

十四　減税補てん債償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度及び平成十年度から平成十四年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	四一	
十五　臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	一三五	
十六　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度及び平成十四年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	一四	
市町村				
一　消防費	人口	一人につき	一〇、九〇〇	円
二　土木費				
1　道路橋りょう費				
(1)　経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	一一一、〇〇〇	
(2)　投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	五一六、〇〇〇	
2　港湾費				
(1)　経常経費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	三六、四〇〇	
	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一四、五〇〇	
(2)　投資的経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	九、一五〇	
	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、六七〇	
3　都市計画費				
(1)　経常経費	都市計画区域における人口	一人につき	一、三九〇	
(2)　投資的経費	都市計画区域における人口	一人につき	一、一二〇	
4　公園費				
(1)　経常経費	人口	一人につき	六八九	
(2)　投資的経費	都市公園の面積	千平方メートルにつき	四四、九〇〇	
	人口	一人につき	二四四	
5　下水道費				
(1)　経常経費	人口	一人につき	一三五	
(2)　投資的経費	人口	一人につき	一一〇	
6　その他の土木費				
(1)　経常経費	人口	一人につき	一、六三〇	
(2)　投資的経費	人口	一人につき	六六五	
三　教育費				
1　小学校費				
(1)　経常経費	児童数	一人につき	四六、六〇〇	
	学級数	一学級につき	九七二、〇〇〇	
	学校数	一校につき	一〇、九三八、〇〇〇	
	学級数	一学級につき	八二七、〇〇〇	
(2)　投資的経費	人口	一人につき	三八、九〇〇	
	学級数	一学級につき	一、一七六、〇〇〇	
	学校数	一校につき	一二、九五五、〇〇〇	
	学級数	一学級につき	八二七、〇〇〇	
2　中学校費				
(1)　経常経費	生徒数	一人につき	八、一〇一、〇〇〇	
	学級数	一学級につき	六九、四〇〇	
	学校数	一校につき	三六、九〇〇	
(2)　投資的経費	人口	一人につき	六、四三〇	
	学級数	一学級につき	四〇〇、〇〇〇	
	学校数	一校につき	二九四	
3　高等学校費				
(1)　経常経費	教職員数	一人につき	五、七五〇	
	生徒数	一人につき		
	生徒数	一人につき		
(2)　投資的経費	人口	一人につき		
	幼稚園の幼児数	一人につき		
	人口	一人につき		
4　その他の教育費				
(1)　経常経費	人口	一人につき		
(2)　投資的経費	人口	一人につき		
四　厚生費				
1　生活保護費	市部人口	一人につき		

2 社会福祉費				
(1) 経常経費	人口	一人につき	八、四七〇	一、七三〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五三九	三四九、〇〇〇
3 保健衛生費	人口	一人につき	四、二八〇	九五〇
4 高齢者保健福祉費				
(1) 経常経費	六十五歳以上人口	一人につき	六八、二〇〇	八〇〇
	七十五歳以上人口	一人につき	四一、五〇〇	
(2) 投資的経費	六十五歳以上人口	一人につき	二、二一〇	五一
5 清掃費				
(1) 経常経費	人口	一人につき	六、七一〇	八〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	七五六	
五 産業経済費				
1 農業行政費				
(1) 経常経費	農家数	一戸につき	六五、三〇〇	二五
(2) 投資的経費	農家数	一戸につき	四〇、六〇〇	
2 商工行政費	人口	一人につき	一、二五〇	
3 その他の産業経済費				
(1) 経常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一三二、〇〇〇	五一
(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一二五、〇〇〇	
六 その他の行政費				
1 企画振興費				
(1) 経常経費	人口	一人につき	四、九〇〇	二五
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、三四〇	
2 徴税費	世帯数	一世帯につき	九、一四〇	
3 戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、六九〇	
	世帯数	一世帯につき	三、〇〇〇	
4 その他の諸費				
(1) 経常経費	人口	一人につき	一二、四〇〇	八七
	面積	一平方キロメートルにつき	二、五六三、〇〇〇	

(2) 投資的経費	人口	一人につき	一二、四〇〇	八七
	面積	一平方キロメートルにつき	二、五六三、〇〇〇	
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行につき同意又は許可をうけた地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇	二五
八 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行につき同意又は許可をうけた地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇	
九 補正予算債償還費	昭和五十年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇	
十 地方税減収補てん債償還費	地方税の減収補てんのため昭和五十五年度から平成十七年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二五	
十一 地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため昭和五十七年度から平成五十七年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二五	
十二 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため昭和六	千円につき	八七	

十三　公共事業等臨時特例債償還費	千円につき	一四九	十三年度から平成十二年度までの各年度において発行を許可された地方債の額
十四　財源対策債償還費	千円につき	九〇	平成六年度から平成十四年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額
十五　減税補てん債償還費	千円につき	四一	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十年度から平成十四年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
十六　臨時税収補てん債償還費	千円につき	九一	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
十七　臨時財政対策債償還費	千円につき	一五	臨時財政対策のため平成十三年度及び平成十四年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正）

第二条　交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表以外の部分中「平成十四年度から平成三十七年度まで」を「平成十五年度から平成三十七年度まで」に改め、「、平成十四年度にあつては四十六兆六千五百六十億五千七百九十八万七千円（以下「平成十四年度分の借入金限度額」という。）」を削り、「平成十四年度分の借入金限度額から七百九十八億七千五百万円を控除した額」を「四十八兆五千二百七十七億千九十八万七千円」に、「上欄に定める金額、同表の控除額の欄の中欄に定める金額及び同表の控除額の欄の下欄」を「第一欄から第四欄まで」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	控除額				その他のもの
	地方交付税法附則第四条第一項第八号の額に相当する借入金限度額に係るもの	地方交付税法附則第四条第一項第九号の額に相当する借入金限度額に係るもの	地方交付税法附則第四条第一項第十号の額に相当する借入金限度額に係るもの		
平成十六年度	九千六百五十九億円	千二百七十九億円			一兆六百六十七億七千五百万円
平成十七年度	一兆六百三十二億円	千四百八億円			一兆四千七百八十七億七千五百万円
平成十八年度	一兆千六百八十三億五千万円	千五百四十八億円			一兆九千七百五十四億七千五百万円
平成十九年度	一兆二千五百六十九億円	二千三百九十一億円			二兆二千九百十一億円
平成二十年度	一兆三千四百五十五億円	二千九百五十七億円			二兆六千六百七億円
平成二十一年度	一兆五千三百五十一億円	三千七百四十九億円			三兆百十七億六千万円
平成二十二年度	一兆六千八百八十七億六千七百五十万円	四千百二十三億二千万円			二兆九千二十八億四千万円
平成二十三年度	四千七百二十三億円	二千四十二億円			二兆六千二百八十二億五千万円
平成二十四年度	四千九百五十七億円	二千二百四十七億円			二兆五千八十九億円
平成二十五年度	五千百九十五億円	二千四百七十二億円			二兆五千三百六十億千百万円

平成二十六年度	五千七百十四億円	二千七百十九億円	八十九億円	二兆三千七百七億二百五十万円
平成二十七年度	六千二百八十七億円	二千九百八十八億円	九十八億円	一兆七千八百六十億三千八百万円
平成二十八年度	六千九百十四億三千五十七万九千円	三千二百八十八億二千九百万円	百七億円	一兆七千百十四億四千二百四十万八千円
平成二十九年度	四千四十九億三千三百五十万円	二千二百八十五億八千八百万円	百十八億円	七千四百九十九億二千百五十万円
平成三十年度	千三百億円	千百六十七億四千百万円	百三十億円	四千百十億四千百万円
平成三十一年度				二千三十七億円
平成三十二年度				二千百二十七億円
平成三十三年度				二千二百二十二億円
平成三十四年度				二千三百二十三億円
平成三十五年度				二千四百二十八億円
平成三十六年度				三千七百三十七億円
平成三十七年度				三千九百五億円

附則第六条中「平成十四年度」を「平成十五年度」に改める。

附則第六条の二第一項中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改め、同項第二号及び第三号並びに同条第二項第二号中「附則第四条の二第四項」を「附則第四条の二第五項」に改める。

附則第六条の三第一項中「平成十五年度」を「平成十六年度」に改め、同項第二号及び第三号並びに同条第二項第二号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第六項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六条の四　平成十六年度から平成二十九年度までの各年度に限り、当該各年度における地方交付税法附則第四条の二第一項第四号に掲げる額のうち、次に掲げる一時借入金又は借入金に係る当該各年度における利子の支払に充てるため必要な額に相当する額を、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

一　次号の借入金に係る債務の弁済に起因する当該年度の第十三条第一項の規定による一時借入金

二　当該年度の前年度の附則第五条第一項の規定による借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二第七項の規定に基づき当該年度から平成三十年度までの各年度分の交付税の総額に加算する額の合算額に相当する額の借入金

三　当該年度の附則第五条第一項の規定による借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二第七項の規定に基づき当該年度の翌年度から平成三十年度までの各年度分の交付税の総額に加算する額の合算額に相当する額の借入金（平成二十九年度にあつては、同項の規定に基づき平成三十年度分の交付税の総額に加算する額に相当する額の借入金）

2　平成三十年度に限り、同年度における地方交付税法附則第四条の二第一項第四号に掲げる額のうち、次に掲げる一時借入金又は借入金に係る同年度における利子の支払に充てるため必要な額に相当する額を、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

一　次号の借入金に係る債務の弁済に起因する平成三十年度の第十三条第一項の規定による一時借入金

二　平成二十九年度の附則第五条第一項の規定による借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二第七項の規定に基づき平成三十年度分の交付税の総額に加算する額の合算額に相当する額の借入金

附則第七条各号列記以外の部分中「前二条」を「前三条」に、「平成十四年度」を「平成十五年度」に、「第五号」を「第七号」に、「平成十五年度にあつては第四条の規定により算定した額に第一号及び第四号に掲げる額並びに同法附則第四条の三第一項に規定する臨時財政対策のための特例加算額の合算額を加算した額とし、平成十六年度から平成二十九年度までの各年度にあつては第四条の規定により算定した額に第一号から第四号までに掲げる額の合算額を加算した額とし、平成三十年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号から第三号まで及び第五号に掲げる額の合算額を加算した額とし、平成二十一年度から平成三十年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号から第五号まで」に改め、同条第二号中「附則第四条の二第四項」を「附則第四条の二第五項」に改め、同条第三号中「附則第四条の二第六項」に、「三千三百二十七億円」を「三千七百四十九億円」に、「三千六百五十九億二千万円」を「四千百二十三億二千万円」に、「千五百三十一億円」を「二千四十二億円」に、「千六百八十五億円」を「二千二百四十七億円」に、「千八百五十四億円」を「二千四百七十二億円」に、「二千三十九億円」を「二千七百十九億円」に、「二千二百四十一億円」を「二千九百八十八億円」に、「二千四百六十六億二千九百万円」を「三千二百八十八億二千九百万円」に、「千三百八十一億八千八百万円」を「二千二百八十五億八千八百万円」に、「百七十三億円」を「千百六十七億四千百万円」に改め、同条第四号の表を次のように改め、同号を同条第五号とする。

年度	金額
平成十六年度	千二百四十六億円
平成十七年度	三千四百三十三億円
平成十八年度	四千二百八十九億円
平成十九年度	五千百三十九億円
平成二十年度	五千五百十七億千四百八十八万九千円
平成二十一年度	七千二十七億円
平成二十二年度	六千六百二十億円
平成二十三年度	五千九百億円
平成二十四年度	五千百三十三億円
平成二十五年度	四千三百七十七億円
平成二十六年度	三千五百九十五億円
平成二十七年度	二千八百六十九億円
平成二十八年度	二千八十七億円
平成二十九年度	千四百十億円
平成三十年度	六百八十九億円

附則第七条第三号の次に次の一号を加える。

四　次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二第七項の規定により各年度分の交付税の総額に加算する金額

年度	金額
平成二十一年度	五十五億円
平成二十二年度	六十一億円
平成二十三年度	六十七億円
平成二十四年度	七十三億円
平成二十五年度	八十一億円
平成二十六年度	八十九億円
平成二十七年度	九十八億円
平成二十八年度	百七億円
平成二十九年度	百十八億円
平成三十年度	百三十億円

附則第七条の二中「第四条第一項」を「第三条第二項」に、「同項第四号」を「同法第四条第一項第四号」に改め、「掲げる額」の下に「及び同法第七条の二第二号に掲げる額の合算額」を加える。

（地方財政法の一部改正）

第三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の二の見出し中「平成十三年度から平成十五年度までの間」を「平成十五年度」に改め、同条第一項中「平成十三年度から平成十五年度までの間」を「平成十五年度」に、「第十一条に定める方法」を「附則第六条の三第一項の規定により控除する額に係る同項に規定する算定方法」に改め、「（平成十四年度にあっては、総務省令で定めるところにより、当該額から同年度における地方公務員の給与に係る財政需要の減少額に相当する額として総務省令で定める方法により算定した額を控除した額）」を削る。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第四条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　地方特例交付金（第三条―第十二条）」を

「第二章　地方特例交付金
第一節　交付金の交付等（第三条―第七条の三）
第二節　第一種交付金（第四条―第七条）
第三節　第二種交付金（第七条の二・第七条の三）
第四節　交付金の算定時期等（第八条―第十二条）」

に改める。

第一条中「減少すること」の下に「並びに平成十五年度において行われた国の補助金（地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第十六条に規定する補助金をいう。以下同じ。）及び負担金（同法第十七条に規定する国の負担金をいう。以下同じ。）の見直しに伴い収入が減少すること」を加える。

第三条の見出しを削り、同条中「減収額」の下に「並びに平成十五年度において行われた国の補助金及び負担金の見直しに伴う各年度の減収額」を加え、同条に次の二項を加える。

2　毎年度分として交付すべき交付金の総額は、当該年度における地方税法改正法及び法人税等負担軽減措置法の施行による道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に係る減収額を埋めるために交付する交付金（以下「第一種交付金」という。）の総額並びに当該年度における平成十五年度において行われた国の補助金及び負担金の見直しに伴う減収額を埋めるために交付する交付金（以下「第二種交付金」という。）の総額の合算額として予算で定める額とする。

3　毎年度分として各地方公共団体に対して交付すべき交付金の額は、第一種交付金及び第二種交付金の合算額とする。

第二章中第三条の前に次の節名を付する。

第一節　交付金の交付等

第四条の見出しを「（第一種交付金の総額）」に改め、同条第一項中「交付金」を「第一種交付金」に改め、同項第四号中「納付された額」の下に「のうち第一種交付金に係るもの」を加え、同条の前に次の節名を付する。

第二節　第一種交付金

第五条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「交付金」を「第一種交付金」に改める。

第六条中「交付金」を「第一種交付金」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「交付金」を「第一種交付金」に改め、同条の次に次の一節を加える。

第三節　第二種交付金

（第二種交付金の総額）

第七条の二　毎年度分として交付すべき第二種交付金の総額は、次に掲げる額の合算額として予算で定める額とする。

一　当該年度における平成十五年度においてその交付又は支出の対象とされていた事務又は事業が引き続き地方公共団体において実施されることが必要であるものとして政令で定めるもの（次条第二項において「見直

し対象国庫補助負担金」という。）の当該見直しに伴う地方公共団体の収入の減少額の総額の二分の一に相当する額

二　当該年度の前年度又は前々年度において、第十二条において準用する地方交付税法第十九条第一項及び第三項から第五項までの規定により返還され、又は納付された額のうち第二種交付金に係るもの

（各地方公共団体に交付すべき第二種交付金の算定方法）

第七条の三　毎年度分として各都道府県に対して交付すべき第二種交付金の額は、当該年度における第二種交付金の総額にあん分率を乗じて得た額（第三項において「都道府県第二種交付金総額」という。）を、総務省令で定めるところにより、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各都道府県の人口であん分した額とする。

2　前項のあん分率は、当該年度における見直し対象国庫補助負担金の平成十五年度における見直しに伴う都道府県の収入の減少額の総額（都道府県が市町村に対して交付する補助金の財源の全部又は一部として交付される国の補助金に係るものを除く。）の当該年度における当該見直しに伴う地方公共団体の収入の減少額の総額に占める割合として総務省令で定める率とする。

3　毎年度分として各市町村に対して交付すべき第二種交付金の額は、当該年度における第二種交付金の総額から都道府県第二種交付金総額を控除して得た額を、総務省令で定めるところにより、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村の人口であん分した額とする。

4　当該年度において第十二条において準用する地方交付税法第十九条第一項の規定により交付すべき第二種交付金がある場合における第一項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「第二種交付金の総額」とあるのは、「第二種交付金の総額から第十二条において準用する地方交付税法第十九条第一項の規定により交付すべき第二種交付金の額を控除した額」とする。

5　人口が急激に変化した地方公共団体については、総務省令で定めるところにより、第一項又は第三項に規定する人口について補正することができる。

第八条第一項中「前三条」を「第三条第三項」に改め、同条の前に次の節名を付する。

第四節　交付金の算定時期等

第十二条中「に掲げる額」と、同条第二項中「に掲げる額」と、「又は減少する必要が生じたとき」とあるのは「若しくは減少する必要が生じたとき又は交付年度分として交付を受けた第二種交付金（同法第三条第二項に規定する第二種交付金をいう。以下この条において同じ。）の額が交付を受けるべきであつた第二種交付金の額に満たないため当該不足額を交付する必要が生じたとき若しくは交付年度分として交付を受けた第二種交付金の額が交付を受けるべきであつた第二種交付金の額を超えるため当該超過額を返還させる必要が生じたとき」と、「又は減少すべき額」とあるのは「若しくは減少すべき額又はその交付し、若しくは返還させるべき額」と、「又はこれらから」とあるのは「若しくはこれらから」と、「とする」とあるのは「とし、又は当該地方公共団体に当該年度の第二種交付金から交付し、若しくは返還させる」と、同条第二項中「普通交付税の額の算定の」とあるのは「第一種交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条第二項に規定する第一種交付金をいう。以下この条において同じ。）の額の算定の」と、「交付金が」を「第一種交付金が」に改め、「交付されない地方公共団体」と」の下に「、「普通交付税の額が」とあるのは「第一種交付金の額が」と、「普通交付税の額に」とあるのは「第一種交付金の額に」と、「交付税から」とあるのは「第一種交付金から」と、「普通交付税の額を」とあるのは「第一種交付金の額を」と」を加える。

第十三条第一項中「（昭和二十三年法律第百九号）」を削る。

第十四条第一項中「第五条から第七条まで」を「第三条第三項」に、「百分の八十」を「百分の七十五」に改め、同条第二項中「百分の八十」を「百分の七十五」に改め、「とし、ゴルフ場利用税の収入見込額」と」の下に「、「同法第百三条」とあるのは「地方税法第百三条」と」を加え、「第五条から第七条まで」を「第三条第三項」に、「当該地方特例交付金」を「同法第五条から第七条までの規定により都に対して交付すべき第一種交付金」に、「たばこ税調整額の百分の七十五」を「たばこ税調整額の百分の七十五の額」に改め、同条第三項中「第五条から第七条まで」を「第三条第三項」に改める。

第十五条中「百分の八十」を「百分の七十五」に改める。

第十八条第二号中「第五条から第八条まで」を「第八条」に改める。

附則に次の一条を加える。

（東京都三宅村に係る第二種交付金の額の算定方法の特例）

第七条　東京都三宅村に対して交付すべき平成十五年度から平成十八年度までの各年度分の第二種交付金の額を算定する場合においては、第七条の三第三項の人口及び同条第五項の人口の補正について、総務省令で特例を設けることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条第六項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十五年度分の地方交付税から適用する。この場合において、同法附則第八条の規定は、同年度以降の年度分に係る同条に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定過大と認められる額について適用し、平成十二年度分、平成十三年度分及び平成十四年度分に係る第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第八条に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定過大と認められる額については、なお従前の例による。

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法の規定は、平成十五年度分の予算から適用する。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、平成十五年度分の地方特例交付金及び同年度分の地方交付税から適用する。

2　平成十五年度に限り、地方公共団体に対し四月に交付すべき地方特例交付金の額は、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第九条第一項の規定にかかわらず、都道府県にあつては当該都道府県に対する平成十四年度分の交付金（第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第三条に規定する交付金をいう。以下この項において同じ。）の額に平成十五年度分の第一種交付金（第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下この項において「新法」という。）第三条第二項

に規定する第一種交付金をいう。以下この項において同じ。）の総額の平成十四年度分の交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額及び平成十五年度分の都道府県第二種交付金総額（新法第七条の三第一項に規定する都道府県第二種交付金総額をいう。以下この項において同じ。）を総務省令で定めるところにより官報で公示された最近の国勢調査の結果による各都道府県の人口であん分した額のうち当該都道府県に係る額の二分の一に相当する額の合算額として総務省令で定めるところにより算定した額とし、市町村（特別区を含む。以下同じ。）にあっては当該市町村に対する平成十四年度分の交付金の額に平成十五年度分の第一種交付金の総額の平成十四年度分の交付金の総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額及び平成十五年度分の第二種交付金（新法第三条第二項に規定する第二種交付金をいう。）の総額から都道府県第二種交付金総額を控除して得た額を総務省令で定めるところにより官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村の人口であん分した額のうち当該市町村に係る額の二分の一に相当する額の合算額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

（平成十五年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第五条　平成十五年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によって算定した額に、道府県にあっては第一号に掲げる額（都にあっては当該額から当該額に総務省令で定める率を乗じて得た額（以下この項において「平成十五年度減税減収調整額」という。）を控除した額）の百分の七十五の額、市町村にあっては第二号に掲げる額（特別区にあっては当該額に平成十五年度減税減収調整額を加算した額）の百分の七十五の額を加算した額とする。

一　イからニまでに掲げる額の合算額（都にあっては、当該合算額に特別区に係る第二号イからハまでに掲げる額の合算額を加算した額）からホ及びヘに掲げる額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ　所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）の施行による法人の道府県民税の法人税割の平成十五年度の減収見込額

ロ　所得税法等改正法の施行による法人の事業税の平成十五年度の減収見込額

ハ　地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）の施行による不動産取得税の平成十五年度の減収見込額

ニ　地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十五年度の減収見込額（地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の減少見込額を除く。）

ホ　地方税法等改正法の施行による道府県たばこ税の平成十五年度の増収見込額

ヘ　地方税法等改正法の施行による自動車取得税の平成十五年度の増収見込額（地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金（地方税法第六百九十九条の三十二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の増加見込額を除く。）

二　イからニまでに掲げる額の合算額（特別区にあってはニに掲げる額）からホ及びヘに掲げる額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ　所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十五年度の減収見込額

ロ　地方税法等改正法の施行による特別土地保有税の平成十五年度の減収見込額

ハ　地方税法等改正法の施行による事業所税の平成十五年度の減収見込額

ニ　地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金の平成十五年度の減収見込額

ホ　地方税法等改正法の施行による市町村たばこ税の平成十五年度の増収見込額

ヘ　地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金の平成十五年度の増収見込額

2　前項第一号に掲げる額（以下この項において「減収見込額」という。）は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によって、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
一　道府県民税の法人税割	当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の法人税割の課税標準等の額
二　法人の行う事業に対する事業税	当該道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値
三　不動産取得税	前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額
四　道府県たばこ税	前年度の道府県たばこ税の課税標準数量
五　ゴルフ場利用税	当該道府県に所在するゴルフ場の延利用人員
六　自動車取得税	前年度中における当該道府県の区域内に定置場を有した自動車の取得件数

3　第一項第二号に掲げる額（以下この項において「減収見込額」という。）は、市町村につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によって、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
一　市町村民税の法人税割	当該市町村の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の法人税割の課税標準等の額
二　市町村たばこ税	前年度の市町村たばこ税の課税標準数量
三　特別土地保有税	前三年度における特別土地保有税の課税標準額
四　事業所税	前三年度における事業所税の課税標準額
五　ゴルフ場利用税交付金	当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員
六　自動車取得税交付金	前年度の自動車取得税交付金の交付額

4　平成十五年度に新たに指定された地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対して交付すべき同年度分の普通交付税の額を算定する場合において、前項に規定する減収見込額の算定の基礎によることができず又は適当でないと認められるときは、当該算定の基礎について、総務省令で特例を設けることができる。

5　平成十五年度分の地方交付税に限り、都及び特別区に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「たばこ税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額」とあるのは「たばこ税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額及び都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号。以下この項において「平成十五年地方交付税法等改正法」という。）附則第五条第一項第一号ホに掲げる額に同項に規定する総務省令で定める率（以下この項において「平成十五年度減税都区調整率」という。）を乗じて得た額（以下この項において「平成十五年度減税たばこ税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「自動車取得税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額」とあるのは「自動車取得税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る平成十五年地方交付税法等改正法附則第五条第一項第一号ヘに掲げる額に平成十五年度減税都区調整率を乗じて得た額（以下この項において「平成十五年度減税自動車取得税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「たばこ税調整額の百分の七十五の額及び平成十五年度減税たばこ税調整額の百分の七十五の額の合算額」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額に平成十五年度減税自動車取得税調整額の百分の七十五の額を加算した額」とする。

6　平成十五年度に限り、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十七条によって読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「交付金調整額」とあるのは、「交付金調整額並びに都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第　号）附則第五条第一項第一号ホに掲げる額に総務省令で定める率を乗じて得た額及び都に係る同号ヘに掲げる額に当該率を乗じて得た額」とする。

理　由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成十五年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成十六年度から平成三十年度までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例等を改正するとともに、道府県の基準税率を引き下げる等地方交付税の算定方法を改めるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正するとともに、平成十五年度において行われた国の補助金及び負担金の見直しに伴い地方特例交付金の拡充を図る等の措置を講じようとするものである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、地方交付税の総額の確保に資するため、平成十五年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成十六年度から平成三十年度までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例等を改正することとし、あわせて、道府県の基準税率を引き下げる等地方交付税の算定方法を改めるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正するとともに、平成十五年度において行われた国の補助金及び負担金の見直しに伴い地方特例交付金の拡充を図る等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1　地方交付税法及び交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正

㈠　地方交付税の総額の特例

(1)　平成十五年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、平成十五年度における法定加算額二千三百六十九億円、臨時財政対策のための特例加算額五兆五千四百十六億円、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金一兆九千五百十五億二千八百万円及び同特別会計における剰余金四千二百億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額六千百五十億円及び同特別会計借入金償還額七百九十八億七千五百万円を控除した額とすること。

(2)　平成十五年度の交付税及び譲与税配付金特別会計借入金のうち、六千七百二十四億四千百万円については、その償還金に相当する額を、平成二十一年度から平成三十年度までの各年度分の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から同特別会計に繰り入れること。

(3)　平成十五年度の交付税及び譲与税配付金特別会計借入金のうち、八百七十九億円については、その償還金に相当する額を、平成二十一年度から平成三十年度までの各年度分の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から同特別会計に繰り入れること。

(4)　平成十六年度から平成三十年度までの地方交付税の総額について、三千二百四十三億円を加算すること。

㈡　基準財政需要額の算定方法の改正

(1)　少子・高齢社会に向けた地域福祉施策の充実、国民健康保険の財政基盤の強化のための措置等に要する経費の財源を措置すること。

(2)　教職員定数の改善、義務教育施設の整備、私学助成の充実、教育情報化対策等教育施策に要する経費の財源を措置すること。

(3)　地方団体における情報化施策等の推進に要する経費の財源を措置すること。

(4)　環境と調和した循環型社会の形成に向けて、自然環境の保全、廃棄物の発生抑制や再利用の促進等快適な環境づくりに要する経費の財源を措置すること。

(5)　個性ある地方の活性化に要する経費、住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、消防救急業務の充実等に要する経費等の財源を措置すること。

(6)　その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方団体の行政水準の向上のために必要となる経費の財源を措置すること。

(7)　「高齢者保健福祉費」の測定単位の数値のうち七十歳以上人口を測定単位とするものを七十五歳以上人口に改めること。

(8)　平成十五年度に限り、臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

㈢　基準財政収入額の算定方法の改正

(1)　道府県の基準税率を百分の八十から百

分の七十五へ引き下げること。

(2)　平成十五年度における道府県税及び市町村税の減税等による減収額として総務省令で定める額の百分の七十五の額を加算する特例を設けること。

(四)　その他所要の改正

2　地方財政法の一部改正

臨時財政対策債の発行可能額について、所要の規定の整備を図ること。

3　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

(一)　地方特例交付金の拡充

(1)　趣旨

平成十五年度において行われた国の補助金及び負担金の見直しに伴い収入が減少することに伴う地方公共団体の財政状況にかんがみ、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金（以下「第二種交付金」という。）を交付することとすること。

(2)　第二種交付金の総額

毎年度分として交付すべき第二種交付金の総額は、当該年度における平成十五年度において見直しが行われた国の補助金及び負担金でその交付又は支出の対象とされていた事務又は事業が引き続き地方公共団体において実施されることが必要であるものとして政令で定めるものの当該見直しに伴う地方公共団体の収入の減少額の総額の二分の一に相当する額に返還金等の額を加算した額として予算で定める額とすること。

(3)　第二種交付金の算定方法

毎年度分として各都道府県及び各市町村に対して交付すべき第二種交付金の額は、当該年度における都道府県の第二種交付金総額及び市町村の第二種交付金総額を、総務省令で定めるところにより、それぞれ官報で公示された最近の国勢調査の結果による各都道府県及び各市町村の人口であん分した額とすること。

(4)　第二種交付金の算定手続等は従前の地方特例交付金（「第一種交付金」という。）と同様とすること。

(二)　その他所要の規定整備

二　議案の可決理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、平成十五年度分の地方交付税の総額の特例措置等を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三　本案施行に要する経費

平成十五年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出において、地方交付税交付金十八兆六百九十二億九千五百八万一千円及び地方特例交付金一兆六十一億六千八百万円が計上されている。

右報告する。

平成十五年三月三日

総務委員長　遠藤　武彦

衆議院議長　綿貫　民輔殿

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　財務省印刷局

電話　03（3587）4294

定価　本号一部　一、一五〇円（本体一、一〇〇円）